社会科学年報

第 52 号　2018

論文

インドネシアにおける自動車生産政策と流通
— 購買層の拡大と購買機会の増大 — …… 石川　和男

『資本論』の原始的再帰関数
— アリストテレス難問（アポリア）のマルクス解法 — …… 内田　弘

オーストラリアのインフォーマル介護者の権利と支援施策の実態
…… 鈴木奈穂美

片倉製糸の新蚕品種開発と交雑種糸格 …… 髙梨　健司

戦後「岩手の医療」における「医療と保険の一体化」 …… 中村　一成

戦後青森県の政治的争点　1945年～2015年、③ …… 藤本　一美

Why Koreans Became Taller Than Japanese? …… Hiroshi Mori

研究ノート

「占拠」という形態をとる社会運動についての理論的一考察 …… 桑野　弘隆

経済学におけるリアリティの基底
— 経済学の全体像を捉えなおすために …… 恒木健太郎・吉田　雅明

チェンナイ（旧マドラス）市のスラム居住者の住宅政策と
居住アーバニズム …… 福島　義和

所報 …… 251

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

社会科学年報

第 52 号

2018

目　　次

〈論文〉

インドネシアにおける自動車生産政策と流通
　― 購買層の拡大と購買機会の増大 ― …… 石川　和男　3

『資本論』の原始的再帰関数
　― アリストテレス難問（アポリア）のマルクス解法 ― …… 内田　弘　25

オーストラリアのインフォーマル介護者の権利と支援施策の実態
…… 鈴木奈穂美　59

片倉製糸の新蚕品種開発と交雑種糸格…… 髙梨　健司　95

戦後「岩手の医療」における「医療と保険の一体化」…… 中村　一成　127

戦後青森県の政治的争点　1945年～2015年、③ …… 藤本　一美　151

Why Koreans Became Taller Than Japanese? …… Hiroshi Mori　177

〈研究ノート〉

「占拠」という形態をとる社会運動についての理論的一考察 …… 桑野　弘隆　197

経済学におけるリアリティの基底
　― 経済学の全体像を捉えなおすために …… 恒木健太郎・吉田　雅明　209

チェンナイ（旧マドラス）市のスラム居住者の住宅政策と
　居住アーバニズム…… 福島　義和　229

所報…… 251

編集後記…… 274

インドネシアにおける自動車生産政策と流通
― 購買層の拡大と購買機会の増大 ―

石川　和男

はじめに

近年ASEANでは、自動車（乗用車・商用車）の生産・販売台数が増加し、世帯普及率の上昇も見られる。自動車の民間普及には、道路などのインフラ整備はいうまでもなく、個人所得、1人あたりGDPで表される経済水準の上昇が必要である。他方、自動車メーカー（メーカー）をはじめ、自動車流通を手がける卸売企業（ディストリビューター）や小売企業（ディーラー）だけでなく、さまざまな機関も顧客（ユーザー）が入手しやすい仕組みを構築する必要がある。

本稿では、インドネシアの自動車生産と流通に焦点を当てる。同国の自動車市場は、日系メーカーが9割近くのシェアを有しており、ASEANではタイと並んで、日系メーカーが圧倒的に優位な競争地位を構築している。その背景には、日系メーカーが早期にASEANに生産拠点を設け、マーケティング活動を行ってきたことがある。他方、自動車流通においては、販売金融にも焦点を当てる必要がある。それはかつての日本もそうであったように、自動車、二輪車（オートバイ）、家電製品や家具など高額耐久消費財の普及には、販売金融システムの整備が必要となるためである。そこで、インドネシアにおける2010年前後からの新たな金融の取り組みや個人信用制度など、自動車普及に向けた取り組みについても考察したい。

1　インドネシアの経済概況

インドネシアの自動車生産や市場について考察する前に、現在の経済状況、自動車生産や市場を取り巻く環境に触れなければならない。またASEANでは、外資系メーカーの動き、特に日系メーカーの強い影響があることから、その動きについても把握しなければならない。そして、インドネシアの地理的特性、経済的特性、宗教や文化なども自動車生産や流通には、直接、間接的に影響を与えていることから、これらについても触れることにする。

(1) インドネシアの地理・政治と経済概況

1) インドネシアの地理と政治

インドネシアは、ASEANの一国であり、国土は5,110kmと東西に非常に長く、北アメリカ大陸よりも幅が長い。インドネシアは世界最多の島嶼を抱える国家であり、大小1万3千余の島から構成される。2015年の人口は、世界第4位の規模であり、2億5,500万人を超えている。またインドネシアでは、10歳代が人口構成では最も多く、平均年齢が非常に若い国である（加納［2017］p.10）。インドネシアはマレー系が中心であり、言語はインドネシア語が中心である。宗教はイスラム教87%、キリスト教10%であり、世界最大のムスリムを有するイスラム国家でもある（外務省website）。インドネシアにはジャワ、スンダ等約300の種族がおり、言

語についても地域的な差が大きい。

インドネシアは、その地理的優位性から早くにヨーロッパの国々から船舶が寄港し、1602年には、オランダがジャワに東インド会社を設立し、1799年には直接統治下に置いている（石井［2003］p.103）。現在のインドネシアがオランダ領であった時代には、経済はコーヒー、サトウキビ、ゴムなどの一次産品が中心であり、20世紀最初の40年間に、最終かつ最高の段階に到達した（加納［2017］p.52）。その後、第二次世界大戦中は、日本が占領した時期が一時あったが、大戦終了後はスカルノ（Soekarno）及びハッタ（Mohammad Hatta）がインドネシアの独立を宣言し、スカルノが初代大統領に就任した。オランダからの独立戦争は、1949年のハーグ協定により、独立が承認された。その後、1965年には軍部と共産党との緊張が高まり、事件が発生した（「9月30日事件」）。これにより、1966年3月にスカルノ大統領が権限をスハルト（Soeharto）に一部委譲した。1968年にはスハルトが第2代大統領に就任し、30年近く大統領職にあった。しかし、1998年には前年のアジア通貨危機により、国内で民主化運動が拡大したため、スハルトが大統領を辞任し、ハビビ（Bacharuddin Jusuf Habibie）が就任した。その後もインドネシアは、2002年の東ティモールの独立などを経験しながら、国としての歴史を70年弱刻み続けてる。2014年10年には、当時ジャカルタ首都特別州知事であったジョコ（Ir. H. Joko Widodo）が、第7代大統領に就任した。経済・社会政策を最優先課題として、鉄道、港湾、電力・エネルギー等のインフラ整備及び社会保障の充実を目標として掲げている。

2）インドネシア経済の概観

インドネシアは、約300種族からなる国家のため、これが政治や経済など、さまざまな面に影響してきた。植民地時代のインドネシアは、オランダなど欧米資本が支配するプランテーションや鉱業が産業の中心であり、これらに関連した業種以外の製造業はほとんど発達しなかった。そのため、多くの工業製品は輸入に依存してきた（加納［2017］p.78）。最近の半世紀では、産業構造が大きく変化した。スハルト政権下の第1次開発5カ年計画開始の1969年以降は、GDPに占める農林漁業、鉱業、製造工業の構成比が変化した。農林漁業は、1980年には25%を切り、石油生産中心の鉱業が1980年に農林漁業と逆転した。他方、1980年代は石油主導であった経済成長も変化し、石油産出国（輸出国）から石油輸入国となった。

現在、インドネシアの主要産業は、名目GDP構成比では、製造業（20.51%－二輪車などの輸送機器、飲食品など）、農林水産業（13.45%－パーム油、ゴム、米、ココア、キャッサバ、コーヒー豆など）、商業・ホテル・飲食業（16.11%）、鉱業（7.20%－LNG、石炭、錫、石油など）、建設（10.38%）、運輸・通信（8.84%）が約8割を占めている。また、2016年の主要輸出品目は、脂肪・油・蝋（13%）、鉱物燃料・油（11%）、電子機器（6%）であり、主要輸入品目は、一般機械（18%）、電子機器（13%）、プラスチック・同製品（6%）であった。輸出相手国は、中国（11.6%）、米国（11.2%）、日本（11.1%）の順であり、輸入相手国は中国（22.7%）、シンガポール（10.7%）、日本（9.6%）の順であり（Statistics Indonesia）、輸出入ともに中国が最大の貿易相手国となっている。

インドネシアの各種産業部門では、直接投資によって企業活動が拡大した。この直接投資は制度上、インドネシア籍企業と外国企業投資に分かれており、双方の実施には政府の投資調整による許認可が必要である。双方とも投資額は伸張しているが、前者が後者の3~4倍に達している（加納［2017］pp.92-93）。

2016年におけるインドネシアの経済成長率は5.0%であった。現在、インドネシアも他のASEAN諸国同様、一時期の驚異的な経済成長から安定成長への移行期にある。他方、インドネシアは2000年以降、経済成長率では一度もマイナス成長を経験せず、経済の底堅さが観察できる。また、2008年の名目GDPは5,102億米ドルであったが、2012年には9,179億米ドルになり、わずか4年で1.8倍になった。しかし、2012年をピークとして、2015年は8,619億米ドルとなり、若干低下した。そして、国民生活において消費に大きな影響を与える1人あたり名目GDPは、2010年に3千米ドルを突破し、2016年には3,605米ドルとなった（Statistics Indonesia）。特にジャカルタなど都市部におけるGDPは、他地域の数倍にもなっている。

(2) インドネシアにおける個人消費

インドネシアの経済成長は、世界第4位の人口に支えられた内需主導型である。特に個人消費は、堅調に推移してきた。この背景には、人口増加や最低賃金の大幅な上昇が作用している。またインドネシアの個人消費拡大は、日常の交通手段として不可欠な二輪車の販売台数増加によるところが大きい。20世紀の終わりから現在まで、インドネシアも他の国々同様、アジア通貨危機、燃料価格の急騰、リーマンショックを経験し、前年実績割れとなったが、拡大傾向は継続した。それはインドネシアでの二輪車販売は、為替相場の安定的推移によるインフレ率・金利が低水準に保たれてきたこと、それによる購入ローンの拡大で増加したことによる。他方、日用品や食費、通信費などの支出も伸張している。最近は、化粧品などの日用品販売が上昇し、スマートフォンの複数台所有など、生活水準向上を背景とした消費パターンの多様化が観察される（堀江［2017］pp.3-6）。

このようにインドネシア経済は、約2億5千万人超の人口に支持された内需主導により、21世紀になっても堅調に推移してきたといえる。つまり、インドネシアの場合、人口の多さが市場駆動の原動力であり、先進国に比べ、1人あたりGDPが低くても、人口の多さによってそれを補っている面がある。日常購入する商品は低額商品であるが、この積み重ねにより、市場は拡大する。しかし、耐久消費財や高額商品の購入では「人口の力」は働かない面もあろう。したがって、二輪車価格の何十倍もする自動車

＜図表1　自動車・二輪販売台数の推移＞

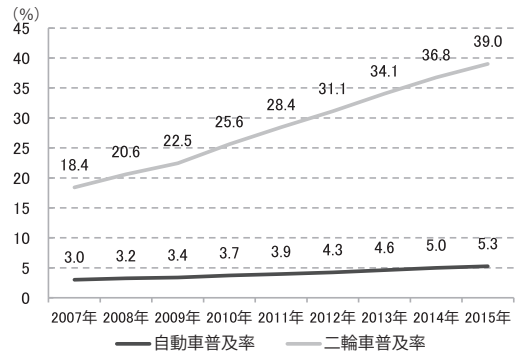

（出所）インドネシア自動車工業会、
インドネシア二輪協会

＜図表2　自動車・二輪車普及率＞

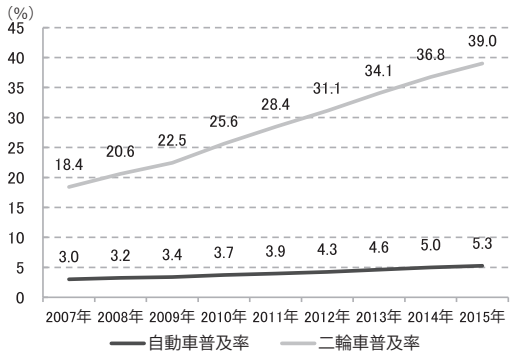

（出所）インドネシア中央統計庁「Statistical Yearbook of Indonesia 2016」、IMF「World Economic Outlook 2016年10月版」

購入の促進については、別の支援が必要となる。

2　インドネシアの自動車産業

インドネシアの自動車産業は、他のASEAN諸国の状況と比較されることが多い。特にタイとの比較がしばしば行われる。インドネシアにおける自動車産業育成は、重工業化を目指す同国には必須であり、そのために多くの自動車産業育成策が打ち出されてきた。しかしこれらがすべてプラスに作用したわけではない。また自国の自動車産業を育成するため、他国で同様に採用されてきた政策も踏襲されている。ここではASEANの他国との連携、日系メーカーとの関係を中心に取り上げる。

(1) インドネシアにおける自動車生産台数と販売台数

インドネシアでの自動車生産台数は、ASEAN最大の自動車生産国であるタイの半分程度である。タイは早くから「アジアデトロイト構想」を掲げ、自動車産業を育成してきた。また国内市場だけではなく、アジアを中心としたグローバル市場に対する自動車生産拠点としての地歩を固めてきた。そのため、自動車生産台数ではインドネシアをかなり上回る状態が継続している。図表3は、2016年のASEAN主要国での自動車生産台数と販売台数を示している。これを見ると、生産台数ではタイがインドネシアの生産台数の2倍近くあるが、販売台数ではインドネシアの方が多い。その理由は、人口規模が4倍もあることが影響しているようだ。

インドネシアでは、2012年に年間自動車生産台数が100万台を超えた。2014年には約130万台にまで増加したが、2015年は約109万台に減少した。これまでの生産台数の増加は、景気拡大による中流階級の乗用車所有増加が背景にあった。そして、生産台数においてタイとの差が生じたのは、インドネシアではこれまで地場資本による国産車生産を優遇し、外資系メーカーの発展を抑えてきたことが影響している。換言すると、インドネシアは国内向けの産業政策がうまく展開できず、反対にタイやマレーシアは外資に開放的であり、戦略的に産業を育成してきたため、輸出向け工業の発展で先行されてきたことが影響している（堀江［2017］pp.20-21）。つまり、インドネシアの採用した経済政策の影響により、自動車生産がASEANの自動車先進国であるタイやマレーシアの後塵を拝してきたともいえる。

＜図表３　ASEAN 5 カ国における自動車生産台数と販売台数（2016 年）＞

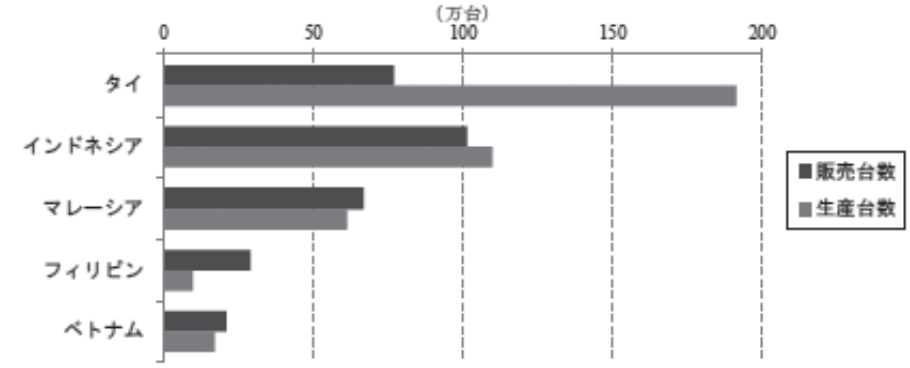

（出所）ASEAN Automotive Federation

(2) ASEAN域内における経済協力

1) BBCスキームの形成

ASEAN発足後、約10年を経て、1976年の第1回首脳会議と「ASEAN協和宣言」により、域内経済協力が開始された。やがてこの協力体制は挫折したが、プラザ合意以降、世界経済の構造変化が起こり、1987年の第3回首脳会議を契機として、「集団的外資依存輸出指向型工業化戦略」による域内経済協力へと転換した。これにより、三菱自動車工業（三菱自工）がASEANに提案し、1988年に調印した「ブランド別自動車部品相互補完流通計画（BBC：Brand to Brand Complementation）スキーム」により、協力が実現されることとなった。このスキームはASEANの域内経済協力で最も早くから実践された（清水［2015］p.254）。

BBCスキームは、各メーカーのブランド内における部品のASEAN各国間補完流通を目的とし、ASEANが各外資系メーカーの部品集中生産と域内流通を制度化しようとしたものである。これにより、各メーカーには、①部品の国産化認定、②最小の50%特恵（関税カット）が付与された。ただ必要条件として、BBC製品のASEAN各国の付加価値は、50%以上とされた。これは三菱自工が主導権を握り、他にもトヨタ、日産等が実践し、ASEAN各国間の部品補完、その認可と同時に同スキームに乗せた。トヨタでは、大規模な相互補完と集中生産を実践した。1990年にはToyota Autoparts Phillipine（TAP）とマレーシアのT&Kで集中生産したトランスミッションを、タイ、マレーシア、インドネシアへ、マレーシアのT&Kオートパーツで集中生産したステアリングギアを、タイ、フィリピン、インドネシアへ輸出し、BBCスキームによって補完し、ASEAN域内における部品補完は急速に拡大した（清水［2015］p.255）。こうしてASEAN域内における部品の相互供給体制が、一気に構築に向かったかのような感がある。

ASEANでは、自動車産業を戦略産業として保護育成するため、完成車輸入に障壁を設け、国産化義務づけ等により、完成車や部品国産化を目指してきた。そして日系メーカーを中心に、ASEAN各国に合弁形態によって直接投資し、その際に部品国産化規制を乗り越えて二重投資を回避し、規模の経済を享受しながら生産を模索してきた。BBCスキームは、この状況に適合したものであった（清水［2015］pp.254-255）。したがって、各国やASEAN全体での目標達成では、日系メーカーにも有効に作用したといえる。

2) BBCスキーム以降の経済協力

ASEANの経済協力は、1992年にAFTA（ASEAN Free Trade Area）に合意し、1993年から関税切り下げを実施した。BBCスキームは、AFTAに対応した新たなスキームへ転換を迫られた。このスキームのAFTAへの統合と自動車・自動車部品のAFTAへの編入は、1996年4月のASEAN非公式経済相会談「AICO（ASEAN Industrial cooperation）スキームに関する基本協定」が調印され、同年11月に発効した。AICOは、工業部門の基礎強化や域内投資拡大と、域外投資促進を目的とした。製品範囲は自動車だけでなく、原産地規則もBBCスキーム（50%以上）より条件が緩和された。AICO製品には、①関税0~5%の範囲で各加盟国が決定する特恵譲許、②国産化認定、③非関税恩典の特典が付与され、BBCスキームよりも恩典が拡大した。しかし、AICOの決定権はASEAN各国に委ねられ、許可は各国の利益を反映したものであった。また実際の認可では、貿易バランスが考慮され、不均衡の際には認可されない場合があった（清水［2015］p.256）。つまり、ASEANという枠組みでは考えながらも、自国の経済的な

利益を優先するという方向性は守られた部分があった。

2003年10月の第9回ASEAN首脳会議の「第2ASEAN協和宣言」では、域内経済協力をさらに深化し、ASEAN経済共同体（AEC：ASEAN Economic Community）の実現を宣言した。背景には、アジア経済危機によるASEANの環境変化があった。AICOは2004年4月のASEAN非公式経済相会議において、シンガポール、マレーシア、インドネシア等6カ国での関税率撤廃に合意し、AFTAと比較して一定の優位を得た。2008年9月には150件が認可され、うち134件が自動車関連であった（清水［2015］p.257）。したがってAICOでも、自動車産業の存在感は圧倒的であったが、それはこの認可割合でも理解できる。

(3) インドネシアにおける自動車生産の発展

1）インドネシアにおける自動車産業政策の展開

インドネシアでは、1950~60年における自動車市場規模は、年間1万台程度であった。この時期にインドネシアでは、SKD（Semi Knocked Down）組立会社が約20社設立され、1969年に輸入代替工業化政策を実施した。それ以降、政府は完成車輸入を禁止し、国内資本によるCKD（Complete Knock Down）組立を義務づけ、組立メーカーを許可制とし、外資の参入を規制した（日刊自動車新聞社編［2016］p.182）。このような外資の参入規制行動は、インドネシアに限らず、国内自動車産業を育成しようとした国では、ほぼ同様のことが行われてきた。

インドネシアでは、1971年に国内生産台数が完成車輸入台数を上回り、1974年には完成車輸入を禁止した。1976年からは商用車部品国産化のため、国内調達部品を指定し、同年から商用車国産化を開始した。また乗用車CKD関税100%に対し、商用車は0~10%の優遇関税を実施し、部品毎の国産化制限設定により、国産化を推進した。この部品国産化は、石油価格低迷により、1978年に一旦停止し、1979年に変更後、再導入した。しかし、1984年までに商用車の完全国産化は実現せず、達成期限は延長された。1984年からエンジン等の機能部品は、国内調達義務化の予定であったが、1981年をピークに低迷していた自動車国内市場や、1986年も石油価格が低迷し、1987年に政府は計画修正した。また1988年に政府は、エンジン部品の国産化をしない企業に罰則課税をしようとしたが、1986年以降、他産業の輸出志向政策によるルピア切り下げ、円高、高関税により、自動車販売価格が上昇した（日刊自動車新聞社編［2016］p.182、磯野［2016］p.123）。こうして自動車産業政策は、その時々に惹起した自動車産業内外の国内事情や海外事情のため、計画通りに進捗することは難しかった。他方ASEANでは、自動車産業政策について、タイとインドネシアでは特徴的な状況があった。両国は1980年代から生産を開始し、1990年代に30~40万台程度の生産基盤を構築したが、圧倒的に日系メーカーのシェアが高く、この能力拡大投資も日系メーカー中心であったことである（清［2016］p.24）。

2）インドネシアにおける国民車構想

インドネシアは、先にあげた部品国産化の「BBCスキーム」にも当初は参加せず、1994年になって漸く参加した。これら部品国産化達成年度の延期は、小さな国内市場で部品国産化を目指す政策が、市場原理に反していたことを示している（磯野［2016］p.123）。政府は、マレーシアのように「国民車政策」を導入しようとした。そこでインドネシアでは、1993年から部品国産化率が高いほど、部品輸入関税を下げるインセンティブを付与した。これにより、完成車輸入が再度可能となったが、乗用車セダ

ンでは200%の輸入関税が課されることもあった。他方、1996年2月、スハルト大統領の三男（Hutomo Mandala Putra）所有のPT Timor Putra Nasional1を3年間優遇しようとした。そして国民が100%株式を所有する企業が、インドネシア独自の新ブランドにより、初年度末20%、2年度末40%、3年度末60%の国産化率充足により、部品輸入関税と奢侈税を免除する「国民車政策」を導入した。PT Timor Putra Nasional1は、国民車Timorを韓国メーカーである起亜自動車と提携し、生産しようとした。同社は工場を持たず、政府が当時業績不振であった起亜に働きかけたものであった。そのため、1996年6月に大統領令で最長1年の特例とし、インドネシア人労働者が海外生産した自動車も商工相が定める上限（4万5千台）以内であれば、国内生産の国民車と同様、関税や奢侈税を免除した。これにより、起亜が韓国で生産した自動車が無税でインドネシアに輸入され、「国民車」となった。これはWTOに提訴され、1998年7月に協定違反とされた（磯野［2016］p.124）。これにより、2000年までにインセンティブ税制を廃止した。1999年6月、政府は新自動車政策を発表し、一部条件付きで国産化率に応じた優遇税を廃止せざるを得なくなった（日刊自動車新聞社［2016］p.182）。しばしば、発展途上国や開発途上国では、権力者の身内が経営する企業が、政策もその影響を受け、優遇されることがあり、それが疑獄事件に発展することがある。国民車構想に絡むこの事件もほぼ同様のものと理解できよう。

3）インドネシアにおける新自動車戦略

1997年のアジア通貨危機の影響は、ASEANではインドネシアが最も大きかった。政府は1999年7月、国民車政策を撤回し、新自動車戦略を打ち出した。部品国産化率によるCKD輸入関税のインセンティブ制度を撤廃し、車種、排気量、総重量によりCKD、完成車（CBU：Complete Build Up）の輸入関税、奢侈税を変更した。完成車は乗用車105~200%を45~80%に引き下げた。奢侈税は20~35%であったが1,500cc以下のセダンは10%引き下げ、セダンは1,500cc以下でも30%にとどめ、高級車は最大75%まで引き上げた。2001年には共通効果特恵関税（CEPT）により、ASEANのみ輸入関税を10%に下げ、2002年には5%に下げた。日本、中国、韓国からは、製品によって、低減税率が異なる制度を導入した。そして2008年には、日本・インドネシア経済連携協定が発効したが、交渉時のベースレートが15%であったため、段階的削減ないしは非段階的な削減による品目では時間がかかることになった（磯野［2015］pp.124-125）。このように多様な税率変更により、通貨危機からの脱却と新しい自動車産業政策への移行を明確にしてきた。

インドネシアの新自動車戦略では、複数税率を変更したが、他方で自動車産業は、1999年9月にも転機があった。それまでインドネシアでは、国内向け政策が継続し、国内での部品国産化、国民車政策を優先してきた。それにより、経済の復調や世界金融危機においても、他国に比べてダメージを少なく抑えることができた。トヨタは、アジア通貨危機後も撤退せず、2004年のIMV（Innovative International Multi-purpose Vehicle）計画の生産拠点の1つとしてインドネシアを選択した。さらにガソリンエンジンの供給拠点として、車両生産国に輸出することとした。そのためインドネシアでは、経済危機後からの回復と奢侈税の引き下げ等が生産台数増加に寄与した（磯野［2016］p.126）。2006年には、燃料費高騰と金利上昇で再び生産能力が低下した。2007年に日本との間で2016年までに日本車と自動車部品の関税を撤廃する自由貿易協定に調印し、すぐに工業製品の大半の関税が撤廃

された（日刊自動車新聞社［2016］p.182）。

インドネシアは、2011年にASEAN地域の自動車産業拠点化計画を掲げた。生産台数を2013年の約120万台から2020年までに200万台規模にするというものであった。そして2013年の目標を1年前倒しで達成した。他方、2013年に低コスト・グリーンカー（LCGC）計画を導入した。これは国内の燃料需要と燃料輸入価格高騰に対する政策として、燃費目標を達成したメーカーを税制面で優遇するものである。対象モデルは、現在の新車販売台数において約20%を占めている（日刊自動車新聞社［2016］p.182）。LCGC政策は、タイと同様の政策であったが、2014年までにダイハツ、トヨタ（生産はダイハツ）、スズキ、ホンダ、日産の日系5社が認可された。なお、タイとインドネシアの政策では、エンジン部品等の主要部品の現地生産が求められ、部品の現地化も促進されることとなった（清水［2015］p.248）。

（4）現地部品調達

先に取り上げたように、ASEAN域内における経済協力政策であるBBC、AICO、AFTAにより、ASEAN全体では自動車産業の自動車部品補完・生産ネットワーク形成が支援されるようになった。各社は主要な部品補完を基盤とし、ASEAN全体での自動車生産を進めた（清水［2015］p.258）。この状況は、エンジンなどの基幹部品は除いて、ASEAN自動車産業の全体的な底上げにつながるものと理解できる。

トヨタは、ASEAN各国に生産拠点を有しているが、IMVはタイとインドネシアを主力拠点とし、マレーシア、ベトナム、フィリピンでも生産している。インドネシアはタイに次ぐIMV拠点であり、ミニバンの主力工場であり、IMV用のガソリンエンジンの世界供給拠点でもある。IMVはインドネシアでも2010年に8.8万台を生産した。インドネシアのモデルでも約80%の現地調達率を達成した。他方、デンソーもASEAN域内ではタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムに拠点があり、AICOやAFTAを利用し、ASEAN域内中心に熱機器、電気・電子、パワートレイン製品・部品等を補完し、IMVの生産拡大に伴い、商品生産と補完も急速に拡大した（清水［2015］pp.259-261）。このようにASEANでも、メーカーだけでなくサプライヤーの成長も確実にみられるようになった。

IMVは、車種によっていくつかに分かれる。①IMV1は、ピックアップトラック・シングル・キャブ、②IMV2は ピックアップトラック・エキストラ・キャブ、③IMV3はピックアップトラック・ダブル・キャブ、④IMV4はSUV（スポーツ用多目的車）、⑤IMV5はミニバンであり、Kijang、Innovaという車種がこれに当たる（トヨタ自動車75年史）。インドネシアでは現地調達が進んでいるが、IMV5の場合、インドネシア国内調達率（購買ベース、金額ベース）は75%に達している。しかし、LSP（Local Souce Part：現地調達部品）で社数ベースにおいて8割が、系列サプライヤーの同伴進出である。他方、現地純ローカルからは小物中心であり、IMV5の1次サプライヤーにおける調達の約半分は輸入である。そのため、IMV5のLSP比率は35%まで低下する（野村［2015］p.135）。

インドネシアでのIMV5の現地調達率は、TMMIN（PT. Toyota Motor Manufacturing Indonesia）の購買ベースでは、LSPが75%、域内調達部品（MSP：Multi Souece Part）が21%であり、域内を含む現地調達率では合計で96%に達しており、日本からの調達は4%に過ぎない。インドネシアでは、現地で生産されているIMV5のサプライヤーは全部で64社である。このうち51

社（約80%）が日系合弁企業であり、残り13社（約20%）が現地企業である。日系合弁のうち、系列メーカー（協豊会加盟）が44社、系列外メーカーが7社となり、日系合弁企業に占める系列企業比率は87%にもなる。したがって、IMV5のサプライヤーは、8割が日系合弁企業であり、9割弱が系列部品メーカーによる系列企業中心の部品供給体制が構築されている（野村［2015］pp.136-137）。つまり、インドネシアという舞台では、日系メーカーには、部品調達は日本以外の国であるが、これらサプライヤーの出自は日本である。ほとんどの部品生産や調達もインドネシア国内で行われているため、日本という国を越え、別の地域で系列取引が行われていることが観察できる。

3　インドネシアの自動車市場

インドネシアでは、1人あたりGDPの上昇に比例し、自動車の世帯普及率が高まっている。しかし、いまだ二輪車が大部分の国民の足であり、ジャカルタなど首都圏以外では、二輪車普及が先に達成されなければならない面もある。そのためにインドネシアでは、自動車保有は国民の憧れであり、それがASEANでも自動車のスタイルの違いにも表れている。ここでは、自動車の世帯普及率上昇とその刺激策、インドネシアの市場特性、購入層の特性、さらには輸出について取り上げる。

(1) 自動車の世帯普及率上昇と消費刺激策

1) インドネシアにおける自動車世帯普及率の上昇

既に取り上げたように、インドネシアでは2007年までの自動車生産は、40万台水準で推移してきたが、リーマンショック以降、投資が拡大し、生産台数は一気に3倍となった。ただこれに見合うような市場開拓も課題とされている（清［2016］p.25）。タイとの比較では、インドネシアでは依然生産台数のほとんどが国内向けという特徴がある。

21世紀になって以降のインドネシア自動車市場は、2006年のインフレによる消費減退や2009年の金融危機による景気減速があったが、中長期的には拡大基調が継続した。インドネシアでは、販売台数の増加により、世帯普及率（世帯あたり保有台数）も上昇し、2000年には5%であったが、2010年には7%に上昇した。耐久消費財の新規購買層とされる20代、30代の人口が30%強を占め、人口構成面でも自動車市場が拡大しやすい状況にある。1人あたり名目GDPは、2000年の8百米ドルから2010年に3千米ドル、2015年に35百米ドルを超えた。したがって、インドネシアでは、人口増加と所得水準上昇により、購買層の厚みが増している。特に1世帯あたりの年間可処分所得が5千米ド

＜図表4　ASEAN主要国の概要（2013年時点）＞

国名	1人当りGDP（米ドル）	実質GDP成長率（%）	自動車生産台数（万台）	自動車販売台数（万台）	人口（百万人）
タイ	5,676	2.9	245.7	126.4	68
インドネシア	3,510	5.8	111.7	119.6	248
マレーシア	10,457	4.7	60.1	65.6	30
フィリピン	2,791	7.2	5.2	18.1	97
ベトナム	1,902	5.4	-	9.7	90

GDPはドル、成長率は%。台数は万台、人口は百万人
（出所）IMF等より日本政策投資銀行産業調査部作成［2015］

ルを超える層（中間層以上）は、2000年以降の10年で10倍以上に拡大した（みずほ総合研究所［2011］pp.2-3）。そのため、高額耐久消費財の購入可能な経済力をつけた消費者が増加した。図表4は、2013年時点でのASEAN主要国の自動車販売に影響を与える経済数値を示している。ここではASEAN内でタイ、マレーシアの後塵を拝しているインドネシアの姿が浮き彫りになっている。

2）自動車販売台数の減少と消費刺激策

インドネシアの個人消費は、対内直接投資の拡大による雇用・所得環境の改善、モータリゼーションの進展、金融緩和等により、2011年半ばから2013年初頭にかけて堅調に伸張した。その後は減速基調となり、2015年第二四半期の実質個人消費の伸張は、対前年比＋4.97%まで低下した。個別消費財では、自動車販売台数が前年比において減少し、2015年の自動車販売台数は1,006千台（前年比-16.7%）となった。インドネシアは、1人あたりGDPの水準からいえば、ちょうどモータリゼーションを迎える局面にあり、中期的には国内需要の拡大が見込まれ、2020年の自動車販売台数は1,279千台（年率+6.2%）と予想されている（みずほ銀行産業調査部［2015］pp.93-94）。ただ、政府の年間販売目標は200万台であり、2015年時点では目標値と予測値には乖離がある。

近年のインドネシアでの自動車販売台数減少は、①インフレ抑制目的の利上げ、②財政赤字削減目的の燃料補助金削減によるガソリン価格の上昇、③ルピア安による輸入自動車部品価格上昇に伴う完成車の値上げ、④景気減速、等の要因がある（向山［2015］p.3）。特にガソリン価格の上昇は、通貨安によるルピア建原油調達価格が急上昇し、それにより財政が圧迫され、2013年6月に燃料補助金を削減した影響によるものである。そこで2014年11月にも削減し、2015年1月には撤廃した。これによって燃料価格が上昇し、他費目にも上昇圧力が及び、インフレ率全体が押し上げられた（みずほ総合研究所［2015］p.2）。この状況から、いかに政策が自動車販売台数に影響を与えているかわかる。

今後、インフレ率が低下し、実質所得の下押し圧力が緩和されると、短期的には個人消費の減速には歯止めがかかる見通しとされる。他方、インドネシア中央銀行（BI：Bank Indonesia）は、2015年5月にマクロ・プルーデンス（健全性）政策による自動車・住宅ローンの頭金規制を緩和した。また政府も、一部商品の贅沢税減税等の消費刺激策を打ち出した（みずほ総合研究所［2015］pp.3-4）。こうした政策により、個人消費を刺激しようとする姿勢が明確となっている。図表5は、政府による主な消費刺激策を示しているが、これらは耐久消費財の購買を後押ししようとするものである。したがって、これらの商品に手が届きそうな消費者が対象であり、通常「中間層」と呼ばれる消費者やその家族を

＜図表5　主な個人消費刺激策＞

マクロ・プルーデンス政策（2015年6月実施）	・住宅ローンの頭金比率を10%PT引き下げ（例：70㎡以上の1軒目の物件につき、頭金比率を30%から20%に引き下げ） ・二輪車、自動車の頭金比率を5%PT引き下げ （例：二輪車につき、頭金比率を従来の25%から20%に引き下げ）
贅沢税減税 （2015年6月実施）	・冷蔵庫やエアコンなどの家電製品、ブランド品への贅沢税免除。 ＊但し、高級車、船舶、航空機、銃器、大規模不動産等は引き続き課税対象 ＊また、海外から家電製品やブランド品を輸入した場合は10%の所得税課税

（出所）みずほ総合研究所［2015］p.4（一部改）

ターゲットとしている。それゆえ、耐久消費財の購入を考慮することすらできない層の底上げには直接繋がるものではない。また、これら中間層の引き上げが、それよりも下層の引き上げに繋がることを安易に考えているのであれば、やや楽観的な消費刺激策ではある。

(2) インドネシア自動車市場の特性

1) インドネシア市場で支持される車種

ASEANの自動車市場は、人口規模、経済成長度、産業構造などが国によって異なる。また国によって支持される車種も異なり、タイはピックアップトラック、インドネシアは多目的車（MPV：Multi Purpose Vehicle）、マレーシアはセダンが中心であり、国によって売れ筋車種には違いがある（下村［2016］p.64）。自動車メーカーにとって、国毎に売れ筋車種が相違するのは、各々の市場に対し、異なる製品マーケティングが必要になることを意味する。

インドネシアでの自動車タイプ別販売構成比では、排気量1,500cc未満のMPVが51%を占め、1,500cc以上のものを合わせると、MPVだけで市場の6割超を占める。小型のミニバンタイプ、3列シート、乗車定員7人程度のMPVが典型である。最近の車種別販売台数では、Kijang Innova Avanza（Kijang後継車）の販売台数が最も多く、販売価格は1億9千万~2億5千万ルピア（1ルピア＝0.008円：150~2百万円）が中心である。一方、セダンは上級車（1,500cc以上）だけでなく、コンパクトカーと呼ばれる排気量が1,500cc未満のシェアは少ない。排気量1,100~1,200ccのコンパクトカーは、価格がMPVの売れ筋価格帯よりも安価であるが、ユーザーの支持は少ない。MPV支持は、インドネシアにおける家族構成が影響している。2009年時点でのインドネシアにおける5人以上の家族割合は、約28%あった。そのため、大人数家族の移動では、乗車定員が多い小型MPVが選好される。家族構成人数別の自動車普及率では、人数が多いほど、自動車の保有割合が高くなっている。さらに道路舗装状態の悪い箇所もまだまだ多く、渋滞の慢性化により、車高が高く、視界のよい車が選好される面もある（みずほ総合研究所、［2011］pp.4-5）。このようにインドネシアではMPVが支持され、浸透しているのは、世帯収入だけではなく、家族構成人数や道路事情を含めた交通事情が影響している。

2) 日系メーカーにおける高シェアの背景

何度も言及しているが、ASEANで日系メーカーのシェアが高いのは、1960~70年代に進出し、進出国政府の産業政策に協力し、他方で政策に働きかけて市場を育成してきたためである。トヨタは、1962年に設立したTMT（Toyota Motor Thailand Co., Ltd）において現地組立を開始し、次第に部品の現地生産も開始した。その後、1963年にはフィリピン、1968年にはマレーシアで生産を開始した。インドネシアでは1971年にTAM（PT.Toyota-Astra Motor）を設立し（以前はPT.GayaMotorでの組立生産）、現地生産を開始した（向山［2015］p.5）。その結果、インドネシアでのメーカー別構成比は、トヨタ、ダイハツ、三菱自工等の日系企業が上位を占め、合計シェアでは9割に達している。インドネシアでの日系メーカーの高シェアは、親日的な国民性と早期進出による販売チャネルの構築、アフターサービスを含めた品質への高評価によるものである（みずほ総合研究所［2011］p.5）。したがって日系メーカーは、ASEAN市場では先発者優位にあったこと、チャネルの継続的な管理が高シェアの維持に貢献してきたといえる。

2011年、インドネシア自動車市場では、シェアが10%を切っていた他国メーカーも、2012年に次々と進出・再進出・拡張を表明した。インドのTata（Tata Motors Limited）は、2012年9

月にインドネシア市場参入を表明した。中国の吉利汽車は、2014年から現地生産車タクシー向けに供給を開始した。Volkswagen（Volkswagen AG）は政府指針により、低価格エコカーの生産を表明した。Tata、吉利は日系メーカーよりも低価格帯を想定し、価格競争の激化も予測されている。既にインドネシアとASEANでは歴史と部品企業の蓄積がある日系メーカーと中国、インドや韓国メーカーとの間には大きな競争上の差があり、価格競争が厳しくなってもすぐには日系メーカーのシェアの急落は短期的には起こりにくいとされる（磯野［2016］p.137）。このような予測に説得力があるのは、耐久消費財の特性であるが、市場シェアの侵食には時間がかかるためである。したがって、競争対応を常に行っていかなければならない面もある

インドネシアの自動車市場規模は、2014年には約123万台に達し、これまでASEAN最大の自動車市場であったタイを抜き、ASEAN最大市場に成長した。2015年には約101万台に減少したが、ASEAN最大人口を有し、自動車普及率がタイやマレーシアと比べても低いため、このまま経済成長が継続すると、中間層が厚みを増していくことで、インドネシア市場は拡大すると考えられ、2020年には約128万台に達すると予測される（下村［2016］p.65）。2014年の販売台数、さらに近年の1人あたりGDPの伸張程度から2020年の販売台数予測を見ると、やや過小に見積もられている印象を受けるが、一気に販売台数が伸張しない背景も考えなければならない。

(3) インドネシアでの自動車購入層

アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）の統計によれば、総人口に占める貧困層の割合は、インドネシアでは1990年には54.3%であったが、2011年には16.2%へと大きく低下した。他方、さまざまなモノやサービスへの支出を増やしている中間層・富裕層が拡大している。このようにASEANでは、2010年時点で総人口の半分を超える3億4千万人の中間層・富裕層が存在し、2020年には4億8千万人へと増加する見通しである（牛山［2015］pp.114-115）。図表6では、中間層は2つに分けられている。したがって、中間層はここでは世帯年間可処分所得5千米ドルから35千米ドルまでかなりの幅がある。

また、米国のコンサルティング会社であるMcKinsey & Company, Inc.は、年間世帯収入が7.5千米ドルを超えると消費が顕著に拡大し、この水準に達した世帯を「消費階層（Consuming Class）」としている。これにしたがうと、インドネシアでは、当該消費階層が2013年から2030年の間に、34百万世帯から74百万世帯に拡大するとされ、現在の2倍以上になる（Mckinsey & Company［2014］、牛山［2015］p.115）。

＜図表 6　所得層の定義＞

所得層	世帯年間可処分所得
富裕層	35,000 ドル以上
上位中間層	15,000 ドル以上～35,000 ドル未満
下位中間層	5,000 ドル以上～15,000 ドル未満
低所得層	5,000 ドル未満

資料：経済産業省「新中間層獲得戦略～アジアを中心とした新興国とともに成長する日本～」から作成。

（出所）経済産業省［2013］『通商白書』p.88

他方、どこの国でも、都市部の所得水準は農村部より一般的に高い。1人あたり名目GDPは、インドネシアの首都ジャカルタは1万2千米ドル弱であり、インドネシア平均の2~3倍の水準にある。ASEANでは、2005年時点では1人あたり名目GDPが1万米ドル以上の都市は、シンガポールとブルネイを除いて2都市であったが、2012年には13都市になった。インドネシアでは、2都市（ジャカルタ、東カリマンタン州）が1万米ドルを超えている（牛山［2015］p.116）。したがって、ジャカルタでは既にモータリゼーションが起きており、自動車渋滞と自動車から排出される排気ガスの問題は、大きな都市問題となっている。

図表7は、インドネシアの家計を所得階層で10区分し、階層毎の自動車普及率と平均年間可処分所得の関係を示している。最上位のカテゴリー①では、自動車は約3割普及しており、カテゴリー②③での普及率は概ね2桁になっている。一方、カテゴリー⑤以下にはほとんど普及していない。インドネシアでの新車価格は、比較的安価な韓国製や中国製の小型セダンも100百万ルピア（11千米ドル）前後である。中位以下の所得階層には手が届かず、現在のインドネシアでは比較的所得水準の高い上位2~3割の層が主な自動車購入層である（みずほ総合研究所［2011］p.6）。つまり、インドネシアでも自動車普及が見られるとはいえ、まだ富裕層に限定されていることを示している。

インドネシアでの自動車普及率は、2013年時点では人口1千人あたり77台であった。これはマレーシア（397台）、タイ（208台）と比べるとかなり低い数字である。ただ2013年に、アメリカの調査会社Nielsen（Nielsen Company）は、インドネシアでは自動車購買意欲が高く、回答した約8割は、今後2年以内に新車を購入予定であるとしている（牛山［2015］p.119）。そのため、今後の世帯普及率の伸長が期待される。

（4）インドネシアの自動車輸出

ASEANでは、2005年頃から販売が生産を上回るようになり、輸出が拡大してきた。2004年からは、先にもあげたようにトヨタのIMVが、タイとインドネシアで生産が開始され、タイやインドネシアからIMVの輸出拡大を反映している。また2010年には、タイで日産の小型乗用車マーチが生産開始され、ASEAN各国や日本への輸出が拡大している。インドネシアでは、2013年には販売台数が約123万台であり、

＜図表７　所得階層別自動車普及率＞（平均可処分所得米ドル、自動車普及率 %）

	平均所得（2008）	普及率（2008）	平均所得（2009）	普及率（2009）
カテゴリー①	12,722	28.4	13,335	29.2
カテゴリー②	7,689	16.3	7,733	16.8
カテゴリー③	6,172	9.7	6,119	10.0
カテゴリー④	5,195	4.2	5,096	4.3
カテゴリー⑤	4,444	2.8	4,319	2.8
カテゴリー⑥	3,805	2.5	3,666	2.5
カテゴリー⑦	3,221	1.7	3,074	1.8
カテゴリー⑧	2,645	0.9	2,498	0.9
カテゴリー⑨	2,020	0.6	1,882	0.6
カテゴリー⑩	1,140	0.4	1,034	0.4

カテゴリー①～⑩は、所得の高い層から順に家数で10等分されたもの
（出所）Euromonitor

＜図表 8　タイにおける国内向け生産台数と輸出向け生産台数推移（2010-2015 年）＞

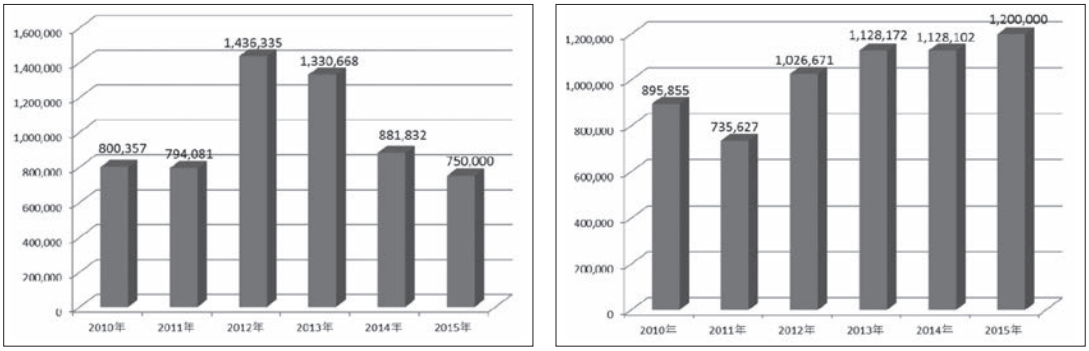

（出所）タイ工業連盟（FIT）から転載した川越 p.2 を転載

生産台数は約 121 万台であったが、2014 年には販売が約 121 万台で、生産が約 130 万台となり、販売が生産を上回った。輸出では、トヨタの IMV 輸出が始まった 2004 年には 1 万台弱であったが、2008 年に 10 万台を超え、2013 年に約 17 万台、2014 年には約 20 万台に達し、インドネシアも輸出拠点となりつつある。輸出拡大は、先にあげた AFTA などによる関税削減の効果も大きい。今後、さらに AFTA と AEC の実現、ASEAN + 1 などの FTA の整備が進められると、輸出拡大が推測される（清水［2015］pp.253-254、フォーイン［2015］p.100）。このように自動車市場を取り巻く環境の変化は、その都度自動車販売に影響を与えている。

図表 8 は、タイにおける国内向け生産台数と輸出向け生産台数の推移を示している。タイでは年度によってバラツキはあるが、2012 年以降は国内向けの生産台数よりも、輸出向けの生産台数の方が上回るようになり、次第にその差が拡大している。インドネシアには、人口がタイの 3 倍もおり、自動車の世帯普及率もタイよりもかなり低いため、当分の間は、国内販売の上昇が継続するものと推測される。したがって当分の間は、タイとは異なる動きを示すものと考えられる。

4　インドネシアにおける自動車販売金融の展開

個人（世帯）レベルでの耐久消費財普及には、発展途上国や中進国と呼ばれる国や地域では、顧客が購入しやすい仕組みを構築する必要がある。当然、現在のインドネシアでの自動車普及に関しても、自動車の購入希望者に販売金融を提供するには、さまざまな制度を構築・整備する必要がある。ここでは一般の消費者が購入しやすいシステムの整備について、多様な角度から取り上げる。

(1) インドネシアの乗用車販売金融市場

1) 販売金融システムの変遷

日本では、高度経済成長期における販売金融の発達が、耐久消費財普及に貢献し、国民生活の利便性向上に寄与した。一方、日本の販売金融事業者による新興国への積極的進出は、事業者の収益拡大だけでなく、進出先での製品販売の拡大・普及等に貢献し、現地経済の発展にも資する（みずほ総合研究所［2012］p.1）。日本では 1960 年代に所得向上やモータリゼーションにより、自動車需要が拡大した。しかし、一般顧客には、自動車は即金で購入できる商品ではなかった。そこで銀行は、企業の設備投資資

金を提供するため、販売金融スキームを構築し、個人顧客から預金をしてもらい、自動車の個人向け販売を支援した。当初、ディーラーと顧客間では割賦販売契約が結ばれ、債権回収は販売会社が行い、メーカーは小規模販売会社には資金や人的支援をした。その後、不良債権比率の拡大が回収コストの増加となり、メーカー系列のファイナンス会社等を介した割賦販売が増加した。他方、不良債権化の防止等、信用情報が重要となっていった（野村総合研究所［2011］p.2）。このように先進国での販売金融の浸透は、中進国や後進国においても参考となる。

インドネシアでは、個品ローンは1974年頃に開始された。1975年に国家商業開発公社（PT National Commercial Fleet Development cooperation）が設立され、後にPT PANN Multi Financeとなった。その後、大統領令No.61/1988および財務省令No.1251/KMK.013/1988により、消費者金融、ベンチャー・キャピタル、クレジットカード等の金融サービスが開始された。個品ローンは、①キャッシュ（運転資金、ローン返済資金等）、②アパート、③住宅、④自動車・二輪車等である（日本貿易振興機構［2011］p.69）。

インドネシアでの個人消費拡大は、日常の交通手段として不可欠な二輪車販売が牽引してきた。二輪車販売台数は、アジア通貨危機直後の1998年には、前年比において1/4以下に減少したが、それ以降は増加となった。販売台数は、2006年に燃料価格が高騰し、2009年にリーマンショックにより前年実績を下回ったが、全体的には拡大傾向を持続した。当局は2012年に二輪車購入ローン拡大を危惧し、頭金比率を高める規制を導入し、先に触れた2013年の燃料補助金削減により、ガソリン価格が大幅に上昇した（三菱UFJリサーチ&コンサルティング［2014］p.5）。この燃料補助金制度は、インドネシアが石油の純輸出国時代、輸出で得た収入により燃料価格を抑え、純輸出国の恩恵を国民に享受させるために機能した。しかし、インドネシアは2000年半ばに純輸入国となり、輸入価格上昇のため、政府支出拡大に繋がる問題とされてきた（菊池［2014］p.1）。こうした燃料の供給国から需要国への転換は、当該産業の生死にも関わるものである。

近年、二輪車販売台数の停滞とは対照的に、自動車販売台数が急伸するようになった。年間販売台数は、リーマンショック直後の2009年から2013年には2.5倍になった。これは経済成長を背景とした中高所得層の増加によるためである。二輪車購買層は、低所得層中心であり、購入ではローン依存度が高く、ローン規制の影響を受けやすい。他方、自動車購買層は中高所得層であり、手元資金を保有し、ローン依存度が低いため、ローン規制の影響を受けにくかった（三菱UFJリサーチ&コンサルティング［2014］p.6）。これは対象者属性の相違により、影響が異なったためである。

2）与信現場における課題

インドネシアの自動車販売金融市場でも、日系事業者の存在感が強い。自動車市場の36%を占めるトヨタのキャプティブであるToyota Astra Financeの他、三菱自工のキャプティブで三菱商事によるDipo Star、住友商事によるOto Multiarthaや丸紅と地場銀行によるKita Financeが主である。地場系では、トヨタやダイハツ、いすゞのパートナーであるアストラグループによるStra Sedaya Finance（ACC）が、資産規模で販売金融関連のノンバンクにおいては総資産が最大である。他方、地場銀行系のBCA Financeやマレーシアの CIMB銀行も積極的に拡大している。地場銀行は、低利キャンペーンや長期間のプランを提供し、金利低下及やローン期間の長期化を主導している（杤田・堀［2013］pp.22-23）。このように現在は、販売金融会社

による与信競争が激化している状態にある。

他方、自動車の顧客獲得は、ディーラー販売員との関係構築が重要である。インドネシアでは、顧客がファイナンス会社を選定することは少なく、多くはディーラー販売員が顧客をノンバンクに紹介する。ディーラー販売員は店舗ではなく、個人的にノンバンクに顧客を紹介する対価としてキックバックを受ける仕組みになっている（枚田・堀［2013］p.24）。個人及び法人がローンを組む場合、①身元証明書のコピー（IDカード、運転免許証、パスポート等）、②婚姻書のコピー（既婚の場合、家族構成から債務者担保の名義人確認のため）、③家族カードのコピー（家族構成から債務者返済能力確認のため）、④過去3〜6ヵ月の当座預金通帳のコピー（ローンを組む際の参考）、⑤従業員証明書のコピー（就労者の場合、当該事業者で勤務し、一定月収を証明するため）等が必要になる（日本貿易振興機構［2011］p.70）。

しかし、インドネシアでは、ノンバンク・銀行が共通で使用できる有効な信用情報機関が存在しないため、与信審査は人海戦術で顧客住居等を確認している。審査時間は都心では、現場確認を含め、最短8時間程度である。現場確認は自社で実施することが多い（枚田･堀［2013］p.24）。したがって、ノンバンク各社は、自社内に審査人員を抱え、新規参入にはネットワークを構築する必要がある。大規模事業者では自社内に情報も蓄積している企業も見られる。

(2) インドネシア販売金融市場

1) インドネシアでの販売金融事業の展開

インドネシアのノンバンク業界は、黎明期にあるが、個人信用を中心に急成長している。リースや割賦販売による商品は、自動車と工場機械がリース市場の半分以上を占めている（野村総合研究所［2011］p.43）。インドネシアは、ASEANで市場規模の大きい国であり、継続的成長も見込まれ、自動車購入でのファイナンス利用率は80%程度である（みずほ総合研究所［2012］p.5）。インドネシアの販売金融市場に参入した日系企業は、ほとんどが既存会社への出資形態をとっている。自動車市場拡大により、今後も販売金融市場は拡大が見込まれる。ただ、市場競争環境は厳しく、金利引き下げ攻勢を強める銀行と競合する市場に参入する場合、銀行と比較し、金利を高めに設定し、審査速度をあげてディーラー販売員や顧客に訴求する必要がある。

リテール金融の課題は、銀行と顧客間でのトラブルの多さである。それは、①銀行から提供された商品・サービスの情報不足、②銀行の活動、商品・サービスへの顧客の理解不足、③融資における顧客と銀行の関係不平等、④顧客と銀行間で発生する問題解決手段の未整備、がある。BIはこれらの課題について、2004年にインドネシア銀行部門再編構想（API：Indonesian Banking Achitecture）を発表した。APIは、「健全な銀行システムの構築」、「独立した仲裁機関の設立」、「顧客の保護」など6つの柱を掲げている。顧客保護は、「教育の提供」「透明性の高い商品情報の提供」「顧客の苦情処理体制の確立」「独立した仲裁機関の設立」が盛り込まれている（日本貿易振興機構［2011］p.67）。このようにインドネシアでも、次第にリテール金融を行う環境が整備されつつある。

2) インドネシアにおける消費者金融利用者像

日本貿易振興機構海外調査部［2010］は、消費者金融利用について（ジャカルタ、富裕層－月収8百万ルピア以上）、アッパーミドル（月収4百万~8百万ルピア未満）、ロワーミドル（月収1百万~4百万ルピア未満）に対して調査した。個品ローンの利用は、利用割合は富裕層が最も多く（38.2%）、アッパーミドル（36.8%）、

ロワーミドル（30.3%）であり、利用しない理由は、全所得層で「家計管理のため」であった。購入商品・サービスの傾向と返済期間は、ロワーミドルでは二輪車（50.0%）、アッパーミドルでも二輪車（36.8%）であるが、富裕層は自動車（33.3%）が最多である。返済期間は24カ月以上（56.8%）が最多であり、12カ月~24カ月（25.0%）、6~12カ月（18.2%）であった（日本貿易振興機構［2011］pp.74-75）。特にインドネシアでは、返済期間が他の国と比べて短い。そのため、金融事業者には、長期の与信期間を設定することで事業機会が見込まれることを意味する。

(3) 消費者信用産業の発展

1）インドネシアにおける消費者信用産業

最初にも触れたようにインドネシアでは、2010年に1人あたりGDPが3千ドルを超え、この頃から二輪車販売台数が急増した。二輪車の世帯普及率は、8割を超え、成熟期に達した。前節でも取り上げたが、これには消費者信用産業が貢献した。そしてインドネシアの消費者信用産業の市場規模は、2015年11月に1,811兆ルピア（約14兆5千億円）となった（Trading Economics. com, Bank Indonesia）。インドネシアでの消費者信用取引は、個別クレジット、クレジットカード、リテール金融（消費者金融）に大別される。個別クレジットは、二輪車・自動車が中心であり、住宅ローンを除いてあまり取り扱いがない。インドネシアのリテール金融市場は、銀行が中心に商業銀行・地方銀行が金融資産の約8割を保有している（門前［2012］p.36）。そのため、リテール金融分野では銀行の存在感が強いのが特徴である。

2）ショッピングクレジット(個別クレジット)市場

インドネシアでのショッピングクレジット事業者（ノンバンクによる金融機関、マルチファイナンス会社）は、インドネシアと日系企業の合弁によるキャプティブ、地場銀行系、日系企業が主である（みずほ総合研究所［2012］p.18）。インドネシア全体では、マルチファイナンス会社が195社存在し、全国に27百拠点がある（新日本有限監査法人［2013］p.11）。現状、銀行本体は、ショッピングクレジットの取り扱いはしていない。

＜図表9　インドネシアと日本の消費者信用の主な分類＞

インドネシア

分類		主たる事業者
個別クレジット	自動車ローン	ノンバンク事業者
	二輪車ローン	
クレジットカード	クレジットカード	銀行 一部ノンバンク事業者
消費者金融	消費者ローン	銀行

日本

分類		主たる事業者
販売信用	包括取引	クレジット会社 一部銀行
	個別取引	クレジット会社
消費者金融	消費者ローン	クレジット会社 消費者金融会社
	その他	銀行

（出所）日本クレジット協会［2016］p.6

＜図表 10　インドネシアの大手ファイナンス会社＞

		企業名（親会社）
四輪車ローン	銀行系	・Adira Dinamika Multi Finance（Danamon） ・BCA Fonance（DCA） ・Mandiri Tunas Finance（Mandiri） ・WOM Finance（CIMB Niaga）
	その他	・Toyota Astra Finance/Asyra Credit Companies（Astra Group） ・OTO Multi Artha（住友商事） ・Dipo Star Financre（三菱四輪系ディーラー）
二輪車ローン	銀行系	・Adira Donamika Multi Finance（Danamon） ・Indomobil Finance（スズキ、日産系ディーラー） ・BFI Finance（Texas Pacific Group）
	その他	・Federal International Finance（Astra Group） ・Summit Oto Finance（住友商事） ・Bussan Auto Finance（三井物産）
その他		・AEON Credit Service ・ORIX Indonesia Finance

（出所）新日本有限監査法人［2013］（一部改）

近年のインドネシアにおけるショッピングクレジットの年間取扱高は、30~35兆ルピア（約24百~28百億円）である。取扱商品は、二輪車と四輪車（新車、中古車）が中心である。今後、家電製品や家具等も対象に加えようとしている。他方、ノンバンク事業者は、住宅ローンを取り扱っていない。ショッピングクレジット利用者は、主に中間層以下でクレジットカードが発行されない層（銀行口座が開設不能層）である。インドネシアの中間層は、約95百万人とされる。そのうちクレジットカード保有者は、約7百万人にとどまっている（みずほ総合研究所［2012］p.22）。ショッピングクレジット取扱高は、金額ベースでは二輪車約60%、自動車約40%である。他方、顧客ベースでは、二輪車約90%、自動車約10%で利用している。クレジットの支払回数は、二輪車は28回、自動車は46回払いが一般的である（Adira社聞き取り、2015.10）。

3）ショッピングクレジットの流れ

インドネシアにおいてショッピングクレジットの利用には、ディーラーとマルチファイナンス会社間での加盟店契約が必要となる。そして顧客は、ディーラーで購入車種を決定し、クレジットによる支払いを開始する。ディーラー販売員は、当該店と加盟店契約のあるマルチファイナンス会社から1社選択し、当該会社と接触する。このような会社は、販売員を通じて獲得する場合が80%である（みずほ総合研究所［2012］p.13、Adira社聞き取り）。

審査は、法令で定められた項目（氏名、住所等）に加え、自社で必要な項目を審査する。審査方法は、審査担当者を申込者の所在地に派遣し、現地確認をする。その確認は近所での聞き取りや、申込者の居住年数の確認や光熱費の支払い状況等の確認である。外部情報機関の利用は、金融サービス庁（OJK：Otoritas Jasa Keuangan:）が運用する信用情報システム（SID）を利用する。ただ、SIDの保有情報は銀行口座保有者が中心であり、口座を持たない人の情報はほとんどない。多くのショッピングクレジット利用者は、銀行口座を持っていない層が多く、SID情報は

あまり合致しない。そのため、多くのマルチファイナンス会社は、SID情報を利用していない。一方、インドネシア金融サービス業者協会（APPI：Asosiasi Perusahaan Pembiayaan Indonesia）では、支払不能者情報を公開し、これをマルチファイナンス会社も活用している。ショッピングクレジットは、他社との競争が激しいため、早急な与信が重要である（クレジット協会［2016］p.13）。

回収は、支店での現金支払が最も利用され、約65%である。次に郵便局が15%、ATMが10%、自宅への訪問回収は5%以下である。基本的に回収は、マルチファイナンス会社は支払期日の数日前に債務者に対し、SMSでリマインドを行っている（みずほ総合研究所［2013］p.15）。なお、毎月の支払額はOJKが定める規則があり、そこでは毎月の支払額の上限は、債務者の月収30%を限度とされる。これは消費者保護の側面による規則である（クレジット協会［2016］p.13）。

(4) クレジット取引における関連機関と規制

1) クレジット取引の監督管理当局

インドネシアでは、1988年に銀行部門が自由化され、1996年には239の商業銀行が乱立していた。ただ資産規模は小さく、財務基盤は脆弱であった。アジア金融危機では、大打撃を受けたため、銀行部門が縮小し、1997年11月には16行が閉鎖された。そこで政府は、インドネシア銀行再編庁（IBRA:Indonesia Bank Restructuring Agency） を設立し、公的資金を注入、不良債権処理と銀行の整理・統合を進めた。BIは、2004年1月に、中期金融改革の指針「バンキング・アーキテクチャー（API: Aristektur Perbanken Indonesia）」を発表した。ここでは銀行の中長期的規制や再編方針を示し、小規模銀行の合併による銀行数削減、健全性やガバナンス強化を目指した（清水［2015］p.73）。ただ、上位3行が総資産の4割近くを占め、他方で中小零細銀行が存在しているままである。また多くの商業銀行は、都市部に集中し、地方では州営の地方開発銀行や零細の庶民信用銀行等が中心であるため、銀行の認知度は低いままである（大嶋［2014］p.50）。

アジア金融危機以前のインドネシアにおける金融部門の脆弱性は、金融監督システムが十分に機能しなかったことに起因する。これまで銀行部門の監督権限はBIが有しており、金融危機以前から自己資本比率規制など、健全性規制はあったが、BIには十分な監督権限がなかった。当時、銀行免許の付与・取消は、財務省にその権限があり、BIは財務大臣が委員長である通貨監督委員会の監督を受け、監督権限が限定されていた。しかし、スハルト政権崩壊後、国際通貨基金（IMF）の要請により、「1968年中央銀行法」を改正し、1999年5月の「インドネシア中央銀行法」により、銀行の免許付与・取消、銀行監督はBIの権限となった。これによりBIは、政府やその他機関から独立した国家機関に位置づけられ、独立性が確保された（山中［2012］p.1）。BIが独立国家機関に位置づけられる時期は、当該国での金融システム整備の進捗程度と連動している面がある。

2) インドネシアにおける資本市場の監督

インドネシアでの資本市場の監督当局であったBAPEPAM（Badan Pengawas Pasar Modal）は、2005年の大統領令により、大蔵省金融機関総局（DJLK）を統合し、2006年に証券会社、保険、ノンバンクなど銀行以外の金融機関を監督する資本市場監督庁（BAPRPAM-LK : Badan Pengawas Pasar Modal dan Lembaga Keuangan ; Capital Market Supervisory Agency and Financial Institution）となった（ゆうちょ財団［2014］pp.10-11）。これにより、同国での販売金融事業の監督官庁は、BAPEPAM-LKとなり、関連法規制

＜図表 11　販売金融事業に関連する法規制概要＞

監督官庁	財務省 BAPEPAM-LK（The Capital Market and Financial Institutions Supervisory Board）
根拠法	財務大臣規則 84/PMK.012/2006
最低資本金	1000 億ルピア（約 8 億円）
出資比率上限	外国企業 85%（ただし、残りの 15%もインドネシアで設立されていれば外資企業でも問題なし
ノンバンク事業範囲	1 つのライセンスで①リース、②ファクタリング、③クレジットカード、④コンシューマ・ファイナンスが、実施可能
その他	資本負債比率は 1:10 以下

（出所）みずほ総合研究所［2012］

は、財務大臣規則84/PMK.012/2006によることになった。

3）インドネシアの金融監督制度改革

IMFは、アジア金融危機直後から、BIとBAPEPAM-LKが有していた監督権限を移管し、金融サービス業を一元的に監督する機関創設を構想した。2002年末まで全金融部門を監督する独立機関設置が「1999年中央銀行法」に盛り込まれたが、BIが反発したため、「2004年中央銀行法」では、設置期限が2010年末まで延長され、2011年10月に漸くOJK設置法が成立した。そして2012年末までにBAPEPAM-LK、2013年末までにBIの監督権限がOJKに移管され、2014年1月から発足した（山中［2012］p.2）。こうしてOJKが金融機関監督とミクロ・プルーデンス政策、BIが金融政策とマクロ・プルーデンス政策を担当することとなった（新日本有限責任監査法人p.3）。

他方、NGOでも金融に関わる組織は、OJKの監督を受けるが、協同組合は、協同組合・中小企業省が監督している（ゆうちょ財団［2014］p.11）。こうして、アジア金融危機により、監督官庁は、一機関への集約化が立法化により推進されることになった。それにより、OJKが金融監督機関に位置づけられるようになった。

おわりに

本稿は、ASEAN最大の人口を有し、近年1人あたりGDPが増加し、自動車普及が急速に進むインドネシアにおける自動車流通と販売金融を考察対象とした。まず、インドネシア経済を概観し、インドネシアの自動車市場について、購入層や家族構成の特徴から、MPVの選好理由に言及した。耐久消費財の普及には、所得水準の低い国では、販売金融システムの構築・整備が不可欠である。そこで乗用車の自動車販売金融市場を概観し、当該市場におけるプレーヤー、利用者像について触れた。その上で、これまでのインドネシアにおける消費者信用産業の発展に触れ、利用の流れ、販売金融に関する法規制を取り上げた。インドネシアでは、消費者販売金融市場は以前から存在したが、市場規模が小さかったため、あまり注目されてこなかった。そして、消費者情報機関は存在するものの、実質的に機能せず、現地確認などの古典的方法による審査が行われているだけであった。しかし、2010年前後からは、監督官庁の変化、個人信用制度の変更等、自動車普及には追い風となる制度改正も行われた。ただ制度改正が頻繁に行われ、政治体制が流動的であるため、自動車市場を取り巻く金融機関を含めたプレーヤーには予測不可能な部分が多い。これらがイ

ンドネシアの自動車流通の問題といえる。今後も金融制度改正を念頭に置きながら、自動車流通を考察する必要があろう。

〈参考文献〉

石井寛治［2003］『日本流通史』有斐閣

インドネシア自動車工業会ウェブサイト

インドネシア二輪協会ウェブサイト

磯野生茂［2016］「インドネシアの自動車産業」西村英俊・小林英夫編『ASEANの自動車産業』勁草書房

牛山隆一［2015］「都市化と消費社会の進展」石川幸一・朽木昭文・清水一史編『現代ASEAN経済論』文眞堂、pp.110-125

大嶋秀雄（2014）「東南アジア諸国における銀行の経営構造－金融の発展段階による分類からの考察－」『JRIレビュー』Vol.7,No.17,pp..32-61

外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html（2017.9.20accessed）

加納啓良［2017］『インドネシアの基礎知識』めこん

川越信一郎［2015］「タイの自動車販売と企業の動向」pp.1-4

菊池しのぶ（2014）「インドネシアの燃料補助金の弊害」『みずほインサイト』みずほ総合研究所、pp.1-5

シー・アイ・シー（2013）「NEWS RELEASE」No.183、2013.5.14。

清水一史［2015］「ASEANの自動車産業」石川幸一・朽木昭文・清水一史編『現代ASEAN経済論』文眞堂、pp.245-265

清水聡（2015）「インドネシアの金融システム－整理の意義と課題」『JRIレビュー』Vol.5、No.24、pp.59-94

下村正樹［2016］「ASEANの自動車産業の現状と今後の方向性」石原伸志・魚住和宏・大泉啓一郎編『ASEANの流通と貿易』成山堂書店、pp.64-89

新日本有限監査法人（2013）「平成24年度インドネシアにおける金融インフラ整備支援のための基礎調査（金融庁委託調査）」pp.1-65

杣田綾子・堀加奈子（2013）「アジア販売金融市場の現場と日系企業の事業展開余地に関する考察」『Mizuho Industry Focus』みずほ銀行調査部、vol.144、2013.12.17、pp.1-69

清晌一郎［2016］「21世紀自動車産業グローバル化の現実と中小企業の経営環境変化」清晌一郎編『日本自動車産業グローバル化の新段階と自動車部品・関連中小企業』社会評論社、pp.17-50

日刊自動車新聞社・（一）日本自動車会議所［2016］『自動車年鑑2016~2017』日刊自動車新聞社

日本クレジット協会（2016）「インドネシアにおけるクレジット事情調査」『平成27年度海外調査』pp.1-71

日本政策投資銀行産業調査部（2015）「今月のトピックス」No.226-1

日本貿易振興機構海外調査部（2011）「アジアにおけるリテール金融調査」pp.1-134

日本貿易振興機構ビジネス情報サービス課ジャカルタ事務所（2015）「ビジネス法規ガイドブック」2014年海外制度調査、pp.1-108

野村総合研究所（2011）平成22年度経済産業省委託調査「販売金融事業者のアジア展開に関する調査」pp.1-98

野村総合研究所（2013）平成24年度インフラ・システム輸出促進調査等事業（経済産業省委託調査「インドネシア信用情報システム整備に係る実現可能性調査」pp.1-39

野村俊郎［2015］『トヨタの新興国車IMV－そのイノベーション戦略と組織－』文眞堂

堀江正人［2017］「インドネシア経済の現状と今後の展望－堅調な経済成長を続ける世界第四位の人口大国－」三菱UFJリサーチ&コンサルティング『経済レポート』2017.6.13, pp1-22

フォーイン［2015］『ASEAN自動車産業』フォーイン

みずほ銀行産業調査部（2015）「日本産業の動向（自動車）」『みずほ産業調査53』No.5、pp.89-98

みずほ総合研究所（2011）「拡大が続くインドネシア自動車市場」『みずほアジア・オセアニアインサイト』pp.1-9

みずほ総合研究所（2012）平成23年度商取引適正化・製品安全に係る事業（経済産業省委託）『わが国販売金融事業者の国際展開に関する調

査』pp.1-121
三菱総合研究所（2014）「指標で見る内外経済 一人当たりのGDPと中所得国の罠」『MRIマンスリーレビュー』pp.1-11
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2014）「インドネシア経済の現状と今後の展望－ジョコ・ウィドド新大統領のもとで、どう変わるのか?－」pp.1-25
向山英彦（2015）「アジア市場失速への対応を迫られる日韓自動車メーカー」『Research Focus』日本総研、pp.1-9
門前大作（2012）「勃興するインドネシアのリテール金融ビジネス」『野村資本市場クォータリー』2012winter
山中崇（2012）「インドネシア-金融監督の一元化は金融部門の強化につながるか－」『国際金融トピックス』（公）国際通貨研究所、No.218、pp.1-3
ゆうちょ財団（2014）「Ⅱ.インドネシア共和国」『海外の郵便貯金等リテール金融サービスの現状－インド、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール-』pp.1-10
Statistics Indonesia（BPS：インドネシア中央統計庁）：https://www.bps.go.id/（2017.10.1accessed）
Mckinsey & Company [2014],"Southeast Asia at the crossroad : Three paths to prosperity"
Morrison & Foerster（2014）インドネシアの銀行部門の規制環境について」（The Current Regulatory Environment in the Indonesia Banking Sector）、pp.1-6
https://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/data/automotive_business/production/production/overview/imv.html（2017.10.2accessed）

『資本論』の原始的再帰関数
― アリストテレス難問（アポリア）のマルクス解法 ―

内田　弘

「問われたことは、問の観点によって限定される。その故に、恰も凡ての問は、悉く或る種の必然性を装うことが出来る。問の有するこの必然性こそ、多くの無意味なる問の存在を可能ならしめるものである」。　－三木清－

「同じ事でも二度目は意味がちがいます」。
－内田義彦－

[1] マルクスとアリストテレス

マルクスが最も高く評価した古代の哲学者は、アリストテレスである。マルクスは書簡で「アリストテレスを除けば、ヘラクレイトスが一番好きである」と明言している。[1] いいかえれば、マルクスが1番好きな古代の哲学者はアリストテレスであり、2番目がヘラクレイトスである。マルクスのテキストには、アリストテレスの名前がつぎのように出てくる。

[『デ・アニマ』評注のアリストテレス]　早くも1841年、学位論文を執筆しているベルリン大学の学生のころ、マルクスはアリストテレスの『デ・アニマ（生命能力論）』を読んでノートを取り、そこでつぎのようにコメントしている。

> 「アリストテレスは、結合にこそ虚偽の根拠があると主張したが、これはあらゆる点で正しい。一般に、表象し反省する思惟は、存在を思惟に結合し、一般的なものと個別的なものを結合し、仮象と本質を結合する。そのさい、さらにいえることであるが、すべての誤った思惟や誤った表象・意識などは、相互に適合せず、それ自体が外面的な諸規定である結合や、客観的な規定と主観的な規定が内面的に結合していない諸関連から生まれるのである」。[2]

「真っ青な」と「バラ」を恣意的に結合し、未だに実在しないのに、「真っ青なバラが実在する」と虚言する場合がありうる。このように、異なった存在を結合する「総合判断」には、虚偽が発生する可能性があるというのである。使用価値が異なる物どうしを結合する商品交換は、貨幣という「仮象を生む総合判断」である。マルクスの学位論文（1841年）はすでに、26年後の『資本論』第1部初版（1867年）の問題圏を措定している。

[価値形態論のアリストテレス]　その『資本論』の価値形態論でも「価値形態を極めて多くの思惟形態、社会形態および自然形態と共に初めて分析した偉大な探求者、その人はアリストテレスである」[3]と言明している。しかも、アリストテレスは価値形態を「使用価値の捨象（＝価値の抽象）」[4]を基礎におくところにまで分析しなかったけれども、その直前にまで接近し、「価値関係は…家が寝台に質的に等置されることを条件としていること、しかも、これらの感性的に異なる諸物は、このような本質的な

同等性なしには、同じ単位で計量されうる量として、相互に関連することができないであろうということを見抜いていた」と指摘し、『ニコマコス倫理学』取引論における文「交換は同等性なしにはありえない。その同等性は通約性（Kommensurabilität; συμμετρια（シュムメトリア））なしにはありえない」[5]を引用する。私的交換に出された財の使用価値が「無限遠点P_{∞}」で捨象されることによって、価値が抽象され、財は使用価値および価値の統一形態としての商品に転化する。商品は使用価値という非対称性と価値という対称性の統一態、「非対称的対称態（asymmetrical symmetry）」になる。

［商品物神性論のアリストテレス］ 第1章「第4節　商品の物神的性格とその秘密」の長い注32で、「アリストテレスのような偉大な思想家でさえ奴隷労働の評価で誤った」と指摘する。[6]

［相対的剰余価値論のアリストテレス］ さらに、マルクスは『資本論』相対的剰余価値論で、フランツ・ビーゼの『アリストテレスの哲学』からアリストテレスの自動機械論を引用している。[7]これは『経済学批判要綱』固定資本＝オートマット論を継承するものである。

［『資本論』に潜在するアリストテレス］ それでは、『資本論』におけるアリストテレス援用は、以上のような、いくつかの個別的な例に限られるのであろうか。

実は、そうではないのである。マルクスはいちいちアリストテレスの名前を明記してはいけれども、『資本論』におけるアリストテレス援用は、『資本論』を編成する基準になっているといえるほど、体系的であり全面的である。『資本論』でアリストテレスの名をいちいち指摘しなくても、『資本論』だけでなく『形而上学』も精読すれば、『資本論』の背景にアリストテレスが存在することに気づくはずであると、マルクスは想定していたであろう。

［『形而上学』の哲学難問集］ 『資本論』におけるアリストテレス摂取の核心をなすテキストは、なによりも『形而上学』B（ベータ）［第3巻＝哲学難問集］である。『資本論』の哲学的核心は、この哲学難問集への取り組みにあり、その難問への解答なのである。『資本論』の哲学的基礎は、アリストテレスの提示した難問＝アポリア（αποριαα）への解答である。『資本論』の哲学的基礎は、マルクスがアリストテレス・アポリアに取り組みそれを解いていることにある。本稿は、マルクス研究史上ほとんど知られてこなかった問題「アリストテレス難問のマルクス解法」を解明するものである。

マルクス研究のなかで貴重な著書『マルクスと古代人』で「マルクス＝アリストテレス関係」を詳細に論じたマッカーシーは、人間の哲学の研究方向、存在論、人間および自然の潜勢力、自然学および形而上学、社会的正義理論のための社会的目的論などで、マルクスがアリストテレスに全面的に依存していたと指摘している。[8]しかし、惜しいことにマッカーシーは同書で、アリストテレス難問論には論及していない。[9]マルクスにとってアリストテレスのテキストは、アリストテレスが提起した難問を解くという問題枠・焦点に再編成＝関連づけられる。その焦点＝難問に「マルクス＝アリストテレス関係」が成立するのである。

［2］『形而上学』における難問（アポリア）の諸規定

まず、本稿の前提として不可欠な『形而上学』アポリアについて簡単に概観する。アリストテレスは『形而上学』のアポリア総論［B（ベータ）［第3巻＝哲学難問集］第1章］で、アポリアへの徹底した取り組みの重要性を力説するために、学問研究を「路を辿ること」（方法（メタホドス））に例える。

「うまく難関から平坦な路に出ようと欲する者にとって、まずこの難関に入ってよく究明しておくことが有効である。…それゆえ、われわれはまずすべての難解な点を調べていなくてはならない。のちに探求の平坦な路に出られる根拠は、初めに難問を解いておくことにあるからである。それをせずに探求の路につく者は、あたかもいずれに行くべきかを知らない者のようなものである。…そのような者は、その探求している当のものが果たして発見されたのかどうかさえ、認知することができないであろう」。[10]

分厚い岩山を鑿（のみ）で打ち砕き通路を黙々と切り開く者のように、直面する学問上の課題とは何かを正面から徹底的に解明する者こそ研究者といえる、というのである。

［難問集の編成］ アリストテレスは『形而上学』B（ベータ）［第3巻＝哲学難問集］の第1章でまず14のアポリアを概説し、そのあと、第2巻から第6章まででそれらを個別的に詳しく論じる。ただし、第1章の総論では14の難問を提示するのに対し、第2章以下の各論では、順序に不規則な部分があり、さらに最後の第6章で難問が１つ増え全体で15の難問になる。各々の難問のテーマを、出隆訳の目次につけられた難問の要約で記せば、つぎのようになる。［ ］内の（ ）は出隆訳による補足、［ ］内の［ ］および［順不同］は引用者補足である。

（第2章）

難問1［ただ一つの学ですべての種類の原因［四原因］は研究されうるか］

難問2［実体についての学は論証の諸原理（諸公理）も研究するか］

難問3［ただ一つの学であるあらゆる種類の実体が研究されうるか］

難問5［実体の学がその実体の属性も研究するのか］［順不同］

難問4［感覚的でない実体は存在するか］［順不同］

（第3章）

難問6［事物の原理とされるべきことはその事物の類［集合］か、あるいはその事物の内在的構成要素か］

難問7［類が原理であるとしても、それは最高の類であるか最低の類であるか］

（第4章）

難問8［存在するのは個々の事物のみか、その他に別の或る何かが存在するか］

難問9［諸原理の各々は種において一つか、数において一つか］

難問10［消滅的なものの原理と不滅なものの原理とは同じか否か］

難問11［存在とか一とかは存在する諸事物の実体であるか、属性的なものか］

（第5章）

難問14［数学の諸対象は実体か否か］［順不同］

（第6章）

難問15［何故に感覚的な事物や数学の諸対象より他に、諸々のイデアが存在するとしなければならないか］

難問13［原理・構成要素は可能的に存在するか、現実的に存在するか］［順不同］

難問12［原理は普遍的なものか個別的なものか］［順不同］

という、若干不規則な順序で、難問を論じている。[11]

[3] アポレティカとしての『資本論』

［『資本論』の連続問題解法］ 本稿の筆者はすでに著書『資本論のシンメトリー』で、『資本論』の論証の特性として、或る問（Q_i）はその

解（A_i）で収束することなく、つぎの問（Q_j）を生みだし、その問はその解（A_j）をもたらすというように、「問→解→問→解…」の連鎖は収束することなく持続する特性［$Q_j(Q_iA_i)A_j$］が存在することを指摘した。この形式［$Q_j(Q_iA_i)A_j$］は、アリストテレスのアポレティカに起源をもつ。

［田邊元の先駆性］ 田邊元（1885－1962）は『哲学通論』（岩波全書、1933年）の開巻劈頭「第1章　哲学の立場」で、「哲学に於いては此の学の本質が究極的反省なることの結果、到る所にこのようなアポリアが見出される」と言明する。特に同書118頁以後の「存在論的方法」で、アリストテレスの「問題論的方法（aporetische Methode）」を詳細に論じているので、田邊のアポリア論は、本稿の主題に深く関わる。しかし、マルクスにとっても重要なこの問題視角からマルクスも論じながら（191頁以後）、「マルクスに於いても思惟と存在との対立的統一は無視されている」（197頁）と誤認する。本稿が特にアリストテレス難問（1）（6）（7）（8）に関連させて指摘すること、即ち「思惟の対象」と「感覚の対象」との関係、「集合かつ要素」としての商品が「並進対称」という「メビウスの帯」のように捩れた論理を収束することなく「原始的再帰関数（Primitive Recursive Function）」を自ら編成すること、つまりマルクスが自覚的にアリストテレス難問の解を探求したことに、田邊は気づいてはいない。

［三木清のアリストテレス難問論］ 三木清（1897－1945）は、1922－23年のハイデルベルク大学留学に引き続き、1923－24年に留学先のマールブルク大学で『存在と時間』（1927年）を準備中のハイデッガーのもとでアリストテレスを学んだ。その後、田邊元の『哲学通論』（1933年）のアポレティーク論を先駆けること7年前の1926年に、論文「問の構造」を書き、そこでつぎのように論じた。「問（***Pro*blem, *προ*βημα）」が接頭語「先・前」をもつように、あらゆる問は、各々或る限定された問題関心に立つので、「一面性・制限性」を免れない。問う者は問の制約性を自覚しなければならない。それに無自覚なまま問う者は、無原則に恣意的に問う者である。「あらゆる問は答えに向かう衝動をもつ」から、問は「公平さと正直とを装いながら私心あるもの、独断的なものであり得る」。問はアポリア（難路）に陥ることがある。アポリアとは、問が「活路を失った状態（Weglosigkeit）」である。様々な問＝解は一定の観点からする認識であり、それらを「存在」に即し批判的・複眼的に総合する結果、アポリアは問と解が連鎖する「運動」となると指摘する。[12]

9年後、三木清は『アリストテレス形而上学』（岩波書店、1935年）で、アリストテレスのアポリアそのものを本格的に論じる。人間にとって、個物＝「第一実有（プローテー・ウーシア）（πρωτη ουσια）」が感覚的に経験可能であるから、それが認識にとって「より先のもの」である。諸々の個物を規定する普遍的真理＝「第二実有（デウテラ・ウーシア）（δευτερα ουσια）」は、個物に関する感覚的経験に依拠する「より後のもの」である。しかし、諸々の個物はそれぞれ異なり無限に存在しうるから、それらを超える真理には到達できないのではないか。逆に感覚的に経験可能な個物を抜きにして、普遍的真理は直接に認識可能なのか。このような第一実有と第二実有との間のアポリアを詳細に論じ、「実有の概念の両義性はアリストテレスの形而上学の解釈に於いて種々の困難（アポリア）を提供している」と指摘する。三木清は、通説のように《存在と実体（ママ）を切り離し実体は存在から離れて（コーリストン）その背後に控えている》とは考えない。三木清はハイデッガーの主張をふまえて、「ουσια（実有（ウーシア））は本質の意味に於いてον（存在（オン））のουσια（実

有）であり」・「実有は存在するもの（ον, Seiende）の存在（συσια, das Sein）のことである」と規定する。[13]「個物（存在するもの）に現象する普遍（存在）」が「アリストテレス難問の三木清による解」であろう。三木清のこの解は「使用価値に現象する価値」（価値形態）というマルクス解と類似する。[14]

［自問・自答・自省としてのアポレティカ］ アリストテレス研究家・今道友信（1922－2012）は、『形而上学』アポリア論の特性について夙につぎのように指摘している。

> 「アポレティカは、自ら問い、自ら答え、自ら批判するという構造をもつ。すなわち、その基本構造は三契機［自問、自答、自省（自批）］より成っている。このことは、思考展開の合目的性及び問題の自己内在性、すなわち主体的に懐疑すること（aporēthai 問題を提起すること）を意味する。したがって、解答は袋地から抜け出る意味で解明すること（euporēthai）に他ならない」。[15]
>
> 「一つのアポリアは多くのアポリアを生みながら、他のアポリアと全体的に関連を保ち、その内部に於いて現象の最適な説明原理（logos）の統一への志向が働（動）いている」。[16]

今道がいう「現象の最適な説明原理の統一」は三木清やマルクスのアリストテレスへの観点と親和する。今道がアリストテレスに洞察する「自問・自答・自省」は、自から問い、その問いに自から解を導き出し、その解の中につぎの問を発見するという自発的・批判的な探求である。しかも、或る問の解はそれで収束することなく、つぎの問を生みだす。アリストテレスのアポリアは連鎖する。これこそ、マルクスが『資本論』に継承しそこで実行した事柄である。

［『資本論』冒頭の「問＝解」の連鎖］ この特性を『資本論』第1部の冒頭第1章の第1節・第2節・第3節の基本文脈でみよう。『資本論』冒頭文節は《商品は集合かつ要素である》と宣言する。資本主義社会では、例えば、人間の生存にとって不可欠な衣食住のための財（例えば米）は、商品として生産・販売されている。米は、まず苗が「土・水・肥料」の基本三条件の助けで生長する。生長した稲は刈り取られ脱穀され精米される。米は一定分量（2kg,5kg,10kg など）の袋に入れられ販売される。その間、農業労働者・土地・農業肥料・（田植機などの）農業機械道具・農業倉庫などの生産手段も直接・間接に商品として販売＝購買され、米の生産に関与する。生産された米は、生産的に消費されたその諸要素（生産諸条件）からなる商品集合（生産物）である。

米は商品として生産され販売＝購買され、直接に飯に炊かれて食べられる。米が酒の原料や、煎餅の原料になる場合など、商品としての米はさらに加工され高次の商品にもなる。米も酒も煎餅も、生産諸条件としての諸要素（諸商品）の集合を基礎に生産される。このように商品は《集合かつ要素》である。『資本論』の「集合」はアリストテレス用語の「類（ゲノス）（γενος）」、「要素形態」は「構成要素（ストイケイオン）（στιχειον）」の援用である。

その《集合かつ要素》としての商品は各々《使用価値および交換価値》という二つの要因からなりたつ。古典経済学[17]（例えば『国富論』第1編第4章 貨幣論）は、「価値VALUE」には「使用価値（value in use）および交換価値（value in exchange）」があるという。けれども、「使用価値自体」はむろん、「交換価値」も「使用価値の交換比率」という使用価値タームで規定されている。古典経済学にとって、価値とは使用価値のことである（**価値＝使用価値**）。そこで、「使用価値および交換価値」は、それを根拠づける二重の「実体（ウーシア）（ουσια）」、すなわち「具体

的有用労働および抽象的人間労働」へ還元される（以上第1節）。

この二つの実体に根拠づけられて商品は交換される。それが「社会的分業」[18]である。社会的分業は、人間が自然と行う物質代謝過程が商品交換で結合する「社会的な」物質代謝過程である。『資本論』のいう「社会的（gesellschaftlich）」とは、単に複数人間の関係を意味するのではなく、その関係が「商品売買関係で媒介されている事態」を意味する。その結合単位である商品は「二つの要素、すなわち自然質料と労働との結合体」[19]である。この商品規定は、アリストテレスの「質料因（ヒュレー）（υλη）と形相因（エイドス）（ειδσς）との結合体（スノロン）（συνολον）」規定（995b35）を「質料因＝使用価値」・「形相因＝価値」として援用したものである（以上第2節）。

第3節では、その「商品の社会的分業」を成立させる商品交換の基本関係、すなわち、商品の「価値＝使用価値」という異質なものが等値される独自な方程式＝価値形態を論証する。「市民社会にとっては、労働生産物の商品形態、すなわち価値形態が経済的な細胞形態（Zellenform）である」[20]と『資本論』初版序文は言明する。価値形態は資本主義生産有機体に生成する細胞形態である。したがって、『資本論』の編成原理は価値形態であり、第1章第3節の価値形態こそが『資本論』展開の理論的始元である（以上第3節）。[21]

このように、『資本論』の冒頭第1章の第1節・第2節・第3節だけに限定しても、問（アポリア）はその解を生み、その解はつぎの問を生むというように、《問＝解＝問･･･》は連鎖する。これこそ、アリストテレス『形而上学』の難問の連続性が、マルクスによる経済学の批判的な解明に貫徹する「連続難問解法（アポレティーク）」の典型例である。

[4]『形而上学』のアポリア論と『資本論』の概念展開

この **[4]** では、『資本論』と『形而上学』難問集との対応関係を、まずアリストテレスの難問を示し、それに対応する『資本論』の解明を対比することによって明らかにし、『資本論』がアリストテレス難問への批判的展開であることを論証する。15ある難問のうち、『資本論』は、主に「難問6→難問1→難問8→難問7→難問4→難問7（ママ）」に取り組み、マルクス解法を「原始的再帰関数」（後に **[5]** で詳論）として提示する。

[4-1]「類と構成要素」（難問6）と「集合・要素」

アリストテレスは、類（集合）と要素との関係をつぎのように規定する。

> 「原理を［構成要素（ストイケイオン）でもあり類（ゲノス）［集合］でもあるというように］二様に（アムフォテロース）（αμφοτερως）説くことはできない。なぜなら類［集合］による定義と内在的構成要素を表現する定義とは異なるだろうからである」（998b12）。[22]

このようにアリストテレス（BC384－BC322）は、原理を《類［集合］かつ構成要素》というように「二様には」規定できないと判断する。約2300年後の19世紀末から20世紀初頭にかけて、フレーゲ（1848－1925）やラッセル（1872－1970）などの数学者の間で「集合かつ要素」規定は「集合論的矛盾」として問題となるとはつゆ知らず、アリストテレスは難問（6）で「《要素としての集合》を含む集合」という「集合論的矛盾」を批判し排除する。結果でみれば、「ラッセルのパラドックス」を回避するためにラッセルが行ったと判断と同じである（**[5-1]** で詳論）。ラッセルはアリストテレスに再帰する。

ところが、『資本論』第1部第1章第1節の冒頭文節は、つぎのように「集合論的矛盾」を肯定的・主題的に提示する。

> 「資本主義的生産様式が支配する諸社会の富は、『巨魔的な**商品集合**』として（als eine ‘ungeheure **Warensammlung**’）現象し、個々の商品はその**要素形態**として（als seine **Elementarform**）現象する。したがって、我々の研究は商品の分析から始まる」。[23]

アリストテレスは、《原理を類（集合）かつ構成要素と二様には規定できない》と考える。これに対してマルクスは、『経済学批判』以来、資本主義的生産様式が社会を支配する原理的形態は富の商品形態であり、商品は《集合かつ要素》であり《二者にして一者として》規定する。[24] マルクスは『経済学批判』冒頭および『資本論』冒頭で、商品のこの集合論的矛盾を提示する。その矛盾を積極的に展開することこそ、資本主義的生産様式とは何かを原理的に解明する。のちの **[4-4]** で論じる価値形態論がこの課題を遂行する。[25]

[『国富論』の商品の《集合かつ要素》規定] マルクスが商品の「集合かつ要素」であるという規定を発見した契機は、1844年の2回にわたって独自な順序で作成した『国富論』研究ノートのときと思われる。特に第1編「第6章諸商品の価格の構成諸部分について（Of the component Parts of the Price of Commodities）」における商品の二重規定に、「集合かつ要素」としての商品規定が存在する。そこで商品は、「要素としての諸商品（賃金・利潤・地代）」ならなる「集合としての商品」というように、二重に規定される。賃金・利潤・地代の収入は貨幣形態で取得されるとしても、その貨幣で商品が購買される。したがって、『国富論』の商品は、その価格の「構成要素」であり、かつ構成諸要素を包含する「集合」でもあるという二重規定をもつ。『資本論』冒頭商品の《集合かつ要素》としての商品規定は、『国富論』のその二重規定を継承し主題とする。スミスがアリストテレスを古典として読んだように、[26]マルクスもアリストテレスを古典として読む。アリストテレス＝マルクス関係からみると、スミスは商品の《集合かつ要素》の二重規定で、アリストテレスを密かに批判していた可能性がある。

[4-2]「質料・形相」(難問1)と「使用価値・価値」[原因論と神学は別か] アリストテレスは、存在する事物を根拠づける「四原因（質料因（ヒュレー）(υλη)・始動因（アルケー）(αρχη)・目的因（テロス）(τελος)・形相因（エイドス）(ειδος)）」をめぐる難問（1）で、事物の諸原因を追求する学問は「**一つの学問**が遂行すること」か、それとも「多くの学問が遂行すること」か、を問う。「不変不動なもの」が存在するからには、「始動因」も「目的因」も「この自体的な善」には存在しえないという(996a20f.)。アリストテレスはここで、神には四原因は適応できず、神学の問題は四原因論の埒外であると判断しているのである。アリストテレスの神は、ここ **[4-2]** の後半でみるように、四原因の展開過程が「完全実現態」＝「純粋形相」に純化した極限に存立する。

マルクスは『1863－65年草稿』「第3部」「主要草稿」を執筆中の1865年7月31日の書簡で、自分が今取り組んでいる経済学批判は「**一つの芸術的な全体**」をなすと伝えている。[27]この指摘は、アリストテレスが難問（1）でいう「一つの学問」に対応する。しかもマルクスの経済学批判は、アリストテレスが四原因による研究から排除した神学を含む。「経済学批判＝神学批判」というプロジェクトは、すでに1841年の学位論文「デモクリトスの自然哲学とエピクロスの自然哲学の差異」からの課題である。[28]

アリストテレスは、学問で最もよく知るべき第一義的な事柄は、「何であるか（実体･本質）」である。その他の「どれほどか（分量（ポソン）ποσον）」や「どのようにあるか（性質（ポイオン）ποιον）」や「どうするか（能動性（エネルゲイア）ενεργεια）」や「どうされるか（受動性（パトス）παθος）」などの認識は、二次的であるという（996b16）。アリストテレスにとって「第一実体である個物」は、「質料因と形相因との結合体」である。

［本質の顕現諸形態］ ところが、資本主義的生産様式の一般的本性を解明する『資本論』は、資本とは「何であるか」を主題にしつつも、その本性解明に、「どれほどか（分量）」については「剰余価値＝資本蓄積」で、「どのようにあるか（性質）」については「資本の搾取欲」で、「どうするか（能動性）」については「労働時間の絶対的延長」やその限界を超える「産業革命＝技術革新」で、「どうされるか（受動性）」は「賃金労働者の被搾取状態」で、それぞれ解明する。事柄の一般的性質＝「実体・本質」は、その「量的特性（分量）・質的特性（性質）・能動性・受動性」との統一で、それらの形態で顕現する。アリストテレスの本質とその発現諸形態との形式的分離をマルクスは批判し、それらを本質解明に結びつける。形態展開に本質は貫徹する。感知可能な「存在するもの」に思惟可能な「存在」は現象する。

［経済学理解が旋回する飛躍点］ アリストテレスの第一実体である個物に相当するのが、『資本論』冒頭の「使用価値と価値との結合体」としての商品である。マルクスにとって「質料因＝使用価値」であり、「形相因＝価値」である。したがって、商品は「質料因と形相因との結合体」である。この対応関係のある冒頭商品の二つの要因「使用価値と価値」を根拠づける労働の特性について、第2節冒頭文節はつぎのように言明する。

> 「商品に含まれる労働のこの**二者対立的性質**は、私によってはじめて批判的に指摘されたものである。**この点は経済学の理解が旋回する飛躍点であるから**（Da dieser Punkt der Sprungpunkt ist, um den **sich** das Verständnis der politischen Ökonomie **dreht**）、ここで立ち入って解明しよう」。[29]

アリストテレスの『形而上学』難問（6）が『資本論』第1部第1章第1節の冒頭文節の商品の「集合かつ要素」という規定に対応するだけでなく、アリストテレス難問（1）も『資本論』同第2節の冒頭文節の「商品に含まれる労働の二者対立的性質」に対応する。『資本論』の「予備的考察」である第1部第1章の第1節および第2節の基本用語「集合および要素」･「《使用価値と価値》という労働の二者対立的性質」にはアリストテレス的含意が存在する。商品の二つの二様性「集合かつ要素」･「使用価値かつ価値」は、第3節の価値形態で総合される。この総合様式は、すぐ後に **［4-4］** で詳しくみる。

［始元と転化］ アリストテレスは難問（1）の最後で、「生成や行為に関しては、また一般的に転化（メタボレー）（μεταβολη）に関しては、我々はこうした運動の始元（アルケー）（始動因αρχη）を知っているときに、我々はそれを知っているといわれる」（996b23）と指摘する。[30]転化を内包する始元は、「集合と要素」を重層的に転態する。

［転態する集合概念］ 商品論・貨幣論における「集合」は貨幣であり、「要素」は商品である。しかし転化論以後の「集合」は、もはや貨幣ではなく「資本」（厳密には「一つの資本」）である。商品と貨幣は生産とともに「資本の諸要素」（資本の現象諸形態）に「格下げ」される。『資本論』第1部では「一つの資本」が集合概念である。しかし、第2部では「二つの資本」に転態する。第3部ではさらに「競争する多数の諸資本」に転態する。「社会的分業を担う二

つの資本」や「競争する諸資本の競争」では、それらが集合であり、「各々の個別資本」は要素である。『資本論』の「第1部→第2部→第3部」の移行によって、これまで集合であったものが要素に転態し、あらたな集合が生成してくる。「集合かつ要素」、したがって「集合の要素への転態＝新しい集合の登場」は、単に商品論次元に限定されず、『資本論』貫通的である。「一つの資本」・「二つの資本」・「多数の諸資本」は、アリストテレス難問（3）の、学問とは「一つの学問」か、それとも「それ以上の数の学問」か、という問に対応するマルクス解法である。

このような諸主体のVerwandlung（変身）である「転態」を生みだすのが、「始元」としての商品の《集合かつ要素》という二重性である。単純商品は、「使用価値という非対称性」と「価値という対称性」との統一態「非対称的対称性」である。この内的に捩(よじ)れて連結する商品関係＝価値形態の論理編成こそ、貨幣論における「商品－貨幣－商品」を経て「貨幣の資本への転化」としての「貨幣－商品－貨幣」へと持続する。この意味で『資本論』は、「始元措定こそ、転化の基礎である」というアリストテレスの難問（1）の命題を継承している。

［アリストテレス四原因と労働過程］『資本論』の転化論のつぎは労働過程論である。ここでも、アリストテレスの難問（１）の四原因論が根拠づける。

難問（1）でアリストテレスは、原因を「①質料因(ヒュレー)・②始動因(アルケー)・③目的因(テロス)・④形相因(エイドス)」の四つに分析する。②始動因と③目的因は④形相因に総合されるから、四原因は①質料因と④形相因の二原因に総合される。アリストテレスは原因を「制作過程＝ポイエーシス」を念頭に規定する。その規定にしたがって、マルクスは労働過程を規定する。

［四原因論と労働過程］ 労働過程では、①質料因が原料に、④形相因が労働力に対応し、その④形相因のうちの②始動因が労働力の「肉体労働」の側面に対応し、形相因のうちの③目的因が労働力の「精神労働」の側面に、それぞれ対応する。しかし、始動因としての労働力（潜勢力(デュナミス) δυναμις）と労働手段は機械装置という客観的存在に変化するので、労働過程は、

《③（目的因）精神労働→②（始動因）肉体労働・労働手段→①（質料因）労働対象》[31]

となる。精神労働が③目的因であり、肉体労働および「人間の手の延長」としての労働手段（機械装置）は②始動因であり、労働対象は①質料因である。③目的因および②始動因は④形相因に総合される。つまり、労働過程の結果である労働生産物は、自然史的過程の成果として、①自然的質料因（Mn）および④自然的形相因（Fn）の総合（FnMn）である。この労働過程の次元では、アリストテレスもマルクスも基本的に同じである。

［資本主義的生産の四原因］「労働過程」は「貨幣の資本への転化」の結果を「使用価値生産の観点」から見える側面である。労働過程は転化論に顧みれば、実際は資本家と賃金労働者との社会関係に媒介された資本の生産過程である。資本の支配する生産過程は、③目的因の精神労働を資本家が代替し、（賃金）労働力は②の労働手段や①の労働対象とともに、③の支配の対象に転化する。さらに②始動因の労働手段が機械装置（固定不変資本）に転態するから、機械装置は③目的因である資本家の支配の媒態に転化し、労働力は労働対象とともに、機械装置の従属物になる。労働過程（AP）は資本の生産過程（KP）に転化する。

AP:《③（目的因）生産者の精神労働
→②（**始動因**）生産者の**肉体労働**・労働手段

→①（質料因）労働対象》
KP:《③（目的因）資本家の精神労働
→②（始動因）機械装置
→①（**質料因**）賃労働者の**肉体労働**･労働対象》

この転化で労働力は、労働過程の③目的因および②始動因から、資本の生産過程の①質料因（単に支配される肉体労働）に転化する。

［個物（質料因と形相因の統一態）と純粋形相］ アリストテレスは、生産物を自然史的に労働過程で規定するから、[32]制作活動の成果は自然史的質料因と自然史的形相因との総合である。マルクスがアリストテレスは奴隷労働の独自性が分からなかったというとき、[33]形相因をなす始動因および目的因の自然史的な統一像はあっても、始動因＝奴隷労働（賃金奴隷としての労働者）および目的因＝賃金奴隷主（資本家）への形相因の資本主義的分裂が見えなかったという意味である。

［再帰し円環をなす思惟］ アリストテレスは実体を二重に規定する。「第一実体」は、個物である。個物は質料因と形相因との統一態である。この個物は生産過程の結果が次の生産過程の前提となり、その過程を経て結果を生みだす。同じ過程は連続する。アリストテレスの考えでは、この「結果＝前提→過程→結果＝前提･･･」という過程が究極にたどりつくときには、一切の質料因が消滅しそこに存在するのは形相因のみである。その形相因は「ただ思惟可能なもの」である。これが「第二実体」、あるいは「純粋形相」である。思惟（νους）は思惟自体を思惟の対象（νοετων）にして思惟する。これを「思惟の思惟（νοησεως νοησις）」という（以上1074b21-35）。それはアリストテレスの「神（θεος）」のことである。「思惟するものは、その思惟するもの自身を思惟する。･･･ここでは思惟するものとその思惟の対象とは同じものである」（1072b20）。[34]商品所有者も、神のように無意識に、「ただ思惟可能なものとしての価値」を抽象する。すなわち思惟を対象として思惟する。貨幣は貨幣を生む。

ところで、「思惟することこそ、始元である」（1072a30）。したがって、思惟することから始まった思惟はその終局に到達し、終局＝始元の円環を一端閉じ、ふたたび思惟を開始する。再帰するこのコスモロジーにこそ、アリストテレス『形而上学』を編成する「原始的再帰関数（Primitive Recursive Function）」が潜在する。[35]純粋形相は、それに至るまでの個物のより高度な個物への現実態の展開過程の深部において目的因（τελος）として、現実態を導いてゆく。その究極が目的を完全に実現した形態（完全実現態 εν-τελε-χεια）である。個物としての実体から始まる『形而上学』は「純粋形相」･「思惟の思惟」という宗教的存在に帰着する。それをなぞるように、『資本論』も冒頭商品という個物から始まり、ついには「三位一体」という宗教的範式で終わる。この過程では、或る個物（M1F1）がつぎのより高度な個物（M2F2）の質料因（M2）に転態する過程である。その究極の到達態が「純粋形相」･「思惟の思惟」として神（θεος）である。神は始元に再帰し始元に潜む。

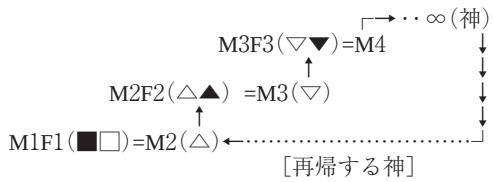

この連鎖様式は商品交換の様式と同型の「自己自身に再帰する形態」･「並進対称」（**[4-6]**で詳論）である。この事物の展開過程の様式規定でも、アリストテレスとマルクスは継承関係にある。

[4-3]「思惟の対象」（難問8）と「価値＝思惟可能態」

アリストテレスは、難問（1）の思惟問題を継承する難問（8）で、「感覚の対象」と「思惟の対象」を区別して、つぎのように指摘する。

> 「もし個々の事物より他にはなにものも存在しないとすれば、なんらの思惟（ノエートス）の対象（νοητος）も存在せず、存在するものはすべて感覚（アイステートス）の対象（αισθητος）のみであり、したがってなにものの認識もないということになろう」（999b1f.）。[36]

アリストテレスは、人間が感覚で捉えたものは生成・消滅するものであるから、永続するものとしての認識の対象にはならないのであって、認識可能性は持続して存在する「思惟（ノエートス）の対象」にある、と考える。思惟の対象は、持続し一貫して存在するものである。人間の感性データを純粋知性概念（カテゴリー）で分析することに認識が成立するというカントの認識論は、アリストテレスのこの言明を出発点にしている。

［思惟可能態としての価値＝神］ アリストテレスのこの言明に即することを、マルクスも『経済学批判要綱』「貨幣に関する章」で、つぎのように書く。

> 「商品をこのような数的な関係にもちこみ、通約可能に（commensurabel）するためには、商品は同じ呼称（単位）を受け取らなければならない。…総じて関係というものが一つの特殊な体化を受け取り、それ自体がふたたび個体化されることができるのは、ただ抽象による（nur durch Abstraction）以外にはありえないならである」。[37]「私は、商品のいずれもが或る第三者（ein Drittes）[38]に等しく、いいかえれば、自分自身とは等しくないものとおく。両者［商品関係の両極］とは異なったこの第三者（dieß Dritte）は、或る一つの関係（ein Verhältniß）を表現している。…諸関係というものは、総じて、それらが相互に関係し合っている諸主体から区分されて、固定されなければならないばあいは、**ただ思惟されることができるだけ**（nur *gedacht* werden können）である」。[39]

商品という「個々の事物」を交換する「関係」は「第三者」であり「ただ思惟可能なもの」であるという。そのときマルクスは、アリストテレスが「個々の事物」を超えるものが「思惟の対象」となると判断した難問（8）を念頭においている。難問（1）で見たように、思惟は究極で神となり、しかも始元に再帰する。したがって、体系冒頭の始元に神は可能態として潜在する。このことを念頭に、マルクスは冒頭商品の価値を「ただ思惟可能な対象」と規定する。商品には思惟可能態としての価値（神）が潜在する。経済学批判と神学批判とは、別の事柄ではない。

［虚態としての価値］ 商品の価値というものは、本源的にその商品に内在している実在物ではなく、想像的（イマジナール）な存在であり、マルクスがオイラーなどを読み熟知していた用語「虚数（imaginary number）」に因めば、[40]「虚態（imaginary form）」である。一定の使用価値をもつ「財」が近代的私的交換関係を結ぶ場合に、事後的にその財は「商品」になる。財の私的所有者がその相互に異なる使用価値を等置する関係行為そのものが、使用価値の相違を捨象する。彼らはこの行為を無意識に行う。具体的な使用価値が捨象され、財を交換する「関係そのもの」が抽象され、その「一つの関係」が財に内在するものであるかのような「属性」に転化する。その属性が「価値」である。交換関係の転態である「価値」は、ただ思惟可能なものである。価値は私的交換の関係＝形態である。私的交換関係そのものの転態である「価値」と財の「使用価値」の統一態

が商品である。こうして相異なる使用価値をもつ財は商品として「通約可能なもの（συμμετρια）」に転態する。[41]「通約可能なもの」もアリストテレスの『ニコマコス倫理学』の取引論の基本用語であり、『資本論』価値形態論にも引用されている。価値形態論は、すでにみた「類（集合）と要素」の難問（6）・「形相と質料」の難問（1）と関連づけて、つぎのアリストテレス難問（7）を解く。

[4-4]「一つ・存在」(難問7)と「類・種・種差」

アリストテレスは、事物の原理を問う難問（7）で、「存在（το ον）」や「一（το εν）」は原理・実体であるか否かという問をつぎのように提示する。

> 「《存在》も《一》も原理（αρχη）であり実体（ουσια）である。というのは、すべての存在事物はこれらによって最も包括的に述語［規定］されるからである」（998b19）。（しかし同時に）「類（γενος）が、類それ自らの種（ειδος）から離れて、それだけで、その類に特有の種差（διαφορα）の述語になることは不可能であり、したがって、もし《一》や《存在》がいやしくも類であるかぎり、いかなる種差も存在するとは述べられず、《一》であるとはいわれないであろう」（998b23）。

マルクスは、アリストテレスのいう「類→種→種差」の関連を、所与のものとしてではなく、存在事物の「二様性」の展開形態として論証する。すでにみたようにマルクスは、商品は《集合かつ要素》であり《使用価値かつ価値》であるというように、個々の事物を「二者にしてかつ一者として」規定する。その規定「二者対立的に」を2回［(類→種)・(種→種差)］繰り返し、商品世界を「類→種→種差」という三層に編成する。その編成を論証するのが価値形態論である。

［価値形態に統一される《集合・要素》《使用価値・価値》］ 商品は使用価値（U）と価値（V）の統一態である［W=(U/V)］。

価値形態の最も基礎的で単純な**第一形態**は、「相対的価値形態」である或る商品（Wi）の価値（Vi）が「等価形態」である他の商品（Wj）の使用価値（Uj）に現象する形態である。第一形態では、価値（Vi）の現象形態となる使用価値（Uj）は、単一の偶然的な存在にすぎないから、自ら普遍的な述語にはなれない。むしろ価値（Vi）によって述語される（規定される）。したがって、等価形態の使用価値［Uj（要素Ej）］は、相対的価値形態の価値［Vi（集合Si）］に包含される［**Ej(Uj)∈Si(Vi)**］。

第一形態のありうるすべての集合である**第二形態**は、第一形態の単なる量的な増加形態ではない。第二形態では、「相対的価値形態」の価値（Vi）は、あたかも使用価値それ自体であるかのように「等価形態」の商品の使用価値の集合（Σ Uj）に「**価値V＝使用価値U**」として規定される。したがって、第二形態の相対的価値形態の価値［Vi（要素E）］は、その等価形態の使用価値の集合［Σ Uj（集合S）］に包含される［*Ei (Vi)* ∈ *Sj (ΣUj)*］。

第三形態は、第一形態［**Ej(Uj)∈Si(Vi)**］と第二形態［*Ei(Vi)* ∈ *Sj(ΣUj)*］の「要素E＝集合S」の包含関係を「順逆に」統一した形態である［*Ei(Vi)* ∈ *Sj(Uj)* ・ **Ej(Uj)∈Sj(Vj)**］。ここでは一般的等価形態の単一の使用価値Ujは、『資本論』冒頭で言明したように、「集合かつ要素（*Sj* ・ **Ej**）」である。一般的等価形態［Wj(Uj)/(Vj)］の独自の商品を除く、他のすべての商品の価値(Vi)はその独自な商品の使用価値(Uj)で表現され、その価値(Vj)に等置される。[42]

［価値形態と類・種・種差］ すべての商品という「類」は、価値表現の媒態としての独自な商

品（一般的等価形態）という「類形態（Gattungsform）」に代表される。同時に商品は、様々な商品種類という「種（Art）」としての商品（相対的価値形態）に現象する。「類としての商品（貨幣）」も「種としての個別諸商品」も相互に前提しあい、かつ排除しあう。商品は「二様に・二者対立的に」分離し＝統一される。種形態の商品の内部の差異は「種差（differentia specifica）」として規定される。こうして、『資本論』価値形態は、アリストテレス用語の「類（genos）・種（eidos）・種差（diaphora）」の三層をなす。

[4-5]「動物それ自体」（難問4）と「商品一般の化身＝貨幣」

[《人間それ自体》は実在するか]「類・種・種差」の三層区分は、つぎのようなアリストテレス難問（4）に関連する。

> 「果たして感覚的な実体のみが存在すると主張されるべきであろうか。あるいはこれらの他にも別の実体が存在するとされるべきであろうか。…［プラトン学派のいうエイドスをめぐる］難点は、この世の事物とは別に或る自然［実在］が存在するといいながら、しかもこれらを感覚的な事物と…まったく同じであるかのように説いているところにある。…彼らのいうところでは、**人間それ自体**とか、**馬それ自体**とか、**健康それ自体**とかが、それぞれそれ自体で…ただ存在するという。それは**あたかも**神々を存在すると主張しながら、その神々を人間の姿をしたものと想像している人々と同じことを主張している**かのようである**（παρα-πλησιος）」（997a 34）。

アリストテレスは、存在するのは感覚的事物だけか、それともそれを超える何ものかも存在するかと問う。マルクスはアリストテレスのこの難問（4）を解いて、感覚的に経験可能な実在物の間の「関係それ自体」が、それらを超える「ただ思惟可能な形態」に転化し、さらにその思惟可能態が貨幣形態という個物に現象することを論証する。これこそ、価値形態論の課題である。アリストテレス難問（4）のマルクス解法が明確に確認できるのが、アリストテレスの《馬それ自体》を連想させる、《動物なるもの》という語法を使用する、『資本論』初版（1867年）の価値形態論である。そこでつぎのように指摘される。

> 「［価値］形態Ⅲにおいては、リンネルはすべての他の商品にとっての等価物の類形態（*Gattungsform*）として現象する。それは、**あたかも**（als ob）、群（むれ）をなして動物界の色々な類・種・亜種・科などを形成しているライオンや虎や兎やその他のすべての現実の動物たちと相並んで、かつそれらの外部に、なおも**動物なるもの**（***das Thier***）、すなわち動物界全体の個体的化身が実在している**かのようである**（existierte）」。[43]

[動物園に《動物それ自体》はいるか] マルクスは、「一般的等価形態」である貨幣という実在物は、**あたかも**動物の様々な種類とは別に「動物なるもの（*das* Thier）」がそれら実在物に並存し、かつ実在している**かのようなもの**であると表現する。実在し得ないものが実在する、と言明しているのである。上野動物園にも、種々の動物が生息しているアフリカの草原にも、「動物一般」が実在するということはありえない。

ところが商品世界では、種々の諸商品とは別に、その諸商品を代表する「商品なるもの（*die* Ware）」・「商品世界の共存体（ゲマインヴェーゼン）自体」が貨幣という姿態で実在する。この奇怪事に相当する事態は、神の似姿が鎮座する場合である。神を崇拝するように、人々は貨幣に取り憑かれる。

貨幣だけが人間を結合する媒体になっていく。[44]マルクスはアリストテレスの「難問4」に、貨幣と神との相同性の問題を洞察しているのである。[45]「商品なるもの」としての貨幣は、商品の交換関係＝価値形態から生成する、「無意識の想像上のもの（imaginär）・《虚態》でありながら、現に実在する物」である。価値形態論の論証解である一般的等価形態＝貨幣は、類概念をめぐるアリストテレス難問（4）へのマルクス解法である。

［貨幣＝集合論的虚態］ 一般的に、或る共通な属性をもつ諸要素の集合もまたその共通の属性をもつ。抽象概念を要素とする集合は同じ属性をもつ。たとえば、自然数のなかの偶数2, 4, 6, 8, ･･･という要素の集合は同じ偶数という属性をもつ。しかし、実在物を要素とする集合そのものは、概念としては存在するけれども、実在はしない。例えば、金・銀・銅・錫・鉛･･･などの金属の種＝要素は実在するけれども、金属の類（集合）「金属一般」は概念としては存在するけれども、実在はしない。

ところが、近代資本主義では実在物である各種の商品の集合概念「商品一般」は「貨幣」として実在する。人間諸個人は実在する。しかし「人間一般」は実在しない。「実在しないはず」なのに、キリスト教では「人間一般」の「個体的化身」である「イエス・キリスト」が実在したことになっている。1844年の「ミル評注」でマルクスはこの不思議を念頭に、二つのトリアーデ「神―**キリスト**―人間一般」と「私的所有―**貨幣**―社会」を対置し、「キリストと貨幣の集合論的同型性」を指摘する。『資本論』にとって「貨幣・キリスト」は「集合論的虚態」である。

［物象化論はアリストテレス難問に淵源する］ 顧みれば、アリストテレスのこの難問（4）は、マルクス研究史で「物象化論」として論じられてきた問題の古典的本源である。けれども、物象化論研究史では、このアリストテレス難問（4）との関連にまったく無自覚・無関係に、論じられてきた。『国富論』の古典のひとつがアリストテレスの『デ・アニマ（生命能力論）』であるように、[46]われわれの古典である『資本論』は自己の古典をアリストテレス『形而上学』にもつ。我々の研究対象である古典『資本論』は、その古典『資本論』にとっての「古典『形而上学』に遡及して研究することを求めていないだろうか。

［4-6］「より先・より後」（難問7）と「原始的再帰関数」

それでは商品と、商品関係から生成する貨幣とはどのような関係にあるのであろうか。アリストテレスは、つぎのような難問（7）を提示する。

> 「先のもの（προτερον）と後のもの（υστερον）という区分を含んでいるものたちにおいては、これらを一般的に述語するものは、これらのひとつひとつから離れて別のなにものかであることはできない」（999a10）。

「先のもの」と「後のもの」が編成する世界には原理的に別のものが介入することはない。「先のもの」と「後のもの」は自らの相互媒介関係を生みだす、とアリストテレスは考える。のちのコペルニクス（1473－1543）はこの関連を『天体の回転について』（1543年）で「要素変換に関して不変の構造」と規定した。

ところで、商品群が出発点であり「先のもの」であるとすれば、その商品群から生成する貨幣は商品群よりも「後のもの」であり、商品群は貨幣にとって「先のもの」である。その生成の帰結は「商品a→貨幣」である。しかし、その貨幣は単なる終局ではない。その貨幣は次いで別の商品bに転態する。「貨幣→商品b」と

なる。「後のもの」（貨幣）が「先のもの」になるだけでなく、「先のもの」（商品）が「後のもの」になる形式「商品a→貨幣・貨幣→商品b」となる。後者の「貨幣→商品b」が自立すると、貨幣が転態した商品bはふたたび貨幣に再帰する形式「貨幣→商品b・商品b→貨幣」となる。しかも、この二つの流通形式は、つぎのように相互に媒介し合う。

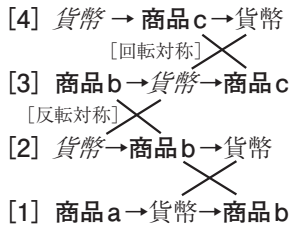

上記の[2]と[3]に注目してみると、[2]の購買「*貨幣*→商品b」と[3]の販売「商品b→*貨幣*」とが相互に媒介し合って一つの取引が成立することが分かる。

［反転対称×回転対称＝並進対称］ 商品bと貨幣は、販売「商品b→貨幣」と購買「貨幣→商品b」では、順序が逆になる。「先のもの」と「後のもの」との順序が販売と購買とで逆になる。このように同じ物の順序が逆になる変化は「反転対称（inverse symmetry）」である。上記の［3］販売「商品b→*貨幣*」の結果である貨幣は、その販売の前提であった購買を今度は自ら行う。販売と購買へのこの転態は「中央の貨幣」を軸に商品が「先のもの（商品b）」から「後のもの（商品c）」に転態することに等しい。この転態は貨幣を中心軸にする「回転対称（rotational symmetry）」である。商品世界は左右の両項を捩り換える「反転対称」と、中央の貨幣を軸にして商品が左端から右端へ回転する「回転対称」との反復で編成されている。回転対称の結果は、つぎの「反転対称」の前提をもたらす（*貨幣*―商品c）。この「反転対称」はつぎの「回転対称」の前提となる。このような「反転対称→回転対称」は収束することのない永続態である。操作「反転対称」についで操作「回転対称」を行う操作は操作「並進対称（translational symmetry）」と等しい。

［商品世界の再帰運動］ 商品世界は、「反転対称×回転対称」＝「並進対称」が網の目（ネットワーク）にように自ら連結し拡張する世界である。商品世界は「先のもの（**P**）」が「後のもの（**H**）」に反転し、「後のもの（**H**）」が「先のもの（**P**）」に反転する「相互転態・相互媒介」の世界である［**P→H・H→P**］。商品世界は、「先のもの」と「後のもの」が連結し円環を描く［**P⇄H**］。商品世界は「先のもの」が「後のもの」になるだけでなく、「後のもの」が「先のもの」になるような《前進運動が出発点に向かって後方から帰還する再帰運動（recursion）》である。

［異質な商品への転態動因］ ではなぜ、このような再帰性を描く運動が生成するのであろうか。その根拠は、商品交換が異質の使用価値の交換であること、使用価値が「通約不可能態」であることにある。異質な使用価値（Ua, Ub）は通約不可能であるからこそ、異質な「使用価値」は「無限遠点（P_{∞}）」で捨象され「価値」が抽象される。価値という「通約可能態」を基盤に「翻訳」され初めて商品交換が可能になる。商品は「非対称的な対称性（asymmetrical symmetry）」である。「非通約的（アシムメトロス）・非対称的（ασυμμετρος）」（983a16）も「通約的（シムメトロス）・対称的（συμμετρος）」（1012a33）も『形而上学』に存在する用語である。『資本論』第1部第1章第2節で「諸商品の交換関係を明白に特徴づけるものは、まさに諸商品の使用価値の捨象である」というとき、[47] その「使用価値の捨象」の裏面には「価値（V）の抽象」が進行する。商品a（Ua/V）を販売し取得した貨幣（V/Ug［gold］）

で別の商品b（Ub/V）を購買する取引は、価値（V）を媒介にした使用価値（Ua,Ub）の変換である（Ua→V→Ub）。

「使用価値の再帰形態Ub」は、価値に対する使用価値（U）としては「使用価値の始動形態Ua」と同格でありながら、具体的な質（b）では始動形態（a）とは異なる。始動形態と再帰形態の使用価値としてのこの「捩れ＝異質性」を媒介する「貨幣の通約性」こそ、すべての商品との交換可能性をもつ「商品流通の永続性」を根拠づける。「並進対称」はそれを貫徹する。

［二重の二様性（集合・要素）（使用価値・価値）を統一する価値形態］ このような商品＝貨幣関係を生みだしたのは、『資本論』冒頭の「集合かつ要素」・「使用価値かつ価値」という「非対称的対称態」である商品を「二者かつ一者として」規定する生産＝交通様式である。その様式の最初の規定が価値形態である。価値形態の帰結＝第三形態は、先にみたように、第一形態［Ej(Uj)∈Si(Vi)］と第二形態［*Ei(Vi)*∈*Sj(Uj)*］との「要素E∈集合S」の包含関係を「順逆に」統一した形態［*Ei(Vi)*∈*Sj(Uj)*・Ej(Uj)∈Sj(Vj)］である。[48]第三形態では、「先のもの」（要素Ei）である「相対的価値形態」の商品の価値（Vi）が、「後のもの」（集合Sj）である「一般的等価形態」の商品の使用価値（Uj）に媒介され、その商品の価値（Vj）に結合＝包含され統一的に表現される。

［マルクスのレトリカルな戦略］ このように、アリストテレスの「難問（6）の類（集合）と構成要素とのアポリア」および「難問（1）質料と形相因をめぐるアポリア」とは、「《先のもの》と《後のもの》をめぐる難問（7）」に媒介されて『資本論』の価値形態論で統一的に解決されている。ここでも、問は解をもたらし、その解はつぎの問を生む［Qj(QiAi)Aj］、問と解の再帰関数が貫徹する。マルクス自身はこの「連続して生成する問＝解」を、アリストテレス用語「類（集合）と要素」・「質料因と形相因」・「先のもの・後のもの」で明確に示していない。

しかし、この隠蔽はマルクスの意図的な政治戦略である。マルクスは、科学主義万能感に惑溺するプルードン派との論戦を特に意識して、重層的な含意を内包する「一つの芸術的な全体」にテキストを「圧縮しかつ隠蔽すること」を意識的に行った。このことを、エンゲルスなどの友人への書簡でのべている。[49]そのレトリックをもってする論証のために、『資本論』テキスト解読は、その一字一句の文字の次元に留まるかぎり、それらをいくら精密に繰り返し読み返しても、その含意は分からない。なぜなら、その次元を突き抜けた遙か深部に、そのテキストを規定し意味を賦与し変換する「概念装置＝文法」を、マルクスが敷設しているからである。アリストテレス難問のマルクス解法を『資本論』に解読する作業は、その深部の文法に到達するために不可欠である。『資本論』に『形而上学』の影を直観し、逆に『形而上学』に『資本論』の影を直観する「読み」が『資本論』を理解する端緒となるのではなかろうか。

［『資本論』の原始的再帰関数］ それではその文法はどのような特性をもっているであろうか。すでにみたように、アリストテレスの見解とは反対に、『資本論』では要素（E）は集合（S）に包含され、**集合は要素に転態し**、要素は集合に包含される（E∈S・E∈S）。つまり、集合は要素に転態しつぎの集合に包含される。このような運動を図解すればつぎのようになる。

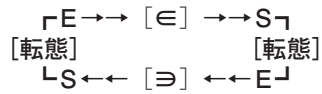

集合が要素に転態しつつ前進する運動は出発

点に後方から再帰する。この運動はつぎのように、「要素（E）と集合（S）の包含関係」と「貨幣（G）を介した商品（W）流通」としても図解できる。下図で要素は商品に、集合は貨幣にそれぞれ対応する。

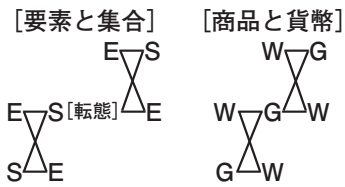

商品世界を編成する原理である価値形態の運動は「原始的再帰関数（Primitive Recursive Function: PRF）」とよばれる関数と同型である。『資本論』の文法が作動する最初の様式である価値形態は、円環運動を展開する原始的再帰関数の端緒形態である。[50]

『資本論』に「原始的再帰関数」が生成する根拠は、冒頭商品が「集合かつ要素」であり「使用価値かつ価値」であるという、二重の「二者にしてかつ一者」という規定にある。価値形態から生成する資本主義的生産有機体は、自己に無限に再帰する運動が組織する。この関数は商品世界の根源に存在する規定であるから、商品世界の「並進対称」の編成は「原始的再帰関数」をなす。「アリストテレス難問（7）のマルクス解法」は、このような含意をもつ「原始的再帰関数」である。つぎの［5］で、その関数そのものを『資本論』に即して考察しよう。

［5］『資本論』の原始的再帰関数

［5-1］ 集合かつ要素としての商品

すでにみたように、『資本論』冒頭で、資本主義では富は「**集合かつ要素としての商品**」として現象すると言明する。『資本論』冒頭の「集合・要素」は、『資本論』体系を編成する原理である。では、集合・要素とはなんであろうか。たとえば、1から10までの自然数のなかの偶数の要素は、2, 4, 6, 8, 10である。その集合（S）は、要素（E）2, 4, 6, 8, 10をすべて包含する［E（x）∈S|x=2, 4, 6, 8, 10］。

『資本論』の商品は「集合（S）かつ要素（E）」という二重性をもつ存在である。「要素としての商品」は「集合としての商品」に包含される（E∈S）。同時に、「要素としての商品」を包含する「集合としての商品」は「要素としての商品」に転態し「集合としての商品」に包含される（S・E∈S）。すなわち、

（1）$E \in S_1 \cdot E \in S_2 \cdot E \in S_3 \cdots$

と無限に続く。この関連では、集合は集合に包含されることになる。

（2）$S_1 \in S_2 \in S_3 \cdots$

そこでさらに、《要素を含まない集合（R）》が存在することを前提にすると、「《要素を含まない集合》を要素として包含する集合（R∈R）」と「《要素を含まない集合》を要素として包含しない集合（R∉R）」が同時に存在しうる。これがバートランド・ラッセル発見した「集合論的矛盾」である。[51] ラッセルは、要素のタイプによって、要素が属する階層（class）を区分する理論でこの矛盾を回避しようとした。[52]

『資本論』では、ほとんどの財が商品に転化し、商品は「要素かつ集合」という二重性をもつ存在である。商品は《要素としての商品》であり、かつ《集合としての商品》である。商品は、要素は集合に反転し、集合は要素に反転する。したがって商品は、

［1］《要素としての商品》であり、かつ

［2］【《要素としての商品》を含む《集合としての商品》】である

という二重の存在である。商品は「集合かつ要素」として、多様な特殊性をもつ「諸要素」でありながら、かつ多様性を統一する一般性とし

ての「集合」でもある。商品の「集合論的矛盾」が自己組織してゆく編成原理を解明することが『資本論』の主題である。[53]

[5-2]『資本論』編成原理としての原始的再帰関数

[集合・要素は再帰関数を描く] 要素かつ集合の二重性をもつ存在は、前進する［ ┌→┐ ］ために、後退する［ └←┘ ］。前段階の形式［E∈S］に遡及し、それと同じ形式［E∈S］で前進する論理が貫徹する。これを「原始的再帰関数」という。[54] 再帰性をなす「前進」と「遡及」の関連を一般的に示せば、次のようになる。

［前進］
┌──────→──────→┐
E∈S·E∈S·E∈S·E
└←──────←──────┘
［遡及］

原始的再帰関数は「後続数関数」・「ゼロ関数」・「恒等関数」からなる。[55]
f(0)=1, f(1)=1, f(x+2)=f(x+1)+f(x)のとき、f(2)=f(1)+f(0)=1+1=2, f(3)=f(2)+f(1)=2+1=3, f(4)=f(3)+f(2)=3+1=4となり、つぎのように示される。

┌［前進］→┐┌［前進］→┐
f(0)　f(1)　f(2)　　f(3)　　f(4)
=1→=1→=1+1=2 → =2+1=3 → =3+1=4 →
└←［遡及］┘└←［遡及］┘

原始的再帰関数は「遡及（progress）→前進（retrogress）」という「出発点に後方から帰還する」、円環をなす関数である。[56] この関数は「メビウスの帯」を描く。[57] 商品の「集合かつ要素」という「二者かつ一者」規定は、このような再帰性を展開する。「集合・要素の再帰性」が『資本論』体系編成の原理である。『資本論』を編成する再帰性の原理がいわゆる再生産論をも、原理的に根拠づける。[58]

[使用価値かつ価値] 商品の「集合・要素」（第1節）の再帰性は、商品のもう一つの二面性「使用価値Uと価値V」（第2節）という「非対称的対称性」が自己を展開する特性である。すでに1859年の『経済学批判』で解明され、『資本論』第1部第1章第1節に継承された、労働の「具体的有用労働と抽象的人間労働」の二面性は「経済学の理解が旋回する飛躍点である」という。この言明は、「商品は集合かつ要素である」という言明と統一して、把握しなければならない。この把握は、本稿の前半 **[4-4]** の **[二者かつ一者規定を統一する価値形態]** ですでに達成された。それを要するに、商品の使用価値は、流動的な具体的労働の定在形態として相互に区別され（非対称性）、商品の価値は流動的な抽象的労働の定在形態として同一視＝等置される（対称性）。つまり、商品は交換関係で「**非対称的対称性**」という形態をとる。

[5-3] 価値形態に潜む原始的再帰関数

[自己言及としての価値形態] ここで価値形態に「原始的再帰関数」が潜んでいることを別の視角から解明しよう。「原始的再帰関数」では、前進運動は**自己の**出発点に後方から戻る軌跡を描くから、その運動は、前進でありながら、自己の前進を否定するかのように、**自己の運動に後方から遡及（言及）する**運動に帰着する。したがって、原始的再帰関数は「否定的に自己に言及す関数（negative self-referring function）」である。このような原始的再帰関数が『資本論』を貫徹するに根拠は、価値形態にある。

価値形態の第一形態は、下記の図のように、商品aが自己の価値を他の商品bの使用価値で表現する関係である。

商品a＝商品b
使用価値 □ ≠ △
↓ ↑
価値 ■→＝→■

で、商品aの使用価値□と商品bの使用価値△とは、相互に異質であり非対称的である。その意味で両商品は相互に否定的である（□≠△）。しかし価値としては、等質で等量の等価（■＝■）であり対称的である。第一形態はその等価関係を根拠づける実体が「回り道」になって、商品aが**自己の価値**■を、自己の価値と等質かつ等量で対称的なbの価値を媒介に、《自己の使用価値□とは異なる非対称的な＝自己を否定する》商品bの使用価値△で表現する（□→■＝■→△）。このように価値形態は非対称的対称性であり、「否定的な自己言及（negative self-reference）」である。その意味で価値形態こそ、『資本論』の原始的再帰関数の根源である。[59]「否定的な自己言及」はパラドックスを構成し、そのパラドックスが原始的再帰関数であるからである。このことをつぎにみよう。

[5-4] パラドックスを生む否定的な自己言及

つぎのような自己否定的な文（エピメニデス文）は、論理的に価値形態と同型である。

「この文は虚偽である。」

注意すべき点は、この文の真偽を判断する行為は、この文を読み判断する者がこの文に内在し、この文を自己として述べること、「自己言及すること（self-reference）」にある。

① もしこの文を読む者が、この文は「真理」を言明していると判断すると、《「この文は虚偽である。」と言明しているのであるから》、その言明にしたがい、この文は「虚偽」である。真理(T)と判断すると、虚偽(F)になる［T→F］。

② もしこの文を読む者が、この文は「虚偽」を言明していると判断すると、《「この文は虚偽である。」と言明しているのであるから》、この文はその判断通りの虚偽を言明しているので、この文は「真理」である。虚偽（F）と判断すると、真理（T）になる［F→T］。この二つの判断は、

［判断］ ［帰結］
「この文は虚偽である。」＝真理（T）→虚偽（F)］
「この文は虚偽である。」＝虚偽（F）→真理（T)］

という「パラドックス」を構成することになる。《「この文は虚偽である。」とこの文は言明しているのであるから》という同じ根拠が、[60]「虚偽」と「真理」という正反対の帰結を導く。[61]《否定的に自己に言及する文はパラドックスを孕む》。それと同型の価値形態もパラドックスを孕む。

［相互欺瞞の商品関係］ そのパラドックスに無自覚に、ひとはなぜ「相異なる使用価値の交換比率＝交換価値は等価である」と言明できるのであろうか。《等しくないもの（使用価値）どうしが等しい（価値)》という命題、《使用価値U＝価値V》という等式は、なぜ成立するのであろうか。実はその等価関係なるものは、商品交換者が**無意識に行う**、相異なる使用価値を等置するという「使用価値の捨象（Abstraktion)」の裏面で進行する「**価値の抽象**（Abstraktion)」に根拠がある。[62]そのパラドックスに無自覚な者はその無意識の行為者と同格である。

無意識に抽象され自立した価値■を、自己の商品の使用価値□とは異なる（**否定的な**）取引相手の使用価値△で表現する価値形態**《価値V＝使用価値U》**は、「否定的な自己言及」である。非対称的に対称的な商品の自己表現である価値形態は「否定的な自己言及」として「嘘つきのパラドックス」と同型である。それゆえ『経済学批判要綱』や『資本論』で、商品交換は「相互欺瞞の関係（die wechselseitige Prellerei)」[63]であると言明する。資本主義の日常生活で頻繁に

反復される商品交換は、自ら無意識に抽象した価値が、それ以前に本源的に財に存在すると断定して疑わない自己欺瞞を前提に行われる。《使用価値→価値》という抽象行為を無意識に前提し、さらに無意識の《価値＝使用価値》という価値表現＝価値形態を前提に、商品交換が実現する。商品交換者の意識水準では《使用価値a＝使用価値b》が等価交換（交換価値）として現象する。商品の交換関係は無意識の価値抽象行為を前提している。[64]

［パラドックスの原始的再帰関数への変換］ しかし、重要な点は「嘘つきのパラドックス」は論理破綻ではないということにある。①［真理T→虚偽F］と②［虚偽F→真理T］は再帰的に連結して、「原始的再帰関数」となる。①［真理T→虚偽F］と②［虚偽F→真理T］を連結すれば、③［①真理（T）→虚偽（F）：②虚偽（F）→真理（T）］となる。嘘つきのパラドックス（逆説）と価値形態は同型である。だからこそ、マルクスは商品交換を「相互欺瞞の関係」と呼ぶ。これはけっして単純な道徳的非難ではなく、商品交換そのものの関係の特質の規定である。経済学批判は道徳的批判を直接の主題としない。以上の考察を図示すれば、こうである。

《嘘つきの逆説》

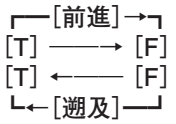

《価値形態（第一形態）》

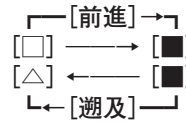

マルクスは、価値形態に潜むパラドックスを事実上、原始的再帰関数へ変換する。[65]その関数では、真理は虚偽に転態し、虚偽は真理に再帰する。パラドックスに潜在する原始的再帰関数にしたがって、価値形態は、単に真理（使用価値）が虚偽（価値）に反転する（現象する）第一形態にとどまることなく、逆に虚偽（価値）が真理（使用価値）に反転する（現象する）第二形態、さらに二重の真偽反転（現象）である第三形態に転態する。さらに、価値形態の第一形態は第3節の価値形態そのもの、第二形態は第4節の商品物神性、第三形態は第2章の交換過程にそれぞれ照応する。[66]このような「原始的再帰関数」はすでにみたように、アリストテレスのいう「先のもの（**P**）」と「後のもの（**H**）」との統一態でもある（**P⇄H**）。

「原始的再帰関数」は、遠く古代ギリシャの哲学者アリストテレスの難問（1・6・7）に潜在し、その解は初版（1867年）以後における『資本論』の経済学批判の概念展開に潜在し、1931年のゲーデル不完全性定理（Ⅰ・Ⅱ）論文で数学的に厳密に定義されるにいたる。[67]

［労働力の使用価値］ 原始的再帰関数を生成する『資本論』の問題構造は、つぎのようである。関係それ自体が自立化して、関係の両極の属性に転態するとき、両極の属性は当初の自然的属性と関係態である社会的属性の二重存在になる。さらに、自然的属性は社会的属性の表現形態になる。この事態を商品でみれば、商品の使用価値は価値の現象形態である事態（価値形態）が進展して、「労働力商品の使用価値」・「貨幣の使用価値」・「土地の使用価値」などの姿態に転化する。

労働力商品のばあいには、その商品の属性（価値および使用価値）のうちの「使用価値の消費」が「使用価値の生産」および「価値の形成＝増殖」になる。使用価値と価値は平行関係に留まらない。社会的質料因（使用価値）は社会的形相因（価値）に転態する。価値は使用価値を媒態にして存在し、使用価値には価値が潜在する。使用価値と価値は相互に媒介し合い転態する。その意味でスミスが『国富論』第1編第4章の貨幣論で、

価値
＝使用価値および**交換価値**
＝使用価値および**使用価値**の交換比率
＝使用価値

と規定したのは直観的に鋭い。この等式はアリストテレス用語で書けば、「形相因（エイドス）＝質料因（ヒュレー）」となる。価値形態論はこの方程式「**価値＝使用価値**」を解くものである。

［価値と使用価値の再帰関係］ 労働力商品をめぐって「価値（賃金）＝使用価値（生産的労働）」は「使用価値（生産的労働）＝価値（可変資本＋剰余価値）」になる。価値が使用価値に転態し、その使用価値は逆に価値に再転化する。「価値→使用価値・使用価値→価値」。この価値と使用価値の再帰的関連は、価値形態から始動し労働力商品など、他の経済学批判のカテゴリーにも貫徹する。

［『資本論』を貫徹する再帰関数］ 以上の事柄を一般化すれば、価値は使用価値に転態し、使用価値は価値に転態する。つまり「価値→使用価値→価値」である。「価値と使用価値」は「単純商品から三位一体範式まで」つぎの図のような原始的再帰関数を編成する。この関数は自己を重層化するように繰り返し再帰する。

┌──［前進］→┐
価値→使用価値
価値←使用価値
└←［遡及］──┘

すでにみたように、価値形態の第三形態は、「第二形態から第一形態へ」と「要素∈集合」が連結する順逆の価値形態である。

┌──［前進］→┐
第一形態→第二形態
（第一形態←第二形態）第三形態
└←［遡及］──┘

［剰余価値論の再帰性］ 剰余価値論は「絶対的剰余価値から相対的剰余価値へ」と進み、相対的剰余価値生産のための機械装置（固定不変資本）を「効率的に」使用するために労働時間を再び絶対的に延長し「絶対的剰余価値の生産」を復活する。剰余価値でも「前進＝遡及」の再帰関数が貫徹する。

┌──────［前進］──────→┐
絶対的剰余価値→相対的剰余価値
絶対的剰余価値←相対的剰余価値
└←──────［遡及］──────┘

［再生産＝蓄積論にも貫徹する再帰性］ したがって、『資本論』第１部「第７編　資本の蓄積過程」で初めて突如として、「自己の始元に再帰し自己を再生産する論理（再帰関数）」が登場するのではないのである。《アリストテレス難問へのマルクス解法》の研究が「原始的再帰関数の発見」に帰着することを提示する。その提示によって、すでに価値形態論から剰余価値論までの論証過程で繰り返し、自己の始元に再帰する再帰関数が展開されていることを確認するのである。その自己再帰の関数が「生産された剰余価値」のその後の運動にも貫徹する。それが資本蓄積＝再生産論である。

『資本論』第１部の再生産論でも、第２部の再生産＝流通論でも、けっして「使用価値の再生産」と「剰余価値の生産」とは、分離した「平行関係」を決して編成しない。そこでは、生きた労働は「具体的有用労働」として新しい使用価値を生産する活動を媒介に生産手段の旧価値を不変資本（C）として新生産物に移転＝保存する。と同時に「抽象的人間労働」として可変資本（V）を再生産しさらに剰余価値（M）を生産する。その結果が、必要生産物（Cv+V）＋剰余生産物（Cm+M）＝総生産物（C+V+M）である。資本の生産過程でも（ここでは順逆の）「（旧）使用価値→価値（C）・価値（V+M）→（新）使用価値」の再帰性が貫徹する。生産手段および労働力の使用価値の生産的消費過程

としての資本の生産過程は、新しい使用価値の生産を媒介にして旧価値（C）の移転・保存し、かつ新価値（V+M）を生産する。

［再生産＝蓄積は使用価値と価値の「平行関係」ではない］ 財が商品に転態するように、価値が支配する生産様式である資本主義の最も原理的な規定（『資本論』第1部）は、「（剰余）**価値の**生産＝蓄積過程」の論証が「**使用価値**の生産＝再生産」の論証よりも優先される。『資本論』第2部の再生産表式は価値形態＝交換過程の展開形態である。最初から使用価値と価値が無媒介に平行し同格であるように位置づける再生産論があるとすれば、それは資本主義的生産様式の「価値と使用価値の相互媒介関係」が解明できない。価値・使用価値並行論では、価値は「ただ思惟可能な関係態」ではなく、なにやらゼリーの如き物質として想定され、《動物なるもの》に対応する《価値なるもの》の現象形態を、《実在物としての価値そのもの》であると誤認される。いわゆる「唯物論」がこの誤認を犯している。

［蓄積論の再帰性］ 再生産＝蓄積論にも「再帰関数」はつぎの図のように貫徹する。

┌――――［前進］――――→┐
全剰余価値の蓄積→全剰余価値の消費
剰余価値の部分蓄積←剰余価値の部分消費
└←――――［遡及］――――┘

単純再生産論（第21章）は剰余価値をすべて資本家の個人消費に使用する場合であり、拡大再生産論（第22章第1節）は逆に剰余価値をすべて蓄積基金に使用する場合であり、現実的な場合は剰余価値を資本家の個人消費および蓄積基金に分割する場合（第22章第3節）である。したがって、三段構えの蓄積論も再帰関数を編成する。

以上のように、『資本論』第1部の価値論（の精髄である価値形態論）→剰余価値論→再生産＝蓄積論というように体系的に、再帰関数は貫徹しているのである。その根底にあるのは、「価値→使用価値→価値」という原理である。

［『資本論』編成原理の多様な表現］ 本稿冒頭から分析してきた『資本論』を編成する特性はつぎの通りである。

［1］仮象を生みだす総合判断
［2］問と解の無限連鎖
［3］《集合かつ要素》としての商品
［4］《使用価値かつ価値》としての商品
［5］価値形態
［6］嘘つきのパラドックス
［7］原始的再帰関数
［8］反転対称×回転対称＝並進対称

これらは総じて、「私的（に**分離**（コーリストン）された）労働の社会的**結合**（シンセーシス）」の表現形態である。この**分離（疎外）＝結合（物象化・仮象）**の基本形態が資本主義的生産有機体の細胞形態としての価値形態である。すでに［4-4］でみたように、価値形態は「集合かつ要素」・「使用価値かつ価値（非対称的対称性）」としての商品を統一する。価値形態は、原始的再帰関数として重層を成すように再帰的に自己を組織する。[68] その再帰過程を記すのが『資本論』である。

［5-5］原始的再帰関数としての『資本論』体系

『資本論』第1部は、価値形態の三つの形態を原型とする原始的再帰関数で編成されている。価値形態の三形態の重層的展開が『資本論』第1部の経済学批判の「意味」（諸概念）を規定することを以下に提示する。[69] 商品の「使用価値Uおよび価値V」が、商品の「集合Sおよび要素E」として包含し包含される再帰的関係の最初の形態は、価値形態である。

第一形態：$Ej(Uj) \in Si(Vi)$。
第二形態：$Ei(Vi) \in Sj(Uj)$。
第三形態：$[Ei(Vi) \in Sj(Uj) \cdot Ej(Uj) \in Sj(Vj)]$。

《価値形態を編成する集合[S]・要素[E]および価値[V]・使用価値[U]》

2017/12/06
Hiroshi Uchida

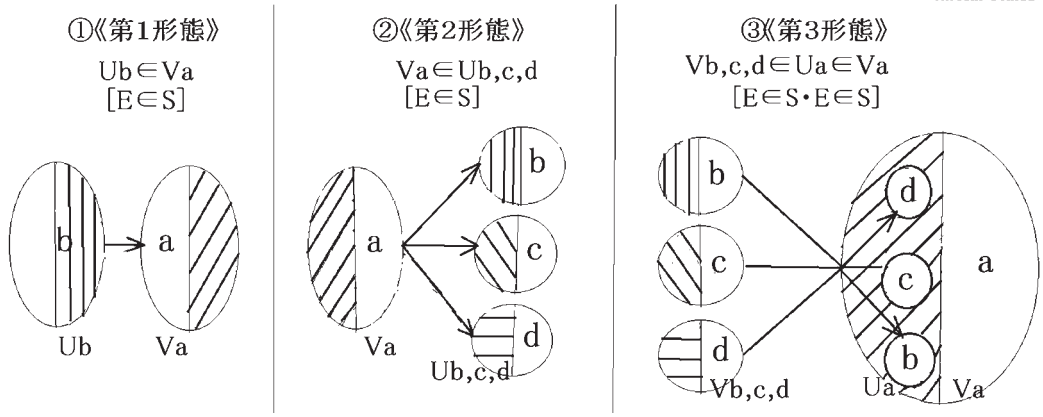

『資本論』第１部は、別表《２階を成す『資本論』のシンメトリー》のように価値形態の三形態①,②,③の2階をなす再帰的累乗過程である。

進行順序はこうである。最初はⅠの左脇の縦の順序①→②→③から始まる。次の中央の縦の順序②→③→①を経て、右脇の縦の順序③→①→②と進む。次にⅡの左脇の縦の順序①→③→②と進む。以下、同じ順序で最後のⅥの右脇の縦の順序①→③→②まで進む。その次に最初のⅠの左脇の縦の行①→②→③に再帰する。価値形態の三形態①②③が「縦（**同時並存**）→横（**先後継起**）」の反復順序で再帰する操作の結果に、経済学批判の諸概念が生成する。

表《２階を成す『資本論』のシンメトリー》

Ⅰ①②③	Ⅱ①③②	Ⅲ②③①	Ⅳ②①③	Ⅴ③①②	Ⅵ③②①
②③①	③②①	③①②	①③②	①②③	②①③
③①②	②①③	①②③	③②①	②③①	①③②

観点①からの規定は観点②や観点③からの規定によって再規定される。同じ再規定は②や③についてもおこなわれる。Ⅰ①②③からⅥ③②①までの２階建ての対称操作で、すべての規定が再規定される円環＝原始的再帰関数から「意味」＝経済学批判の諸概念が生成する。[70]

49頁の表《『資本論』第1部の対称操作と概念規定》の最後の行の［(ΦΨ)^{2}］$\boldsymbol{\Phi}^{3}$Φについて説明する。『1863-65年草稿』「第1部　資本の生産過程」「第6章　直接的生産過程の諸結果」は『資本論』第2部および第3部への移行規定「資本の生産物としての商品」を含むので、最後の対称操作［(ΦΨ)^{12}］$\boldsymbol{\Phi}^{3}$Φ^{3}］を第1部の最後に入れる理論的根拠は存在する。

『資本論』第1部初版刊行直前の第２部「第1草稿」（『1863-65年草稿』）の対称操作の順序は、「Ⅰ①②③→Ⅱ①③②→Ⅲ②③①→Ⅳ②①③→Ⅴ③①②→Ⅵ③①②」である。最後のⅥの③①②が③②①となっていれば、再帰性は完全に貫徹する。[71]

第３部「主要草稿」(『1863-65年草稿』) の対称操作の順序は、「Ⅰ①②③→Ⅱ①②③→Ⅲ②③①→Ⅳ②③①→Ⅴ③①②→Ⅵ③②①→Ⅶ②」と編成されている。Ⅴ③①②とⅥ③②①の順序が正確であることが注目される。最後のⅦ②は『資本論』を「三位一体範式」によって「仮象」の観点から総括する。第１部第１章第４節も②の商品物神性の観点で終わる。[72]

[5-6] 再帰的対称操作による『資本論』編成 [73]

[対称操作による概念の生成] 49頁の表《『資本論』第１部の対称操作と概念規定》にあるように、同一観点であっても、より高次元の対称操作で、より高次元の概念が規定される。

例えば、最初の対称操作［ΦΨ］に基礎づけられた**最初の**①②③は「価値形態の三形態」を規定する。その後の対称操作［$(\Phi\Psi)^{6}\boldsymbol{\Phi}\Phi$］に根拠づけられた、**二番目の同じ順序の**①②③は、全体的に「労働力の購買と販売」を規定する。その①は価値形態の第一形態に対応する「価値増殖の根拠を問う」、②は第二形態に対応する「労働力の信用貸し」、③は第三形態に対応する「ブルジョア的イデオロギー・自由平等所有ベンサム批判」である。対称操作［$(\Phi\Psi)^{9}\boldsymbol{\Phi}^{2}\Phi^{2}$］に根拠づけられた、**三番目の同じ順序の**①②③は「剰余価値率」を規定する。その①では「剰余価値の源泉と搾取条件」、②では「生産物比率と生産物価値」および「シーニアの《最終１時間》説批判」、③では「剰余生産物」が、それぞれ規定される。２番目や３番目の①②③でも価値形態の三つの形態の同一の観点が堅持されていると同時に、同じ①②③という順序で、より高次元の経済学批判の諸概念が再帰的に生成してくる。同じことは、商品物神性の順序②③①、交換過程の順序③①②についてもみられる。[74]

[経済学批判概念は現実的概念] 『資本論』では、まず商品の最も簡単な価値Ｖの使用価値Ｕによる表現である価値形態の第一形態①［U∈V］と、それに引き続いて三つの記号の対称操作（Φ,Ψ,$\boldsymbol{\Phi}$）の規則的操作がおこなわれる。その操作過程の結果に重層的に生成するのが『資本論』の経済学批判の諸概念である。その諸概念は、その重層的な対称操作とは無関係に存在しない。従来の『資本論』の読み方は、経済学批判の諸概念を生みだす『資本論』深部の再帰的な対称操作の関数に気づかず、経済学批判諸概念を自明な個物のような所与として単に前提し解釈したために、諸概念の間の重層的な再帰的関連が洞察できなかったのではなかろうか。たとえば、再生産＝蓄積は、価値形態以来の原始的再帰関数の貫徹形態の一つである。決してそこで突然、「自己を再生産する価値主体」が登場するわけではない。

マルクスが近代資本主義を《価値形態が経済的細胞形態であるような生産有機体である》と指摘したのは、商品世界が自ら現実に行う再帰的な対称操作によって、経済学批判の諸概念が、自己の以前の姿態に高次元で再帰するように、単純な姿態からより多様な姿態に展開する過程に資本主義の有機的な基本構造が生成してくるからである。その意味で概念は現実的概念である。価値形態の重層的に再帰的な自己展開が上記の表《『資本論』第１部の対称操作と概念規定》に総括される。

[『資本論』の三重の再帰的編成] その表の対称操作を一括すると、『資本論』第１部（DK Ⅰ）は、つぎのような対称操作(s)による３累乗の原始的再帰関数であることが判明する。

表《『資本論』第１部の対称操作と概念規定》

『資本論』第１部の集合論的矛盾は、つぎの三つの対称操作「二つの反転対称操作 $\boldsymbol{\Phi}$（ファイ）および $\boldsymbol{\phi}$ と回転対称操作 Ψ（プサイ）」で展開される。両者の積Φ・Ψは、無限に連鎖する「並進対称Τ（タウ）」を編成する（Φ＊Ψ＝Τ）。Φ、$\boldsymbol{\phi}$、Ψの操作の仕方はつぎのとおりである。

反転対称操作の２種類	①②③	①②③	回転対称操作	①②③
	↓Φ	$\boldsymbol{\phi}$ ↓		Ψ
	①③②	②①③		③②①

【対象の対称操作】→【対称操作によって生成する**「意味」**＝経済学批判の諸概念**】**

［Ⅰ］　①②③［①**第１形態**U∈V］Φ［②**第２形態**V∈U］Ψ［③**第３形態**①V∈U・U∈V］
Φ①②③＝①③②［Ⅱ］［つぎの②③①へ移行するための操作］
Ψ①③②＝②③①**［Ⅲ］**［ΦΨ＝**商品物神性**］
Φ②③①＝②①③［Ⅳ］［つぎの③①②に移行するための操作］
Ψ②①③＝③①②**［Ⅴ］**［$(\Phi\Psi)^2$＝**交換過程**］
［Ⅱ］$\boldsymbol{\phi}$③①②＝①③②［$(\Phi\Psi)^2\boldsymbol{\phi}$**＝貨幣の価値尺度**］
Φ①③②＝①②③［Ⅰ］［つぎの③②①に移行するための操作］
Ψ①②③＝③②①［Ⅵ］［$\Phi\Psi)^3\boldsymbol{\phi}$**＝貨幣の流通手段**］
Φ③②①＝③①②［Ⅴ］［つぎの②①③に移行するための操作］
Ψ③①②＝②①③［Ⅳ］［$(\Phi\Psi)^4\boldsymbol{\phi}$**＝②蓄蔵貨幣、①支払手段、③世界貨幣**］
［Ⅲ］Φ②①③＝②③①［$(\Phi\Psi)^4$］$\boldsymbol{\phi}\Phi$＝**資本の一般的範式**］
Φ②③①＝②①③［Ⅳ］［つぎの③①②に移行するための操作］
Ψ②①③＝③①②［Ⅴ］［$(\Phi\Psi)^5$］$\boldsymbol{\phi}\Phi$＝**一般的範式の矛盾**］
Φ③①②＝③②①［Ⅵ］［つぎの①②③に移行するための操作］
Ψ③②①＝①②③［Ⅰ］［$(\Phi\Psi)^6$］$\boldsymbol{\phi}\Phi$＝**労働力商品の購買と販売**］
［Ⅳ］$\boldsymbol{\phi}$①②③＝②①③［$(\Phi\Psi)^6$］$\boldsymbol{\phi}^2\Phi$＝**労働過程**］
Φ②①③＝②③①［Ⅲ］［つぎの①③②に移行するための操作］
Ψ②③①＝①③②［Ⅱ］［$(\Phi\Psi)^7$］$\boldsymbol{\phi}^2\Phi$＝**価値形成・増殖過程**］
Φ①③②＝①②③［Ⅰ］［つぎの③②①に移行するための操作］
Ψ①②③＝③②①［Ⅵ］［$(\Phi\Psi)^8$］$\boldsymbol{\phi}^2\Phi$＝**労働力商品の価値と使用価値**］
［Ⅴ］Φ③②①＝③①②［$(\Phi\Psi)^8$］$\boldsymbol{\phi}^2\Phi^2$＝**不変資本と可変資本**］
Φ③①②＝③②①［Ⅵ］［つぎの①②③に移行するための操作］
Ψ③②①＝①②③［Ⅰ］［$(\Phi\Psi)^9$］$\boldsymbol{\phi}^2\Phi^2$＝**剰余価値率**］
Φ①②③＝①③②［Ⅱ］［つぎの②③①に移行するための操作］
Ψ①③②＝②③①［Ⅲ］［$(\Phi\Psi)^{10}$］$\boldsymbol{\phi}^2\Phi^2$＝**労働日**］
［Ⅵ］$\boldsymbol{\phi}$②③①＝③②①［$(\Phi\Psi)^{10}$］$\boldsymbol{\phi}^3\Phi^2$＝**相対的剰余価値**］
Φ③②①＝③①②［Ⅴ］［つぎの②①③に移行するための操作］
Ψ③①②＝②①③［Ⅳ］［$(\Phi\Psi)^{11}$］$\boldsymbol{\phi}^3\Phi^2$＝**絶対的および相対的剰余価値**］
Φ②①③＝②③①［Ⅲ］［つぎの①③②に移行するための操作］
Ψ②③①＝①③②［Ⅱ］［$(\Phi\Psi)^{12}$］$\boldsymbol{\phi}^3\Phi^2$＝**①前書、③蓄積過程、②原蓄・近代植民理論**］
［Ⅰ①②③［$(\Phi\Psi)^{12}$］$\boldsymbol{\phi}^3\Phi^3$ →「**第２部 資本の流通過程**」→「**第３部 総過程の姿態形成**］

DK Ⅰ：f(s)
＝①②③**【[(ΦΨ)^2*Φ*][(ΦΨ)^{2}Φ]】^{3}

『資本論』の原始的再帰関数それ自体は次の表《前進＝遡及の再帰性》のように対称操作だけで提示される。

表《前進＝遡及の再帰性》

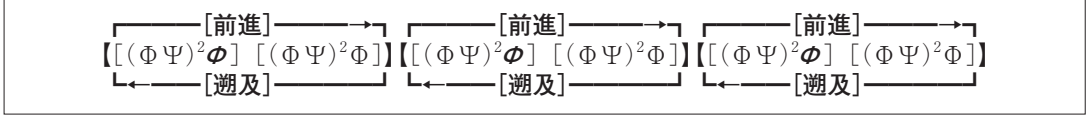

この関数は、３種類の対称操作（***Φ***,Ψ,Φ）からなる操作［(ΦΨ)^2***Φ***］［(ΦΨ)^{2}Φ］を３回繰り返す「原始的再帰関数」である。**『資本論』第１部は、簡潔にいえば、この原始的再帰関数【[(ΦΨ)^2*Φ*][(ΦΨ)^{2}Φ]】^{3}で編成されている。**『資本論』の再帰的編成の始元＝価値形態の三つの形態①②③は、三重に再帰するこの対称操作の遍歴の最後で、原蓄論・近代植民論に到達する。スラッファの『商品による商品の生産』の論証がスレンダーであるといわれるように、『資本論』も実は、自己を貫徹する対称操作の規則では、簡潔でスレンダーである。『資本論』の深部には、《対称的に美しい結晶体》が潜在している。[75]

［『資本論』の方法論的序論］『資本論』第１部第１章の第１節の「商品の集合かつ要素」、および第２節の「商品の使用価値かつ価値」という二つの二重性は「並進対称」に媒介され、『資本論』の編成原理に生成する。**第１章の第１節および第２節は、『資本論』編成の方法論的予備考察である。経済学批判の諸概念の本格的な展開はその直後の第３節の価値形態論から始まる。**それが証拠に、第１節で交換価値を価値へ分析している個所で、「研究の進行は価値の必然的な表現様式または現象形態としての交換価値に**我々をつれもどす**であろうが、やはり価値はさしあたり、この形態［価値形態］から独立に考察されなければならない」[76]と第1節・第2節の作業の意義を確認し、すぐ価値形態の考察に戻ることを確認する。その直後の第３節から「価値形態または交換価値」と題し本格的に考察する。価値形態へのこの再帰も原始的再帰関数という『資本論』の方法に即している。

［並進対称と資本主義存立根拠］非対称的対称性としての『資本論』冒頭商品は、「並進対称」という、論理的には永遠に収束しない「集合かつ要素の再帰的な無限系列」に展開する。『資本論』の原始的再帰関数は論理的に永続する潜勢力を内包する。そのポーテンツは『資本論』第2部から第3部へ持続する。その後、「諸資本の競争」などの経済学批判体系の諸編に持続すると計画されていた。この特性は貨幣資本循環・生産資本循環・商品資本循環の３循環に転態し相互に媒介しつつ、この３本の「対角線」[77]を無限に反復・延長・拡大し、「世界市場」を創造する。

［資本主義認識の制約性］『資本論』は、このような認識に立ちつつも、自己の資本主義認識の有効性を限定する。

第1に、確かに上掲の《表》のように、資本主義の基礎構造は規則的な対称操作Φ,Ψ,***Φ***による再帰的編成体系、

①②③**【[(ΦΨ)^2*Φ*][(ΦΨ)^{2}Φ]】^{3}**

として「**真理**」であることは認定できる。しかし、冒頭の単純商品から「三位一体範式」（諸商品の価格の構成諸部分）まで、資本主義に内

在する観点を徹底する『資本論』からみると、資本主義・内・人間は、コペルニクス的転回以後の日常生活でも天動説的に生きるように、実践的な生活では商品物神性に囚われている。[78] 資本主義・内・人間は、真偽が反転する「並進対称」の仮象で編成されている資本主義に生きているので、『資本論』刊行以後その仮象を理論的には認識できるとしても、すぐに仮象世界の内部に連れ戻され、商品世界の外部に理論的・実践的に脱出できない。『資本論』は「**資本主義・内・人間の自己認識の諸条件の制約性とその不完全性**」を認定する。[79] その意味で資本主義認識の「真理」は完全には証明できない。

第2に、冒頭商品の「非対称的対称性」は価値形態を媒介に「並進対称」という「原始的再帰関数」に展開する。資本主義・内・人間は、商品交換の「並進対称」＝無限系列の内部に留まり続ける。原蓄論も資本主義の論理的生成の「歴史次元」への射影である。その制約に内在する『資本論』は、「資本主義認識の真理」の「**無矛盾性＝一貫性**（consistence）**を論証しきれない不完全性**」、「原始的再帰関数自体の**到達不可能性を負荷している不完全性**」を認定する。[80]

原始的再帰関数である「並進対称」のこの二重の「不完全性」は、『資本論』の欠陥ではない。資本主義の内部に生きる人間が行う資本主義認識がその認識それ自体を条件づける制約である。[81] その自己制約は、万能論的科学主義や、資本主義を主観的に超越していると称する主張に対する批判を射程内に収めている。上記の二重の「不完全性」を認定することこそ、経済学批判の「ポスト-カント的含意」である。[82] 資本論』の学問的厳密性はその含意に存立する。（以上）

---

1 Marx/Engels Werke, Bd.29, S.547を参照。

2 MEGA, Ⅳ/1:S.164.引用者訳。内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』2012年3月、通巻第111号、67頁を参照。アリストテレスにとって真偽問題は「思想の内部の事柄にすぎない」（1027b26）。アリストテレスのこの真偽規定が『経済学・哲学草稿』の疎外規定に再現する。『デ・アニマ』評注は学位論文執筆の頃であり、真偽問題がその主題であったことが注目される。本稿の最後で指摘するように、『資本論』の核心問題は真偽問題である。アダム・スミスの『哲学論文集』の隠された参考文献も『デ・アニマ』である。内田弘「『国富論』の編成原理と『哲学論文集』」『専修経済学論集』2017年3月、通巻126号を参照。

3 *Das Kapital*, Erster Band, Dietz Verlag Berlin, 1962, S.73;『資本論』資本論翻訳委員会訳、新日本出版、第1分冊、1982年、101頁。以下同様に、頁数（S.73:訳101頁）のみを記す。

4 S.62:訳64頁。

5 S.73-74:訳101－102頁。ヘーゲル『法＝権利の哲学』§63でも、物件の他の物件との「通約可能な（vergleichbar）」有用性が指摘されている。これもアリストテレスの取引論の援用であろう。*Essentialism in the thought of Karl Marx*, Duckworth, 1985の著者スコット・マイクル（Scott Meikle）は、*Aristotle's Economic Thought*, Clarendon Press Oxford, 1995で、アリストテレス商品取引論におけるキーワード「通約性（commensurability, summetria）」を全巻通じて用い、「マルクス＝アリストテレス関係」を論証している。

6 S.96:訳139頁。

7 Franz Biese, *Die Philosophie des Aristoteles*, Neudruck der Ausgabe Berlin 1835 in 2 Bänden, Scientia Verlag Aalen 1978。内田弘『資本論のシンメトリー』社会評論社、2015年、215頁を参照。

8 George E. McCarthy, *Marx and the Ancients*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc. 1990, p.89.

9 同じことは、出隆『アリストテレス入門』（岩波書店、1972年）にもいえる。同書は、アリストテレスの学問体系を、問題別に引用文と解

説で総合的に提示する重要参考文献である。しかし、なぜか『形而上学』B（哲学難問集）への言及がない。事項索引にも「難問・アポリア」がない。

[10] ΑΡΙΣΤΟΤΕΛΟΥΣ, ΤΩΝ ΜΕΤΑ ΤΑ ΦΥΣΙΚΑ, 995b28f.：出隆訳『形而上学』岩波文庫、上巻79頁。以下の引用では本文で原典の頁数のみを記す。なお、引用にさいしては、岩崎勉訳『形而上学』講談社学術文庫、1994年も参照した。原典は、Loeb Classical Library の Aristotle, XVII METAPHYSICS, I-IX, Aristotle, XVIII, X-XIV, translated by H. Tredennick, Harvard University Press, 1980, および Aristoteles, Metaphysik, Bůcher I (A)-VI (E), Bůcher VII (Z)-XIV (N), Felix Meiner Verlag, in der Übersetzung von Hermann Bonitz, 1978/1979, を参照した。岩崎訳は引き締まった訳文で理解が容易である。出隆訳は平明に分かるように丁寧であるだけでなく、その訳文を熟読するにつれて、《アリストテレスが論じているこの問題は、『資本論』などマルクスのテキストの何処かで読んだことがある問題ではないか。その問題がここアリストテレス『形而上学』で最初に問題となり論じられている個所ではないか》と直観する。それほどマルクス親和的な訳文である。のちに[4-3]で論じる「思惟の対象（νοητον）」の個所（999b1）がその一例である。

[11] むろん、『形而上学』におけるアポリアの問題提起と解は、B巻に限定されず、例えば「普遍と実有の問題」が第7巻第13章で論じられているように、『形而上学』各所で論じられている。

[12] 三木清『社会科学の予備概念』岩波書店、1929年、特に7－8頁、21－24頁を参照。様々な見解はそれぞれの観点からする一定の根拠のある認識である。それを総合する「複眼」こそ、アリストテレスの観点である。マルクスの複眼は「複数の主体の複眼」と「理論と実践の複眼」の二重性をもつ。複眼は自己相対化（要素）と社会的総合（集合）の起点である。複眼は、マルクスのテキスト『経済学・哲学草稿』にも見られ『経済学批判要綱』にも継承される。複眼は市民社会形成の主体的根拠であろう。内田義彦は「複眼」を『資本論の世界』などで力説した。

[13] 『三木清全集』第9巻、岩波書店、1967年、138－145頁を参照。なお、三木清の思想的全体像については、内田弘『三木清－個性者の構想力－』御茶の水書房、2004年を参照。

[14] 三木清はその『アリストテレス形而上学』（1935年）の前に、『唯物史観と現代の意識』（1928年）・『社会科学の予備概念』（1929年）・『観念形態論』（1931年）のマルクス研究三部作を出している。

[15] 今道友信『人類の知的遺産第8巻「アリストテレス」』講談社、1980年、280頁。

[16] 同上、282頁。傍点強調は引用者。

[17] Vgl. S.96: 訳137－140頁。マルクスのテキストには、イギリス経済学史ではペティからリカードウまでの、フランス経済学史ではボアギュアベールからシスモンディまでの経済学を指す「古典経済学（die klassische politische Ökonomie）」という用語は存在するけれども、マーシャルのいう「新古典派経済学（the neo-classical school of economics）」から派生したと思われる「古典［学］派経済学（the classical school of economics）」という用語は存在しない。ジョン・スチュアート・ミルの『経済学原理』（1848年）は限界革命以前の「古典派経済学」に入るけれども、マルクスにとっての「古典経済学」には入らない。最近の日本におけるマルクス経済学関係の論文にはもちろん、『資本論』・『資本論草稿集』の翻訳には、ありえないはずの訳語「古典派経済学」が頻発する。マルクスとマーシャルとの経済学史観が同一化されている。Cf. Geoff Pilling, *Marx's 'Capital': Philosophy and Political Economy*, 1980, Chapter 2 Marx's Critique of Classical Economics. これはマルクスのいう「古典経済学」の詳細な規定である。

[18] 『資本論』が『国富論』から継承する社会的分業概念は「分離」と「結合」が基本条件である。「分離（コーリスモス）（χωρισμος）」（991b3）と「結合（シンセーシス）（συνθησις）」（1013b22）は『形而上学』の基本用語である。スミスにとっての古典もアリストテレスであった。労働の私的分離と私的結合にもとづく社会的分業は「仮象を生成する総合判断」である。マルクスは『デ・アニマ』研究の3年後の1844年に読んだ『国富論』分業論体系に「仮象を生成する総合判断」を読みとり、

『経済学・哲学草稿』を「三位一体範式」から「単純商品」へ下向する順序で執筆する。それは『国富論』第1編第1章から第6章までの批判的置換「反転対称操作」の結果であり、『資本論』の（倒立した）原型である。

[19] S.57: 訳73頁。

[20] S.12: 訳8頁。価値形態が「ブルジョア的生産有機体（オルガニスムス）（Organismus）」（S.93: 訳134頁）の「細胞形態（Zellenform）」（S.12: 訳8頁）であるという認識は、カント『純粋理性批判』における、「単に対象を判定するカノン＝論理学」ではなくて、あたかも実際に対象を生みだすかのような「まやかし・仮象」としての「オルガノン」への批判をマルクスが継承したものである。「オルガノンとみなされた一般の論理学は、つねに仮象の論理学であり、弁証［法］的（dialektisch）である」（B85）。マルクスが「弁証法（的）」というとき、このカント的な批判的含意がある。『資本論』では、真理は真偽反転の相で現象する存在である。内田弘「『資本論』と『純粋理性批判』」専修大学社会科学研究所『社会科学年報』2016年3月、第50号、62頁を参照。

[21] 価値形態そのものは［4-4］で詳論する。異質の使用価値（Ua,Ub）の商品を等置する行為が両者に共通な抽象的人間労働（価値実体V）を抽象する。この「回り道（Umweg）」を媒介に商品交換が成立する。「回り道」は、［Ua→V＝V→Ub］という『資本論』の「原始的再帰運動（primitive recursion）」を始動する。『資本論』初版より64年後（1931年）に公表されたゲーデルの「不完全性定理（ＩＩ）」を基礎づける「原始的再帰関数」は、マルクスによる労働の二重性分析＝価値形態論に対応すると思われる。その関数を基礎理論として共有することで、『資本論』と「不完全性定理」は類似的である。ゲーデルの原始的再帰関数規定については、『不完全性定理』林晋・八杉満利子訳、岩波文庫、2006年、27頁以下を参照。

[22] 本文における引用文の［ ］は引用者補足。以下では、アリストテレス『形而上学』からの引用文は、単に『形而上学』の原テキストにつけられたページ数（ここでは998b12）のみを記す。原理は普遍的なもの（類＝集合）か、個物（要素）かという難問は、第6章の難問12（1003a6）でも論じられている。その難問に対するマルクス解法は、集合（商品群）も要素に転態する姿態変換過程を媒介する抽象的実体（価値）の自己維持＝増殖である。

[23] S.49: 訳59頁。引用文の形容詞ungeheurは「ただ大きい」のではなく、「見るとぞっとするほどの（monstrous）大きさ」を形容する。したがって、『資本論』冒頭の商品集合は「無限集合」である。『資本論』は商品の無限集合を有限集合としての単純商品に変換し「有限・内・無限」として規定する。『資本論』の「集合・要素」は1841年学位論文に遡及できる。内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』通巻111号、2012年3月を参照。

[24] 「一者」である商品を「集合かつ要素」という「二者」として規定するのは、マルクスが1841年の学位論文執筆のために作成した「エピクロスの哲学」に関する7冊のノートにおける、存在するものは「二者にして一者である」というエピクロスの規定を継承するからである。Vgl. MEGA, IV/1, S.646.

[25] 《集合かつ要素》という集合論的矛盾は、「仮象を生む総合判断」・「原始的再帰関数」・「価値形態」などと同型であり、同じ事態の別の表現である。本稿の［5-4］の末尾を参照。

[26] 前掲論文、内田弘「『国富論』の編成原理と『哲学論文集』」を参照。

[27] Marx/Engels Werke, Bd.31, S.132.『資本論書簡集』国民文庫、1971年、第1分冊、363頁を参照。同292頁の1859年（10月2日）のラサールへの書簡の「一つの全体」という表現も参照。

[28] 内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』2012年3月、通巻111号を参照。

[29] S.56：訳71頁。引用訳文は引用者による。この二者対立性への注目はすでに『経済学批判要綱』に記されている。「価値は使用価値と交換価値の統一として把えられないだろうか。価値は即自的かつ対自的にそのようなものとして一般者であり、この一般者の特殊的形態である使用価値と交換価値とに相対するのではないだろうか？ このことは経済学において重要性をもつのだろうか？」（MEGA,II/1.1, S.190）。長谷部文雄が、『資本論』における「アリストテレ

ス・アポリア問題」を認識していたかという問題はさておいても、引用文で引用者が「二者対立的」と訳した形容詞 *zwie*schlätig の zwie は「Zweifel = アポリア」への関連を示唆し、Schlächt は闘争（battle）を意味するから、長谷部訳「二者闘争的」は、やはり適訳であろう。訳語「二面的」では、「対立・アポリア」という『資本論』における「アリストテレス・アポリア問題」の含意が表現できない。なお、この引用文の従来の数多の日本語訳を批判的に検討した文献として、内田弘「『資本論』と『純粋理性批判』」専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第 50 号、2016 年 3 月、53 頁を参照。その論文ではまだアリストテレス難問との関連で訳語「二面的性質」を検討していなかった。引用文の「旋回する（sich drehen）」はカント『純粋理性批判』第 2 版序文（BXVI-XV Ⅱ）における「コペニクス的旋回」を念頭においた用語法である。アリストテレスは『形而上学』難問（4）で、天文学の存在意義は人間の感覚を超越する真理が存在することを探求することにあると論じる（998a1）。『純粋理性批判』では、カテゴリーの「集合と要素」は「関数」（B93）をなす。上記の内田弘論文 50 頁を参照。カントの事物の二重性規定は、『資本論』冒頭商品の二つの二重性（集合・要素、使用価値・価値）に継承される。その意味で、経済学「批判」としての『資本論』は、カント批判哲学の批判的再定義でもある。

[30] アリストテレス『形而上学』Δ（デルタ）（第 5 巻 = 哲学用語辞典）によれば、アルケー（αρχη）は、「出発点一般、運動の出発点、事物の内在的構成要素、転化の始動因」である。ストイケイオン（στοιχειον）は、「事物の内在的構成要素、一つの微小で不可分な有用なもの（単位）、幾何学のエレメンタ、不可分なもの、最も普遍的で単純で他のものが内在するもの、論証の基本形態」である。このように『形而上学』ではアリストテレス諸難問が連鎖するのに対応して、諸概念が有機的に連鎖している。『資本論』冒頭商品は、「論証の基本形態」・「（貨幣などへの）転化の出発点アルケー」・「事物の内在的構成要素（アルケー = ストイケイオン）」である。

[31] 内田義彦が夙に『資本論の世界』で指摘しているように、精神労働が自己及び他人の肉体労働を指揮命令するのに対して、肉体労働はその精神労働に服属する。労働のこの二面性が階級分業に分裂したのが、資本家の精神労働と賃金労働者の肉体労働の関係（階級分業）である。頭脳労働は精神労働とは異なり、筋肉労働も肉体労働とは異なる。したがって、ほとんどのビジネスマンの労働がそうであるように、頭脳労働も肉体労働でありうるし、現にそうである。

[32] 「質料が自然であるだけでなく、･･･さらに形相や実体も自然である」（1015a11）。

[33] S.96: 訳 139 頁。

[34] ヘーゲルは「論理学・自然哲学・精神哲学」からなる『エンチュクロペディー』の最後に『形而上学』のこの件を引用する。論理学の冒頭の存在は「神が思惟することそのものが存在である」という意味の規定である。その意味で論理学の冒頭も神の思惟から始まる。『エンチュクロペディー』は、思惟としての「終局 = 始元」で円環をなす。

[35] 「原始的再帰関数」こそ、『資本論』を編成する関数である。後に **[4-5]** 以降で詳論する。

[36] αισθητος=perceptible, νοητος=intelligible. この二つに『純粋理性批判』の「超越論的感性論と超越論的論理学（純粋知性概念）」、『資本論』冒頭商品の「使用価値と価値」が対応する。

[37] MEGA,II/1.1,S.77:『資本論草稿集』第 1 分冊 114 − 115 頁。

[38] 『資本論』第 1 章第 1 節でも、この語「或る第三者（ein Drittes）」が使用されている（S.51: 訳 63 頁）。

[39] Ibid.,S.78: 訳同上 116 頁。

[40] 前掲書、内田弘『資本論のシンメトリー』の終章を参照。

[41] 「通約可能性」は、相対する存在が対称性をなす関係にほかならない。内田弘『資本論のシンメトリー』は、資本主義的生産様式の基本関係が、反転対称と回転対称との積である並進対称をなすという固有性に注目する。並進対称はそれ自体では収束することのない永続する対称性である。近代資本主義が自然神学的に「自然的自由の体系」（スミス）と見える根拠は、商品交換関係の「並進対称」に存在する。マルクスは『資本論』冒頭商品論・貨幣論で主題とし

て、この並進対称を分析している。並進対称は形態を変えて『資本論』を貫徹する。

[42] 価値形態論研究史で論争点になってきた第二形態から第三形態への移行は、あくまで理論的可能性であり、その現実的移行は交換価値論の「商品所持者の社会的行為」(S.101:訳148頁)である。マルクスによる、この理論的可能性と実践的実現の区別と関連づけは、まず、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』の次の規定に依るだろう。「論証に沿って働く直観は不動の第一の項にかかわり、行為［実践］において働く直観は最後のもの、すわなち、他でありうり［行為にかかわる論証における］小前提にかかわる」(1143b)(加藤信朗訳『ニコマコス倫理学』岩波書店、1973年、202頁)。『三木清全集』岩波書店、第9巻、1967年、149－150頁も参照。カントはその規定をふまえ『純粋理性批判』(B384-384)で、理論的一般性と実践的特殊性を区別し関連づける。前掲論文、内田弘「『資本論』と『純粋理性批判』」69頁以降を参照。この点でも、「アリストテレス→カント→マルクス」の関連がある。

[43] *Das Kapital*, Erster Band. Erste Aufgabe, Hamburg 1867, S.27(初版復刻版、青木書店、1959年):岡崎訳63頁。長谷部訳74頁。als ob･･･existierte(接続法Ⅱ)を長谷部訳は「恰も･･･存在するかの如くである」と表現し「動物なるもの」の非実在性を正確に訳出しているけれども、岡崎訳は「ちょうど･･･ようである」であり曖昧である。この文は、実在するはずのない「一般概念」が「集合論的虚態」として実在するかのように現象する事態を表現する。同じ初版が記す「貨幣としての金」がそれに対応する。

[44] サリンの被害者を横目に出勤に急ぐ人々(救助する辺見庸の目撃)、親を探す迷子に無関心な通行人や近くの交番の警官(その子を交番に案内した田原牧の経験)は、貨幣の直接的人間関係解体の例証である。

[45] 貨幣と神の相同性の問題はマルクスの学位論文以来のテーマである。内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』通巻111号、2012年3月を参照。次第に貨幣のみが人間を結合するようになる。それが世界市場形成傾向である。

[46] 内田弘「『国富論』の編成原理と『哲学論文集』」『専修経済学論集』通巻第126号、2017年3月を参照。

[47] S.51－52:訳64頁。

[48] 第一形態後半の［Si(Vi)］から第三形態後半の［Sj(Vj)］へ下付記号がiからjへ変更することに注意。

[49] 『資本論書簡集』(1)、国民文庫、363－364頁(マルクスのエンゲルス宛の書簡、1865年7月31日および8月5日)、および注15を参照。

[50] 以上の他の「アリストテレス難問とマルクス解法」として、「結合体」(第8難問)と「商品」、「一つの学」(第3難問)と「一つの芸術的全体」、「原理は普遍的か個別的か」(第12難問)と「実体の姿態変換」、「消滅的なもの・不滅なもの」(第9難問)と「使用価値・価値」などが考えられる。それらについて本稿では若干言及したけれども、その本格的な研究は別稿にゆだねる。例えば、第8難問や第12難問には、「不変資本･可変資本・剰余価値」の価値量を総生産物に比例配分する場合と、個別商品の価値構成に比例配分する場合が対応する。実現(販売)問題(第2部第3編)との関係では、後者の場合が実践的に有効かつ必須となる。

[51] この問題については、竹内外史『[新装版]集合とはなにか』講談社、2001年(特に86頁以下)、三浦俊彦『ラッセルのパラドクス』岩波新書、2005年、および内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」『専修経済学論集』通巻111号、2012年3月(特に「Ⅳ　ライプニッツの「モナド」に潜むラッセルの「空集合」」)を参照。

[52] ラッセルのこの回避策を目論むホワイトヘッドとの共著『プリンキア・マテマティカ』は、クルト・ゲーデルの「不完全性定理(ⅠⅡ)」によって論駁される。

[53] 『資本論』三部体系の間には位相区分＝接合関係が存在する。第1部は「一つの資本」を主体とする価値増殖＝蓄積の(使用価値を前提とする)「価値ターム」の体系、第2部は「二つの資本」を主体とする、価値と使用価値が媒介しあう剰余価値の再生産＝蓄積の「価値ターム」の体系、第3部は「多くの諸資本の間の競争」を前提とする剰余価値の「生産価格ター

ム」での利潤・利子・地代への分配過程を、それぞれ展開する。三部間の移動は「射影(Projektion)」の推移、「視座（Standpunkt）の転換（Verwandlung)」による。

[54] 原始的再帰関数は、(a→b)（－a）と示めされる。原始的再帰関数は「ゲーデル不完全性定理Ⅰ・Ⅱ」の基本条件である。クルト・ゲーデル『不完全性定理』林晋・八杉満利子訳・解説、岩波文庫、2007年、27頁以下を参照。R.ヤーコブソンは「対立の二元性のうちで、項の一つが与えられれば、他方は与えられなくても、思惟によって喚起される」という（『音と意味についての六章』花輪光訳、みすず書房、2017年、111頁)。原始的再帰関数そのものについては、David Berlinski, *The Advent of the Algorithm: The 300-Yesrs Journey from an Idea to the Computer*, Harcourt Inc. 2000, Chapter 6: ディヴィッド・バーリンスキ『史上最大の発明　アルゴリズム』林大訳、早川書房、2012年、第6章、および寺坂英孝編『現代数学事典』講談社、1982年、97頁以下を参照。バーリンスキ著の訳書や寺坂編でrecursive functionは「帰納的関数」となっているが、哲学用語「帰納的（deductive)」と紛らわしいので、本稿ではrecursiveの数学界の別の訳語「再帰的」を用い、「帰納関数」は「再帰関数」と訳す。

[55] 「ゼロ関数」: どのような数をあたえようが0をもたらす。Z(0)=, Z(1)=0。「後続数関数」: どのような数があたえられようとも、その数の後続数をもたらす。S(0)=1, S(1)=2,S(10000)=10001。「恒等関数I」: どのような数を与えられようとも、全く同じ数をもたらす。I(0)=0, I(1)=1。

[56] 再帰関数は「否定的自己言及」「問の解が次の問を生む形式［QiAi=Qj］」「並進対称」と同型である。

[57] 「メビウスの帯」は実際に、テープの片端を半回転して両端を糊で接合するとできる。

[58] 梯明秀は『資本論への私の歩み』などで、この原理を直観的に把握していた希有の存在である。

[59] マルクスは『国富論』第1編第6章から示唆を受け『資本論』（第1部初版、1867年）冒頭2節の商品の《集合かつ要素》《使用価値かつ価値》という二重の二様規定を価値形態に統一しそこで事実上「原始的再帰関数」を導出した。その64年後ゲーデルは「不完全性定理ⅠⅡ」（1931年）で「ペアノの公理」（1889年）から原始的再帰関数を導出する。『資本論』に『国富論』が対応するように、「不完全性定理」に「ペアノの公理」が対応する。「ペアノの公理」については前掲訳書『アルゴリズム』66頁以下を参照。

[60] ラッセルが問題にした「空集合のパラドックス」も同じ根拠が反対の帰結を導く。前掲論文、内田弘「『資本論』の自然哲学的根拠」、58頁を参照。

[61] これはカントが『純粋理性批判』「誤謬推論」でいう「媒辞概念の虚偽」の一例である。AとBが頼る「媒介者」は、AのBに関する情報を独占することで権力になる。

[62] 「諸商品の交換関係を明白に特徴づけるものは、まさに使用価値の捨象である」(S.51-52: 訳64)。「使用価値の捨象＝価値の抽象」は、商品所有者が無意識に想定する「無限遠点P∞」で実現する。

[63] MEGA,II/1.2,S.344.「商品交換」も「嘘つきのパラドックス」が共に「否定的な自己言及」であることが注目される。前掲書、内田弘『資本論のシンメトリー』「終章　『資本論』のパラドックスのシンメトリー」を参照。『経済学批判要綱』には「資本家と賃金労働者の関係」は、形式的は「平等で自由な関係」であるけれども、「この形式は仮象であり、しかも人を欺く仮象（*täuschender Schein*）である」（ibid., S.372）と規定する。ここで「täuschen（欺く)」は、「tauschen（取引する)」を通じて「人を欺く」という修辞でもある。商品関係としての資本＝賃労働関係も「人を欺く仮象を生みだす総合判断」である。商品交換関係に「真正な自由・平等の側面のみを読み込む行為」は一面強調の無理がある。無国籍である資本のイデオロギー＝現代リベラリズムが、途上国からの移民低賃金労働者を擁護し、先進国の比較的高賃金者の雇用問題に冷淡であることに、労働力商品取引の「洗練された手法」がある。

[64] 前掲訳書、243－244頁を参照。「ヘーゲル＝フロイト関係」を論じる（旧西）ドイツのヴァ

ルター・ノイマンの『無意識のヘーゲル』（原書1982年、内田弘訳、こぶし書房、2017年）と、日本の中本征利の『フロイトとヘーゲル』（勁草書房、1985年）が共に1980年代に刊行された同時代性は注目に値する。ノイマンはその著書で、或る生産物を欲しくなる主体「私」を想定して、「私は［当初は］或る生産物が商品であることに無意識である」と指摘する。しかしその生産物が欲しくなり、貨幣が必要であることを意識するとき、その生産物は商品に転態する。マルクス価値論理解には「無意識-意識論」が不可欠である。その意味でマルクスはフロイトに関連する。

[65] 前掲書、内田弘『資本論のシンメトリー』の「終章『資本論』のパラドックスのシンメトリー」を根拠づけるのは、パラドックスの原始的再帰関数への変換である。

[66] のちの **[2-4]** でみる、表《『資本論』第1部の対称操作と概念規定》における「２階をなす関連」はここに基礎をもつ。

[67] ゲーデル『不完全性定理』林晋・八杉満利子訳、岩波文庫、2006年、27頁以下を参照。

[68] アリストテレスは、同じ形相＝形態をもつ事物の連続的な生成があるばあいのことを「類（ゲノス）（γενος）」という。その事物は「虚偽（プセウドス）（ψευδος）」である。価値形態は資本主義という「プセウドスのゲノスのアルケー（始元）」である。

[69] 以下の詳細な内容については、前掲書内田弘『資本論のシンメトリー』を参照。ただし、『資本論』が「アリストテレス難問のマルクス解法」であること、価値形態が商品の「集合かつ要素」・「使用価値かつ価値」という二重の二者対立性の展開形態であること、価値形態が「嘘つきのパラドックス」＝「原始的再帰関数」と同型であること、『資本論』が「原始的再帰関数」で編成されていること、対称操作（Φ・Ψ・$\boldsymbol{\Phi}$）の累乗過程とそこから生成する経済学批判の諸概念の対応関係、それを総括した表《『資本論』第1部の対称操作と概念規定》など本稿の主要内容は、前掲書には存在しない。なお、本稿の後半（1/4）に当たる部分には、2017年9月16日に武蔵大学で開催された《『資本論』初版刊行150周年記念シンポジウム》で本稿筆者が報告した内容を大幅に改稿した部分が含まれている。

[70] 冒頭の題字（三木清）が指摘する「問の観点による限定が仮象の必然性を装う問題性」をマルクスは理解していたから、「規定の再規定がなす原始的再帰関数」で『資本論』を編成したのであろう。

[71] 内田弘「『資本論』第2部「第１草稿」の対称性」専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第48号、2014年3月を参照。第2部「第1草稿」の対称操作は1階である。

[72] 内田弘『資本論のシンメトリー』348頁脚注75を参照。第3部「主要原稿」の対称操作も1階である。マルクスが生前『資本論』全三部を本稿のいう対称操作で編成し刊行したとすると、全三部を根拠づける関数は、DK Ⅰ Ⅱ Ⅲ：f(s) ＝ $\boldsymbol{【}[(\Phi\Psi)^2\boldsymbol{\Phi}]\,[(\Phi\Psi)^2\Phi]\boldsymbol{】}^{3\cdot3}$ という原始的再帰関数であろう。なお、上記の記号の操作は「縦(列)に進む順序」で示したが、「横(行)へ進む操作」については、最初の価値形態の場合のみを示し、その他は煩雑さを避けるために省略した。

[73] 現代数学における「操作」概念については、遠山啓『数学と文化』（太郎次郎社、1980年、66頁以下）を参照。遠山は、5次方程式の一般解は存在しないことを論証したガロアより前の数学が「もの」という静態的な実体概念を対象としていたのに対し、ガロア以後の数学は動態的機能的な「操作」を対象とするように変換したという。その変換によって、研究対象は「はたらき・機能（関数）」が研究対象になった。『資本論』は、対称「操作」によって諸概念＝「意味」が重層的に生成する過程を解明していることで、現代数学に連結する。『資本論』は「原始的再帰関数」という操作概念で「同時並存＝先後継起」で編成されている。そこに「あらゆる言語記号は［同時性と継起性という］二つの軸の上に位置づけられる」（ヤーコブソン、前掲訳書、150頁）という普遍性への『資本論』の関連が存在すると思われる。

[74] その詳細な論証は、内田弘『資本論のシンメトリー』を参照。

[75] マルクスはラサールやエンゲルスなどに書簡で、経済学批判では《内容を圧縮し、かつ隠蔽する》と伝えている（MEW, Bd.29, S.561, etc）。

その内容圧縮法が『資本論』の原始的再帰関数である。『資本論』理解には、『資本論』でその関数が貫徹する諸事実を解読する作業が不可欠である。『資本論』における事実と理論は別ではない。『資本論』の事実は現実的概念であり、事実の編成原理が理論である。

[76] S.53：訳65-66頁。

[77] 「対角線」をなす（貨幣・生産・商品の三つの）資本循環が規則的に無限に増加しうる点に、カントールの「対角線論法」との類似性が存在する。

[78] S.88: 訳126頁参照。『資本論』は近代思想史上、宗教改革ではなく天文学史の科学革命に存立する。戦後日本の「マルクスとヴェーバー」問題枠は「宗教改革」の陰に「天文学史」を隠すバイアスを残した。内田義彦は本稿筆者に、「スミスが天文学史で問題にしたのは、天体現象を説明する原理の簡潔さの問題であって、それ以上の問題ではないですね」と語った。筆者は後に「それ以上の問題であること（例えばブルーノやガリレオ対する宗教界の弾圧をスミスが明示することを回避していること）」を知った。スミスもカントもマルクスも、天文学史を学問的旋回軸にしている。内田義彦のその発言は、本稿筆者への（日本のキリスト者を念頭においた）反語的な謎掛けであったかもしれない。内田弘『資本論のシンメトリー』および前掲論文「『資本論』と『純粋理性批判』」、「『国富論』の編成原理と『哲学論文集』」を参照。

[79] ゲーデル不完全性定理Ⅰは「形式的算術が真であっても、その自己証明は不可能ある」という定理である。前掲訳書『史上最大の発明 アルゴリズム』212頁以下を参照。足立恒雄は、第Ⅰ定理を「自然数論を含むような再帰的体系Sが無矛盾であれば、それ自身もその否定も証明できないような命題がSの中にかならず存在する」と規定する（足立恒雄『無限の果てに何があるか』角川文庫、2017年、249頁）。再帰的体系Sは原始的再帰関数に根拠づけられている。

[80] ゲーデル不完全性定理Ⅱは「形式的算術が無矛盾であるということは、証明不可能である」という定理である。前掲訳書218頁以下を参照。足立恒雄は第Ⅱ定理を「自然数論を含むような再帰的体系Sの無矛盾性を、S内で形成された論証でもって証明することができない」と規定する（同書250頁）。

[81] 『資本論』が「集合論的矛盾」・「嘘つきのパラドックス」・「否定的自己言及」・「原始的再帰関数」・「対角線論法」などをゲーデル不完全性定理と共有していることが注目される。この点に、『資本論』（初版1867年）がクルト・ゲーデルの「不完全性定理ⅠⅡ」（1931年）の「近傍で（in der Nähe）」記述されている可能性がある。なお、労働生産性上昇率（a）を考慮した利潤率の規定：p=[M+V（1-1/a）]/[C+V/a]は、p=(V+M)/Cに無限に接近する傾向であるけれども、それは論理的に長期的な傾向であって、必然的に実現する収束値ではない。

[82] 古典経済学の思想史的源泉は、万物を自然の相でみるアリストテレスの観点（1014b16f. Ⅳ Φυσις）にあるだろう。スミスもアリストテレスを古典とした。『資本論』の経済学批判は、古典経済学の「自由の自然的体系＝永遠性説」への批判である。さらにプルードンたち社会主義者の「何でも分かる」という科学主義的万能感に対する批判でもある。対称操作で生成する経済学批判の諸概念は、「一直線の真理軌道」ではなく「真偽反転の複合過程」を編成する。その真偽反転こそ、資本主義的「真理」なのである。

オーストラリアのインフォーマル介護者の権利と支援施策の実態

鈴木　奈穂美

1. はじめに

先進諸国をはじめ多くの国で高齢化が進んでいる中、インフォーマル介護者（以下、介護者という）の社会的貢献を認識し、彼ら・彼女らの支援に取り組む国も少なくない[1]。OECDのレポートによると、50歳以上の10人に1人以上が介護者であるという（Colombo et al 2011：p13）。インフォーマル介護は公的介護制度を支える社会的基盤でもある。高齢化の進展とともに急拡大する介護の需要に応えるために、公的な制度だけでは対応困難な介護供給を補っているためである。このインフォーマル介護者に対する支援（以下、介護者支援という）を積極的に取り組んでいる国の1つがオーストラリアである。

オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics; ABC）によると、2016年6月30日時点の推計で、総人口24,511,800人、うち、65歳以上人口3,673,511人、65歳以上人口比率は15.2%であった（ABS 2017）。世界銀行によると、オーストラリアの65歳以上人口比率は、世界で最も高い日本はもとより、ヨーロッパ諸国と比較しても低い。しかし、1990年代から、高齢者ならびに障がい者、長期療養の必要な患者等を介護する介護者への支援を全国規模で実施している。これは、ベビーブーマー世代（1946～65年生）が高齢期を迎える2011～2031年を見据えてのことである（Productivity Commission 2005 pXIV、p11）。

2015年、オーストラリアの介護者の貨幣評価は年間603億ドル、時間にすると約19億時間のケアを提供していたと推計されている（Deloitte Access Economics 2015：p15）。もちろん無報酬である。これらの時間を費やしているインフォーマルなケアは、日常生活に援助を必要とする被介護者（障がいや健康上の問題を抱えている人、高齢者）[2]の生活を支える上で重要な役割を果たしている。

本稿では、オーストラリア連邦政府が1990年代後半以降に実施している介護者支援施策の概要を整理しながら、介護者はどのような権利を有しており、介護者支援においてどのような点を重視しているかを分析し、その特徴を明らかにすることを目的としている。

2. オーストラリアの概況

2017年6月にオーストラリア統計局が発表した1-3月期の実質GDPは、前期比0.3%増となり、26年間継続してプラス成長を続けている。この背景には、移民受け入れ政策等による国内人口の増加、鉄鉱石をはじめとする鉱物資源の輸出拡大などが影響している。移民は、2016-17年度の永住権ビザの発行が183,608件あり、出身国は、隣国のニュージーランドの他、インド、中国、イギリスが多い（Department of Immigration and Border Protection 2017）。2016年8月に実施

した国勢調査によると、オーストラリアに住む移民のうち、アジア出身者の割合が初めて40%に達し、欧州勢（34%）を上回ったという[3]。公用語は英語であるが、非英語圏からきた移民やその子孫では、祖国の言語を使用する者もいる。また、先住民族の言語（アボリジニ諸語、タスマニア諸語）は植民地化の過程で廃れており、現在まで残っている言語も消滅の危機に瀕している。

「介護者支援」という社会福祉サービスに関する分析を進めていくにあたり、その供給体制に影響を及ぼす政治システムの概要をまとめておく。オーストラリアは、1901年に６つの英国植民地が連邦を形成して以降、６つの州と自治権を持つ２つの準州（特別地域）からなる議員制民主主義国家[4]である。連邦政府の下に州政府と準州政府があり、さらにその下に多数の地方政府が存在する。オーストラリア国王・女王を国家元首とする立憲君主制国家でもあり、イギリス国王・女王がオーストラリアの国家元首を兼務している。国家元首は、国民が選んだ政府の助言に基づき、オーストラリア総督を任命する。

オーストラリア連邦憲法（以下、連邦憲法という）では、連邦政府の権限を列挙している。政府の権限は、連邦政府によって行使されうる専管的（または専属的）権限、連邦と州のいずれによっても行使されうる共管的権限、州によって行使される残余権限の３つに分類される（WIP ジャパン 2013：p255）。連邦憲法に抵触しない限り、州憲法の継続が認められている（連邦憲法第106条）（橋都2006：p261）。各政

表 2.1　一般政府部門の目的別歳出内訳（2015-16 年度）

	連邦政府		州政府		地方政府		全政府（純計）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
	100万$	%	100万$	%	100万$	%	100万$	%
総務	22,672	5.3	7,129	3.0	6,016	17.5	35,817	5.1
防衛	26,174	6.1	0	0.0	−	−	26,174	3.7
警察・消防・司法	4,826	1.1	24,221	10.2	859	2.5	29,906	4.3
教育	32,312	7.5	58,229	24.5	191	0.6	90,732	12.9
保健医療	69,306	16.1	67,600	28.5	421	1.2	137,327	19.5
社会保障・福祉	152,048	35.3	18,385	7.7	1,746	5.1	172,179	24.5
住宅・居住環境整備	7,261	1.7	10,657	4.5	8,284	24.1	26,202	3.7
レクリエーション・文化	3,447	0.8	4,790	2.0	5,588	16.3	13,825	2.0
燃料・エネルギー	6,421	1.5	1,439	0.6	18	0.1	7,878	1.1
農林水産業	2,243	0.5	2,600	1.1	32	0.1	4,875	0.7
鉱工業、建設業	3,259	0.8	788	0.3	364	1.1	4,411	0.6
交通・通信	7,248	1.7	22,415	9.4	7,356	21.4	37,019	5.3
その他経済サービス	9,167	2.1	4,011	1.7	1,247	3.6	14,425	2.1
退職年金支出	9,106	2.1	4,455	1.9	−	−	13,561	1.9
公債費	15,997	3.7	7,810	3.3	802	2.3	24,609	3.5
その他	59,461	13.8	2,708	1.1	1,421	4.1	63,590	9.1
合計	430,949	100.0	237,237	100.0	34,345	100.0	702,531	100.0

資料　Australian bureau of Statistics [2017] Government Finance Statistics 2015-16.
（http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5512.02015-16?OpenDocument Sep. 10、2017）
をもとに筆者が作成。

府の目的別歳出の構成比をみると、連邦政府は社会保障・福祉、保健・医療の割合が高く、州政府は保健医療、教育、地方政府は住居・居住環境整備、交通・通信、レクリエーション・文化の割合が高くなっている（表2.1）。

オーストラリアの社会保障制度の枠組みは、所得保障制度（年金、家庭手当、生活保護等）、医療保障制度（メディケア）、社会福祉制度（高齢者ケア、障害者福祉、児童福祉等）のほか、民間による退職後の所得保障制度として、被用者が積み立てる強制貯蓄制度の退職年金基金制度で成り立っている。オーストラリアの社会保障制度の特色として、「①所得保障制度及び医療保障制度が社会保険方式ではなく、原則的に一般財源で賄われていること、②医療・福祉サービスは全国民を対象とする普遍的なサービスであること、③連邦、州、地方自治体、民間団体といった多様な主体が各制度を機能的に分担し、並列的にサービスを提供していること」の3つを挙げることができる（厚生労働省大臣官房国際課2007：p290）。

低成長時代に移行した1980年頃、先進諸国では福祉国家の危機論（OECD1981 = 1983など）が拡大していた。この時期、オーストラリアでも財政抑制とセットで社会福祉政策の充実の是非が議論されるようになった。日本同様、1980年代に在宅福祉が重視され、高齢者福祉の制度改革が進められた。この改革が引き金となり、のちに連邦政府が介護者支援施策に乗り出すこととなる。この動向については、4節以降で触れることとする。

3. 介護者に関する統計と介護者の実情

3-1 障がい者、老齢および介護者に関する調査

ABCは介護者について定期的に調査を実施している。それが、「障がい者、老齢および介護者に関する調査（Survey of Disability, Ageing and Carers; SDAC）」である。これまでに、1981年、1988年、1993年、1998年、2003年、2009年、2012年に行われ、最新調査は2015年に実施された。調査の目的は、①国内の障がい有病率の測定、②65歳以上の高齢者と障がい者の支援の必要性の評価、③一般的な集団と比較した障がい者、高齢者および介護者の人口統計学的および社会経済的プロファイルの提供、④障がい者、長期療養中の患者および高齢者に対する介護者の推計と彼らへの情報提供である[5]。調査方法はインタビューであり、被介護者と介護者の双方に対し異なる時間帯に調査を実施している。

SDACでは、介護者（carer）を「障がい者や高齢者（65歳以上）に対して、手助け（help）、監視（supervision）といったインフォーマルな援助（assistance）を提供する者」と定義している（ABC 2015）。ここでいう「援助」とは、少なくとも6か月間継続してケアをしているか、継続する可能性があるもので、コア活動（移動、セルフケア、コミュニケーション）と非コア活動（健康管理、経験的事実認識に基づいたタスクもしくは精神的なタスク、家事、不動産の維持管理、食事の準備、読み書き、室内移動）のうち、1つもしくはそれ以上の活動をしていることをいう。被介護者と同居していることが介護者の条件とはなっていないが、被介護者と別居中の介護者は、援助に関する活動の種類を限定することなく、「日常的な活動」（everyday activities）としている。また、正式に援助を提供し報酬を得ている介護労働者は、介護者とみなしてない。

1人の被介護者に複数の介護者がいる場合、主介護者（primary carers）、他の介護者（other carers）、未確認の主介護者（unconfirmed primary carers）、いざという時の介護者（fall-back carer）と分類

している[6]。主介護者とは、1つ以上のコア活動について最も多くインフォーマルな援助をおこなう15歳以上の者をいう[7]。他の介護者とは、1つ以上のコア活動をインフォーマルに援助するが、最も多くのインフォーマルな援助を行っているとはみなされていない者のことで、15歳未満も含むすべての年齢が対象となる。また、１つ以上の非コア活動のみを支援する介護者も「他の介護者」に含まれる。未確認の主介護者とは、被介護者から主介護者として特定されているものの、主介護者自身にインタビュー調査を実施できなかった者で、彼ら・彼女らの介護の状態は確認できていない。いざという時の介護者とは、主介護者によって指定された人で、主介護者が援助できない時にお願いする介護者のことである。

「はじめに」でも触れたが、SDACの介護者の定義をみると、高齢者に限らず、障がいや長期療養を伴う患者のケアを提供する者も含まれている。この定義は、後述する介護者貢献認識法においても共通しており、オーストラリアにおける「介護者」の範囲として一般化したものといえる。

3-2　介護者の実情

SDAC2015年調査をもとに、オーストラリアの介護者の人口統計学的特徴をみてみよう。介護者は約270万人おり、前回調査（2009年）の約260万人から増加しているものの、両年ともに人口の約12%を占めていた。このうち、主介護者は人口の3.7%に当たる85.6万人で、前回調査の77.1万人（3.6%）から増加している。全介護者の半数以上が女性（55.5%）で、10人に１人（10.1%）が25歳未満、10人に２人（22.9%）が65歳以上であった。主介護者はすべての介護者の31.7%を占めており、2009年の29%よりも上昇している。また、主介護者の平均年齢54.4歳で、68.1%が女性であった[8]。

主介護者の89.9%が家族のために介護を行っており、主介護者のおよそ３分の２（66.9％）は、家族責任のため介護役割を果たすと回答していた[9]。また､主介護者の５人に２人（37.8%）は何らかの障がいを有しており、障がいのある主介護者のうち、５人に１人（21.0%）は重度または重大な活動制限がある[10]。週当たりのケア時間をみると、主介護者の３分の１（33.2%）が週40時間以上費やしており、ケアの期間をみると、主介護者の３分の１（33.4%）が10年以上、20人に１人（5.6%）が25年以上であった[11]。

次に、介護者の経済的状態はどのようになっているのだろうか。主介護者の所得、雇用、教育水準を他の介護者や非介護者と比較したものが表3.1である。主介護者は、他の介護者や非介護者と比較して、男女ともに週当たり個人所得の中央値が低く、男性は654ドル、女性は500ドルであったが、その一方で、15～64歳の公的な社会保障給付の受給率は、男性39.7%、女性44.4%と高い水準であった。労働市場の状況をみると、失業率は男性7.6%、女性6.5%と高く、労働力率は5割を切っていることから（男性43.5%、女性43.6%）、介護者によって労働市場への参加に障壁があることがわかる。また、高校3年以上の学歴者の割合は、男性65.1%、女性61.9%と、主介護者が低くなっていた。

続いて、主介護者の就労以外の社会活動・地域活動への参加状況を見てみよう（表3.2）。ここでは、男女別の集計がないため、男女計の値を扱う。主介護者のうち、何らかの在宅での活動に参加した者は76.2%、家から離れた活動に参加した者は76.0%であった。年齢階級別にみると、15～64歳までは大きな差がないものの、65歳以上になると、在宅での活動・家から離

表 3.1　主介護者の所得、就労、教育水準

単位：$、%

	男女計		
	主介護者 Primary carers	他の介護者 Other carers	非介護者 Non-carers
週当たり個人所得の中央値（15～64歳）	520	813	900
主な収入源が公的年金や社会保障給付である割合（15～64歳）	42.7	18.0	11.3
失業率（15歳以上）	7.3	6.4	5.4
労働力率（15歳以上）	43.3	63.9	69.2
高校3年以上の学歴（15歳以上）	63.2	69.0	71.3
	男　性		
	主介護者 Primary carers	他の介護者 Other carers	非介護者 Non-carers
週当たり個人所得の中央値（15～64歳）	654	1036	1055
主な収入源が公的年金や社会保障給付である割合（15～64歳）	39.7	14.5	8.9
失業率（15歳以上）	7.6	6.9	5.6
労働力率（15歳以上）	43.5	67.4	75.0
高校3年以上の学歴（15歳以上）	65.1	71.7	73.9
	女　性		
	主介護者 Primary carers	他の介護者 Other carers	非介護者 Non-carers
週当たり個人所得の中央値（15～64歳）	500	658	730
主な収入源が公的年金や社会保障給付である割合（15～64歳）	44.4	21.2	13.7
失業率（15歳以上）	6.5	5.6	5.2
労働力率（15歳以上）	43.6	60.6	63.5
高校3年以上の学歴（15歳以上）	61.9	65.8	68.6

資料　Australia Bureau of Statistics [2016] の Table36.1、Table36.3 を元に筆者が作成。

表 3.2　年齢階級別・週当たり介護時間別主介護者の社会参加・地域活動（過去 3 カ月間）

単位　%

		主介護者の年齢階級			
		15-34歳	35-54歳	55-64歳	65歳以上
在宅での活動	1つ以上の活動に参加した	81.0	78.6	79.0	67.7
	被介護者なしでは、いずれの活動にも参加しなかった	18.5	21.5	20.5	31.7
家から離れた活動	1つ以上の活動に参加した	79.2	79.3	78.6	68.0
	被介護者なしでは、いずれの活動にも参加しなかった	20.4	21.0	22.1	31.1
		週当たり介護時間			主介護者計
		1-19時間	20-39時間	40時間以上	
在宅での活動	1つ以上の活動に参加した	86.9	80.6	63.8	76.2
	被介護者なしでは、いずれの活動にも参加しなかった	13.7	19.2	36.9	23.7
家から離れた活動	1つ以上の活動に参加した	85.8	77.6	65.2	76.0
	被介護者なしでは、いずれの活動にも参加しなかった	14.2	21.8	34.4	23.6

資料　Australia Bureau of Statistics [2016] の Table47.3 を元に筆者が作成。

表 3.3　活動別・年齢階級別・週介護時間別主介護者の社会参加・地域活動（過去 3 カ月間）

		主介護者の年齢階級				週当たり介護時間			主介護者計
		15–34歳	35–54歳	55–64歳	65歳以上	1–19時間	20–39時間	40時間以上	
在宅での活動	家族や友人の訪問	52.8	50.4	49.4	36.3	61.7	46.9	29.8	46.6
	家族や友人との電話	75.0	75.6	76.9	64.3	83.5	77.4	59.0	72.8
	芸術、工芸品、実用的な趣味グループ	11.6	11.1	10.6	6.9	14.2	9.3	6.4	10.1
	宗教的、精神的なグループ、もしくは特別なコミュニティ活動	5.7	4.5	5.9	4.8	7.1	4.0	4.7	4.9
	ボランティア活動（アドボカシーを含む）	2.9	6.6	5.8	3.0	8.1	4.9	2.1	5.1
	その他特別利益団体の活動	3.5	3.3	5.0	3.5	5.4	3.4	2.0	3.8
家から離れた活動	親戚や友人への訪問	71.5	66.4	65.8	52.0	74.8	66.5	48.3	63.1
	親戚や友人との外出	57.2	58.5	56.3	42.4	65.0	53.8	41.6	53.5
	宗教的、精神的なグループ活動	6.6	10.3	14.3	13.0	13.8	11.9	10.4	11.9
	ボランティア活動、コミュニティサービス活動	10.5	12.1	12.2	11.2	16.4	11.8	6.0	11.7
	舞台芸術グループ活動	4.1	7.3	5.1	4.8	8.4	5.8	3.5	5.9
	芸術、工芸、実用的な趣味グループ活動	5.5	7.7	7.4	5.0	10.0	5.0	3.5	6.6
	休日に出掛けたり、他の人と一緒にキャンプする	15.1	16.1	17.5	7.3	22.7	10.7	7.9	14.0
	他者とのスポーツ、物理的なレクリエーション	27.8	29.6	25.7	21.5	34.7	29.8	16.0	26.3
	その他のレクリエーションまたは特別利益団体活動	7.0	8.7	8.6	9.5	11.2	8.7	6.6	8.8
	サポートグループ	1.4	2.4	2.9	0.7	0.8	3.8	1.8	1.8
	特に指定されていないその他の活動	2.9	1.2	1.4	0.8	2.1	1.4	1.8	1.5

資料　Australia Bureau of Statistics [2016] の Table47.3 を元に筆者が作成。

れた活動ともに参加率が低下する。また、介護時間別にみると、介護時間が長くなると参加率が低下しており、週40時間以上になると、在宅での活動が63.8％、家から離れた活動が65.2%となっていた。このことから、主介護者は高齢になること、また介護時間が長くなることで、社会活動・地域活動への参加が抑制されていることがわかる。

さらに、活動別に主介護者の社会活動・地域活動への参加状況を示したものが表3.3である。在宅での活動では、「家族や友人への電話」や「家族や友人の訪問」の参加率が高く、家から

離れた活動では、「親戚や友人への訪問」「親戚や友人との外出」が高くなっていた。また、多くの活動では、年齢階級が65歳以上になると、そして、介護時間が週40時間を超えると参加率が低くなる傾向にあった。特に、参加率が高かった4つの活動のうち、「在宅での活動」に含まれる「家族や友人の訪問」「家族や友人との電話」であっても大きく割合が下がっていた。

表3.2、3.3から、主介護者であり、かつ、高齢であったり、介護時間が長かったりすることで、就労以外の社会参加が抑制されている姿がみられた。このことは、これらの主介護者が社会的孤立・社会的排除状態になる可能性を秘めている。次節からオーストラリアの介護者支援施策のあゆみをみていくが、日本よりも先んじて介護者支援施策の拡充を進めているオーストラリアであっても、主介護者の社会的孤立・社会的排除の問題があり、さらに介護者支援サービスの利用拡大を進め、社会とのかかわりが維持できる支援システムづくりが求められているところである。

4. 1980年代～1990年代の高齢者ケア改革

1950年代から1980年代前半にかけて、オーストラリアの高齢者福祉は、施設重視の施策を取っていた。老人ホーム法（the Aged Persons Home Act 1954）は、貧困状態にある高齢者の住宅を確保するため、非営利組織が建設・購入したホステルに補助金を交付することを定めた。これにより、非営利組織が運営するホステルは増加した。しかし、当時は、重度の被介護者に対するサービス提供を想定していなかったため、ホステル入所者の高齢化が進行するにつれて、次第に重度の被介護者に対する施設のニーズが高まっていた。

これをうけ、1966年、連邦政府は、重度の被介護者が入所可能なナーシングホームの建設にも補助金の対象とした。このことで、非営利組織が運営するナーシングホームが増えていった。また、ナーシングホーム入居者への補助も導入され、営利組織がナーシングホームの経営に参入することが容易になった一方、膨らんでいく高齢者介護施設に対する支出抑制が政策課題として浮かび上がり、次第に施設重視の施策に批判が集まるようになり、1980年代中頃には、在宅ケア・地域ケア重視の政策へと舵を切っていくこととなった。

政策転換の始まりは、1982年、下院に設置された高齢者の在宅ケアと入所施設の支出に関する常任委員会（the House of Representatives Standing Committee on Expenditure Inquiry into Home Care and Accommodation for the Aged）の報告書“In a Home or At Home”（通称、マクリーレポート（McLeay Report））である。このレポートは、介護が必要な高齢者を対象とした標準化された事前アセスメントの導入、ナーシングホームの改革、コミュニティサービスの拡大を勧告した（Commonwealth of Australia 1993: p11）。これらのうち、コミュニティサービス拡大の勧告に基づき、1983年、労働党のホーク（Hawke, R.J.L.）政権のもとで、在宅ケア重視の政策転換が進められることとなった。

1985年には、高齢者ケア改革戦略（Aged Care Reform Strategy）がスタートし、在宅ケア関係の法律を統合した在宅ケア及びコミュニティケア法（Home and Community Care Act）を制定した。この法律に基づき、在宅・地域ケアプログラム（Home and Community Care Program 1986; HACC）が開始された（Center for Policy on Ageing 2016）。現在もその流れは踏襲され、連邦政府は「高齢者福祉施設に係る検討報告書（the Report of the Nursing Home and Hostels

Review)」(2016年)において、できる限り家庭や地域で高齢者に対するケアをおこない、それが難しい場合に限り、施設でケアすることが望ましいという方針も打ち出している。

HACCとは、家庭や地域で自立した生活を送れるようにすることを目的としたプログラムで、比較的軽度のケアニーズのある高齢者および65歳未満の障がい者を対象に、利用者のニーズに応じたサービスを提供するものである。当初、HACCの財源は、連邦政府と州・準州政府が負担していたが、2012年7月1日以降は、ビクトリア州と西オーストラリア州を除いたすべての州・準州政府から引き継ぎ、連邦政府が全額負担するようになり、運営も主に連邦政府が責任を担うようになった(Department of Social Services 2013: p22)。

HACC創設と同じ時期に、専門職チームによる高齢被介護者のためのケアアセスメントチーム(Aged Care Assessment Team、ACAT)が創設されることとなった。ACATは、施設入所の適正化をはかる目的で導入されたもので、連邦政府から委託を受けた医師、看護師、ソーシャルワーカー、作業療法士、理学療法士などによって構成される医療専門職チームが、高齢被介護者の状況を評価し、サービスの組合せなど、個別ニーズにあった最適な情報を提供するものである。施設入所の要件にもなっているACATであるが、HACCの在宅サービスを紹介する場合もある。

1990年代後半になると、高齢者ケア構造改革(Aged Care Structural Reform)が進められた。高齢者ケア法(Aged Care Act 1997)制定をはじめとする一連の改革である。これは、高齢者を対象とした在宅ケアや施設ケアなどのサービスパッケージを規定した法律である。この改革により、高齢者ケア領域に、施設ケア、在宅ケアに加え、包括的な介護者支援が施策の柱として盛り込まれた(木下2013)。従来、高齢者ケアについては連邦政府、障がい者ケアについては州政府という役割分担があった(木下2013:p58)が、介護者支援については、ケアの対象別に行うのではなく、「介護者」として包括的に支援を実施するような制度設計が図られることとなった。

この時期、介護者支援のために動き出した施策として、全国介護者レスパイトプログラム(National Respite for Carers Program、NRCP)がある。NRCPは、オーストラリアで初めての全国介護者アクションプラン(National Carers Action Plan)の一環として1996-97年度に予算化されたものである(Department of Health and Ageing 2012: p3)。このアクションプランは、高齢者、障がい者、および介護者の生活の質を向上させることを目的とした戦略の一部を成している。NRCPの目的は、web以外の情報も含めた介護者に対するアクセシビリティの向上、レスパイト・ケアの普及、介護者と被介護者の個別的なニーズや状況に応じたその他の支援を通じて、介護者と被介護者の間に生じる関係性の支援と維持に貢献することにある。連邦政府は、全国介護者アクションプラン導入のため、3600万ドルの追加予算を投入することを決定した[12]。この予算は、主に、緊急時のレスパイト・ケアへのアクセスを改善するため、全国に8つの介護者資源センター(Carer Resource Centres)と、50以上のケア・レスパイト・センター(Care Respite Centres)というマネジメント機関の設置に使用された。

これを機に、情報へのアクセシビリティの向上とレスパイト・ケアを中心とした本格的な介護者支援に連邦政府が乗り出したわけだが、これらの施策は、法律やその後の施策にも継承され、最新の介護者支援プログラムにも重点的な施策として息づいている(9節参照)。

5. ケアラー貢献認識法と全国ケアラー戦略

2010年に制定された介護者貢献認識法（Carer Recognition Act 2010）は、介護者の貢献に対する認識や気づきを増大するため[13]、介護者が社会において尊敬に値し、社会的・経済的貢献を公式に認めた法律である。一部の州ではすでに存在している介護者認識法を補完したものでもある（Department of Social Services 2016a：p2）（表5.1）。この法律は、介護者の広範かつ包括的な定義を示し、「オーストラリアの介護者に向けた声明（The Statement for Australian's Carers）」という形で彼らのニーズを保障する権利を明確にしている（表5.2）。また、公的サービス機関及び関連するサービス提供者が、政策、プログラム、サービス提供を通じて介護者の権利への尊重に配慮することを義務付けた法律でもある。

表5.2をみると、まず、介護者の社会的・経済的貢献を認めた上で、いかなる介護者も他の

表 5.1　介護者貢献認識法（Carer Recognition Act）の構成

第１部　序章	第3部　公的サービス機関と関連事業者の義務
1. 略称	7. すべての公的サービス機関の義務
2. 施行	8. 公的サービスのケア機関の追加的な義務
3. 法の目的	9. 関連事業者の義務
4. 用語の定義	
5.「ケアラー」の意味	第4部　他の事項
	10. 同法は法的強制力のある義務は作成しない
第2部　オーストラリアの介護者のための声明	11. 同法は類似する州・準州の法律を排除しない
6. オーストラリアの介護者のための声明	12. 規則

資料：ComLaw Authoritative Act C2010A00123“Carer Recognition Act 2010”を元に筆者が作成。

表 5.2　オーストラリアの介護者のための声明（The Statement for Australian's Carers）

1	年齢，人種，性別，障害，セクシャリティ（性的志向），宗教または政治的信念，アボリジニもしくはトレス諸島の伝統，文化的もしくは言語的相違，社会経済的地位もしくは地域にかかわらず，すべての介護者は他のオーストラリア人と同じ権利，選択肢，および機会を持つべきである。
2	介護者である子どもや若者は，全ての子どもや若者と同じ権利を持つべきであり，また，彼らの潜在能力を最大限発揮するために支援されるべきである。
3	介護者が社会的経済的貢献は，認識され，支援されるべきである。
4	介護者は適切な健康状態と社会的ウェルビーイングを享受し，家族生活の維持や地域社会に参加できるよう支援されるべきである。
5	介護者は，介護役割の範囲内であれ，それを超える範囲であれ，自分自身のニーズを持つ個人として認められるべきである。
6	介護者と被介護者の関係性が適切に認識され，尊重されるべきである。
7	介護者の比類ない知識や経験を認めたうえで，介護の提供において，介護者が，他の介護提供者のパートナーとして考慮されるべきである。
8	介護者は尊厳と尊敬をもって扱われるべきである。
9	介護者は，より大きな経済的幸福と安定した生活の維持を達成するために支援されるべきであり，必要に応じて，雇用と教育に参加する機会があるべきである。
10	介護者へのサポートは，タイムリーであり，迅速，適切，アクセス可能であるべきである。

資料：ComLaw Authoritative Act C2010A00123 "Carer Recognition Act 2010"、‘Schedule 1- the Statement for Australia's Carer’を元に筆者が作成。

国民と同様の権利・選択肢・機会を有していることから、それらを保障するための支援の対象であることを示している。ここでいう介護者には、成人だけでなく、子どもの介護者（ヤングケアラー）も含まれている。そして、介護者のウェルビーイングを高めるために、健康状態の維持・回復、家庭生活の維持、地域社会への参加、雇用や教育への参加ができるように支援する必要性があることを明示している。さらに、介護者と被介護者との適切な関係性や、介護者と介護事業者との対等な関係性の構築にも注目しており、介護者を単なる資源とみなすのではなく、関係性の観点からその支援を行おうとしている[14]。

Twigg & Atkin（1994：p12-15）は、介護者のとらえ方として4つのモデルを提示している（表5.3）。第一は、被介護者を社会的関心の中心に据えた「資源としての介護者」モデルである（モデルⅠ）。介護者は無料の資源としてみなされ、政府は、介護者が有している資源としての性格には関心があるものの、介護者と被介護者の間に生じている利害対立は無視しており、結果、介護者自身の利益や福祉の増大を尊重してはいない。そのため、介護者の負担を軽減する施策の充実には消極的である。

第二は、政府や事業所と協働して被介護者を支える「協働者としての介護者」モデルである（モデルⅡ）。政府等は、介護者のウェルビーイングの拡大に関心はあるものの、あくまでも、被介護者に高品質のケアを提供することが主目的であり、介護者支援は介護者の意欲を維持するための手段と捉えている。介護者と被介護者の間の利害対立は部分的に認識されているが、主な関心はやはり被介護者といえる。

第三は、被介護者同様、介護者自身も権利を保障するための援助のクライアントとみなす「共同クライアントとしての介護者」モデルである（モデルⅢ）。政府が援助する際の焦点は介護者のニーズにあり、介護者のウェルビーイングの向上自体を価値あるアウトカムとしている。介護者の定義は、強いストレスを感じ、大きな負担を強いられている者としており、先の２モデルと比較して狭い。介護者と被介護者との間の利害衝突は、完全に認識されており、介護者にとって大きな問題とされている。

第四は、介護者と被介護者を切り離し、それぞれの立場を尊重し、介護者をひとりの市民としてとらえる「優先される介護者」モデルである。このモデルには２つの経路がある。一方は、被介護者に対する関心とその自立を最大限にすることに焦点を当てたものである（モデルⅣ－１）。そのため、介護者を介護負担から充分に解放できるとは限らない。もう一方は、被介護者の自立を最大化することと、介護者の負担を軽減することの両方に関心があり、介護者のウェルビーイングの向上を真摯に受け止めた援助をおこなっていくものである（モデルⅣ－２）。このモデルは、「介護者」という用語を使わず、より中立的な「親族」「家族」などを用いる傾向にある。その理由は、「介護者」という用語には、その立場に付随する義務や責任が優先され、介護者自身のQOL向上を差し置く、あるいは目も向けられなくなってしまう懸念があるためである。介護者と被介護者の利害対立は完全に認められ、両者とも独立した個人（市民）とみなされる。援助によるアウトカムは、介護者と被介護者の両者を独立して評価する。

これらのモデルに照らし合わせると、この法律では介護者をモデルⅣ－２に近い概念として捉えていると考える。モデルⅢの要素もあるが、このあとに言及する介護者の定義等を加味すると、モデルⅣ－２のほうが適切といえよう。介護者に対し、介護役割を担うことによって生じる就労、教育、家族生活、地域社会への参加へ

表 5.3　介護者の 4 つのモデル

	モデルⅠ 資源としての 介護者	モデルⅡ 協働者としての 介護者	モデルⅢ 共同クライアント としての介護者	モデルⅣ 優先される介護者
介護者の定義	非常に広義	広義	狭義	相対的
関心の焦点	被介護者	介護者の有益な貢献のある被介護者	介護者	被介護者と介護者，しかしそれぞれ独立した個人として捉える
利害の衝突	無視されている	部分的に 認識されている	完全に認識されているが，一方的である	介護者と被介護者の両方の関連性の下で認識されている
目的	ケアの最大化と置き換えの最小化	・被介護者のためにケアの最高品質化 ・この手段としての介護者のウェルビーイング	介護者のウェルビーイングと被介護者の自立、しかしそれぞれを独立した個人として捉える	

注　この表では「被介護者」としているが、Twigg and Atkin [1994] では、障がい者の介護をしている人を介護者としている。ここでいう障がい者は、以下の５つのことである。
・身体障がいのある高齢者
・精神的な課題のある高齢者、主に認知症
・身体障がいのある高齢期に達していない成人
・精神的な課題のある高齢期に達していない成人
・知的障害のある高齢期に達していない成人

資料：Twigg & Atkin [1994] p13 の Table 1 を元に筆者が作成。

の制約を最小限にし、自身の生活を楽しむ機会を維持できる社会にするための権利を法律で認めている点からも明らかであろう。

この法律における介護者の定義だが、「障害のある人、医学的状態（終末期患者もしくは慢性疾患を含む）、精神疾患、または加齢による身体の衰えのある人々に対し、身の回りのケア、手助けもしくは援助を提供する人々」である。介護者は、被介護者の家族のみを意味するものではなく、友人、親戚、きょうだい、隣人が含まれ、さらに、障がいや病気（終末期または慢性疾患を含む）、精神疾患のある子どもにケアを提供する祖父母または里親（養育者）の介護者も、介護者に含まれる（Carer Recognition Act 2010　第５条）。加えて、提供している介助、手助け、援助の量に関わらず介護者としている。一方、サービス契約に基づき従事しているフォーマルなケア・ワーカーのように介護の役割を果たすために報酬のある人、慈善団体やコミュニティ組織で自発的にケアを提供する人、教育訓練カリキュラムの一環でケアを提供している人は、介護者に含まない。したがって、介護者はインフォーマルで、かつアンペイドなケアに従事している者であれば、介護の量に関係なく介護者として位置づけられていることがわかる。法律制定前から続けられている SDAC などの統計調査の定義とも整合性があり、すでにオーストラリア社会の中で定着している介護者の枠組みを法律のなかでも明確に規定したものといえる。

その後、2011 年には、全国介護者戦略（National Carer Strategy、NCS）がまとめられた。NCS は、「オーストラリアの介護者のための声明」を具現化するため、「オーストラリアの介護者は社会によって評価され、尊敬を集めている。彼らには、経済的、社会的、地域社会での生活に参加するための権利、選択肢、機会、能力を有している」というビジョンに基づき、「統合され、柔軟で、適切で、手ごろな価格で、包括的で、持続可能なサービスやサポートに

よって、多様で変化するケアラーのニーズに対応すること」を目的としている（Commonwealth of Australian 2011: p16）。この戦略は単独で機能するものではなく、オーストラリア政府の社会的包摂の声明「より強く、より偏見のないオーストラリア」（Social Inclusion Statement, *'A Stronger Fairer Australia'*）を具現化するために作成されたものである（Commonwealth of Australian 2011: p11）。社会的包摂の声明は、広く介護者が困難に直面していることを示しているものの、介護者が他のオーストラリア人と同様に経済活動や地域社会に参加する機会を得るためには不十分であり、追加的な戦略の策定が必要であった。また、NCSは、全国障がい者戦略（National Disability Strategy）と補完しあっている。全国障がい者戦略は、障がい者とその家族や介護者のニーズをより良く満たすための政策、プログラム、サービスの開発を導くことを目的に策定されたものである。これをさらに強化するためにも、NCSの策定が求められていた。

NCSの中では、優先すべき重点事項として６つの領域を挙げている。（1）適切な貢献認識と尊敬、（2）情報提供とアクセス、（3）経済的保障、（4）介護者に対するサービス、（5）教育・訓練、（6）健康とウェルビーイングである。これらの領域の介護者支援を充実するため、家族住宅地域サービス先住民商省は全国介護者戦略アクションプラン（National Carer Strategy Action Plan）を策定した。2011～2020年までの計画期間を3年ごとに区切り、時間の経過とともに介護者が仕事、家族、地域社会での生活に参加する権利、選択肢、機会、能力を提供するために必要な項目を推進している（Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs 2011）。

単に介護者支援に関する理念をまとめた法律を制定するにとどまらず、アクションプランを通じて、介護の役割を担うことで社会生活が不利にならないよう、全国規模で介護者に対する支援・サービスの充実を図り、複合的な支援の整備を実施してしようと計画を策定していた。介護者支援施策に乗り出してから10年以上が経過したこの時期、いまだ、介護者の置かれている状況に対する社会全体の理解の欠如や、日常的なサービス利用を通じた介護負担の軽減につながらない実態をふまえ、その支援施策の充実を図るために法律の制定と行動計画の策定は不可欠だったと考える。

6. 連邦政府による認知症対策

1990年代になると、連邦政府は認知症に関する行動計画として、「認知症ケアに関する国家行動計画（National Action Plan for Dementia Care）」（1992～97年）を策定した。これは、主に高齢者に対するコミュニティケアと施設入所に焦点を当てたものである（Australia Health Minister' Conference 2006：p8）。この計画以来、オーストラリアでは、さまざまな国家的な施策や戦略で、認知症の人とその介護者・家族等へのケアとサポートに取り組んでいる。

例えば、連邦政府は「認知症の人と介護者への支援2005（Helping people with dementia and carers -making dementia a National Health Priority 2005）」の予算案では、調査研究に焦点が当てられ、ケアの構想や初期の予防プログラムの改善を行った。このプログラムには、施設での高齢者ケアやコミュニティレベルでの労働者に対する認知症ケアの訓練などの他、介護者や家族に対する支援についても予算措置されている。この中には、GP（総合診療医）や専門家が診断後に認知症の介護者や家族に対して多様なサービスを紹介することや、「認知症とともに生きる（living with memory loss）」プログラム

へのアクセスを担保するためのものが含まれている（National Aged Care Alliance 2005）。

連邦政府による国家認知症サポートプログラム（National Dementia Support Program）の中では、ウェッブサイトの運営（https://www.fightdementia.org.au/）、1対1もしくは小グループカウンセリングおよびサポートグループや情報へのアクセス、早期介入プログラム（ex. Living with dementia program）、専門家による非認定トレーニング、介護者教育および訓練、コミュニティ教育セミ

表 6.1　認知症国家戦略 2006-2010 におけるビジョン、目的、理念、重点事項

ビジョン	認知症の人，彼らの介護者及び家族の生活の質（QOL）の向上		
目的	認知症の人と彼らの介護者および家族の生活に前向きな変化をもたらすため，オーストラリア人は協力する。 オーストラリア政府は，サービス提供者とコミュニティとが協力し，認知症の人，彼らの介護者および家族 のために，実現可能で途切れない支援の道筋を作り出す。		
理念	1. 認知症の人々は，評価され，尊重される。尊厳と生活の質（QOL）に対する権利が支持されている。 2. 介護者と家族は評価され，支援され，その努力が認められ，励まされる。 3. 介護の選択は，認知症の人と彼らの介護者および家族中心に行われる。 4. サービスはそれぞれの人に応じたものが提供される。 5. 認知症の全ての人と彼らの介護者および家族は，社会的，文化的または経済的背景，場所およびニーズに対応する適切なサービスを受ける。 6. 充分に訓練されたサービス提供者が質の高いケアを提供する 7. 地域社会は，認知症の人，彼らの介護者および家族の生活の質（QOL)において重要な役割を果たす。		
行動の重点事項	重点事項	内容	過去の関連政策
	ケアと支援	認知症の人，介護者および家族の変化するニーズに柔軟に対応できるケアおよびサポートサービスを提供する	疼痛緩和ケア戦略 (National Palliative Care Strategy 2000) コミュニティのための新戦略 (A New Strategy for Community Care– the Way Forward 2004) メンタルヘルス計画(the National Mental Health Plan 2003–2008)
	情報やサービスへのアクセスと公平性	認知症の人，介護者および家族の住んでいる地域や文化的背景にかかわらず，認知症に関する情報や，サポート体制，ケアに公平にアクセスできる。	急性期ケアの連続性を超える高齢者ケア改善のための全国計画(National Plan for Improving the Care of Older People across the Acute Care Continnum 2004)
	情報と教育	情報と教育は実証的な考えに基づいていて，正確でタイムリーで有意義な方法で提供される。	全国うつ病イニシアティブ（Beyondblue, National Depression Initiative 2000）
	調査研究	認知症患者や介護者，家族にニーズに関する調査と同様に，認知症予防や発症リスクの軽減・遅延に関する研究を進める	高齢化研究能力構築プロジェクト(Building Ageing Research Capacity Project 2001) 国家研究重点分野(Natioanl Research Priorities 2002)
	人材と研修	熟練した高い質の認知症ケアを提供する人材の確保と訓練を実施する	全国高齢者ケア人材戦略(National Aged Care Workforce Strategy 2005) 全国保健関連人材戦略フレームワーク (National Health Workforce Strategic Framework 2004)

資料　Australian Health Ministers' Conference [2006] の p7-8 を元に筆者が作成。

ナー、認知症の認知度や理解の向上などが行われることとなった。このプログラムの一環で、2005年に全国認知症コールセンター（National Dementia Helping）が設置された。もともと、認知症の人や介護者・家族を対象とした電話相談は1990年代から各州で運営されていたが、州ごとに運営方法が異なっていた。それが、2005年から国のプロジェクトとして統一されることとなった。このコールセンターは、24時間通話可能のフリーダイヤルである[15]。現在の運営主体は、各州にあるアルツハイマー・オーストラリア（Alzheimer's Australia）である[16]。

その後、2006年からの5か年計画として、「認知症国家戦略2006-2010（National Framework for Action on Dementia 2006-2010; NFAD2006-2010）」を実施した（Australia Health Ministers' Conference 2006）。この戦略では、生活の質の向上のため、認知症の人が大切にされ、尊重されること、そして、彼らを支える介護者および家族の努力が支持され、支援がなされることを目的に、7つの理念を示した（表6.1）。そして、（1）ケアと支援、（2）情報やサービスへのアクセスと公平性、（3）情報と教育、（4）調査研究、（5）人材と研修という重点項目とともに、包括的なモデル（図6.1）を提示し、既存の政策プログラム等との関連も明確にした。

NFAD 2006-2010は、2011年まで延長して実施されたのち、2012年から改訂作業に入った。その改訂作業には時間を要し、最新の戦略は「認知症国家行動戦略2015-19（National Framework for Action on Dementia 2015-2019; NFAD 2015-2019）」となった（表6.2）。NFAD 2015-2019では、「認知症の人々とその支援ネットワークにいる人々の生活の質を向上させる」というビジョンの下、「認知症のリスクを軽減し、認知症の人とその介護者のアウトカムを改善するための行動、計画、政策の開発と履行を指導すること」を目的としている（Department of Health 2015：p1）。

この戦略では、認知症に優しい社会を促進し、「消費者中心のケア（consumer-focused care）」を提供するため、エビデンスに基づいて各種プログラムを実施していた。また、（1）意識の向上とリスクの削減、（2）タイムリーな診断の必要性、（3）診断後のケアおよびサポートへのアクセス、（4）継続中のケアおよびサポートへの

図 6.1　認知症とともに積極的に生きるための包括的モデル

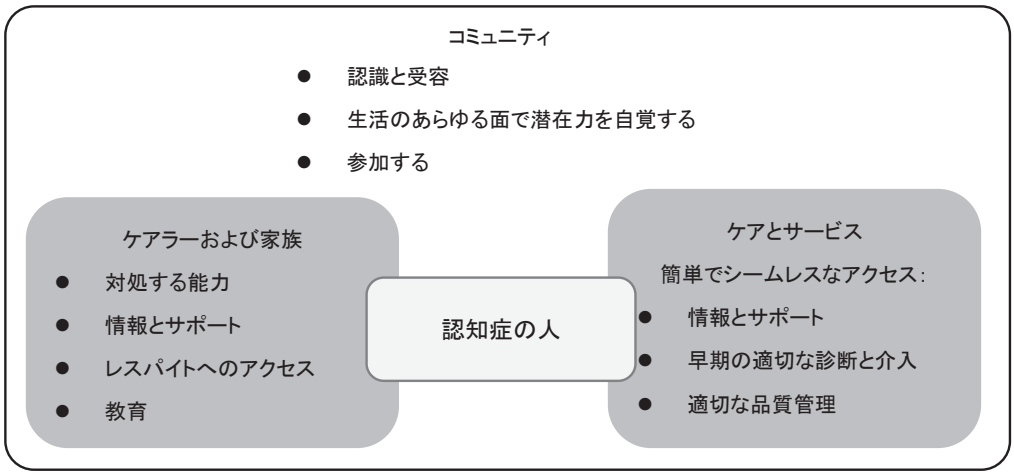

資料　Australian Health Ministers' Conference [2006] の p3 を元に筆者が作成。

表 6.2　認知症国家戦略 2015-2019 のビジョン、目的、原則、重点事項

ビジョン	認知症の人とその支援ネットワークを持つ人々の生活の質（QOL）を向上させる	
目的	認知症のリスクを低減し，認知症のある人とその介護者のアウトカムを改善するための行動，計画，方針の開発と履行を指導すること。それは，認知症に優しい社会を促進し，消費者中心のケア（consumer-focused care）を提供するための現行のエビデンスを引き出すことによって，これを進めていく。	
フレームワークを支える原則	選択肢，尊厳，安全（身体的，感情的および心理的）および生活の質に対する権利を含めて，認知症の人々は価値があり尊重される。 介護者と家族は評価され，支援され，その選択肢は尊重される。 社会的参加が積極的に支援され，可能性，ウェルネスおよび包摂を促進するアプローチが採択される。 認知症の人，その介護者および家族は，適切で，手頃な価格で，タイムリーにケアおよびサポートサービスにアクセスできる。 サービスは，消費者指向のケア（consumer-directed care）哲学の中で提供され，個々のニーズと選好が特定され，可能な場合は満たされる「その人中心（person centerd）」方法で提供される 認知症の人，その介護者および家族は，差別なく必要なときにケアや支援サービスをうける。 知識豊富で熟練した労働力が，質の高いケアを提供する上で不可欠である。 変更を通知し，サービスを改善するために共同アプローチが採択されている。 認知症関連の活動やサービスには，エビデンス基づくアプローチ，政策および実践が採択されている。エビデンスベースが不十分な領域は，将来の研究のために優先順位をつけるべきである。	
行動の重点事項	重点事項	内　　容
	意識の向上とリスクの削減	コミュニティにおいて認知症の否定的な認識は，認知症の人およびその介護者の疎外化のレベルに影響を与える。認知症の認識と理解の向上とリスク低減要因の対応は，認知症の人々や広範なコミュニティの健康や社会的アウトカム，生活の質を促進し，向上させる可能性がある。
	タイムリーな診断の必要性	タイムリーかつ正確な認知症の診断は，早期ケアおよび対応支援を促進し，認知症の人々，介護者および家族が先行する計画を立てるのに役立つ。認知症の診断と事前計画は，認知症の人々が自立を最大限に引き出すことを支援し，充実した生活に貢献する選択と意思決定を可能にする。
	診断後のケアおよびサポートへのアクセス	診断後，認知症の人，介護者および家族は，将来への効果的な計画を立てるために情報にアクセスし，サービスをサポートすることができる。ケアとサポートのサービスは，独立性とライフスタイルに影響を与える選択と意思決定を行う能力を含む，認知症の人々の生活の質と自立の向上に役立つ。この期間中の効果的な計画と意思決定は，直接の個人的ニーズをサポートし，長期的な優先事項や選好を計画する手助けをする。
	継続中のケアおよびサポートへのアクセス	認知症の人は，疾患の性質上，時間とともにニーズが変化し，それに応じた支援を必要とする。認知，機能および行動に関する影響は，認知症の人，その介護者および家族が，コミュニティ，レスパイト，施設および終末期および緩和ケアサービスを含む様々な支援サービスへのアクセスを必要とする。
	入院中および退院後のケアおよびサポートへのアクセス	認知症の人にとって，病院の環境（複数のベッドの動き，不慣れな環境および侵襲的な処置）は，混乱，興奮，行動上の問題および転倒を悪化させる可能性がある。これらの影響は，認知症の人にとって有害であり，その影響は退院後も継続的に悪影響を及ぼしている可能性があることから，適切な支援サービスへのアクセスを必要とする。
	終末期の生活と緩和ケアへのアクセス	病院，家庭および施設の外で終末期ケアの選択肢を提供することは，生活の質を改善し，認知症の人々の尊厳を保持するのに役立つ。馴染んだ環境のままであれば，適応性，快適さ，安全性に関する意識にプラスの影響を与えるだけでなく，感染症や不要な医療処置のリスクを減らすこともできる。
	研究の推進と支援	認知症の原因は複雑で，組み合わせて作用する多くの要因の影響を受ける。認知症のリスクを軽減し，疾患の発症および進行を遅らせることは，認知症の原因究明が不可欠であることから，研究の推進・支援を必要とする。

資料　Department of Health [2015] を元に筆者が作成。

アクセス、(5) 入院中および退院後のケアおよびサポートへのアクセス、(6) 終末期ケアと緩和ケアへのアクセス、(7) 研究の推進と支援という７つの重点項目が示された。

これら２つの認知症国家戦略の共通点は、認知症の人だけでなく、その介護者や家族への支援を明確に打ち出していること、介護者貢献認識法制定前から、介護者や家族の貢献を評価し、彼らの尊厳を保持するため、権利、就労をはじめとする広く社会参加の機会、選択肢を確保するサービス利用を促していることにある。

一方、NFAD2015-2019のビジョンは、NFAD 2006-2010と比較して、「家族」が「支援ネットワークにいる人々」と変わり、より多くの介護者が含まれることとなった。また、NFAD2015-2019では、「認知症」という疾患の特性を時間軸（診断、診断後のケア、入院中・退院後のケア、終末期・緩和ケア）に沿って、情報提供、相談体制、サービス、人材育成など最初の戦略で挙げられていた重点事項の内容を再構築していた。症状の進行は、認知症の人本人に限らず、介護者の役割や置かれている状況にも影響を及ぼすものであり、この点に配慮したもの内容といえる。

7. 高齢者ケア改革と連邦在宅支援プログラム

ギラード（Gillard, J.E.）政権は、2012年4月に「高齢者ケアの改革10年計画－より長く生き、よりよく生きる（the Living Longer Living Better; LLLB）」を発表した（Commonwealth of Australia 2012）。全国規模の高齢者ケアシステムの改革であり、介護者支援施策も含まれている。この計画では、介護者も、労働者同様に、時おりケア役割から解放されて、休息をとり、自身の世話をする必要があるという考え方に基づいて、介護者支援施策の充実を進めている（Commonwealth of Australia 2012：p 7）。計画期間は2012年7月～2017年6月までで、この間、高齢者に対する在宅ケアを増やし、消費者の選択と管理を強化するほか、多様性への配慮や介護者への支援強化にも重点を置いている。この改革全体では5年間で総額37億ドルの予算措置を見込んでいる（表7.1）[17]が、このうち、介護者支援強化に関する予算は5年間で5480万ドルであった。

LLLB改革に関連して、2013年8月に、高齢者ケア法（the Aged Care Act）が改正された。従来、在宅ケアパッケージは、高齢者コミュニティケア・パッケージ（Community Aged Care Package; CACPs）[18]、重度高齢者在宅ケア（Extended Aged Care at Home; EACH）[19]、認知症の人のための重度高齢者在宅ケア（Extended Aged Care at Home Dementia; EACH-D）[20]の３つに分類されていたが、これらを統合・刷新し、在宅ケアパッケージプログラム（Home Care Package Program; HCPP）[21]が提供されるようになった。HCPPは、高齢者向け入所施設と在宅ケアパッケージ（次節で論じるCHSPのこと）の中間に位置するサービスプログラムである。

HCPPでは、2010-2012年に在宅ケアパッケージにおいて試行されていた「消費者指向型ケア（consumer directed care）」が本格的に導入された[22]。これは、ケアサービスを選択する際に利用者本人を中心にすえ、ケアニーズやケアの利用に関する意思決定に利用者自身が関わることを意味している（Commonwealth of Australia 2012： p 4-5）。

LLLB全体でみると介護者支援施策に向けられる予算は限定的ではあるものの、2012-13年に730万ドル、2013-14年に1,220万ドル、2014-15年に1,150万ドル、2015-16年に1,180万ドル、2016-17年に1,200万ドルと、5年間で約5,500万ドルの予算を計上していた。レスパイト・ケ

表 7.1　Living Longer、Living Better に関する予算措置（2012-17 年）

政策パッケージ（予算額）	内　　容
在宅で生活している人々の支援（9億5540万ドル）	・ 統合された在宅支援プログラム ・ 在宅ケアパッケージの拡充 ・ 在宅ケアパッケージ全般での消費者主権のケア選択と選択肢の充実 ・ 在宅ケアパッケージに対する公平な応能負担
インフォーマル介護者支援（5480万ドル）	・ レスパイトケアなど介護者を対象とした支援強化
高齢者施設ケア（6億6030万ドル）	・ ケアが受けられる入所施設の建設 ・ 人口密度の低い地域でのサービス支援 ・ 高齢者施設ケアにおける消費者主導型ケアの試行 ・ 施設ケアに対する応能負担の強化 ・ 高齢者ケア資金調達機関（Aged Care Financing Authority）の新設 ・ 高齢者ケア補助金制度（Aged Care（Aged CareFunding Instrument）の改善
高齢者ケア分野の人材強化（11億8890万ドル）	・ 高齢者ケアに携わる人材の拡充
消費者の支援と調査研究（3980万ドル）	・ アドボカシーによる消費者の権利強化 ・ 社会から孤立した人を社会とつなぐ ・ 高齢者ケアおよび支援ニーズに対する知識の向上
よりよい医療の確保（8020万ドル）	・ 予防から緩和ケアまで ・ 多職種によるケア ・ サービス改革
全国的な認知症拡大への取組（2億6840万ドル）	・ 在宅および施設ケアにおける認知症加算の新設 ・ 病院でのケアおよびプライマリケアの向上 ・ 若年性認知症の人への支援強化 ・ 発症から診断までの迅速化
多様な背景をもった高齢オーストラリア人の支援（1億9200万ドル）	・ オーストラリア先住民のための高齢者ケア施設の増設 ・ 精神疾患のある退役軍人への支援 ・ 文化的に多様な人のニーズに対応する介護職の意識向上 ・ 地域でのホームレス高齢者の支援
将来に向けたシステムの構築（2億5640万ドル）	・ 新設の高齢者ケア改革実施協議会（Aged Care Reform Implementation Council）による高齢者ケア改革の推進 ・ 高齢者ケア調達機関（Aged Care Financing Authority）の新設 ・ 高齢者ケアサービスのナビゲーション窓口の新設 ・ 質管理の効率化 ・ 消費者の苦情対応の権限強化

資料：Commonwealth of Australia [2012] の p1-2、p37-38 を元に筆者が作成。

アに代表される介護者支援施策の整備はこれまでも行われてきたが、いまだ、他のオーストラリア人と比較して、介護者が就労などの社会活動への参加に制約があること（3節参照）から、継続的な施策の充実が図られているといえる。

LLLBの改革を進めている最中にあった2015年7月、在宅ケアに関する政策パッケージである連邦在宅支援プログラム（Commonwealth Home Support Program; CHSP）がスタートした。従来の連邦在宅ケア・コミュニティケアプログ

ラム（Commonwealth Home and Community Care Program: HACC）、全国介護者レスパイトプログラム（National Respite for Carers Program: NRCP）[23]、ディセラピーセンタープログラム（Day Therapy Centres Program: DTC）、高齢者向けケア付き住宅支援プログラム（Assistance with Care and Housing for the Aged Program: ACHA）の４つのプログラムを統合したものである（Commonwealth of Australia 2012：p7-8）[24]。CHSPは、高齢者に対し、自宅で自立した生活が継続できるよう在宅ケアサービスを提供するプログラムで、65歳以上の高齢者を対象[25]としている。このプログラムのサービスを利用する際、ACATによるアセスメントを必要としないが、地域アセスメントサービス（Regional Assessment Service; RAS）によるアセスメントを受けるようになっている[26]。

CHSPでは、（1）移動サービス、（2）家事援助サービス（掃除、洗濯など）、（3）パーソナルケア（入浴や身支度の介助）、（4）住宅のメンテナンス（電球の交換、ガーデニングなど）、（5）住宅の修繕（手すりの設置など）、（6）補助器具や設備（バスシート、補高便座、移動補助具など）、（7）食事、食事の準備、栄養アドバイス、料理のスキル、（8）看護（投薬管理など）、（9）関連する医療・リハビリ（小児科、理学療法、作業療法など）、（10）社会的支援（同伴活動、グループエクスカーションなど）、（11）レスパイト・ケアなどが提供される（Department of Health 2017: p8）。CHSPは、高齢者向けの在宅ケアサービスの提供が主目的のプログラムであるが、介護者向けのサービスであるレスパイト・ケアも含まれている。もし介護者が更なるサポートを必要としている場合、ケアラー・ゲートウェイ（Carer Gateway）への連絡を促している（Department of Health 2017: p21）。

8. 主要な介護者支援施策

オーストラリアでは、現在、社会サービス省が中心となり、（1）介護者向けに情報提供の実施・相談体制の強化（ケアラー・ゲートウェイ（Carer Gateway）の実装）、（2）レスパイト・ケアの提供、（3）経済的支援を柱に介護者支援施策を提供している。被介護者の属性に限らず、介護者全般を対象としている施策であることが一般的であるが、一部、認知症の人など対象を限定した施策も存在する。（1）の情報提供の実施・相談体制の強化については次節で触れるため、ここでは（2）（3）についてみていこう。

8-1 レスパイト・ケア

レスパイト・ケアとは、限られた期間、介護者に休息を与えるためのサービスで、介護者が日常の活動に出席したり、リラックスするために、誰かが代わって介護を提供することである。代わりに介護を提供する者は、家族や友人・隣人などのインフォーマルな場合と、フォーマルな介護労働者による場合がある。レスパイト・ケアは、介護者支援施策の代表的な存在として、1996-97年度から連邦政府が取り組んできた。

誰かをケアをする・気遣うことは貴重な経験であるが、それはまたストレスを伴うものでもある。その結果、感情的・肉体的な疲労を蓄積してしまう可能性もある。そのため、介護者にも定期的な休息が必要であり、休息を通じて介護者と被介護者の間に生じるストレスを和らげると考えられている[27]。結果的に、介護者がケアを継続することにもつながるとして、複数のレスパイト・ケアのメニューを用意し、その利用拡大をめざしている。

連邦政府による包括的な介護者戦略だけでなく、高齢者ケア（CHSPなど）、認知症ケア、障がい者ケア、メンタルヘルスなど個別分野の

表 8.1　レスパイト・ケアの種類

種　　類	内　　容
在宅レスパイトケア In-home Respite	介護労働者が自宅でケアを提供する，もしくは被介護者を外に連れ出すタイプのレスパイト・ケア。自宅でのケアは日中だけでなく，一晩中（overnight）のケアも行うこともできる。自宅内でのケアには，家事，パーソナルケア，ガーデニング，追加的な修理，買い物，食事の準備，調理，食事の提供などが含まれる。
センターでのデイ・レスパイト Center-based Respite	被介護者のためのグループ活動を組織するセンターまたはクラブで開催されるレスパイト・ケアで，他の人と一緒に過ごすことができる。
地域社会でのレスパイト Community access Respite	社会的交流を提供することで，被介護者の自立心を促す活動を提供するレスパイト・ケア。
居住施設でのレスパイト Residential Respite Care	被介護者が居住施設に短期間滞在するレスパイト・ケア。このレスパイトを利用する場合は，事前にACATによるアセスメントが必要である。
消費者主導型レスパイトケア Consumer-directed respite care(CDRC)	CDRCパッケージでは，レスパイト・ケアの種類と提供方法，提供者，利用日についてより多くの選択肢を与えている。このパッケージは，CECC（レスパイト・ケアリンク・センター）によって管理されており，介護者の特定のニーズを評価し，どのように，いつ，どこで，レスパイト・ケアを使うべきか，計画立案の協力をする。
緊急レスパイト Emergency Respite Care	介護者が介護役割を果たせなくなるような緊急時および短期的な危機に陥ったときのレスパイト・ケア。このレスパイトは，被介護者の属性（障がい者，慢性疾患患者，高齢者など）に関係なく，介護者であればだれでも利用できる。この場合，24時間年中無休で対応しているCECC（レスパイト・ケアリンク・センター）に連絡を取る。
フレキシブル・レスパイト Flexible Respite	介護者と被介護者の個別的なニーズに応えるために提供される柔軟なレスパイト・ケア。
モバイル・レスパイト Mobile Respite	日常的なコミュニティから離れてたテントなど移動した環境で提供されるレスパイト・ケア。

資料：Department of Health [2016] の p38、Department of Health and Ageing [2012] の p24、Carer Gateway サイト内の 'What is respite care?' のページ（https://www.carergateway.gov.au/what-is-respite-care）を元に筆者が作成。

戦略やケアプログラムのなかでも、介護者へのレスパイト・ケアが盛り込まれている。各戦略やケアプログラムで示されている主要なレスパイト・ケアには、在宅レスパイト・ケア、センターでのデイ・レスパイト、地域社会でのレスパイト、居住施設でのレスパイト、消費者主導型レスパイトケア、緊急レスパイトケア、フレキシブルなレスパイトケア、モバイル・レスパイトなどがある（表8.1）。

この表によると、数時間または1日の一部といった短時間の休息だけでなく、長期間の休息もあり、介護者や被介護者のニーズや状況を配慮したものになっている。在宅レスパイト・ケアでは、食事の準備や食事の世話、掃除、洗濯といった家事や、被介護者への直接的なケアだけでなく、自宅の修繕やガーデニング、被介護者との外出なども提供している。また、緊急レスパイトケアとは、介護者が病気になったり、病院に行く必要があるなどを想定したサービスであり、フレキシブルなレスパイトケアとは、

サービスの選択肢を増やすために個別のニーズに応えるために提供される柔軟なレスパイト・ケアを意味する。

レスパイト・ケアが必要となった場合、CRCC（Commonwealth Respite and Carelink Center）へ連絡すると、そこから最寄りのレスパイトサービスの事業所を紹介してくれる[28]。ただし、被介護者が65歳以上の場合、ACATのアセスメントを受け、自宅外でレスパイト・ケアを利用する資格があるかをどうかを判断する必要がある。

2015年7月1日以降、全国介護者レスパイトプログラム（National Respite for Carers Program; NRCP）は、連邦在宅サポートプログラム（CHSP）に統合された。CHSPは、NRCPの一部であった連邦レスパイト・ケアリンク・センター（Commonwealth Respite and Carelink Center）と全国介護者カウンセリングプログラム（the National Carer Counselling Program）も含まれる。レスパイト・ケアの需要拡大を見込み、2014年7月から介護者支援センター（Carer Support Center）のネットワーク化を強化し、レスパイトケアの集約化を図っていくことが決まり、2015年7月からその運用を計画していた。

2015～16年度のレスパイト・ケアの利用実績をみると、CHSPサービスとしてレスパイト・ケアを提供したのは462事業所、レスパイト・ケアを行った居宅介護施設は2,438件あった（Department of Health2016：p38-40）。居住施設でのレスパイト・ケアの利用は、のべ73,335件で、日数に換算すると190万日分に相当していた。被介護者1人当たりの平均回数は1.3回で、1回あたりの平均滞在日数は25.5日であった。

これらレスパイト・ケアの利用費用は、レスパイトケアの種類と負担能力に応じて利用者の負担額が決められる。自己負担分以外に、連邦政府や州政府も負担している。CHSPの場合、連邦政府がレスパイトケアのサービス提供者に支出した補助金は総額2億9510万ドルであった。

以上から、オーストラリアでのレスパイト・ケアは、日本でいうところの通所サービス（デイサービスなど）の利用や一時的な施設入所（ショートステイ）に限ったものではなく、在宅ケア（自宅のメンテナンスなども含む）や被介護者の外出サポート、地域社会でのレクリエーションへの参加、サポートグループが主催するグループ活動への参加など多様なメニューが存在し、サービスを利用する時間帯も、日中の数時間、半日、終日、宿泊に加え、夜間（overnight）、数日、数週間など、介護者や被介護者の事情を考慮した選択肢が設けられていることがわかる。

8-2　経済的支援

介護者のための経済的支援として、介護者給付（Carer Payment; CP）、介護者手当（Carer Allowance; CA）、介護者上乗せ給付（Carer Supplement; CS）がある。これらは、いずれも社会保障法（Social security law）にて規定されている制度である。

まず、CPは、重度の障害や症状のある人、虚弱な人にフルタイムで日常的な介護をおこなうため、実質的な有償労働をすることができない人に対して行われる非課税給付である（Centerlink2017：p17-18）。CPという制度名は1997年以来用いられるようになったが、関連する制度は1983年までさかのぼることができる（Kingston 2008）。給付を受けるためには、事前に、被介護者に対する継続的な介護が必要であることを示すアセスメントと収入・資産調査（ミーンズテスト）の実施が必要である。受給条件として、資産は、自宅と最大2ヘクタールの土地の他、一定程度の金融資産の保有が認められている。単身者の場合、住宅所有者

253,750ドル、住宅非所有者456,750ドル、既婚者の場合、住宅所有者380,555ドル、住宅非所有者583,500ドルを上限としている。

CPを受給する上で、介護者は、被介護者と同居や近居である必要はないが、被介護者の自宅で継続的に介護を提供している必要がある。また、老齢年金と一緒に受給することはできないため、高齢の介護者はCPか老齢年金かのどちらかを選択しなければならない。しかし、後述する介護者手当（CA）とあわせてCPを受け取ることは可能である。さらに、CPを受給していても、移動時間を含めて週25時間までは、就労、ボランティア、教育・訓練を受けることができ[29]、年間63日までは介護のために休暇をとることもできる。CPは、生活費の変化を考慮し、３月20日と９月20日の年２回改定される。

給付水準だが、2017年９月20日の基準では、単身者が894.40ドル、夫婦２人の場合1348.40ドル（1人あたり674.20ドル）である。社会サービス省が2017年６月に発表した統計“DSS Payment Demographic Data”によると、CPの受給者は増加傾向にあり、263,874人（男性81,015人、女性182,859人）で、そのうち65歳未満が221,861人であった。2014-15年度のCPに関する政府の歳出額は46億ドルであった。

次に、CAは障がい者・児や病気のある人、虚弱な人に対する日常的なケアや注意喚起を提供している保護者もしくは介護者に対して支払われる２週間単位の所得保障（Centerlink 2017：p18）であり、1999年から導入された（Kingston 2008）。CAは、所得・資産テストを必要とせず、就労の有無に関係なく受け取ることができ、課税所得の対象にもならない。賃金やCP、その他の所得給付に加えて支払われるものである。

CAは、生活費を考慮して、毎年１月１日に改定される。2017年基準では、16歳以上の被介護者を介護している場合、2週間ごとに124.70ドルが支払われる。16歳未満の子を介護している場合、重度のニーズを有している子に対しては、ヘルスケアカード[30]とともに2週間ごとに124.70ドルが支払われるが、軽度のニーズの場合、ヘルスケアカードのみが支給される。2017年６月発表の“DSS Payment Demographic Data”によると、CP同様、CAの受給者も増加傾向あり、610,068人（男性162,771人、女性447,297人）で、そのうち65歳未満が438,061人あった。2014-15年度のCAに関する政府の歳出額は21億ドルであった。

そして、介護者上乗せ給付（Carer Supplement; CS）は、CP、CAの他、CAを伴う妻年金、退役軍人省介護者サービス年金、CAを伴う退役軍人省パートナーサービス年金の受給者を対象に、障がい者や病気のある人のケア費用を援助するために毎年７月に、追加的に600ドルが支払われるものである（Centerlink 2017：p18-19）。2009年の年金制度改革の一環として導入された。この支給のために所得・資産テストは必要としない。2015年７月時点で、受給者は614,763人であった。

このほか、介護者向けの経済的支援として次のものがある。

介護者調整給付
（Carer Adjustment Payment）
突然の重度の病気や事故を経験した７歳未満の子に対するケア費用の増大に家族が対応できるよう１回のみ支払らわれるもの

障がい児支援給付
（Child Disability Assistance Payment; CDAP）
障がい児のケアをするための費用を支援するため、両親に対し年１回支払われるもの。
CDAP受給者（2015年６月30日時点）

は152,662人であった。

年金受給者教育上乗せ手当
（Pensioner Education Supplement）

中等教育・高等教育に継続的に通うための学費を学生に援助するものである。

以上、オーストラリアの介護者に対する経済的支援を概観したが、給付金額からみて、CPは、介護者がオーストラリア社会の中で生活する上で必要な最低限度の所得が提供されていると考える。これは、介護者に対してその貢献を評価し、年金的な意味合いを持った制度とも捉えられる。また、その給付条件として、住宅・土地と一定程度の金融資産の保有を認めており、介護者は経済的基盤を維持しながら介護を行うことで、就労機会の喪失や就労時間の短縮化によって生じる所得の損失とそれに伴う貧困化のリスク軽減につながるものでもあった。

9. 介護者支援サービスのための統合プラン

9-1 ケアラー・ゲートウェイ

連邦政府は、2015-16年予算で、「介護者支援サービスのための統合プラン」（the Integrated Plan for Carer Support Services; ICSSの策定に乗り出した（Department of Social Services 2016b: p4）。この計画は、介護者の優先事項を反映するように開発されており、アンペイドの介護者の重要な貢献を認識し、支援し、維持するための行動をまとめたものである。

ICSSの第一段階は、「ケアラー・ゲートウェイ（National Carer Gateway）」のデザインと実装である。ケアラー・ゲートウェイは2015年12月から開始した介護者向けの実践的な情報提供サービスのことであり、介護者を地域のサポートサービスにつなげるため、全国規模のウェッブサイトと電話による情報提供[31]を実施している。あわせて、スマートフォンのアプリやSNS（Facebook）、YouTubeによる動画配信など多様なメディアを活用した情報発信も行っている。

ケアラー・ゲートウェイの開発と実装にむけた助言機関として、ケアラー・ゲートウェイ・アドバイザリー・グループ（Carer Gateway Advisory Group; CGAG）がある。CGAGは、サービス提供者、権利擁護団体、介護者特有の専門知識を持った個人など14名によって構成されている。

扱っている情報は、ケアの種類やケアの段階に関する情報、誰かのことをケアしている間に自分自身のことをどのように行うかに関する助言、日々のケアの管理、法的および財務的支援に関する考慮事項の他、緊急時の情報などがある。また、ヤングケアラー（25歳までの介護者）、高齢の介護者、ワーキング・ケアラー（就労中の介護者）、アボリジニやトレス諸島の介護者、LGBTI（lesbian、bisexual、transgender and intersex）の介護者など特有の事情を抱えた介護者に対する情報も提供している。

9-2 サービス・コンセプト

統合プランの第二段階は、ICSSのサービス設計・開発である。まず、2016年5月に、介護者とともに実施したワークショップや、専門家やCGAGからの情報提供を通じて作られたサービス・コンセプト（草案）が公表された（Department of Social Services2016b）。ICSSの目的は、早期介入サービスの視点から介護者支援を再構築し、介護者の負担を軽減し、介護者の福祉（well-being）を改善するというエビデンスのあるサービスを提供することで、介護者を継続的にサポートし、彼ら・彼女らの生活の質を高めることにある。現在、社会サービス省は、９つの介護者支援プログラムを提供しており、

表 9.1　社会サービス省が提供している現行の介護者支援プログラムと利用者数、予算

プログラム名		サービス カテゴリー	支援を受けた 介護者数 （2014-15年度）	予算 （2015-16年度）
全国介護者レスパイトプログラム	National Respite for Carers Programme (NRCP)	短期間もしくは緊急レスパイト	59,699	$60.298m
		全国介護者カウンセリングプログラム（NCCP）	6,461	$4.886m
		介護者情報提供・支援サービス（CISS）	34,152	$3.958m
		消費者指向のレスパイトケア	482	$2.553m
メンタルヘルス・レスパイト（介護者支援）	Mental Health Respite: Carer Support (MHR:CS)	メンタルヘルス・レスパイト（介護者支援）	40,644	$63.974m
		介護者と就労	5,243	$1.473
ヤングケアラー・レスパイト・インフォメーション・サービス	Young Carers Respite and Information Services	ダイレクト・レスパイト	4,633	$1.7m
		教育支援		$5.893
		情報とレファレンス	2,782	$0.596m
ヤングケアラー・奨学金プログラム	Young Carer Bursary Programme (YCBP)	奨学金	300 （2015暦年）	$1.235m
重度または深刻な障がいを持つ若者の介護者のためのレスパイト・サポート	Respite Support for Carers of Young People with Severe or Profound Disability (RSCYP)	–	5,347	$7.939m
マイタイムー障がいのある児童の父母や介護者、慢性的な疾患のためのピアサポート・グループ	My Time: Peer Support Groups for Parents and Carers of Children with Disabilities or Chronic Medical Conditions	–	2,755 （2014-15年度の6か月間）	$3.77m
元連邦政府HACC	Former Commonwealth HACC	カウンセリング、サポート、情報提供、アドボカシー	13,457	$10.15m
認知症および高齢者ケアサービス助成金	Dementia and Aged Care Service Grants	ラウンド3 （8つの介護者プロジェクト）	–	$0.724m
認知症の人の介護者のための教育・訓練	Dementia Education and Training for Carers	–	–	$1.07m

資料　Department of Social Services [2016b] の p51-54 を元に筆者が作成。

のべ177,100人の介護者を支援している（表9.1）。

にもかかわらず、多くの介護者は、危機に瀕している場合や緊急事態が発生した場合にのみサポートサービスを求めてくるという（Department of Social Services 2016b：p22、p62-63）。そこで、ICSSでは、「予防的モデル」への移行をめざし、より多くの介護者により早くサポートを提供することに力点を置いた制度設計上の11の原則を明示している。それは、介護者へのフォーカスを保証するために、（1）費用対効果、（2）新たに現れる介護者ニーズへの対応、（3）エビデンスベース、（4）アクセスの公平性、（5）全国規模の一貫性とローカル単位の対応、（6）シンプルさ、（7）他の関連する法律・制度との連携、（8）現行システムの強みの維持、（9）既存のインフラの再利用、（10）介護者に対するローカルサービスネットワークの理解促進、（11）革新的で柔軟性のあるカスタイマイズされたサポートである。これに基づき、ICSSでは介護者中心に据えた支援実現に向けた８つのサービス・コンセプト（表9.2）を提案している。

このサービス・コンセプト（草案）に対し、

表 9.2　介護者支援サービスのための統合プランにおける８つのサービス・コンセプト

支援	内容	国レベルのサービス	地域レベルのサービス
気づき（Awareness）	特に見過ごされがちな介護者を、アウトリーチ、パートナシップ、共同設置サービスを通じて見つけ出し、利用可能なサービス利用を勧める。	○	○
情報（Information）	適切な次のステップを特定するため、自身の状況や介護者サービスの利用可能性に関して、介護者に焦点を当てた情報を提供する。	○	○
インテイク（Intake）	ローカルに提供されるサービスに介護者をつなげる際に役立つ情報を把握するため、介護者に対し初回の面接・相談を実施する。	○	○
教育（Education）	介護者の知識を増やし、利用可能なリソースについて学び、技術指導するための教育訓練プログラムを実施する。	○	○
ピアサポート（Peer Support）	関係構築を通じてインフォーマルな支援ネットワークを提供するため、介護者を結び付け、類似した境遇の介護者同士で経験を共有させる。	○	○
マルチコンポーネントからの支援（Multi-component support package）	効果を最大限にするために複数の支援を組み合わせ、長期的なベネフィットを持つ支援理解を拡大するため、介護者のニーズに合わせて支援パッケージ（介護者への助言、財政的支援、レスパイト・ケアを含む）を提供する。		○
コンサルティング（Counselling）	個人カウンセリングとグループ・カウンセリングの両方またはいずれか一方を提供する。	○	○
ニーズの特定と計画づくり（Nees identification & Planning support）	介護者の状況に関する情報を収集し、個別的なサービス支援計画を提供する。	○	○

資料　Department of Social Services [2016b] の p21-22 を元に筆者が作成。

2016 年 5 月 2 日～6 月 16 日にパブリック・コンサルテーションを募集したところ、介護者自身、サービス提供者、権利擁護団体（peak bodies）、他の政府組織からの 128 団体・個人からの提案があった。その提案の概要をまとめたものが Department of Social Services（2016c）である。提案された内容を分析するとその属性に関わらず類似点があったが、特に介護者によって強調されていたコアテーマがあったという。それが、①雇用を継続するための支援、②ケア役割の変化が生じた時や終了した時の就労につなげる教育・訓練へのアクセス、③介護によって被る長期間の経済的不利、④サービス提供への介護者自身の関与（ピアベースのサポートモデル）、⑤介護者支援サービスへのアクセスの障壁、⑥レスパイトサービスへのアクセス、⑦介護者に対する実践的かつ感情的サポートの 7 分野である。これらの指摘は、介護者が抱えている課題とも言い換えられる。

介護者からの指摘をはじめ、権利擁護団体やサービス提供者などからの提案を整理した上で、今後のサービスの特徴を明示している。第一は、地域単位でのサポートの重要性である。全国規模でサービスを提供する「ケアラー・ゲートウェイ」では、地域単位の情報を提供できないのではないかという懸念や、介護者を地元の支援者と結びつけるための地域拠点の必要性が多くから寄せられている。この点を考慮し、

ICSSでは、地域組織と連携して、介護者を支援するためにコミュニティのパートナーと適切に連携することを確認していた。

第二は、複数の方法でアクセス可能なサービスの実現である。介護者に適切にサービスが届くようにするには、複数の方法でサービスを提供することが求められており、今後のサービスにおいても、その必要性を認識していた。

第三は、サービス提供を支援するための将来的なインフラや新モデルへの移行プロセスである。この点について、多くのサービス提供者が懸念を持っており、連邦レスパイト・ケアリンク・センター（Commonwealth Respite and Carelink Center: CRCC）など既存の地域組織の廃止がもたらす介護者への弊害を認め、CRCCなどの既存の組織が保有しているデータを再利用の方法を検討する必要性などを指摘していた。

9-3　統合プランのサービス・デリバリー・モデル

社会サービス省が、サービス・コンセプトに続いて取り掛かったのは、サービス・デリバリー・モデルの作成である。サービス・デリバリー・モデル作成のため、さまざまな調査研究を積み重ねてきた。新しい介護者支援サービスを構築するにあたり、社会サービス省は、①介護者支援サービスへのアクセスするに至るまでの手順と将来の介護者サポートサービスシステムの設計に関する定義づけ、②効果的かつ持続可能なシステム設計に向けた介護者に対するサポートやサービスへのアクセス手段と利用方法の理解という2領域に関して、以下6分野の調査・研究を進めてきた（Department of Social Services 2016d：p5-6）。

①に関するものとして、（1）現在、介護者を支援している組織を特定し、そのプロセス、職員の種類および技術を理解するための環境分析（現状分析）、（2）介護者情報やサポートサービスに関連する介護者のニーズを理解するための市場調査（介護サービス開発研究）、（3）介護者のよきアウトカムを達成するためのサポートの有効性に関する国際的なエビデンスのメタレビュー分析の3つである。これらは、介護者によりよいアウトカムを提供する目的で、上位レベルのサービスの検討と特定されたサービスコンセプト草案の策定の時におこなわれたものである。

②に関するものとして、（4）多様な手段（電話、対面、オンラインなど）を用いて提供した場合のサポートの有効性に関する国際的なエビデンス分析、（5）サービス・コンセプトの草案で示されたサポートやサービスを提供している組織の取り組み分析、（6）介護と介護者の心理状況の変化を理解するための介護者へのインタビューの3つである。これらの研究は、サービスコンセプト（草案）で提起されたサービスがどのように提供するのが最善かを考えるために実施されたものである。

これらの調査・研究を経て、2016年10月にサービスデリバリーモデル（草案）が発表された（Department of Social Services 2016d）。このモデルは、（1）早期に介護者を積極的に支援し、介護する役割を維持する力を築くこと、（2）介護役割に悪影響を及ぼす恐れがある場所、もしくは介護役割の危機に瀕するリスクがある場所で介護者を支援すること、（3）介護者が長期的な社会的および財政的アウトカムを改善するための支援すること、（4）介護者が教育や就労など日々の活動への参加を支援することをめざしている（Department of Social Services 2016d: p7）。これらを実現するため、（1）介護者を支援することが証明されたサービスの利用を奨励し、より早い段階での利用を標準化する、（2）現状よりも多くの介護者を支援する、（3）介護者が評

価するサービスを提供する、(4) 介護者が容易にアクセスし、利用できるサービスを提供するという4つの目標を設定している。サービス供給構造だが、国、リージョン、ローカルの3つのレベルで提供することが提案されている（Department of Social Services 2016d : p8）。

このモデルでは、リージョナル・ハブ（地域の拠点）が、サービスを促進し、介護者が支援サービスへのアクセスをしやすくするために重要な役割を担うことから、「リージョナル・ハブ・プログラム（Regional Hub Program; RHP）」が提案されている（表9.3）。リージョナル・ハブに求める役割は、(1) 担当地域のサービスマッピングを通じた利用可能なサービスに関する理解、(2) 地域の介護者に関するデータを用いたサービス需要の予測、(3) 地域内のサービス提供ギャップに関する分析・理解、(4) 地域内のハイリスクの介護者集団の特定の他、特に、介護者が介護の早い段階で支援につながることを求めている。また、国レベルでは、リージョナルレベルへの資金配分、品質保証、プログラム評価、全国的な報告、集権的なICTシステムの提供などが期待されている（Department of Social Services 2016d: p35）。

RHPは、包括的な介護者を対象としながらも、個別のニーズや置かれている状況を踏まえた支援を地域レベルで確立していくためにも要となるプログラムであり、それを反映してか、16もの目的が掲げられている。それらの目的に目を通すと、早期の段階での支援のため、介護者のニーズや状況の特定とそれに基づいた情報・アドバイスの提供を行うこと、レスパイト・ケア、財政的支援、カウンセリングといったサービスに対するアクセス支援をすること、サービスの効果の記録・監督を通じたサービスの開発と介護者のアウトカムへの貢献をすること、緊急性の高い介護者に対してフォローアップをすることといった内容に集約できる。

草案として示されたサービス・デリバリー・モデルは、RHPのほか、全国教育訓練イニシアティブ（National Education and Training Initiative: NETI）、全国カウンセリング・プログラム（National Counselling Program: NCP）、全国サービス・インフラ・プログラム（National Service Infrastructure Program: NSIP）の計4つのプログラムから構成される（Department of Social Services 2016d: p12）。各プログラムの概要は表9.4～表9.6に示したとおりである。これらのプログラムを通じて提供されるサービスカテゴリーは、(1) 認識とコミュニティの連携、(2) 情報とアドバイス、(3) ピア・サポート、(4) 教育と訓練、(5) カウンセリング、(6) ニーズアセスメントと計画、(7) 介護者へのコーチングとメンタリング、(8) レスパイト（緊急、短期および計画的）、(9) 経済的支援である。このモデルは、今後、政府の承認を得たうえで、2018年7月1日から実施される予定である。

サービス・コンセプト（草案）同様、サービス・デリバリー・モデル（草案）の発表後も、2016年10月6日～12月16日にパブリック・コンサルテーションを募集した。介護者、サービス提供者、行政機関、権利擁護団体などから85件の提出があった（Department of Social Services 2017）。提出された内容をテーマ・課題別に分類すると、サービス・デリバリー・モデルの草案について、サービスの目的と方向性、サービスへのアクセス、介護者の選択、資金調達、リージョナル・ハブ、全国・リージョナル・ローカルの各レベルのサービス間の関係性、他のエリアの支援サービスとの接続、条件別支援、一か所で管理する介護者記録、既存サービスへの紹介、介護者の気づき、情報、教育、ピア・サポート、コーチングとメンタリング、コンサルティング、レスパイト、ニーズの特定、

表 9.3　リージョナル・ハブ・プログラムの概要

	リージョナル・ハブ・プログラム Regional Hub Program	
目的	・特にハイリスクの介護者（例　ヤングケアラー）を対象に、保健セクターや一般コミュニティ全体の活動で意識を高めることを通じて、介護期間の早い段階で介護者を特定する支援をする。 ・状況やニーズに基づいて、介護者に質の高い情報とアドバイスを提供する。 ・他のサービスをナビゲートしたり、調整したり、アクセスするため、介護者に対して短期サポートを提供する。 ・ピアサポートグループやイベントの設立や継続的なアクセスへの支援をする。 ・利用可能なプログラムのオンラインカタログを維持することを通じて、地域内で教育および訓練プログラムにアクセスするため介護者をサポートする。 ・介護者のニーズを特定し、そのニーズに関連するサポートにつなぐため、介護者を支援する。 ・ニーズと適格性評価を通じて、レスパイトや財政支援へのアクセスを調整する。 ・緊張状態にある介護者をモニターし、フォローアップすることで積極的な支援を提供する。	・状況やニーズに応じて、介護者に質の高いコーチングと指導を提供する。 ・介護者がカウンセリング、コーチング、教育、またはピアサポート活動に参加できるように短期のレスパイトを提供する。 ・危機や予期しない出来事のために介護者が介護を続けることができない場合、緊急時のレスパイトを提供する。 ・介護者が、My Aged Careおよび全国障がい保険機関（NDIA）のような組織と協力して、計画されたレスパイトおよびサポートサービスにアクセスすることを支援する。 ・介護者が教育に留まり、または就労することを支援するために、財政支援を提供する。 ・地域内の事業者との効果的な関係の構築を通じて、介護者を補完的な支援に効果的に結び付ける。 ・介護者を中心に据え、個人、家族、およびグループの治療カウンセリングを提供する。 ・提供されたサポートのインパクトの記録および監督を通じて、サービス開発の向上と個々の介護者のアウトカムに貢献する。
アウトカム期待される	・コミュニティの人々や地域の保健システムは、ケア期間中の早期に支援のために、介護者を特定し、サービスを紹介する。 ・介護者は、ケア役割を継続できるよう支援される。 ・介護者は、テクノロジー活用を含めて、社会的なつながりを強めていく。 ・介護責任を果たすために雇用または教育を中止するリスクのある介護者が、就労継続するために支援される。 ・仕事に復帰したい介護者は、その支援を受けられる。	
提供原則サービス	・ニーズやケア期間中のステージに応じたサービスを提供するために介護者と協力する。 ・文化的および言語的に多様な背景をもった介護者、ヤングケアラー、アボリジニとトーレス海峡島の介護者、LGBTとインターセックスの介護者を含めて、特定の介護者集団のニーズを考慮したサービスを確保する。 ・介護者の選択に沿った支援やサポートを保証する。 ・適切で差別のないサービスへのアクセスに資本を集中する。	

資料：Department of Social Services [2016d] の p12-14、p36-37 を元に筆者が作成。

財政的支援、介護期間を通じた支援、移動の問題、アウトカム、ガバナンスと質の重要性、その他の課題に分けられる。また、報告の中には、介護者に対して実施したアンケート調査結果も公表されていた。調査の目的は、(1) 介護者の人口統計、介護の役割と技術利用に関する情報の収集、(2) 提案されたサービスおよびそれらにアクセスする際の選好に関する介護者の見解の収集することにある。

表 9.4　全国教育訓練イニシアティブの概要

	全国教育訓練イニシアティブ National Education and Training Initiative
目的	ケア役割を維持するための能力と回復力を築く手助けをする。 ・実践的なケアのスキルとケアをすることへの自信を提供する。 ・ハイリスクの介護者集団を支援する。
アウトカム 期待される	・介護者は、被介護者に質の高いケアを提供するためのスキルと知識を身に付けられる。 ・介護者は、緊張と疲労を管理するスキルと戦略を身に付けられる。 ・介護者は、介護の経験を認識を通じて、職場に戻るためのスキルとトレーニングを身に付けられる。 ・介護者は、技術を含む教育リソースへのアクセスがよくなる。
提供原則 サービス	・介護者が便利な場所や時間に利用可能な支援サービスを提供する。 ・適切かつ差別のない教育を提供する。 ・介護者が教育コースにアクセスし、受講することを支援する。

資料　表 9.3 と同じ。

表 9.5　全国カウンセリング・プログラムの概要

	全国カウンセリング・プログラム National Counselling Program
目的	・以下の支援のために、介護者向けの高品質で治療的なカウンセリングを提供する。 ➤対処スキルと戦略を含む感情的支援 ➤悲しみと喪失 ➤変化・革新（チェンジ） ➤実質的なアドバイスと課題解決支援 ・必要に応じて、更なるサポートのために、リージョナル・ハブ・プログラムなどの他のプログラムに介護者を紹介する。 ・介護者が安全なサポート環境を確保するためのオンラインディスカッションフォーラムを管理する。
アウトカム 期待される	・介護者は、ケア役割にとどまれるよう支援される。 ・介護者は、自分の精神的健康を維持するために支援される。 ・介護者は、緊張と疲労を管理するための戦略とスキルを身に付けられる。 ・介護者は、家庭生活、社会活動、教育、および就労を含む日々の活動に参加することができる。
提供原則 サービス	・無料でアクセス可能な介護者サービスを提供する。 ・文化的および言語的に多様な背景の介護者、ヤングケアラー、アボリジニおよびトーレス海峡島の介護者、LGBT・インターセックスの介護者を含めて、特定の介護者集団のニーズを考慮したサービスを保証する。 ・適切で差別のないサービスへのアクセスに資本を提供する。

資料　表 9.3 と同じ。

表 9.6　全国サービス・インフラ・プログラムの概要

全国サービス・インフラ・プログラム National Service Infrastructure Program
上記の3プログラムは、NSIPによって支援される。このプログラムには以下のものが含まれる。また、NSIPは、共通の介護記録へのアクセス、評価から計画までの一貫したアプローチ、介護者に特化したサポートや情報へのアクセスを通じて、3プログラムを双方向に関係づけるものである。 ・国内のウェッブサイトの運営 ・セルフアセスメントおよびサポートツール（アプロやモバイルサイトから利用可能）の開発 ・以下を含む情報を保持するための介護者記録の共有 ➤基本的な人口統計および連絡先情報 ➤緊急時のケアプラン ➤サポートサービスの使用、およびアウトカムの測定 ➤介護者のオンラインアカウントの管理

資料　表 9.3 と同じ。

10. おわりに－日本への介護者支援政策を考える上でのインプリケーション

オーストラリアは、いわゆる中負担・中福祉の国であり、それが高齢者や障がい者、長期療養を必要とする人に対するケアをすべて公費で賄うことが難しく、インフォーマルセクターによるサービス供給の貢献を評価することとなった。結果、このような理解が社会的にも形成され、1990年代には政策上に反映され、その後の介護者支援施策の整備につながったと考える。

1980年代の日本では、日本型福祉社会の実現にむけた政策（第二次臨時行政調査会路線の改革）と社会規範の形成が進められた。また、社会福祉分野では、在宅ケアやコミュニティケアの普及に向けた動きがあった。しかし、介護者支援施策の必要性が表立って問われることはなく、Twiggらの介護者モデルでいうところのモデルⅠ（資源としての介護者）という認識にとどまっていた。

公的介護保険制度を創設する際、家族介護者に対する現金給付の必要性が議論されたものの（菊池2010）、従来の日本型福祉社会という社会規範を前提とすると、介護者に対する直接的な支援は介護者を介護に縛り付けることになりかねないとして、全面的な導入は見送られた。

2015年国民生活基礎調査によると、日本の主な介護者の属性は、いまだ同居家族が中心であり、事業者を主介護者とする世帯は少ない。この点を考慮し、近年、日本の高齢者ケア分野では、介護者支援施策を盛り込んだ政策も出てきている。例えば、介護保険制度では地域包括ケアシステムの中に家族介護者を位置づけ、認知症支援施策の分野では、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）[32]などで家族介護者支援を打ち出している。しかし、被介護者の状況や疾患等による縦割りの政策を超えた、包括的な介護者の権利やその支援のあり方に関する制度設計は未成熟である。したがって、オーストラリアが培ってきた介護者支援施策の実践から学ぶところは大きいと考える。本稿の最後に、これまで論じてきた内容をふまえ、以下３つの点に絞って日本への政策的インプリケーションを整理しておく。

第一は、介護者の権利についてである。第5

節でTwiggらが示した介護者の4つのモデルを参考に、介護者貢献認識法で規定されている権利について考察した。Twigg et al [1994：p15]では、立場によってどのモデルを指向するのか特徴が出ることを指摘している。それによると、ソーシャルケアの専門家の中には、「共同クライアント」として介護者をみなすことに抵抗はないものの、福祉サービスの管理職や医療スタッフなどは「資源」として介護者をみなす傾向がある一方、現場のソーシャルワーカーなどは「協働者」として介護者をみなす傾向にあるという。このように立場や見解によって介護者に対する位置づけが異なることは、政策を策定・実行する上で障壁になる。この点を克服するためにも、法律で介護者のあるべき姿とその権利、つまり、介護者が日頃行っているケアは意義あることで、社会的にも貢献していることを認め、介護者でない人と同じ権利、選択肢、機会を有していることを明らかにした点は有効といえる。実際、介護者に対する政府の立場は、1997年から一貫していたものの、法律として規定したことは、介護者の権利保障の視点からみても意義のあることである。

第二は、個別の状況に応じた支援をめざしている点である。介護者の置かれている状況やニーズにきめ細かく対応しようとしている。その姿勢が表れている施策が、レスパイト・ケアである。8節で触れたように、オーストラリアで提供されているレスパイト・ケアのメニューの多さには驚かされる。レスパイト・ケアは、オーストラリアの介護者支援の柱でもあり、施策がスタートした当初から中心的な施策と位置付けられていたサービスであるため、この間、大きな発展を遂げてきたと考えられる。その内容は、日々の被介護者との人間関係やケア役割がもたらす緊張感や負担を和らげるため、緊急時などの短期間・一時的に利用できるものだけでなく、日常的なケアから定期的に休息時間を持てるように工夫が凝らされている。特に、近年では、介護者と被介護者の置かれている状況やニーズに応じて、多くの選択肢が用意されていることで、個々の介護者に応じた個別的な支援もしやすい。これは介護者の持っている集団的ニーズに応じるだけでなく、個々の事情を加味したテイラーメイドの支援を実践しようとする政策姿勢の表れといえる。とはいえ、オーストラリアでもさらなる利用拡大に向けた取り組みがなされていることから、まだまだ課題は残っているといえよう。

第三は介護者支援の予防的モデルについてである。介護者支援施策に本格的に取り組んで20年が経過するオーストラリアでも、多くの介護者は、危機に瀕している場合や緊急事態が発生した場合にのみ支援サービスを使用するにとどまっているという。そこで、介護者貢献認識法の制定以後、「予防的モデル」確立のため、より多くの介護者に対しより早い段階で介護者支援サービスの利用を促すことに力点が置いて施策の充実を図ってきた。予防的意味合いでサービス利用を促すには、身近なところで介護に関する情報をワンストップで得られ、サービスにつなげられることが欠かせない。RHPのような地域レベルでの支援の仕組みづくりは重要なことである。日本では、地域包括ケアシステムのなかで、地域包括支援センターを身近な介護者支援の場として位置づけているが、その体制づくりの参考としても有効といえる。

また、予防モデルの実践のため、介護者に関する情報へのアクセシビリティの向上にも長年力を注いでおり、最新のICSSにもその内容が反映されている。ケアラー・ゲートウェイという全国規模の介護者のためのウェッブサイトを開設したり、地域レベルでの情報提供・相談窓口を設け、できるだけ早くに介護者がサービス

につながるような基盤整備に資本を投入していた。

今回、連邦政府レベルの施策を中心に論じたため、州レベル・自治体レベルの施策については触れられなかった。オーストラリアは広大な国土の中で、人口密集地域と人口密度の低い地域があり、後者でのサービス提供について課題を抱えているという。この点は日本でも同様の課題があるため、州・自治体レベルの介護者支援についての分析をし、地域特性を加味した介護者支援についての考察も必要であろう。

また、紙面の関係で、オーストラリアの介護者支援を語る上で欠かすことのできない、全国精神保健戦略（National Mental Health Strategy and policy, Council Australian Governments National Action Plan on Mental Health 2006-2011）や全国障害者戦略（National Disability Strategy）について、まとめることができなかった。さらに、ICSSに関するコンサルティングレポートに挙げられていた就労中の介護者の支援[33]など、オーストラリアの介護者支援の課題について十分に触れることもできなかった。これらについても今後の課題としたい。

謝辞

本稿は、科研費JP25750012による研究成果の一部である。ここに伏して感謝申し上げる。

引用文献

菊池いずみ．2010．家族介護者への現金支払い－高齢者介護政策の転換をめぐって．公職研．

木下康仁．2013．オーストラリアのケアラー（介護者）支援．海外社会保障研究．Autumn 2013. No.184. pp57-70

厚生労働省大臣官房国際課．2007．第3章　各国にみる社会保障施策の概要と最近の動向　オーストラリア．2005～2006海外情勢報告－諸外国における高齢者雇用対策．pp290-293. http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/08/dl/31.pdf (Sep. 24, 2017).

橋都由加子．2006．第4章　オーストラリアにおける連邦・州・地方の役割分担．財務省財務総合政策研究所．「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書－総論・連邦国家4か国編（3分冊の1）．https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_04.pdf (Sept. 20, 2017).

三富紀敬．2010．欧米の介護保障と介護者支援－家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論．ミネルヴァ書房．

三富紀敬．2016．介護者支援施策の国際比較－多様なニーズに対応する支援の実態．ミネルヴァ書房．

山田邦夫．2003．オーストラリアの憲法事情．国立国会図書館調査及び立法考査局．諸外国の憲法事情．pp85-134. http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2003/2/20030206.pdf (Oct. 01, 2017).

湯原悦子．2014．家族介護者支援の理論的根拠．日本福祉大学社会福祉学部．日本福祉大学社会福祉論集．第130号．pp1-14.

WIPジャパン（2013）「第4章　オーストラリア」、『スポーツ庁の在り方に関する調査研究　調査研究成果報告書』（文部科学省平成24年度委託調査）、pp255-296. http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/04/18/1333135_5.pdf (Sep. 20, 2017)

Australian Bureau of Statistics. 2015. 4430.0 Disability, Ageing and Carers, Australia: Summary of Findings. 2015. Appendix3- Carers. http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/4430.0Appendix302015 (Oct. 24, 2017)

Australian Bureau of Statistics. 2016. Disability, ageing and carers, Australia: summary of findings. 2015. (ABS cat. no.4430.0). http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/4430.02015?OpenDocument (Oct. 10, 2017)

Australian Bureau of Statistics. 2017. Australian Demographic Statistics、3101.0. March Quarter 2017. p30. http://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.

nsf/0/3C252AE138902522CA2581A700158A3E/$File/final%203101%2022%20sep.pdf (Oct. 11, 2017)

Australian Health Ministers' Conference. 2006. National Framework for Action on Dementia 2006-2010. https://www.nhmrc.gov.au/_files_nhmrc/file/grants/apply/strategic/dementia_attachmenta.pdf (Oct. 11, 2017)

Center for Policy on Ageing. 2016. 'Case Study 3: Long-term care in Australia –the Home and Community Care (HACC)/ Commonwealth Home Support (CHSP) programme.' "*Foresight Future of an Ageing Population - International Case Studies.*" http://www.cpa.org.uk/information/reviews/CPA-International-Case-Study-3-Long-term-care-in-Australia-the-HACC-programme.pdf (Sep. 22, 2017) .

Centrelink. 2017. A Guide to Australian Government Payments. https://www.humanservices.gov.au/sites/default/files/2017/03/co029-1703.pdf (Oct. 15, 2017)

Colombo、F.、Llena-nozal、A.、Mercier、J. and Tjadens、F. 2011. Help Wanted? —Providing and Paying for Long-Term Care (OECD Health Policy Studies). OECD.

Commonwealth of Australia. 1993. Residential Care for the Aged: An overview of government policy from 1962 to 1993. The Department of the Parliament Library. https://www.aph.gov.au/binaries/library/pubs/bp/1993/93bp32.pdf (Oct. 11, 2017)

Commonwealth of Australian. 2011. National Carer Strategy. http://www.seslhd.health.nsw.gov.au/Carer_Support_Program/Documents/2011%20national_carer_strategy.pdf (Sep. 20, 2017)

Commonwealth of Australia. 2012. Living Longer, Living Better. http://www.flexiliving.org.au/wp-content/uploads/2012/07/D0769-Living-Longer-Living-Better-SCREEN-070512.pdf (Oct. 11, 2017)

Deloitte Access Economics. 2015. The Economic Value of Informal Care in Australia in 2015. http://www.carersaustralia.com.au/storage/Access%20Economics%20Report.pdf (Set. 20, 2017)

Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs. 2011. National Carer Strategy Action Plan (2011-2014) https://www.dss.gov.au/sites/default/files/documents/10_2012/ncs_action_plan.pdf (Oct. 25, 2017)

Department of Health. 2015. National Framework for Action on Dementia 2015-2019. https://agedcare.health.gov.au/sites/g/files/net1426/f/documents/09_2015/national-framework-for-action-on-dementia-2015-2019.pdf (Oct. 20, 2017)

Department of Health. 2016. 2015-16 Report on the Operation of the Aged Care Act 1997. Creative Commons Licence. California. https://agedcare.health.gov.au/sites/g/files/net1426/f/documents/12_2016/2015-16_report-on-the-operation-of-the-aged-care-act-1997.pdf (Oct. 14, 2017)

Department of Health. 2017. Your guide to Commonwealth Home Support Programme services: Supporting you to live at home. https://agedcare.health.gov.au/sites/g/files/net1426/f/documents/06_2017/11742_your_guide_to_commonwealth_home_support_program_services_screen.pdf (Oct. 30, 2017)

Department of Health and Ageing. 2012. National Respite for Carers Program Policy Guideline. http://www.bulletpoint.com.au/wp-content/uploads/2012/11/National-Respite-for-Carers-Program-Policy-Guidelines.pdf (Sep.20, 2017)

Department of Immigration and Border Protection. 2017. 2016-17 Migration Programme Report. https://www.border.gov.au/ReportsandPublications/Documents/statistics/report-on-migration-program-2016-17.pdf (Dec. 11, 2017)

Department of Social Services. 2013. 2012-13 Report pf the Operation of the Aged Care Act 1997. Union Offiset. Canberra. https://agedcare.health.gov.au/sites/g/files/net1426/f/documents/11_2014/roaca_2012-13_final_1.pdf (Oct. 14, 2017)

Department of Social Services. 2016a. Carer Recognition Act 2010 Guidelines: A guide for Australian Public Service Agencies for the Implementation of the Carer Recognition Act 2010. April 2016.
https://www.dss.gov.au/sites/default/files/documents/05_2016/carer_recognition_act_2010_guidelines_april_2016.pdf (Oct. 14, 2017)

Department of Social Services. 2016b. Designing the new integrated carer support service: A draft Service concept for the delivery of interventions to improve outcomes for carers.
https://www.ssrg.org.au/sites/default/files/may-2016-draft-service-concept-final-for-consultation-2_0.pdf (Sept. 14, 2017)

Department of Social Services. 2016c. Public Consultation on the draft service Concept: Summary Report (An overview of the feedback and core considerations).
https://engage.dss.gov.au/wp-content/uploads/2016/04/summary_report_-_public_consultation_on_draft_service_concept_0.pdf (Sep. 14, 2017)

Department of Social Services 2016d. Delivering an integrated carer support service: A draft model for the delivery of carer support services.
https://engage.dss.gov.au/wp-content/uploads/2016/11/draft_service_delivery_model_0.pdf (Sept. 14, 2017)

Department of Social Service 2017. Public consultation on the draft service delivery model: Summary Report.
https://engage.dss.gov.au/a-new-integrated-carer-support-service-system/a-draft-service-delivery-model-for-a-proposed-new-carer-support-service-system-summary-report/ (Sept. 14, 2017)

House of Representatives Standing Committee on Expenditure. 1985. In a Home or At Home: Accommodation and Home Care for the Aged A Follow-up report. Commonwealth Government Printer.

Kingston, M. 2008. 2 Carer Payment and Carer Allowance policy bachgraund. Edwards, B., Higgins D. J., Gray, M., Zmijewski, N., Kingston, M. The nature and impact of caring for family members with a disability in Australia (research report no.16). https://aifs.gov.au/sites/default/files/publication-documents/rr16.pdf (Oct. 15, 2017)

National Aged Care Alliance. 2005. Dementia as a National Health Priority.
http://www.naca.asn.au/pdf/dementia.pdf (Oct. 27, 2017).

OECD. 1981. The Welfare State in Crisis. OECD.（厚生省政策課調査室監訳. 1983. 福祉国家の危機－経済・社会・労働の活路を求めて.）

Productivity Commission. 2005. Economic Implications of an Ageing Australia (Productivity Commission Research Report).
https://www.pc.gov.au/inquiries/completed/ageing/report/ageing.pdf (Oct. 11, 2017).

Twigg, J. and Atkin, K. 1994. Carers Perceived – policy and practice in informal care. Open university press.

参考文献

太田美智子. 2013. オーストラリアの認知症国家戦略の概要. 東京都医学総合研究所. 認知症国家戦略の国際動向とそれに基づくサービスモデルの国際比較研究報告書（平成24年度厚生労働省労働保健健康増進等事業）.
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/topics/dl/130705-2/2-38-2.pdf (Oct. 11, 2017).

中西三春・中島民恵子. 2015. オーストラリアの認知症対策. 海外社会保障研究. Spring 2015. No.190. pp24-38.

[1] 人数でみると高齢者ケアを行っているインフォーマル介護者が多いものの、障がい者・児や難病の疾患のある者など、多様な対象をケアするインフォーマル介護者が存在する。しかし、ケアをする上で共通する課題を抱えていることもあり、インフォーマル介護者を対象とした包括した支援施策を設けている国も多い（三富2010、三富2016）。

[2] 日本の介護保険制度では、介護を必要とする人を「要介護者」と言うが、オーストラリアで

は、高齢者に限らず、幅広くケアを必要とする人を含めて捉る概念のため、本稿では、「被介護者」という語を使用することとする。

[3] 日本経済新聞（2017年6月27日、電子版）「豪への移民、アジア出身が4割　欧州勢を上回る」を参照。

[4] 6つの州とは、ニューサウンズウェールズ州（NSW）、ビクトリア州（VIC）、クイーンズランド州（QLD）、西オーストラリア州（WA）、南オーストラリア州（SA）、タスマニア州（TAS）であり、自治権を持つ特別地域（準州）とは、首都特別地域、北部準州（NT／ノーザンテリトリー）を指す。また、ノーフォーク島は、1979年ノーフォーク島法によってある程度の自治が認められている（橋都2006：p259）。オーストラリアは、これらの州・特別地域以外に、ジャービス湾地域、ココス（キーリング）諸島、クリスマス島などの連邦直轄領が存在する（山田2003：p106、橋都2006：p259）。

[5] SDACに関する調査の概要は、ABCのホームページ“About the survey of disability, ageing and carers”（http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/by%20Subject/4430.0.10.001~2015~Main%20Features~About%20the%20Survey%20of%20Disability,%20Ageing%20and%20Carers~2 (Oct. 24, 2017)）を元に筆者がまとめた。

[6] これら4つの用語以外に、中心的な介護者（principal carer）というカテゴリーもあったが、2009年以降の調査では使用されていない。主介護者（primary carer）の範囲が明確となったためである。以前の調査では、「中心的な介護者」を被介護者のみが決めており、最も責任のある者ではなく、最も多くのインフォーマルな援助を提供していた者を中心的な介護者としていた。

[7] SDACにおいて、親の許可を得た場合にのみ、15~17歳の調査協力者に対して調査を実施している。

[8] SDAC2015調査のTable32.1を参照。

[9] SDAC2015調査のTable43.1を参照。

[10] SDAC2015調査のTable 33.1を参照。

[11] SDAC2015調査のTable 40.1を参照。

[12] 詳細は当時、家族サービス大臣のモリアンが出したプレスリリースを参照（Moylan, J. 1997. Minister Responds to Carers' Criticism (media release). http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/2991303/upload_binary/2991303.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22media/pressrel/2991303%22 (Nov. 20, 2017)。

[13] Carer Gatewayサイト内“Legal rights for carers”(https://www.carergateway.gov.au/legal-rights-for-carers、Nov. 20, 2017) より引用。

[14] 介護者支援に関する理論のうち、介護者と被介護者の関係性に注目した研究がある。例えば、湯原（2014）では、法学者のミノウ（Minow）の関係的権利論をもとに、介護者と被介護者の関係性に注目し、「ケアをめぐる多様な関係性に注目しつつ、どのような関係に、いかなる社会的サポートがなされるべきかについて考えていかなければならない。そして、ケアに対する多様なかかわり方を可能にするために社会資源の充実を図っていかねばならないだろう」と考察している。

[15] ただし、オペレーターとの通話が可能な時間帯は、祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時までである。営業時間外の電話は、メッセージサービスが利用でき、翌営業日に回答することになっている。

[16] アルツハイマー・オーストラリアは、1985年に設立された認知症の人の当事者団体である。HACCが創設された年と同じ時である。連邦政府からレスパイト・ケア、介護者支援サービスを提供するとともに、認知症の人とその家族の支援の必要性についての啓発活動などを積極的に行い、コミュニティケアの推進に貢献している団体である。

[17] LLLBの予算総額37億ドルのうち、既存のサービスからの付け替えが25億5800万ドル、利用者負担が5億6100万ドルのため、改革による純増分は5億7690万ドルを見込んでいる。

[18] CACPsとは、ACAT（Aged Care Assessment Team）でローケア（軽度の要介護度）と認定された人に提供する在宅ケアパッケージのことである。

[19] EACHとは、ACATでハイケア（重度の要介護度）と認定された人に提供する在宅ケアパッケージのことである。

[20] EACH-Dとは、ACATでハイケア（重度の要

介護度）と認定された認知症の人に提供する在宅ケアパッケージのことである。

[21] HCPPの要介護度レベルは、従来の2段階（ハイケア、ローケア）から4段階に変更された。新しい要介護度レベルは、基本的なニーズに対応するレベル1（新設）、軽度ケアニーズに対応するレベル2（従来のCACPsに相当）、中程度のケアニーズに対応するレベル3（新設）、重度のケアニーズに対応するレベル4（従来のEACHおよびEACH-Dに相当）となる。この他、認知症・認知障害上乗せ給付（Dementia and Cognition Supplement）、退役軍人上乗せ給付（Veterans Supplement）、在宅酸素上乗せ給付（Oxygen Supplement）、経管栄養上乗せ給付（Enteral Feeding Supplement）もある。いずれのサービス給付を受けるためには、事前にACATによる判定が必要である。詳細は、オーストラリア保健省‘Ageing and Aged Care’ページのHCPPに関する概要（About the Home Care Packages Program、https://agedcare.health.gov.au/programs/home-care/about-the-home-care-packages-program（Oct. 10, 2017））を参照。

[22] 既存のケアパッケージは、2015年7月までに消費者指向型ケアへの移行が義務付けられている。

[23] NRCPは、1996年に導入された連邦政府による介護者向けのレスパイト・ケア専用のプログラムである。

[24] オーストラリアのビクトリア州と西オーストラリア州では、州政府によるHACCプログラムとして家庭支援サービスが提供されていた（Department of Health 2016: p25）。

[25] ただし、アボリジニとトレース海峡諸島に暮らしている人や、ホームレスもしくはホームレスになるリスクのある人に関しては、50歳以上の者にも提供される。

[26] 連邦政府が運営しているオーストラリアの介護制度に関する解説を掲載しているサイト“My aged care”の‘Commonwealth Home Support Programme’を参照（https://www.myagedcare.gov.au/help-home/commonwealth-home-support-programme Oct. 25, 2017）。

[27] Carer Gatewayサイト内の‘What is respite care?’のページを参照（https://www.carergateway.gov.au/what-is-respite-care Oct. 30, 2017）。

[28] 高齢者向けのレスパイトケアはCHSP（Commonwealth Home Support Programme）で、障がい者向けや緊急時のレスパイトケアはCRCCs（Commonwealth Respite and Carelink Centres）といったように、被介護者の状況などを考慮し、適切なプログラムでレスパイト・ケアを受けることもできる。

[29] Department of Human Servicesホームページ“Choosing between Carer Payment and Age Pension”を参照（https://www.humanservices.gov.au/individuals/subjects/choosing-between-carer-payment-and-age-pension (Oct. 20, 2017)）。

[30] ヘルスケアカードとは、薬などの割引を得るための特典カードのことである。

[31] 電話サービスは月曜から金曜の8:00から18:00までである。

[32] 「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができ社会を実現する」ため、2015年1月27日、厚生労働省は、「認知症施策推進総合戦略－認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて－（新オレンジプラン）」を取りまとめ、公表した。これは、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省といった、関係省庁と共同して策定され、認知症患者の日常生活全般を支えるために省庁横断的な認知症施策となっている。新オレンジプランの前身にあたる「認知症施策推進５か年計画（オレンジプラン）」（計画期間2013～2017年度）の目標設定年度が2017年度末であったため、それを2020年度末に変更し、それに合わせて数値目標の変更やより具体的な施策の提示がなされた。新オレンジプランでは、（1）普及・啓発、（2）医療・介護等、（3）若年性認知症、（4）介護者支援、（5）認知症など高齢者にやさしい地域づくり、（6）研究開発、（7）認知症の人やご家族の視点の重視の７つの柱に沿って、総合的な施策を推進しようとしている。

[33] 例えば、オーストラリア人権委員会（Australian Human Rights Commission）は2013年に「職場にいる介護者への支援ツールキット（supporting

Carers in the Workplace)」を発表している。詳細は、https://www.humanrights.gov.au/sites/default/files/UnpaidCaringToolkit_2013.pdf (Oct. 30、2017)を参照。

片倉製糸の新蚕品種開発と交雑種糸格

高梨　健司

はじめに

本稿の目的は、片倉製糸が1934（昭和９）年新糸～同年12月末日に御法川式多条繰糸機を使用して製造した白14中生糸の出荷検査荷口を基に蚕品種別春蚕糸、初秋蚕糸、晩秋蚕糸各糸格、格落件数、格落原因、格落比率などについて究明し、蚕品種別片倉系蚕糸の出荷検査件数と品質格差及び国蚕系品種・委託製造蚕種（新綾部製糸製「仏白×金光」）各蚕糸との優劣を明らかにすることを課題とする。

近年の日本蚕糸業史研究において、片倉製糸、郡是製糸、鐘紡製糸を問わず、社製蚕品種の育成と特約養蚕組合への配付による優良繭の獲得及び多条繰糸機の導入などによる高級糸生産の実現に言及されてきた[(1)]が、実証研究の不十分さは否めない。特に如何なる交雑蚕品種によって、如何なる糸格の生糸を生産していたのか、又蚕品種の改良・統一や製糸技術の改善による糸格向上を如何に図ってきたか、などの問題については未解明のままであるといえよう。

本稿では、片倉製糸を事例に同社が採用の交雑蚕品種の変遷即ち、改良在来種やイタリア直輸入蚕種、国蚕系品種等との交雑種採用を経て、片倉製糸育成蚕品種を中心とした交雑種採用を図った過程を同社内部資料等を基に明らかにする一方で、片倉系蚕品種と国蚕系品種の糸格に表れた品質上の優劣を春・初秋・晩秋蚕糸別に究明したい。また片倉製糸が新綾部製糸に蚕種製造を委託した交雑種「仏白×金光」生糸の品質・糸格についても片倉社製蚕品種との比較を試みたい。

従来、蚕品種及び交雑種の繭層量、繭層歩合、繭糸長、繭糸繊度、生糸歩合、小節などの性状調査は行われていても、交雑種生糸毎の糸格や格落原因などについては明らかにされていなかった。本稿において、限られた一定期間ながら上記諸点の解明を果たしたい。

なお、片倉製糸が製造した生糸の検査は、先ず片倉製糸各工場における予備検査、次いで片倉横浜出張所において精密な検査を行い、農林省横浜生糸検査所の第三者格付検査及び正量検定を受けるのである[(2)]。本稿利用の片倉製糸の「蚕品種別生糸成績調査」は、片倉横浜出張所における検査である。当時、1932（昭和７）年１月１日施行の輸出生糸検査法によれば、生糸格付は３Ａ格～Ｇ格、３Ａ格の総合点が90点以上の成績の生糸をSp.３Ａ格として表示する。更に、1935（昭和10）年７月１日より改正生糸格付検査法が施行され、格付はSp.３Ａ格を独立させることになる。

片倉製糸では、横浜出張所において最上位格として1934年時点の検査でSp.３Ａ格及び高点格を独自に設定・評価していたのである。

１．アメリカ絹業界の動向と片倉製糸の新蚕品種の開発

一代交雑種の普及時代（1914～1920年）におけるアメリカ絹業界は、広幅絹織物が全盛期にあり、絹靴下への生糸消費は全体の2、3割程に過ぎなかった。従って、一代交雑種の改良

は、虫質強健・飼育容易且つ多収繭を目標としていた[3]。

片倉製糸では、日支欧等の掛け合わせ研究に依り10数種の優良蚕品種の選出に成功した。特に黄繭種は、虫質強健と多収繭の理想的品種として好評を博した。

レーヨン（人造絹糸）は、技術進歩と品質改善に依り第一次大戦後には、次第に広幅絹織物分野に進出、拡大するに至る。加えてアメリカ絹靴下業は、従来の丸編式から1924,25（大正13,14）年頃にフルファション式の靴下平編機が発明されて、大資本の経営に依る平編絹靴下用生糸は、糸条斑の優良な高級生糸の需要が増大した。このため糸条斑本位の生糸製造に変更する必要性が高まったのである。

アメリカ絹業界におけるレーヨンの進出により、広幅絹織物の生糸消費は、縮小の一途を辿ることになった。斯くてレーヨンに対抗して生糸は、高級絹靴下方面に活路を開くに至ることになる。優良生糸の生産のためには蚕品種の統一、糸質向上，就中糸条斑、繊度偏差、類節等の改善が急務とされた。

片倉製糸は、特約養蚕組合に供給する優良社製蚕種製造のために、普及団の他に福島、沼津、姫路、福岡、佐賀、沖縄等に蚕種製造所及び試験研究機関（片倉蚕業試験所、栽桑試験所、大宮試験所等）を新設・拡充した。また最新式御法川式多条繰糸機を導入して、高級生糸の製造に転換する等各種の対策を講ずることになった。

片倉製糸は、研究機関を総動員して、虫質強健にして糸条斑、類節の優良新品種として1923（大正12）年に「満月」、1928（昭和3）年に「豊白」、「瑞祥」を各選出し、続いて1931（昭和6）年に多糸量と蚕作安定を期した「栄光」を製出する。次いで1934（昭和9）年には繊度偏差、糸量、解舒糸長等に一段の進歩を示した「分離白一号」を選出した。上記の優良交雑蚕品種が春、夏、秋各期に飼育され、2.8デニールの繊度に改良されたことにより、14中定粒繰糸が可能となり、繰糸能率の増進に大きく貢献した。アメリカ機業家の要求に答え、生糸品質の向上と生糸需要を確保した所以は、優良蚕品種の開発・育成の成果に依るところが大きいといえよう。

次に、1934（昭和９）年（新糸以降）の片倉製糸の蚕品種別糸格の究明を行う前に、片倉製糸の新蚕品種開発に至る各種一代交雑蚕品種の採用過程について考察しておきたい。

大正前期の在来種から一代雑種への転換期に国立蚕業試験場の一代雑種の研究と共にその普及に尽瘁した代表者が、1914（大正３）年長野県松本市に大日本一代交配蚕種普及団（1916年片倉組に移管）を組織した今井五介である。

片倉組（片倉製糸）大日本一代交配蚕種普及団（以下、片倉普及団と略称）は、1914（大正３）年以来、各種在来交雑種や欧州直輸入蚕種との交雑種を採用し、特に1920年代に入ると国蚕系品種の採用が本格化する。この国蚕系品種は、日１号、101号、105号、107号、支４号、７号、９号、101号、欧７号、９号などである。昭和期に入り、片倉系蚕品種と国蚕系品種及び改良在来種との交雑種が次第に増加し、1932（昭和7）年頃以降、片倉系蚕品種の交雑種採用が中心を占めるようになる。1931（昭和６）年における片倉製糸の原蚕種製造品種としては、長野県の片倉普及団製の春蚕種が豊黄、豊白、瑞祥、大安、国蚕日１号、国蚕支４号、夏秋蚕種は正白、満月であり、静岡県の片倉普及団沼津出張所製の春蚕種が豊白、豊黄、瑞祥、国蚕支14号、国蚕欧17号、夏秋蚕種は、正白、満月、国蚕支105号であり、沖縄県の片倉普及団那覇出張所製の春蚕種は、豊白、豊黄、瑞祥、大安であった[4]。また、佐賀県の片倉佐賀蚕種製造所製の春蚕種は、国蚕支７号、13号、

14号、15号、国蚕欧３号、７号、16号、17号、郡是黄、金黄、ジアロ・アスコリ、夏秋蚕種が国蚕日107号、110号、国蚕支９号、102号、103号、105号、国蚕欧９号、正白、県是欧白、県是白である。因みに片倉製糸の専属蚕種製造会社として、新潟県に北越蚕種合名会社と福岡県に九州蚕種株式会社がある。製糸家の委託に依り蚕種製造を行う蚕種家の製造普通蚕種の品種として、同年に新潟県では春蚕種が「国蚕欧17号×国蚕支14号」、「国蚕欧16号×国蚕支13号」、「国蚕欧17号×国蚕支13号」、「国蚕欧16号×国蚕支14号」、「国蚕欧17号×国蚕支105号」、「金豊×瑞雲」、夏秋蚕種は「国蚕日110号×国蚕支105号」、「交水白×泰山」であり、福岡県では春蚕種が「豊黄×瑞祥」、夏秋蚕種は「国蚕欧３号×国蚕支７号」、「国蚕欧７号×国蚕支105号」、「正白×満月」、「青熟×国蚕支105号」、「浙江×綾白」、「国蚕日110号×国蚕支105号」であった。これら普通蚕種品種の内、北越蚕種合名会社製の春蚕種としては、「国蚕欧17号×国蚕支14号」、「国蚕欧16号×国蚕支14号」、夏秋蚕種としては、「国蚕日110号×国蚕支105号」、九州蚕種株式会社製の春蚕種としては、「豊黄×瑞祥」、夏秋蚕種としては、「正白×満月」、「国蚕日110号×国蚕支105号」などが考えられる。

片倉普及団は、ブラン・ピュールやアスコリ・ピセノ、セグザート・ビオネーなどのヨーロッパ産蚕種、特にイタリア産蚕種を輸入して、春蚕用交雑種として用いていた。

片倉製糸（普及団）は、1927～31年にイタリア直輸入蚕種を東北、関東、中部、中国、四国、九州各地方の片倉諸製糸所へ配給する[(5)]。1929（昭和４）年に片倉上井製糸所（鳥取県東伯郡日下村）では配付春蚕黄繭種（4,340オンス）の内、イタリア直輸入蚕種（バラ種）が最も多く、3,900オンス（比率にして90.0％）に上っていた。イタリア直輸入蚕種の具体的な個別配付品種としては、同期間に片倉八王子製糸所（東京府南多摩郡小宮町）配付の春蚕種「ビジヤロ×キネーゼ」1,800枚（框製換算）が判明する。片倉製糸が1922（大正11）年度に「ビジヤロ×キネーゼ」品種を配付していたことが『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』（232頁）において確認できるが、この時期頃を境に交雑種としてイタリア直輸入蚕種を用いることは同書上では無くなる。しかし、実際には片倉製糸は、1931（昭和６）年までイタリア蚕種の直輸入と配付を行っていた。

片倉普及団配給のイタリア直輸入蚕種の評価は、斃死蚕が続出した片倉高知製糸所（高知県高知市）や片倉高岡製糸所（高知県高岡郡越智町）の場合以外に、上井製糸所では1929（昭和４）年度の春蚕種「直輸バラ（直輸入バラ種）タ印、テ印ハ発生良ク蚕児ノ発育頗ル良好ナリシモサ印ハ発生不育ノ感アリ蚕児ノ経過ハ普通ナリシモ上簇後ニ於テ若干病斃ヲ見タリ」と片倉本社に報告している[(6)]。

イタリア直輸入蚕種（黄繭種）が必ずしも十分な成果を収めることが出来なかったことなどの理由の他に、特に絹靴下用原料生糸の需要拡大と共に春蚕白繭種の育成と供給増加を図る必要から、片倉系蚕品種の配付が進展することになる。次に、この経過を見ていくことにしよう。

片倉八王子製糸所では、1931（昭和６）年にイタリア直輸入バラ種（春蚕黄繭種）の配付が前記の如く、前年の1,800枚から240枚に大幅減少し、これに代わって春蚕白繭交雑種「豊白×瑞祥」が前年の750枚から5,000枚に急増する[(7)]。但し、黄繭蚕種の配付が減少した訳ではなく、八王子製糸所の場合では、河田悦治郎製春蚕黄繭交雑種「支98×アスコリ」[(8)]が前年の270枚から1,500枚に増加すると共に1931（昭和６）年に新たに春蚕黄繭種「豊黄×瑞祥」

2,000枚を配付する一方で、同年に春蚕黄繭種「国蚕支７号×国蚕欧７号」が前々年の3,000枚、前年の5,000枚各配付から一転して配付を中止する。片倉系黄白繭蚕品種の配付拡大と多糸量品種として名高い河田悦治郎製黄繭種の採用増加に伴って、イタリア輸入バラ種と「国蚕支７号×国蚕欧７号」の交替が進むことになった。イタリア輸入バラ種や国蚕系品種に勝る成績を上げ得る蚕品種の採用である。

片倉製糸の仙台製糸所（宮城県仙台市）の場合は、1927～1930年に春蚕種としてイタリア輸入バラ種の配付数量が2,560オンスから1,200オンスに半減し、翌1931年には配付皆無となる一方で、1929（昭和４）年に春蚕種として片倉普及団製の支欧黄繭種（「国蚕支７号×国蚕欧７号ヵ」）4,500枚及び支欧白繭種（「豊白×瑞祥」ヵ）1,000枚と委託製造蚕種として新綾部製糸所（京都府）製の支欧黄繭種500オンス及び地元蚕種製造家の菊田宅蔵（福島県伊達郡長岡村）製の同じく支欧黄繭種188枚のほか、同年九州蚕種株式会社（福岡県）製支欧白繭種100枚と上記菊田宅蔵製日支白繭種217枚及び菊田同様、地元蚕種製造家の大槻太郎（福島県信夫郡岡山村）製の日支白繭種250枚を配付していた[(9)]。翌1930年には、春蚕支欧黄繭種は全て委託製造蚕種となり、新綾部製糸所製250オンス、松田源治（兵庫県養父郡広谷村）50オンス、河田悦治郎製の黄繭種100箱（欧母５匁入）、及び片倉製糸の専属蚕種製造所＝九州蚕種株式会社製の262枚であった[(10)]。同年に春蚕黄繭種として片倉系蚕品種の配付は無い。但し、春蚕支欧白繭種に関しては、（片倉普及団製「豊白×瑞祥」ヵ）8,356枚に増大・統一する。

1931（昭和６）年には、仙台製糸所は、春蚕黄繭種として河田悦治郎製の「アスコリ×98号」5,260枚、片倉普及団製の「豊黄×瑞祥」4,198枚、春蚕白繭種として片倉普及団製の「豊白×瑞祥」1,982枚、委託製造蚕種の向仲愿吾製（「仏純白×支４号」ヵ）219枚を配付する[(11)]。前記八王子製糸所同様に、1931（昭和６）年には仙台製糸所でも多糸量品種の河田悦治郎製蚕種（「アスコリ×98号」）及び片倉普及団製の「豊黄×瑞祥」と「豊白×瑞祥」の配付拡大が進む。また、仙台製糸所は八王子製糸所と比べ、イタリア輸入バラ種と「国蚕支７号×国蚕欧７号」に関しては、前者が1931年に、後者は1930年に一年早く配付が終了していたとみられる。両製糸所共、基本的に片倉系蚕品種の配付増進傾向にあったことに変わりはないといえよう。但し、黄白繭蚕種の配付数量に違いが生じており、八王子製糸所は、仙台製糸所以上に白繭蚕種数量割合が高い。この理由は、八王子製糸所が1930年以来翌年３月にかけて、御法川式多条繰糸機（20条繰）432釜を新・増設し、1931年に白14中生糸の生産量（2,053.3梱）が同製糸所全体の71.0%を占めるまでになった。八王子製糸所に対し、仙台製糸所は1931年９月末より御法川式多条繰糸機の設置に着手し、同年12月に据付が終了する。このため仙台製糸所は、御法川式多条繰糸機の稼働が八王子製糸所より遅れることになる。仙台製糸所の同年生糸生産高は白14中生糸1,670.8梱、黄21中生糸1,759梱であった。白14中生糸生産量は、仙台製糸所全体の48.7%に止まる。この数値は、同製糸所の普通繰糸機による黄21中生糸生産割合が高かったことに依る。八王子製糸所は、仙台製糸所に先駆けて御法川式多条繰糸機を使用した絹靴下用原料糸の白14中生糸生産に転換する用意が原料面において既に整えられていたことになる。

大正～昭和期の一代雑種時代に片倉製糸は、1932年頃以降片倉系蚕品種中心に採用転換する直前の改良在来種として初・晩秋蚕用に「正白」種が多用されていた。

「正白」種は、1924（大正13）年以降、「国蚕欧９号×正白」、「国蚕支４号×正白」、「満月×正白」（相互反交）、「伊白×正白」、「（国蚕支４号×満月）×正白」、「豊黄×正白」などの各組合せであった。

「正白」種は、1927～31年に判明する限り、初・晩秋蚕用に片倉普及団製の「正白×満月」を中心に東北、関東、中部、中国、四国、九州各地方の片倉製糸諸製糸所を通じて特約組合に配付している[12]。片倉本社に片倉諸製糸所から「正白×満月」種の成績について次の如く報告していた。「（1929年初秋期に）本社ノ配付蚕種ハ普及団製満月×正白ナリシモ発育頗ル佳良ニシテ左ノ成績（「社種」糸歩11.10％、解舒時間１時間50分、掛目52.0,「他種」糸歩9.47％、解舒時間２時間20分、掛目65.0）ヲ納メ例年ニ比シ繭質ノ向上著シキモノアリ」（上井製糸所）、また「（翌年初秋蚕期には）品種ハ正白満月種ニシテ従来破風抜ケノ欠点アルモ該品種ノ特性ニ適応セル飼育法ヲ施シタルヲ以テ本年ハ其ノ欠点モナク目切歩合等モ著シク少ナク殆ンド欠点ナシ」（上井製糸所）[13]。

「（1930年初秋蚕期に）当所配付の正白満月ハ他蚕種ニ比シ抜群ノ成績ヲ得タリ」、「（翌年初秋蚕期には）当所特約組合ニ配付ノ正白、満月、支支交雑種等ハ一般ニ比シ良好ナル成績ヲ収ムルヲ得タリ」（高知製糸所）[14]。

「（1929年晩秋蚕期に）普及団製ノ正白×満月ハ糸量相当アレドモ青熟系ノ品種ニハ著シキハ糸目拾匁以下ノモノヲ生ジタリ」（高岡製糸所）。

「（1931年）晩秋蚕掃立以来天候極メテ不順ニシテ加ルニ桑樹ノ発育悪シクスキ虫・・・等ノ虫害アリ為メニ各地違作続出養蚕家ハ青息吐息ノ状態ナリキ然レドモ当社配布ノ正白満月ハ比較的豊作ニテ好評嘖々タルモノアリキ、一般七分作、会社蚕種九分作」（佐越生糸株式会社・高知県高岡郡佐川町）。

「（1930年）晩秋蚕ハ所要原料ノ調節関係上ト原料繭改良ニ二大目的ニ依リ蚕種ヲ正白×満月種ニ統一セリ而シテコレガ配給枚数七千二百枚ニテ技術員ノ合理的督励、組合員ノ自覚ニ依リ上蔟改良其他宜敷ヲ得テ結果前年ニ比シ糸量約八分ヲ増加、解舒時間ニ於テ平均十五分ヲ短縮向上セリ晩秋繭成績ニ付キテハ糸質其他ニ於テ見ル可キモノ多々アリ」（両羽製糸所・山形県東置賜郡高畠町）。両羽製糸所は、同年11月１日～５日に山形県農会主催の北海道・東北六県副業共進会に晩秋蚕「満月×正白」白繭４点を出品し、「繭ノ部」優等賞金牌入賞する。

瑞浪製糸所（岐阜県土岐郡瑞浪町）では、1930（昭和５）年に「初秋蚕ニ於テハ全部正白満月ニ統一シ」ており、同年９月17日に大井蚕業取締所の依頼により管内有力蚕種製造家・伊藤武衛門外８名製造の初秋蚕種各１枚宛試験飼育に応じ、この産繭及び繰糸試験実況視察の為に支所長外５名が来訪する。「結果当社ノ正白満月トハ格段ノ差アリートシテ認ムルモノナシ」であった。伊藤武右衛門は、1930（昭和５）年に岐阜県内第７位の有力蚕種家（普通蚕種736,442蛾製造）であった[15]。

上記の如く、「正白×満月」種が優れた特性を有する一方で、両羽製糸所では1931（昭和６）年の晩秋蚕期に「蚕作良好ニシテ蚕種一枚当リ収繭量四貫六百匁ヲ得タリ上繭量ノ割合ニ少ナキハ正白×満月ニテ同功繭二割以上出シタル結果ナリ」であった。同様に、片倉製糸の傍系製糸会社・薩摩製糸（株）宮之城製糸所（鹿児島県薩摩郡宮之城町）では、1931（昭和６）年の中晩秋蚕期に「特約組合ニテハ正白満月ニテ違蚕者ナキ為メ好成績ヲ挙ゲタリ併シ同功繭二割五分ヨリ三割五分以上ニ達シ之レ丈ガ組合員ヨリ喜バレザル所ナリ会社ニ於テモ考慮研究ヲ要スル点ナリトス」と片倉本社に報告し

ている。

初秋蚕種として「正白×満月」種が他の初秋蚕種と比べて優れていた反面、「破風抜ケ」や同功繭の多さという欠点も併せ持っていたことが判明する。この点は、更に優れた片倉系交雑蚕品種の採用へと転換する契機ともなろう。次に、八王子製糸所と仙台製糸所の初・晩秋蚕種として、「正白×満月」の配付状況について明らかにしておこう。

八王子製糸所では、片倉社製の初・晩秋蚕交雑種に関しては、1929（昭和４）年に初秋蚕種として日欧（「正白×国蚕欧７号」ヵ）10,000枚と「正白×満月」1,000枚、晩秋蚕種として「正白×満月」8,000枚各配付から、翌年には初秋蚕種「正白×国蚕欧７号」7,000枚、晩秋蚕種「正白×満月」5,000枚、翌々年には初秋蚕種「正白×国蚕欧７号」6,140枚、晩秋蚕種「正白×満月」7,000枚を各配付する。八王子製糸所では、1929～31年に逸早く初秋蚕種「正白×国蚕欧７号」と晩秋蚕種「正白×満月」の統一実現を見ていたのである。

仙台製糸所は、片倉普及団製の初・晩秋蚕交雑種配付に関しては、1929（昭和４）年に初秋蚕種として支欧黄繭種（「満月×国蚕欧９号」ヵ）3,659枚と日欧黄繭種（「正白×国蚕欧９号」ヵ）2,656枚、晩秋蚕種として日支白繭種（「正白×満月」ヵ）5,828枚、支欧白繭種（「豊白×満月」ヵ）270枚各配付から、翌年には初秋蚕種として（「正白×豊黄」又は「正白×国蚕欧９号」ヵ）6,205枚、晩秋蚕種として「正白×満月」5,764枚と「（国蚕支４号×満月）×正白」500枚、翌々年には初秋蚕種として「正白×満月」と「正白×豊黄」合わせて5,991枚、晩秋蚕種として「正白×満月」6,676枚を各配付する。仙台製糸所では、1931（昭和６）年に「正白×満月」を中心とする初・晩秋蚕種の統一化が定着することになったといえよう。

片倉諸製糸所において、初・晩秋蚕種として片倉系蚕品種を中心とする配布が進展する中で、片倉系蚕品種間の交替と共に、国蚕系品種の配付も行われていた。

前述の如く、片倉普及団や片倉佐賀蚕種製造所及び片倉専属蚕種製造会社において、国蚕系品種の製造が行われていた。個別の片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）を例に挙げて確認してみると、瑞浪製糸所は、1931（昭和６）年初秋蚕種として「正白×満月」と「満月×豊白」に統一する。前年の初秋蚕種は、全て「正白×満月」であった。次期初秋蚕種として「満月×豊白」の登場が見られる。

また、片倉江津製糸（株）では「満月×正白」の次期初・晩秋蚕種として、1931（昭和６）年に片倉普及団製「満月×正白」と共に「満月×豊白」及び「国蚕日110号×国蚕支105号」（中島製）を配付する。鳥栖製糸所では、同年の晩秋蚕白繭種として「正白×満月」47%、その他は「国蚕日110号×国蚕支105号」が「大部分」であった。また、大邱製糸所（朝鮮）において、同年初めて秋蚕種として「国蚕日110号×国蚕支105号」を飼育し、「極メテ良好ナル成績ヲ得テ春繭ニ匹敵セル品質ノモノヲ産セリ」という。

松本製糸所（長野県松本市）は、1931（昭和６）年に夏秋蚕用「国蚕日110号×国蚕支105号」交雑種の急速な普及が進んでいることを指摘している。即ち、「本年度ニ於テ特ニ認ムベキ現象ハ品種改良及統一ノ異常ナル促進ヲナシタル事デアル　殊ニ夏秋蚕期ニ於ケル110×105ノ出現ハ断然スピードヲ以テ養蚕界ニ拡ツタ事デアル此ノ優良品種ニシテ一般養蚕家ニ自然ニ規則ノ統一ガ計ラレシ暁コソ吾等ノ真ニ刮目シテ待ツベキ時ニシテ蚕糸界ノ黎明期ハ本年ニヨリ迎ヘラレタ感ノアッタコトデアル」と片倉本社に報告している。多くの府県において、

奨励品種として夏秋蚕種「国蚕日110号×国蚕支105号」を挙げているほか、多くの蚕種製造兼営製糸家や蚕種製造家が「国蚕日110号×国蚕支105号」を製造していることが知られている[16]。

片倉製糸では更に次期片倉系初・晩秋蚕品種として「栄光×満月」、「分離白×国蚕支106号」、「分離白×満月」、その他国蚕系品種が採用されるに至る。

2．片倉製糸の交雑蚕品種別出荷高（検査荷口）糸格（1934年新糸～同年12月末日）

(1) 白14中生糸～御法川繰糸

①春、初・晩秋各蚕糸別出荷高と糸格

第1表は、1934（昭和9）年新糸から同年12月末日までの片倉製糸の御法川式多条繰糸機による交雑蚕品種別白14中生糸の出荷高及びその糸格と格落原因を表示している。同表の交雑蚕品種数は、19種類を越えている。「支欧」、「日支」の交雑種は、不明である。同期間中の出荷口数は、1,864件に上り、春、初秋・晩秋各蚕糸別にみると、白14中の春蚕糸荷口数は1,437件、初秋蚕糸が152件、晩秋蚕糸275件に分かれる。白14中出荷春蚕糸が全体の77.1％を占めていた。1934年度の片倉製糸の御法川式多条繰糸機による白14中生糸の出荷検査総口数は3,224件であったことから、同表の1,864件はこの内の57.8%を示していることになる[17]。

具体的な蚕品種名が特定できない「支欧」及び「日支」各交雑種を除き、最多の出荷（検査）交雑種として「豊白×瑞祥」の1,057件を筆頭に、以下「豊白×満月」（189件）、「分離白×支106号」（111件）、「仏白×金光」（76件）、「大安×満月」（52件）、「分離白×満月」（51件）、「栄光×満月」（44件）、「日110号×支106号」（38件）、「日110号×支105号」（37件）、「欧18号×支106号」（36件）、「日７号×支106号」（22件）、「分離白」（21件）、「欧17号×支14号」（19件）、「日1号×支101号」（13件）、「欧16号×支14号」（7件）、「欧16号×支105号」（７件）、「欧18号×支16号」（3件）、「欧18号×支14号」（3件）、「欧17号×支106号」（2件）と続く。

上記19 交雑種中、出荷高上位第７位迄の内、「仏白×金光」（76件）を除き、全て片倉製糸育成の蚕品種を用いた交雑種であった。「分離白」（21件）を含めると荷口総数（1,864件）の8割以上に上る。その内、「豊白×瑞祥」（1,057件）のみで56.7％を占め、突出した高さを示す。片倉製糸の「豊白×瑞祥」採用は、1928（昭和３）年から始まり、1937（昭和12）年まで続く[18]。

片倉製糸開発の蚕品種以外では、「支欧」・「日支」を除くと、国蚕欧16号、17号、18号の３種と国蚕支14号、16号、101号、105号、106号の５種及び国蚕日１号、７号、110号の3種の組み合わせが合わせて11形式の交雑種は、荷口合計187件、比率にして10％に止まる。これに「支欧」・「日支」を合わせると263件、比率にして14.1％である。上記国蚕欧（16～18号）と国蚕支（14,16,105,106号）の交雑種は、「支欧」種を含め、全て春蚕用であり、国蚕日（1,7,110号）と国蚕支（101,105,106号）の交雑種は、「日支」種を含めて、初秋・晩秋用であった。

斯くて、1934年に片倉製糸の白14中生糸の出荷高は、大部分片倉製糸育成の蚕品種の交雑種であったことが判明する。交雑形式を片倉系と国蚕系に分けると、前者（「分離白×支106号」を含む）7形式、後者11形式であり、国蚕系交雑形式が多く採用されていた。その他白

第 1 表　片倉製糸の御法川式多条繰糸機による蚕品種別白 14 中糸格（1934 年新糸～1934 年 12 月末日）

蚕品種名	白 14 中春、秋・晩秋	検査荷口数	平均糸格	該当糸格					
				97	96	95	94	93	Sp.3A
豊白×瑞祥	春	1,057	2A.7			10	37	46	44
豊白×満月	春	124	3A.4	2	4	9	9	10	13
	初秋	24	3A.0				1	2	5
	晩秋	41	3A.5				3	10	8
	計	189		2	4	9	13	22	26
大安×満月	春	52	2A.4					2	5
栄光×満月	春	26	2A.0						2
	初秋	10	A.7						
	晩秋	8	2A.2						
	計	44							2
仏白×金光	春	76	3A.8		3	9	11	4	3
分離白	春	21	3A.3				4	1	2
欧 18 号×支 106 号	春	36	A.6						
欧 17 号×支 14 号	春	19	A.2						
欧 16 号×支 14 号	春	7	2A.4						
欧 17 号×支 106 号	春	2	A.0						
欧 18 号×支 16 号	春	3	A.3						
欧 16 号×支 105 号	春	7	2A.4						
欧 18 号×支 14 号	春	3	2A.0						
支欧	春	4	2A.0						
分離白×支 106 号	初秋	45	2A.6			2	3		3
	晩秋	66	94.1	3	12	16	17	4	8
	計	111		3	12	18	20	4	11
分離白×満月	初秋	4	2A.5						
	晩秋	47	94.5	1	13	14	11	5	
	計	51		1	13	14	11	5	
日 110 号×支 106 号	初秋	7	2A.2						
	晩秋	31	2A.9			2	2	4	2
	計	38				2	2	4	2
日 110 号×支 105 号	初秋	24	2A.1						
	晩秋	13	3A.0						
	計	37							
日 7 号×支 106 号	初秋	5	C.8						
	晩秋	17	3A.0		1	1	1	3	2
	計	22			1	1	1	3	2
日 1 号×支 101 号	晩秋	13	A.6						
日支	初秋	33	2A.2				1		4
	晩秋	39	2A.4			1		2	2
	計	72				1	1	2	6
合計・平均	春	1,437	2A.8	2	7	28	61	63	69
	初秋	152	2A.3			2	5	2	12
	晩秋	275	Sp.3A.2	4	26	34	34	28	22
	計	1,864		6	33	64	100	93	103

（資料）「昭和十年一月　蚕品種別生糸成績調査　片倉製糸紡績株式会社横浜出張所」（『昭和十年二月　所長会議記録　庶務課』所収）より作成。一部集計値の誤りを修正した。

（単位：件、%）

（荷口数）						格落原因						格落比率
3A	2A	A	B	C	D	斑	類節	偏差	切断	拝見	計	
466	404	45	4	1		13	2	15	2	6	38	3.6
33	30	10	1	1	2	9	1	2	8		20	16.1
11	1	3	1			1			1		2	8.3
11	5	2	1	1				2	4		6	14.6
55	36	15	3	2	2	10	1	4	13		28	14.8
17	20	6	2			2		2		1	5	9.6
7	9	7	1			3		1	1		5	19.2
2	3	5										0
2	6											0
11	18	12	1			3		1	1		5	11.4
19	21	5	1					1	3		4	5.3
8	3	3							2	1	3	14.3
3	20	11	1	1		2		1	2		5	13.9
	6	11	2									0
3	4											0
		2				1			1		2	100
	1	2								1	1	33.3
3	4											0
	3											0
	4											0
15	11	8	2		1	2	2		6		10	22.2
2	4								3		3	4.5
17	15	8	2		1	2	2		9		13	11.7
3		1						1			1	25
2	1								1		1	2.1
5	1	1						1	1		2	3.9
3	3	1						1			1	14.3
2	15	2	1		1		3		7		10	32.3
5	18	3	1		1		3	1	7		11	28.9
4	19	1					5		1		6	25
13												0
17	19	1					5		1		6	16.2
	1		1	3			1		3		4	80
1	2	3	2		1				5		5	29.4
1	3	3	3	3	1		1		8		9	40.9
1	8	3	1						2		2	15.4
5	15	7	1						4		4	12.1
8	23	2	1				1		2		3	7.7
13	38	9	2				1		6		7	9.7
559	529	102	12	3	2	30	3	22	19	9	83	5.8
43	53	26	5	3	1	3	8	2	15		28	18.4
42	64	12	6	1	2		4	2	24		30	10.9
644	646	140	23	7	5	33	15	26	58	9	141	7.6

14中出荷生糸中には、片倉製糸が蚕種製造を委託する指定蚕種家及び専属蚕種会社などの製造交雑蚕品種を含んでいたことが考えられる。

上記片倉製糸出荷高第４位の交雑種「仏白×金光」は、新綾部製糸株式会社（前身、綾部製糸株式会社）が1929（昭和４）年に繊度適当にして繭層量多く、糸量多き品種として実用に供用した交雑蚕品種である[19]。同社育成の蚕品種としては、仏白、金光のほか綾黄、綾白、綾支、綾支白、綾浙江などがある。なお金光は、1937（昭和12）年に原蚕種管理品種として支18号に指定される。金光は、（河田悦治郎の98号）×（イタリア国産キネーゼ・オロ・プーロ種）から育成した一化性支那金黄種であり、繭層量多く、小額点と糸条斑点が優れていた。仏白は、京都府の蚕種家・向仲源吾から譲り受けた欧州白繭種を淘汰し、繭層量及び繭層歩合が多く、繭糸長の長い品種を選出・育成したものである。

片倉製糸は、1929（昭和４）年に新綾部製糸（株）製造の支欧黄繭種188枚を片倉仙台製糸所（宮城県仙台市）傘下の特約組合に配付していた[20]。また片倉製糸は、1934（昭和９）年に新綾部製糸（株）から春蚕用の白繭種と黄繭種各5,000枚の購入を予定していた[21]。この白繭種が「仏白×金光」、黄繭種が「綾黄×金光」であろう。片倉製糸は、新綾部製糸（株）への蚕種製造委託を昭和恐慌期前後に行っていたことが判明する。1934（昭和９）年に片倉製糸の社外春蚕白繭種購入数量では、新綾部製糸製蚕種が北越蚕種（株）に次いで多く、新綾部製糸製「仏白×金光」生糸の出荷高が第４位を占めていたことは、片倉製糸が「仏白×金光」の優れた特性を高く評価していたことの反映といえよう。

1934（昭和９）年新糸～同年12月末日までの片倉製糸白14中総出荷口数1,864件の内、春蚕糸白14中合計1,437件、初秋蚕糸白14中合計152件、晩秋蚕糸白14中合計275件であった。春蚕糸白14中が全体の77.1％を占め、次いで晩秋蚕糸白14中が14.8%、初秋蚕糸白14中が8.2%と続く。この生糸成績調査期間が1934年新糸～12月末日迄であることから、初秋・晩秋各蚕糸、特に晩秋蚕糸白14中出荷口数が1934年度の残余出荷分を占めていると考えられる。その出荷量は、1,000件程度と推測する。

春蚕糸白14中（1,437件）の平均糸格は２Ａ.８格、３Ａ格に近い糸格であった。この春蚕糸白14中の最多格は３Ａ格（559件）であり、２Ａ格（529件）と合わせると、75.7％に上る。３Ａ格と２Ａ格を中心格として、高点格93～97点（161件）、Sp.３Ａ格（69件）を合わせると1,318件、比率にして91.7％を占める。Ａ格（102件）以上では1,420件、比率にして98.8%に達する。Ｂ～Ｄ格合わせても、僅か17件に過ぎない。同期間に片倉製糸は、白14中春蚕糸（御法川繰糸）に関しては、高級糸の３Ａ格と２Ａ格を中心にSp.３Ａ格と97点までの高点格を生産・出荷する大製糸資本であった。

初秋蚕糸白14中（152件）の平均糸格は、２Ａ.３格である。この平均糸格は、上記春蚕糸白14中よりも若干低い。初秋蚕糸白14中の最多糸格は、２Ａ格（53件）、３Ａ格（43件）合わせて63.2%を占める。この両糸格で３分の２近くを占める。一般に初秋蚕糸の高級糸は、春蚕糸や晩秋蚕糸のそれと比べて少ないことから、全国の初秋蚕糸白14中生産の中で、片倉製糸のこの高級糸生産割合の高さは、群を抜いていよう。Sp.３Ａ格から95点格まで出荷口数21件、比率にして13.8%を占める。Ａ格（26件）以上では143件、比率にして94.1％に及ぶ。白14中春蚕糸に近い高級糸出荷割合である。Ｂ～Ｄ格は、合わせて僅かに９件に過ぎない。

晩秋蚕糸白14中（275件）の平均糸格は、

Sp.３A.２格である。上記春蚕糸・初秋蚕糸白14中を上回る平均糸格であった。晩秋蚕糸白14中の最多格は、93点～97点の高点格（126件）である。比率にして、45.8％を占める。晩秋蚕糸白14中出荷高の半分近くを高点格が占めていた。この高点格出荷高は、Sp.３A格（22件）、３A格（42件）、２A格（64件）合わせて128件と略同数である。２A格以上合計254件、比率にして92.4％を占め、A格（12件）以上では266件、比率にして96.7％に達する。B～D格は、合わせて僅か９件に過ぎない。片倉製糸の晩秋蚕糸白14中高級糸の生産には定評がある。以下、各交雑蚕品種別白14中生糸の出荷高（検査荷口数）及びその糸格について明らかにしたい。

① **交雑蚕品種と糸格**

1）「豊白×瑞祥」

まず、同期間中最多の白14中出荷交雑蚕品種である、「豊白×瑞祥」（1,057件）の糸格は、高点格の95点からC格まで９等級に及ぶ。「豊白×瑞祥」は、平均糸格が２A.７格、３A格に近い糸格である。「豊白×瑞祥」は、春蚕専用の白繭種で、糸質強健、日支白繭種に比べて繭重が重く、収繭量が多い。繭層歩合が多く、解舒も良好なので生糸歩合が多い。しかし、小節点はやや不良、繊度は14中用としては太く、21中としては細い欠点があった。片倉製糸は、この社製蚕品種を1928（昭和3）年～1937（昭和12）年に採用する[22]。

「豊白×瑞祥」の最多格は３A格（466件）、次いで２A格（404件）であり、両糸格合わせて870件、比率にして82.3％を占める。３A格と２A格を中心にSp.３A格（44件）及び高点格93点～95点（93件）まで合計1,007件、比率にして95.3％に及ぶ。これにA格（45件）を合わせると1,052件、比率にして99.5％に達する。B、C格は、合わせても５件に過ぎない。「豊白×瑞祥」は、片倉製糸出荷生糸の中で、春蚕糸は固より初秋・晩秋蚕糸を含めても、最も高点格出荷量の多い交雑蚕品種である。「豊白×瑞祥」は、高級糸向けの交雑蚕品種であったといえよう。しかし、更なる厳しい生糸検査法の施行においては、上記欠点を克服できない限り、格落の増加は避けられないであろう。

2）「豊白×満月」

「豊白×満月」（出荷口数189件）は、春蚕、初秋蚕、晩秋蚕何れの品種としても広く飼育され、その中で春蚕糸の出荷数量が最も多く、124件に上る。片倉製糸は、この社製蚕品種を1928（昭和３）年～1938（昭和13）年に採用する[23]。「豊白×満月」は、春蚕主用の品種といわれている。この出荷数量124件は、「豊白×瑞祥」を除くと、他の交雑蚕品種を春蚕種はもとより、初秋・晩秋各蚕種を通じて大きく上回る。初秋蚕糸24件、晩秋蚕糸41件であった。春蚕糸「豊白×満月」の糸格は、高点格の97点からD 格まで12等級に及ぶ。この「豊白×満月」の平均糸格は３A.４格と高く、他の春蚕交雑種の中でも「仏白×金光」、「分離白」と共に３A格グループを形成する。最多格が高点格（93点～97点）34件、次いで３A格（33件）、２A格（30件）合わせて97件は、124件の78.2％を占める。これにSp.３A格（13件）を合わせた２A格以上は110件に上り、比率にして88.7％を占める。春蚕糸の高点格97点は、この「豊白×満月」のみである。A格（10件）以上では合計120件、比率にして96.8％に達する。B格～D格は合わせても僅かに４件に過ぎなかった。「豊白×満月」は、高級糸生産に適していた品種といえよう。「豊白×満月」は、春蚕主用の品種で、初秋

蚕用にも使われたとするが、片倉製糸では晩秋蚕用にも広く使用されていたことが窺われる。「豊白×満月」は、虫質強健で繭糸長が長い特徴があったが、繊度稍々細く、解舒が不十分であったという。

初秋蚕糸「豊白×満月」（24件）の糸格は、高点格の94点からＢ格まで７等級に及ぶ。この平均糸格は、３Ａ.０格と高い。他の初秋蚕用交雑蚕品種には平均糸格3A格は無く、初秋蚕用の高級糸生産に適していた蚕品種であった。この最多格は、３Ａ格（11件）で半分近くの45.8％を占め、Sp.３Ａ格（５件）及び高点格の93点（２件）、94点（１件）と合わせて19件、比率にして79.2％に及ぶ。これに２Ａ格（１件）、Ａ格（３件）を合わせると23件、比率にして95.8％に達する。Ａ格以下は、Ｂ格のみ１件あるに過ぎない。「豊白×満月」が、初秋蚕としても頗る高級糸を生産出来る貴重な品種であったことが分かる。

晩秋蚕糸「豊白×満月」（41件）の糸格は、高点格の94点からＣ格まで８等級に及ぶ。この平均糸格は、３Ａ.５格であり、春蚕糸及び初秋蚕糸各「豊白×満月」よりも高い平均糸格であった。最多格は、春蚕糸同様、高点格（93点～94点）13件、比率にして31.7%を占める。これにSp.３Ａ格（８件）を合わせると21件、比率にして過半の51.2%、更に3A格（11件）を含めると、3A格以上では32件、比率にして78.0％を各占める。２Ａ格（５件）以上では37件、比率にして90.2％を占め、Ａ格（２件）以上では39件、比率にして95.1％まで高まる。Ａ格以下では、Ｂ格、Ｃ格が各１件、合わせて僅か２件あるに過ぎない。

「豊白×満月」は、各蚕期に飼育可能で、平均糸格３Ａ格という高級糸を繰糸出来る優良蚕品種であった。また「豊白×満月」は、各期蚕糸合せると、最多格が３Ａ格であり、２Ａ格以上で88.4%、Ａ格以上では96.3%にも達する。春蚕糸では97点高格糸を繰糸出来た。「豊白×満月」は、高級糸生産に適した優良な交雑蚕品種といえよう。

片倉製糸は、1933（昭和８）年７月18日開催の取締役会において、「沖縄蚕種製造ニ関スル件」について審議している[24]。この議案提出理由は、「高点格生糸ノ原料ニ充ツルタメ満月豊白種三万枚ヲ明早春沖縄ニテ採種スルコト」であった。審議結果は、「更ニ調査ノ上提案スル事」となる。その後の審議は不明であるが、翌々年には「豊白×満月」交雑種の出荷高が2倍近く増加しており[25]、この案件はその後承認されたのであろう。

３）「大安×満月」

「大安×満月」（出荷口数52件）は、春蚕糸のみの出荷である。片倉製糸は、この社製蚕品種を1932（昭和７）年～1939（昭和14）年に採用する[26]。「大安×満月」の糸格は、高点格の93点からＢ格までの６等級に及ぶ。「大安×満月」の平均糸格は、２Ａ.４格であった。この最多格は、２Ａ格（20件）で38.5%を占める。３Ａ格（17件）と合わせると37件、比率にして71.2%を占める。２Ａ格からSp.３Ａ格（５件）と高点格の93点（２件）まで合計44件、比率にして84.6%を占めていた。これにＡ格（6件）を含めると96.2%に達する。Ｂ格は、僅かに２件に過ぎない。「大安×満月」は、高級糸生産に適した、優れた交雑蚕品種であるといえよう。但し、「大安×満月」は、「豊白×瑞祥」、「豊白×満月」各春蚕糸格比べ、Sp.３Ａ格及び高点格の点では稍々見劣りがする。

「大安×満月」は、夏秋蚕主用といわれているが、第１表で見る限り春蚕専用として用

いられていたようである。この交雑種は、当時唯一の支支交雑種である。繭層歩合と生糸歩合が多く、小節と解除にも難点はないが、虫質稍々弱く、作柄に豊凶の差があることが欠点とされていた。

4）「栄光×満月」

「栄光×満月」の出荷口数は合計44件、内訳は春蚕糸26件、初秋蚕糸10件、晩秋蚕糸８件である。片倉製糸は、この社製蚕品種を1932（昭和７）年～1939（昭和14）年に採用する[27]。春・初秋・晩秋各蚕糸を合わせた糸格は、Sp.３Ａ格からＢ格まで5等級に亘る。この内、２Ａ格（18件）が最多糸格、この２Ａ格とＡ格（12件）及び３Ａ格（11件）を中心糸格として、Sp.３Ａ格（2件）、Ｂ格（1件）と続く。２Ａ格以上で70.5%、Ａ格以上では99.7％を占めていた。

春蚕糸「栄光×満月」の糸格は、Sp.３Ａ格からＢ格まで5等級に及ぶ。この平均糸格は、2A.０格であった。最多格は２Ａ格（９件）、次いで３Ａ格とＡ格共に７件、合わせて23件に及び、比率にして88.5％を占める。これにSp.３Ａ格（２件）を合わせると25件、比率にして96.2%に達する。Ｂ格は、僅かに１件に過ぎない。交雑種「栄光×満月」の春蚕糸が高級糸であることは疑いないが、高点格を欠く点は「豊白×瑞祥」、「豊白×満月」は固より、「大安×満月」と比べても稍々見劣りがしよう。

初秋蚕糸「栄光×満月」の糸格は、３Ａ格からＡ格まで3等級に及ぶ。この平均糸格は、A.７格と比較的低い。この最多格はＡ格（５件）で、半数の50％を占め、２Ａ格（３件）と３Ａ格（２件）で残る半数の50%を占めていた。Ａ格以下は無いものの、Sp.３Ａ格及び高点格繰糸には限界があったようである。この点、初秋蚕糸「豊白×満月」とは格差が生じていた。

晩秋蚕糸「栄光×満月」の糸格は、３Ａ格と２Ａ格の２等級に限られる。この平均糸格は、２A.２格であり、春蚕糸及び初秋蚕糸を上回る平均糸格であった。この最多格は２Ａ格（６件）、比率にして75%を占める。３Ａ格は、２Ａ格の3分の1の2件であった。２Ａ格以下は無いが、初秋蚕糸同様、Sp.３Ａ格及び高点格の出荷も無いとはいえ、「栄光×満月」が晩秋蚕糸は固より、春蚕糸及び初秋蚕糸と共に上記の糸格に見る如く、高級糸生産に適した交雑蚕品種であることには変わりが無い。

「栄光×満月」は、夏秋用といわれているが、春蚕用にも広く用いられていたことが判明する。この交雑種は、虫質が強く、収繭量も多く、夏秋蚕としては生糸量多く、繭解除及び生糸の小節にも当時としては特に難色が無く、繊度も14中用として不可無く、一般に無難な品種として賞用されていたという。片倉製糸においては、「大安×満月」と共に「栄光×満月」は、優良な多糸量種として普及をみる[28]。

5）「仏白×金光」

「仏白×金光」（出荷口数76件）は、春蚕糸のみである。春蚕糸「仏白×金光」の糸格は、高点格の96点からＢ格まで9等級に亘る。この平均糸格は、３A.８格であり、片倉製糸出荷の、前述した交雑春蚕糸の中で、最も高い平均糸格であった。「仏白×金光」の最多格は、高点格（96点～93点）27件で、比率にして35,5％を占める。これにSp.３Ａ格（３件）と３A格（19件）及び２A格（21件）を含めると、２Ａ格以上で70件、比率にして92.1％に上る。更にA格（5件）を加えると75件、比率にして98.7％に達する。Ｂ格は、僅か１件に過ぎない。「仏白×金光」

は、最高級糸及び高級糸繰糸に適した優良な交雑蚕品種であったことが分かる。前述の如く、「仏白×金光」は、片倉製糸が新綾部製糸株式会社に製造委託した交雑種である。「仏白×金光」の優れた特性故の購入であったことは、上記分析の結果から明らかである。

6）「分離白」

「分離白（1号）」は、熊本県蚕業試験場において大櫛平三郎等により育成された日欧固定種で、解舒・糸質共良好を特徴とする。片倉製糸がこの熊本分離白1号に改良淘汰を加えたもので、1934（昭和9）年に実用に供している[29]。なお大櫛平三郎は、1933（昭和9）年に片倉製糸に入社し、片倉佐賀蚕種製造所長、佐賀県是蚕業株式会社取締役に就任する[30]。大櫛平三郎は、片倉製糸入社後に「分離白1号」の改良と「満月」との交雑種研究を進める。

「分離白」（出荷口数・21件）は、春蚕糸限定である。春蚕糸「分離白」の糸格は、高点格94点からA格まで6等級に及ぶ。この平均糸格は、3A.3格である。既述の如く、春蚕糸の「仏白×金光」と「豊白×満月」に次ぐ高い平均糸格であった。「分離白」の最多格は3A格（8件）、これに高点格の94点～93点（5件）とSp.3A格（2件）を加えると、3A格以上15件、比率にして71.4％を占める。中心糸格は、3A格と高点格及びSp.3A格であった。2A格（3件）以上で85.7％、A格以上では100％を占める。A格以下は無い。「分離白」は、正に高級糸生産に適した優良品種であった。片倉製糸の品種改良が実を結んだ成果といえよう。

7）「国蚕欧18号×国蚕支106号」

「国蚕欧18号×国蚕支106号」（出荷口数36件）は、春蚕糸のみである。この交雑種は、何れも国立蚕業試験場育成の品種である。春蚕糸「国蚕欧18号×国蚕支106号」の糸格は、3A格からC格まで5等級に亘る。この平均糸格は、A.6格と稍々低い。「栄光×満月」の初秋蚕糸並みの糸格であった。「国蚕欧18号×国蚕支106号」の最多糸格は、2A格（20件）で、この糸格のみで過半の55.6％を占める。2A格とA格（11件）を合わせると31件、比率にして86.1％に上る。3A格（3件）を含めると、94.4％に達する。Sp.3A格や高点格が無い一方で、B格とC格は、各1件に過ぎない。

「国蚕支106号」は、支那二化性品種（昭白）より選出した、繭層量・繭層歩合の多い支那二化白繭種で、1931（昭和6）年より配布された。育成者は、国立蚕業試験場松本支場（水野辰五郎）である。「国蚕欧18号」は、交雑固定による多糸量品種育成の先駆をなした、一化性欧欧固定優性白繭種で、繭層量と繭層歩合共に多い特徴がある。「国蚕欧18号」は、上記交雑種以外に片倉製糸では、春蚕交雑種用に既述の如く「国蚕欧18号×国蚕支16号」、「国蚕欧18号×国蚕支14号」を用いていた。

「欧18号」は、1931（昭和6）年～1944（昭和19）年に亘り各種の実用に用いられた。多糸量系2品種の「国蚕支106号」と「国蚕欧18号」の一代交雑種は、繭色白く、繭糸長く、繭層量、繭層歩合及び糸歩多く、類節の少ない特徴を持つ[31]。

「国蚕支106号」は、上記交雑種以外に既述の如く、片倉製糸では春蚕・初秋蚕・晩秋蚕各交雑種用に「国蚕欧17号×国蚕支106号」、「分離白×国蚕支106号」、「国蚕日110号×国蚕支106号」、「国蚕日7号×国蚕支106号」を用いていた。

8）「国蚕欧17号×国蚕支14号」

「国蚕欧17号×国蚕支14号」（出荷口数19

件）は、春蚕糸のみである。春蚕糸「国蚕欧17号×国蚕支14号」の糸格は、２Ａ格～Ｂ格まで３等級に及ぶ。この平均糸格は、A.２格、上記「国蚕欧18号×国蚕支106号」同様に片倉社製蚕品種に比べて低い。片倉社製蚕品種の中でも、「栄光×満月」の初秋蚕糸の平均糸格より低いとはいえ、高級糸の糸格範疇に属する。「国蚕欧17号×国蚕支14号」の最多糸格はＡ格（11件）で、過半の57.9%を占める。このＡ格と２Ａ格（６件）を含めると、89.5％に上る。高級糸が大半を占めているとはいえ、３Ａ格、Sp.３Ａ格、高点格は何れも無い。Ｂ格は、２件に過ぎない。

「欧17号」は、1927（昭和２）年に福島県の脇屋隆吉の「伊白」種を国立蚕業試験場福島支場において譲り受け、その小巣の系統を飼育改良して、配布した一化性欧州白繭種である。育種は、同功繭少ないものを選出して、繭形膨大で繭色不良なものを淘汰し、更に糸長の長いものを選出する事に務めたものである。

「支14号」は、支那金黄種を出発点として、繭層歩合の向上を目標として改良育成した一化性支那金黄種である。1929（昭和４）年に「支14号」として配布したもので、繭層量と繭層歩合が多い事を特徴とする。

9）「国蚕欧16号×国蚕支14号」

「国蚕欧16号×国蚕支14号」（出荷口数７件）は、全て春蚕糸である。春蚕糸「国蚕欧16号×国蚕支14号」の糸格は、３Ａ格と２Ａ格の２等級である。この平均糸格は、２A.４格であり、出荷量は少ないが、前出2蚕品種の国蚕系よりも優れた交雑種であった。平均糸格としては、春蚕糸「大安×満月」に匹敵する、高級糸生産に適した蚕品種であったといえよう。「国蚕欧16号×国蚕支14号」の最多糸格は２Ａ格（４件）であるが、３Ａ格において3件の出荷量を維持する。この交雑種は、高級糸の３Ａ格と２Ａ格を生産する。但し、Sp.３Ａ格や高点格は無い。上記「国蚕欧18号×国蚕支106号」と「国蚕欧17号×国蚕支14号」以外では、「国蚕欧16号×国蚕支14号」を含め、国蚕系白14中春蚕品種の出荷量は少ない。

「欧16号」は、1926（大正15）年に輸入された「ジアロ・アスコリ」種を国立蚕業試験場において飼育改良されたもので、優秀な熊本支場系が用いられて、1931（昭和６）年に配布されたアスコリ系一化性欧州黄繭種である。黄繭種としては繭層量・繭層歩合に富み、良質多糸量の品種であった。「国蚕支14号」については、既述の如くである。この交雑種は、黄繭糸と考えられる。

10）「国蚕欧17号×国蚕支106号」

「国蚕欧17号×国蚕支106号」（出荷口数２件）は、春蚕糸に限られる。春蚕糸「国蚕欧17号×国蚕支106号」の糸格は、Ａ格のみである。２Ａ格以上は無い。この平均糸格はA.０格であり、片倉製糸の白14中春蚕糸出荷交雑種の中で最も平均糸格が低い。低いとはいえ、この春蚕糸は、Ａ格＝高級糸に属す。なお、「国蚕欧17号」と「国蚕支106号」の性状については、既述の如くである。

11）「国蚕欧18号×国蚕支16 号」

「国蚕欧18号×国蚕支16号」（出荷口数3件）は、全て春蚕糸である。春蚕糸「国蚕欧18号×国蚕支16号」の糸格は、２Ａ格とＡ格の2等級である。この平均糸格は、A.３格である。「国蚕欧18号×国蚕支106号」と「国蚕欧17号×国蚕支14号」及び「国蚕欧17号×国蚕支106号」と並び、平均糸格は、Ａ格に止まる。春蚕用国蚕系品種は、総じて片倉社製品種に比べ、平均糸格は低い傾向にあり、高点格は勿論のこと、Sp.３Ａ格をも

欠いている点が共通している。「国蚕欧18号×国蚕支16号」の最多糸格は、A格（２件）であり、これに２A格１件を含む糸格構成であった。

「支16号」は、繭層歩合に富む一化性支那金黄系品種である。「支16号」は、蚕糸業界の糸価不況時に生産費低減を促し、繭糸繊度太く、粒付を少なくする要望を受けて所謂４粒付14中の原料繭品種として育成され、1933年（昭和８）年に配布された[32]。「国蚕支16号」と「国蚕欧18号」の交雑種は、繭層歩合・糸量共に多く、繊度の太い特徴を持っていた。「欧18号」の性状については、既述の如くである。

12)「国蚕欧16号×国蚕支105号」

「国蚕欧16号×国蚕支105号」（出荷口数７件）は、春蚕糸のみである。春蚕糸「国蚕欧16号×国蚕支105号」の糸格は、３A格と２A格の２等級であり、この平均糸格は、２A.４格であった。国蚕系品種では、前出の「国蚕欧16号×国蚕支14号」、片倉社製品種では「大安×満月」と各同様の平均糸格である。この交雑種生糸には、Sp.３A格や高点格は無いが、高級糸生産に適した蚕品種であるとはいえよう。

「支105号」は、1927（昭和２）年に多田助一郎（松本市）の二化性支那白繭種を国立蚕業試験場松本支場に譲り受け、繭形不整な短俵形繭から楕円形に選出し、1929（昭和４）年～1936（昭和11）年の間に配布したものである。「欧16号」の性状については、既述の如くである。

13)「国蚕欧18号×国蚕支14号」

「国蚕欧18号×国蚕支14号」（出荷口数３件）は、春蚕糸に限られる。春蚕糸「国蚕欧18号×国蚕支14号」の糸格は、２A格のみである。この平均糸格は、２A.０格である。出荷生糸に３A格、Sp.３A格、高点格を欠くが、高級糸生産を実現している。

斯くして、上記国蚕系春蚕用品種に比べ、片倉社製春蚕用品種の優位性は明らかであった。

14)「支欧」

「支欧」（出荷口数４件）の具体的な品種は不明であるが、全て春蚕糸である。春蚕糸「支欧」の糸格は、２A格に限られる。この平均糸格は、２A.０格である。国蚕系品種同様に、高級糸の中でも中位クラスの糸格であり、高点格やSp.３A格といったレベルの高級糸を生産出来る交雑種ではなかったといえよう。

以下、初秋・晩秋蚕各交雑種の糸格について、分析することにしよう。

15)「分離白×国蚕支106号」

「分離白×国蚕支106号」の出荷口数は合計111件、この内訳は、初秋蚕糸45件、晩秋蚕糸66件である。「分離白×国蚕支106号」は、片倉製糸においては、この出荷内容で見る限り春蚕用ではなく、初秋・晩秋蚕用に使われている。片倉製糸の初秋蚕糸の出荷高は、蚕品種別にみると、この「分離白×国蚕支106号」が最も多く、初秋蚕糸出荷総数（152件）の29.6%を占めていた。

初秋蚕糸「分離白×国蚕支106号」の糸格は、高点格95点からD格まで10等級に及んでおり、糸格範囲が広い。この平均糸格は、２A.６格である。これは、初秋蚕糸「豊白×満月」（平均糸格３A.０格）には及ばないが、初秋蚕糸「栄光×満月」（平均糸格A.７格）を上回る。初秋蚕糸として「分離白×国蚕支106号」は、片倉社製蚕品種の中で「豊白×満月」に次ぎ、高級糸生産に適した品種であり、後述の「分離白×満月」と共に国蚕系品種を凌ぐ優良な初・晩秋品種で

あった。従来初秋蚕は、繭質劣等、蚕糸業界の癌とまで称されていたが、片倉製糸の「分離白×国蚕支106号」採用によって大いに品質向上が図られた。

初秋蚕糸「分離白×国蚕支106号」の最多糸格は、３Ａ格（15件）、これに２Ａ格（11件）を加えると26件、比率にして過半の57.8%を占める。更にSp.３Ａ格（３件）と高点格の95点（２件）・94点（３件）加えると34件、比率にして75.6%に及ぶ。これにＡ格（8件）を加えると、Ａ格以上の高級糸は42件、比率にして93.3％に達する。Ｂ格が２件、Ｄ格は１件に過ぎない。上記95点格を含む高点格５件は「豊白×満月」（３件）を上回っており、「分離白×支106号」が優良品種であることの証左ともいえよう。なお、後述の国蚕系品種（初秋蚕用）には高点格は勿論のこと、Sp.３Ａ格生産も不可能であった。片倉社製初秋蚕品種、特に「豊白×満月」、「分離白×国蚕支106号」は、国蚕系初秋蚕品種に対する優位性を物語る。

多糸量品種の普及時期には生糸の纇節問題も厳しくなり、蚕品種の改良が要求されるようになった。折しも熊本県蚕業試験場から配布の「分離白１号」と国立蚕業試験場松本支場育成の「国蚕支106号」の交雑種は、小纇が少なく、「纇節問題の救済者として製糸業者から賞賛の辞を擅にした感があった[33]」という。郡是製糸も1933（昭和8）年に「分離白×国蚕支106号」を採用し、同社秋蚕種の主流となった[34]。

晩秋蚕糸「分離白×国蚕支106号」（66件）の糸格は、高点格97点から２Ａ格まで8等級に亘る。全て高級糸以上の糸格である。この平均糸格は、94.1点格である。平均糸格は、晩秋蚕糸の「豊白×満月」（平均糸格３Ａ.５格）は勿論のこと、「栄光×満月」（平均糸格２Ａ.２格）をも上回る。晩秋蚕糸「分離白×国蚕支106号」は、後出の晩秋蚕糸「分離白×満月」と並び、初秋蚕糸品種同様に後出の各種国蚕系晩秋蚕糸品種を凌ぐ優良品種であった。

晩秋蚕糸「分離白×国蚕支106号」の最多糸格は、高点格（97点～93点）のみで52件、比率にして78.8％に上る。この内、95点（16件）と94点（17件）で半数の33件（比率50%）を占める。高点格にSp.３Ａ格（8件）を合わせると、90.9％に及ぶ。高級糸の3Ａ格（２件）と２Ａ格（４件）を合わせても僅か６件に過ぎず、高点格最高級糸の占める比率が極めて高いことに特徴がある。

当該品種は、高い世評の一方で「此品種（分離白１号×国蚕支106号）も時に世評一定ならず、或は糸量多からずとなすもの、或は飼育困難なりとなすもの、或は糸縷の状態よろしからずとなすもの等があった。殊に昭和９、10両年には地方的に甚だしき不作を招けるものあり、其為声価を傷つけたことは決して少々ではなかった」という[35]。片倉製糸においては、「分離白×国蚕支106号」品種は、晩秋用としてその真価を十分に発揮した優良品種として名声を享受することになるが、高度な養蚕技術と共に片倉製糸が熊本分離白１号の改良種として育成した分離白１号がその特性を大きく向上させた成果といえよう。

16)「分離白×満月」

「分離白×満月」の出荷口数は合計51件、この内訳は初秋蚕糸4件、晩秋蚕糸47件であった。この出荷交雑蚕糸は、殆ど大部分晩秋蚕糸である。片倉製糸では、この年に分離白系秋蚕用交雑品種として、上記「分離白×国蚕支106号」とこの「分離白×満月」の２種を採用していた[36]。片倉製糸は、「分離

白1号×満月」を1934（昭和９）年～1940（昭和15）年に採用する[37]。

初秋蚕糸「分離白×満月」（４件）の糸格は、３Ａ格からＡ格までの3等級に亘る。この平均糸格は、２Ａ.５格である。初秋蚕糸として「豊白×満月」（３Ａ.０格）に次ぐ、「分離白×国蚕支106号」（２Ａ.６格）と略同様の平均糸格であり、「栄光×満月」（Ａ.７格）を上回る。而も此の平均糸格は、国蚕系初秋蚕品種の「国蚕日110号×国蚕支106号」（２Ａ.２格）、「国蚕日110号×国蚕支105号」（２Ａ.１格）、「国蚕日７号×国蚕支106号」（Ｃ.８格）にも勝る優良品種であったことが分かる。出荷高においても、片倉系交雑種秋蚕糸が国蚕系のそれを大きく上回る。初秋蚕糸「分離白×満月」の最多糸格は３Ａ格（３件）、この糸格のみで比率にして75.0％を占める。Ａ格は、１件のみに過ぎない。初秋蚕糸「分離白×満月」には、高点格やSp.３Ａ格は無いが、３Ａ格を中心にＡ格以上の高級糸である。交雑種「分離白×満月」は、繭糸量・繰糸量共に多く、糸質優良な品種である。

晩秋蚕糸「分離白×満月」（47件）の糸格は、高点格97点から２Ａ格まで８等級に及ぶ。この平均糸格は、高点格94.5点に上り、晩秋蚕糸としては、「分離白×国蚕支106号」（94.1点）を上回るほか、「豊白×満月」（３Ａ.５格）や「栄光×満月」（２Ａ.２格）を凌ぐ最高の平均糸格であった。晩秋蚕糸「分離白×満月」の最多糸格は、高点格の44件、比率にして93.6％を占める。高点格（97点～93点）の中で、特に95点（14件）と96点（13件）合わせて27件、比率にして過半の57.4%を占め、これに94点（11件）を加えると80.9％に上る。高点格以下では、３Ａ格（２件）と２Ａ格（１件）があるに過ぎない。片倉製糸出荷の国蚕系晩秋蚕品種をみると、「国蚕日７号×国蚕支106号」、「国蚕日110号×国蚕支106号」、「国蚕日110号×国蚕支105号」共に高点格97点は無く、「分離白×満月」に比べて前二者の高点格の占める比率が低く、「国蚕日110号×国蚕支105号」にあっては、高点格・Sp.３Ａ格共に欠いている。片倉系晩秋蚕品種の国蚕系晩秋蚕品種に対する優位性が明らかである。

夏秋蚕種は、作柄不安定のために国立蚕業試験場や府県蚕業試験場において、各種の蚕品種を配布するほか、蚕種製造家も様々な交雑種を製造・販売するという状況にあった[38]。こうした中にあって、国立蚕業試験場は、1930（昭和５）年に「国蚕日110号」と「国蚕支105号」の組合せを指定し、翌1931（昭和６）年に「国蚕支106号」の配布があり、同年「国蚕日７号」と「国蚕支106号」の指定組合せを発表するなど、二化性支那種の多糸量系品種が配布されて以来、地方の実状は一変し、先ず「国蚕日110号」と「国蚕支105号」の交雑種が普及・拡大するに至る。既述の八王子製糸所の片倉本社報告に見る如く、この状況は、現場においても強く認識されていた。更に、「国蚕支106号」が配布されると「国蚕支105号」に代わって、国立蚕業試験場の指定組合せではないものの、「国蚕日110号」と「国蚕支106号」の組合せが広く普及するようになった。そして「国蚕日7号」と「国蚕支106号」の交雑種は、主に晩秋蚕期の飼育に充てられるようになった。以下、国蚕系交雑初・晩秋蚕品種について究明していくことにしよう。

17)「国蚕日110号×国蚕支106号」

「国蚕日110号×国蚕支106号」の出荷口数は38件、この内初秋蚕糸７件、晩秋蚕糸31件であった。「国蚕日110号×国蚕支106

号」品種は専ら秋蚕用であり、この8割以上が晩秋蚕糸で占められている。

初秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支106号」（７件）の糸格は、３Ａ格からＡ格までの３等級に亘る。この平均糸格は、２Ａ.２格である。「国蚕日110号×国蚕支106号」の平均糸格は、後出の国蚕系初秋蚕品種の「日110号×支105号」と「日７号×支106号」の平均糸格を上回る。しかし、片倉社製蚕品種の「豊白×満月」、「分離白×支106号」、「分離白×満月」の平均糸格を下回る。総じて、片倉社製品種と国蚕系品種との優劣は明確である。初秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支106号」の最多糸格は、３Ａ格（３件）と２Ａ格（３件）合わせて６件、比率にして85.7％を占める。残る１件がＡ格である。この交雑種は、Ａ格以上の高級糸生産に適した優良品種といえよう。

晩秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支106号」（31件）の糸格は、高点格95点からＤ格まで10等級の広範囲に及ぶ。この平均糸格は、２Ａ.９格であり、後出の「国蚕日110号×国蚕支105号」（３Ａ.０格）と「国蚕日７号×国蚕支106号」（３Ａ.０格）と略同格であるが、「国蚕日１号×国蚕支101号」（Ａ.６格）を上回る。晩秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支106号」の最多糸格は２Ａ格（15件）、比率にして半数近くの48.4％を占める。これに高点格（95点～93点）８件とSp.３Ａ格（２件）及び３Ａ格（２件）を加えると合計27件、比率にして87.1％に上る。２Ａ格以上で9割近くを占めており、高級糸生産に適した優良品種といえよう。但し、既述の如く、国蚕系秋蚕種は、片倉社製蚕種に品質面で及ばず、特に晩秋蚕品種において大きな品質格差が生じていたといえよう。片倉社製蚕品種の優位性は明らかである。

「日110号」は、岐阜市の玉置芳兵衛の「二化性中巣」種を1915（大正４）年に国立蚕業試験場松本支場（水野辰五郎）において譲り受け、繭層量及び繭層歩合の改良淘汰を行い、1925（大正14）年に「日110号」として配布した夏秋用二化性日本白繭種である。「国蚕日110号×国蚕支106号」の組合せは、1939（昭和14）年まで広く重用された。「国蚕日110号×国蚕支106号」は、後出の「国蚕日110号×国蚕支105号」よりも繭層量、繭層歩合、糸長共に優れている。「支106号」の性状については、既述の如くである。

18)「国蚕日110号×国蚕支105号」

「国蚕日110号×国蚕支105号」の出荷口数は37件、この内訳は初秋蚕糸24件、晩秋蚕糸13件である。この交雑種については、初秋蚕糸中心にして出荷量の3分の２近くを占めていた。初秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支105号」の出荷量は、「豊白×満月」の初秋蚕糸（24件）と同量であり、同年片倉製糸出荷の国蚕系初秋蚕品種（「日110号×支106号」、「日７号×支106号」）の中では最も出荷量が多い。

初秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支105号」（24件）の糸格は、３Ａ格からＡ格まで3等級に及ぶ。この平均糸格は、２Ａ.１格である。この糸格は、「国蚕日110号×国蚕支106号」の平均糸格と略同格であるが、「国蚕日７号×国蚕支106号」の平均糸格を上回る。国蚕系品種間の品質格差が生じている。上述の「国蚕日110号×国蚕支106号」の場合と同様に、初秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支105号」と比べて、片倉社製初秋蚕品種（「豊白×満月」、「分離白×支106号」、「分離白×満月」）の優位性は明白である。初秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支105号」の最多糸格は、２Ａ格（19件）、この糸格のみで比率にして

79.2％を占める。これに３Ａ格（４件）を加えると、２Ａ格以上で95.8％に達する。Ａ格は、１件に過ぎない。この品種糸格は、全て高級糸に属している。初秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支105号」は、高級糸に適した優良品種であることに変わりはない。片倉社製蚕品種は、これ以上の優良品種であった。

晩秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支105号」（13件）の糸格は、３Ａ格（13件）に集中し、これ以外の糸格は無い。この平均糸格は、３Ａ.０格である。この晩秋蚕交雑種には、３Ａ格以上も以下の生産も無いことが特質であった。この晩秋蚕交雑種に３Ａ格以下の糸格が無い原因は、格落が１件も無いことに依る。晩秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支106号」や「国蚕日７号×国蚕支106号」が共に高点格とSp.３Ａ格を生産する一方で、３Ａ格以下の生糸を生産していた特徴がある。この相違は後述の如く、「国蚕日110号×国蚕支106号」と「国蚕日７号×国蚕支106号」に格落原因が多々あったことに依る。

片倉社製蚕品種（「分離白×支106号」、「分離白×満月」）には上記3種の国蚕系品種の優れた特性を併せ持っていた。即ち、高点格及びSp.３Ａ格を繰糸出来る一方で、２Ａ格以下の生糸生産が無い点である。片倉製糸の分離白系晩秋蚕品種には特に優れた特質を兼ね具えていた。片倉社製蚕品種と国蚕系品種の品質格差は、歴然であったといえよう。既述の如く、片倉松本製糸所は、夏秋蚕種用として「国蚕日110号×国蚕支105号」の出現が品種改良・統一の上で果たした意義を高く評価していた。また片倉江津製糸（株）と鳥栖製糸所及び大邱製糸所が1931（昭和６）年に晩秋蚕種（秋蚕種）として「国蚕日110号×国蚕支105号」を配布していたことは既に述べた通りである。国立蚕業試験場は、1930（昭和５）年３月に「国蚕支105号」と「国蚕日110号」を交雑種して夏秋蚕用の組合せとして使用することを公表する。この交雑種は、飼育比較的容易で糸量多く、類節少なく夏秋蚕交雑種として成績可良であった[39]。1930（昭和５）年の品種別合格原蚕種数量は、第１位が「国蚕日110号」1,831,000蛾、第2位が「国蚕支105号」1,449,000蛾であった[40]。「国蚕日110号」、「国蚕支105号」共にその性状については、既述の如くである。

19)「国蚕日７号×国蚕支106号」

「国蚕日７号×国蚕支106号」の出荷口数は22件，この内初秋蚕糸５件、晩秋蚕糸17件であった。同年片倉製糸出荷の国蚕系秋蚕品種の中では、「日110号×支106号」（38件）と「日110号×支105号」（37件）に次ぐ出荷高である。初秋蚕品種の出荷高としては、「分離白×満月」（４件）と略同様で、「国蚕日110号×支106号」（７件）に次ぐ少量であった。

初秋蚕糸「国蚕日７号×国蚕支106号」（５件）の糸格は、２Ａ格からＣ格まで4等級に亘る。この平均糸格は、Ｃ.８格である。平均糸格Ｃ.８格は、初秋蚕糸の「国蚕日110号×国蚕支106号」（２Ａ.２格）と「国蚕日110号×国蚕支105号」（２Ａ.１格）を下回る。初秋蚕糸「国蚕日７号×国蚕支106号」の最多糸格はＣ格（３件）、比率にして60.0％を占める。Ｃ格中心に、２Ａ格（１件）とＢ格（１件）によって構成される。初秋蚕糸「国蚕日７号×国蚕支106号」の平均糸格は、片倉製糸出荷の国蚕系初秋蚕品種及び片倉社製蚕品種の中で最も低いが、その原因は、後述のように特に再繰切断（３件）による格落が生じていたことであった。格落４件中、３件が再繰切断に依るものであった。格落が無いのは、１件のみである。

晩秋蚕糸「国蚕日７号×国蚕支106号」（17件）の糸格は、高点格96点からＤ格まで11等級に及ぶ。この平均糸格は、３Ａ.０格であり、前述の如く、晩秋蚕糸の「国蚕日110号×国蚕支106号」（２Ａ.９格）と「国蚕日110号×国蚕支105号」（３Ａ.０格）と同様格であった。晩秋蚕糸「国蚕日７号×国蚕支106号」の最多糸格は、高点格（96点～93点）６件、比率にして35.3％である。これにSp.３Ａ格（2件）、3Ａ格（１件）、２Ａ格（２件）を合わせると11件、比率にして3分の2近くの64.7％を占める。更にＡ格（３件）を加えると14件、比率にして82.4％に上る。Ａ格以下は、３件（Ｂ格２件、Ｄ格１件）に過ぎない。高点格96点が１件とはいえ、片倉製糸出荷の国蚕系晩秋蚕糸の中では、この「国蚕日７号×国蚕支106号」が唯一である。晩秋蚕糸「国蚕日７号×国蚕支106号」は、高級糸生産に適合的な優良品種であるといえよう。初・晩秋蚕糸「国蚕日７号×国蚕支106号」と片倉社製蚕品種を比べると、同社の「豊白×満月」、「栄光×満月」、「分離白×支106号」、「分離白×満月」各品種特性の優位性が明らかであろう。

晩秋蚕糸「国蚕日７号×国蚕支106号」には、再繰切断による格落が５件あり、この原因解消が図られたならば、高級糸生産増加を実現しよう。

「日７号」は、「欧９号×正白」の雑種第二代目に分離した白繭種に更に「日110号」を交配して、1927（昭和２）年秋期に育成を開始し、一蟻育淘汰により繭層量、繭層歩合の改良を行い、Ｆ８で日欧一二化分離白繭の固定種を得たもので、1931（昭和６）年に「日７号」として配布した一化性日欧一二化分離白繭種である。「日７号」は、「日110号」に比べ、繭層量、繭層歩合、繭糸長、糸量共に多い優良品種である。育成者は、国立蚕業試験場松本支場（水野辰五郎）である。

20)「国蚕日１号×国蚕支101号」

「国蚕日１号×国蚕支101号」の出荷口数は13件、全て晩秋蚕糸である。この出荷量は、晩秋蚕糸の「国蚕日110号×国蚕支105号」（13件）と同量であり、「国蚕日110号×国蚕支106号」（31件）に次ぐ。片倉製糸出荷の国蚕系晩秋蚕糸4種の中で、「国蚕日110号×国蚕支105号」と共に最少であった。

晩秋蚕糸「国蚕日１号×国蚕支101号」（13件）の糸格は、３Ａ格からＢ格まで4等級の範囲内にある。この平均糸格は、Ａ.６格である。上記晩秋蚕品種の中で、最も平均糸格が低い。「国蚕日110号×国蚕支105号」と「国蚕日７号×国蚕支106号」の平均糸格が共に３Ａ.０格、「国蚕日110号×国蚕支106号」の平均糸格２Ａ.９格に比べ、平均糸格格差が大きい。晩秋蚕糸「国蚕日１号×国蚕支101号」の最多糸格は、２Ａ格（８件）で、比率にして61.5％を占める。これに３Ａ格（１件）とＡ格（３件）を合わせると12件、比率にして92.3％に達する。その他の糸格は、Ｂ格１件に過ぎない。Ａ格以上の高級糸が9割以上を占めており、晩秋蚕糸「国蚕日１号×国蚕支101号」が高級糸生産に適していた優良品種の部類に入ることは異論の無いところであろう。この交雑種の平均糸格が他の上記国蚕系品種と比べて低い原因の１つは、再繰切断（２件）による格落が生じていたことである。

国立蚕業試験場は、1918（大正７）年に夏秋蚕用の日支交雑種としてこれまで日本二化に支那一化の交雑形式が最も普通であったが、支那の二化性支101号の配布と共に日本一化を組合せた「国蚕支101号×国蚕日１号」を指定する[41]。

「日1号」は、福島県の丹治梅吉が飼育していた「赤熟」種を1913（大正2）年3月に国立原蚕種製造所において譲り受け、同福島支所で飼育し、繭形、糸量、糸質等を目標として改良淘汰を加えて育成した日一化白繭種で、1914（大正3）年から「日1号」として配布したものである。糸量多く、その他一般に優良品種として重用された。

「支101号」は、1916（大正5）年国立蚕業試験場の河西大弥が中国から持参した無錫地方産の二化性支那種を国立蚕業試験場福島支場において飼育調査して選抜した二化性支那白繭種で、1917（大正6）年に「支101号」として配布したものである。蚕作改善のための品種として役立った。

21)「日支」

具体的な品種が不明な「日支」の出荷口数は72件、この内訳は初秋蚕糸33件、晩秋蚕糸39件である。「日支」交雑種の初秋蚕糸出荷高（33件）は、上記「国蚕日110号×国蚕支106号」、「国蚕日110号×国蚕支105号」、「国蚕日7号×国蚕支106号」の合計出荷高（36件）と略同量である。

初秋蚕糸「日支」（33件）の糸格は、高点格94点からB格まで7等級に亘る。この平均糸格は、2A.2格である。この「日支」平均糸格は、初秋蚕糸の「国蚕日110号×国蚕支106号」（2A.2格）と「国蚕日110号×国蚕支105号」（2A.1格）の平均糸格と同格であり、「国蚕日7号×国蚕支106号」（C.8格）を上回る。初秋蚕糸「日支」は、上記国蚕系初秋蚕品種には無い高点格（94点）を有する。

初秋蚕糸「日支」の最多糸格は2A格（15件）で、比率にして半数近くの45.6%を占める。これに高点格94点（1件）、Sp.3A格（4件）、3A格（5件）を加えると、2A格以上で25件、比率にして75.8%に上る。更にA格（7件）を合わせると、A格以上で32件、比率にして97.0%に達する。B格は、僅か1件に過ぎない。この「日支」交雑種は、高級糸生産に適した優良品種といえよう。「日支」初秋蚕糸の格落原因は、再繰切断（4件）のみで、初秋蚕糸としては格落比率（12.1%）が低い。

晩秋蚕糸「日支」（39件）の糸格は、高点格95点からB格まで8等級に及ぶ。この平均糸格は、2A.4格である。上記晩秋蚕糸の「国蚕日1号×国蚕支101号」（平均糸格A.6格）を上回るが、「国蚕日110号×国蚕支105号」（同3A.0格）と「国蚕日7号×国蚕支106号」（同3A.0格）及び「国蚕日110号×国蚕支106号」（2A.9格）を下回る。「日支」交雑種は、上記国蚕糸品種とは異なり、初秋蚕糸に比べて晩秋蚕糸の平均糸格が稍々低い傾向にあり、初秋蚕糸と晩秋蚕糸の平均糸格に明確な差が無い点に特徴がある。

晩秋蚕糸「日支」の最多糸格は、2A格（23件）である。2A格のみで、比率にして過半の59.0%を占める。これに高点格95点・93点（合計3件）、Sp.3A格（2件）、3A格（8件）合わせて36件、比率にして2A格以上で92.3%に達する。更に、A格（2件）を加えると38件、比率にして97.4%まで高まる。B格は、1件に過ぎない。初秋蚕糸と同様に、晩秋蚕糸「日支」交雑種は、高級糸生産に適した優良品種といえよう。

「日支」晩秋蚕糸の格落原因は、初秋蚕糸よりも少ない3件（再繰切断2件と類節1件）に過ぎず、格落比率は、僅か7.7%に止まる。「日支」初・晩秋蚕糸を合わせても、格落比率は9.7%である。この比率は、上記国蚕系品種の格落比率を下回る。「日支」交

雑種が優良品種であったことの証左といえよう。

② 格落原因

片倉製糸は、1934（昭和９）年７月１日～1935（昭和10）年６月30日において、御法川式多条繰糸機を使用した白14中生糸の出荷検査荷口総数が4,484件、この内格落荷口数は575件（格落比率12.8％）であった[42]。1934（昭和９）年の横浜・神戸生糸検査所検査荷口総数（白14中生糸）が26,499件、この内格下荷口数は5,771件（格落比率21.8％）であった[43]。片倉製糸の格落比率は、横浜・神戸生糸検査所の格落比率の約２分の１に過ぎないのである。片倉製糸の御法川式多条繰糸機の導入等に伴う製糸技術向上や優れた蚕品種の開発及び高度な養蚕技術等が他の製糸家たちとの生糸品質格差の拡大が生じていたといえよう。

片倉製糸は、1931（昭和６）年度には「御法川繰糸」の出荷検査荷口総数が2,818件、この内格落荷口数は524件（格落比率18.5％）から翌年度には「御法川繰糸」出荷検査荷口総数が3,687件に増え、この内格落荷口数は784件（格落比率21.2％）であった[44]。出荷検査荷口総数の増加に伴い、格落比率も増大することになるが、上記1934年度においては、格落比率が低下していた。片倉製糸による各種の改善が進んでいたことを窺わせる。

1934年度において片倉製糸の白14中生糸格落原因別荷口数682件（重複格落原因を各１件として計算）の内、主要な格落原因は小額216件（格落比率31.7％）と再繰切断181件（格落比率26.5％）及び肉眼（荷揃72件、整理73件）合わせて145件（格落比率21.3％）であった。1934年に横浜・神戸生糸検査所の14中生糸格下原因別荷口数6,737件（重複格下原因を各１件として計算）の内、主要な格下原因は、肉眼（荷揃570件、整理173件、荷揃及び整理1,478件）合わせて2,221件（格下比率33.0％）、糸条斑（平均994件、劣等1,076件）合わせて2,070件（格下比率30.7％）、再繰切断1,282件（格下比率19.0％）であった[45]。優れた性能を有する御法川式多条繰糸機を使用する片倉製糸の糸条斑（平均、劣等）成績との格差が歴然としているといえよう。片倉製糸は、1931年度においては、白14中格落原因別荷口数571件（重複格落原因を各１件として計算）の内、主要な格落原因は、小額のみで290件（格落比率50.8％）に上る。その後も改善を伴いながら小額による格落が続くことになり、片倉製糸にとって小額の成績向上が特に重要視されよう。

1934（昭和9）年新糸～同年12月末日に片倉製糸の御法川式多条繰糸機を使用した白14中生糸の出荷検査件数合計1,864件の格落件数は、141件（格落比率7.6％）である。これを各蚕糸別にみると、春蚕糸出荷検査件数1,437件に対し、格落件数83件（格落比率5.8％）である。初秋蚕糸の出荷検査件数152件に対し、格落件数28件（格落比率18.4％）である。晩秋蚕糸の出荷検査件数275件に対して、格落件数30件（格落比率10.9％）である。各蚕糸別白14中生糸の出荷検査件数の内、初秋蚕糸の格落比率が最も高く、次いで晩秋蚕糸、春蚕糸と続く。片倉製糸の白14中生糸出荷検査総件数の77.1％を占める春蚕糸が格落総件数の58.9％に止まる。これは、各蚕糸を通じて春蚕糸の格落比率が最も低いことに起因する。春蚕糸の格落比率（5.8％）は、初秋蚕糸の格落比率の３分の１以下、晩秋蚕糸の格落比率の約２分の１であった。春蚕糸に比べ、秋蚕糸特に初秋蚕糸の格落比率

が高いことは、片倉製糸においては初秋蚕種の繭質劣等に悩まされていた状況が依然として高級糸生産の局面において生じていたことを物語るといえそうである。片倉製糸は、1935（昭和10）年７月18日開催の取締役会に提出の「昭和十年度夏秋蚕種配給承認ノ件」において、「初秋ハ出来ルダケ制限ヲ希望スル旨ヲ通知スルコト」を指示している(46)。

次に格落原因についてみると、格落総件数141件の内、最多は再繰切断58件、次いで糸条斑（糸条の均質性）33件、繊度偏差（平均デニールと各繊度糸のデニールとの開き）26件、類節（大中小類）15件、拝見（生糸の色沢その他荷揃等の肉眼検査）９件であった。再繰切断が最も多く41.1％、糸条斑23.4％、両者合わせて64.5％を占める。繊度偏差18.4％、類節10.6％合わせて29.1％、これを含めて全体の93.6％を占めていた。拝見は、僅かに6.4％に過ぎない。

各蚕糸別にみると、春蚕糸は、格落原因の内、糸条斑が最も多く30件、次いで繊度偏差22件、再繰切断19件、拝見９件、類節３件と続く。糸条斑と繊度偏差合わせて52件（格落件数の62.7％）を占める。これに再繰切断を含めると85.5％に上る。春蚕糸において糸条斑及び繊度偏差による格落原因がとりわけ高いという特徴は、初秋蚕糸や晩秋蚕糸には見られない点である。

初秋蚕糸は、格落原因の中で、再繰切断が最も多く15件、次いで類節８件、糸条斑３件、繊度偏差２件と続く。初秋蚕糸の格落原因の中で、類節件数は、春蚕糸及び晩秋蚕糸の2倍以上である。この点が初秋蚕糸の特徴といえよう。

晩秋蚕糸は、格落原因の中で、初秋蚕糸同様に再繰切断が最も多く24件、次いで類節４件、繊度偏差２件と続く。晩秋蚕糸の格落原因として再繰切断の比率（80.0％）が極めて高く、初秋蚕糸の比率（53.6％）を大きく上回る。初・晩秋蚕糸共に、格落原因は最多の再繰切断、次いで類節が多く、春蚕糸の格落原因との違いが明らかである。

糸条斑を格落原因とする交雑蚕品種は、春蚕糸についてみると、「豊白×瑞祥」13件、「豊白×満月」９件、両者合わせて22件、糸条斑30件中の73.3％を占める。「大安×満月」は２件、「栄光×満月」３件、その他国蚕系品種が３件（「欧18×支106号」２件、「欧17号×支106号」１件）である。「豊白×瑞祥」と「豊白×満月」の糸条斑を原因とする格落件数が多いが、原因別格落件数比率でみると、「豊白×瑞祥」が34.2％と最も低く、その他交雑蚕品種は40～60％の間にある。

春蚕糸の再繰切断による格落原因件数は、交雑蚕品種別にみると、「豊白×満月」の８件を最多として、その他１～３件の７品種合わせて11件である。「豊白×満月」のこの格落原因件数の高さが際立つ。春蚕糸の繊度偏差を原因とする格落件数22件の内、蚕品種別にみると、「豊白×瑞祥」の15件以外は、その他１～２件の蚕品種合わせて5品種７件である。次に、片倉製糸が格落原因の解決に向けて取り組む姿勢を同社所長会議資料から追究してみよう。

片倉製糸は、1930（昭和５）年２月15～18日開催の所長会議において「注意事項」の「生糸製造ニ関スル件」の中で、「セリプレーン均斉検査ノ重要ナルハ言ヲ俟タサルモ之ニ偏重シテ類節等ノ点ヲ閑却スル嫌アリ為ニ均斉ト類節等ノ均衡ヲ失スルモノ多シ近来横浜及米国ニ於イテモ品質苦情ノ最モ多キハ就中小類ノ点ニアリト云フ又大中節モ軽々ニ附スヘカラス茲ニ申スマテモナク生糸ノ良否ハ其製品ニ影響ヲ及スコトハ我等ノ予想以上

ニシテ機業家ノ最モ苦通トスル所ナリ　サレハ如何ニ均斉優良ナリト雖モ類節多ク不均衡ノ生糸ハ其価値ヲ低下スルカ故ニ均衡ヲ保テル生糸ヲ製造スル様特ニ類節ニ注意セラレンコトヲ望ム」と述べている[47]。片倉製糸において、輸出生糸市場において特に苦情の多い類節（殊に小類）が審議の重要課題となる。

再繰切断に関しては、片倉製糸では、1935（昭和10）年２月３～５日開催の所長会議において工務部長（取締役）訓示の中で、「近来米国ニ於ケル生糸品質ニ対スル要求ハ益深刻ヲ加ヘテ来マシタ、糸条斑ハ勿論デアリマスケレトモ類節殊ニ大中類並ニ再繰切断ニ就テハ頻々タル苦情ノ申出デガアリマス、・・・再繰切断ニ就テハ依然トシテ苦情ガ絶エマセン、米国需要者ハ再繰工費ノ嵩ムコトニ苦ミ異口同音ニ其改善ヲ要求スルコト極メテ痛切デアリマス、之ニ関シテハ従来多大ノ苦心ヲ払ツテ居リマスガ未ダ十分ノ成績ヲ見ナイノハ遺憾ノ至リデアリマス、各所へ対シテハ屢々注意ヲ申上ゲテアリマス、例ヘバ、再繰場、大枠扱場ノ窓床板等ノ目張リヲナストカ、或ハ生糸ニ適量ノ水分ヲ含有セシムル為ニ蒸気ノ噴出装置ヲナストカノ事項ハ多クノ費用ヲ要スルコトデナイニモ拘ラズ等閑ニ附シテヰル所モアリマス之等ハ技術上ノ問題ニ止マラズ管理上ノ怠慢ヲ意味スルモノト見ラルノデアリマスカラ厳ニ留意セラレンコトヲ望ミマス」と述べている[48]。片倉製糸では、再繰切断については従来から「多大ノ苦心ヲ払ツテ」きたが、「技術上ノ問題」のみならず、「管理上ノ怠慢」によって十分に効果を上げて来なかった事が指摘されている。蒸気の噴出装置を設備して、生糸に適量の含有水分が必要であった。生糸の切断とその含有水分のと関係は、生糸が含有水分率６～８％内外の場合に強力が最大で、水分がこれより少なくなるに従って強力は稍々減少し、伸度は著しく減少するといわれている[49]。アメリカにおいて、労働者の最低賃金制度と労働時間の短縮により製造工賃が著しく増大した結果、絹業者は、製造工賃の減少を図るために生産工程即ち、再繰、繰糸、機織等の工程において機械の運転速度を益々速めたことから、生糸に相当無理を強いるようになったため、生産工程に影響を及ぼす欠点に対しては、改善要求が一層厳格となったのである[50]。

また同じく所長会議において、「諮問事項」の「類節ニ関スル件」の中で、「原料繭ノ性質ニヨリ類節多キモノハ製造上ノ注意ト改良トニヨリ多少ノ減少ヲ見ルヘキモ某工場糸格要望ノ点数ニ達セサルモノアリテコレカタメニ製造上並ニ販売上苦慮シテ尚且却テ不良ノ結果ヲ齎ラシタル実例乏シカラス殊ニ最近苦情ノ中心点カ類節ニ重キヲオカルヽ傾向アルニオイテハ自然其基準点数ヲ引キ上ケサレハ従来ノ糸格ヲ維持シ得サルニ至ルヘシト信ス之レガ対策如何」と結んでいる[51]。

諮問会議の中で、類節除去に関しては種々の意見発表があり、これを大別すると「セメ繭ノ処理」、「上簇時ノ温度」、「品種関係」等であった。「セメ繭ノ処理」については、平野製糸所の尾沢虎雄所長が「類節ノ多キハセメ繭コトニ薄皮ニヨルコト大ナルヲ以テ、毎朝繰糸ヲ開始スルトキニハ特別ノ薄皮ハ之ヲ集メテ二年生ノ業手ニ挽カシメ、ソノ他ノ厚キ薄皮モ一度ニ釜中ニ入レズ順次ニ取釜ニ入レシメ沈繭ハ極力之ヲ少カラシム、コトニ索緒機ヲ附属シタルモノニアリテハ特定ノ繭ガ決シテ粒付サレズニ残リ沈繭トナリ易ケレバカカルコトナキ様注意ス」述べており、また八王子製糸所の森谷彦太郎所長は、「柞蚕繰糸ノ経験ヨリ温度ヲ急激ニ変化サストキハ解除著シク不良トナル故毎朝釜ノ温度ノ高キト

キニセメ繭ヲ一時ニ投入シ解除ヲ不良ナラシムハ類節ヲ作ル原因トナラン」と経験を踏まえて類節を防ぐ方法を語っている。

「品種」に関しては、片倉普及団の斉藤常雄所長が「豊白瑞祥ハ解除良好ニシテ、糸量多クカツ糸長モ長カリシ故ニ好成績ナラント信ジテ頒布シタルモ類節過多ナリトノ批難ヲ受ケタルヲ以テ昨年ハ五回之ヲ飼育シ尚一蛾育ヲナシテ改良ヲ加ヘタレバ本年ハ大イニ類節ナキ良品種ヲ得テ頒布シ得ベシ。カツ同時ニ同功繭ノ少キ品種ヲモ工夫シツツアリ。シカレドモ品種ハ完全ニ固定セザルモノ多ケレバソノ時限リノモノ多キコトニ注意アリタク又品種ノ成績試験研究ノ結果ニハ気候、温度、地味ソノ他ノ関係ノ影響スル所尠カラズ、一概ニ温度ノ関係トカ気抜ノ関係トハ断言シ難キモノナレバ注意ヲ要ス」と喚起している。

「上簇時ノ注意」に関しては、駿河台重役（片倉直人）は、「（国立）蚕業試験場ノ研究ニヨレバ類節ノ七割迄ハ上簇時ノ温度、湿度ニヨルモノニシテ、多湿時上簇ノモノハ煮繭抵抗少ク煮エ易ク繭色赤クナル、上簇時ノ処理ヲアヤマレバ品種ニハ関係ナク類節ハ悪クナル故此意アリタシ」と述べている。上簇時温度・湿度が類節を生む最大要因との指摘をしている。

また、片倉本社の茂呂蔵一郎は、「五令盛蚕期ニ肥料少ク硬キ桑葉ヲ与フレバ虫質弱ク類節多クナルコトアリ、又改良セラレタル多糸量品種ニアリテハ上簇時ニ多量ノ空気ヲ要スル故ニ蚕室ノ換気ヲ充分ニセラルベク、又多糸量品種ニアリテハソノ蛹体大ニシテ、カツ気抜ヲ大ナラシメ、カツ繭買入搬入後ハ之ヲ片倉ノ如ク山盛ニ積重ネズニ棚ニサス方可ナルベシ」と様々な改良案を提示している。

薩摩製糸株式会社鹿児島工場長の板山　茂は、「類節ニハ上簇時ノ湿度ノ影響大ナルモノナレバ㊎（鹿児島工場）部内ニテハ（特約）組合ニ屋上気抜及床ノ通風孔ヲ設備セシメテ排湿ニ努メ尚煮繭機ハ多糸量品種ニアリテハ繭層厚キ故ニ浸透充分ナルモノヲ使用シタシ」と当事者として現場の類節対策を披瀝し、十分な効果を上げる決意を示していた。

また、茂呂蔵一郎から「上簇時ノ標準温度及湿度ハ次ノ如シ、春蚕温度七三―七五度　湿度七〇％　夏秋蚕温度七五―八〇度　湿度七〇％」との指示が出る。

この他にも「目下当社ノ直面セル大問題トテ討論発表相次ギ」、結局議長の宇治光治九州監督の提案を決定する。即ち、「本問題ハ現業長、蚕業主任、倉庫主任、乾燥主任、煮繭主任等ニ関係スルコト大ナレバ各位ハ帰所ノ上之等ソノ関係者ト協議研究ノ上ソノ減少ニ努メラレタシ。又類節ニ関シテハ蚕種ノ選択ニ注意シ新品種ニ就キテハソノ飼育上ノ要点、注意スベキ点ヲ示シテソノ品種ノ飼育指針ヲ蚕種ト同時ニ頒布セラレタシ、又繰糸技術ニ亙ル点ハ各位ノ帰所ノ後工場ノ現業長、現業者ト協議ノ上取纏メ諮問案第一ト同時ニ四月卅日迄ニ文書ヲ以テ本社ニ答申シ工場課、調査課ニテハソノ中適切ニシテ参考トモナルベキ点ヲ抜粋シテ小冊子トナシ工場宛ニ頒布セラレタシ」と結んでいる。

上述の如く、1931年度以降において小類を原因とする格落比率が減少しているのは、上記所長会議の小類問題の検討が奏効したものといえよう。

なお、上記所長会議の「注意事項」の「生糸製造ニ関スル件」の中で荷揃及び整理について言及し、「近来機械検査ヲ重要視スル結果荷揃及整理ヲ閑却スル向尠カラス特ニ二本揚ノ苦情内外市場ヨリ頻々タルモノアリ繰糸再繰整理等ニ遺憾ナキ様注意セラレンコトヲ望ム　又綛不同ノ為メニ消費者ヨリ聞ク苦情

少カラス併テ注意セラレンコトヲ望ム」と注意喚起を怠ることがなかった。生糸市場からの多方面に亘る苦情に真摯に対処する片倉製糸の姿勢を窺い知る事が出来る。

第一表の検討に戻ると、初秋蚕糸の最大格落原因である再繰切断（15件）は、交雑蚕品種別に見ると、「分離白×国蚕支106号」が最も多く６件、「日支」４件、「国蚕日７号×国蚕支106号」３件、その他２品種各１件であった。「分離白×国蚕支106号」の格落件数（10件）の内、60％が再繰切断に依るものである。初秋蚕糸の格落原因第2位の類節（８件）を交雑蚕品種別にみると、「国蚕日110号×国蚕支105号」５件が最も多く、次いで「分離白×国蚕支106号」２件、「国蚕日７号×国蚕支106号」１件である。初秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支106号」の格落件数（６件）の内、83.3%が類節であった。

晩秋蚕糸の最大の格落原因である再繰切断（24件）は、交雑蚕品種別にみると、「国蚕日110号×国蚕支106号」が最も多い７件、次いで「国蚕日７号×国蚕支106号」５件、両品種で半数の12件を占める。続いて「豊白×満月」４件、「分離白×国蚕支106号」３件、その他3品種１～２件合わせて５件であった。晩秋蚕糸の格落原因の再繰切断には、国蚕系品種が多く見られる。

晩秋蚕糸「国蚕日110号×国蚕支106号」の格落件数（10件）の内、７件が再繰切断であった。また、同じく「国蚕日７号×国蚕支106号」の格落件数（５件）は、全てが再繰切断である。再繰切断に続く、晩秋蚕糸の格落原因第2位の類節（４件）は、交雑蚕品種別にみると、「国蚕日110号×国蚕支106号」が最も多く３件、次いで「日支」１件である。国蚕系品種に類節を原因とする格落が目立ち、片倉系晩秋蚕品種には格落原因に類節が１件も無かった。

交雑蚕品種別に格落比率をみると、検査出荷数量最多の「豊白×瑞祥」（春蚕糸1,057件）の格落件数は38件と少なく、格落比率は僅か3.6％である。1934年度の横浜・神戸両生糸検査所の格落比率が20％を超えていたことを想起するならば、片倉製糸の検査出荷交雑蚕品種の中でも「豊白×瑞祥」は、抜きん出ていた。この「豊白×瑞祥」の格落原因は、繊度偏差と糸条斑が多く、両者で73.7％を占めていた。類節は２件に過ぎない。前述の如く、類節の少ない「豊白×瑞祥」改良種なのであろう。

「豊白×瑞祥」種に関しては、片倉高岡製糸所は、1930（昭和５）年4月26日に「社製（沼津）豊白×瑞祥（記号、に五三、は五〇）越年種催青反転期ヨリ発育不斉ニテ発生モ悪シク蟻蚕ハ体躯少ニシテ不活発赤色ヲ帯ヒ大少不同ニシテ飼育ワスル見込立ス故ニ普及団打電調査出張方依頼中ノ処本日村田節郎氏ノ来所調査セリ」と報告していた[52]。片倉普及団沼津出張所製「豊白×瑞祥」が発育不良状態となり、調査のため片倉普及団に出張を依頼することになった。片倉普及団の村田研究員は、普及団宛に「ミタ　イガイニワルシ　カクチシラヘヨ」と打電する。

また、薩摩製糸（株）末吉工場は、1930（昭和５）年５月27日に「駿河台常務（片倉直人）様ノ命ニ依リ春蚕豊白×瑞祥ハ類節甚ダ多キニ付本社ノ御指示ヲ仰グ可ク見本繭二貫㊦（本社蚕業課）ニ送付ス」る。前年の1929（昭和４）年10月20日に片倉岩代製糸所（福島県郡山市）は、「小口監査役様御指揮ノ下ニ新案煮繭法ニヨリテ豊白×瑞祥ノ繰糸試験ニ類節ノ問題ニテ成績ヲ挙ゲタルニ付㊦㋒岩手県是各現業員見学ニ来所夕刻帰所セリ」と報告していた[53]。小口友亀常任

監査役の指揮下に繭節の多い「豊白×瑞祥」の繰糸試験により成果を上げたことから、近辺の片倉製糸の仙台製糸所、両羽製糸所、片倉製糸傍系製糸会社の岩手県是製糸会社の各現業員が見学に来所する。この見学を契機に、両羽製糸所は、同年に「普及団配布蚕種豊白品種非常ニ繭節多クシテ殆ンド不合格品ヨリ繰糸出来ザリシヲ研究ノ結果煮繭ニ依り」繭節の減少と糸格向上に資することができたという[54]。小口友亀常任監査役は、1929（昭和４）年２月13日に尾沢製糸所に来所し、煮繭研究会に臨席・講話して、同年３月６、17日には川岸製糸所に煮繭研究、熱風利用研究のために来所する[55]。更に、尾沢製糸所に同年７月28日「ヨリ向フ当分煮繭器煮繭法ニ付キ研究指導」し、また8月17,23日、9月2日に平野製糸所において繰糸・煮繭研究、繰糸・集緒器等の研究のために来所していた。

「豊白×満月」（検査荷口1,057件）の格落比率は、春蚕糸16.1％、初秋蚕糸8.3％、晩秋蚕糸14.6％、春・初秋・晩秋蚕糸平均14.8％である。春蚕糸の主な格落原因は、糸条斑と再繰切断であった。晩秋蚕糸の主な格落原因は、再繰切断である。

「大安×満月」（検査荷口52件）の格落比率は、春蚕糸9.6％、主な格落原因は、繊度偏差と糸条斑であった。

「栄光×満月」（検査荷口44件）の格落比率は、春蚕糸19.2％、初・晩秋蚕糸は無く、春・初秋・晩秋蚕糸平均11.4％である。春蚕糸の主な格落原因は、糸条斑であった。

「仏白×金光」（検査荷口76件）の格落比率は、春蚕糸5.3％、主な格落原因は、再繰切断であった。「仏白×金光」は、「豊白×瑞祥」同様、格落比率が低い。

「分離白」（検査荷口21件）の格落比率は、春蚕糸14.3％、主な格落原因は、再繰切断である。

「国蚕欧18号×国蚕支106号」（検査荷口36件）の格落比率は、春蚕糸13.9％、主な格落原因は、糸条斑と再繰切断であった。

「国蚕欧17号×国蚕支14号」（検査荷口19件）と「国蚕欧16号×国蚕支14号」（検査荷口７件）は、格落が無い。

「国蚕欧17号×国蚕支106号」（検査荷口２件）の格落比率は、春蚕糸100％、主な格落原因は、糸条斑と再繰切断であった。検査荷口２件全てが格落し、このため平均糸格もＡ.０格と低い。

「国蚕欧18号×国蚕支16号」（検査荷口３件）の格落比率は、春蚕糸33.3％で、格落原因は、拝見である。

「国蚕欧16号×国蚕支105号」（検査荷口７件）と「国蚕欧18号×国蚕支14号」（検査荷口３件）及び「支欧」（検査荷口４件）は、何れも格落が無かった。

「分離白×国蚕支106号」（検査荷口111件）の格落比率は、初秋蚕糸22.2％、晩秋蚕糸4.5％、両蚕糸平均11.7％、主な格落原因は、初秋蚕糸が再繰切断、晩秋蚕糸は再繰切断のみである。晩秋蚕糸の格落比率は低いが、初秋蚕糸の格落比率は、稍々高い。

「分離白×満月」（検査荷口51件）の格落比率は、初秋蚕糸25.0％、晩秋蚕糸2.1％、両蚕糸平均3.9％であった。初秋蚕糸、晩秋蚕糸共に格落件数は、各１件に過ぎない。「分離白×満月」は、「分離白×国蚕支106号」同様、晩秋蚕糸の格落比率は低く、初秋蚕糸の格落比率は稍々高い。「分離白×満月」と「分離白×国蚕支106号」は、初・晩秋蚕糸合わせた格落比率は、「豊白×満月」のそれを下回る。「分離白×満月」の格落原因は、初秋蚕糸が繊度偏差、晩秋蚕糸が再繰切断で

あった。

「国蚕日110号×国蚕支106号」（検査荷口38件）の格落比率は、初秋蚕糸14.3%、晩秋蚕糸32.3%、両蚕糸平均28.9%である。初秋蚕糸の格落原因は繊度偏差のみ、晩秋蚕糸の主な格落原因は、再繰切断であった。「国蚕日110号×国蚕支106号」の晩秋蚕糸の格落比率は、片倉系蚕品種に比べ相当高い。

「国蚕日110号×国蚕支105号」（検査荷口37件）の格落比率は、初秋蚕糸25.0%、晩秋蚕糸に格落は無い。初秋蚕糸の格落比率は、稍々高く、片倉系蚕品種の「豊白×満月」と「栄光×満月」のそれを大きく上回る。「国蚕日110号×国蚕支105号」の初秋蚕糸の主な格落原因は、類節であった。

「国蚕日７号×国蚕支106号」（検査荷口22件）の格落比率は、初秋蚕糸80.0%、晩秋蚕糸29,4%、両蚕糸平均40.9%であった。初秋蚕糸の格落比率が高い。「国蚕日７号×国蚕支106号」の初秋蚕糸の主な格落原因が再繰切断、晩秋蚕糸の格落原因は、再繰切断のみである。

「国蚕日１号×国蚕支101号」（検査荷口13件）の格落比率は、晩秋蚕糸15.4%、格落原因は、再繰切断のみである。「国蚕日１号×国蚕支101号」の格落比率（晩秋蚕糸）は、片倉系蚕品種のそれよりも高い。

「日支」（検査荷口72件）の格落比率は、初秋蚕糸12.1%、晩秋蚕糸7.7%、両蚕糸平均9.7%である。初秋蚕糸の格落原因は再繰切断のみであり、晩秋蚕糸の主たる格落原因は、再繰切断であった。

斯くの如く、概ね国蚕系初・晩秋蚕品種は格落比率が高く、「豊白×瑞祥」に代表される片倉系蚕品種は、春・初・晩秋蚕糸共に格落比率が低い傾向にあり、特に片倉分離白系晩秋蚕品種は、格落比率が極めて低いという特徴があった。

おわりに

片倉製糸は、片倉普及団を組織して以来、各種在来交雑種及び欧州直輸入蚕種との交雑種を採用する。1920年代に入ると国蚕系品種の採用が本格化し、新蚕品種（満月等）を育成する一方で、昭和期に入ると片倉系蚕品種と国蚕系品種や改良在来種との交雑種が次第に増加する。1932（昭和７）年頃以降、片倉系蚕品種の交雑種の採用が中心を占めるようになる。改良在来種として初・晩秋蚕用に「正白」種が多用されていたが、「正白」種に代わる蚕品種として「豊白」種が採用をみることになる。そして、「豊白」系交雑種から「満月」、「分離白1号」への主要な採用品種転換が図られる。片倉製糸は、「満月」を交雑原種として多様な組合せに使用し、その数10種を超えていた。片倉製糸の主要な交雑蚕品種として「分離白1号×満月」が中心的役割を果たすようになっていく。

片倉製糸が1934（昭和９）年新糸～同年12月末日に御法川式多条繰糸機を使用した白14中生糸出荷高（検査荷口数）は1,864件、この内春蚕糸が大部分を占めて1,437件、初秋蚕糸152件、晩秋蚕糸275件であった。春蚕糸の平均糸格は２Ａ.８格、初秋蚕糸が２Ａ.３格、晩秋蚕糸がSp.３Ａ.２格である。春蚕・初・晩秋蚕糸共に、高級糸生産を実現している。特に晩秋蚕糸の平均糸格は高い。

片倉製糸の検査出荷生糸の交雑蚕品種数は、19種類（不特定品種を除く）に上り、この内春・初・晩秋蚕種２種類（「豊白×満月」、「栄光×満月」）、春蚕種11種類、初・晩秋蚕品種６種類、晩秋蚕種１種類であった。春蚕品種の内、片倉系蚕品種が３種類、新綾部製糸製蚕品種１種類、国蚕系蚕品種が７種類である。国蚕系品

種の種類は多いが、出荷件数は少なく、合計しても77件に止まる。片倉系蚕品種の種類は少ないが、出荷検査数は多く1,130件に上る。新綾部製糸製「仏白×金光」の出荷検査数76件は、春蚕糸出荷件数としては「豊白×瑞祥」、「豊白×満月」に次ぐ多さであった。「仏白×金光」の平均糸格（３A.８格）は,片倉製糸の出荷検査春蚕糸の中で最高の糸格であった。

初・晩秋蚕品種（晩秋蚕品種のみを含む）の内、片倉系蚕品種は２種類（「分離白×支106号」,「分離白×満月」）、国蚕系品種が４種類であった。春蚕品種、初・晩秋蚕品種共に国蚕系品種の数が多く、片倉系蚕品種を上回る。片倉系蚕品種の種類は少ないが、出荷検査数は多く162件、国蚕系品種の種類は多いが、出荷検査数は少なく、合計しても110件に止まる。19交雑種中、出荷検査数上位第７位迄の内、「仏白×金光」を除き、全てが片倉系蚕品種を用いた交雑種であった。上記交雑種には、片倉製糸製造の蚕品種以外に、新綾部製糸製「仏白×金光」のほか蚕種製造を委託した蚕品種を含んでいよう。

「豊白×瑞祥」（春蚕糸）の平均糸格は２A.７格、３A格中心にSp.３A格から高点格（93点～95点）に及ぶ。「豊白×満月」の春蚕糸の平均糸格は３A.４格、「豊白×瑞祥」を上回り、３A格中心にSp.３A格から高点格（93点～97点）に及ぶ。春蚕糸としてその他の片倉系蚕品種の平均糸格は、「分離白」、「大安×満月」、「栄光×満月」共に３A格乃至２A格であった。何れもSp.３A格と高点格を繰糸している。国蚕系品種の平均糸格は、A格乃至２A格である。然も国蚕系春蚕品種には、Sp.３A格以上の繰糸は無く、片倉系蚕品種との品質格差は歴然としている。

初・晩秋蚕糸として、片倉系蚕品種の「豊白×満月」、「大安×満月」、「栄光×満月」、「分離白×支106号」、「分離白×満月」の平均糸格は、「栄光×満月」の初秋蚕糸を除き、２A格乃至３A格である。「分離白×支106号」と「分離白×満月」の晩秋蚕糸に至っては、高点格（94点）である。国蚕系品種の平均糸格は、２A格と３A格中心に、A格やC格を含む。国蚕系初秋蚕品種には、Sp.３A格や高点格は無く、国蚕系晩秋品種の「日110号×支106 号」と「日７号×支106号」にはSp.３A格や高点格を繰糸できたが、「日110号×支105号」と「日１号×支101号」は、Sp.３A格や高点格の燥糸が不可能であった。初・晩秋蚕品種に関しては、片倉系蚕品種が総じて国蚕系品種よりも優れた品質を有していたいえよう。

片倉製糸の1934年度１年間の白14中生糸（「御法川燥糸」）の出荷検査格落比率は、12.8％である。横浜・神戸生糸検査所における同年白14中輸出生糸総量の格落比率は、21.8％であった。片倉製糸の白14中生糸の格落比率は、大変低い。御法川式多条繰糸機の導入等に伴う製糸技術の向上や優良蚕品種の開発・育成、高度な養蚕技術力等によって他の製糸家達との格差拡大が生じていたものといえよう。

片倉製糸の1934年新糸～同年12月末日における白14中生糸（「御法川繰糸」）の出荷検査荷口数（1,864件）についてみると、この格落比率は、僅かに7.6％である。春蚕糸が5.8％、初秋蚕糸18.4％、晩秋蚕糸10.9％であった。春蚕糸の格落比率が極めて低い。主要な格落原因は、春蚕糸が糸条斑、繊度偏差、再繰切断であり、初秋蚕糸が再繰切断と繊度偏差、晩秋蚕糸が再繰切断であった。

片倉製糸の出荷検査荷口最多の「豊白×瑞祥」の格落比率は、僅かに3.6％に過ぎない。「豊白×瑞祥」の類節を原因とする格落件数は少なく、蚕種改良の結果といえよう。その他の片倉系蚕品種は、春蚕糸についてみると「栄光

×満月」を除き、格落比率は10％前後であった。国蚕系春蚕糸は、格落比率が０％から100％まで相当な開きがあった。初・晩秋蚕糸に関しては、片倉系交雑蚕品種の内、「分離白×支106号」と「分離白×満月」の初秋蚕糸格落比率が20％台と高い以外は、初・晩秋蚕糸共に総じて低い。特に片倉系晩秋蚕糸の格落比率は、低い特徴がある。国蚕系品種の場合は、「日110号×支105号」の晩秋蚕糸を除き、初・晩秋蚕糸共に概ね格落比率は、高い特徴があった。片倉系蚕糸と国蚕系蚕糸の品質格差は、明瞭であったいえよう。

註

(1) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、1972年。滝澤秀樹『日本資本主義と蚕糸業』未来社、1978年。小野征一郎「製糸独占資本の成立過程」（安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』東京大学出版会、1979年、所収）。拙稿「1930年代の片倉・郡是製糸の高級糸市場における地位」（『土地制度史学』第123号、1989年）、その他一連の研究。松村　敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会、1992年。榎　一枝『近代製糸業の雇用と経営』吉川弘文館、2008年など。

(2) 木村繁三・三宅晴輝『川西・大原・伊藤・片倉コンツェルン読本』日本コンツェルン全書（ⅩⅦ）、春秋社、1938年、191頁。

(3)『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』片倉製糸紡績株式会社考査課、1941年、225～228頁。以下同書に依る。

(4) 農林省蚕糸局編『昭和六年　生糸製造者及生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。以下同。

(5) 拙稿「片倉製糸の蚕種生産体制の構築～一代交配蚕種普及団を中心に～」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第44号、2010年）28～29頁。以下同。

(6)『昭和四年度　重要記録　片倉製糸紡績会社』。

(7)『昭和五年度　重要事項記録　片倉製糸紡績会社庶務課』。『昭和六年度　重要事項記録　片倉製糸紡績会社』。

(8) 正式名称としては、「アスコリ黄繭×98号」である。「支98号」は、河田悦治郎の「98」に似せた一化性支那金黄種の改良種である。

(9)『昭和四年度　重要記録　片倉製糸紡績会社』。拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給―姫路・福島両蚕種製造所を中心に―」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第45号,2011年）94～95頁。『昭和六年度　蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合聯合会、1933年、26～27頁。

(10)『昭和五年度　重要事項記録　片倉製糸紡績会社庶務課』。前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」95頁。

(11)『昭和六年度　重要事項記録　片倉製糸紡績株式会社庶務課』。前掲拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」96頁。

(12) 前掲拙稿「片倉製糸の蚕種生産体制の構築」28頁。

(13)『昭和四年度　重要記録　片倉製糸紡績会社』。『昭和五年度　重要事項記録　片倉製糸紡績会社庶務課』。両年度の片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）に関しては、以下同資料に依る。

(14)『昭和六年度　重要事項記録　片倉製糸紡績株式会社庶務課』。同年度の片倉諸製糸所（傍系製糸会社を含む）に関しては、以下同資料に依る。

(15)『蚕業新報』第456号、蚕業新報社、1931年。

(16) 農林省蚕糸局編『昭和六年　生糸製造者及生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。

(17)『片倉生糸月報』第十年第十二号、片倉製糸紡績株式会社横浜出張所。

(18) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』233～235頁。

(19) 平塚栄吉編著『日本蚕品種実用系譜』大日本蚕糸会蚕糸科学研究所、1969年、98～100頁。以下、蚕品種の性状、来歴については、特に断らない限り同書に依る。

(20) 拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種製造家」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第46号、2012年）67～68頁。

(21) 同上、72頁。

(22) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』233～235頁。
(23) 同上。
(24)『昭和八年度　取締役会議案綴　片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
(25)「蚕品種別生糸成績調査　片倉製糸紡績株式会社」(『昭和十二年二月　工場長会議　庶務課』所収)。
(26) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』234～235頁。
(27) 同上。
(28) 同上、228頁。
(29) 同上、234頁。
(30) 拙稿「片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制～佐賀県是蚕業株式会社を事例に～」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第49号、2015年) 159～166頁。
(31) 本多岩次郎編『日本蚕糸業史』第三巻、大日本蚕糸会、1936年、437頁。国立蚕業試験場と地方蚕業試験場の配布蚕種の寿命（平均年数）は、国立蚕業試験場が7年前後、地方蚕業試験場配布蚕種は3年頃に止まる。配布蚕種の寿命は短く、次々と新品種の育成と配付を繰り返した（同書、435頁)。
(32) 同上、441頁。
(33) 同上、440頁。
(34)『グンゼ100年史』グンゼ株式会社、1998年、196頁。
(35) 前掲本多岩次郎編『日本蚕糸業史』第三巻、440頁。
(36) 片倉製糸は、1934（昭和９）年度に分離白系交雑蚕品種として、「分離白1号×満月」と「分離白２号×満月」の２品種を配布している（前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』234頁)。
(37) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』234～235頁。
(38) 前掲本多岩次郎編『日本蚕糸業史』第三巻、439～440頁。以下同。
(39) 同上、424～425頁。
(40) 同上、430頁。
(41) 同上、381～382頁。
(42)『片倉生糸月報』第十年第十二号、片倉製糸紡績株式会社横浜出張所、1935年、10～11頁。
(43)『昭和九年　横浜生糸検査所事業成績報告』農林省横浜生糸検査所。
(44)『片倉生糸月報』第七年第十二号、片倉製糸紡績株式会社横浜出張所、16頁。『片倉生糸月報』第九年第十二号、片倉製糸紡績株式会社横浜出張所、12頁。
(45) 前掲『昭和九年　横浜生糸検査所事業成績報告』。同年に14中生糸検査荷口数の内、黄繭糸は僅か6件に過ぎない。その他は、全て白繭糸である。
(46)『昭和十年度　取締役会議案綴　片倉製糸紡績株式会社』。
(47)『昭和五年自二月十五日至二月十八日　所長会議記録　片倉製糸紡績会社庶務課』。
(48)『昭和十年二月　所長会議記録　庶務課』。
(49) 小暮槇太郎監修『生糸の品質と織物』技報堂、1956年、194頁。後出の繰糸上生糸の類節除去に関しては、繭の内層部（薄皮部）は小節が多い傾向にあることから、薄皮繭又は中皮繭のみで繰糸することを避け、繰糸中は常に厚皮繭、中皮繭、薄皮繭の付混配合を良くして繰糸することが必要であり、また繰残繭や煮越繭はなるべく少なくするように注意し、これらの繭は必ず新しく煮繭した繭とよく混合して繰糸することが必要であった（同書、101頁)。
(50)『横浜生糸検査所六十年史』農林省横浜生糸検査所、1959年、440頁。
(51)『昭和十年二月　所長会議記録　庶務課』。
(52)『昭和五年度　重要事項記録　片倉製糸紡績会社庶務課』。
(53)『昭和四年度　重要記録　片倉製糸紡績会社』。
(54) 同上。
(55) 同上。

〔付記〕本稿作成に当たり、専修大学図書課の飯島恵子氏にお世話になった。記して厚くお礼を申し上げる。

戦後「岩手の医療」における「医療と保険の一体化」

中村　一成

1．課題と対象

本稿の課題は、戦後日本の医療システムを再検討する手掛かりとして、「岩手の医療」の展開過程を検討することである。

戦後医療の取り組みの中で、「岩手の医療」は全国的にも注目され参照される存在であった。今日において多少なりとも医療問題に関心のある人々にとっては、このことは意外に思われるかもしれない。というのも、2000年代に入って広く社会問題として認知されるようになった「地域医療の崩壊」現象のなかで、岩手県内各地の事例がとりわけ数多く紹介されるようになっているからである。岩手県内の「医療崩壊」現象は、2011年3月11日に起こった東日本大震災の甚大な被害に遭った後の、三陸沿岸地域の医療環境の実情が改めて示すことになった。

もっとも、岩手県地域が医療の困難に直面してきたのは近年に始まったことではなく、近代以来ほぼ一貫した傾向であった。そうしたなか、1930年代から1950年代にかけて岩手の人々が医療を獲得するために取り組んだ方法、それが「岩手の医療」だったのである。そして戦後「岩手の医療」を推し進めるうえで、戦前・戦時における経験は決定的な意味を持った。本稿では、戦前・戦時の岩手の医療運動を踏まえたうえで、戦後の「岩手の医療」の展開と、その意義と限界を明らかにしていく。

この際、同様の問題関心を持った先行研究として高岡裕之による論文がある[1]。同論文では文献資料をもとに大きな枠組みが描かれる一方で、実証研究の余地が大きく残されている。本稿では可能な限り実証的に「岩手の医療」を検討していきたい。

ところで「岩手の医療」という言葉が用いられる場合、それが指し示していた内容は必ずしも一様ではない。そこでは、全国でいち早く全県普及を達成した国民健康保険の設立運動であるとか、県立病院の広範なネットワーク、あるいは沢内村（現和賀町）における老人医療無料化の取り組みなど、様々な特徴がそれぞれ断片的に注目を集めてきたように思われる。とはいえ、「岩手の医療」は歴史的に形成されてきた固有の医療文化であった、ということができる。それは岩手県という、医療経営にとって条件が厳しい地区を多く抱える広大な地域で、人々が医療を獲得しようとする努力を集積させて形成されてきたものであった[2]。

それでは、そうした「岩手の医療」はどのように形成されてきたのであろうか。そのキーワードは、「医療と保険の一体化」あるいは「医療と保健の一体化」である。「医療と保険の一体化」とは、医療保険があっても十分な医療供給すなわち病院や診療所が存在せず、事実上受診が叶わないという地域において、医療費支払い機構である保険者自身が医療施設を運営して医療供給を確保することを意味している。また「医療と保健の一体化」とは、疾病の発病に対して事後的に対応せざるを得ない医療の限界を踏まえ、そもそも疾病を発病しなくて済むように事前予防的な保健活動を重視し、（医療と

保険が一体化した）保険者と被保険者の有機的結合がその活動主体となることを意味している。この場合医療従事者は、事後的な治療によって収益を上げることを目的に活動するのではなく、保険者による雇用のもと、治療だけではなく保健活動に従事することによって、被保険者たる地域住民の発病を防止することを主たる目的として活動することになる。このようにして「儲けなくてもよい医療」を実現することが、「医療と保険の一体化」「医療と保健の一体化」を目指した「岩手の医療」の理念であった。

もちろんこうしたことは抽象的な理念類型であり、歴史具体的な存在形態としては、戦前は産業組合組織による医療利用組合、戦後は市町村による国民健康保険事業を県レベルで統括した国民健康保険団体連合会（国保連）が、こうした理念の実現を目指して活発な活動を行った。本稿では、そうした活動の展開過程およびその歴史的意義と限界について明らかにしていきたい。

2．近代岩手県の医療環境

さて、これまで「医療」という言葉を特に説明なく使用してきたが、本稿ではさしあたりこれを、近代西洋医学を修めた医師を中心とし、診療所や病院の機能を通じて疾病・障害の治療に当たる医療システム、と位置付ける[3]。こうした意味での医療の普及状況を最も端的に示す指標は、医師数の変化である。

【図表 1】は 1895 年以降の全国および岩手県地域における医師数の推移である。ここからは、

【図表 1】医師数（岩手県、全国）

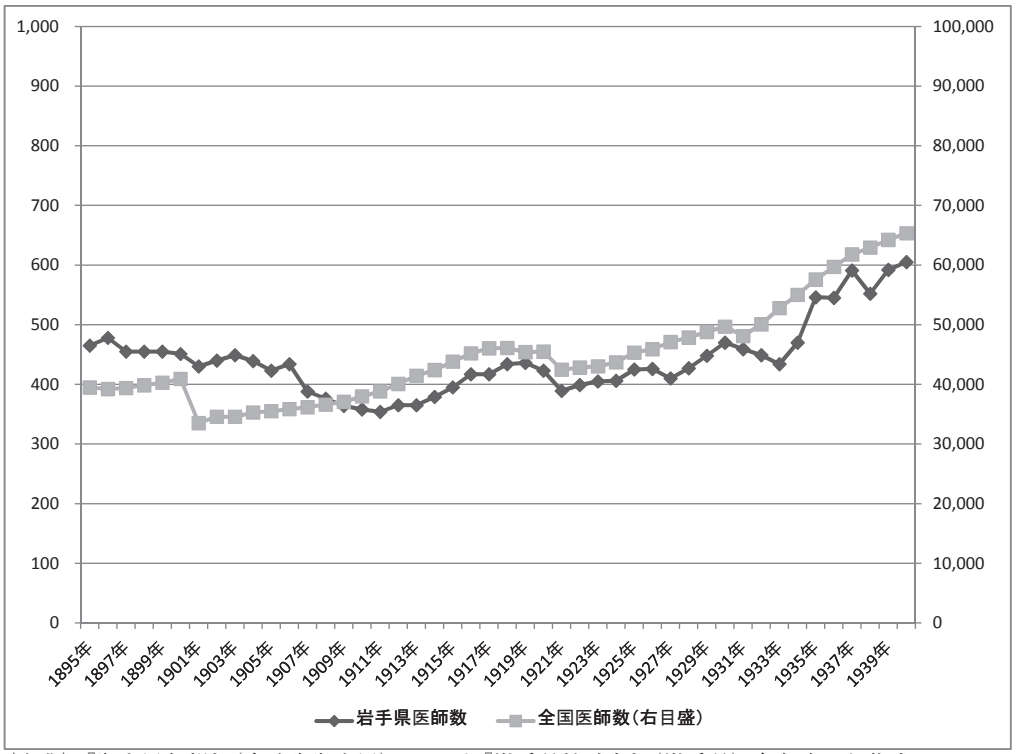

〈出典〉『衛生局年報』（内務省衛生局）および『岩手県統計書』（岩手県）各年次より作成。
（注）「全国医師数」については、1901・1919・1931 各年において医師名簿整理が行われたほか、1922 年において神奈川県が含まれない。

明治期後半において岩手県では早くも医師が減少していることがわかる。そして大正初期を底として、その後は緩やかな増加傾向を示すものの、1930年代初めまで500人を超えることがなかった。1934年以降になってようやく医師数は増加のペースを上げることになるが、全国では1901年以降医師数はほぼ一貫して増加していたから、これは特異な現象と見なければならない。

医師数の変化を、その養成経路別に分析することの重要性を示したのは猪飼周平であった[4]。猪飼に倣って岩手県の医師数を資格取得別に整理したのが**【図表2】**である。

これによると、明治後半期の岩手県における医師数の減少をもたらしているのは、「従来開業医」の急速な減少であることがわかる。従来開業医とは、明治期に近代医学に基づいた医療制度を医制として定めた明治政府によって、その時点で既に医師として活動していたことを要件として、一代限りの医業免許を与えられた医師たちである。彼らが年を追うごとに徐々に医業から引退していったことが、従来開業医の減少として表れているのである。このことは、近世以来の漢方・蘭方に依拠する医師たちが退場し、その位置が近代西洋医学を修めた新たな医師たちによって置き換えられていく状況を示している。

問題は、従来開業医に取って代わるべき新たな医師たちの登場が岩手県では停滞していた、ということであった。全国で従来開業医の減少を補ったのは、まずは「試験及第医」であった。彼らは新たに医師資格要件となった医術開業試験に合格することで医業免許を獲得した医師たちであるが、岩手県ではこの医師たちの数が長

【図表 2】資格別医師数（岩手県）

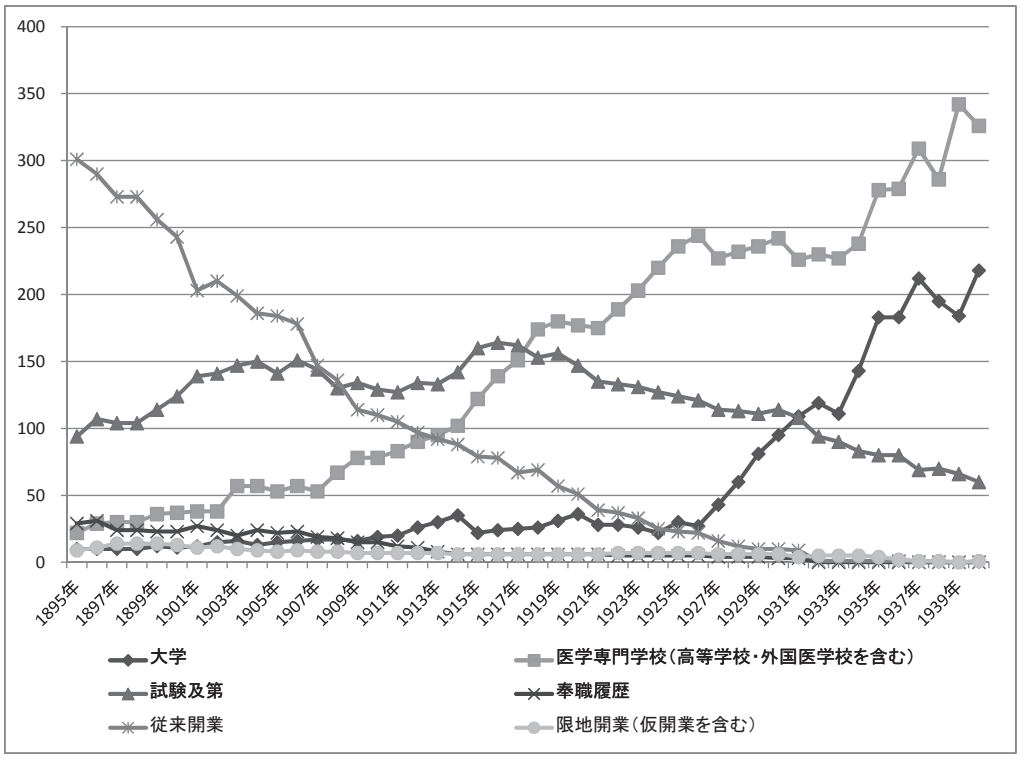

〈出典〉『岩手県統計書』（岩手県）各年次より作成。

らく120～150人程度で推移し、従来開業医の減少を十分に補うことができなかったのである。

また医術開業試験は1916年に打ち切られ、それ以降医師の資格取得経路は医師養成学校（医学専門学校、大学医学部）に限られることになった。このうち、当初多くの医師を養成したのは医学専門学校（医専）である。岩手県でも第一次大戦終結直後の一時期を除けば、医専卒医師は1910年代から1920年半ばまでほぼ一貫して増加傾向にあった。しかし大卒医師は1920年代まで30人前後で横ばいに推移した。この時期まで、新たに大学を出た医師は岩手県にはほとんど見向きもしなかったのである。試験及第医や大卒医師の参入が停滞したことや、医専卒医師の増加ペースが遅れ気味だったことは、岩手県における近代医療の普及が全国よりも遅れていたことを示している。

ところが1927年以降、岩手県の大卒医師は急速に増加するようになった。大卒医師は昭和恐慌期に若干減少するものの、1930年代半ばにはさらに増加のスピードを速めることになった。そして1920年代半ば以降横ばい傾向にあった医専卒医師数も、1930年代半ばに再び増加傾向に転じることになる。このことは、1930年代半ばが岩手県における医師普及の一つの転機になっていたことを示している。その転機とは、産業組合による医療利用組合の病院が急速に岩手県に広まったことであった。そして戦後「岩手の医療」の原型が作られたのは、この1930年代のことだったのである。

それは病院の普及状況に象徴的に表れている。**【図表3】**によると、明治期半ばから後半にかけて10を割り込んだ岩手県の病院数は、第一次大戦期から増加傾向に転じ、1930年代には

【図表3】岩手県病院数推移

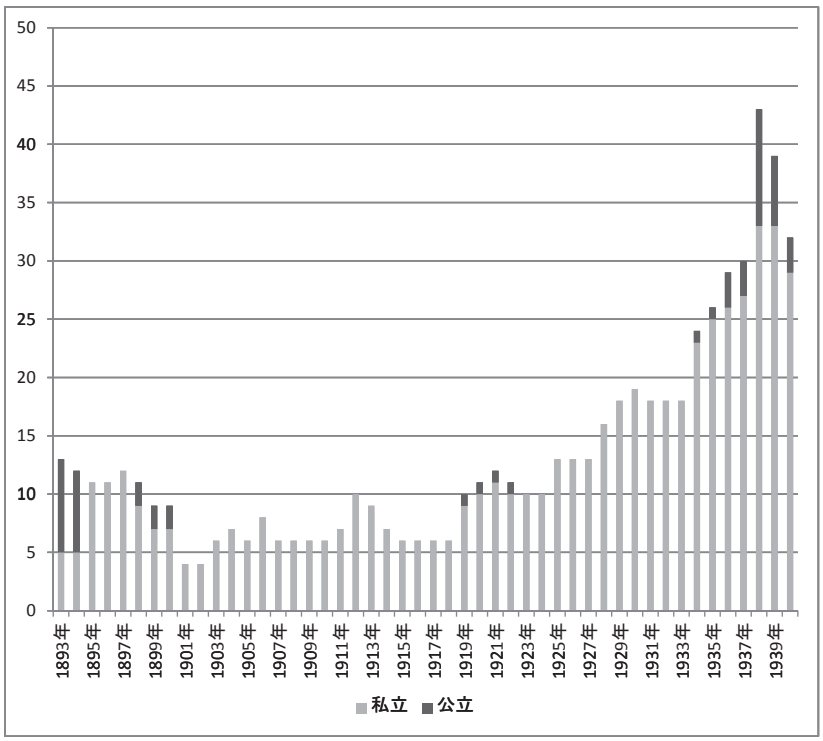

〈出典〉『岩手県統計書』（岩手県）各年次より作成。

25を超えるようになる。この急速な病院数の増加は、大きな視点でみると猪飼周平の言う「病院の世紀」（医療実践の場が病院を中心とするようになる時代）としての20世紀の動向に沿ったものであると言えるかもしれない。ただし注目しなければならないのは、そうした岩手県における「医療の病院化」を可能にした主体と構造であろう。なぜなら、岩手県における「医療の病院化」は、全国の動向よりも遅れたものだったからである。「医療の病院化」はなぜ岩手県では遅れたのか、あるいはそのような遅れが生じる要因があったにもかかわらず、岩手県でも「医療の病院化」が1930年代に入って進展するのはなぜか、ということが問われなければならない。

近代医療を修めた医師や病院の普及が岩手県で遅れた要因としては、医業経営が困難な地域が多いという事情に加え、都市の医専・大学で医学を修めた医師たちが、農山村地域を忌避して都市部での就業を選好したことが指摘されてきた[5]。加えて、医療実践の中心的な場が病院に移行しつつあった20世紀初頭の時期において、医師がより多く就業する病院が都市部に多く立地したことに注目する猪飼周平の議論[6]は、広大な農山村地域を抱える岩手県において医師・病院数の相対的な停滞をもたらす背景の説明として説得的である。

それを踏まえるならば、1930年代の岩手県において病院が急増したのはなぜか、という問いはなおのこと重要である。それは、そこにこそ農山村地域が医療普及の制約を突破する仕組みが表されているからである。

3．戦前・戦時の岩手県における病院の急増

(1) 医療利用組合による病院医療供給

こうした医療環境の厳しい岩手県の農山漁村において、1930年代に生まれてくる医療供給を担おうとする新たな取り組みが、産業組合による医療利用組合[7]であった。

産業組合とは、「信用（金融）」「購買（共同購入）」「販売（共同販売）」「利用（生産・生活施設の共同利用）」の四種事業を行う協同組合である。1900年の産業組合法公布によって信用事業を中心に各地で設立されていたが、1930年代になって農山漁村経済更生運動の中で全国的な普及と拡充が急速に進んだ。そして医療利用組合とは、産業組合の四種事業のうち利用事業として医療施設を設立し、組合員の共同利用に供する事業およびその組織のことを意味している。

医療利用組合による医療供給が初めて試みられたのは、1919年の島根県鹿足郡青原村産業組合でのことであった[8]が、それ以降西日本および中部日本で断続的に発足した医療利用組合の医療施設は、そのすべてが小規模な診療所に過ぎないものであった。しかし、1929年に青森市で購買利用組合東青病院[9]が発足して、東北地方にも医療利用組合運動が押し寄せることとなり、それとともに産業組合組織が診療所にとどまらず病院をも設立する事例が相次ぐことになる。

岩手県における医療利用組合の嚆矢は、気仙郡矢作村産業組合の矢作診療所（1930年開設）、および東磐井郡奥玉村産業組合の奥玉診療所（1931年開設）である。これらは医療利用組合の初期形態とされるものであり、先述の四種事業を行う町村単位の産業組合の一事業として医療利用事業を行うものである。

矢作信用購買販売利用組合は1927年8月に製糸事業と木炭を中心に事業を開始した組合であった。事業が順調なことと村内に医療施設がないことから、隣接する高田町の開業医と同組合が診療契約を結び、1930年4月より毎週1回出張診療を実施することとした。設備は組合事務所の一部を診療室としており、産婆および看護婦1名が常駐するものの、「所謂簡易診療所であった」[10]。当初3ヶ年のうち2年は医療事業において赤字を出しているが、「所謂四種事業兼営の妙味」すなわち医療事業以外の組合事業の黒字でこれを相殺し、「毎年相当の剰余金を見つつあった」とされている[11]。

奥玉信用購買販売利用組合は1922年3月に設立された。奥玉村には開業医がいたが、その死後は無医村となっていたため、同組合が1931年2月に医療事業を開設したものである。ここでは矢作村の場合と異なり、独立の医療設備を

【図表 4】奥玉奥玉診療所および東磐井郡医師会診療費比較（1936 年度、単位円）

	奥玉診療所	東磐井郡医師会
1. 診察料		
自宅診察料	0.50	0.50 ～ 2.00
往診料	2.00	2.00 ～ 5.00
体格検査料	1.00	1.00
肢体検査料	1.00	2.00 ～ 5.00
2. 薬価		
水散丸錠剤（1 日）	0.18	0.20
頓服薬（1 回）	0.15	0.15
含嗽薬（1 剤）	0.18	0.20
膏薬（1 剤）	0.18	0.20
罨法薬（1 剤）	0.18	0.20
吸入薬（1 剤）	0.18	0.20
洗浄薬（1 剤）	0.18	0.20
尿道注入薬（1 剤）	0.18	0.20
塗布薬（1 剤）	0.18	0.20
座薬（1 個）	0.09	0.10
点耳薬（1 剤）	0.18	0.20
点眼薬（1 剤）	0.18	
巴布（1 剤）	0.18	0.20
3. 手術料及手入料		
注射料（1 回）	0.50 ～ 1.00	0.50 ～ 1.00
膣及子宮洗浄（1 回）	0.30 ～ 0.50	0.30 ～ 0.50
膀胱洗浄（1 回）	0.30 ～ 0.50	0.30 ～ 0.50
尿道洗浄（1 回）	0.30 ～ 0.50	0.30 ～ 0.50
耳鼻咽喉に関する手入料（1 回）	0.20 ～ 0.50	0.20 ～ 0.50
洗眼料（1 回）	0.15 ～ 0.30	0.15 ～ 0.30
灌腸料（1 回）	0.50	0.50
外科手入料（1 回）	0.20 ～ 2.00	0.20 ～ 2.00
手術料（1 回）	0.50 ～	0.50 ～
4. 書類作成料		
普通診断書料（1 通）	0.50	0.50 ～ 2.00
死亡診断書料及死体検案書料（1 通）	1.00	0.50 ～ 1.00

〈出典〉「事業報告書」（保証責任奥玉信用購買販売利用組合、1937 年 5 月 18 日、岩手県庁所蔵）より作成。
（注）奥玉診療所の規程に項目があるもののみ。同診療所の規程では「外は医師会料金規程に拠る」とされている。

持って医師1名[12]を常置する診療所として事業が行われた。しかし医療事業収支をめぐる状況は矢作村の場合と同様であり、当初3ヶ年は毎年損失を出している。しかしそれはやはり他の組合事業の利益により相殺され、「四種兼営組合が持つ総合的作用に依って尋常の計画に於ては成り立たない医療施設を為し得る産業組合の社会的重要性を如実に物語るもの」[13]と評価されている。

さらに奥玉診療所で特徴的なことは、地域の医師会である東磐井郡医師会の協定料金よりも低廉な医療を供給していたことである。**【図表4】**によると、手術など処置を伴う診療行為については医師会とほぼ違いがないが、薬価については医師会料金よりも若干低めに診療費を設定していることが分かる。これは初期医療利用組合運動と重なるようにして取り組まれていた「実費診療」という理念が反映しているものと思われる[14]。奥玉診療所の医療事業収支赤字は、このことも踏まえて評価しなければならない。

このように、矢作・奥玉両診療所は産業組合の諸事業の一環として医療事業を行い、収支を組合事業全体で総合することによって低廉な医療を地域に供給することを可能にしていた。しかし、矢作診療所は産業組合の製糸所の一室において、気仙郡高田町の開業医による週1回の出張診療が行われていたに過ぎないし、奥玉診療所は常設の診療所であったものの、**【図表5】**によるとその診療内容は投薬が中心であり、入院治療を特徴とする病院医療とは異なる診療所レベルの医療にとどまっていた。

【図表5】奥玉信用購買販売利用組合医療利用事業診療内容別利用料

（1936年度、単位円）

投薬料	191.32
注射料	16.00
処置料	12.70
往診料	66.70
その他	6.50
合計	293.22

〈出典〉「事業報告書」（保証責任奥玉信用購買販売利用組合、1937年5月18日、岩手県庁所蔵）より作成。

しかし、矢作・奥玉両診療所の開設後、医療利用組合の仕組みによって病院医療を供給しようとする試みが、岩手県内で続々と起こってくる。まずは1933年に盛岡市で購買利用組合盛岡病院が開設され、岩手県の医療利用組合の組織的経営的中核を形成する。その後1934年から1936年にかけて、磐井（西磐井郡一関町）、気仙（気仙郡盛町）、東山（東磐井郡千厩町）、釜石共済（上閉伊郡釜石町）、胆沢（胆沢郡水沢町）、江刺（江刺郡岩谷堂町）、九戸（九戸郡久慈町）、宮古共済（下閉伊郡宮古町）、気仙郡南（気仙郡気仙町）の各病院が、広区域医療利用組合の組織を基盤に開設された。

広区域医療利用組合というのは、病院開設地の市や町の境界を越え、周辺町村（概ね郡の範囲）の住民をも組合員の対象として出資を募り、医療施設を開設し運営していく産業組合である[15]。しかしながら、広区域医療利用組合は経営に困難を生じることが多く、さらに1930年代には農山漁村経済更生運動と産業組合拡充運動の文脈から町村単位の産業組合の確立が推進された[16]こともあり、農林省および県当局は広区域医療利用組合を単位産業組合の連合会に改組する指導方針を強めた。その結果、1936年10月に岩手県医薬購買販売利用組合連合会（以下、医薬連と略）が成立する[17]。

医薬連はその後岩手県信用組合連合会および岩手県購買販売利用組合連合会との合併によって、1941年4月に誕生した岩手県信用購買販売利用組合連合会（通称「県産連」）に吸収され、さらに産業組合や農会などを統合した戦時農業団体統制によって1943年12月に発足した岩手

県農業会に引き継がれた。産業組合の病院や診療所も組織統合に伴って所属と経営が変遷したが、この間医療事業は一貫して継続され、さらに新たな医療施設の開設もなされた。医薬連のもとでは伊保内（九戸郡伊保内村、開設当時は診療所）、大槌（上閉伊郡大槌町）、遠野（上閉伊郡遠野町）の各病院が、県産連のもとでは福岡（二戸郡福岡町）、軽米（九戸郡軽米町、開設当時は診療所）、山田（下閉伊郡山田町）の病院が開設されている。診療所も医薬連、県産連、農業会の各段階で次々に新設された。

敗戦後の占領政策に伴い農業会は解体されることになるが、この時点で県内各地に多数の病院・診療所を開設していた農業会医療施設について、その受け皿となる組織をどうするかが重大な問題となった。農業会の解散を受けて農業協同組合法による農協が設立されるが、新しい農協は農民の職域団体であるとして、住民全体に関わる医療事業を農協に移管することに対する疑義が強まったのである。そのため、1948年6月の県下農協組合長会議において、岩手県厚生農業協同組合連合会（以下、厚生連と略）の設立が決議された。このことによって、同年9月厚生連が発足し[18]、農業会から17病院、37診療所を借用して経営を担うことになった。しかし、後述する「県有医療施設経営形態問題」の中で農業会医療施設をどのように経営していくかという問題も主題とされ、医薬連以来の人物たちが議論の中心にいたために、厚生連医療施設は遅かれ早かれさらに大きな経営主体に統合されることが想定されていた。しかし、その後の展開については次節で検討することにする。

(2) 旧県立医療施設・日本医療団

その前に、戦後「岩手の医療」に連なるもう一つの病院形成過程について押さえておきたい。

岩手県では明治期前半に公立病院が叢生したものの、1887年の17病院をピークとして1900年までには全て廃止されてしまい、それ以降県内の医療供給は、1920年代までは10ヶ所前後の私立病院のほかは開業医の診療所のみに依拠していた[19]。しかし1930年代になると、先述のように産業組合の診療所と病院が設立され始めるだけでなく、昭和恐慌および凶作による農村地域の疲弊を背景として県行政としても社会政策を一定程度推進せざるを得なくなり、その一環として医療供給にも乗り出すことになるのである。

県行政では1931年には世田米（気仙郡世田米町）、一戸（二戸郡一戸町）各県立診療所を開設し、これらをそれぞれ1942年、1944年に県立病院として拡張した。そのほか、1933年に県立種市診療所（九戸郡種市村）を、1937年に小国（下閉伊郡小国村）、川口（岩手郡川口村）、田頭（岩手郡田頭村）、渋民（岩手郡渋民村）、米里（江刺郡米里村）、谷内（和賀郡谷内村）各県立診療所を、1939年には御返地（二戸郡御返地村）、金田一（二戸郡金田一村）、六原（和賀郡岩崎村）各県立診療所を開設した。しかしその後、県内医療施設の普及という課題は、県行政から日本医療団に委ねられることになった。

日本医療団とは、戦時期体制下で医療機関の分布是正と医療の普及を目指して1942年に設立された政府全額出資の特殊法人である。その活動計画では、全国に600以上の病院と結核療養所を体系的に整備することが目指された。しかしその方法はほとんど既存医療施設の統合によるものとされ、新設する場合も既存の建物設備を転用し、医療要員も統合予定施設の要員を再配置するなど、全体として既存の医療資源に依存するものであった[20]。日本医療団の地域における活動実態は未だ不明な点が多く、岩手県におけるその活動も史料の制約が大きいため詳

細を明らかにすることは難しい。そのため、ここでは岩手県における日本医療団医療施設の設立状況を概説的に述べるにとどまらざるを得ない[21]。

岩手県においても日本医療団の施設整備は既存施設の統合に重点が置かれ、1944年には宮古市（1941年に市制施行）および東磐井郡千厩町で私立病院を買収して簡易結核療養所である奨健寮を開設し、翌年一般病院に転換した。また、同年には和賀郡黒沢尻町で私立病院を買収して和賀病院を開設したほか、**【図表6】**に見られるように敗戦後の1946年まで県内各地で病院や診療所、奨健寮を開設した。この中には、建物を新築して開設した病院や診療所もあるが、やはり多くが既存の病院や他業種施設を買収または借入れて医療施設に転用していることが特徴である。とりわけ1944～1945年に開設した施設は温泉旅館や貸座敷業、料理店など、戦時下で「遊休施設」とみなされた施設を転用しているが、これは日本医療団本部の方針を反映したものであった。このようにして日本医療団岩手県支部では、確認できる限りにおいて7病院、11診療所、5奨健寮、3産院、2療養所を開設した。

【図表6】日本医療団岩手県支部医療施設

種別	名称	所在地	統合・開設経緯
病院	宮古地方病院	宮古市	私立病院を買収（1944年）
病院	千厩地方病院	東磐井郡千厩町	私立病院を買収（1944年）
病院	和賀病院	和賀郡黒沢尻町	私立病院を買収（1944年）
病院	大迫病院	稗貫郡大迫町	料理店を買収移築（1945年）
病院	土沢地方病院	和賀郡土沢町	新築（1946年）
病院	大原地方病院	東磐井郡大原町	新築（1946年）
病院	一関産婦人科病院	西磐井郡一関町	（1946年）
診療所	江釣子診療所	和賀郡江釣子村	建物を借入れ（1945年）
診療所	吉里吉里診療所	上閉伊郡大槌町	建物を借入れ（1945年）
診療所	重茂診療所	下閉伊郡重茂村	建物を借入れ（1945年）
診療所	平泉診療所	西磐井郡平泉村	（1945年）
診療所	田頭診療所	岩手郡田頭村	新築（1946年）
診療所	黄海診療所	東磐井郡黄海村	建物を借入れ（1946年）
診療所	矢作診療所	気仙郡矢作村	建物を借入れ（1946年）
診療所	普代診療所	下閉伊郡普代村	建物を借入れ（1946年）
診療所	佐比内診療所	紫波郡佐比内村	建物を借入れ（1946年）
診療所	奥玉診療所	東磐井郡奥玉村	建物を借入れ（1946年）
診療所	安渡診療所	上閉伊郡大槌町	（1946年）
産院	花巻産院	稗貫郡花巻町	貸座敷業建物を買収（1944年）
産院	久慈産院	九戸郡久慈町	料理店を買収（1944年）
産院	杜陵産院	盛岡市	借入れ（1946年）
療養所	大沢温泉療養所	稗貫郡湯口村	温泉旅館を借入れ（1945年）
療養所	花巻療養所	稗貫郡花巻町	新築（1946年）
奨健寮	金田一奨健寮	二戸郡金田一村	温泉旅館を買収（1944年）
奨健寮	繋奨健寮	岩手郡御所村	温泉旅館を借入れ（1945年）
奨健寮	和賀奨健寮	和賀郡黒沢尻町	料理店を買収（1945年）
奨健寮	気仙奨健寮	気仙郡盛町	料理店を買収（1945年）
奨健寮	宮古奨健寮	宮古市	買収（1946年）

〈出典〉『岩手県立病院三十年のあゆみ』（岩手県医療局、1981年）より作成。

日本医療団は敗戦後解体されることになる[22]が、その際結核療養所は国に移管、そのほか一般医療施設は都道府県に移管されることとなった[23]。岩手県では開設された施設の多くが借入れに依拠していたため返還の必要から閉鎖するものも多かったが、それでも1948年3月には6病院7診療所が県に移管された。これらは旧県立医療施設とともに、岩手県国民健康保険団体連合会（以下、国保連と略）[24]に経営委託されることになる。

4.「県営医療」の発足

(1) 戦後の岩手県における医療機関整備

それでは次に、これまで述べてきた戦前・戦時の岩手県における医療の展開を踏まえて、戦後における「岩手の医療」の形成過程をみていこう。

戦後日本の医療機関整備の特徴は、何よりも病院を整備することにあった。問題は、そうした病院整備がいかなる主体によって進められたのか、という点にある。もとより地域によって歴史的背景が異なることもあり、その過程は一様ではない。とはいえ、1950年代半ばまでの病院整備は、戦前・戦時期以来の病院の系譜を前提として、その発展形態をとる場合が多い、ということは言えそうである。他方、1950年代後半から1960年代以降になると、医療金融公庫の設立といった政策を背景として、私的医療機関による病院設立が増加する。しかしながらそうした新しい病院は、1950年代半ばまでに形成された病院群の配置を前提として、それらとの競争を織り込みながら設立されざるを得なかったのである。したがって、病院設立を中心とする戦後医療機関整備の基盤は、敗戦から1950年代半ばまでに形成されたと見るべきであろう。

【図表7】は、1951年の経営主体別病院数を都道府県別に示している。これによると、各都道府県のなかで「個人立」病院、すなわち開業医の設立によるものと従来見なされてきた病院が優位なのは21の県にわたり最多であり、全国平均でもこの設置主体が最も大きな割合を占めている。しかし一方で、「国立・都道府県立・市町村立」の病院が最も優位なのは10の道県に及んでいる。

さらに、19の都府県では「法人立」が最も大きな割合を占めているが、このカテゴリーには私的医療機関と公的医療機関が混在している。1950年の医療法改正によって医療法人制度が創設され[25]、この時期開業医が設立した病院の一部は法人化を進めつつあった。他方、医療利用組合を起源とする病院群は、戦時経済団体統制で農業会に統合されたのち、農業会の解体を受けて厚生農業協同組合連合会（厚生連）へ移行しつつあった。こうした病院群も「法人立」のカテゴリーに含まれており、例えば秋田県では「法人立」19病院のうち9病院が厚生連病院であり、1951年に公的医療機関指定を受けている[26]。また新潟県においても、日本医療団解体後発足した新潟県立病院群とは別に、医療利用組合病院を統合した農業会の解散を受けて新潟県生産農業協同組合連合会が病院群を形成しており、「法人立」24病院のうち12病院が同連合会の病院であった[27]。要するに、「法人立」病院については個別に検討しなければその性格を理解することができないのである。

そして「個人立」病院についても、統計上は医師が個人で設立した病院として把握される事例において、地域社会の様々な支援や介入によって病院が設立されている事例があり得る[28]。したがって、戦後の医療供給が専ら私的医療機関に依存してきたとする既存の日本医療史研究における通説は、地域的差異を組み込んで修正

【図表 7】設立主体別病院数および構成比（1951 年）

実数	総数	国立 ＊1	都道府県立	市町村立その他	法人立 ＊2	個人立
全国	3,796	391	209	445	1,306	1,445
北海道	277	23	18	61	93	82
青森	44	10	1	7	19	7
岩手	62	5	25	12	14	6
宮城	88	12	1	14	20	41
秋田	42	5	2	7	19	9
山形	36	4	1	9	12	10
福島	70	5	10	3	21	31
茨城	76	6	1	1	34	34
栃木	53	6	0	5	23	19
群馬	47	8	1	4	18	16
埼玉	128	4	0	7	21	96
千葉	121	13	1	8	40	59
東京	309	27	21	8	130	123
神奈川	127	9	6	9	65	38
新潟	86	13	13	3	24	23
富山	57	3	3	8	15	28
石川	69	11	2	6	19	31
福井	32	4	3	3	7	15
山梨	24	2	3	4	11	4
長野	83	10	4	3	31	35
岐阜	63	7	5	12	19	20
静岡	72	13	1	13	29	16
愛知	190	14	4	30	58	84
三重	76	7	7	9	16	37
滋賀	30	4	1	9	11	5
京都	98	11	6	6	48	27
大阪	207	13	3	35	87	69
兵庫	154	14	7	26	46	61
奈良	22	3	3	1	9	6
和歌山	29	4	1	12	8	4
鳥取	19	7	2	2	6	2
島根	25	4	1	3	8	9
岡山	94	8	2	17	16	51
広島	108	11	11	8	27	51
山口	86	10	5	11	38	22
徳島	35	5	0	7	14	9
香川	47	6	4	3	19	15
愛媛	50	4	4	8	17	17
高知	42	2	4	4	7	25
福岡	168	20	4	14	74	56
佐賀	60	6	2	5	17	30
長崎	67	9	3	11	27	17
熊本	80	11	1	8	24	36
大分	37	7	3	2	8	17
宮崎	48	3	4	3	20	18
鹿児島	58	8	5	4	7	34

構成比	国立・都道府県立・市町村立	法人立	個人立
全国	27.5%	34.4%	38.1%
北海道	36.8%	33.6%	29.6%
青森	40.9%	43.2%	15.9%
岩手	67.7%	22.6%	9.7%
宮城	30.7%	22.7%	46.6%
秋田	33.3%	45.2%	21.4%
山形	38.9%	33.3%	27.8%
福島	25.7%	30.0%	44.3%
茨城	10.5%	44.7%	44.7%
栃木	20.8%	43.4%	35.8%
群馬	27.7%	38.3%	34.0%
埼玉	8.6%	16.4%	75.0%
千葉	18.2%	33.1%	48.8%
東京	18.1%	42.1%	39.8%
神奈川	18.9%	51.2%	29.9%
新潟	33.7%	27.9%	26.7%
富山	24.6%	26.3%	49.1%
石川	27.5%	27.5%	44.9%
福井	31.3%	21.9%	46.9%
山梨	37.5%	45.8%	16.7%
長野	20.5%	37.3%	42.2%
岐阜	38.1%	30.2%	31.7%
静岡	37.5%	40.3%	22.2%
愛知	25.3%	30.5%	44.2%
三重	30.3%	21.1%	48.7%
滋賀	46.7%	36.7%	16.7%
京都	23.5%	49.0%	27.6%
大阪	24.6%	42.0%	33.3%
兵庫	30.5%	29.9%	39.6%
奈良	31.8%	40.9%	27.3%
和歌山	58.6%	27.6%	13.8%
鳥取	57.9%	31.6%	10.5%
島根	32.0%	32.0%	36.0%
岡山	28.7%	17.0%	54.3%
広島	27.8%	25.0%	47.2%
山口	30.2%	44.2%	25.6%
徳島	34.3%	40.0%	25.7%
香川	27.7%	40.4%	31.9%
愛媛	32.0%	34.0%	34.0%
高知	23.8%	16.7%	59.5%
福岡	22.6%	44.0%	33.3%
佐賀	21.7%	28.3%	50.0%
長崎	34.3%	40.3%	25.4%
熊本	25.0%	30.0%	45.0%
大分	32.4%	21.6%	45.9%
宮崎	20.8%	41.7%	37.5%
鹿児島	29.3%	12.1%	58.6%

〈出典〉『昭和 26 年　医療施設調査』（厚生省大臣官房統計調査部、1953 年）38 ～ 39 頁より作成。沖縄県は原資料において除外されている。

（注）「国立」には、陸海軍病院を主たる前身とする国立病院（厚生省所管）、国立大学医学部の附属病院（文部省所管）の他、逓信病院や印刷局病院などが含まれる。「法人立」には、公益法人病院、医療法人病院、会社附属病院、特殊法人病院などが含まれ、私的医療機関と公的医療機関が混在している。

されなければならない。

さて、こうしたなかで岩手県の大きな特徴は地方公共団体立病院、すなわち県立病院および市町村立病院が占める割合が、全国でも際立って高いことである。岩手県では62病院のうち県立25病院、市町村立12病院であり、地方公共団体立病院が合わせて59.7％を占めている。このことは、戦後岩手県の医療供給が県行政および市町村行政に大きく依存していたことを意味している。

前節でみてきた戦前・戦時の医薬連→県産連→農業会の系譜に連なる病院建設運動や、日本医療団による医療機関整備と、戦後1951年段階における地方公共団体立病院（いわゆる「公立病院」）の圧倒的な存在とは、いったいどのような関係にあるのであろうか。

行論を先取りすれば、戦前・戦時に急速に増加した岩手県の病院は、そのほとんどが県行政によって統合され、1950年に「県営医療」が発足することになる。これが戦後岩手県における「公立病院」の比重の大きさの主要な理由である。しかしそれだけでは、市町村立病院もまた12ヶ所も存在していたことの説明にはならない。実は「県営医療」発足に至る過程の岩手県においては様々な医療構想が存在し、その中で大きな役割を果たした岩手県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」と略）が戦後「岩手の医療」のもう一つの柱を形成するのである。12の市町村立病院は、そうした国民健康保険の取り組みの中で国保直営病院として残存したものなのである。

(2) 国保連のあゆみと県有医療施設の代行経営

国保連は1941年12月に発足したが、発足時の理事長は県学務部長の鈴木直巳、専務理事は県社会課長の細谷健治が就任し、事務所も県庁社会課内に置かれるなど、当初は県行政の外郭団体としての性格が強かった[29]。しかし敗戦後の1946年5月、第1回国民健康保険大会の決議により規約を全面改正し、最高意思決定機関を代議員制から（全国民健康保険組合による）総会に改めるとともに、役員改選を行って鷹木嘉右衛門（紫波郡水分村長）を理事長に選出した[30]。

岩手県の敗戦前における国民健康保険は産業組合による代行を軸として展開したことに特徴があり、1944年時点で盛岡市および釜石市を除く全市町村に普及した国民健康保険226組合のうち、市町村が実施する普通組合は50組合にとどまるのに対し、産業組合から事業を継承した農業会による代行組合は174組合にものぼった[31]。第1回国民健康保険大会があった1946年の時点でも218組合が存続しており、その大部分は未だ農業会による代行組合であったとみられる。したがって、県内における全ての国民健康保険組合による総会が国保連の最高意思決定機関となったことは、国保連の主導権を農業会が握ることを意味した。また、この大会で理事長に選出された鷹木嘉右衛門は、戦前から戦時にかけて水分村信用購買販売利用組合の組合長、医薬連総務理事、県農業会常務などを歴任した岩手県における産業組合―農業会のリーダーの一人であった[32]。つまり、第1回国民健康保険大会を契機として、国保連は県行政から自立し、医療利用組合の流れを汲む独自の医療事業の推進主体として再出発したのである。

さらにこの大会では、「国民健康保険組合が医療機関を自ら持って被保険者に充分に医療を給付することを決議した」[33]。1930年代の医療利用組合運動の中では、「医療と保険の一体化」という医療構想が主張され、それは「医療施設を運営する産業組合が国民健康保険組合も運営する」という方法、すなわち医療利用組合による国保代行組合によって実現されたのであった。

敗戦後改めて国民健康保険組合が医療機関を自ら持つとの決議がなされたことは、「医療と保険の一体化」という医療構想が国保連に継承されたことを示している。戦前の医療利用組合運動の系譜は、その担い手においても医療構想においても、戦後の国保連に引き継がれたのである。

さて、こうした「医療と保険の一体化」構想を実現すべく、国保連は1947年度事業計画において次のような「医療共同管理」方針を提起した。

> 岩手県内に於ける医療機関の無政府的散在は民衆の医療保健の目的に到達する上の一大障害に外ならず、民衆の医療に叶ふべき医療の在り方は医療の社会化過程として医療の社会体系への絶えざる運動のみが忠実にこれを指向するものと信ずる。
> よって岩手県立病院診療所、日本医療団医療施設、赤十字病院、済生会病院、岩手県農業会病院等の公的性格を有する医療施設のより社会化の方向を今後の任務とすべきに在り、これ等医療経営者と岩手県国民健康保険組合連合会との一体々制をとり岩手県医療共同管理委員会を結成し、百二十万の県民が等しき医療の機会の確保を図るものとする。（傍点―引用者）[34]

これは「公的性格を有する医療施設」すなわち公的医療機関[35]と国保連の「一体々制」により、「医療と保険の一体化」を目指す構想であった。そこでは運営方針として、医療共同管理委員会が「診療報酬単価（国保との関係）を決定」し「決算及負担は総合する」ことが提起された[36]。すなわち、全県の国保および傘下医療機関が診療報酬の決定に参加するとともに、戦前の医薬連以来の経験を引き継いで経営条件の地域的差異を全県単位で相殺することで、岩手県における医療の全県的な発達を図ろうとしたのである。

ここで重要なことは、医療需要側の国保と医療供給側の病院・診療所が同一組織となって診療報酬の決定に携わることである。このことによって、需要側から見て過剰な診療を抑制して医療費の節減を図るとともに、供給側が診療報酬の減少につながりかねない予防・保健活動を積極的に行うことができる程度の診療報酬を確保することが可能になると考えられたからである。こうした仕組みを全県的につくろうとしていたのが、1940年代後半における国保連構想であった。

とはいえ、こうした構想を俄かに実現することはやはり困難であった。国保連は1948年4月より日本医療団の医療機関、同年5月より県立医療機関の経営代行をそれぞれ開始したが、同年度の事業報告書では次のような総括をせざるを得なかった。

> 保険と医療機関の一体化の実質的運営形態の確立については施設従業員町村国保共に医療保健（ママ）一体化の理念に透徹を欠けるやの感もありさらに町村国保組合の経済上の不振は単なる一点単価の引下等に終始した感があり、一、二の施設委員会を除き施設の運営に対しては自らの医療施設としての協力に遺憾と思はれるものもないではなかった。[37]

すなわち、医療需要側（国保）と供給側（医療機関）の経営上の利害相反は、組織を統一したからといって直ちに解消されるものではなかったのである。

また、国保連の1948年度決算においては、帳簿上の収支は276万5,699円43銭の黒字となったが、キャッシュフローでは404万円余り

の未収金があるため、差引約128万円の現金不足という状態であった[38]。未収金の内訳は社保243万円、国保89万円、一般72万円となっており、社保すなわち健康保険組合および共済組合に加入する患者分が過半を占めていた。したがって、各国保組合と国保連経営医療機関が一体化しただけでは解消できない、他の公的医療保険制度の再建という問題も大きかったということがわかる。「医療と保険の一体化」という理念は、国保連が医療機関の経営を担ったことで、その課題がより浮き彫りになっていたと言えよう。

そうした課題に対し、国保連は経営する医療機関を拡大することで対応しようとした。それが「県有医療施設経営形態」に関わる問題である。

5.「県有医療施設経営形態」問題と「県営医療」の発足

前節までに見てきた病院・診療所設立の系譜は、その多くが1950年に県立病院・診療所として統合されることになり、戦後「岩手の医療」のイメージの一面を形成する「県営医療」が成立することになる。しかしその過程においては、いくつかの対抗する医療構想をもとに激しい議論が交わされていた[39]。

すでに1946年5月の大会において、国保連は県内公的医療機関を国保連が経営管理すること、さらに全ての町村に国保直営診療所を設置することを方針として決議していた。当初この方針については、県行政および県議会、県農業会、日本医療団岩手県支部なども意見が一致し、1947年7月には岩手県医療保健対策委員会が発足して具体化が進んでいた。しかし同年12月に農業協同組合法が施行されたことにより、医療利用組合以来の系譜を持つ県農業会の医療施設は、先述のように厚生連の立ち上げという別の枠組みで処理されることとなった。このため県農業会の医療施設の統合は先送りすることにし、旧来の県立医療施設（2病院、12診療所）および日本医療団の医療施設（6病院、9診療所）を、1948年4～5月より国保連が経営することになったのである[40]。

他方、農業協同組合の発足に伴い県農業会は1948年11月に解散したが、1億数千万円に上る農業会医療施設群の評価額を負担してこれを譲受する受け皿は俄かには見出しがたく、その清算は先送りせざるを得なかった。しかし医療施設の経営は継続する必要があったため、当面の経営に専念する組織として厚生連が設立されることになったのである。しかしこれはあくまで暫定措置であり、県農業会の清算を進めるなかでその医療施設群の処分は避けがたく、県行政がこれを買収するよう求める声が拡大した。

これを受けて県行政は県農業会医療施設の買収を本格的に検討し始めることになる。しかしこの場合、買収施設は17病院、24診療所にも及び、国保連に経営委託している8病院19診療所と併せて一大医療施設群が誕生することになる。特に病院については病院数においても病床数においても県下病院の8割近くを県が所有することになるため、県農業会医療施設の買収問題は、その後の県有医療施設の経営形態をどうするかという問題を必然的に惹起することとなったのである。

県農業会医療施設の県行政による買収は、1949年秋から本格的に進行し始めた。同年12月には、買収後の経営構想として「公的医療機関設置運営要綱案」が副知事から厚生連および国保連に提示された。この案には、県農業会の医療施設は県が直接譲受し、国保連に経営委託している従来の県有医療施設と統合した上で、県立病院及び県立診療所とすること、その経営

は「社団法人岩手県立病院代行協会（仮称）」なる法人を設立して代行させること、その社団法人の理事は県衛生部長をはじめ県幹部が務め、社員は県立病院・診療所の長に限られること、などが盛り込まれており、ほかにも県行政の強い関与を定める内容であった。これに対し厚生連では役員・従業員ともに「余りにも官僚支配の色彩が強い」ために猛反対し、副知事はこれを白紙撤回せざるを得なかった。

県農業会医療施設を県行政が買収するにもかかわらず、その経営を県が直接担うのではなく、外部に経営委託することが当初から想定されていたのには理由がある。新たな県立医療施設群の経営形態をめぐるこうした諸構想には、大きく二つの争点があった。一つは本稿で何度も指摘してきた「医療と保険の一体化」である。いま一つは「医療の民主化」と呼ばれる争点である。「民主化」は占領期に広範な領域で用いられたキーワードであったが、1950年の岩手県において用いられた「医療の民主化」とは、「官僚的な医療経営の排除」を意味していた。これは具体的には、患者の都合や地域社会の要望よりも、個別医療施設の独立採算を優先するような経営態度を排除・改善するよう求めるスローガンであったと思われる。

「医療の民主化」を求める声の高まりにより、三つの系譜を統合する一大医療施設群を県が所有することは積極的に推進されたにもかかわらず、その経営を県直営とすることには広範な批判が存在した。国保連や厚生連が「医療の民主化」を求めて国保連代行を主張した上に、県医師会も経営を外部団体の財団法人に委託する構想を主張したのであった。

さらに県直営には、現場の医療従事者からも大きな抵抗が生じることになった。というのも、国保連経営の医療施設と厚生連経営の医療施設とでは給与体系が大きく異なっていたからである。しかもこれらを県直営とした場合には、医師も含む医療従事者を一般の県職員と同じ給与体系で遇する可能性があり、その場合医療従事者側では大幅な給与の引下げになることも、現場の強い抵抗を引き起こした。この中ではもちろん従業員自身の待遇維持要求が大きな位置を占めていたが、それに加えて、待遇の大幅切り下げによって医師が流出してしまうことを危惧する論調もあった。そのため、県行政をはじめとする諸勢力は、県直営ではない経営形態を模索しなければならなかったのである。

翌1950年2月には、臨時県議会において県農業会医療施設の買収が決議され、その売買契約が締結された。このため経営形態の決定は差し迫った問題となり、同年3月には公的医療機関運営準備委員会が設立された。その委員は県行政幹部、厚生連幹部、厚生連従業員組合幹部、国保連幹部、国保連従業員組合幹部、県医師会幹部、県議会議員などで構成され、この場において戦後岩手県における県立医療施設群をめぐる諸構想が対抗することになった。

国保連および厚生連は、戦前医療利用組合運動以来の「医療と保険の一体化」理念を実現すべく、1948年時点では実現できなかった県農業会施設の国保連代行経営への組み入れを図って、県立医療施設群の経営を一括して国保連に代行委託するよう猛烈な運動を開始した。

他方、県行政は新たな社団法人案を提起した。そこでは、国保実施団体や農業協同組合、あるいは県立病院・診療所の従業員などの代表者にも社員の資格を開放するほか、県の関与を財産管理や会計処理にとどめるなど、当初の社団法人案よりも厚生連や国保連に大きく譲歩するものであった。

しかし、岩手県医師会は厚生連や国保連とは利害を異にしていた。開業医の利害を強く反映していた県医師会は、国保連主導の「医療と保

険の一体化」路線によって、既存の開業医が患者を奪われることを危惧していたのである。そのため県医師会は、新しく形成される県立医療施設群の経営はむしろ国保連から分離し、新たに財団法人を設立して独立採算の医療機関として経営することを主張した。さらにその財団法人の理事には「関係病院長その他の医師の有資格者を配する必要がある」として、県立医療施設群の経営において医師の影響力を強化する要求を行う一方で、「但し町村国民健康保険直営診療所の如き末梢医療機関は格外であって問題の外にあることは勿論である」とし、経営形態問題を限定する態度をとった。これは国保連の「医療と保険の一体化」路線における県立病院と国保直営診療所の連携構想を念頭に、両者の分断を主張するものであって、明らかに新しい県立医療施設群への国保連の関与を牽制するものであった[41]。

しかし、各郡農業協同組合協議会や各郡町村長会などからは、やはり国保連代行案を主張する意見書が相次いで提出された。農業協同組合協議会の意見書では、「保険と医療の一体的運営を確立すること」「農、漁業組合の経営参加」「経営の官僚化を排除すること」などが要求されたほか、町村長会の意見書では「国保事業と医療施設経営を直結せしむることは即ち国保をして自らの健康を自ら管理せしむる理想体系」であるとして、「医療と保険の一体化」および「医療と保健の一体化」の理念にもとづいて、国保連が新たな県有医療施設群を一括経営することが求められたのである。

その後、国保連代行を求める請願・陳情が町村議長会や県下農協大会からなされるなど、国保連代行案は全県的に支持を集める情勢となった。しかしこうして熱を帯びる国保連を中心とする運動に対し、県議会の主要勢力であった自由党議員たちは冷淡であり、県医師会と同調して国保連代行案を牽制した。当時の県議会では国保連理事長である佐藤公一が副議長を務め、戦前医療利用組合運動の指導者の一人であった千葉七郎が議員（社会党）を務めるなど、国保連・厚生連側に立つ勢力も一定程度いたものの、そうした勢力はあくまで少数派であった。

そうしたなか、県農業会医療施設の買収資金を調達するために大蔵省資金運用部との折衝を行ってきた県行政側から、県が買収するのに経営を外部委託するのでは大蔵省の理解を得られないとの情報がもたらされた。一連の県有医療施設経営問題は、県農業会医療施設の県による買収を前提として議論されてきた以上、その根底が崩されかねない情勢に各勢力は浮足立った。県医師会は県直営もやむなしとの態度をとったが、国保連・厚生連は逆に大蔵省の意向を再確認し県直営でなければ買収資金の調達を大蔵省が認可しないというのは確定情報ではないことを県行政につきつけた。

このように情勢が二転三転するなか、公的医療機関運営準備委員会の議論は国保連代行案に傾いていった。そこで改めて拡大する県有医療施設群を国保連が代行経営する意向があるかどうかを国保連内部で検討することとなった。しかしここで、国保連理事長であった佐藤公一は唐突に従来の方針を転換し、大蔵省の意向を忖度した形で当面県直営もやむなしとして国保連の意向を固めてしまったのである。

戦前医療利用組合運動以来、岩手県における「医療と保険の一体化」を強力に指導してきた佐藤公一の土壇場でのこのような変節は、後々まで非難されるほど大きな出来事であった。戦前には県の産業組合主任官であり、戦時期には日本医療団岩手県支部長を務めるなど、官僚や中央政府の意向に近い立場から運動を指導してきた経験を持つ佐藤は、この時大蔵省の意向とそれに抵抗することが困難な県行政の立場を運

動側としては最もよく理解し得る人物だったであろう。そのことが、運動側には「裏切り」「変節」ととられるような行動をとった大きな理由であったと思われる。しかしこのことによって、三つの系譜を持つ医療施設群は県立病院・診療所として統合されることとなり、それぞれの施設が存在する地域における医療供給に、県行政が直接責任を負う体制が形成されたのである。こうして戦後「岩手の医療」の大きな特徴である「県営医療」が発足することになった。そしてこのことは、医療利用組合医療施設や日本医療団医療施設が市町村に移管され、医療供給の責任が各々の自治体に分散してしまった青森県などとは大きく異なる特徴であった。

だが、このようにして「医療」すなわち県立病院群と「保険」すなわち国保との一体化が挫折したことにより、県立病院群に対する各国保組合からの診療報酬の未払いという形で問題が噴出した。1952年4月、国保連に対して岩手県医療局長名で「国保診療報酬未収金の納入方督励に就て」という文書が発せられた。そこでは「保険と医療の有機的運営を促進すべく貴会保険事業には常時積極的な協力を惜しまず、強化の方途にまい進し来つた次第で御座いますが、一般的な経済不況を反映してか未収医療費は逐次増大し国保の未就額に至つては二月末日現在三千四百九十四万七千余円に達し本局の事業運営は勿論決算にも重大なる支障を招来しつつある現況で御座います」、「如何せん本運動は国保団体の絶大なる協力なくしては到底成果を期しえない」などと、「医療と保険の一体化」の理念を引き合いに出しつつ診療報酬入金の督促がなされた[42]。

この問題から見るに、この時点における岩手県内の各国保組合の経営基盤は、「医療と保険の一体化」を全県的に展開するにはあまりにも脆弱であった。その背景には、国保組合の収入である被保険者による国保保険料の未納があった。1950年11月に発足した「県営医療」において、翌1951年3月時点における全収益の37％を国保による診療報酬支払いが占めていたが、他方で国保による診療報酬未払い金は県営医療未収金の実に50％を占めていたのである[43]。これでは仮に県立病院群の経営が国保連に代行委託されたとしても、その経営は少なくとも短期的には大きな困難に直面したことであろう。

それでは次に、そうした戦後岩手県における国民健康保険の展開過程を見ていこう。

6．国民健康保険の全県普及とその後の課題

(1) 戦後岩手国保の展開過程

これまで述べてきたように、敗戦以前の岩手県における国民健康保険は産業組合による代行を中心に普及していく方針がとられ、1944年時点で産業組合の後を受けた農業会による代行組合174、市町村が行う普通組合50、漁業会による代行組合1、特別組合1、計226組合となり、盛岡市および釜石市を除く県内全市町村に普及をみた。

ところが戦時下においては一般に経済事情が窮迫したほか、農業会では戦時経済統制が本来業務となり、国民健康保険事業は等閑視される傾向があるなど事業が停滞するようになった。さらに、敗戦後農業会が解体され農業協同組合に改組される際には大幅な業務の見直しが生じ、戦時下で事業が停滞していた国民健康保険事業が廃止されたり、給付内容が悪化したりする事例が相次いだ。

また1948年には、国民健康保険法第3次改正によって国民健康保険は原則として市町村が実施することとされた。このことによって、戦前以来岩手県における国民健康保険普及を担って

きた産業組合による代行の潮流は、その歴史的役割を終えることになる。しかし、この段階では市町村に国民健康保険の実施義務はなかったため、農業会による代行組合が消滅してもすぐに市町村が国民健康保険を実施しない場合が多く、県内の国民健康保険団体数は1947年には161、翌1948年には129へと急減した[44]。

しかし産業組合代行時代の経験とスタッフは市町村と国保連に継承され、全国で最も早い国民健康保険の全県普及や、10割給付に代表される給付内容の向上、さらには保健活動の展開といった、戦後の岩手県における国民健康保険活動の推進力となっていく。そうしたスタッフの事例として、平賀三五郎という人物の歩みを簡単に見てみよう。

平賀は、戦時期には岩手郡太田村の宰郷産業組合に勤務していた。同組合では、理事者と村当局との協議の上で1942年10月より国民健康保険の代行事業を行うことになり、平賀がその事務を担当することになった。しかし、信用・購買・販売・利用といった通常の産業組合の事務とはまったく異なる仕事であったため、当初は村民への普及よりも平賀自身が仕事の内容を飲み込むことが大変であった。そうした中、県や国保連、さらには先進組合より実務指導が行われ、平賀の仕事も軌道に乗るようになる。その後同村の国民健康保険は、農業会、農業協同組合へと事業主体が変わり、1950年8月より村の公営に移行した。平賀はこの間、徴用・応召で村を離れたが、1946年2月の復員後直ちに復職して国保の担当を続け、1955年4月に同村が盛岡市と合併した後も盛岡市役所太田支所に勤務を続けた[45]。

戦後の岩手県における国保の復興と全県普及という「先進性」は、産業組合代行時代から現場の実務を担った平賀のような人物たちがその基底において支えていた。そしてその推進力は、医療利用組合の設立から産業組合による国保代行という戦前の「医療の社会化運動」のリーダーたちが国保連の中枢に入り、強力な指導を行ったことであったと思われる。その筆頭は、戦前の岩手県庁にあって産業組合主任官として岩手県の医療利用組合運動を指導し、戦後は国保連理事長として国保普及に尽力した佐藤公一であった。「県有医療機関経営形態」問題では土壇場で大きな妥協に踏み切った佐藤であったが、その後は国保連の理事長として強力なリーダーシップを発揮し、国保の全県普及および10割給付の普及に邁進することになる。佐藤としては、国保連が県立病院群を掌握することによる「医療と保険の一体化」路線が「県営医療」の発足によって半ば挫折してしまった以上、各市町村国保における10割給付によって「医療と保険の一体化」を図る路線に転換せざるを得なかった。

ところで、戦時下において県内で国民健康保険が導入されなかったのは盛岡市と釜石市のみであったが、戦後もこの両市における国保導入には都市特有の困難が立ちはだかった[46]。

盛岡市では、1950年に市行政が国保実施の可否を市議会に諮り、市議会では準備委員会で国保実施の是非が議論された。そこでは賛否両論が交わされたが、反対意見の中心は保険料負担の問題、とりわけ保険料未納への危惧であった。他県の市部の事例によると、保険料の未納が多いため市財政の赤字の原因となる、2割程度の国庫負担があればよいがそれを市が負担するのでは難しい、というのが国保導入反対論の主張であった[47]。

確かにこの時期全国的に市部の保険料徴収率は低調であり、なかには都市部であっても旧町内会の地域的紐帯を生かして95%以上の高い徴収率を実現した事例もあった[48]が、多くの市部では70%前後の徴収率にとどまっていた。

したがって、盛岡市における国保導入反対論には一定の論拠があったといってよい。

しかし、市議会議員、地区担当員、民生委員、有識者等からなる国民健康保険実施準備委員会は、1951年12月に「相扶共済の理念に基づき、進んで国保事業を興し、疾病・障害を原因として経済的破綻を来す事前にこれを救済するの道を開き、市民の生活救護の一日も早からんことを願い、緊急実施の必要を痛感する」「この際、この制度の速やかなる実施を招来し、文化国家としての再建に協力するとともに、市民の生活安定に寄与するの意識に徹しなければならない」とする答申をし、市行政はこれを受けて国保実施準備を本格化させた。結局盛岡市は1953年11月の市議会において国保実施を決定し、翌1954年2月より盛岡市国民健康保険が発足することになった[49]。

釜石市では、工業都市に固有の条件が国保導入の制約となっていた。すなわち、同市人口の4割以上が釜石鉱山を経営する富士製鉄の従業員とその家族であり、その人々は富士製鉄健康保険組合に加入していたため、国保への加入をしないばかりか、市財政による国保への拠出からは利益を得ない立場にあった[50]。

盛岡市が国保実施に踏み切ったため、釜石市でも1955年までには国保事業を開始するが、保険税収納率は80.1%、過年度滞納分を合わせると65%（1967年度）などと低迷していたため、毎年度赤字決算を続けることになった。一般会計も赤字であったため、釜石市では1968年度に収納率の向上を前提としつつ38%もの保険税増税提案をせざるを得なかったほどである[51]。

とはいえ、戦前から国保を実施したことのなかった盛岡・釜石両市が国保事業を開始したことに触発され、他の財政力が弱く国保未実施のままだった町村も続々と事業を開始したことによって、岩手県は全国で最も早い1955年に全市町村での国民健康保険実施（＝「県民皆保険」）を達成することになった。

(2) 国保全県普及後の課題とその限界

国民健康保険が全県で実施されることになったとはいえ、戦前以来追求してきた「医療と保険の一体化」が「県営医療」の発足によって困難となってしまった状況において、「岩手の医療」はいかなる方向を目指していたのであろうか。国保全県普及を強力に指導してきた国保連の議論からそれを探っておこう。

国保全県普及を目前にして、国保連理事長の佐藤公一はその後の課題を鋭く提起した。すなわち、国保の給付率の問題、保険料収納率の問題、保健活動の問題、そして医療機関の問題である[52]。

まず給付率の問題について、佐藤は国保事業を単に実施するだけではなく、「百パーセント普及から百パーセント給付へ」として10割給付の全県普及を求めた。全県普及が達成された1955年の時点で、10割給付を実施しているのは53町村、7割給付であったのは17町村であり（いずれも町村合併前）、大多数の国保は未だ5割給付にとどまっていた。しかも給付除外規程などを加味すれば実質5割を切る給付水準の国保が依然として多く、給付率を改善して10割給付にまで進むことが今後の大きな課題として示された。

次に保険料収納率の問題であるが、これについて佐藤は「市町村の国保課が整備されて」きた一方で、「目下の状況ではかえってお役所化の傾向が濃厚」であり、「むしろこじんまりした村であった頃の方がそうした方面の努力が見られたような感じがないでもない」と辛辣な見方をしていた[53]。これには1950年代半ばに全国的に進展した市町村合併、いわゆる「昭和の大合併」が大きく関係している。市町村合併に

よって国保がカバーする地域が拡大するにつれて、国保担当者と住民との距離が開いていく状況を佐藤は危惧していた。「本県のような民衆の経済力が低い地域では、ただ単に一片の納税告知書だけで収納できる筈はないので」、国保担当者だけではなく役場内各係の協力はもちろん、婦人会、青年団、農業協同組合、部落実行組合などとの協力が必要とされたのである。

さらに保健活動については、国保の使命達成のためには疾病予防や健康増進の活動が求められるが、現状の「保険税をあつめて医者払いするだけに終始している（ママ）如き、全く遺憾に堪えない」と佐藤の認識は非常に厳しい。このままでは上昇する医療費に追いつけなくなると危機感を抱く佐藤は、国保直営診療所に期待を寄せる。直診は「当分診療行為が大部分を占めている実情ではあろうけれど、考え方としては多分に保健所的性格を濃厚に持つべきもの」なのであった。そして直診の保健活動を住民に浸透させるためには、保健婦が不可欠の存在である。直診医師と保健婦および保健委員が一体となって市町村を単位とした住民保健活動を進めることが、今後の国保に必要とされた。

また佐藤は、直診が保健活動に傾斜することを求める一方で、地区ごとに中心的な医療機関が必要であることを主張する。すなわち地区病院を本院とし、国保直診を分院とする関係を構築することを求めているのであるが、これは明らかに戦前の医薬連および戦時期の日本医療団医療体系の経験を再現することを狙ったものであった。これに加えて「地区病院もまた保険者の直営たることが理想型態なのである」として、県立病院の経営移管を求めた。1950年の「県営医療」発足時には、国保連代行路線を断念し県直営もやむなしとした佐藤は、その後も戦前以来の病院と国保との一体経営による「医療と保険の一体化」理念を手放したわけではなかったのである。

そうした理念は、実は一部地域で実現を見ていたことには留意しなければならない。それは、気仙郡を中心に普及しつつあった特定医療機関についての10割給付という取り組みである[54]。

これは同郡日頃市村が先鞭をつけたものであるが、村内の国保被保険者が国保直営診療所を受診した場合の費用を全て国保から支出することによって、国保患者の窓口払いをなくす仕組みである。このことによって患者の早期受診が期待できるとともに、診療所の側においても（出来高払いの場合に生じ得るような）必要以上の濃厚診療が抑制されることになる。さらに県立気仙病院とも定額診療契約を締結することによって、ここでも国保患者の窓口払いをなくすことにした。これによって重い患者は直診から病院に送ることが可能になるとともに、定額であるがゆえに国保から支出する医療費を抑制することができる仕組みが作られたのである。

こうしたことが可能であった制度的な背景は、旧国民健康保険法においては国保と医療機関が個別に保険診療契約を取り結ぶ自由契約制になっていたことである。そのため、国保側と医療機関側が合意すれば上記のように特別な契約をすることが可能だったのである。

しかし、1958年に新国民健康保険法が成立することによって、その前提条件は失われることになる。同法では従来の自由契約制から保険医療機関の指定制度への変更がなされ[55]、一律に定められた保険診療内容を医療機関側が受け入れて保険医療機関となる仕組みに変更された。このため、個々の市町村国保にとっては保険診療の内容に関する裁量がなくなってしまったのである。

またこの際、給付率についても原則5割給付という一律の基準が全国に適用されることとなった。これはナショナルミニマムとして5割

給付を全市町村に義務付ける措置であったが、このことは5割を超える給付を行っていた国保にとっては給付率を引き下げさせられる結果をもたらした。そのため、気仙郡を中心に広がりつつあった岩手県における10割給付の取り組みもまた後退を余儀なくされたのである[56]。

7．おわりに

「医療と保険の一体化」あるいは「医療と保健の一体化」に尽力してきた岩手県における戦前医療利用組合運動や戦後国保運動の指導者たちは、1950年代末から1970年代にかけて「岩手の医療」のあり方に対して厳しい目を注いでいた。すなわち、「県営医療」が独立採算主義に陥ってしまい、各地の国保直営診療所との連携が保険の面でも保健の面でも分断されてしまっていると批判的に見ていたのである[57]。

「医療と保険の一体化」「医療と保健の一体化」を目指した岩手県における戦前医療利用組合運動や戦後国保運動の理念に照らしてみれば、1950年の「県営医療」の発足はその制度的基盤の形成にとって障害となったと評価せざるを得ない。しかし他方、戦後日本の医療体制のもとで岩手県の「県営医療」が果たした役割は適切に評価する必要があると思われる。というのは、広大かつ人口が散在する岩手県のような地域において、とりわけ農山漁村地域に拠点の医療施設を供給し続けることができたのは、曲がりなりにも県行政が全県を範囲とする医療供給の責任を引き受けざるを得ない「県営医療」の体制がもたらした結果だったからである。戦後日本で急速に進行した病院医療の発展のもとで、医療施設および設備の近代化投資を大規模に支えるためには、県財政の枠組みは必要であったと思われる。

こうした点について、ある県立病院長は1959年の段階において「三一(ママ)病院の施設が見違える程改善されたことは県の財政力によるもので、農協や国保連の力ではできない相談だ。医師も安定したし、待遇も岩手医大や日赤よりもよい。予防医学的活動などということは理想ではあるが、いまのところ治療の万全が第一です。とくに病院の経営が確立するまではそれに専念すべきである」[58]と述べている。戦前・戦時以来の老朽施設が次々と近代化されていくことや、安定的な待遇を得られることは、現場の医療従事者にとっては何より歓迎すべきことであっただろう。戦前医療利用組合運動の指導者であった高橋新太郎でさえ、「八億の設備資金を投じ全県下に三一病院四〇〇〇床の普及をみたことは、県の財政力によることは否定されない」「個々の施設に必ずしも独採(ママ)を強制しておらず、五〇床以下の病院はもちろん、三分の一の病院は赤字を必至とする環境にある関係もあり、総合経済で全体をカバーする方針であることは、厚生連の場合と変りがない」[59]と評価せざるを得なかったのである。したがって、戦後岩手県の医療供給に果たした「県営医療」の役割は、積極的に評価しなければならない。

と同時に、国保運動勢力が批判した「医療と保険」あるいは「医療と保健」の分断を固定化したという問題は、戦後岩手県における「県営医療」の限界として適切に位置付ける必要があろう。

さて、21世紀に入り「地域医療の崩壊」が全国的に問題化するなか、岩手県でも「県営医療」の縮小再編が現実のものとして進行している。病院の統廃合や診療所への格下げによって、高度医療や救急医療の拠点を集約化する政策動向が着々と実行されている。これは県財政の困難だけでなく、医師をはじめとする医療従事者数の絶対的不足および地域的偏在という差し迫った問題に対する不可避の対応という面が少

なくない。さらに岩手県では、東日本大震災によって壊滅的な被害を蒙った沿岸部の医療の再構築という新たな課題まで抱え込むことになった。

しかしながら、こうした困難な現状においてこそ、「医療と保険の一体化」「医療と保健の一体化」という戦前以来「岩手の医療」が追及してきた理念を想起し、新たな医療システムの構築に反映することが求められるのではなかろうか。

---

1 高岡裕之「近現代日本の地域医療と岩手の医療保健運動」（大門正克ほか編『「生存」の東北史 歴史から問う3・11』大月書店、2013年）。

2 それを端的に表現しているのは、雑誌『岩手の保健』（岩手県国民健康保険団体連合会発行）の編集者として高い評価を得ていた大牟羅良へのインタビューである。「「岩手の医療」はとりもどせるか 大牟羅良氏に聞く」（朝日新聞社編『朝日市民教室―日本の医療7 どう医療をよくするか』朝日新聞社、1973年）189～190頁において、大牟羅は「医療の商品性、営利性を否定し、病人の多くなることを望まない医療」を「岩手の医療」の特徴として挙げている。

3 「医療」と他の傷病への対処方法との関係については、中村一成「戦前・戦時の都市民衆と医療―東京市の事例から―」（『民衆史研究』第75号、2008年5月）を参照。

4 猪飼周平『病院の世紀の理論』（有斐閣、2010年）。

5 こうした状況は戦後になっても変わっていなかった例として、土田守「どうして田舎に医者は来ないのか」（岩手県地域医療研究会編『いわての保健活動の歩み』岩手県国民健康保険団体連合会、1972年）269～274頁を参照。

6 前掲、猪飼『病院の世紀の理論』第4章。

7 医療利用組合についての研究は多いが、ここではさしあたり高橋新太郎が執筆した『協同組合を中心とする日本農民医療運動史　前編通史』（全国厚生連、1968年）、および長年の研究を集大成した青木郁夫『医療利用組合運動と保健国策』（高菅出版、2017年）を挙げるにとどめる。

8 青原村産業組合が医療利用組合の嚆矢であることは様々な文献が言及することであるが、同組合のその後や、同地域における医療供給を総合的に明らかにする研究はこれまでなかった。その課題を検討したものとして、中村一成「近代日本の農山村における病院医療供給と地域社会―名望家から産業組合へ―」（『歴史と経済』第134号、2017年1月）を参照。

9 東青病院については、さしあたり川内淳史「広区域単営医療組合の存立形態と地域社会―青森市・東青病院を中心に」『大原社会問題研究所雑誌』（第630号、2011年4月）を参照。

10 『岩手医薬連医療施設概要』（保証責任岩手県医薬販売購買利用組合連合会、1941年）7頁。

11 同前。

12 当初の医師が誰であったかは不明であるが、1936年2月13日には成澤茂（1918年仙台医専卒）が赴任している。「事業報告書」（保証責任奥玉信用購買販売利用組合、1937年5月18日、岩手県庁所蔵）。

13 前掲、『岩手医薬連医療施設概要』8頁。

14 「実費診療」の理念については、さしあたり高岡裕之「医療問題の社会的成立―第一次世界大戦後の医療と社会」（『歴史科学』131、1993年2月）を参照。

15 広区域医療利用組合の多くは、「信用」「購買」「販売」「利用」の四種事業のうち、医療施設の「利用」事業と医薬品の「購買」事業を兼営することから、「購買利用組合」の組織をとった。

16 農山漁村経済更生運動と産業組合拡充運動についての研究は多いが、ここではさしあたり大門正克『近代日本と農村社会』（日本経済評論社、1994年）、森武麿『戦時日本農村社会の研究』（東京大学出版会、1999年）を参照。

17 広区域医療利用組合と医療利用組合連合会の組織形態を発展段階的に捉える見方については、前掲『協同組合を中心とする日本農民医療運動史　前編・通史』第3～5章を参照。

18 『岩手県農業協同組合史』（同編纂委員会、1969年）330～331頁。

19 【図表3】および『岩手県史　第10巻　近代

篇5』（岩手県、1965年）999～1110頁。

[20] 中村一成「日本医療団と「公的医療機関」」（『年報・日本現代史』第11号、2006年5月）329～330頁。

[21] 以下の日本医療団および旧県立医療施設についての記述は、とくに断らない限り『岩手県立病院三十年のあゆみ』（岩手県医療局、1981年）による。同書は各県立病院から詳細な資料を集めて執筆された大著であるが、その原資料は所在不明となっている。

[22] 日本医療団の解体過程とそこに現れた戦後医療の諸構想については、高岡裕之「占領下医療「民主化」の原像―日本医療団の解体過程―」（プランゲ文庫展記録集編集委員会編『占領期の言論・出版と文化―〈プランゲ文庫〉展・シンポジウムの記録』早稲田大学・立命館大学、2000年）を参照。

[23] 日本医療団医療施設の県移管過程について、新潟県における事例を扱った前掲、中村一成「日本医療団と「公的医療機関」」を参照。

[24] 国保連は1941年12月の発足当初は岩手県国民健康保険組合連合会と称したが、1948年の国民健康保険法改正により、同年7月に岩手県国民健康保険団体連合会と改称した。『岩手の国保五十年史』（岩手県国民健康保険団体連合会、1988年）392頁。本稿での表記はいずれも「国保連」として統一する。

[25] 『厚生省五十年史 記述篇』（厚生問題研究会、1988年）679～680頁。

[26] 『秋田県厚生連三十年事業史』（秋田県厚生農業協同組合連合会、1982年）101～103頁。

[27] 『年史』（新潟県厚生農業協同組合連合会、1985年）77頁。新潟県生産農業協同組合連合会は1952年に新潟県厚生農業協同組合連合会となる。

[28] さしあたり、長野県下伊那郡飯田町における私立飯田病院が移転拡張する際、郡範囲で広く出資を募ったほか、移転拡張事業そのものも地域の有力者が実務を担っていた事例を扱った中村一成「疾病・医療と飯田病院」（飯田市歴史研究所編『飯田・上飯田の歴史（下）』飯田市教育委員会、2013年）を参照。

[29] 『岩手国保十五年のあゆみ』（岩手県国民健康保険団体連合会、1953年）22～23頁。なお、同資料は1930年代以降の岩手の医療運動および医療政策をリードした佐藤公一により執筆・編集されたものであり、貴重な証言を多く含んでいる。

[30] 同前、7頁。

[31] このほか、漁業組合による代行組合および特別組合（警察官吏家族国民健康保険組合）がそれぞれ一つずつあった。前掲『岩手国保十五年のあゆみ』7頁。

[32] 『岩手県医薬連医療施設概要』（保障責任岩手県医薬購買販売利用組合連合会、1941年）25頁。前掲『岩手県農業協同組合史』183頁。

[33] 「昭和二十二年度事業計画書」（岩手県国民健康保険団体連合会所蔵）。

[34] 同前。

[35] 「公的医療機関」は、法的には1948年に公布された医療法において規定され、その開設者としては都道府県・市町村のほかに、1951年に日本赤十字社、済生会、厚生連などが告示された。『厚生省五十年史　記述篇』（厚生問題研究会、1988年）684～686頁。敗戦直後から1950年代前半にかけて、厚生省は医療機関整備にあたって「公的医療機関」を重視する方針をとっていた。

[36] 前掲、「昭和二十二年度事業計画書」。

[37] 岩手県国民健康保険団体連合会「昭和二十三年度事業報告書」（岩手県国民健康保険団体連合会所蔵）。

[38] 同前。

[39] その経緯は厚生連によって「県有医療機関問題経過概況書」としてまとめられた（前掲『岩手県立病院三十年の歩み』24～60頁に収録）。同資料は県立病院に統合される医療機関群をめぐるこの間の動向を、厚生連の立場からではあるが時系列でまとめた貴重な資料である。

[40] 「第一五回通常総会資料」1951年7月30日（岩手県国民健康保険団体連合会所蔵）。

[41] 前掲、「県有医療機関問題経過概況書」。

[42] 『岩手国保情報』第32号、1952年4月20日（岩手県国民健康保険団体連合会所蔵）。

[43] 『岩手国保情報』第31号、1951年6月30日（岩手県国民健康保険団体連合会所蔵）。

[44] 『岩手の国保　十五年の回顧』（岩手県国民健康保険団体連合会、1953年）12～13頁。

[45] 『社会保障の星　岩手国保の歩んだ道』（岩手県国民健康保険団体連合会、1955年）46〜48頁。

[46] 国民健康保険導入に際して生じる都市特有の困難については、名古屋市の事例に即して検討した中村一成「「国民皆保険」の形成と大都市国民健康保険―名古屋市の事例から―」（『同時代史研究』第7号、2014年11月）を参照。

[47] 『国保情報』第34号、1952年7月、2頁。

[48] 神奈川県小田原市の事例を扱った、中村一成「地域と医療」（森武麿編『1950年代と地域社会―神奈川県小田原地域を対象として―』現代資料出版、2009年）を参照。

[49] 『岩手の国保四十年史』（岩手県国民健康保険団体連合会、1978年）140〜147頁。

[50] 前掲『国保情報』第34号、3頁。

[51] 前掲『岩手の国保四十年史』185〜187頁。

[52] 佐藤公一「国保普及百パーセント　達成後の仕事」（『社会保障の星』第47号、1955年3月）。

[53] 佐藤公一「国保一〇〇％普及に当って　去来する感懐」（『岩手の保健』第42号、1955年11月）。

[54] 前掲『岩手の国保四十年史』45〜50頁。

[55] 『厚生省五十年史 記述篇』（厚生問題研究会、1988年）1291頁。

[56] もっとも法条文上は、保険者は政令の定めるところにより条例で一部負担金の負担割合を引き下げ、給付率の向上を図ることができるとされていた。同前書1294頁。したがって、新法によって岩手県の10割給付には強制的に終止符が打たれてしまった、という歴史認識は一旦留保した上で、10割給付を存続させるだけの保険財政基盤が実際にあったのか否か、という視点から10割給付を実施していた個別の国保を分析する研究が今後求められる。

[57] 高橋新太郎『岩手県における厚生連医療施設県営移管後の概況』（協同組合経営研究所、1959年）。大牟羅良・菊地武雄『荒廃する農村と医療』（岩波書店、1971年）。前掲、「「岩手の医療」はとりもどせるか　大牟羅良氏に聞く」。

[58] 前掲、高橋『岩手県における厚生連医療施設県営移管後の概況』31頁。

[59] 同前、32頁。

戦後青森県の政治的争点 1945年～2015年、③

藤本　一美

序文

1945年8月、第二次世界大戦＝“アジア・太平洋戦争”において日本が連合国に敗れてから既に、70年以上の年月が経過した。この間、我が国は、戦争による被害から立ちあがり、経済再建を行い、高度経済成長期を経て、世界で有数の経済立国になった。しかし、その後、環境破壊問題が生じ、国土開発計画は“石油ショック”で後退を余儀なくされた。また、いわゆる「金融危機」の状況下で、経済成長は立ち止まり、長い間、構造不況を経験してきた。

一方、外交安保障の面では、独立と同時に、我が国は米国との間で「日米安全保障条約」を締結し、米軍による核の傘の下で、自由主義陣営の一員として、西側諸国と足並みを揃えて、社会主義国と対峙してきた。その過程において、日本国憲法第9条で戦争が禁じられているにもかかわらず、我が国は世界でも有数の戦力を有する、“自衛隊”を保持することになった。

日米安保体制のもとで、その“負の部分”を担ってきたのが沖縄の米軍基地の存在に他ならない。これを撤退させなければ、戦後の日本は終わったとはいえないし、また、福島での「3·11事故」を踏まえれば、これ以上、原子力発電所を建設させてはならない。とくに、核燃料廃棄物の最終処分場を一人青森県の六ヶ所村の施設に押し付けてはならない。国民全が責任をもって、我々の世代でその道しるべをつけるべきだと、考える。

問題なのは、この間、戦後一貫して政治の世界を支配してきたのが、「保守勢力」であったことだ。国政・地方選挙を通じて「革新勢力」や「中道勢力」を退け、政権の座に君臨してきた。特に、自民党と社会党を中心とする「1955年体制」の下で、長期にわたって保守勢力を代表してきた自民党は国会・県議会・市町村議会などで圧倒的議席を占有し続け、政治、経済、および社会のあらゆる分野で“寡頭的地位（ヘゲモニー）”を確立してきた。

しかしながら、1993年、非自民・八会派による「細川政権」が成立、自民党は初めて下野した。だが、自民党はその後しぶとく政権の座に復活してきた。確かに、2009年の衆議院・総選挙では、民主党が勝利して、野党は選挙により初めて政権を奪取することに成功したものの、民主党は政権運営に失敗、そのため、自民党が総選挙で勝利を収めて、現在では、安倍晋三内閣が盤石な態勢を敷いている。日本において、政権交代が可能となった「小選挙区比例代表制」が導入されて以降、25年以上経過した今、ようやく、我が国においても、本格的な二大政党制確立の基盤が出来たといってよい。

青森県の戦後政治を検討する場合にも、このような中央政界における「政治的・経済的体制」の影響（インパクト）をまともに受けたのは、いうまでもない。ただ、青森県の場合には、東北の最北端という地理的条件もあって、中央

で生じた問題とは直接リンクせず、一歩遅れた形で独自の展開も見られた。

本稿は、以上の知見を前提にした上で、1945年から2015年の70年間に、青森県で生じてきた、様々な「政治的争点（Political Issue）」を取り上げて、その概要を紹介する試みである。その際、最初に何故、政治的争点が生じたのか、その背景を問い、次に、争点がいかなる形で処理されたのかを分析、最後に、それが問題となった要因を抽出する。このような一連の作業を通じて、青森県における戦後政治の特色を抽出できれば幸いである[1]。

なお、本稿の内容は、筆者が先に公刊した『戦後青森県政治史　1945年~2015年』〔志學社、2016年〕および『戦後青森県の保守・革新・中道勢力』〔志學社、2017年〕の資料編に相当するものである。

＜注＞

（1）この種の先行業績としては、弁護士・二葉宏夫の手になる『青森県の事件５５話』〔北方新社、1983年〕がある。二葉は1876年（明治9年）から1975年（昭和55年）までの事件を時系列的に扱っている。本書は、主として、その後の事件を取り上げた。重複している部分に関しては、二葉の業績に多く依拠している。

＜総目次＞

序文
第一部、戦後青森県政治の課題
　第1章、保守王国と「核燃反対」運動
　第2章、「軍事基地反対」運動
　第3章、「リンゴ税」の廃止（『専大法学論集』第130号）
第二部、戦後青森県政治の展開
　第1章、五所川原「平和産業大博覧会」の開催
　第2章、「国立工業高等専門学校（工専）」の誘致合戦
　第3章、「東北新幹線」の新青森駅開業（『専大法学論集』第131号）
第三部、戦後青森県政治の断面
　第1章、原子力船「むつ」の建造と漂流
　第2章、首長の汚職と逮捕
　第3章、「県民協会」の結成・分裂・解散（『専大社会科学年報』第52号）
第四部、戦後青森県政治の決算
　第1章、米内山県議除名事件
　第2章、苫別地訴訟
　第3章、「むつ製鉄事業」の挫折
第五部、戦後青森県政治の転換
　第1章、久六（きゅうろく）島の帰属
　第2章、「総合農政」と米の生産調整
　第3章、「平成大合併」の波紋
第六部、戦後青森県政治の欠陥
　第1章、木村守男知事・辞任
　第2章、平川市会議員・大量逮捕
　第3章、升田世喜男派の選挙違反裁判
第七部、戦後青森県政治の裏面
　第1章、小笠原献金問題
　第2章、F16戦闘機の墜落
　第3章、核燃施設・搬入・安全協定・アクティブ試験・最終処分地確認書
第八部、戦後青森県政治の紛争
　第1章、大湊造船（ドック）争議
　第2章、弘南バス争議
　第3章、スト抑止緊急動議
第九部、戦後青森県政治と「津軽選挙」
　第1章、中里町長選－開票所乱入事件
　第2章、金木町長選挙―開票不正事件
　第3章、鰺ヶ沢町・二人町長事件
第十部、戦後青森県政治の革新
　第1章、「八戸戦争」の展開
　第2章、首長選挙と「八戸方式」
　第3章、女性国会議員の誕生
第十一部、戦後青森県政治の改革
　第1章、五所川原市長の解職
　第2章、政務活動費の取り扱い
　第3章、県の不適切支出
第十二部、戦後青森県政治の出発
　第１章、昭和天皇の御来県
　第２章、あすなろ「国民体育大会」の開催
　第３章、「連合青森」と「連合青森センター」の発足
あとがき

第三部、戦後青森県政治の断面
第1章、原子力船「むつ」の建造と漂流

＜目次＞
１、はじめに―問題の所在
２、原子力船「むつ」の建造
３、原子力船「むつ」の漂流
４、おわりに―“原子力行政”の後始末
＜注＞
＊参考文献

１、はじめにー問題の所在

『毎日新聞』は2015年7月20日、日本初の原子力船として建造された「むつ」が4~5年後に引退すると、報じた。これで、放射線漏れの事故を起こし、僅かな航海で廃船となった我が国科学技術の“負の遺産”は、完全に姿を消すことになる。「むつ」は1968年11月27日に着工、それは、日本で最初にして、しかも最後の原子力船であった。

だが、原子力船「むつ」は、1974年9月1日、青森県沖の太平洋上で行われた初の原子力航行試験中に、放射線漏れを起こしてしまった。事故後、「むつ」は母港であるむつ大湊港への寄港を地元住民に拒否され、そのため、16年の長い間、日本の港をたらいまわしにされた。そして、改修を受けたあげく、四度にわたる実験航海後に、新設されたむつ市関根浜へ回航、その後、原子炉部分は撤去された[1]。

原子力船「むつ」の名称は、一般公募から選ばれたもので、進水時の母港であった大湊港が存在する青森県むつ市にちなんでいる。同船は1963年に観測船として建造計画が決まり、1968年に着工、1969年6月12日に進水した。確かに、1969年、「むつ」が進水した当時、青森県民とむつ市民がこれにかけた期待は大きかった。すでに、1970年7月、船体部分は完成、大湊港に回航、原子炉部の艤装工事に着手していた1972年には核燃料を装荷、その上で、1974年には出力上昇試験が太平洋上で開始された[2]。

問題は、上で述べたように、原子力船「むつ」が1974年9月1日、航行中に試験開始早々、低出力で放射線漏れを発生させたことである。漏れた量は極微量であったとはいえ、この事故はマスコミを通じて大きく報道され、風評、被害を恐れるむつ市住民から大湊港への帰港を拒否されてしまった。そのため、原子力船「むつ」は長い間、洋上に漂泊せざるを得なかった。さらに、長崎県の佐世保市やむつ市における新母港反対運動も手伝って帰るべき場所を失い、長い話合いの末に、ようやく新母港としてむつ市の関根浜に港が決まった経緯がある。

その後、原子力船「むつ」は、1990年3月、関根浜港岸壁で低出力運転の試験を行い、四度にわたる航海中に出力上昇試験と公式の試験を行った結果、1991年2月、船舶と原子炉について合格証を手にした。1992年1月には、すべての航海を終了、そして1995年に原子炉が去されて非核化された。ちなみに、原子力船開発の基本計画が策定された1962年6月時点で、総経費は60億円の見積もりだった。それが1984年1月、廃船決定時には、最終的に経費は1,500億円にまで膨らんでしまった。何という予算と労力の無駄遣いであろうか。その経費はすべて、我々国民の税金からの支出であった[3]。

原子力船「むつ」が辿った経緯をみると、この問題への対応をめぐり、青森県、むつ市、並びに長崎県、佐世保市の住民の苦悩ははかり知れなかったことが理解できる。ことに、「むつ」問題ほど、当時の青森県民とむつ市民に大きな期待をもたせ、かつ不安に落とさせ、しかも原子力行政の「暗黒部分」を突きつけたものは他にみわたらない。だから、この当時の県行政の

最高責任者であった、竹内俊吉および北村正哉・両知事の責任は極めて大きい、といわねばならない。

この「むつ」の問題に関して、『青森県議会史　自昭和46年~至昭和49年』〔1974年・刊行〕は、その第1節、“原子力船「むつ」の難航”の中で、次のように総括している。「結論からいうと、このわが国初の原子力船は、まさに非運を背負って生まれてきた船というべきであろう。・・・こうして（1974年）10月15日、やっと“漂流船”「むつ」は再び定係港へたどりつくことができたのである。この問題で日本の原子力行政がいかに弱体であるのか、原子力関係の技術がいかに低水準であるのか、深い失望感を与えたのである」[4]。

本章では、原子力船「むつ」の建造および漂流を戦後青森県における政治的争点の一つとして取り上げる。論述は前半で、原子力船「むつ」建造と定係港の決定過程を、後半では「むつ」漂流の背景と結末を、そして最後に、我が国における「原子力行政」の課題を、提示する。

2、原子力船「むつ」の建造

政府は1967年9月5日、原子力船の母港（定係港）選定を協議、これまで交渉を進めてきた横浜市を断念して、新しい候補地として青森県むつ市田名部地区の下北埠頭＝大湊港に求めることを正式に決定した。そこで6日、始関・科学技術庁政務次官、式田・同原子力局長、天里・原子力開発事業団理事などが来県、竹内俊吉・知事、河野幸蔵・むつ市長と会い、政府の意向を伝えるとともに協力を要請した[5]。

当時本県では、むつ製鉄、フジ製糖工場という二つの構想が相次いで頓挫した直後であり、下北開発のよりどころを失ったところに突然舞い込んだのが、むつ市大湊港への原子力船母港化の話であった。竹内知事は、正式要請を受けた翌日の9月7日、事業団に質問書を出し、一方、県は、原子力船が下北地域にどう貢献できるのか、将来像を描こうとした。打診を受けたむつ市の期待は県以上に大きかったは、いうまでもない。政府や事業団は“宝船”として夢をふりまき、北村（副知事）もこう思った。「砂鉄やビートで裏切られた下北開発への期待が、最先端の原子力で果たせるかもしれない」。だが、原子力船を“宝船”と見ていたのは、地元でも一部に過ぎず、社会党や共産党の両党は、県や市に反対を申し入れている[6]。

政府が原子力船の具体的構想に乗り出したのは、1963年のことで、官民共同出資による「日本原子力船開発事業団」が発足して原子力船の開発を進め、総トン数8,390トン、熱出力3万6千キロワットの加圧水型原子力炉を積載、蒸気タービンによる時速16.5ノットの第一号船が1969年6月に進水した。

建設と同時に定係港として、青森県の大湊港が候補にのぼり、1967年に事業団と政府から交渉があった。一部で反対運動があったものの、同年11月に、県、むつ市とも受け入れを正式に決定、進水と同時に第一船は定係港から地名をとって「むつ」と命名された。母港の建設工事は1968年から開始、1970年までに関連施設もできあがり、7月に入り「むつ」の艤装工事が完成、7月18日、定係港に入港し、一般の人々にも公開されたのである[7]。

原子力船「むつ」はすでに7月13日、大湊港外に到着しており、7月20日、母港修祓式と開設式が行われ、7月18日午後1時半、むつ市の大湊港に到達した。「むつ市にわが国初の原子力船母港を設置したい」という科学技術庁の申し入れがむつ市にあってから2年10ヵ月、むつ市民が注目、歓迎していたこの日の母港入りだった。しかし、下北地方はあいにくの雨模様で、視界4キロという濃い霧にさえぎられて、

「むつ」は市民の前に姿を見せなかった[8]。

7月20日、原子力船「むつ」の母港である、大湊の定係港で開設式が行われ、多数の関係者が列席した。地元の『東奥日報』紙は「むつ」について、次のように解説している。「三年前母港を引き受けた当時のむつ市の背景は、悲願のむつ製鉄が流産したばかりだった。国の政治に対する不信感が高まっていたところへ横浜市でも断った。“危険な”原子力船の母港をもってくるーということで市民感情はかなりいらだっていた。そんななかで母港設置を承知したのは、河野（幸蔵）市長にとって一大決心でもあった」[9]。

上記の記事の中では、河野むつ市長が「肩の荷がおりた感じ」だという談話も掲載、地元住民も原子力に理解を持ってきたと報道している。ただ一方で、19日付きの記事には、「むつ市では、地元の社会党、共産党などで組織している原子力船母港反対市民会議（佐藤健次議長）と反戦青年委員会（栗橋伸夫）の二つのデモが予定されている」、と原子力船「むつ」寄港に反対する団体・集団の動きがあったこと、も報道されている[10]。

1973年9月30日、むつ市長選が行われた。無所属・新人の菊池渙治が、革新勢力を結集して1万1,921票獲得、現職市長の河野幸蔵（1万0,537票）に1,384票の差をつけて初当選した。今回の市長選では、原子力船「むつ」の出力試験問題が最大の争点となり、安全性でなお疑問があるという菊池候補の主張が、支持された形となった。菊池候補は、保守系の「反河野票」と革新票とをたくみに結びつけ、保守の基盤で見事に当選を果たした[11]。

確かに、市長選はむつ市を二分する勢力の両候補の勝負となり、激しい票争いが演じられ市民の関心も高まった。ただ、この間に、むつ地方は記録的な大水害に見舞われ、“一時休戦”となるなど話題が豊富な選挙戦となった。投票率は、被災の後始末などに追われて、78.32％と過去四回の市長選挙を下回った[12]。

当選した菊池新市長は、次のように抱負と課題を語った。「責任の重大さを感じる。勝因はみんなが一生懸命やってくれたことだ。結果は当初から予想していたが、水害で短期間の選挙となり、運動が十分出来なかっただけに苦しい戦いだった。就任してからの仕事は、まず水害の後始末と被災者の救援措置を手がけなければならないと思う。また“市政の流れ”を変えるためには組織づくりから着手するが市職員はやる気のあるものを吸い上げていくつもりだ。原子力船については、通常運転をまず安全に行うことだ。廃棄物処理施設は十分出来ていないし、ドックも決まっておらず不十分だ。安全性について国に詳しいデータを出してもらい、また学会でも十分論議を尽くしてもらう。むつ市として国に働きかけ低レベルの廃棄も湾内に流さぬよう要望する」[13]。

既述のように、原子力船「むつ」は、翌年の1974年8月26日の午前零時45分、太平洋沖での出力試験のため下北埠頭から出港した。出港予定の25日早朝から海上ピケで出港を阻止していた漁船が、シケを避けるために定係港を離れた直後に、「むつ」は出力試験反対の声を無視したまま暗闇の陸奥湾に消えていった。反対派の漁民たちは、いわば“抜き打ち的”な強行出船について、態度を硬化させ、第一回目の出力試験を終えて定係港に寄港する9月半ばには出港時を上回る漁民たちの反対・抵抗を受けることが、避けられそうにもない状況となった[14]。

抜き打ち出港した「むつ」は、8月28日、北太平洋の試験海域に到着、ついに待望の原子炉に火がともり、初臨界に達した。ところが、9月1日に至り、出力試験中に原子炉から放射線漏れという事故が発生、不安におののく漁民た

ちの帰港阻止反対運動を一層高めた。9月1日午後5時半、原子力船「むつ」の原子炉の出力を1.4%まで上げた時、原子炉の格納容器上部甲板にセットしていたガンマー線定措置の警報ブザーが鳴り、ガンマー線で1時間0.1ミリ・レントゲンの値えを示す異常な放射線もれが確認された。このため、政府の原子力船の安全性神話は足元から崩れ去り、原子力行政の弱体と原子力関係の技術の低水準が明らかにされた。いわゆる“3・11”福島の原子力発電所事故以前に、尻屋崎沖800キロ地点の太平洋上で放射線漏れの事故が生じていたのだ[15]。

その後曲折を経て、10月14日、事故を起こした「むつ」入港の条件として、①母港を1977年4月14日まで撤去する、②原子炉を凍結する－など政府、県、むつ市、および県漁連の間で、いわゆる「四者協定」が成立、「むつ」の漂流に一応のピリオドが打たれることになった。だが、後に詳述するように、四者協定は政府のその場しのぎの“空手形”に過ぎなかった[16]。

政府は、前年の1976年２月7日、新しい母港の候補地として長崎県佐世保市に白矢を立て、根回しをした上で、久保県知事と辻市長に、「むつ」修理を正式に依頼した。ところが、長崎県では、核燃料棒抜きの修理でなければ絶対受け入れないとに構えを示す一方、佐世保市議会は、見返り条件に「むつ」受け入れを決定するなど、受け入れ側の足並みが大きく乱れた。そのため、四者協定で約束した1977年4月14日までの「むつ」の母港撤去は困難となり、原子力船「むつ」の行方をめぐる、政府の不手際が露呈された[17]。

先に述べたように、原子力船「むつ」は1974年10月14日、出力上昇中に放射線もれ事故を起こし、寄港してから4年あまり、大湊港に係留されたままで、そこで事故収拾のため、政府・青森県・むつ市・県漁連の間でもって四者協定が結ばれたのであって、新定係港を6ヵ月以内に決定、2年半後には母港撤去を骨子とするものであった。しかしながら、実際には約束の1977年4月14日はおろか、協定期限満１年を経た1978年4月14日に至っても、四者協定は守られず、県民の間から政府不信の声が高まっていた[18]。

膠着状態の原因は、もっぱら長崎県側の事情のよるものであった。前述のように、政府は1976年2月、長崎県佐世保港で「むつ」を修理したいと長崎県と佐世保市に引き受けを要請した。佐世保市議会は、“核燃料体付き”の受け入れを賛成多数で可決する一方、久保長崎県知事は、“核燃料体抜き”の受け入れを県議会に提案、賛成多数で可決された。県と市が全く相反する意向を示したわけである。そこで政府は「むつ」の修理を“核封印方式”で行うことを提案、長崎県、佐世保市議会もこれを受け入れ、「むつ」問題は一応に解決を見た（ちなみに、核封印方式とは、「むつ」の原子炉の制御棒装置などを封印し、格納器の内部には一切手をふれないままで修理しようというものである）。

『東奥日報』紙は、青森県が母港誘致に走った経緯について、1978年10月12日付きの社説「“むつ”が残したもの」の中で、次のように総括している。

「原子力船“むつ”の母港設置の話があったのは、“むつ”が建造に着手した1967年秋だった。その年の8月、むつ市の下北ふ頭が母港の有力候補に上がっているという情報が流れた時は、まったく“寝耳に水”といった衝撃を県民に与えた。当時は1962年に設定された“第一次全国総合開発”がスタートし、高度経済成長がフルに回転していた。後進県からの脱却という県政の大目標のなかで、いかにして高度経済成長の波に乗ることができるかということが真

剣に考えられていた時であった」と概観。

その上で、「下北地方は長い間、要さい地帯として開発が許されなかったが、戦後間もなく、下北地方の要望の強かった“むつ製鉄”が、あと一歩で操業開始というところで空中分解し“幻のむつ製鉄”といわれた。その理由は省略するが、下北地方ばかりでなく県民の期待が大きかっただけに、ざ折感もまた大きかった。そういう情勢のなかで母港の申し入れである。県民の世論がわいたことはまた記憶に新しい」と指摘。

最後に、「安全性、経済性といった各項目について、地元むつ市をはじめ各団体、各機関が真剣に討議を続け、最終的には県議会が賛成多数で申し入れを受諾した。船名も母港の名にちなんで“むつ”と命名され、下北地方の開発ばかりでなく、本県の将来の新しい活路を見出したものと大きく胸をふくらませていたことを思い出す県民も多いと思う」、と結んだ[19]。

1981年5月、いわゆる「五者共同声明」が出され、翌1982年10月11日、“政治の波”に揺れ続けた原子力船「むつ」は4年ぶりにむつ市の大湊港を出港、原子炉遮蔽部分修理のため一路、佐世保港にむかった。ただ、原子力船「むつ」の修理には3年を要するといわれ、その後新母港の選定など「むつ」問題は未解決のままに持ち越された[20]。

確かに、原子力船「むつ」は1982年10月11日、修理のため長崎県佐世保港へ移った。その背景には、佐世保重工の造船不況が深刻化、この救済策として「むつ」の修理が取引材料に利用され、ようやく佐世保への回航が実現したのだ。だが、上で述べたように、むつの修理には3年という長い期間を要するともいわれ、政府は安全性が確認された後に新母港の選択にあたる方針なので、「むつ問題」の解決は依然として不明確なままであった[21]。

原子力船「むつ」の経緯を振り返るなら、県民の期待を裏切ったのは4年前の放射能漏れ事故であって、その後の政府が促進した原子力行政のずさんさに他ならない。この間、県民が原子力について多くのことを学んだのは事実である。だが、その一方で、竹内知事を含めた県行政サイドの無責任さも浮彫にされた[22]。

3、原子力船「むつ」の漂流

原子力船「むつ」は1974年10月14日、出力上昇中に放射線もれの事故を起こし、寄港してから4年あまり。大湊港に係留されたままであった。そこで事故収拾のため、政府・青森県・むつ市・県漁連の間でもって結ばれたのが例の「四者協定」であった。その内容は、新定係港を6ヵ月以内に決定、2年半後には母港撤去を骨子とするものであった。しかし、約束の1977年4月14日はおろか、協定期限満1年を経た1978年4月14日に至っても、4者協定は守られず、県民の間から政府不信の声が高まっていた[23]。

この間、むつ市では、1977年10月、市長選が行われ、原子力船「むつ」を受け入れ賛成派の元市長・河野幸蔵が返り咲いた。だが、1981年10月には、受け入れ慎重派の菊池渙治が市長職を奪回するという政治態勢の変化があり、問題を一層複雑にした。

「むつ」問題は、1981年5月24日、中川一郎・科学技術庁官が来県して「5者共同声明」を発表して以来、同声明に盛り込まれた母港のむつ市関根浜への移転と「むつ」の大湊港への一時入港という“取り決め”へと向けて、事態は大きく前進したかのように見えた。

だが、10月20日、むつ市長が原子力船行政に積極的であった河野幸蔵・市長から慎重派の菊池渙治市長に代わり、菊池市長は日本原子力船研究開発事業団（以下、原船事業団と略す）

の調査結果を独自に検討するなど厳しい姿勢を示し、8月末に佐世保港を出港しなければならない「むつ」がスンナリと大湊港に入港できるかは微妙な情勢となった[24]。

原子力船「むつ」の針路を占う選挙として全国的に注目されたむつ市長選挙は、1981年9月27日、投票が行われ、開票の結果、前市長の菊池渙治が現職の河野幸蔵・市長に千票以上の差をつけて返り咲いた。社会党推薦、共産党支持で保革連合の組織に乗った菊池候補は、原子力行政の根本的見直しを訴え、自民党、民社党推薦で原子力船の積極的推進を唱えた河野候補を制した[25]。

菊池候補は、昔からの“キクカン信者”が核となってキメ細かく歩き回る草の根運動を展開、同候補の誠実な人柄と相まって有権者から幅広い支持を集めた。菊池候補は、政策面では、原子力船「むつ」について原子力行政の抜本的な見直しを主張、前回は4者協定順守による母港撤去を中心に訴えた。だが、今回は柔軟な姿勢を示した点が市民に受け入れやすかった。また、原子力の安全性に不安を抱く市民層からも、菊池候補の原子力に対する慎重な姿勢が受けいられたもの、と見られた[26]。

むつ市長選挙について、『東奥日報』紙は解説記事の中で次のように総括した。「むつ市長に菊池氏が返り咲いたことは、市民の多くが原子力船「むつ」の安全性に不安を持ち、地方を押さえつけるような形で“むつ”の開発を進めてきた国の原子力行政に、一つの拒否反応を示したことを意味する。・・・菊池氏の勝利は、まさに奇跡の逆転としかいいようのないものだった」[27]。

県とむつ市は、1981年の1年間、原子力船「むつ」問題で大きく揺れ動いた。実際、この年には、目まぐしい動きが見られた。まず1月30日、「むつ」再母港化について北村知事が県論の意見聴取を開始。次いで3月4日、中川一郎・科学技術庁官が知事に「むつ」の再母港化を重ねて要請した。

一方、3月18日、植村県漁連会長らが科学技術庁に中川長官を訪ね、「むつ」再母港化反対の決議書を手渡す。これに対して4月12日、「むつ」問題で中川科学技術庁官が来青、国の方針は完成まで大湊停泊、候補地は関根浜と表明した。

続いて5月6日、北村知事、河野むつ市長、植村県漁連会長が「むつ」の外洋移転地を政府に明示するよう要求。また5月8日、自民県連の竹中会長と脇川幹事長が「むつ」母港を関根浜にと要請し、中川科学技術庁官が了承した。

それを受けて5月15日、河野むつ市長が新母港は条件つきで受諾と表明。その上で5月24日、中川科学技術長官を迎えた「むつ」問題五者会談では新母港「関根浜」に、そして大湊港への一時入港で合意に達した、わけである[28]。

原子力船「むつ」問題は、5月24日の五者共同声明に基づき、①新定係港はむつ市関根浜に建設する、②「むつ」は新定係港の建設の見通しを確認の上、大湊港に入港、停泊する、③入港、停泊の取り扱いや大湊港の取扱は今後協議する―などを骨子とした線で動き始めた。地元の関根浜漁協では、5月2日に通常総会を開催、原船事業団からの漁業補償交渉の着手要請について諮り、その結果、賛成122、反対70の賛成多数で受諾することを回答、一応地元の受け入れ態勢は整った。

科学技術庁と原船事業団は、新定係港建設の確認見通しに関して、①技術的に建設可能との立地調査結果、②58億円の新定係港建設予算、③地元関根浜漁協の同意―の3要件を挙げて、地元三者に対して見通しを確認するように要請した、のである。

原子力船「むつ」は1981年佐世保での3年間

の改修期間を1982年8月末までに延長、8月末には佐世保を出港しなければならなかった。そこで、青森県は、五者共同声明により「むつ」を大湊で受け入れ、関根浜の新定係港の完成をまって新定係港に係留することになった。要するに、原子力船「むつ」問題に関しては、「大湊暫定入港―関根浜新定係港建設」の方向で大きく動き出した、わけである[29]。

しかし、問題を複雑にしたのは、この間にむつ市長選挙が行われ、原子力行政に慎重派の菊池渙治・元市長が当選したことである。菊池市長は関根浜新母港について、自然条件としては難しく社会的条件によって決められたものであるとして批判してきただけに、成り行きが注目された。その意味で、菊池市長の返り咲きは、代替エネルギーとして原子力開発を重要施策としてきた国、県、およびむつ市に大きな影響を及ぼすのは必至、と思われた[30]。

ただその後、1985年10月のむつ市長選では、原子力慎重派の菊池市長が敗退、それに代わり、原子力積極的推進派の県議・杉山粛が当選、市長を六期務めるなど市政も安定した。それを反映して、原子力船「むつ」に関して次のような動きが見られ、ようやく決着した形となった。

1987年8月4日、青森県は原子力船「むつ」の大湊港における原子力炉温態予備点検と放射性廃棄物陸揚げについて、専門家から安全性に関する報告書を受け、その全文を発表した。報告書によれば、①予備点検において制御棒を引き抜かないで核的安全性について何ら問題はない、②温態予備点検において周辺公衆の安全性に問題はなく「むつ」安全性は確保される、③廃棄物の陸揚げ、保管にかかわる安全性は確保し得る－という内容で、県は今回の“安全宣言”を有力な判断材料として、これをテコにむつ市および県漁連と協議に臨むことになった[31]。

科学技術庁と日本原子力研究所から、原子力船「むつ」の大湊港における7項目の点検・作業の要請を受けた県は、7月28日、原子力プラント関係の専門家三氏に、温態予備点検と船内放射性廃棄物陸揚げの二点に絞り、安全性の評価を依頼していた。8月3日、三人の専門家を代表して東大の近藤洋介・教授が県東京事務所を訪れ、三氏連名による報告書を佐々木透・調整課長に手渡した。

報告書は、温態予備点検を「関根浜回航後の計画をスムーズに進める観点から運転時に近い温度、圧力まで昇温、昇圧し、この状態でも健全であることを確認し、同時に不具合があれば所要の対策を講じようとするもの」と位置づけ、「妥当な保守点検」と述べ、また時期的にも「早すぎるものではない」と指摘し大湊港での予備点検の必要性を強調した。

さらに、「むつ」の安全性については、建造時と1972年から1974年にかけて、今回を上回る温度、圧力に耐えられることが確認されており、「今回の昇温、昇圧については問題とすべき理由は見当たらない」、と記述していた。

なお、今回の予備点検に関しては、制御棒を引き抜かないので「核的安全性に何ら問題にするべき点がない」と述べ、何ら疑問をさしはさんでいない。温態予備点検は「周辺公衆の安全性について問題とするべき点はなく、「むつ」の安全性は確保されている」とした。船内の放射性廃棄物陸揚げと保管についても、安全性は確保しうると述べて、安全宣言ともとれる報告した[32]。

この専門家による報告書を受けた北村知事は、次のように述べた。「専門家の報告は結論として、“予備点検については周辺公衆の安全性上、問題とすべき点はなくむつの安全性は確保される”となっており、私としては国内の一線級の学者がとりまとめた結論であり有力な判断材料の一つと考えている。むつ市、県漁連が判断す

るに当たっても十分に参考になる。船内放射性廃棄物の荷揚げ、保管についても安全性は確保し得るということだ。県としては今後専門家の検討結果、さらにむつ市、県漁連の意向を尊重しながら、今回の要請について最終的に判断したい」[33]。

その後、原子力船「むつ」は1990年に、むつ市の関根浜港岸壁で低出力運転の試験を行い、4度の航海中に出力上昇試験と公試を行なった。その結果、1991年2月に船舶と原子炉について合格証を得た。1992年1月には、すべての航海を終了、1993年に原子炉が撤去された。現在は、ディーゼル機関に積み替えられた船体が独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の「みらい」として運航されている。なお、原子力船むつの操舵室・制御室、撤去された原子炉室がむつ科学技術館（むつ市）で展示されている。

4、おわりに―“原子力行政”の後始末

『日本原子力機構青森開発センター』は、原子力船「むつ」について、次のように説明しているので、最後に紹介しておく。

いわく、「原子力船“むつ”は、昭和44年（1969年）6月に進水し、以後、青森県むつ市の大湊港を定係港とし、昭和49年（1974年）8月28日、本州東方海上において原子炉の初臨界を達成しました。しかしながら、その後に生じた放射線漏れのため、その実験・運航スケジュールは大幅に遅れることとなりました。昭和55年（1980年）からは佐世保において放射線遮蔽改修工事及び安全性総点検補修工事を実施し、昭和63年（1988年）にむつ市の関根浜港に移り、ここを新定係港として活動を再開しました」と概説。

その上で、「再び原子炉を運転する前の種々の念入りな点検、整備を経て、平成2年（1990年）には出力上昇試験及び海上試運転を実施し、科学技術庁から使用前検査証、運輸省から船舶検査証書が交付され、原子力船として完成し、平成3年（1991年）2月に実験航海を開始しました。

実験航海には、原子力船の海洋の種々の条件の下で振動、動揺 負荷変動等が原子炉に与える影響等に関する知見を得るために、静穏海域、通常海域、高温海域及び荒海域において、4回にわたる洋上実験航海と岸壁係留状態での実験から構成されましたが、平成3年（1991年）2月25日の第1回実験航海出港から平成4年（1992年）1月26日に岸壁での実験終了までの期間で所要の実験を実施し、多くのデータを取得しました」、と指摘。

そして最後に、「原子力船「むつ」がこの実験航海に至ることができたのは、科学技術庁、運輸省等のご指導のほか、青森県、むつ市、青森県漁業協同組合連合会ほか関係者の方々のご理解があってこそであります。ここに深い感謝を捧げます」、と結んでいる[34]。

しかし、これはやや一方的な木で鼻をくくったような説明に過ぎない。このような結果に至るまで多くの問題が生じたのは、本論で紹介した通りである。だから例えば、日本テレビの倉沢治雄・記者は、原子力船「むつ」について、次のように断罪する。「“むつ”の下に必ず“問題”の二文字が加えられるのは、“むつ”が原子力船であったことに起因している。これほどバラ色の夢から見事にあだ花に転落した例はないのではなかろうか。それは原子力に対する国民の心情と重なり合ってさえいる。その意味で“むつ”は原子力行政の縮図である、無理・無駄・無責任・拙速・バラマキ、そこには原子力行政の負の遺産が凝縮している。人は“むつ”を通して原子力開発の縮図を見たのである」[35]。正に至言である。

一方、元県知事の北村正哉は、原子力船「む

つ」について、次のように述懐している。この問題に直接関わった当事者の話として取り上げておこう。「嫌われ者、欠陥船、金食い虫、政治力船・・・さんざん陰口をたたかれた原子力船「むつ」だが、最初から“悪者”だったわけでない。定係港の設置を横浜市に断られた原船事業団が42年（1967年）、大湊港に白羽の矢を立てた段階では、地元はむしろ“宝船”として歓迎した。挫折した“むつ製鉄”構想に代わる下北地方の地域開発の起爆剤になるとの期待が大きかったからだ。その宝船が一転して悪者に変じたのは、いくつかのミスの積み重ねや、陸奥湾をめぐる環境の変化があった」と説明。

その上で、「1974年8月の出力上昇試験に漁民側が神経質になったのには理由があった。“むつ”の受け入れ話が持ち上がったころにはなかったホタテ産業の出現だった。陸奥湾内のホタテ養殖事業は、コメ、リンゴに次ぐ百億円産業に飛躍しようとしていた。漁民にとって、むつは既に“宝船”から“厄介者”に変わっていたのだ」、と結論づける[36]。

改めていうまでもなく、戦後の青森県政を多

資料①　原子力船「むつ」の主要経緯

主要経緯
・1963年8月　・・・日本原子力船開発事業団設立
・1968年11月・・・船体部起工　<石川島播磨重工業（株）東京第2工場>
・1969年6月　・・・「むつ」進水
・1970年7月　・・・船体部完成，直ちに大湊定係港に回航（7月19日入港）
・1972年9月　・・・核燃料装荷（9月6日まで）
・1974年8月　・・・出力上昇試験のため大湊港を出港
・1974年8月　・・・初臨界達成（8月28日）
・1978年10月・・・修理のため、「むつ」を佐世保港に回航（10月16日入港）
・1980年8月　・・・佐世保で遮へい改修工事実施（1982年6月30日まで）
・1980年11月・・・日本原子力船研究開発事業団と改称
・1982年8月　・・・「むつ」大湊港に回航（9月6日入港）
・1984年2月　・・・関根浜新定係港着工
・1985年3月　・・・日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所に統合
・1985年3月　・・・内閣総理大臣及び運輸大臣、「日本原子力研究所の原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画」を策定
・1988年1月　・・・関根浜港、港開き
・1988年1月　・・・「むつ」、関根浜港に回航（1月27日入港）
・1988年8月　・・・原子炉容器蓋解放点検実施（1989年10月30日まで）
・1989年6月　・・・船体点検作業実施（7月22日まで）
・1990年7月　・・・第1次洋上出力上昇試験実施のため関根浜港を出港（7月30日帰港）
・1990年7月　・・・「むつ」、我が国の原子動力航行を開始
・1990年10月・・・原子炉出力100％到達.
・1991年2月　・・・使用前検査合格証及び船舶検査証書受領
・1991年2月　・・・第1次実験航海のため関根浜港を出港（3月11日帰港）
・1992年2月　・・・実験航海終了
・1992年3月　・・・解役計画の了承.
・1992年9月　・・・解役工事に着手.
・1993年5月　・・・使用済燃料取り出し（～7月）
・1995年6月　・・・原子炉室一括撤去完了。海洋科学技術センターへ船体引き渡し
・1996年7月　・・・原子炉室「むつ科学技術館」に展示・保管

出典：www.jaea.go.jp/04/aomori/nuclear-power-ship/index.html

資料②原子力船「むつ」主要目

原子力船「むつ」主要目

事　項	要　目
用途	原子動力実験船
航行区域	遠洋区域
全長	130.46メートル
幅	19.00メートル
深さ	13.20メートル
満載喫水	6.90メートル
総トン数	8,242トン
船体構造	耐座礁・耐衝突・耐浸水
原子炉　型式・数 熱出力 燃料	加圧軽水冷却型　　1基 約36,000キロワット 酸化ウラン（低濃縮）
主機関　型式・数 出力	蒸気タービン　　1基 10,000馬力
最大速力	17.7ノット
原子動力航続距離	145,000海里（計画）
設備	衝突予防装置、海事衛星航法装置

出典：www.jaea.go.jp/04/aomori/nuclear-power-ship/index.html

きく揺るがした政治的「事件」＝争点こそ、1974年9月1日に発生した原子力船「むつ」の放射線漏れ事故に他ならない。それは、我々が生涯決して忘却することのできない事故である。だから、その後、原子力船を建造するという話はどこからも一切出てこない。

＜注＞

（1）藤本一美『戦後青森県政治史　1945年~2015年』〔志學社、2016年〕、168頁。
（2）内山克己「原子力船むつ」『青森県百科事典』〔東奥日報、1981年〕、298頁。
（3）西尾漢「原子力船むつ」『増補新版　戦後史大事典』〔三省堂、2005年〕、238頁。
（4）『青森県議会史　自昭和46年~至昭和49年』〔青森県議会、1987年〕、1259~1260頁。
（5）『新聞記事で見る青森県日記百年史』〔東奥日報社、1978年〕、840頁。
（6）『人生80年－前青森県知事北村正哉の軌跡』〔アクセス21出版、2000年〕、283~284頁。
（7）『東奥年鑑　昭和46・47年版』〔東奥日報社、1971年〕、148~149頁。
（8）『東奥日報』1970年7月19日。
（9）同上、1970年7月21日。
（10）同上、1970年7月19日。
（11）『東奥年鑑　昭和50年版』〔東奥日報社、1974年〕、80頁。
（12）『東奥日報』1973年10月1日。
（13）同上。
（14）前掲書『新聞記事で見る青森県日記百年史』、877頁。
（15）青森県議会史　自昭和46年~至昭和49年）〔青森県議会、1987年〕、1256頁、放射能漏れと放射線漏れの相違については、田村鉄男『悲劇の原子力船「むつ」－いま明かす漂流事件の真相』〔実業之日本、1994年〕、215~219頁を参照。この中で、田村は放射線を完全に阻止することはできない、と発言している（220頁）。
（16）前掲書『人生80年―前青森県知事北村正哉の軌跡』、301頁。

(17) 前掲書『新聞記事で見る青森県日記百年史』、878頁。
(18)『青森県議会史　自昭和51年~至昭和53年』〔青森県議会、1989年〕、1086頁。
(19)『東奥日報』1978年10月12日。
(20)『東奥年鑑、1980年版』〔東奥日報社、1979年〕、175頁。
(21)『東奥日報』1978年10月12日。
(22) 同上。なお、県行政首脳たちの「むつ問題」への対応と認識については、北村正哉『人生80年－前青森県知事　北村正哉の軌跡』〔アクセス21出版有限会社、2000年〕、280~309頁、および山内善郎『回想　県政50年　前青森県知事　山内善郎』〔北の街社、1997年〕、172~224頁を参照されたい、それは、事実経過についたは詳しいが、ではどのようにして解決するかの方法が見られない。この問題は、政府の責任であると同時に県行政担当者の責任も大である。
(23) 前掲書『青森県議会史　自昭和50年~至昭和53年』、1086頁。
(24)『東奥年鑑　1983年版』〔東奥日報社、1982年〕、208頁。
(25)『東奥日報』1981年9月27日。
(26) 前掲書『東奥年鑑　1983年版』、184頁。
(27)『東奥日報』1981年9月28日、原子力船「むつ」の新定係港を関根浜地区に建設するという課題を抱えていた自民党県連は、今回の選挙を特に重視、閣僚級の大物政治家を操出し、市長選では異例ともいえる支援態勢を敷いた、だが、原子力船の針路にとって不安材料が生まれ、原船原発を軸にして下北の地域振興をはかるという県連の構想も大きく揺らぐことになった（前掲書『東奥年鑑　1983年版』、184頁）。
(28)『青森県議会史　自昭和54年~至昭和57年』〔青森県議会、1996年〕、671頁。
(29) 前掲書『東奥年鑑　1983年版』、131頁。
(30)『東奥日報』1981年9月２8日、『陸奥新報』1981年9月28日、『デーリー東北』1981年9月28日。

1970年代後半から1980年代前半にかけて、むつ市は一期ごとに市長が入れ替わるという“異常事態”が続いた。それは、まさに原子力船「むつ」への対処をめぐって、むつ市民が大きく揺れたことを示している（藤本、前掲書『戦後青森県政治史　1945年~2015年』、263~264、549頁）。

(31)『東奥日報』1987年8月５日。
(32) 同上。
(33) 同上。
(34)『日本原子力研究機構青森県開発センター』www.jaea.go.jp/04/aomori/nuclear-power-ship/index.html
(35) 倉沢治雄『原子力船「むつ」虚構の航跡』〔現代書館、1988年〕、1~2頁。
(36) 前掲書『回想　県政50年－前青森県副知事　山内善朗』、172~173、175頁。

＊参考文献

・藤本一美『戦後青森県政治史　1945年~2015年』〔志學社、2016年〕。
・内山克己「原子力船むつ」『青森県百科事典』〔東奥日報、1981年〕。
・西尾漢「原子力船むつ」『増補新版　戦後史大事典』〔三省堂、2005年〕。
・山内善郎『回想　県政50年　前青森県知事　山内善郎』〔北の街社、1997年〕。
・『人生80年－前青森県知事　北村正哉の軌跡』〔アクセス21出版有限会社、2000年〕。
・『新聞記事で見る青森県日記百年史』〔東奥日報社、1978年〕。
・倉沢治雄『原子力船「むつ」虚構の航跡』〔現代書館、1988年〕。
・田村鉄男『悲劇の原子力船「むつ」－いま明かす漂流事件の真相』〔実業之日本、1994年〕。
・『日本原子力研究機構青森県開発センター』www.jaea.go.jp/04/aomori/nuclear-power-ship/index.html。
・『東奥年鑑　昭和46・47年版』〔東奥日報社、1971年〕。
・『東奥年鑑　1983年版』〔東奥日報社、1982年〕。
・『青森県議会史　自昭和46年~至昭和49年』〔青森県議会、1987年〕。
・『青森県議会史　自昭和50年~至昭和53年』〔青森県議会、1989年〕。
・『東奥日報』。
・『デーリー東北』。
・『陸奥新報』。

第2章、首長の汚職と逮捕

＜目次＞
１、はじめに―問題の所在
２、首長選挙の経緯
①金木町長選挙
②五所川原市長選挙
③三沢市長選挙
３、首長逮捕の背景
①田中町長の逮捕
②寺田市長の逮捕
③小檜山市長の逮捕
４、おわりに―政治家と「カネ」
(注)
＊参考文献

１、はじめに－問題の所在

青森県内では、1982年9月から12月にかけて、首長による大規模な汚職事件が相次いで発覚し、その関係者たちが摘発された。実際、逮捕者は、寺田秋夫・五所川原市長をはじめ、竹田愛真・五所川原市収入役、田中豊蔵・金木町町長、県庁職員、および業者ら都合13人に達した。また収賄額も2,250万円に上り、県民に大きな衝撃を与えた。その後、この事件は、金木町ルートから、県庁ルート、そして五所川原ルートという具合に拡大して、首長－業者、役人―業者との「黒い癒着構造」の一端が暴露された[1]。

金木町では、1980年2月12日、いわゆる「出直し町長選挙」が行われ、元町議の田中豊蔵が町刷新を訴えて3,808票と幅広い支持を得て、前助役の古川竹夫（3,148票）に660票の差をつけて初当選した。投票率は、町議選との“ダブル選挙”となったこともあって、94%を越えて過去最高を記録した。

しかし、金木町議会は、2年後の1982年7月20日、田中豊蔵・町長を背任、公文書偽造、および同行使に疑問がありとして金木署に告発した。告発の内容は、町が芦野公園用地として1979年と71年に取得した土地について、地権者の税金支払い額を少なくするため虚偽文書を作成して土地収用の認定を受け、国や自治体に損害をもたらした、というものであった。後述するように、この告発がその後、金木町、県土木部、および五所川原市を巻き込んだ大規模な汚職摘発事件へと発展していった[2]。

一方、任期満了に伴う三沢市長選挙は、1986年9月8日に行われ、現職の小檜山哲夫・市長が、1万3,287票を獲得、共産党公認の工藤内記（2,509票）に1万0,678票の大差をつけて三選された。小檜山市長の当選が確実視されたこともあって、投票率の方は、54.86％と低調に終わった。

小檜山市長は、市長二期の実績を盾に早々に三選出馬を決め、党主導で選挙態勢を固めた。保守系から対立候補もなく、また社会党も候補者難から出馬を断念、一時無競争かと思われたものの、共産党が十文字哲丸を擁立した。しかし、十文字候補は告示の翌日に死去、そのため、急遽工藤内記を身代わり候補に立てたが、勝負にならなかった[3]。

その三沢市において、市発注のごみ処理施設、防災無線に絡む汚職問題が表面化し、12月12日、小檜山哲夫・三沢市長ら5人が贈収賄の疑いで次々と逮捕される事態となった。県警と青森署の調べによれば、収賄容疑で逮捕された小檜山市長が業者から受け取っていた金額は、直接の逮捕容疑となった170万円のほかに、別の時期に渡ったとみられる金額を加えると、総額にして約500万円になる、と見られた。

小檜山市長は、事件発覚後直ちに辞任した。だが、火の手は単に建設業界ばかりではなく、元市総務部長ら市の幹部ぐるみの汚職に発展するなど、業者との間で癒着が見られ、「基地の街」三沢市の特殊な事情を背景にした醜い実態が明らにされた[4]。

本章では、戦後青森県の政治的争点の一つと

して1980年代に県内で発生した一連の首長汚職・逮捕事件を扱う。具体的には、金木町、五所川原市、および三沢市の汚職事件をとりあげる。論述は、前半で、金木町、五所川原市、および三沢市の首長選挙と首長の経歴を紹介、その上で、後半では、汚職の内容と逮捕に至る経緯を辿り、そして最後に政治家と「カネ」をめぐる問題を検討する。

２、首長選挙の経緯

①金木町長選挙

既述のように、金木町では、1980年2月11日、大橋忠勝・前町長の失格に伴う“出直し町長選挙”が行われ、その結果、「町政刷新」を訴えた前町議の田中豊蔵が、3,804票を獲得、前助役の古川竹夫（3,148票）に660票の差をつけて初当選した。今回は、町長選が前町長失格に伴う“出直し選挙”、さらに町選挙史上、初の町議選との“アベック選挙”となったこともあって町民の関心は異常に高く、あいにくの雪模様の天候にもかかわらず、投票率は、94.77％に達した[5]。

町長選は、前職の大橋忠勝の公選法違反により失職していた結果を受けての選挙で、田中豊蔵は地元金木町の芦野出身である。田中町長は、1927年12月2日、金木町芦野に生まれ、青森商業高校卒、その後食堂を経営、金木町料飲店組合長、町議を経て、町長に当選した。田中は、金木町出身の原田県議の強力な後押しを受けて町長選挙に臨んだ。「町長の失格」を見越した田中は、1979年9月、町議を辞任、いち早く町長選に備えていた。出足の良さに加えて、旧町出身という好条件に支えられて、支持者が本町地区をはじめ各地区にむらなく浸透、勝利を手にした[6]。

しかし、田中町長はその後、1982年9月20日、辞職を余儀なくされた。それは、町議会が7月20日、田中豊蔵・町長を背任、公文書偽造、および同行使に疑問がありとして金木署に告発、9月14日、県警本部捜査二課と金木署が田中町長を逮捕したからに他ならない。

ただ、今回の逮捕は、芦野公園の土地取得に関する告発事件とはまったく別の汚職事件であって、1980年1月に完成した自然休養村管理センターに絡む収賄容疑事件であった[7]。

金木署と県警の調べによれば、田中町長は、1981年7月21日、金木町が発注し、同町芦野234の1に建設した町自然休養村管理センター新築工事の指名選定などに関して、日扇総発の長谷川専務から、三上高速石材代表取締役を通じて、現金数百万円受け取ったとの容疑であった[8]。

②五所川原市長選挙

1977年3月に行われた五所川原市長選挙では、保守系無所属の寺田秋夫が勝利した。今回の市長選挙では、現職の佐々木栄造・市長が病気を理由に出馬しなかった。寺田候補は、佐々木市政の流れを変えようと表明。また、1981年3月の市長選挙でも、寺田市長は、新人の森田稔夫を退け再選された。寺田市長は、選挙前に自民党入りし、それまで締結していた革新政党との政策協定を破棄、一期4年間の実績を訴え、「国、県との太いパイプ」「政治の安定」を前面に押し出し、農村部、市街地でまんべんなく票を集めて、再選を果たした[9]。

寺田秋夫は1918年、五所川原市石岡（旧松島村）に生まれ、盛岡高等農林卒業後、五所川原農業高校で4年間教鞭をとり、その後、林野庁入りし、秋田営林署事業部長に就任。1972年、むつ小川原開発調査役、県林業生産共同組合理事長を歴任、1977年、五所川原市長に当選した[10]。

しかし、寺田市長は、当選した1年10ヵ月後の1982年12月20日、辞職に追い込まれるは

めになる。寺田市長は、公共事業を巡る汚職で逮捕され、辞任を余儀なくされたのである[11]。

寺田市長らは、同市で建設中の立体交差橋の工事に絡む贈収賄事件で逮捕されたのだ。寺田市長や、竹内愛真・収入役は、1980年9月初旬頃、熊谷組の佐藤、野口から同市発注の公共事業の便宜を図ってもらいたいとの請託を受け、同月下旬頃、寺田市長の選挙後援者の古川を介して、現金数百万円を受け取ったのだ、という[12]。

③三沢市長選

小檜山哲夫は、県議を経て1978年9月7日、三沢市長に初当選、1982年に再選、そして1986年9月8日には、三選された。小檜山哲夫は1922年、大三沢町（現・三沢市）生まれで、県立野辺地中学を卒業、大三沢町役場に勤務、総務課長、収入役を務め、1970年に退職。1971年には、県議会議員に当選、これを二期務め、1978年9月、三沢市長に当選、1986年に三選された[13]。だが、そのわずか三ヶ月後の12月12日、公共事業に絡む汚職事件で収賄容疑により逮捕され、三沢市始まって以来の不祥事で揺れた。小檜山市長は業者から、最終的に3千万円にのぼるワイロを受けとり、業者に便宜をはかっていたのである[14]。

三沢市発注の防災無線施設建設工事に絡む贈収賄事件を捜査していた県警と青森署は、1986年12月12日、収賄容疑で小檜山市長の逮捕に踏み切った。小檜山市長が業者から受け取ったワイロの額は、直接の逮捕容疑となった170万円の他に、別の時期に渡ったと見られる額を加えると総額約500万円になると見られた。捜査当局は今回の逮捕を突破口のその他の疑惑についても、解明を図りたいとした[15]。

3、首長逮捕の波紋

①田中町長・逮捕

県警本部捜査二課と金木署は、1982年9月14日夜、金木町の田中豊蔵・町長を受託収賄容疑で、また青森市内の工事業者ら6人を贈賄容疑で逮捕した。既に述べたように、今回の逮捕は、芦野公園土地取得に関する告発事件とは別の汚職事件であり、金木署は1月に完成した自然休養村管理センターの建設に絡み、以前から内偵捜査していたものだ。その後、事件は意外な方向に進み、“田中町長逮捕”のニュースは金木町に大きなショックを与えたのは、いうまでもない[16]。以下、汚職事件の概要を紹介する。

上で述べたように、県警と金木署は、金木町の町立自然休養村センターを巡る事件で、9月14日、受託収賄容疑で田中町長を、また贈賄容疑で生コンなどの販売業者である、日扇総発株式会社の取締り専務・谷川清ら4人、生コン製造業者である三上高速石材の代表取締役・三上誠1人、合計6人を逮捕した。また2日後の16日、贈賄容疑で総合建設業の熊谷組・青森出張所長を、さらに同月30日、同社仙台支店次長を同容疑で逮捕し、事件は贈賄側の上層部、国内大手建設会社までに波及した。田中町長は、工事発注の権限を利用して、200万円の賄賂を業者から受け取っていた事実が判明した。そこで、田中町長は9月18日、拘置中に金木署から辞表を提出した[17]。

具体的に述べるなら、田中町長は、1981年5月末頃、金木町発注の自然休養村管理センターの新築工事に絡み町役場の町長室で三上高速石材を通じて、「指名競争入札の参加業者に熊谷組を選定する便宜を図って欲しい」と日扇創発、熊谷組から請託を受けて承諾した。その報酬として同月7日頃、町長室で熊谷組からの現金100万円を三上高速石材を通じて受け取ったのだ、という。さらに同月10日頃に田中町長は

町長室で「指名競争入札の参加者に、熊谷組を含む5社を選定して欲しい」と三上高速石材と日扇総発からメンバーセットの請託を受け、田中町長は同月14日、請託通りの5業者を選定した。その際、報酬として同年9月3日頃、町長室で三上高速石材から、日扇総発が提供した現金100万円を受け取ったのである、田中町長は、町長として工事発注の権限を悪用し、結局、200万円のワイロを手にしたのだ。田中町長は、町長室で白昼に、業者から請託を受け、しかも夜は接待を受けるなど、町長の座を私物化していた。

その後、この事件は扇総日発の余罪から県庁に飛び火した。県警本部捜査二課と青森署は、10月6日、青森市の南桜川県営住宅工事に絡み、八戸土木事務所建築指導課長（事件に関与した当時は県庁土木部建築住宅課主任主査）の宮川光司を収賄容疑で逮捕、また日扇総発の4人も贈賄容疑で逮捕、再逮捕した。宮川は工事に希望の業者を指定した謝礼として扇総日発から現金50万円を受け取っていた。なお、宮川は12月24日、県を懲戒免職となった[18]。

②寺田秋夫市長、逮捕

一連の事件はさらに拡大して、熊谷組の余罪から最大の焦点となった五所川原市の汚職事件へと展開した。県警察本部捜査二課と五所川原署は、10月30日、同市発注の工事に絡む疑惑を解明、県道漆川―岩木町線立体交差点橋下部工事を巡って、寺田秋夫・市長を受託収賄罪で、竹内愛真・収入役を収賄ほう助容疑で、また同市内の建築設計事務所監査役を贈賄容疑で逮捕した。さらに熊谷組仙台支店次長、同社會森出張所長の2人も逮捕した。

寺田市長は工事に絡み、熊谷組を指名競争入札の参加業者に入れ、下部工事を請け負わせたお礼として500万円を受け取っていた、という。寺田市長はこの他にも選挙事務所を通じて500万円を授受、さらに、寺田市長は西北中央病院工事でも熊谷組に便宜をはかり賄賂を受け取っていたことが判明、追送検された。なお、寺田市長は捜査進展中の12月20日、拘置されていた五所川原署から辞表を提出、21日の市議会定例会で承認された[19]。

より具体的に述べれば、寺田市長の汚職・逮捕は、五所川原市で建設中の立体交差橋の工事に絡むもので、警察の調べによると、寺田市長は1980年9月頃、熊谷組の佐藤、野口から同市発注の公共事業に便宜を図ってもらいたいとの請託を受け、同月下旬頃、寺田市長の選挙後援者・古川を介して現金数百万円を受け取った疑いである。捜査当局は、9月に摘発した金木町の自然休養村管理センターの新築工事に絡む贈収賄事件で逮捕した熊谷組幹部の供述などから同社が工事契約に際して多額の工作資金を使っているとの情報を得、寺田市長と竹内収入役への疑惑を深めていたのだ。なお、問題の立体交差橋は同市布屋に建設中のもので、橋の総延長は494メートル、両側に歩道があり、総工費14億7,100万円であり、4期に分かれた工事のすべてを熊谷組が落札していた。

この事件について、地元の『東奥日報』紙は1982年10月31日付けの社説で、“残念な首長連続の不祥事”と題を付し、次のように糾弾した。

「五所川原市の寺田秋夫市長と竹内愛真収入役が30日から県警・五所川原署によって取り調べを受けている。容疑の全容はまだ明らかにされていないが、五所川原市が発注した立体交差橋建設に絡んで、業者から現金を収賄した疑いが強いとされている。10月8日には、五所川原市と隣接する北郡金木町で、田中豊蔵前町長が県警・金木署に公文書偽造などの疑いで事情徴収を受け、逮捕に進展して、収監中の金木署から辞表を提出、きょう、出直し町長選の投票

日なのである。相次ぐ首長の汚職、しかも同一業者との癒着とあっては指導者としてのモラルを疑わざるを得ない。県民全体の恥である」[20]。

③小檜山市長、逮捕

既述のように、三沢市長選挙は1986年9月8日に実施され、小檜山哲夫・市長がなんなく三選された。小檜山哲夫・市長の三選は、今年の春の決意表明時から既定事実化していたのだ。市議22人が自民党籍を有する圧倒的な保守政界は、市長派（津島派）、議長派（田名部派）に分れていたものの、反勢力は次期を目標に今回は不戦の構えをとった。このため、自民党支部が一致して公認申請を決議した時点で、小檜山の当選は確定的であった、といわれた。

だが、当選した3ヵ月後の12月12日に、小檜山市長は公共事業に絡む汚職事件に絡んで収賄容疑で逮捕され、三沢市始まって以来の不祥事に揺れ動いた。公共工事に絡む贈収賄事件が12月12日に摘発され、それは県内史上最大規模の大汚職事件となった。県警と青森署は小檜山哲夫・市長をはじめとして市の幹部、受注業者や9人を逮捕して、市と業者との癒着ぶりを追及した。

2ヵ月におよぶ捜査の過程で、市発注の防災無線工事をめぐる賄賂を皮切りに、ゴミ処理施設建設工事の受注、また同工事の基本設計に絡む黒いカネという具合に、三つのルートの汚職が明らかにされた。事件は中央の大手業者に初めて捜査メスが入れられ、それぞれのルートを合わせた収賄金額は4千万円に達し、県民を驚かせた[21]。

小檜山市長は、12月の市議会定例会を翌日に予定していた12月11日の朝、捜査当局に出頭を求められた。そして12日の未明、市発注の防災無線工事に関係した疑惑により、小檜山市長、市財政課長の門田虎雄が収賄で、また上北電気工業社長の木村喜代三、専務の伊藤俊勝が、さらに市長の私設秘書・橘孝一も収賄容疑で逮捕された。

当然のことながら、現職市長と市幹部の汚職は、逮捕日に招集された市議会で大きな衝撃が走った。小檜山市長は12月13日、青森署で接見した西村秋男・市議会議長に辞表を提出した。結局、9月に再選されたばかりの小檜山市政は99日で幕を閉じ、翌年1987年2月1日、出直し選挙が実施されることになった[22]。

実は、小檜山市長は1982年10月、五所川原市の寺田秋夫・前市長が建設汚職で逮捕された際にも、同じ業者の熊谷組が三沢市武道館を受注していることから贈収賄容疑の容疑が深まり捜査着手の一歩手前までいっていた。だから、捜査当局からしてみれば、小檜山市長追跡の執念が4年ぶりに実ったわけである[23]。

なお、この事件の初公判はその後、翌1987年2月25日に青森地方裁判所で開かれた。公判の中で、小檜山被告は、検察側の示した賄賂3,570万円とする起訴状に対して、実際に受け取った額は1,400万円だと主張して、金額の食い違えを見せた。だが、5月14日の第三回公判では、新たに東京の機械メーカーから300万円の賄賂を受け取っていた事実が判明するなど、「黒いカネ」でつながる汚職の実態が次々と明るみにされた。

今回の収賄容疑で逮捕された事件について、『東奥日報』紙は社説：“辞意表明した小檜山市長”と題して次のように糾弾した。

「三沢市発注の防災無線工事に絡む収賄容疑で、さる12日に青森署に逮捕された小檜山哲夫三沢市長は13日、辞意を表明した。小檜山市長は同日午後、青森署内で面会した同市の三浦光雄助役と西村秋男市議会議長に対して、文書で正式に辞職することを伝えたもので、何日付けで辞任するから今のところ明らかでない。このところ、県内の自治体には、毎年のように

不祥事や首長の汚職事件が発生しており、今回の三沢市長の汚職事件についても、おうかたの県民は“またも起きたか”とマユをひそめている。小檜山市長は辞意を表明したものの、首長としての責任は消えない」[24]。

４、おわりに―政治家と「カネ」

青森県内では、1980年代に入り、毎年のように首長の汚職事件が発生している。このような相次ぐ首長の汚職・逮捕は激しい政争＝首長選挙とも無関係ではない。実際、五所川原市は津軽地方、一方、三沢市は南部地方に位置し、いずれも戦後急速に発展してきた「新興都市」に他ならず、その発展過程で公共事業の業者との暗い関係が生じた。現職の市長が収賄容疑により逮捕・辞任するということは、まことに遺憾である。

寺田・五所川原市長の場合は、汚職に至った原因の一つとして、市長選挙に膨大な費用がかかり、その回収のために、特定の業者から収賄、便宜供与したと自供したし、また、小檜山市長の場合には、県議時代から市長時代を通じて、不動産など数多くの財産を取得、その金を選挙運動に使用したのである。

こうして、金木町、五所川原市、および三沢市など一連の首長汚職・逮捕事件を通じて、改めて政治家と「カネ」の問題が浮き彫りにされた。首長は当選した途端に、行財政権限を握った「権力者」に変身し、またそれにつけ込む県外に本社を置く公共事業の業者たちが暗躍したのである。

いずれの事件も利権をめぐる業者が背後に介在しており、それが首長を巻き込んだ形で、表面化してきた。その根底には、「カネ」のかかり過ぎる首長選挙がある、といわれている。その際、県外の大手業者も不況だということもあり、地方の公共工事に進出してきた構図が背景にある。

事実、首長選挙の結果次第で、勝者は、市役所関係の要職を独占、全ての利権を手に入れて組織の増大・安定を図る一方、敗者は次回の選挙での勝利を願って、首長の奪回に必死となる。青森県では、選挙は一種の「祭り」に他ならず、選挙戦に入るや、有権者は仕事を投げ出して、選挙運動に熱中する。その過程で現金が関係者にバラまかれるのだ。選挙という祭りは、いわば街の生活と商売を潤す一種の「授滑油」となっており、それが首長汚職の“原点”である[25]。

＜注＞

（1）『東奥年鑑　1983年版』〔東奥日報社、1982年〕、133頁。
（2）同上、49頁。
（3）『東奥年鑑　1988年版』〔東奥日報社、1987年〕、172~173頁、『デーリー東北』1986年9月9日。
（4）『東奥日報』1986年12月13日、『デーリー東北』1986年12月13日。
（5）『東奥日報』1980年2月12日。
（6）同上、「夕」。
（7）『陸奥新報』1982年9月1日。
（8）同上、1982年9月15日。
（9）『東奥日報』1981年3月16日、『陸奥新報』1981年3月16日。
(10)『東奥日報』1977年3月7日。
(11)『陸奥新報』1982年6月2日、『東奥日報』1982年6月2日。
(12)『東奥日報』1982年10月31日。
(13)『青森県議会アルバム』〔青森県議会、1979年〕。
(14)『東奥年鑑　1986年版』〔東奥日報、1985年〕、173頁。
(15)『東奥日報』1986年12月13日。
(16) 同上、1986年9月9日。
(17) 前掲書『東奥年鑑　1988年版』、120頁。
(18) 同上。
(19)『東奥年鑑　1984年版』〔東奥日報社、1983年〕、133頁、寺田市長は多額の賄賂金を“津軽選挙”に使用していたという。贈賄側は工事と引き換えに“選挙資金の準備”と汚い手

を伸ばしていたわけで、その際、収賄側と贈賄側の両者の間で暗躍した仲介人の存在も明らかにされ、首長としての地位と権限を利用した汚職事件の発生は住民から鋭い批判にさらされた。

(20)「暴かれた腐敗－三沢市長汚職（中）」『東奥日報』1986年12月14日。

(21) 捜査当局幹部は「やはり体質はかわらない」と漏らし、小檜山市長の金銭感覚について、市有力者、議会関係者たちも同様の感覚でとらえる傾向にあり、中には「今度で熊谷組に次いで二回目の疑惑だ、カネに汚さすぎる、捕まって当たり前」、と切り捨てる市民もいた（同上）。

(22) 前掲書『東奥年鑑　1984年版』、133頁。

(23)「社説：辞意表明した小檜山市長」『東奥日報』1986年12月14日。

(24) 同上。

(25) 藤本一美『戦後青森県政治史　1945年~2015年』〔志學社、2016年〕、156~157頁。

＊参考文献

・『東奥年鑑　1983年版』〔東奥日報社、1982年〕。
・『東奥年鑑　1984年版』〔東奥日報社、1983年〕。
・『東奥年鑑　1986年版』〔東奥日報社、1985年〕。
・『東奥年鑑　1988年版』〔東奥日報社、1987年〕。
・藤本一美『戦後青森県政治史　1945年~2015年』〔志學社、2016年〕。
・『青森県議会アルバム』〔青森県議会、1979年〕。
・『東奥日報』。
・『陸奥新報』。
・『デーリー東北』。

第３章、「県民協会」の結成・分裂・解散

＜目次＞

１、はじめに―問題の所在
２、「県民協会」の結成
３、「県民協会」の分裂
４、「県民協会」の解散
５、おわりに―「県民協会」の役割と限界
（注）
＊参考文献

１、はじめに―問題の所在

中央政界では1990年代に入るや、政党の離散・集合が相次いだ。その過程で、新生党、新進党、および民主党などが、新たに結成された。青森県の政界においても、中央政界での政党再編成の影響をもろに受けて、新しい政党の県支部が次々と結成された。ただ、本県の場合は、強力な非自民系の勢力として、新生党、新進党の県支部の結成を経て、「青森県民協会」（以下、県民協会と略す）と称する“政治団体―選挙組織”を結成、それが自民党と対峙したのが大きな特徴である。実際、県民協会は、非自民党勢力の中心として知事選挙、衆議院・総選挙、参議院・通常選挙、および八戸市長選挙で、一定の成果を挙げた[1]。

県民協会は、1997年末に解党した新進党の県内組織を継承する形で結成され、県内では非自民勢力の中軸となり、“選挙集団”として国政選挙や知事選挙で一定の存在感を誇示したのは間違いない。だがその後、所属する国会議員の退会が相次ぎ、組織が弱体化、結成6年あまりで活動に終始符を打ち、現職県議の多くは民主党に入党した。

本章では、青森県内の政治団体として、強力な組織と勢力を誇った「県民協会」６年の歩みを検証する。県民協会は、1998年から2004年の間に、与党として県内非自民勢力の中軸として活動をしてきた。確かに、結成こそされたものの、その後、内部分裂が続き、最終的に解散へと追い込まれた。本章では、戦後青森県の政治的争点の一つとして、本県の政治団体＝選挙組織として活動した、「県民協会」の意義と限界を指摘する。

２、「県民協会」の発足

周知のように、新生党は、1993年から1994年にかけて活動した政党である。自民党を離党

した直後の国会議員を主体に結成された政党としては最大の規模を誇り、新生党の分離により衆議院議席の過半数を割った自民党は、結党以来初めて下野を経験した。新生党は、非自民連立政権に参加したものの、「自社さ連立政権」の成立を受けて、新進党に合流した。

本県でも中央政界での新生党の結成を待って、新生党県連が、1994年5月2日、県選挙管理委員会に政治団体の設立届を提出。代表は田名部匡省・衆議院議員で、都道府県連としては全国で34番目の結成であった。これには、代表の田名部匡省、木村守男・衆議院議員、松尾官平・参議院議員、並びに田名部系の工藤省三、野沢剛、菊池健治、山田弘志、田中順造、木村系の長峰一造、成田幸男、および木村太郎の8名の県会議員が参画した。3人の国会議員と8人の県議のうち7県議は自民党から離党しての結集であった。こうして、県政界の保守勢力は自民党と新生党との「二極化時代」に入ることになった[2]。

上で述べたように、新生党県支部連合会は5月2日、県選挙管理委員会に政治団体の設立届を出し、自民党を離党した3名の国会議員が中心となって結成され、7月2日には披露パーティを兼ねた設立大会を開催した。このため、国会議員系列の県議、市議の自民党離党と新生党への結集が相次ぎ、県政界は自民党と新生党という“二極化”に向けて対決色を強めた[3]。

実は、このような政界再編成の契機は1993年6月、中央政界で旧自民党の羽田派が自民党を割って新生党を旗揚げしたのが発端で、中央政界の政界再編の波が青森県にも及んだ結果に他ならない。新政党に所属した木村守男・衆院議員、松尾官平・参院議員は自民党を離党して、旗揚げに同調した。また総選挙後には、田名部匡省・農林大臣も閣僚を辞任して自民党を離党した。その上で、1994年4月、行動を共にしていた加藤グループのメンバーとともに新生党入りした。この結果、本県選出国会議員の所属構成は、自民党4人、新生党3人、社会党1人、無所属（社会党と統一会派）1人となり、自民党が衆院議員7人と参院議員2人合わせて9人の国会議員を擁して、従来、全議席を独占していた時代から見れば、大きな様変わりを示した[4]。

このような政界再編成について、地元の『東奥日報』紙は社説“政策を競う時代にしたい”の中で、次のように分析している。「新生党県連が発足した。政界再編のうねりが本県にも押し寄せたということだろう。これによって、自民党と新生党による保守二極化時代を迎えるという見方もあるが、既に“保守”“革新”の色分けすら大した意味をもたなくなっている。むしろ、県政界もすべての政党が互いに政策で競い合わなければならない時代を迎えたと解釈したい。今度の新生党県連の発足は、そういう時代への幕開けであってほしい。政策を競い合うと意味では、新生党と自民党との政策の違いを明確に示してもらわなければならない。政策に違いがなかったり、その違いがあいまいなままでは、単に代議士系列の派閥争いを引きずっただけの自民党県連と新生党県連と受け取られてしまうだろう」[5]。

ところで、1994年12月10日、細川護熙内閣、羽田孜内閣の与党であった新生党、公明新党（→公明党）、日本新党、民主社会党、自由党、および新党みらいなどが合併し、その結果、新たに新進党が結成され、衆議院議員178人、参議院議員36人、合計214人で発足した。初代党首には海部俊樹が、副党首に羽田孜、米沢隆、および石田幸四郎が、幹事長に小沢一郎が就任した。自民党に対抗する勢力として，1995年7月の参議院議員通常選挙・比例区では自民党を上回る票を獲得。同年12月の党首選挙では、

小沢一郎が羽田孜を破って党首となった。1996年10月の衆議院議員・総選挙で政権交代を目指したものの、自民党に敗れ議席を減らした。その後，1996年12月、羽田ら13人が離党したのを皮切りに、1997年6月には細川護熙が離党。1997年12月31日に至り、新生党は解党を余儀なくされた[6]。

もちろん、青森県内でも、新生党の結成・解党を経て、その後、新進党が結成された。しかし、その新進党も1997年12月には解党に追い込まれた。新進党は「二大政党制」を目指して誕生したものの、僅か3年間で党活動に終止符を打った。解党の背景は、1996年の衆議院・総選挙以降、党勢が低迷し、慢性化した内紛にあった。党中央の突然の解党決定は、青森県内の政界にも大きな衝撃を与えたのは、いうまでもない[7]。

新進党の県内組織を継承する形で、1998年初頭に新たに結成されたのが「県民協会」であり、その代表には田名部匡省が就任した。県民協会は、保守系の非自民勢力として、選挙において大きな勢力を誇った。県民協会の田名部代表は、1998年7月12日に実施され参議院通常選挙で、自民党の金入明義に7万7,884票の大差をつけて、初当選したし、また、翌1999年4月11日に行われた県会議員選挙でも、県民協会公認の16名が当選を果たし、自民党の21名に次いで、第二の議員数を誇った[8]。なお、発足時の勢力は、衆議院議員1名、参議院議員1名、そして県会議員が15名であった。

県民協会の発足について、『東奥日報』紙は次のように報道している。「旧新進党の県内組織を引き継ぐ独自の政治団体＝県民協会は、1998年2月11日、青森市のホテル青森で結成総会を開催。会長には、田名部匡省・前衆議院議員、幹事長に須藤建夫県議を選出、旧党県連の執行部体制を踏襲した」、と概説。

その上で、「田名部会長は、国民の期待を受けて結党した党が、目的を果たすことがなく（民進党が）解党したのは誠に残念。党として責任を果たせず深くおわびをする」と表明。「国政では野党だが、県政では与党。野党の批判に耐え得る県政でなければならない。旧党が掲げた『たゆまざる改革』『責任ある政治』は生涯の課題だと呼びかけた」と指摘。

最後に、「県民協会は規約の中で、“政治活動を通じた県勢発展、県民福祉の向上”を目的にうたい、これに沿った基本方針、基本政策をまとめた。県民協会は県本部を中心に、衆参選挙区や市郡単位に応じた八総支部、市町村支部などで構成され、新進党解党時の党員約2万6,500人をそのまま引き継つぎ、県議会では、県政会、青風会、および公明党と連立を組み、与党として出発した」と、結んでいる[9]。

3、「県民協会」の分裂

県民協会は、1999年11月29日、青森市の青森グランドホテルで常任幹事会を開催し、「非自民」路線のままで組織を存続することを決定した。だが、自民党入りを視野にいれていた木村太郎・衆議院議員、山崎力・参議院議員の両顧問が、同日付で脱退、旧新進党勢力を引き継いだ県民協会は分裂を余儀なくされた。自民党県連は、二人の国会議員の入党を検討する条件として協会からの離脱を挙げており、そのため、今後、国会議員の自民党への入党を模索する動きが加速、県民協会の勢力低下は避けられなくなった[10]。

すでに、木村太郎と山崎力の両国会議員は、「自自公連立政権」入りをしていた。そこで11月28日、県民協会は青森市で常任幹事会を開催、路線問題などを検討、その結果、従来通り「非自民」の路線を貫き組織を存続させることを決めた。これを受けて、木村太郎・衆議院議員、

山崎力・参議院議員は、退会届を提出・受理された。木村衆院議員の協会離脱を踏まえて、木村の地盤である中弘南黒西総支部も解散することになり、県民協会は、全県的に影響力を失うはめとなった[11]。

今回、県民協会が分裂した背景として、次の点が挙げられる。結局、県民協会の選択肢は、突き詰めれば二つあった。つまり、旧新進党以来の結集の原点である「非自民」路線を堅持するのか、それとも分裂を回避して路線転換による枠組み維持に腐心する、のかである。田名部匡省・会長グループは前者の路線堅持を貫き、自民党対抗勢力としての旗印を鮮明にする“純化方針”を選択した。だから、自民党入りを見据えた木村太郎・衆院議員、山崎力・参院議員の離脱は、ある意味で当然の流れであった。だが、県議会には、協会系や公明などでつくる会派「政風・公明」もあり、12月に県議会の定例会を迎えて、事実上の協会分裂を受けて、会派内でも同床異夢状態を続けることができるかは不明であった。そのため、県内保守再々編の次の舞台では、木村、山崎両国会議員の自民党入りの動きと並行して、県議会内の会派問題が大きな焦点になった[12]。

『東奥日報』紙は、県民協会の分裂劇を社説“再編に動く県内保守政界”の中で、次のように分析した。最初に「“非自民”の旗を掲げ、一枚岩の結束を誇ってきた政治団体“県民協会”がついに分裂した。これをきっかけに県内保守勢力は新たな再編に向かうことになろう。分裂が及ぼす影響は大きい」、と指摘。

その上で、「協会顧問を務める木村太郎代議士と山崎力参院議員の脱会は、二人が“自自公”政権入りを選択した時点で、予想されていたことであった。非自民勢力の中に、自民党入りを公言する国会議員がいること自体、不思議なことだった」と説明。

そして最後に、「路線対立は決定的で、もはや修復不能に陥っていた。はっきりとたもとを分かったことで、かえってすっきりしたではないか。離合集散は政治の常とはいえ、ここに至るまでの経過には分かりにくさがつきまとった」、と結んでいる[13]。

木村太郎・衆議院議員と山崎力・参議院議員が県民協会から離党したことについて、所属の県議員たちは、“当然の帰結”で、“一つのケジメ”であり、彼らの“意思を尊重した”と、極めて冷静であった。県民協会の幹部と離党した国会議員は、記者団の質問について次のように述べている。

＊結論に至った経緯は―

・田名部匡省会長・・・われわれは反自民ではないが、選挙は非自民でやらざるを得ない。その中で、衆院選にでようとする人がいる限り、協会としてやっていかねばならない。今日も協会をなくす必要は毛頭ないという意見があり、存続との結論に達した。

・須藤健太幹事長・・・協会はこれまで各選挙で候補者を立ててきた経緯がある。それを継続するのは、協会の在り方として必要だということになり、木村。山崎両氏は脱退することになった。

＊かつて二人とも二大政党制を掲げ、非自民で選挙に立候補してきたが―

・木村太郎衆議院議員・・・お互いの対立より協調して意見を出し合う連立も一つの政治の姿。何も二大政党制をすべて否定するのではない。

・山崎力参議院議員・・・二大政党制の是非は国民が決めること。今、政局で二大政党を形成している自民、民主のうち、どちらかといえば自民党の考えに近いということが、一連の行動の根底にあった[14]。

これまで県選出国会議員は、自民党3人、

県民協会3人と全く互角であった。だが、木村、山崎議員の離脱により、拮抗状態が崩れた。県民協会は、木村県政を誕生させ、その与党の立場を背景にした求心力によって、「選挙集団」としての戦闘能力を誇ってきた。しかし、自民党が知事支持にすり寄り、自民党はもはや木村系、田名部系の共通の敵でなくなった[15]。

4、「県民協会」の解散

政治団体の県民協会は結成以来、県内の保守勢力を二分、非自民の中心的役割を果たしてきた。だが、2004年3月7日、青森市のグランドホテルで解散大会を開くに至った。解散は民主党への合流に伴うもので、参議院議員の田名部匡省・会長を始め所属する現職の県会議員の多くは、すでに民主党に入党していた。協会発足時から掲げてきた「二大政党制の実現」は今後、民主党内で目指す方針であり、県民協会は6年間で活動を終える。こうして、県政界は国政と直結した保守二極化の時代に突入した[16]。

既述のように、県民協会は1997年末に解党した旧新進党の県内組織を引き継ぐ形で結成され、県内非自民勢力の中心的存在として県知事選や国政選挙で存在感を示してきた。しかしその一方で、所属する国会議員の退会が相次ぎ、組織は弱体化していった。中央政界では、2003年7月に民主党と旧自由党が合併に合意したことから、民主党県連との合併方針を決めていたのである[17]。

政治団体として県民協会は、県内保守勢力を二分する形で、非自民の中軸的役割を果たしてきたものの、3月7日、青森市のホテルで解散大会を開くことになった。上で述べたように、解散は民主党への合流に伴うものであり、会長の田名部匡省を始め、所属する現議員の多くがすでに民主党に入党していたのだ。民主党県連は、14日に定期大会を開催、県民協会勢力が参加した下で新たな組織運営をスタートさせた。当面は、前述した夏の参院選において、民主党公認で出馬予定の田名部匡省の支援固めに全力を挙げることになった[18]。

こうして、県民協会は、3月7日の青森市での解散大会において、6年間にわたった活動に幕を下ろした。大会終了後、田名部匡省・会長と須藤健夫・幹事長は、報道陣の質問に次のように答えて、県民協会の意義と課題を語った。

＊県民協会の6年間の活動、あらためて振り返って―。

・田名部会長・・・天下の自民党を相手に知事選二回、衆院選、参院選、そして八戸市長選も勝った。抜けた国会議員もいたが、一致団結して、よくここまで頑張ってきた。（新進党が解党しなければ）このパワーをもっと生かせたと思う。

・須藤幹事長・・・よくここまで、やって来られたと思う。もっと早く政党を志向して合流をしていれば、新たな展開も考えられたが、今となっては仕方ない。

＊やり残したことは？―

・須藤幹事長・・・いっぱいあるが、この辺りが限界だったと思う。政党にきっちり所属し、改革を国民に訴えるのが基本だ。勢力は県議会以外に広がらず、支持層も厚くなかった。解散し、それぞれが政党に所属することは意義のあることだ[19]。

地元の『陸奥新報』紙は、解説記事の中で、県民協会が果たした意義と問題点について、次のように述べた。最初に、「県内で保守系非自民の受け皿役を果たしてきた県民協会は、解散と同時に非自民勢力の再編を目指す。協会を率いた田名部匡省参院議員をはじめ多くが入党した民主党。その県内組織は本格的な基盤づくりが始まったばかり。県政界において再び自民党

に拮抗する勢力を構築できるかが今後の焦点だ」と指摘。

その上で、「旧新進党時代の勢力維持を図った協会は、結成以後、衆参国政選挙や知事選などで自民党候補を破り、候補者を当選させたきた。しかし、その後、相次ぐ国会議員の退会で、特に津軽地方で影響力は低下した」と懸念。

そして最後に、「今回の解散に伴って約200人（協会事務局まとめ）が協会から民主党入りしたが、うち津軽地域は40人弱、一方、民主党県連も、協会合流前の党員はわずか37人という状況で、組織の再構築が始まったばかりだ」、と結んだ[20]。

参考までに、県民協会6年間の歩みを振り返れば、図表①のようになる。

5、おわりに

県民協会の活動は、地方組織として極めて異例で興味深い。それが解散するに至った要因としては、選挙で支援した当選者が組織から離散、組織の弱体化、および新たな人材の発掘難、などが挙げられる。こうした悪循環に陥ったのは、県民協会が、いわゆる「政党組織」ではなく、「政治団体」という形態を選択したからに他ならない。しかも中央政界から独立しての活動は、政策面で県内レベルに留まることを意味し、実際、国会議員にとって、それは国政の場での活動と整合性がとることを困難にさせる、という側面があった[21]。

青森県内では、1990年代後半に新しい政党として、新生党、新進党が、そして、政治団体－選挙集団として「県民協会」が結成された。県民協会は保守系の非自民党勢力として大きな存在感を示してきた。しかし、6年あまりで、解散に追い込まれ、その組織は民主党へと合流することになった。1990年代の政党再編の流

図表①　県民協会の歩み

・1997年12月　・・・新進党解党
・1998年　2月・・・新進党県連が解散大会、政治団体・県民協会結成。
・1998年　7月・・・参院選で田名部匡省会長が初当選。
・1999年　1月・・・知事選で木村守男が再選。
・1999年11月　・・・木村太郎衆議員、山崎力参議員が協会脱退、協会分裂。
・1999年12月　・・・木村太郎衆議員が自民党に入党。
・2000年　2月・・・自民党県連与党に転換、協会所属の県議7人自民党会派へ。
・2000年　3月・・・県議7人、自民党に復党。
・2000年　4月・・・山崎参議員、自民党入党。
・2000年　6月・・・衆院選で協会顧問の三村申吾が初当選。
・2000年11月　・・・参院選での非自民候補擁立で各党・政治団体の協議スタート。
・2001年　3月・・・非自民統一候補の擁立協議が決裂。
・2001年　7月・・・参院選で推薦候補敗れる。
・2002年　7月・・・三村の父・輝文県議が脱退。
・2002年10月　・・・知事選で木村現知事以外の候補者擁立決める。
・2003年　1月・・・知事選で推薦候補が約8万票差で敗退。
・2003年　5月・・・木村知事辞職。
・2003年　6月・・・知事選で推薦候補が約2万票差で敗退。
・2003年　7月・・・民主党と自由党が合併合意、協会は民主党県連に合流決定。
・2003年11月　・・・衆院選本県小選挙区で自民4議席独占。
・2003年12月　・・・田名部匡省・民主党入り。
・2004年　3月・・・解散を正式に決定。

出典：「解散―県民協会の6年余」『東奥日報』2004年3月8日。

れの中で、政党の離合・集散がくりかえされてきたが、民主党の結成により、我が国の政党は、自民党と民主党の対立に象徴されるように、本格的な「二大政党」の時代に突入した。

中央政界での政党再編成の影響を受けて、本県の政界も自民党と民主党による「二大政党」対立の時代を迎えることになった。すなわち、中央政界で、民主党と自由党が合併したのを契機に、青森県内においても二大政党制を目指すために、政治団体である「県民協会」が2004年3月、民主党県連に合流し、初代代表に田名部匡省・参議院議員が就任した。

ただ懸念材料は、県内の民主党が、中央とは異なり、各地域において組織が弱体で、新たな人材の発掘と合わせて[22]、組織固めが当面の課題となったことである。

＜注＞

（1）県民協会は「政党」としてではなく、選挙運動を行う「政治団体」として発足したのが特徴である（『デーリー東北』2004年3月8日）。
（2）『東奥日報』1994年5月3日、『東奥年鑑　1995年版』〔東奥日報社、1994年〕、172頁。
（3）『陸奥新報』1994年5月3日、同上『東奥年鑑　1995年版』、121頁。
（4）同上『東奥年鑑　1995年版』、121頁。
（5）『東奥日報』1994年5月3日。
（6）藤本一美『日本政治の転換　1996年~2013年』〔専大出版局、2014年〕参照。
（7）『東奥年鑑　1999年版』〔東奥日報社、1998年〕、74頁。
（9）『東奥日報』1999年4月12日、藤本一美『戦後青森県政治史　1945年~2015年』〔志學社、2016年〕、347、354、356頁。ちなみに、今回の県議選では、その他に、公明党が2名、社民党が2名、共産党が2名、無所属が8名、当選した。
（9）『東奥日報』1998年2月12日。
（10）同上、1999年11月29日。
（11）『陸奥新報』1999年11月29日。
（12）『東奥日報』1999年11月29日。
（13）同上。
（14）「県民協会幹部、２国会議員との一問一答」同上。
（15）「激震“県民協会”分裂―１」同上。
（16）「県民協会が正式解散」同上、2004年3月8日、『陸奥新報』2004年3月8日、『デーリー東北』2004年3月8日。
（17）『東奥日報』2004年3月8日、なお、中央政界における政党の離散・集合については、さし当り、藤本一美『戦後政治の決算　1971~1996年』〔専修大学出版局、2003年〕、藤本、前掲書『日本政治の転換　1997~2013年』などを参照されたい。
（18）『デーリー東北』2004年3月8日。
（19）同上。
（20）『陸奥新報』2004年3月8日。
（21）『東奥日報』2004年3月8日。
（22）「政治」『東奥年鑑　2005年版』〔東奥日報社、2004年〕、78頁。

＊参考文献

・『東奥年鑑　1995年版』〔東奥日報社、1994年〕。
・『東奥年鑑　1999年版』〔東奥日報社、1998年〕。
・『東奥年鑑　2005年版』〔東奥日報社、2004年〕。
・藤本一美『戦後青森県政治史　1945年~2015年』〔志學社、2016年〕。
・藤本一美『日本政治の転換　1996年~2013年』〔専大出版局、2014年〕。
・藤本一美『戦後政治の決算　1971~1996年』〔専修大学出版局、2003年〕。
・『東奥日報』。
・『陸奥新報』。
・『デーリー東北』。

（2017年10月25日、脱稿）

Why Koreans Became Taller Than Japanese?

Hiroshi Mori

< Stature is a measure of consumption that incorporates or adjusts for individual nutritional needs; it is a net measure that captures not only the supply of inputs to health but demands on those inputs (Richard H. Steckel, 1995, p.1903).>

Abstract:
Children grew appreciably fast in height in Japan and South Korea after the end of WW II. Children in both countries were the same in height at the ages of maturity, both boys and girls, in the 1970s to 1980s. Japanese children ceased to grow in the early 1990s, whereas Korean children kept growing until the mid-2000s. As a consequence, Koreans are 3-4 cm taller than Japanese at present. Do these phenomena reflect ethnic differences between the two nations or differences in "inputs to health" or food consumption? Japanese children have been eating more meat and drinking substantially more milk than Korean children. On the other hand, Koreans have been eating a lot more rice with kimchi and their fruit consumption has been soaring, whereas Japanese children eat substantially less vegetables and they have reduced fruit consumption radically since the early 1980s.

Keywords:
height growth, food intake by age, fruit, Japan, South Korea

Introduction

South Koreans and Japanese were about the same in height in the 1970s and 1980s, men at 170 cm and women at 157 cm, measured at age 19-20 and 18-19, respectively(Tables 1-2). South Korea was far behind Japan in economic development until the early 2000s: per capita GNI was $640, $2,510, and $11,650 in 1975, 1985, and 1995 in Korea, as compared with $5,060, $ 11,360, and $41,270 (in current US$) over the corresponding period in Japan (World Bank National Accounts data file) and consumption of meat-eggs and milk in Korea was substantially lower, say less the one-third on per capita basis, as compared to Japan until the mid-1980s, although Koreans ate appreciably more rice and barley than Japanese(see Table 3 for details).
From the mid-1980s to the mid-1990s, Japanese grew on average a little less than 1.0 cm taller in height, both men and women, at age 19-20 and 18-19, respectively, whereas Koreans grew 3.0 cm taller, both men and women. Japanese stopped growing taller since then but Koreans grew another 1.0 cm taller until the mid-

Table 1 Secular Changes in Male Children's Height by Age Groups in Japan and South Korea, 1965 to 2005

(cm)

	jp	kr	jp	kr	jp	kr	jp	kr	jp	kr
age (y.o.)	1964-66	1965	1975-76	1975	1983-85	1984	1996-98	1997	2004-06	2005
4-5 ave	104.6	98.1	105.5	101.5	106.3	105.1	106.1	106.6	107.0	107.9
9-10 ave	130.9	126.0	133.9	129.6	134.4	132.9	135.4	135.4	135.8	138.7
14-15 ave	160.1	152.8	163.8	155.9	165.1	161.6	166.1	165.3	166.4	168.9
19-20 ave	165.5	168.8	168.3	168.4	170.5	170.1	171.2	173.3	171.3	174.4

Sources: *National Nutrition Surveys*, various issues for Japan; J-Y Kim et al., "Anthropometric Changes," 2008, for Korea.
Notes: jp stands for Japan and kr for S. Korea.

Table 2 Secular Changes in Female Children's Height by Age Groups in Japan and South Korea, 1965 to 2005

(cm)

	jp	kr	jp	kr	jp	kr	jp	kr	jp	kr
age (y.o.)	1964-66	1965	1975-76	1975	1983-85	1984	1996-98	1997	2004-06	2005
3-4 ave	97.4	90.9	98.7	93.7	99.0	96.9	99.0	98.2	99.9	100.2
8-9 ave	125.3	119.7	127.6	124.1	129.2	127.5	129.8	129.1	130.3	132.6
13-14 ave	151.2	146.9	153.6	150.1	154.9	153.5	155.1	156.4	156.1	158.3
18-19 ave	154.0	155.7	155.9	156.8	157.2	157.3	158.0	160.3	158.3	161.5

Sources: *National Nutrition Surveys*, various issues for Japan; J-Y Kim et al., "Anthropometric Changes," 2008, for Korea.
Notes: the same as Table 1.

2000s. As a consequence, Koreans are now approximately 3 cm taller than Japanese, both men and women, at age 19-20 and 18-19, respectively.

These differences can easily be attributed to ethnic traits, or genetic potentials between the two nations. According to *Human Height*, Max Roser,<ourworldindata.org/human height/>, 2017, average height of Korean and Japanese men by birth cohorts of 1900[*1] are reported to be 160 and 158 cm and those by birth cohorts of 1920 were 163 and 160.5 cm, respectively. A century ago, Koreans were 2-3 cm taller than Japanese.

According to the *National School Health Statistical Surveys* by the Japanese government Ministry of Education, conducted across the entire nation(available since 1900 on the internet), school boys at age 17 and 20 were recorded at 160.5 cm and 162.5 cm, respectively in 1920-22 averages and 161.1 cm and 162.9 cm, respectively in 1930-31 averages (refer to Appendix Table 1). Considering the large size of samples, these government survey results should not be discarded. Korean school boys and girls aged between 6 and 17 years, born and raised in Japan were recorded "very similar to Japanese children of the same sex and age" in the end of 1970s, and even taller in height and heavier in weight than their counterparts in South Korea at the same time (Y.S.Kim, 1982).

When adult male height by birth cohorts of 1856-60 compared, the Dutch, the world tallest at present, were slightly lower in height than French (Amos, 2016; Hatton, 2013, p.3). While genetics play a key role in determining human height, environmental factors, nutritional intakes at various stages of growth, in particular, need to be given due consideration as well. National surveys of heights of boys and girls in rural India over the 3 decades from the late-1970s to the early 2010s clearly demonstrate that differences of a few cm in mean height, plus and minus, have accruesd between different states in the same country (Mamidi, R.S. et al., 2016; see Appendix Table 2). The similar phenomena, "poverty and rural height penalty in inland Spain during the nutrition transition" are pointed out by Martinez-Carrion and Canabate-Cabezuelos (2016).

Many researchers in the fields of social and biological sciences have participated in determining the impacts of food intakes on children's stature development across a large number of countries and on a long-run time series basis (Steckel, 1995; Rona, 2000; Beer, Hans de, 2012; Baten and Blum, 2014; Grasgruber et al., 2014 and 2016; Hatton and Bray, 2010; Hatton, 2013; Mori, 2017; to mention only a few). In this brief study, the author attempts to add a seldom discussed spectrum of possible impacts of consumption of fruit and vegetables on children's stature growth. The insight was furnished by the epidemiological cohort studies of the residents of Mikkabi-cho, Shizuoka-ken, Japan, known for production of quality mandarins, by Japan's National Fruit Tree Science Institute in collaboration with Hamamatsu University School of Medicine. The findings strongly indicate that high intakes of fruit, particularly mandarins should be positively associated with bone mineral accrual / density in post-menopausal females (Sugiura et al, 2008; 2012; 2015; etc; Nakamura, 2016; etc.).

[*1] those born in 1900 reached 20 years of age, maturity in height, in 1920, for example.

Secular Changes in Food Consumption in Japan and South Korea over the Past Half Century

Japanese and Koreans share quite similar patterns in their diet: staples(shushoku), a bowl (refilled at request) of rice and pressed barley at the center and supplementary dishes (fukushoku, or okazu) at the side, composed of fish and meat, eggs and various vegetables, fresh, cooked, or marinated. All sorts of kimchi are traditionally important side dishes, salted and fermented vegetables, served at nearly each meal in Korea. Takuan, pickled cucumbers and the like may be its counterparts in Japan. As the economy grew, food consumption has increased in quantity and changed in quality and variety as well. As shown in Table 3, per capita annual net supply (=consumption hereafter) of rice and other grain products in Korea increased from 180 kg in 1965 to 232 kg in 1975 and then gradually declined to 136 kg in 2010, whereas that in Japan kept falling steadily from 151 kg in 1965 to 100 kg in 2010. It is noteworthy that Koreans ate on average almost twice as much rice as Japanese in and around 1980. Per capita consumption of meat and eggs has increased steadily in both countries over the entire period from 1965 to 2010. Korea nearly matched Japan in respect to meat consumption in the mid-2000s but Koreans' per capita meat consumption was only one third of that of Japanese in the mid-1980s and their milk consumption was less than one fourth of that of Japanese then. Per capita consumption of fish has remained nearly the same around 45 kg in Japan over the period under

Table 3 Changes in per capita Net Supply of Major Foods in Japan and South Korea, 1965 to 2010

(kg/year)

		jp	kr			jp	kr
rice, grains	1965	150.64	180.22	meat & eggs	1965	24.59	4.96
	1970	134.65	215.36		1970	34.09	5.40
	1975	132.55	232.45		1975	39.15	7.11
	1980	118.71	197.59		1980	46.73	13.18
	1985	113.89	181.39		1985	50.79	18.40
	1990	109.30	154.59		1990	57.29	25.26
	1995	106.58	151.60		1995	63.86	38.39
	2000	102.49	143.87		2000	64.79	47.58
	2010	100.19	135.98		2010	66.69	59.13
vegetables	1965	119.57	82.25	fish	1965	42.06	12.53
	1970	126.80	103.98		1970	48.82	12.98
	1975	121.26	147.68		1975	55.19	30.05
	1980	122.61	197.88		1980	46.73	28.27
	1985	119.49	181.71		1985	50.58	32.78
	1990	116.70	200.60		1990	47.53	28.23
	1995	116.61	222.28		1995	44.58	30.98
	2000	112.80	235.69		2000	40.78	33.97
	2010	98.88	196.47		2010	33.00	36.62
fruit	1965	39.01	9.83	milk	1965	38.51	2.80
	1970	53.87	12.28		1970	52.45	3.15
	1975	61.88	14.65		1975	51.38	4.22
	1980	55.60	23.21		1980	68.20	10.92
	1985	51.88	35.15		1985	73.60	16.91
	1990	50.21	46.98		1990	78.04	19.29
	1995	53.23	69.57		1995	82.64	20.70
	2000	51.42	69.56		2000	81.69	28.02
	2010	49.07	67.55		2010	72.56	22.68

Sources: FAOSTAT, Food Balance Sheets, various years.
Notes: rice, grains include wheat, barleys, and other grain products.

consideration, whereas that in Korea has kept increasing from 12.6 kg in 1965 to 32.8 kg in 1985 and 36.6 kg in 2010.

Focusing on the latter half of the 1980s, for example, per capita meat and fish consumption in Japan averaged 51.6 kg per year, almost twice as much as that in Korea at 26.2 kg per year. On the other hand, Koreans ate 168 kg of rice and other grain products per year, as compared to 112 kg of rice and other grain products eaten by Japanese in the same period. Regarding intakes of animal proteins, per capita consumption of milk, excluding butter, in Korea was 16.9 kg in 1985, less than one twentieth of that in the Netherlands in the same year, overwhelmingly lower than most European countries (Appendix Table 3) but Koreans kept growing appreciably in height during the 1970s and 80s).

Per capita consumption of vegetables (potatoes not included) has remained about the same at 120 kg per year in Japan over the entire period under investigation, whereas that in Korea increased remarkably from 82.3 kg in 1965 to 197.9 kg in 1980 and 235.7 kg in 2000, twice as much as in Japan and also most European countries during the same period (see Appendix Table 3 for details). Eating a lot more rice with plentiful kimchi (Lee, Duffey, and Popkin, 2012, p.619; Kim et al., 2016; etc.) could explain, if only partially, why Koreans kept growing taller in height than Japanese during the 1980s and 1990s, when their per capita consumption of meat and milk was substantially lower than that of Japanese (Table 3). Intakes of fruit are known to be positively associated with bone mineral density or accrual for post-menopausal females and adolescents (Sugiura et al., 2008; 2015; etc.; McGartland et al., 2004; Whiting,S. et al., 2004; Vatanparast et al., 2005; Prynne, C.J., 2006; Li, J.J. et al., 2012; etc.). Per capita consumption of fruit was 39.0 kg in 1965 and increased to 61.9 kg in 1975 in Japan, equivalent to some of European countries(61 kg in 1970, in UK, for example). Fruit consumption steadily declined to 51.9 kg in 1985 and 51.4 kg in 2000 in Japan, whereas per capita fruit consumption was very low at 9.8 kg in 1965 in Korea but sharply increased to 23.2 kg in 1980, 47.0 kg in 1990, and 69.6 kg in 2000, 35% greater than in Japan in 2000.

National per capita fruit consumption is across all age groups. In Japan, young people's fruit consumption has become substantially less than older people's consumption, as will be provided in the subsequent section. If it is the case that the Korean young, particularly adolescents, have been eating nearly as much fruit as the older adults, unlike their peers in Japan, who have dramatically reduced their fruit consumption since the early 1980s (MAFF, *White Paper 1994* ; Mori and Stewart, 2011; etc.), this may have something to do with the widened disparities in height of young adults in recent years between the two nations.

Changes in Individual Consumption of Selected Food Products by Age Groups

White Paper on Agriculture for 1994, by the Japanese government Ministry of Agriculture drew public attention to the widespread tendencies of "wakamono no kudamonobanare" (leaving away from fruit by the Japanese young). Based on household data classified by age groups of household head (HH), *Family Income and Expenditure Survey* (*FIES*), households headed by the younger age groups were decreasing their purchases of fresh fruit more sharply than the older households since the early 1980s in Japan. The young's leaving off fruit was particularly distinct with mandarins, Japan's major fresh fruit in the fall-winter season (Appendix Table 4). Individual consumption by age groups was derived from dividing household consumption by a selected age group of household-head by number of persons contained in this household. Except for two-person households of head and his/her spouse, other members of families should be around 30 years apart from head, namely children and/ or parents. This approach could under or over-estimate per capita consumption by persons in a chosen HH age group, because children may eat substantially less or more than their parents. More crucially, individual consumption by children under the mid-20 years of age in present day Japan cannot be identified. To overcome these shortcomings, Mori and Inaba(1997) proposed to incorporate the family age structure by HH age groups explicitly into the model to estimate individual consumption of all family members by age. Their approach was statistically refined by Tanaka, Mori and Inaba (2004) in the

TMI model[*2], which will be employed in the subsequent analyses.

FIES by the Japanese government Bureau of Statistics started in 1979 to publish household purchases (=consumption) of various goods and services by the age groups of household-head, with an accidental exception in 1971. Tables 4 to 8 depict estimates of individual at-home consumption of meat (including processed meat), fish (including salted and dried fish), milk, fresh vegetables and fresh fruit by age groups of household members in 1971 and 1980-01, 1990-91, 2000-01, and 2010-11. Varying considerably depending on selected food items and periods in question, at-home consumption of foods in general may safely be assumed to account for more than half, probably 60 to 70 % of total food consumption during the 1980s through 1990s in Japan (Meat and Eggs Div., MAFF; Kobayashi, 2006; Mori et al., ERS/USDA, 2009; etc.)

After one passes the age of maturity, boys around 20, and girls around 18, increases in any kind of food products would not contribute to further increments in one's height. If the net nutritional intakes in the early

Table 4 Changes in per capita At-home Consumption of Meat by Age Groups in Japan, 1971 to 2011

(kg/year)

age/year	1971	1980	1981	1990	1991	2000	2001	2010	2011
0~4	8.06	8.42	8.25	8.33	8.48	9.08	9.39	10.04	10.16
5~9	9.79	12.49	12.25	11.57	11.50	12.27	12.37	13.32	13.23
10~14	11.62	16.10	15.80	15.23	14.82	15.88	15.73	16.60	16.40
15~19	12.36	18.26	17.98	18.02	17.63	18.83	18.52	18.98	18.96
20~24	11.13	15.03	14.79	14.79	14.70	16.05	15.84	15.97	16.30
25~29	10.95	14.02	13.74	13.45	13.73	15.17	15.20	15.48	16.12
30~34	10.68	14.40	14.26	13.61	13.89	14.95	14.93	16.39	16.59
35~39	10.91	15.49	15.32	14.95	15.18	16.10	15.53	17.91	17.63
40~44	10.73	16.10	15.97	16.78	16.12	18.15	17.12	19.71	19.09
45~49	9.79	15.94	15.99	17.60	17.44	19.60	18.10	20.27	19.77
50~54	9.95	15.02	15.02	16.27	16.08	19.24	17.69	19.84	19.82
55~59	9.87	13.67	13.61	14.44	15.07	18.31	16.98	19.76	20.05
60~64	9.46	13.45	12.68	13.51	13.67	16.97	16.38	19.95	20.39
65~69	8.77	11.74	11.53	11.61	12.15	15.11	14.59	17.99	18.60
70~74	8.28	10.02	10.08	9.90	10.54	13.12	12.63	15.29	16.06
75~	7.18	8.30	8.43	8.19	8.79	10.99	10.54	12.56	13.32

Sources: derived from *FIES* by the author, using the TMI model.
Note: meat includes ham and other processed meats.

[*2] The basic structure of the TMI model is shown as below:

$$H_j - \sum_{i=1}^{16} C_{ij} X_i = \varepsilon_j \ (j = 1,\cdots,10 \ ; \ i = 1,\cdots 16) \qquad (1)$$

where

C_{ij} = number of persons in the i th age group in the j th HH age group,
X_i = average per capita consumption of persons in the i th age group (to be estimated),
H_j = average household consumption of the j th HH age group
ε_j = disturbance term of $N(0,\sigma^2)$.

15 assumption equations are added as constraints,

$$X_k - X_{k+1} = \varepsilon_k \quad (k = 1,\cdots 15) \qquad (2)$$

We estimated parameters, X_i, using the weighted least square method with constraints, i.e., to minimize,

$$\sum_{j=1}^{10} w_j (H_j - \sum_{i=1}^{16} C_{ij} X_i)^2 + \sum_{k=1}^{15} w_k (X_k - X_{k+1})^2 \qquad (3)$$

With w_j and w_k set at 1.0 and 0.3, respectively, to start with.

Table 5 Changes in per capita At-home Consumption of Fish by Age Groups in Japan, 1971 to 2011

(kg/year)

age/year	1971	1980	1981	1990	1991	2000	2001	2010	2011
0~4	11.46	7.98	7.55	3.60	3.4	0.76	0.99	0.81	0.99
5~9	13.96	10.80	10.16	6.17	5.8	2.29	2.43	1.61	1.66
10~14	16.82	13.24	12.56	9.04	8.5	4.28	4.51	2.68	2.57
15~19	19.39	14.95	14.30	11.04	10.6	6.10	6.56	3.87	3.77
20~24	20.60	15.40	15.04	10.99	10.9	7.79	8.23	4.86	4.93
25~29	21.13	15.99	15.81	11.09	11.2	9.25	9.51	6.26	6.43
30~34	20.46	18.67	18.06	14.59	14.7	11.35	11.16	8.35	8.06
35~39	19.55	21.07	20.35	18.12	18.1	14.75	14.08	10.39	9.53
40~44	20.04	22.16	21.74	21.80	21.7	19.01	18.04	12.43	10.99
45~49	21.53	24.22	23.64	25.14	25.3	22.05	21.38	14.70	12.98
50~54	23.29	26.30	26.20	26.80	27.6	26.94	25.86	17.35	15.60
55~59	24.98	27.50	27.56	27.57	28.3	30.35	28.47	20.71	18.87
60~64	25.20	27.44	28.34	27.95	28.2	30.02	28.86	24.24	22.37
65~69	23.38	25.95	25.33	27.32	28.3	29.64	28.66	25.78	24.28
70~74	20.96	23.04	22.86	24.73	25.9	26.90	26.10	24.56	23.68
75~	18.15	19.96	19.91	21.56	22.7	23.58	22.90	22.34	21.79

Sources: the as Table 4.
Note: fish includes salted and deied fish.

Table 6 Changes in per capita At-home Consumption of Milk by Age Groups in Japan, 1971 to 2011

(lit/year)

age/year	1971	1980	1981	1985-86	1990	1991	1995-96	2000	2001	2005-06	2010	2011
0~4	30.64	30.58	29.45	29.93	30.50	30.09	28.53	25.5	24.06	20.97	17.34	18.80
5~9	26.65	27.16	26.44	28.01	30.46	31.50	30.46	27.4	26.16	22.43	18.84	18.95
10~14	23.07	24.96	25.35	26.48	29.86	30.80	31.19	27.7	26.77	22.96	19.81	19.35
15~19	24.24	26.15	27.53	26.56	28.75	27.81	29.44	26.0	24.96	22.13	19.70	19.67
20~24	26.10	27.88	29.78	27.38	27.31	24.83	26.04	23.3	21.97	20.69	18.86	20.13
25~29	27.38	28.81	30.79	28.49	27.72	24.53	25.21	22.4	20.80	20.48	18.70	20.97
30~34	22.70	28.08	27.56	29.00	31.83	30.38	30.33	28.3	26.19	24.88	22.26	21.46
35~39	15.50	20.90	21.74	25.14	31.61	33.60	34.44	33.5	31.59	29.05	25.98	22.58
40~44	14.05	19.55	20.40	24.58	32.77	34.82	37.98	36.6	35.34	31.97	29.05	24.26
45~49	9.37	20.92	22.68	24.89	32.60	32.70	37.95	36.9	35.39	32.87	30.57	25.29
50~54	11.90	22.62	23.37	25.78	31.63	31.43	34.96	35.3	33.11	32.53	30.95	26.15
55~59	9.16	21.38	23.40	27.32	33.16	33.01	36.43	35.7	33.48	33.67	31.45	28.71
60~64	14.32	22.99	24.12	28.00	36.50	35.13	39.60	37.9	36.01	36.06	32.39	32.20
65~69	18.51	24.14	25.04	28.21	36.98	37.92	41.66	41.3	39.34	38.95	34.48	34.50
70-74	17.69	24.63	25.43	28.24	37.14	39.13	42.58	44.7	42.53	41.67	36.94	35.71
75~	15.92	22.53	23.23	25.68	33.74	35.89	38.82	41.8	39.63	38.78	34.48	32.84

Sources: the same as Table 4.

Table 7 Changes in per capita At-home Consumption of Fresh Vegetables by Age Groups in Japan, 1971 to 2011

(kg/year)

age/year	1971	1980	1981	1985-86	1990	1991	1995-96	2000	2001	2010	2011
0~4	39.38	28.54	27.53	23.12	19.29	18.25	17.07	15.58	14.84	14.78	15.83
5~9	50.19	38.77	37.17	31.43	26.77	25.42	23.35	20.96	20.06	20.24	20.70
10~14	60.12	48.07	46.45	41.06	35.37	33.79	31.87	27.04	26.58	27.36	27.31
15~19	64.22	54.12	51.96	48.26	42.15	40.13	40.04	33.04	32.84	33.91	34.15
20~24	67.47	55.63	54.34	51.34	44.47	42.99	44.49	38.33	37.15	36.04	37.13
25~29	68.11	56.49	56.02	53.69	46.48	45.43	48.00	43.33	41.57	39.18	41.42
30~34	67.59	61.82	60.51	57.17	51.21	49.01	50.30	46.50	45.83	43.50	44.77
35~39	69.33	69.45	67.18	63.14	57.36	55.15	54.31	53.04	50.01	47.86	47.61
40~44	73.78	75.89	75.28	73.34	66.58	64.67	62.21	58.45	56.68	52.34	50.50
45~49	81.06	84.68	81.87	82.98	76.92	73.80	72.42	65.56	64.86	57.04	54.43
50~54	87.19	89.80	88.68	89.24	81.80	79.48	79.97	77.25	73.41	62.46	60.12
55~59	90.90	91.20	91.97	94.60	86.17	85.56	87.47	87.27	82.86	69.91	69.37
60~64	90.68	94.49	92.16	97.85	91.36	88.89	90.87	92.77	87.79	78.45	80.64
65~69	84.29	92.04	92.23	100.23	91.06	90.20	91.03	95.26	90.70	83.18	85.96
70~74	75.94	84.49	85.71	94.10	84.50	84.34	85.46	91.07	87.89	83.89	85.72
75~	66.01	75.51	76.93	84.70	75.72	75.85	77.12	82.78	80.71	79.06	80.28

Sources: the same as Table 4.

Table 8 Changes in per capita At-home Consumption of Fresh Fruit by Age Groups in Japan, 1971 to 2011

(kg/year)

age/year	1971	1980	1981	1985-86	1990	1991	1995-96	2000	2001	2005-06	2010	2011
0~4	32.2	23.8	21.4	13.4	6.9	4.7	3.8	1.5	0.9	2.0	2.3	3.5
5~9	40.4	29.1	25.9	17.0	10.8	8.5	5.6	3.1	1.7	2.7	2.5	2.8
10~14	43.8	30.1	28.3	19.4	14.0	12.1	8.1	4.7	3.4	4.0	3.3	2.7
15~19	47.3	30.8	30.1	20.7	15.7	14.9	10.8	6.7	5.5	6.3	5.4	4.2
20~24	49.0	31.2	30.7	22.1	15.9	16.1	13.6	9.9	9.2	9.5	8.3	7.4
25~29	47.7	31.9	31.6	24.7	17.8	18.1	16.6	13.7	13.4	12.9	11.3	11.4
30~34	45.5	40.2	36.1	33.8	26.2	24.4	20.7	18.5	18.2	16.4	13.7	14.2
35~39	46.7	47.3	41.5	39.5	34.6	32.9	26.4	25.0	24.2	19.8	15.9	16.4
40~44	49.8	50.2	46.0	47.0	41.8	39.9	33.3	31.1	30.5	23.6	18.5	18.4
45~49	52.1	55.0	50.5	50.1	48.0	46.8	41.1	35.6	36.7	28.7	22.5	22.0
50~54	55.4	59.7	53.4	53.8	50.8	51.1	47.6	44.6	44.9	35.2	27.9	27.7
55~59	53.3	60.0	54.9	59.3	57.2	55.8	53.5	52.3	54.4	43.8	36.4	35.8
60~64	47.0	59.5	58.1	61.9	61.6	59.6	57.1	58.5	58.6	52.9	50.5	45.4
65~69	42.1	57.5	56.8	60.3	62.4	60.2	60.2	63.0	61.4	56.3	56.1	51.7
70~74	42.0	56.7	56.3	59.7	63.0	60.7	61.7	65.3	62.9	57.9	58.2	55.0
75~	40.4	51.6	51.2	59.6	57.6	55.5	62.5	66.3	63.7	58.7	59.4	56.5

Sources: The same as Table 4.

years of life are crucial in determining adult height (Cole, 2003; Deaton, 2007; etc.), the author suspects that quantity and quality of food consumption during adolescence should be equally decisive.

Glancing over Tables 4-8, which depict secular changes in at-home consumption of various food products by age groups from the early adolescence to the elder, the readers should notice that the Japanese population improved appreciably their food consumption, in respect to intakes of animal proteins, in particular, up to the early 1980s and the older population in their 50s up kept improving in "high-quality animal protein" intakes (Grasgruber et al., 2014, p. 99) to the early 2000s, whereas the younger population, in their adolescence, ceased to improve in their diet after the early 1980s. Consumption of meat continued to increase to the mid-1980s but fish consumption by the young was falling distinctly at the same time. Except for the older cohorts, 50 years of age and older in the mid-1980s, per capita at-home consumption of fresh vegetables has been gradually declining since the early 1970s and adolescents ate half as much vegetables as those in their 50s and 60s in the early 1990s and their vegetable consumption further fell to the one-third level of the older population in the early 2000s. As observed in the previous section, based on FAOSTAT food balance sheets, per capita fruit consumption has been declining steadily since the mid-1970s in Japan. Table 8 demonstrates that the younger cohorts, those in their teens in 1980, reduced their fruit consumption radically in the 1980s and 1990s, to nearly one-tenth level of the older cohorts in the early 2000s.

It looks apparent that Japanese children's food diets prepared at home have deteriorated somehow, if not considerably since the early or mid-1980s. It is no wonder that young adults in Japan ceased to grow in height in the early 1990s. As stated in Introduction, Korean young adults surpassed their Japanese peers, either sex, in height by 3-4 cm in the early 2000s. Have Korean children improved their food diets up to then, unlike their Japanese peers, as observed just above? School lunches were extended to all elementary schools in 1952, and to junior high schools in 1954 and 99% of elementary school students and 82% of junior high school students eat school lunches in Japan, whereas school lunches in Korea were provided to all elementary schools only in 1997, and to junior high schools in 1999 (Yutasai Huang, 2013).

National Nutrition Survey by the Japanese government Ministry of Health and Welfare started to publish intakes of major food and nutrition items by age groups in 1995 and *Korea National Health and Nutrition Examination Survey* (KNHNES) by the Korean government National Center for Health Statistics started to examine major nutritional intakes by broader age groups than Japan for the first time in the 1998 survey, followed by 2001 and 2005 surveys, which are not published in the annual report, as is the case with Japan. Since our major concerns are focused on the period of 1970s through 1990s, these surveys are of little relevance, if not useless.

The Korean government has been conducting national household expenditure surveys after the fashion of Japan's *Family Income and Expenditure Survey* for some time, which are not readily available in the published annual and monthly reports like in Japan. Without the open access to the original household data, we cannot construct the tables pertaining to secular changes in at-home food consumption by age groups in Korea, which should correspond to Tables 4-8, cited above. By the courtesy of Dr. Sanghyo Kim, Korea Rural Economic Institute, the author was furnished with summarized tables of household expenditures on selected major food products classified by age groups of household-head, from 1990 to 2015. Household purchases are expressed in monthly expenditures in current Korean won, neither in quantities, nor with average prices paid, as in the case of Japan's *FIES*, annual reports. The author tried his utmost to derive individual expenditures on major food items by age groups of household members for selected years, by means of the TMI model. The tentative estimates of individual household consumption of major food products by age groups over the period of 1990 to 2010 in Korea are provided in Tables 9 to 12, which may be comparable to Tables 4 to 8, presented above for Japan.

The author has twenty year experience in analyzing Japan's household consumption data classified by HH age groups (Mori and Inaba, 1997) but met with the Korean data only a few months ago. Statistics provided in Tables 9 to 12 for Korea should be viewed with caution, only to feel the general tendencies in at-home food

Table 9 Changes in per capita household expenditures on meat by age groups in S. Korea, 1990 to 2010

(won/month)

age/year	1990-91	1995	age/year	2000	2005	2010
0~9	10740	13751	0~9	12215	6413	7456
10~14	11355	16658	10~14	17248	9701	11437
15~19	9861	15238	15~19	18599	11084	12999
20~24	8734	13338	20~24	17849	10555	11454
25~29	13502	19828	25~29	21488	13038	13439
30~34	16237	24630	30~34	25700	15024	15797
35~39	21001	31760	35~39	29981	17534	18675
40~44	24089	36744	40~44	31824	20002	21562
45~49	25147	36424	45~49	31135	20985	22997
50~54	25723	36913	50~54	32170	21467	22315
55~59	27175	37947	55~59	32398	22495	22462
60~64	27601	38717	60~64	32576	22933	21745
65~	23408	35933	65~69	30435	21015	19517
			70~74	27565	18885	17534
			75~	22971	15667	14525

Sources: derived from household survey by HH age by the author, using TMI model.
Notes: meat includes processed meat; expenditures in 2010 constant won..

Table10 Changes in per capita household expenditures on fish by age groups in S. Korea, 1990 to 2010

(won/month)

age/year	1990	1995	age/year	2000	2005	2010
0~9	5561	6970	0~9	4649	3741	1024
10~14	6647	8629	10~14	5565	4752	1451
15~19	5937	8770	15~19	6046	5794	2159
20~24	5855	9185	20~24	6811	6928	3211
25~29	9338	14185	25~29	8865	10336	5020
30~34	12688	18185	30~34	11332	12604	7256
35~39	16712	23102	35~39	14138	14491	9415
40~44	19344	25727	40~44	16013	17004	11055
45~49	20067	28756	45~49	17911	19599	13491
50~54	22436	31243	50~54	20664	22400	16582
55~59	23522	32701	55~59	21850	25201	19417
60~64	25167	33934	60~64	22056	25063	20495
65~	22544	27973	65~69	21817	22767	18884
			70~74	21875	22463	18668
			75~	19930	20385	16918

Sources: the same as Table 9.
Notes: the same as Table 9.

Table 11 Changes in per capita household expenditures on fresh vegetables by age groups in S. Korea, 1990 to 2010

(won/month)

age/year	1990	1995	age/year	2000	2005	2010
0~9	18615	11769	0~9	7399	4191	2350
10~14	18881	14238	10~14	9359	5623	3331
15~19	17630	12538	15~19	9642	6327	4006
20~24	16253	12634	20~24	10124	7316	4865
25~29	19629	17721	25~29	12364	10332	6203
30~34	22111	21371	30~34	14306	12442	8293
35~39	26633	26825	35~39	17402	14992	10850
40~44	31060	30515	40~44	19879	18030	13125
45~49	34457	32299	45~49	22051	20846	15806
50~54	34005	34162	50~54	23665	23457	18565
55~59	34862	38438	55~59	25405	25937	21620
60~64	37745	38313	60~64	25702	26677	23861
65~	33168	33774	65~69	24522	25383	23939
			70~74	24452	25237	23970
			75~	24505	25234	23994

Sources: the same as Table 9.
Notes: expenditures in 2010 constant won.

Table 12 Changes in per capita household expenditures on fresh fruit by age groups in S. Korea, 1990 to 2010

(won/month)

age/year	1990	1995	age/year	2000	2005	2010
0~9	9177	8193	0~9	8573	6373	7003
10~14	9239	8491	10~14	9521	5898	6758
15~19	8534	8331	15~19	9249	5819	6544
20~24	8506	8706	20~24	9454	6202	6307
25~29	10235	11059	25~29	11345	8697	8272
30~34	10890	12334	30~34	12274	10160	10590
35~39	12976	14711	35~39	14251	10781	12329
40~44	14787	15961	40~44	15720	11584	13369
45~49	15332	16968	45~49	16365	12880	15045
50~54	16168	18459	50~54	17371	13981	16019
55~59	17910	18253	55~59	18086	14970	16471
60~64	20205	17544	60~64	18577	15203	15564
65~	18395	16783	65~69	17927	13937	13727
			70~74	17925	13728	13475
			75~	17957	13656	13382

Sources: the same as Table 9.
Notes: the same as Table 11.

consumption between the age groups in Korea, regrettably only after the year 1990. The Korean household data classified by HH age groups are likely to have some biases in under recording household expenditures by the younger households, headed by those in their twenties, in particular. Unlike the Japan's annual reports, which exclude single-person households, one person-households may be contained in the Korean data. The TMI model, which is based on the assumption that all households are composed of two persons or more, may lead to under-biases in estimating per capita consumption particularly by the young in Korea.

As is the case with household food consumption in Japan, the young in Korea consume on a per capita expenditure basis appreciably less vegetables and fruit than those in their 50s to 60s, although the differences are considerably less than in Japan. In Japan, for example, those in adolescence, from 10 to 19 years of age, consumed on average 40 kg of vegetables and 15 kg of fruit in 1990-91, as compared to some 85kg of vegetables and 55 kg of fruit, respectively, by those in their 50s to 60s. Adolescents reduced their consumption of vegetables and fruit to 30 kg and 5~6 kg, respectively in 2000-01, whereas those older cohorts kept their consumption of vegetables and fruit nearly at the previous levels over the same period. On the other hand, in Korea, the adolescents spent in terms of monthly expenditures in 2010 constant prices 18,000 and 8,900 won on vegetables and fruit, respectively, in 1990, as compared to 34,000 and 18, 000 won, respectively by those in their 50s to 60s in the same year. The Korean adolescents reduced their expenditures on vegetables to 9,500 won in 2000 but slightly increased their fruit expenditures to 9,500 won, as compared to 25,000 and 18,000 won, respectively by those in the older age groups in the same year. In a word, the Korean adolescents did not reduce fruit consumption, as their Japanese peers have done since the mid-1970s or the early 1980s.

Another Perspective: Period versus Cohort Issue

One year olds in 1965, for example grew to 11 year olds in 1975 and in turn 20 year olds in 1984. When we examine one's growth pattern in height by age over time, it may be more realistic to follow the same birth cohorts as they age over the years, instead of comparing different ages, say one to ten and in turn twenty year olds at a given time, say in 1985. In the preceding articles (Mori, 2016; 2017; Cole and Mori, 2017; etc.) to compare the growth patterns of children's height between the two counties, Japan and South Korea, we ignored taking this cohort view into consideration. Strictly due to the lack of data, i.e., observations of only 5 years of 1965, 1975, 1984, 1997, and 2005 being available on the Korean side, a cohort approach (Mori, Inaba, and Dyck, 2016; Mori, 2017, pp.23-4) is not feasible in practice. We have to, therefore, to give up on applying comprehensive cohort approaches to the current case of comparing growth patterns of child height between Japan and South Korea over the period of 1965 to 2005.

One year olds and 10 year olds in 1965 aged to 11 and 20 year olds, respectively in 1975, for example. Boys of the first birth cohort in Japan and South Korea grew in height from 79.5 and 74.8 cm to 141.1 and 136.0 cm by 61.6 and 61.2 cm, almost the same magnitude from 1965 to 1975, whereas boys of the second cohort grew from 133.2 and 128.3 cm to 167.3 and 168.7 cm by 34.1 and 40.4 cm, respectively over the same period, i.e., the teenage Korean boys substantially faster than their Japanese peers. Boys of one year old and 10 year old in 1975 aged to 10 and 19 year olds, respectively in 1984. Boys of the third cohort in Japan and South Korea grew from 80.3 and 75.8 cm to 136.9 and 135.2 by 56.6 and 59.4 cm, respectively and boys of the forth cohort grew from 136.5 and 131.9 cm to 170.5 and 169.9 cm by 34.0 and 38.0 cm, respectively over the same period, with the Japanese boys of either cohort surpassed appreciably by their Korean peers in growth speed (refer to Tables 5-6, Mori, 2017, pp.25).

Take another visual example. One year olds and 7 year olds in 1984 aged to 14 and 20 year olds in 1997. The boys of the fifth cohort in Japan and South Korea grew from 80.5 and 77.8 cm to 164.2 and 162.7 cm by 83.7 and 84.9 cm, respectively and boys of the sixth cohort grew from 120.8 and 120.4 cm to 170.9 and 173.4 cm by 50.1 and 53.0 cm, respectively over the same period, with the Japanese of sixth cohort surpassed by the their Korean peers by a few centimeters in growth (ibid.).

To sum up, the Korean boys grew faster than the Japanese boys in the late childhood from 10 to 20 years

of age over the period from the mid-1960s to the mid-1970s, whereas they grew much faster than the latter during the entire childhood in the next decade from the mid-1970s to the mid-1980s. From the mid-1980s to the mid-1990s, the Korean boys grew faster than their Japanese peers only during the late childhood of their teens. Further empirical investigations are needed to identify how these differences by cohort between the two nations have come about.

Brief Concluding Remarks

It seems not easy to summarize the differences in growth patterns of child height over the period from the mid-1960s to the mid-2000 between Japan and South Korea, the two neighboring North-East Asian countries. By quick, visual inspections, both Japanese and Koreans grew remarkably taller in height in the post-war era and they were the same in height at the ages of maturity, boys at 20 and girls at 18 in the mid-1970s through the mid-1980s but Japanese ceased to grow in height in the early 1990s, whereas Koreans kept growing and as a consequence were 2 cm taller in the mid-1990s and 3 cm taller in the mid-2000s than Japanese of either sex. When we examine the growth-patterns from infancy to the early and late adolescence in the two countries, we have noticed a couple of distinct differences: particularly in growth speed after the mid-adolescence, i.e., Koreans grew distinctly faster than Japanese during their adolescence over the period in question. The pertinent questions to be raised may include whether these differences should originate from the ethnic traits, if any, and/or the environmental circumstances, particularly nutritional intakes by the subjects under consideration.

The Korean adolescents did not eat more meat and fish than their Japanese peers and particularly their milk consumption was considerably less than in Japan in the 1980s and 1990s, as observed in the preceding sections. The Koreans, however, ate a lot more rice with kimchi and their fruit consumption soared, while the young in Japan drastically decreased their fruit consumption since the early 1980s. “The supply of inputs to health” (Steckel, 1995) should have been somehow inadequate for the growing young children in Japan, since the mid-1980s. As the author casually observes in the university students cafeterias, the young people in present day Japan do not take much vegetables and virtually no fruit, either fresh or juice. The readers may share the view with the author by glancing over *Wakamonotachi no Shokutaku* (*Dinner Table of the Young*) which portrays what the Japanese young eat by numerous snapshots of their every meals from breakfast to supper how inadequate their inputs to health look to be in present day Japan (N. Toyama, T. Hasegawa, and K.Sato, 2017).

References

Amos, Jonathan (2016) "Dutch men revealed as world's tallest," Science & Environment, *BBC*, 26 July.

Baten, Joerg (2009) "Protein supply and nutritional status in nineteenth century Bavaria, Prussia and France, *Economics and Human Biology*, 7, 165-80.

Baten, J. and M. Blum (2014) "Why are you tall while others are short? Agricultural production and other proximate determinants of global heights, " *European Review of Economic History*, 18, 144-65.

Beer, Hans de (2012) "Dairy products and physical statue: A systematic review and meta-analysis of controlled trials," *Economics and Human Biology*, 10, 299-309.

Cole, D.J. (2003) " The secular trend in human physical growth: a biological view," *Economics and Human Biology*, 1, 161-168.

Cole, Tim and Hiroshi Mori (2017) “Fifty years of child height and weight in Japan and South Korea: Contrasting secular trend patterns analyzed by SITAR”, *American Journal of Human Biology*; e23054, 1-13.

Deaton, Angus (2007) "Height, Health, and Development," PNAS, vol. 104, no. 33, 13232-13237.

FAO of the United Nations. FAOSTAT, Food Balance Sheets, by country and year, on line.

Grasgruber, P., J. Cacek, T. Kalina, and M. Sebera (2014) “The Role of Nutrition and Genetics as Key Determinants of the Positive Height Trend,” *Economics and Human Biology*, 15, 81-100.

Grasgruber, P., M. Sebera, E. Hrazdira, J. Cacek, and T. Kalina (2016) “Major correlates of male height: A study of 105 countries,” *Economics and Human Biology*, 21, 172-195.

Hatton, T. J. and B. E. Bray (2010) "Long run trends in the heights of European men, 19th-20th centuries," *Economics and Human Biology* 8, 405-413.

Hatton, Timothy J. (2013) "How have Europeans grown so tall?" *Oxford Economic Papers* (Advance Access published September 1), Oxford University Press, 1-24.

Huang, Yutsai (2013) "Introduction of School Lunch Program in Japan and Korea," *FFTC Agricultural Policy Articles*, downloaded from<http://ap.fftc.agent.org/ap_db.php?id=138>.

Japanese Government. Ministry of Education, *National School Health Statistical Survey*, various issues, Tokyo.

———Ministry of Health, Labor and Welfare. *National Nutrition Survey in Japan*, various issues, Tokyo.

———Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (1995). *White Paper on Agriculture-1994*, Tokyo.

———MAFF, Meat and Eggs Division, Dispersion of Beef, Pork, and Chicken by End Uses, various years, Tokyo.

———Ministry of General Affairs, Bureau of Statistics. *Annual Report of Family Income and Expenditure Survey*, various issues, Tokyo.

Kim, Ji-Yeong, Choi, J-M, Jin-Soo Moon, S-H. Shin et al. (2008) “Anthropometric Changes in Children and Adolescents from 1965 to 2005 in Korea,” *American Journalof Physical Anthropology*, 136, 230-236.

Kim, E-K, A-W Ha, E-O Choi, and S-Y Ju (2016) “Analysis of Kimchi, vegetables and fruit consumption trends among Korean adults: data from *the Korean Health and Nutrition Examination Survey* (1998-2012), *Nutrition Research and Practice*, 10(2), 188-197.

Kim, Sanghyo (2017) Research Fellow, The Korea Rural Economic Institute, Naju, Jeollanam-do, Republic of Korea (personal correspondence).

Kim, Yoon Shin (1982) "Growth status of Korean schoolchildren in Japan," *Annals of Human Biology*, Vol.9, No.5, 453-458.

Kobayashi, Shigenori (2006) "The trend of vegetable demand by intended purposes and the main issues of domestic production," *Journal of Agricultural Policy Research*, 11, 1-27 (in Japanese).

Lee H-S, K.J. Duffey, and B.M. Popkin (2012) “South Korea’s entry to the global food economy: shifts in consumption of food between 1998 and 2009,”*Asia Pac J Clin Nutr*, 21(4), 618-629.

Li, J-J, Z-W Huang et al. (2012) “Fruit and vegetable intake and bone mass in Chinese adolescents, young and postmenopausal women,” *Public Health Nutrition*: 16(1), 78-86.

Mamidi, R.S., H.Rajkumar, K.V. Radhakrishna, and J.J. Babu (2016) "Secular Trends in Heights and Weights in Boys and Girls Over 3 Decades in Rural India," *Food and Nutrition Bulletin*, Vol. 37(3) 425-438.

Martinez-Carrion, J. M. and J. Canabate-Cabezuelos(2016) "Poverty and Rural Height Penalty in Inland Spain during the Nutrition Transition," *Munich Personal RePEc Archive*, No. 74356, 1-33.

McGartland, C.P., P.J.Robson et al. (2004) “Fruit and Vegetable Consumption and Bone Mineral Density: Northern Ireland Young Hearts Project,” *Am J Clin Nutr*, 80, 1019-23.

Mori, H. and T. Inaba (1997) "Estimating Individual Fresh Fruit Consumption by Age from Household Data, 1979 to 1994," *Journal of Rural Economics*, 69(3), 175-85.

Mori, H., D.L. Clason, K. Ishibashi, Wm. D. Gorman, and J. Dyck (2009) *Declining Orange Consumption in Japan—Generational Changes or Something Else?* Economic Research Report, #71, USDA, ERS, pp. 23.

Mori, H. and H. Stewart (2011) "Cohort Analysis: Ability to Predict Future Consumption ― The Cases of Fresh Fruit in Japan and Rice in Korea," *Annual Bulletin of Social Science*, No. 45, Senshu University, 153-173.

Mori, Hiroshi (2016) “Secular Changes in Body Height and Weight of Population in Japan since the End of WW II in Comparison with South Korea,” *The Monthly Bulletin of Social Science*, No.636, Senshu University, June, 13-25.

———(2016) “Changes in Food Consumption and Secular Changes in Stature in Japan―Comparison with S. Korea," *Economic Bulletin of Senshu University*, Vol. 51, No. 1, Senshu University, July, 113-127 (in Japanese).

———(2017) “Stature: Key Determinants of Positive Height Trend―The Cases of Japan and South Korea," *The Monthly Bulletin of Social Science*, No. 644, Senshu University, February, 21-40.

Mori, H., T. Inaba, and J. Dyck (2016) "Accounting for structural changes in demand for foods in the presence of age and cohort effects: the case of fresh fish in Japan," *Evolut Inst Econ Rev*, published on line: 19 September 2016.

Nakamura, M., M. Sugiura et al. (2016) "Serum β-carotene derived from Satsuma mandarin and brachial-ankle pulse wave velocity: The Mikkabi cohort study," *Nutrition, Metabolism & Cardiovascular Diseases*, 26, 808-814.

Nakamura, Takashi (1986) "Bayesian Cohort Model for General Cohort Tables," *Annals of the Institute of Statistical Mathematics*, 38, 353-370.

Prynne, C.J., G.D. Mishra et al.(2006) “Fruit and Vegetable Intakes and Bone Mineral Statues: A Cross Sectional Study in 5 Age and Sex Cohorts, "*Am. J. Clin. Nutr*., 83, 1420-1428.

Republic of Korea government. National Center for Health Statistics, *Korea National Health and Nutrition Examination Survey*, various issues.

——— *Household Expenditure Survey*, various issues.

Rona, Roberto J.(2000) REVIEW "The Impact of the environment on height in Europe: conceptual and theoretical considerations," ANNALS OF HUMAN BIOLOGY, 27(2), 111-126.

Roser, Max (2017) *Human Height*, published on line at OurWorldData. org.

Steckel, Richard H.(1995) "Statue and the Standard of Living," *Journal of Economic Literature*, XXXIII, 1903-1940.

Sugiura, M., M. Nakamura, K. Ogawa, Y. Ikoma, F, Ando, and M. Yano (2008) “Bone mineral density in post-menopausal female subjects is associated with serum antioxidant carotenoids,” *Osteoporosis International*,19-2, 211-219.

Sugiura, M., M. Nakamura, K. Ogawa, Y. Ikoma, and M. Yano (2012) “High Serum Carotenoids Associated with Lower Risk for Bone Loss and Osteoporosis in Post-Menopausal Japanese Female Subjects: Prospective Cohort Study,” PLOS ONE, December, 7(12), 1-9.

———(2015) “High serum carotenoids associated with lower risk for the metabolic syndrome and its components among Japanese subjects: Mikkabi prospective cohort study, *British Journal of Nutrition*, 114, 1674-1682.

Tanaka, M., H. Mori, and T. Inaba (2004) "Re-estimating per capita Individual Consumption by Age from Household Data," *Japanese Journal of Rural Economics*, 6, 20-30.

Toyama, N., T. Hasegawa, and K. Sato (2017) Wakamonotachi no Sokutaku (dinner tables of the young), Kyoto, Nakanishiya Press (in Japanese).

Vatanparast, H., A. Baxter-Jones, R.A. Faulkner, D.A. Bailey, and S.J. Whiting (2005) “Positive effect of vegetable and fruit consumption and calcium intake on bone mineral accrual in boys during growth from childhood to adolescence: The University of Saskatchewan Pediatric Bone Mineral Accrual Study,”*Am J Clin Nutr*, 82, 700-706.

Whiting S., H. Vatanparast et al. (2004) "Factors that Affect Bone Mineral Accrual in the Adolescent Growth Spurt," *J. Nutr*, 134(3), 696S-700S.

World Bank. *National Accounts Data*, downloaded from internet.

Acknowledgements

Dr. Kim Sanghyo, Korea Rural Economic Institute, prepared the raw data of Korean household expenditure surveys, 1990 through 2015, from which the author derived individual at-home expenditures on selected food groups by age groups. This substantial contribution is greatly appreciated. The author is responsible for any possible errors or mistakes in the estimates provided in Tables 9-12.

Sincere thanks go to Mr. John Dyck, formerly at ERS/USDA for his comments and through editing.

Appendix Table 1 Chnages in average height of male students by age in Japan in pre-war years, 1900 to 1939

year \ age	6 y.o.	7	8	9	10	11	12	13
1900	107.0	110.9	116.1	120.0	123.9	127.9	133.9	140.0
1901	107.0	111.2	116.1	120.3	125.2	128.8	133.6	138.3
1902	107.0	111.5	116.1	120.6	124.5	129.1	133.6	139.1
1903	107.0	111.5	115.5	120.3	125.2	128.8	133.9	139.4
1904	106.7	110.6	115.2	119.7	124.5	127.9	133.3	139.7
1905	106.4	110.9	115.2	120.0	124.5	128.5	133.6	139.4
1906	106.4	110.9	115.4	120.0	124.8	128.8	133.9	140.0
1907	106.4	110.3	115.2	120.0	124.5	128.5	133.3	139.7
1908	106.7	111.2	116.1	120.3	124.2	128.5	133.6	139.4
1909	106.7	111.2	115.8	120.0	124.5	128.5	133.6	139.1
1910	107.0	111.2	115.8	120.3	124.5	128.5	133.6	139.1
1911	106.7	111.5	116.1	120.6	124.8	128.8	134.2	139.7
1912	107.0	111.2	116.4	120.6	125.2	129.4	134.2	140.0
1913	106.7	111.2	116.1	120.3	125.2	129.1	133.9	140.0
1914	106.7	111.2	115.8	120.6	125.2	129.1	134.2	139.7
1915	107.0	111.5	116.1	120.6	125.2	129.1	134.2	139.7
1916	107.0	111.5	116.1	120.6	124.8	129.4	134.5	140.0
1917	107.0	111.8	116.4	121.2	125.2	129.7	134.5	140.6
1918	107.0	111.5	116.4	120.9	125.5	129.7	134.8	141.2
1919	107.0	111.5	116.4	120.9	125.2	129.7	134.8	140.6
1920	107.0	112.1	116.4	120.9	125.5	129.4	134.8	140.6
(1921)	107.2	112.1	116.6	121.2	125.7	129.7	135.0	140.8
1922	107.3	112.1	116.7	121.5	125.8	130.0	135.2	140.9
1923	107.3	112.1	117.0	121.5	126.1	130.3	136.1	141.8
1924	107.3	112.1	117.0	121.8	126.1	130.3	135.5	142.4
1925	107.6	112.1	117.3	121.8	126.4	130.3	135.8	142.1
1926	107.5	112.3	117.3	122.1	126.1	130.7	136.4	143.0
1927	108.0	112.8	117.8	122.4	126.8	131.1	136.8	143.4
1928	108.1	113.1	117.8	122.5	126.8	131.1	136.7	143.3
1929	108.1	113.1	117.9	122.5	127.0	131.2	136.9	143.2
1930	108.1	113.2	118.0	122.6	127.0	131.4	137.1	143.3
1931	108.3	113.4	118.2	122.8	127.2	131.6	137.3	143.6
1932	108.5	113.5	118.3	123.0	127.4	131.8	137.5	143.8
1933	108.7	113.7	118.5	123.1	127.6	131.6	137.8	144.0
1934	108.8	113.9	118.8	123.3	127.6	132.2	138.2	144.7
1935	108.9	114.0	118.9	123.5	127.9	132.3	138.2	144.7
1936	109.0	114.0	119.0	123.7	128.2	132.5	138.2	144.8
1937	108.8	114.2	119.1	123.6	128.2	132.8	137.7	143.9
1938	108.3	114.2	119.1	124.1	128.3	133.0	137.4	144.7
1939	109.1	113.9	119.3	125.0	128.2	132.9	137.8	144.0

Sources: Ministry of Education, *School Health Examination Surveys*, 1965, Time Series Data on the internet.
Note: the data for 1921were created by averaging 1920 and 1922 by the author.

(cm)

14	15	16	17	18	19	20	21
147.0	152.1	156.1	157.9	160.0	160.0	160.9	160.0
146.7	152.4	157.0	159.1	159.7	160.0	160.0	160.6
145.5	151.8	156.4	158.2	159.4	160.3	160.6	160.6
146.7	152.1	156.4	158.2	159.7	160.3	160.9	160.6
147.9	152.4	157.0	158.5	159.7	160.3	160.9	160.9
146.4	152.4	157.0	159.1	160.0	160.6	161.1	160.9
146.7	152.7	156.7	159.1	160.3	161.5	160.9	161.5
146.7	153.0	156.4	158.8	160.0	160.6	160.6	161.2
146.1	152.4	157.3	159.1	159.7	160.6	160.6	160.9
146.7	153.0	157.0	159.4	160.0	160.9	161.2	161.2
146.4	152.7	157.3	159.1	160.0	160.9	161.5	161.2
146.7	153.0	157.0	159.4	160.3	160.9	161.5	161.8
147.3	153.3	157.6	159.4	160.6	161.2	161.5	161.8
147.3	153.6	157.6	159.4	160.6	161.2	161.2	161.8
146.7	153.3	157.9	159.7	160.6	161.2	161.2	161.8
147.0	153.6	157.9	159.7	160.9	161.2	161.5	161.8
147.3	153.9	158.2	160.0	160.9	161.5	161.8	162.7
147.6	154.5	158.5	160.0	160.9	161.2	161.8	162.7
148.2	153.9	158.5	160.0	160.9	161.8	161.9	162.1
147.9	154.2	157.9	160.0	160.9	161.8	162.1	162.1
148.2	154.2	158.2	160.0	161.2	161.8	162.4	162.4
148.5	154.4	158.4	160.2	161.4	162.0	162.6	162.6
148.8	154.5	158.5	160.3	161.5	162.1	162.7	162.7
148.8	154.8	158.2	160.6	161.2	162.1	163.0	162.7
149.4	155.2	158.8	160.3	161.5	162.1	162.4	162.7
149.7	155.2	158.8	160.6	161.5	161.8	162.4	162.4
149.8	155.5	159.0	160.6	161.6	162.1	162.7	162.8
150.1	155.5	158.4	160.7	161.4	162.5	162.7	163.2
150.2	155.5	159.3	160.8	161.8	162.5	162.9	163.0
150.6	157.0	159.6	161.1	162.1	162.7	163.0	163.1
150.7	156.2	159.5	161.0	161.8	162.3	162.5	163.0
151.1	156.6	159.9	161.3	162.5	163.2	163.3	163.4
151.3	156.8	160.1	161.7	162.6	163.2	163.4	163.3
151.8	156.0	160.3	161.7	162.7	162.8	163.6	163.7
152.2	157.5	160.6	162.1	162.9	163.4	163.7	164.0
152.4	157.6	160.6	161.8	162.9	163.4	163.9	164.1
152.6	157.9	160.7	162.0	163.2	163.6	164.1	164.1
152.0	157.2	160.1	161.0	161.8	162.6	163.7	164.0
151.8	158.2	160.4	162.3	163.5	163.6	164.3	164.4
152.1	158.1	160.9	162.5	163.8	164.3	164.5	164.7

Appendix Table 2 Secular Trends in Height over 3 Deacades in Rural India, Selected States

(mean in cm)

Period	Age	Andhra Pradesh	Gujarat	Karnataka	Kerala	Mahara-shtra	Orissa	Namil Nadu
1975-79	15+	149.7	149.1	152.5	147.2	152.3	146.8	147.6
	18+	160.6	161.1	163.0	160.5	159.9	160.6	160.2
2011-12	15+	157.3	157.4	155.0	163.2	157.3	147.3	156.8
	18+	164.6	164.9	165.2	167.9	165.5	161.3	167.5

Sources: R.S. Mamidi et al., "Secular Trends in Height in Rural India," p. 428.

Appendix Table 3 Changes in per capita Net Supply of Selected Food Products, UK and Netherlands

(kg/year)

		Netherlands	UK
meat_fish	1970	83.1	107.3
	1990	102.7	97.9
	2000	130.3	102.5
	2010	113.1	106.5
milk	1970	321.5	231.7
	1990	314.8	232.3
	2000	353.2	220.6
	2010	340.5	240.8
vegetable	1970	89.4	75.5
	1990	75.1	88.2
	2000	98.0	87.1
	2010	78.4	92.8
fruit	1970	91.1	61.0
	1990	137.1	76.1
	2000	121.0	83.4
	2010	116.1	123.1

Sources:FAOSTAT, Food Balance Sheets.

Appendix Table 4 Changes in per capita At-home Consumption of Mandarins by Age Groups in Japan, 1971 to 2011

(kg/year)

age (y.o.)	1971	1979	1980	1981	1985	1990	1995	2000	2001	2005	2010	2011
0-4	11.43	10.04	8.46	6.47	3.78	0.86	1.67	0.49	0.78	0.38	0.12	0.50
5-9	14.41	11.32	9.37	7.81	4.44	1.13	1.86	0.62	1.00	0.63	0.18	0.56
10-14	15.88	11.80	9.07	8.68	4.70	1.64	1.77	0.68	1.17	0.86	0.39	0.58
15-19	17.31	12.46	9.31	9.23	4.82	2.26	1.79	0.87	1.34	0.96	0.74	0.64
20-24	18.06	12.79	9.54	9.05	4.85	2.69	2.02	1.30	1.55	1.01	1.16	0.81
25-29	17.57	12.95	9.60	9.00	5.09	3.27	2.25	1.80	1.81	1.20	1.53	1.13
30-34	16.65	14.61	11.68	10.82	8.82	6.55	2.83	2.46	2.42	2.74	1.79	1.57
35-39	17.10	19.41	19.66	14.72	9.74	10.12	3.18	4.38	4.55	3.45	2.16	2.01
40-44	18.45	21.18	19.39	16.57	13.96	11.10	8.13	6.98	5.86	4.21	2.68	2.40
45-49	19.25	22.39	20.37	17.80	14.52	12.26	8.36	7.51	8.19	4.69	3.37	2.78
50-54	20.75	23.25	21.24	18.24	14.59	12.70	9.12	8.61	8.92	7.34	4.18	3.47
55-59	19.87	23.01	20.52	17.85	15.57	14.03	11.72	9.59	11.95	8.45	5.23	4.64
60-64	17.17	22.47	20.51	18.67	16.51	14.60	12.11	11.62	12.52	9.23	6.86	6.78
65-69	15.22	22.29	20.54	17.69	16.26	13.91	12.63	12.36	12.61	9.92	8.93	8.31
70-74	15.19	22.27	20.59	17.31	16.13	13.63	12.86	12.73	12.65	10.44	9.70	8.66
75-	14.65	21.27	19.67	16.43	15.31	12.90	12.34	12.26	12.08	10.16	9.59	7.99

Sources: derived from *FIES* data classified bt HH age by the author.
Notes: estimates for the young age groups, 0 to 9 after the mid-1990s are not statistically different from zero.

＜研究ノート＞

「占拠」という形態をとる社会運動についての理論的一考察

桑野　弘隆

はじめに　占拠運動、再び

2011 年、スペインの「15-M」、あるいは合衆国の「ウオール街を占拠せよ」（以下、OWS）に共振して、占拠運動が世界規模で出現した。これらの運動は、占拠という社会運動形態を改めて問う契機となったように思われる。大衆は都市の中心部にある空間を占拠した。また、これらの社会運動が、賃金労働者を担い手とする工場占拠闘争というよりも、金融システムを始めとする「コモンズ」を戦略的目標とし、極めて広範囲の大衆を結集しようとする闘争であったことは記憶されてよい。ところで、二〇世紀型の革命闘争は、かえりみれば工場労働者と一般兵士を主要な担い手とし、工場や兵営などで勃発した局所的な占拠諸運動を、党や組合を媒介にして統合することによって、革命運動を国家の中枢にまで食い込ませようとするものであった。またその運動の中心的賭金は、まずもって労働諸条件であった。しかし、その経済的条件闘争は、国家や資本による命令系統を拒絶し、直接労働者と一般兵士が組織の意思決定に直接に関与するという直接民主主義的・自律的運動へと発展した。

たいして、二一世紀初頭に現れた革命的占拠運動は、党や組合などの媒介に頼ることなく、突如として都市の中枢に出現したかにも見える。そして、その戦略的目標の一つは、金融システムという一つの「コモンズ」を我有し、負債をつうじて大衆を収奪している金融資本に抗うことにあった。

新たなグローバルな諸運動は、古くて新しい理論諸問題を提起している。古い問題とは、社会の根本的変革を求めるあらゆる運動がコミューンをその担い手とし、またその運動が必然的に占拠運動の形態をとるのはなぜかというものだ――そしてまた、占拠とはいかなる実践的・理論的意味をもつのだろうか。また、新しい問題とは、担い手と戦略目標の移行にともなって、二一世紀型の革命運動の性質はどのようなものとなるのかというものだ。

本論は、マルクス主義理論の近傍に位置しながら、OWS にたいしてもユニークな理論的分析を提供している、デヴィッド・グレーバーとデヴィッド・ハーヴェイという二人の理論家を援用しながら、これら二つの問題を解き明かそうとするものである。グレーバーとハーヴェイは、合衆国の理論的情況において、場合によってはマルクス主義理論を批判しながらも、マルクス主義理論が取り組んできた諸問題にたいしてラディカルな視圏を提供している点で注目に値する。

第 1 節　占拠運動とはなにか――それは直接民主主義を可能とする空間を創設することである

あらゆる革命運動はコミューンをその担い手とし、またその運動が必然的に占拠運動の形態をとるのはなぜだろうか。それは、革命運動が、国家による垂直的支配、そして資本による労働にたいする支配を揚棄し、大衆自らによる民主主義的意志決定と自主管理を打ち立てようとするものであるからだ。革命とは、国家と資本による支配に代わって、民主主義の原理である大衆による自己統治を押し進めることであり、その自治空間を確保し拡大していくことである。これが占拠運動の意義である。

ところで資本制生産諸関係は、資本による賃労働の「搾取」という形態をおびるが、この搾取の関係を経済的関係のみならず、権力的関係としても捉え直す必要がある。資本は賃労働者をたんに「ピンハネ」しているだけではない。搾取の関係は、すなわち支配と服従関係でもある。

たとえば、アルフレート・ゾーン＝レーテルは、資本制における精神労働と肉体労働との特殊な「分業」関係が、支配と服従の関係であることを論証した。なお精神労働と肉体労働の分業という概念については、根本的な誤解を招きやすいので説明しておきたい。この「分業」は、頭脳をつかってディスクワークする者たちと肉体を使って現場労働する者たちとの分業に完全に一致するわけではない。それは、命令を下す者と命令を実行する者との「分業」、すなわち指揮命令の問題なのであって、まずはその権力関係が問われなければならない。ゾーン＝レーテルは、テイラー主義を分析し、そこでは労働者から決定の権限が取り上げられていること、そして、経営を指導し、計画し、決定する新たな簒奪者的官僚階級が現れると述べている。

すなわち、資本制労働過程においては、直接生産者たちは、生産性を向上させるための「提言」を除けば、自らの労働にたいして自己決定権をもちえない。労働過程における民主主義というものは、ほとんどないか、あるいは最小限に縮減される。何を作るのか、何をしてはならないかを、労働者たちが決めることはほとんど不可能であり、資本の論理の担い手たちの命令に服することになる。

したがって、搾取に抗う運動は、経済闘争――賃金と労働諸条件をめぐる条件闘争――のみならず、資本の指揮命令にたいする闘争とならざるをえない。この場合、革命的プロレタリアートとは、資本によるあらゆる命令を拒否する者たち、資本の論理と命令から自由な生産過程を組織しようとする者たちの謂いとなる。この場合、資本の命令を廃絶し、直接労働者による生産の自主管理・自己決定を確保することが戦略目標となる。労働者たちが生産の自律的主体になろうとする運動は、必然的に、直接生産者による生産過程の占拠にならざるをえない。端的にいって、それ以外に資本の命令を駆逐する方法がないからであり、資本の命令と資本の論理――それは利潤の獲得を至上命題とする――を廃絶しなければ、社会的必要性・環境負荷などを考慮に入れた持続可能な生産活動が不可能であるからである。

こんにちにおいても民主主義の価値というものは称揚されて続けている。しかしながら、果たしてわれわれは民主主義的な生活を送れているのかどうかは問うてみる価値がある。たとえば、選挙を通じて自分たちの政治的指導者を選ぶことは、民主主義の一要素ではあるが、しかし、その社会が民主主義的社会であることを保証するとは限らない。選挙を通じて政治的指導者を選べるにもかかわらず、抑圧的な国家はい

くらでもあるからだ。われわれは、次のように問いの立て方を変える必要があろう。政治的意思決定にたいし人々はどれほど関与することができているのだろうか。また、人々が日々生きている諸組織のなかで、民主主義的意思決定の要素がどれほどあるのだろうか。

ところが、多くの社会的組織が、官僚機構と軍の組織論理形態を帯びているのも事実である。官僚制を近代化の宿痾と捉えたマックス・ウェーバーの「予言」は的中しつつあるかのようだ。官僚機構と軍ほど、民主主義から遠い組織もない。そして、こんにちにおいて、個別資本は、ますます官僚制組織形態を取るようになっている。「資本における官僚」たちは、資本の論理の担い手となり、資本の命令を体現する者たちである。企業組織は、ますます資本の命令を体現する者たち、そしてその命令に異を唱えることなく、忠実に実行に移す者たちへと分化しつつあり、両者のあいだの隔壁は大きくなっている。

ところが資本制における権力関係は、職階制に特有の「分業」というイデオロギーを帯びているので、それは権力として意識されにくい。さらに、グローバルな資本間競争が激化していくなかで、「ワンマン」型の経営形態が、意思決定の速さによって称揚される傾向があり、企業のなかから民主主義的要素が駆逐されつつある。国家を媒介にした、資本と労働組合とのあいだの協調的交渉を通じて経営をすすめていた二〇世紀型の（ネオ）コーポラティズムの時代からは隔世の感がある。

このように、資本による直接労働者にたいする「専制」が極まるのと相まって、政治的生活においても「独裁」が進んでいる。民主主義が多数決の論理へと縮減されてしまうと、民主主義は選挙による「白紙委任状」へと変質してしまう。先進諸国・新興国を問わずに現在進行しているのは、執行権力への権限の集中、および議会による執行権にたいする監視権限の低下である。執行権力という場合、内実としては官僚機構と軍がその主体なのであり、国家装置はますますその自律を強めつつある。たとえば、財政出動を中心とするケインズ主義的経済政策にあっては、議会がその中心を担い、議員たちは利益誘導に奔走したものであった。それは、国家に大衆の利害を反映させるという効果を持ちえた。しかし、いわゆるリーマンショック以降、先進諸国における経済政策の中心をなしているのは、中央銀行による金融政策となっている。これは、国家の経済政策が、議会による監視を経ずに密室において決定されることを意味している。また、議会が十分なチェック機能をはたせないとき、資本のエリートと国家のエリートのあいだの癒着も起こりやすい。

こうして、資本の「専制」、国家装置による「独裁」が社会を覆い尽くすなか、大衆が社会的意思決定に参加する機会は縮小の一途を辿っている。「15-M」、OWSなどの占拠運動が、まずもって世界中に発したこととは、このような民主主義の形骸化への警告であった。そして、資本の専制と国家装置の独裁によって、見えにくくなってしまっている直接民主主義的な意思決定というものが何であるのかを示すことであった。

ところで、われわれは近代個人主義的な思考回路に囚われがちなので、革命運動を個人による意識的決断の行為と考えがちである。しかしながら、階級闘争の歴史において労働者たちはつねにコミューンとして行動していた。労働運動の担い手は、近代主義的にイメージされた個人からなる集合ではない。かつてのソヴィエト革命がそうであったように、革命の担い手は労働者コミューンであった。労働者階級の論理と歴史において、コミューンは個人に先行してい

る。あらゆる革命は、諸コミューンを担い手として自発的に起こってしまうものだからである。たとえば岩田弘は、革命の担い手をコミューンとして明確にとらえ、その運動原理を「蜂起による蜂起の組織」として表現している。

第2節　国家の占拠

精神労働と肉体労働の分業は、資本制生産における根本的権力関係であった。ところで、この「分業」は、なにも資本関係だけに固有な分業形態ではなかった。『国家・権力・社会主義』のニコス・プーランツァスは、国家とは精神労働と肉体労働のあいだの資本制分業の前提であり、かつその帰結であると指摘している。大衆層から選抜された部門においてさえも、資本主義国家は、精神労働を具現しているとプーランツァスは分析した。つまり、国家は社会にたいする「管制高地」なのだ。

プーランツァスに付け加えるならば、国家装置ほど、精神労働と肉体労働の分業の論理が貫徹されている組織もない。たとえば、軍の組織原理は、この「分業」の究極形態の一つであり、それが徐々に私企業まで拡大浸透していったのである。したがって、搾取の廃絶とは、精神労働の最も純粋かつ最高の形態である資本主義国家の廃絶をともなわざるをえない。

したがって、国家権力の掌握という昨今では不人気なテーゼが再検討されなければならない。その場合、現代のアナーキストたちを批判するデヴィッド・ハーヴェイおよびアントニオ・ネグリが、そろって「国家権力の掌握」を持ち出しているのは興味深い。ハーヴェイとネグリはともに、昨今の世界的抵抗運動がアナーキズムによる影響を受け、水平主義的組織運営にこだわるあまり、もっぱら来たるべき理想の社会のイメージを示すばかりの「予示的政治」の段階に留まってしまいがちだと批判している。そして、両者とも「国家権力の掌握」の必要性を問題提起している。これは、いわゆる「アナボル論争」が古くて新しい問いであることを示唆する。しかしアナーキストたちが、水平主義的組織へのフェティシズムに囚われているかはさておき、ハーヴェイやネグリなどが唱える「国家権力の掌握」がミスリーディングにならないようにしておく。

急ぎ付け加えなくてはならないのは、国家権力の掌握とは議会政治を通じた「政権の掌握」と同義でないのはもちろんであるが、国家主義――国家権力を利用した社会改革――に陥ることとも異なるということだ。この場合、『国家と革命』のレーニンの諸テーゼは、字義通りに受け取られなければならないであろう。レーニンは、プロレタリアートは国家装置をそのまま利用できない、プロレタリアートは国家権力を掌握したらすぐさま国家装置の解体に着手しなければならないと述べた。このテーゼのパラドックスにはついては、これまで十分な考察がされてきたとは言い難い。しかし、レーニンは、革命的プロレタリアートは国家権力を掌握すべきであるが、それは掌握できない（行使できない）と言っているのである。レーニンの「プロレタリアート独裁」という概念は、こんにち悪名高く非難にさらされている。それは、スターリニズムの免罪符になったというわけである。しかしながら、レーニンのテーゼのパラドックスに注目すれば、様相は異なってくる。

すなわち、『国家と革命』のレーニンにあっては、国家権力の掌握とはすなわち資本主義国家の解体を意味していた。この場合の資本主義国家の解体とは、必然的に精神労働と肉体労働の分業の揚棄を伴う。すなわち、『国家と革命』の諸テーゼをラディカルに解釈することによって、われわれは、革命運動の進化と後退とをは

かる一つの試金石を手にする。その試金石とは、精神労働と肉体労働の分業という観点である。レーニンによれば、革命運動は、国家装置をそのまま利用することはできないのであった。すなわち、革命の大義や改革の目標を楯に、官僚や軍・警察の権限と権力を強化してしまう場合、それは国家における精神労働と肉体労働の分業の論理をさらに強化することにつながる。しかしながら、支配諸国による介入があったとしてもレーニンは国家権力の集中に手を染めてしまった。そのような国家は、資本主義企業における精神労働と肉体労働の分業にたいしても介入しないどころか、かえってそれを助長してしまうであろう。つまり、革命運動は、国家への権力の集中にも、そして資本の指揮命令系統にもまったく切り込まないままとなる。結果、革命は裏切られよう。目的は手段を正当化しない。

レーニンは、資本主義国家の解体に向けた戦略として、議員（意思決定）と官僚（実務）の分業の廃止、官僚給与の一般労働者水準への引き下げ、輪番制による国家の担い手たちの徴募を唱えた。これは、デヴィッド・グレーバーが民主政の制度的基礎として籤引きと輪番を重視しているのと軌を一にする。民主主義の本質には選挙があるという観念に人は陥りがちである。ところがグレーバーは、選挙とはそもそも貴族主義的制度であると指摘している。選挙とは、結果的にエリートたちからの選抜になってしまう傾向があるからである。たいして、籤引きや輪番は、ヨリ直接民主主義的な制度であるといってよい。レーニンは、共産主義とは、掃除婦が国家を運営することであると述べている。これが適切な比喩であるかどうかはさておき、レーニンが国家の本質的民主化を考慮に入れていたのは確かであろう。

国家のラディカルな民主化とは何を意味するのだろうか。たとえば、国家が資本主義的成長と帝国主義戦略を目標にする場合、輪番や籤引きによって国家の担い手たちを徴募したり、議員と官僚の「分業」を廃止し、官僚的実務もこなす政治家を選挙で選んだりするのは、ほとんどナンセンスであろう。それは、「世界の共同管理の担い手」としての支配国家としてのステータスを放棄すること、そして資本の立地競争から脱落することに等しいからである。

しかしながら、国家には国民の教育という側面もある。そして、籤引き・輪番制こそは、国家の担い手を経験させることによって、広範囲に国民を教育する機会をもたらしうる。これこそが上に挙げたレーニンによる「掃除婦」の例の真の含意であろう。そして、これは社会の階級分裂を緩和する方向にも機能する。さらには、国家がその帝国主義的戦略を放棄し、資本の発展よりも、国民の教育を優先目標にすることを意味する。ひるがえって、エリートたちによる国家の「占有」は、社会の階級分裂を先鋭化し、固定してしまう。

そして、パラドキシカルにも、資本主義国家の「もっとも弱い環」は、精神労働と肉体労働の極端な分業形態にこそある。というのも、レーテ蜂起に代表されるような国家内部における叛乱が起こりえたのは、国家装置における肉体労働の担い手たち（一般兵士と一般官吏）がコミューンを形成し、精神労働の担い手たちからの命令にたいして、ある程度の自律性を確保していたからであった。また、資本主義国家の内部においても、（新）帝国主義的戦略――資本の国際的立地競争、植民地主義的侵略戦争、コモンズの略奪など――の中枢的担い手たちにたいして、社会の再生産に不可欠な各種コモンズの管理者たちを区別するべきである。そして、後者（役所にあって冷遇されがちな社会保障と福祉関連などの部署）にあっては、資本主義国家の垂直統合的な指揮系統を解体し、そして、

水平主義的意志決定がなされる組織へと再編成されるならば、それらは社会的コモンズの共同管理を担うコミューンの一部となる可能性がある。

ところが、資本主義国家の揚棄には、法外な困難がともなう。次にそれを確認しておこう。資本主義国家の根本的民主化が困難であるのは、資本主義国家を構成する主要な要素である主権と帝国主義戦略および資本立地条件競争とが密接に結びついているからである。

第３節　主権の解体の困難

デヴィッド・グレーバーは、近代資本主義国家は、主権 sovereignty 統治 administration 政治 politics という三つの要素が合流したものであると述べている。グレーバーによれば、主権とは、ある領土において、支配者が暴力の正当的使用を独占している状態をさす。これは、征服者帝国の論理である。グレーバーに付け加えれば、主権とは、友と敵とを区別する権能、暴力の独占に基づいた生殺与奪の権――敵には死を与え、友は生かしたままにしておく――といってよい。そして、主権こそが資本主義国家の他の構成要素である統治および政治を従えている。もし仮に、暴力の独占に基づいた強制力を国家がもたないのであれば、それはいかなる経済政策さえも貫徹できないであろう。国家が社会の設計者を嘯くことができるのは、その権能が最終的には、暴力による強制に依拠しているからである。

このように、資本主義国家の「本丸」は主権にあった。そして主権を解体することは著しく困難である。それというのも、英語で「至高」を意味する字面とは裏腹に、主権は自立的なものではないからである。主権（者）は、他の複数の主権（者）による相互承認を必要とする。主権とは、グローバルな国家間システム inter-state system と不可分なものである。このシステムにあっては、主権の真空というものは論理上、存在しえない。主権（者）の不在は、必ずや他の主権（者）による介入、そして新たな主権の充填を引き起こすからである。よしんば主権者の交代が承認されることはあっても、主権そのものや国家間システムの存在を否定するような革命――ロシア革命はそのような契機を孕んでいた――が起こった場合、瞬く間に「神聖同盟」による革命への軍事介入を引き起こすであろう。ロシア革命にたいして支配諸国が軍事介入をおこなったのは、その革命が帝国主義システムを揺るがしかねなかったからである。一国社会主義革命は、歴史的にも否定されたが、それは論理的にも無理である。

グローバルな国家間システム inter-state system は、決して平等な国家間システムではない。それは、世界の共同管理の担い手となる支配諸国家と従属諸国家とのあいだの垂直的権力システムであり、諸国家はつねにそのステータスをめぐる競合を迫られている。そして、この帝国主義的階層は、資本の立地条件競争によって最終的には左右される。資本の立地条件競争に勝利し、資本蓄積に寄生しながら、官僚機構と軍を整備拡大し、軍事をはじめとする（新）帝国主義戦略を練り上げていかない限り、支配諸国としての利権を享受できないからである。

第４節　都市コモンズの占拠の歴史的意味

本論の冒頭に述べたように、二一世紀の初頭に勃発した占拠運動は、都市の公共空間の占拠という形態をとった。このことの革命運動における歴史的意味を確認しておきたい。一連のグローバルな占拠運動は、「反エンクロージャー

運動」という共通の位相を持っていることに注目すべきである。1970年代から、ネオリベラルな国家は、社会的コモンズに所有権を設定し、それを資本が囲い込むのを許してきた。その結果として、社会の再生産過程さえもが資本がレントを徴収する場となってしまった。ネオリベラルな国家の一つの位相は、新たなエンクロージャーを推進する国家である。

コモンズは、日本では「入会」と訳される。狭い意味においては、コモンズとは、農村共同体が存続していくために不可欠な共同の耕作地ないし放牧地であった。しかし、コモンズを社会の再生産に不可欠な社会的共有財としてとらえなおせば、コモンズは歴史的に拡張されてきたといってよい。ライフラインのみならず、通信ネットワーク、社会保障・福祉制度、金融システムもまたコモンズとしての位相をもっている。たとえば、金融システムは完全に資本によって独占されつつあるので、コモンズとは考えにくいかもしれないが、かつての日本の共同体は頼母子講・無尽講などの独自の金融ネットワークをもっていた。それらは、共同体存続のための互助ネットワークであった。ところが地域金融ネットワークは、国家によって金融資本として再編されてしまったのだ。

資本はコモンズを次々に私的に所有するに至ったが、ところで労働者階級を「所有者」にするというのが、ネオリベラルな国家の主要戦略の一つであった。しかし、じっさいにはそれは労働者階級を債務者に換え、金融資本の支配下に置くことであった。車や住宅の所有者・債務者は、資本の論理と命令を自ら内面化せざるをえない。ゆえに労働者階級も保守化する（英国におけるエセックス・マンEssex manやモンデオ・マンMondeo man）。ところが、リーマンショック以後、ローンの支払いを滞らせた債務者たちの多くが住居を国家と資本によって奪われた――それにたいして住居占拠運動も世界各国にて起こったのだが。

この事態をさらに理論的に考察しよう。ハーヴェイは、資本の蓄積様式には、二つのものがあることを明晰に論証した。一つ目は「直接生産者の搾取による蓄積」、そして二つ目は「略奪による蓄積」である。いいかえるならば、資本主義にあっては、賃労働者の搾取によるプロフィットの獲得、および、広範囲な大衆層（消費者）からのレントの収奪が、資本蓄積における両輪の輪となっている。この点では、マルクスが展開したいわゆる「原始的蓄積論」は、略奪的蓄積を資本主義の黎明期にただ一回のみ起こったことにしてしまったとハーヴェイは批判している。ところが、略奪的蓄積は今もなお進行中のプロセスなのである。さらにいえば、こんにちの資本の蓄積戦略は、搾取よりも略奪に重点を置くようになっている。ところが、略奪による蓄積は、各種のコモンズの私有化、およびコモンズへのアクセスにたいするレント設定という「合法的な」形式を帯びているため正当化されてしまう。こうして、通信・電波網やライフライン、そして金融システム等へのアクセス権は、レントビジネスの最前線となっている。今もなお、ネオリベラルな国家は、各種のコモンズを解体し、そこに私的所有権を設定し、それを資本へと売り渡し続けている。そしてこのような略奪は、支配諸国では「民営化」、重債務国にたいしては「債務の再編」として正当化される。

したがって、資本と国家にたいする抵抗戦略もまた二重化されなければならない。つまり、賃労働者の搾取のみならず、コモンズの私有化をつうじたレント収奪にたいしても、抵抗が組織されなければならない。そして、略奪による蓄積が消費者全体に及ぶ以上、抵抗の主体も幅広く結集されなければならない。また、都市コ

モンズをめぐる占拠運動が、賃労働者による自主管理的運動を先導していくという事態は容易に予想しうる。

さらに、ハーヴェイが指摘するように、都市規模にもおよぶコモンズの管理がどのようにして、誰によっておこなわれるべきかを考えなければならない。ハーヴェイによれば、巨大な都市コモンズを管理するためには、水平主義的な組織や意思決定では到底不可能であり、権限を集中した組織が必要になる。コモンズを自律的に管理するのは、当該のコモンズによって生活の再生産をかなえているすべての人々からなる（ヴァーチャルなものを含む）コミューンであるべきだが、その場合でも民主的意思決定と効率を両立させうる「中央組織」は必要であろう。したがって、ハーヴェイは、左翼勢力は国家権力の掌握という問いから目を逸らすべきではないと示唆するのである。コモンズの収奪をめぐる国家と資本にたいする運動の戦略的目標は、諸コミューンによるコモンズの占拠ならびにその自律的共同管理となる。そして、コミューンによる社会的コモンズの自主管理が実現したさいに、国家と資本が行使する権力とは異なる、大衆権力が樹立されたとみなしうる。つまり、二重権力（あるいは三重権力）状態の出現である。

第５節　すでに生きられているコミュニズム、そして官僚制にたいする愛

このような革命戦略の文脈で見た場合、リーマンショック以降、世界各地で共振するように出現した占拠運動の歴史的意義が明らかとなる。それは、新たなエンクロージャーを遂行しているネオリベラルな国家にたいする叛乱であり、コモンズの一つであるはずの金融システムを大衆の収奪装置に変えた金融資本にたいする抵抗であった。それは、コモンズを大衆の手に取り戻そうとする運動であった。

では、コモンズをめぐる国家と資本にたいする占拠運動という観点から見た場合、たとえばOWSはどのように位置づけられるのであろうか。グレーバーは、二重権力を実現しようとしたものとしてOWSを捉えている。

> 占拠運動は根本的に、革命理論においてしばしば二重戦略と呼ばれるものに基礎を置いているということである。つまり、われわれは現存する政治的・法的・経済的秩序の外部に解放された領域をつくりだそうとしているのであり、その現行秩序は救いがたいほどに腐りきっているという立場にたっている。それは政府組織およびその暴力行使に関する正当性の独占の外部において、どこまでのことが可能なのかを実践する空間なのだ。（David Graeber 2013 304 頁）

グレーバーは、1990 年から 2001 年にかけてのグローバル・ジャスティス運動が、巨大な祝祭であったと指摘している（同 283 頁）。それは、「資本主義に対抗するカーニバル」であったというのである。それにたいして、OWS は優れて占拠運動として、すなわち図書館や食堂の存在によって生活過程と統合されたコミューン権力としてグレーバーは位置づけているようだ。しかしながら、OWS の評価には歴史的検証が必要であろう。運動単体で見た場合、OWS にはコモンズの占拠および自主管理という側面は薄く、国家暴力の腐敗、国家と資本の癒着を世界中に暴露する道徳的・象徴的効果という側面が強かったように思われる（運動の道徳的・象徴的側面は、右の引用のなかでもグレーバーが強調している点ではある）。

しかしながら、グローバルに連鎖した占拠諸運動という文脈において見た場合、様相は一変する。合衆国においても、各地で官庁の占拠および差し押さえられた住居を占拠する運動が繰り広げられた。スペインでは、15-M運動と連動して、金融機関による住居の差し押さえに抗して、ローカルコミュニティが主体となった住居占拠運動が繰り広げられた。これは、資本と国家による略奪にたいするコミューンの蜂起であり、占拠運動が実質的な成果を上げた例といえる。また、OWSの影響を受けている、サンダース候補による「社会民主主義」を掲げた合衆国大統領選運動は、議会内選挙運動に見えながらも、じっさいには党にたいする実質的占拠（掌握）運動であり、新たな政治主体を集団的に作り出す運動――すなわち政治的コミューンを立ち上げようとする運動――であったとも見なしうる。

すべての革命は、資本と国家にたいするコミューンを主体にした占拠運動であるとする理論的根拠はどこにあるのか。この点、グレーバーの共産主義論が興味深いのは、「共産主義」を社会の原理にまで拡大しているところである。グレーバーによれば、すべて社会という存在には「共産主義」的要素（助け合い、互酬、共同性、必要に応じた分配といった諸要素）が内在しており、それなしには社会は存続しえない、したがって資本主義もこのような共産主義を搾取しているにすぎない。

> もし二人で水道管を修理しているのであれば、ヘリテージ財団、またはゴールドマンサックスで働いているかどうかなどが問題ではない。一人がレンチを渡してくれといったら、もう一人が「で。それでぼくはかわりに何をもらえるんだい」とは普通は言わない。だからこそ、ある理想的な将来の共産主義を想像したり、それが可能であるかを議論したりしても仕方がないのだ。要は全ての社会は共産主義的であり、資本主義とはせいぜいのところ共産主義を間違ったやり方で組織化する方法である。（David Graeber 2013 340頁）

グレーバーは、われわれはすでにどのような種類の社会性も常にある程度は基本線において共産主義を前提としており、「われわれはすでに共産主義的に生きている」という。これは、「べき論」ではなく、「存在論」としての共産主義といってよい。

グレーバーの立論から肯定的な側面を展開しておきたい。その立論を拡張すれば、われわれは自己の利益を追求するホモ・エコノミクスというよりも、むしろコミューン的動物ということになろう。その利点は、資本主義を肯定する方法論的個人主義にたいして、「方法論的コミューン・イズム」とでもいうべきものを対置できるところにあるのではないか。

このような共産主義の存在論からグレーバーが導き出す、オルタナティブな社会形態を創っていくプロセスは、諸コミューンによる連合体が、資本と国家からその命令系統を漸進的に奪っていくというものである。その場合、前衛主義および短期間でのドラスティックな革命イメージは、むしろ否定される。

> アナーキスト的組織形態は、どんな意味においても国家に似ていないということを認知することである。アナーキスト的組織形態とは、あらゆる規模の無数の異なった種類の共同体や連合や網状組織や企画が、想像もしえないようなあり方で、重複し交差している状態なのである。あるものはきわめて地元に密着し、また他のものはグロー

> バルに広がっている。それらのすべてに共通しているのは、それらのどれひとつとして、武器を持って現れ、皆に黙れと命令し、すべきことを指令するようなことはしない、ということである。どの国内においてもアナーキストたちが権力を奪取することはないので、一つの制度が別の制度に入れ替わる過程は、バスティーユ襲撃や冬宮襲撃のような、ある突然の革命的大変動という形をとらない。むしろより漸進的に、現今の権力形態が馬鹿馬鹿しく意味をなさないことを証明する、世界的な規模のオルタナティブな組織形態をつくり、新しいコミュニケーションの形式を示し、新しい非疎外的な生活の組織化の方法を創造するだろう。（グレーバー 2006 86-87 頁）

このとき方法論的コミューン・イズムによって、アナーキストが唱えてきた「水平主義」にも新たな光が当てられよう。水平主義は、革命の理念などではない。水平主義とは、革命的コミューンの存在論位相であるからだ。そもそも「蜂起による蜂起の組織」をつうじて、諸コミューンが共振共鳴し、同時多発的に革命的運動を開始するとき、その組織形態は必然的に水平主義的なものになってしまう。

しかしながら、共産主義は、われわれがつねにすでに生きているばかりではなく、社会の基礎原理であるとグレーバーが言う場合には危うさも残る。人間がコミューン的動物であるのは確かであるし、すべての革命運動の可能性はそこにある。ところが、方法論的個人主義から社会の構成原理を導くのが誤りであるのと同様に、われわれが一面において共産主義をすでにつねに生きているからといって、それが社会的原理にまで拡大される保証はどこにもない。もちろんこれは共産主義社会の実現が不可能であることを意味しない。コミューン・イズムは人間存在に刻まれた一つの傾向以上でも以下でない。しかしながら同時にそれが革命の可能性でもある――このパラドックスにわれわれは耐える必要があるだろう。

またさらに諸個人に目を移せば、官僚制を指向するメンタリティというものも無視はできない。たとえばグレーバーは『諸ルールのユートピア』*The Utopia of Rules* のなかで、なぜ人々が官僚制を愛するようになったのかを詳細に分析している。グレーバーによれば、人々は共産主義をつねにすでに生きているばかりではなく、官僚制にたいする指向も持っているのである。グレーバーの分析は、ミシェル・フーコーの統治・心性 Governmentality という概念をもじって言えば、官僚・心性 bureaucratic-mentality の分析ともいってよい。グレーバーによれば、人が官僚制を好ましいものと考える時、まずもって、属人型権力の濫用にたいする恐れがある。君主による恣意的な権力の乱用にかわって、官僚制は、没人格的であり、予測可能というある種の「合理性」をもっているという信仰を人々に植え付けるのに成功した。さらに、そこから官僚制によって基礎づけられる「自由」というものも観念できるのである。むろん、このような没人格性、予測可能性、透明性が官僚制にあるというのは幻想に過ぎない。国家機密を独占する閉鎖的組織である官僚制にあっては、腐敗は不可避であるからだ。それでもなお、グレーバーによれば、「諸ルールのユートピア」という幻想が、官僚制への愛へと人々を駆り立てるのである。その結果、マックス・ウェーバーの予言はあたり、官僚制は私的企業にも浸透し、あらゆる社会組織を包摂せんばかりになっている。

グレーバーは、官僚制への愛の背後にあるものは、不確実なもの、曖昧なもの、予測不可能

なもの、要するに「出来事」や「事件」にたいする恐れであると分析している。官僚制すなわち「諸ルールのユートピア」とは、人の生と社会をルールによって規定された「ゲーム」gameに換えることである。すべては、ゲームのなかの勝ち負けへと縮減される。

たとえば、こんにちの日本にあっては、人々は自らの生をますますゲームになぞらえて観念するようになっている。いつのまにか「就活」や「婚活」などと呼ばれるようになった人生における大事は、マニュアルないしは「〜力」によって勝ち負けを左右されるゲームのごときものとなった。「負け組」は、定められたゲームにおいて良いスコアを上げられなかったのだから、「自己責任」の問題となる。官僚制にたいする愛の核心にあるのは、不確定さを排除したゲームに生のリソースを注力したいという諸個人の欲望なのだ。この場合、折衝や創造そして破壊はむしろ忌避される。政治もまた、創造と破壊であることをやめ、既存のシステムの埒内における利益誘導の意味となろう。たいして、ゲームと対極にあるのはプレイplayであるとグレーバーは言う。

> さて、たいしてプレイとは何か。われわれはゲームをプレイすることができる。しかしながら、プレイはルールの存在を前提とはしていない。純粋な形態においては、創造的エネルギーの純粋な表現を意味する。そして、この創造的エネルギーの自由な表現が目的それ自体となったとき、プレイが存在するといえる。子供たちを観察すると、ゲームを遊んでいるよりも、当のゲームのルールについて言い合っている時間が長いことが分かる。ゲームとの関連でいえばプレイはゲームを創造し、またルールを生み出すのである。また、プレイとは創造する力であるが、であるからこそ、プレイには潜在的に恐ろしいものが含まれている。すなわち、無制限のプレイは、手当たり次第の破壊にもなりうる。すなわち、官僚制の魅力の背後にあるのは、究極的にはプレイにたいする恐れなのである。(Graeber 2013)

グレーバーの指摘するように、官僚制への愛の背後にあるものが、曖昧なもの、不確実な未来にたいする恐れであるならば、官僚制を解体するのは容易ではない。

このことは、革命運動が停滞したさいに、それが「国家的なもの」——組織内部における官僚化と(ミニ)主権の出現——に包摂されてしまう危険性を意味する。そして、その危険は個人や一組織による心構えだけで回避されうるようなものではない。革命運動が、蜂起による蜂起の組織によって自ずと起こってしまうとすれば、反革命の段階においては、「国家的なもの」および「官僚制」が内と外から革命運動を浸食しかねない。革命が必然であるとすれば、反革命もまた必然である。アナーキズムおよびマルクス主義が実践的にもまた理論的にも追求すべきは、反革命の必然についての理論的把握であろう。

参考文献

AntonioNegri, "From the refusal of labour to the seizure of power" https://roarmag.org/essays/negri-interview-multitude-metropolis/ (2017/8/1)

David Graeber. [2013] The Democracy Project: A History, a Crisis, a Movement. New York: Spiegel & Grau.(デヴィッド・グレーバー[2015]『デモクラシー・プロジェクト:オキュパイ運動・直接民主主義・集合的想像力』木下ちがや・他訳、航思社。)

David Graeber. [2015] "The Utopia of Rules, or Why

We Really Love Bureaucracy after all" In *The Utopia of Rules: On Technology, Stupidity, and the Secret Joys of Bureaucracy*. Melville House.

デヴィッド・グレーバー［2006］『アナーキスト人類学のための断章』高祖岩三郎訳、以文社。（日本語版オリジナル編集により英語版なし）

David Harvey. "Listen, Anarchisit!" http://david-harvey.org/2015/06/listen-anarchist-by-david-harvey/（2017/8/1）

アルフレート・ゾーン＝レーテル［1975］『精神労働と肉体労働』寺田光雄・水田洋訳、合同出版。

岩田弘［1989］『現代社会主義と世界資本主義―共同体・国家・資本主義』、批評社。

岩田弘［1989］『資本主義と階級闘争資本・労働・世界資本主義』、批評社。

ニコス・プーランツァス［1984］『国家・権力・社会主義』田中正人・柳内隆訳、ユニテ。

＜研究ノート＞

経済学におけるリアリティの基底
― 経済学の全体像を捉えなおすために[1]

恒木　健太郎・吉田　雅明

1．独特な経済学業界の「科学」理解と通常の「科学」理解

経済学と科学をめぐる一般的な言説を見ていると、この業界には「科学」について根本的な無理解があるのではないかと気になる。ここで「一般的な」というのは「科学哲学かつ経済学」の専門家ではない、経済学だけを専門とする一般の経済学者の間での、という意味である。われわれ執筆者も科学哲学に強い関心を持つものの、専門家ではないが、経済学で通常期待されるべき素養－学説史の知識や科学についての基本的な議論の理解－に照らして、産出される言説に違和感を禁じ得ないのである。

もちろん一般的な経済学者といっても、教養としての学史や科哲の理解に粗密は当然あるので、個々の言説を取り上げても詮無きことかもしれない[2]。だが、日本学術会議の経済学委員会が示した「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準－経済学分野」（以下「参照基準」と略）ともなると「代表的主体」クラスかと思うので、これを例として説明しよう。

参照基準では経済学を学ぶことで高められる「経済学に固有の特性に関係する能力」[3]として、抽象的思考・演繹的思考・帰納的思考・数量的スキル・問題設定能力・全体を総合的に把握する能力の６点を挙げている。

まず、「抽象的思考」では、「現実の複雑な経済社会を分析の対象とするため、分析目的にとって重要でない要素は捨象して本質的な要素のみを選択し、操作可能なモデルを構築」し、「そのモデルに基づいて、経済主体の様々な行動がもたらす効果を評価しようとする」という分析方法を経済学に固有なスキルの１つとして挙げる。複雑な経済社会の問題を扱うのに、何を与件とし、どのような仮定をおき、何をモデルの中で決定するか、という訓練を積むことによって、さまざまな状況で問題解決の筋道をつけるのに役に立つ、というわけである。

問題はいきなりここから現れている。第一に、誰からも等しく意味を持つものとして確認できる、理論に先立つ「現実」の存在が自明視されていること。第二に、「訓練を積むことによって」という表現が暗黙の裡に示しているように、対象世界を体系的に捉えるために何を本質として選択するか、という科学の最基底に関わることがらを、一定のディシプリンにしたがったルーチンワークのように見なしていること。第三に、モデルを作るためには対象のある属性を「本質」として選択し、他の属性を捨象すること自体は不可避であることは、数理モデルに限らずモデルを用いる学問ジャンルならば当然のことで、経済学、とくに主流の学派に固有のものではないこと。つまり、社会の捉え方－いか

に数理の衣をまとっていてもそれは社会思想に他ならないが－は多様でありうるし、実際に多様であることに背を向けているのではないかという危惧をはじめから抱かせる点である[4]。

これに続いてペアで挙げられるのが「演繹的思考」と「帰納的思考」である。すなわち、「一定の仮定に基づいた理論モデルを構築して、論理的に特定の法則を導出する演繹的な接近方法」によって、「より基礎的な前提から個別・具体的な状態を演繹して理解する能力が培われる」とし、その一方で、「個別の経済の事象やデータの集まりから一般的な法則を導き出す」帰納的思考によって、理論モデルを構築する。この両者を「バランスよく学ぶことにより、問題解決や意思決定の能力を高められる」というのである。さて、ここで理論モデルを構築することそのものをさすがに「演繹」で意味していないだろうから、「一定の仮定」として、モデルの基本的な前提や問題設定の仕方から部品として用いる関数形まで指示する構築手順一式を与えられた上で、それに従った安全な論理的推論によって数理モデルを作ることと、そこからおそらく経験的命題を演繹的推論によって導くことが「演繹的思考」の内容だと思われる。また、個別の経済の事象やデータの集まりから一般的な法則を導く、というのだから、帰納的思考というのは枚挙的帰納を指すものと思われる。すると、ここから得られた「法則」によって、演繹的思考での与えられた前提条件のもとでの導かれた経験的命題としての「法則」を検証する、というのがおそらく「バランスさせる」の意味なのだろう。曖昧で独特な表現ではあるが、以上は仮説演繹法のことを指しているようだ。それをわざわざ経済学固有の能力と言うからには、仮説のところが経済学独特の仮説（最適化行動や市場均衡など）で演繹のところが制約条件付き目的関数最大化問題を解く数式演算あたりを暗黙裡に想定しているのだと思われる[5]。

じつはここまでの３つの「能力」は、それに続く「数量的スキル」と合わせて、第3次素案修正案の段階では、「経済学の方法」として、経済学は「実際のデータに基づいて当初の仮説の適否を論理的・統計的に検証するという、反証可能性に基づいた科学的手法」を用いると書かれていた部分を引き継いだものである。すなわちここには、事実によって、正しい検証を行えば、理論の妥当性はつねにチェックできるし、反証されたら理論を改めていけば、それはより真理に近い理論となるはずだ、という素朴な科学観が見て取れる。現在の主流をなす経済学が現状としては真理に一番近い理論であるというのはその自然な含意である。ともあれここには、認識のフレームワークがどうかかわっているのか、そもそもそのフレームワークはいかにして形作られるのか、といった視点は微塵もない。帰納による検証という主張と反証可能性の議論との関係も理解されていない。

いかがだろうか。経済学者にとって「科学」とはどういうものであるかについての認識が、日本経済学会メンバーを中心に作成されたオフィシャルな文章においてさえも、20世紀に入ってからの科学哲学の議論を少しも反映していない状態であるし、かなり雑なものであることがわかるだろうか[6]。われわれはこの状況を傍観していたわけではない。示された参照基準の第三次素案が、経済学をL.ロビンズ流の定義に押し込め、ミクロ・マクロと統計学を基礎として他は（経済学史や経済史でさえも！）それらの応用科目として位置付けて経済学教育を体系化しよう、というものであったために、十数の経済学関連学会連名で抗議を行った[7]。主たる批判点は、参照基準が経済学のアプローチの多様性への配慮を欠き、経済学の将来の可能

性を狭いものにしているところにあったが、それに加えて上記のような素朴すぎる科学観が、現在主流をなす経済学を「標準」として将来世代に教えて問題なしとする判断を生み出す根底にあることを明示的に訴えた[8]。しかし執筆担当者には残念ながら伝わらなかったようである[9]。

ここでごく簡単に、経済学の議論にも反映してほしい論理実証主義から後の科学哲学史上の出来事を眺めておこう[10]。20世紀前半の論理実証主義では、理論の発見の文脈（もとになる理論はどのように発想されるのか）と正当化の文脈（その理論はどのようにして受け容れられるのか）を峻別し、後者の、帰納はどのように正当化されるかを追究した。しかし帰納的推論を正当化するためには観察対象の斉一性を想定しないといけないが、その斉一性を正当化するには帰納的推論に頼らざるを得ないというヒューム以来の問題は残るので、ポパーは帰納に依拠しない正当化の方法を考え、仮説から導かれた経験的命題が反証されればその仮説は演繹的に偽であると（確実に）推論できることから、反証可能性を科学の基準として推した。そして高い反証可能性をもつ理論をより優れた理論と考えた。しかしクワインが指摘するように、理論は複数の命題から普通は構成されているから、反証されたとしてもどの命題が偽であるか検出することはできないし、追加命題を都合よく加えれば反証を避けることもできる。決定的実験ができないのであれば、反証可能性によって科学を特徴づけることはできなくなる。そこで科学はどうあるべきか、ではなくて、実際にはどうあるのかに目を転じて、科学とその歴史の全体像を捉えようという一連の作業が行われた。クーンの『科学革命の構造』は、科学を通常科学と科学革命の時期に分け、基本となる仮説や研究の作法などを含む「パラダイム」は通常科学の時期には変わらないが、科学革命の時期には新たな対抗するパラダイムが現れ、結局どれだけの割合の研究者の支持が得られるかによって革命が成就するのだと考えた。さらにラカトシュは、反証不可能な中心命題からなる「固い核」の部分と、それを取り囲む反証可能な補助命題からなる「防御帯」の二重構造の科学モデル「科学的研究計画（SRP）」を示した。反証に晒されるのは防御帯の補助命題のみであるが、不都合な事実を示されたときの補助命題の変更が新たな予測につながりそれが検証されるのが前進的なSRP、後づけの説明に終始して新たな予測を生み出さないのが後退的なSRP、というように同時に複数併存するSRPに優劣の基準を与えることもできると考えた。

さて、パラダイム、SRPなどの定義が妥当といえるかなどの問題があって科学の全体像のモデルを示そうという仕事はさらにラウダンの「研究伝統」へと続くのだが、たとえばラカトシュモデルであっても、経済学の歴史を概観する視野があるならば、それほど当を失したモデルではない。制約条件付き最適化行動主体としてモデル化された経済人と、それら経済人の選択が互いに整合的な状態をもとにした経済社会モデル、これらを中心命題としてコアにおくグループ[11]の中では、これらは自明な出発点ないしは基礎として扱われ、実証的に反駁される対象とはされない。というよりも、そうした前提のもとにいかにして「現実」を鮮やかに説明するモデルを作りだすかという点が経済学者の腕の見せ所となる。一方で、存続している経済社会を捉えるにはその再生産条件を明確化することが重要であると考え、再生産条件をもとにして社会の基本モデルを構築し、それをもとにして経済社会で生じる事象を分析すべきであると見るグループ[12]にとってみれば、やはりその基本方針は反証されることのない前提となってい

る。そして経済学を主流派の範囲を超えて見渡す気があるならば、このようなSRPが多数併存していることもわかる。経済学の歴史は決して単線的ではないし、1つの理論へと収束するものでもない。そうなると20世紀半ばからの科学哲学での議論を受け容れることは、経済学にとってそれほど困難を伴うことではないはずである。

2．経済学の全体像を理解するための科学モデル

では経済学が「科学」として行っている活動を理解するためのモデルを、仮説演繹法からひとまずラカトシュモデルに変更すればよいのかということになるが、残念ながらそれでは終わらない。科学のモデルは当然ながら自然科学を典型として論じられてきたので、自然現象の観察結果と理論群から演繹的に導かれた予測を照合する場面がその理論の正しさに言及するハイライトとなっている。ところが経済学の事情は違っていて、その後の理論のあり方を左右するような、長期間にわたる大論争は、観測されたデータをめぐってではなく、転形問題、資本論争、ルーカス批判に発するマクロ経済学の改編等々にみられるように、直接、理論そのものについて行われている。そして、経済学の中で言説の説得力を実効的に支えているのは、実証研究よりもはるかに理論研究の方なのである[13]。そこで経済学が行っていることに対応した科学のモデルが図1[14]である。

ラカトシュモデルが表現するように、中心命題群からなる「固い核」の部分は不都合な事実（反証事例）によって改められることはない。しかし、そもそもわれわれが活動するこの経済システムとわれわれ自身の自己了解のあり方が最基底層に反映する社会科学の場合、自然科学よりも併存進行するSRPの数ははるかに多くなる。すると、演繹的推論の確かさになんらかの信頼を残すとすれば、異なるSRP間での意味のある論争は、それぞれのSRPの社会の捉え方を前提に、典型的には数理モデルとして基

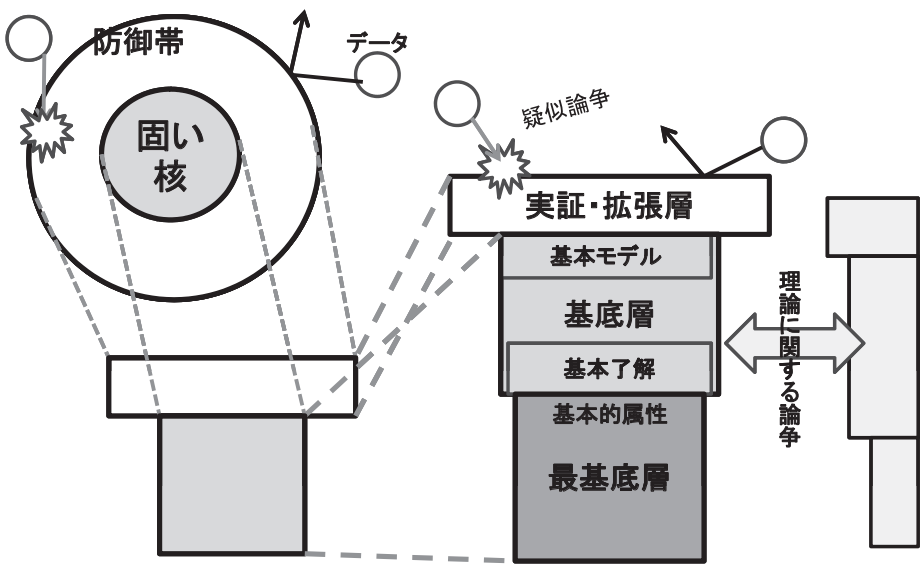

図1　ラカトシュモデルと三層モデル

本モデルおよびそれに付随するモデルを展開する基底層間でしか行われえないことになる。そこで上の図１では、二重同心円状のラカトシュモデルを横から見たイメージで、経済学を「科学」として理解するのにより適した三層モデルで示している。図の下側の層が上側の層を規定し、上側の層の改変が下側の層に及ぶことはないのは、防御帯と固い核の関係と同様である。ここで社会科学においてSRPの関連するメンバーに対する説得力あるいはリアリティを実効的に支えているものとは何かを改めて考えるならば、その経験的命題がいかに支持されるか（これを帰納的リアリティと呼ぶことにする）だけでなく、その基本モデルがいかに説得的に展開されているか（これを演繹的リアリティと呼ぼう）があり、とくに経済学の場合は後者の演繹的リアリティの方がより大きな影響力を持っているといえるだろう。

なお、三層モデルを採用することで、これまでの議論をいくぶん整理することができる。図２の右側に描いたように、仮説演繹法が作用するのは基本モデルより上部なので、ここで経済社会モデルの基本的な想定（中心命題）は前提とされ、その妥当性が問われることはない。同じく左側に描いたように、層によって議論を主導する推論の種類が異なっている。すると、帰納か演繹か、とか、帰納といってもどういう性質の帰納か、という議論を対象レイヤーによって分ければ、余計な混乱を回避できるのではないだろうか[15]。

３．経済学のリアリティを実効的に支えているものの中身

さて、科学哲学において、科学における演繹は正しく行われているものとされてきた。演繹的推論は注意深く行われれば誰が行っても同じ論理的帰結を安全にもたらすであろうから、ここは問題とはなりえなかったからである。上の三層モデルver.1.0でも基底層は適切な演繹的推論によってリードされるものとしている。そして基底層における演繹的リアリティこそ経済学

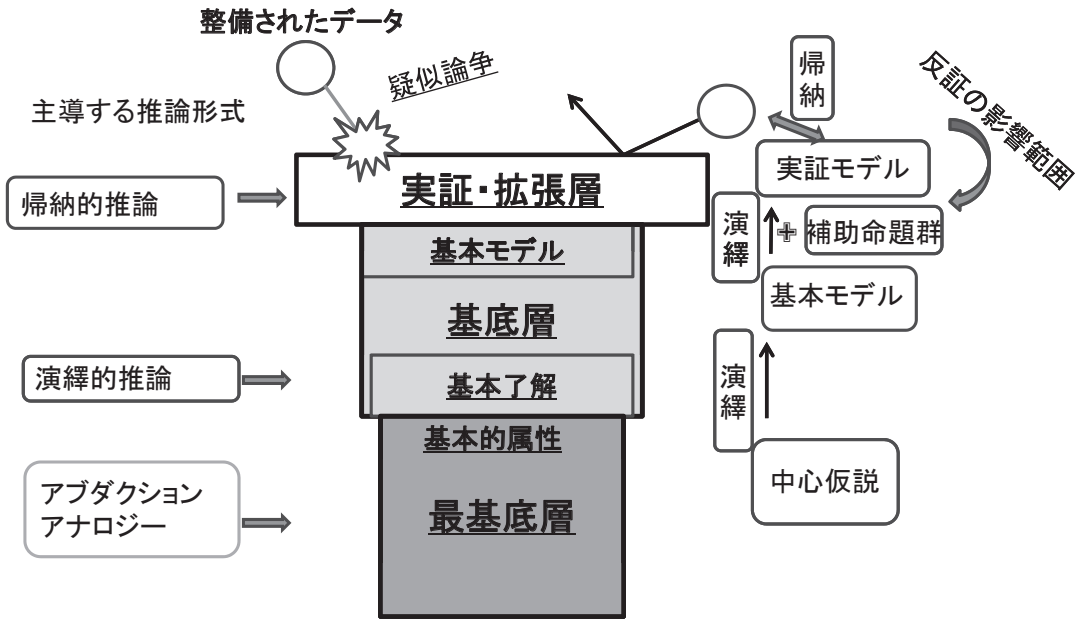

図２　三層モデル　ver.1.0

のリアリティを実効的に支えているというのが前節の主張の１つであった。しかし、経済学の場合、もっとも完成度が高いと見なされている主流派にあっても、基底層が論理整合的であることを当然視できない状況がある。その原因の１つは、１つのSRPの中に複数の基本了解を持つケースがあるからである。主流派の経済学教育体系ではミクロ経済学として一般均衡理論と部分均衡理論がともに基礎に置かれている。前者を標準の経済システムモデルとし、後者は１市場に焦点を絞った説明上の簡易版とされることが多いが、それぞれワルラス、マーシャルが別々に開発・整備したものであるから、当初の理論的すり合わせは行われていない。基底層の純化が起これば後者は消失してしまいそうにも思えるが、経験的命題を導く際に部分均衡由来のツールの方が多用されてきたため、併存体制は今後も続きそうである。そこで生じる整合性の問題の例として、自由貿易の利点の説明に用いられる消費者余剰の概念が挙げられる[16]。逆需要関数を留保価格と購買累積量の関数と読み替えて一般均衡理論と整合性を保つためには、その財の所得効果がゼロであることが必要だが、このときその財は社会にとって取るに足らない財であることを意味するために自由貿易の利点を導くことができなくなる。これは部分均衡理論独特の「他の事情一定」の想定が、他の事情をセットで考慮せざるを得ない経済システム全体のモデルを考えたときに引き起こす困難の１例であり、スラッファの指摘[17]はその古典的な例である。となると先ほどの図は修正を必要とする。次の図３がそれである。

三層モデルver.1.0では基底層は演繹的推論によってリードされるとした。しかしver.1.1では演繹的推論の連続性は部分的なものにとどまり、必ずしも経済システムモデル全体をカバーする

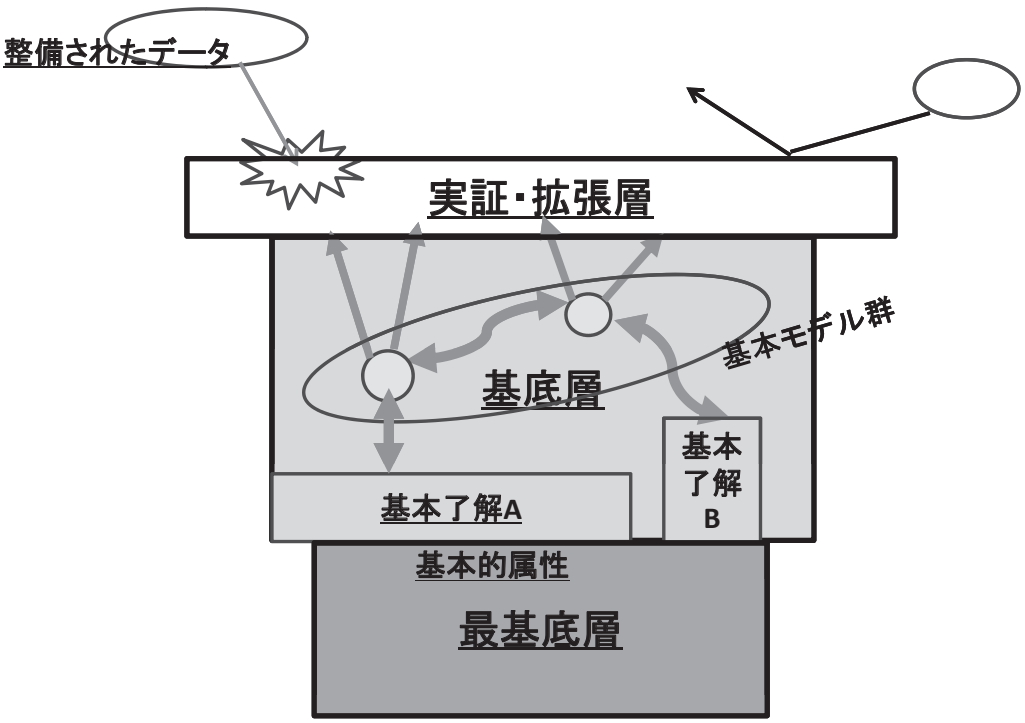

図３　経済学のための科学の三層モデル　ver.1.1

ものではないことを明示している。このような事態が起こることの理由には経済学の制度化と専門化が挙げられるだろう。１つのSRPが巨大になり制度化し、研究者がその中の部分的な専門家として参加するようになると、同じSRP内部であっても他の専門パートの内容には関与しなくなるし、ましてや全体の整合性を問うこともなくなる。全体の整合性を問題とするのは外部のSRP支持者からとなるだろうが、そうした批判には権威主義的に「そういう批判をするならば教科書をちゃんと読んでからにしろ」などと反応する程度にとどまって、結局問題自体は無視されがちだからである。

経済学におけるリアリティの実効的基底は奈辺にあるのか。次節では経済史学という具体的事例で考察する。いかに「事実」をめぐってフレームワークが重要であるか、それがいかに入り組んでいるのか、そして、ときに事態はいかに非論理的であるのか、この事例は如実に示すものとなるだろう。

４．経済史学とフレームワーク――生産主義と流通主義

4.1　事実認識のためのフィルター

実証というものが何らかの思考枠組み（フレームワーク）に制約されていることについて、経済学の一部門でありながら歴史学の一部門でもある経済史学はきわめて意識的であることを求められる。そもそも、経済史学は歴史学の一部門であるから、〈史料に基づく事実の再構成〉という作業については極めて慎重にならざるを得ない。一言でいえば、「事実」は対象となる過去について意味付与に先立つ経験としてのなまの現実をそのまま映し出すものではないのである。

歴史的証拠のほとんどは「語られた」ないし「書かれた」ものであり、過去の現実の「ありのまま」を忠実に写し取ったものではない。語り手・書き手の先入見やイデオロギー、レトリックの嗜好が反映されている。だからこそ、歴史家は史料批判の手続きを怠らないのである。その史料に「語られた」ないし「書かれた」内容の真偽はもちろん、この史料がいかなる先入見やイデオロギー等に立脚し、かついかなるレトリックを使用して、対象となる過去の現実のどこを焦点化し、どこを捨象して「語られた」ないし「書かれた」ものであるのか、そこまで歴史家は見極める必要がある。一史料に書かれた内容を安易にすべて真実として承認することは避けなければならない。つねに史料は何らかの先入見・イデオロギーやレトリックの嗜好などの「フレームワーク」による制約を受けている。

しかしその歴史家自身もまたそうした史料群から自分が有意味と認め価値があると判断したものを選択し、そうでないものを排除しなければならない。さらに、それら有意味な史料を整合的に理解し因果的に関係づけることは、個々の歴史家固有の視点や史観の浸透した独自なプロットの構想となるはずである。そして、そこから生まれる「この時代の××を規定しているのは○○である」といった歴史記述は、いかなる読者を想定するかに基づく言語と文体の決定を強いる。そこではいかに公正中立を心がけようとも、「人種、国籍、ジェンダー、宗教的地位、社会的地位などを含む」歴史家の立ち位置が影を落とすことになる。つまり、歴史家は各々の史料の中から自らの歴史記述に有意味であると認めた部分を張り合わせて一つの「物語」を紡ぐのである。それこそ、歴史記述は先のような史観や言語・文体といった「フレームワーク」なしには書かれ得ないのだ。

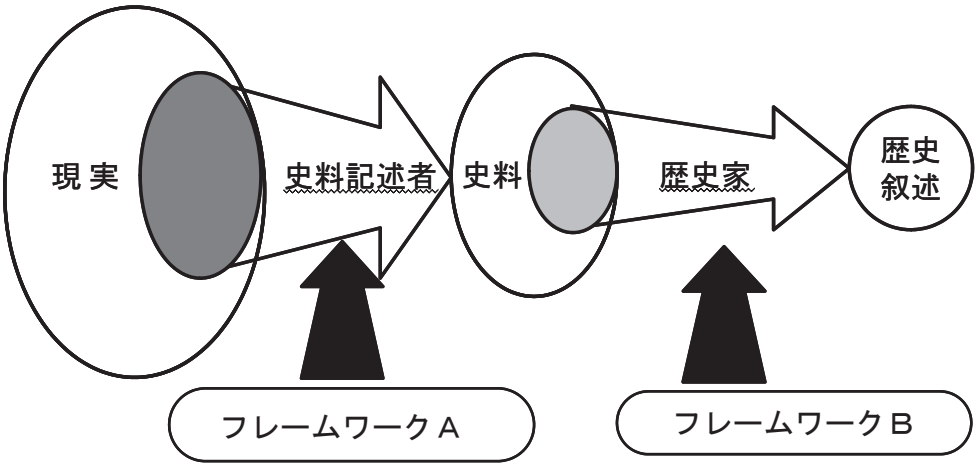

図４　フレームワークを前提とする歴史的事実認識

ゆえに、「歴史記述は幾重にもフィルターを掛けて撮影された写真のようなもの」である。少なくとも、素朴実在論が想定するような、対象となる過去を神の眼のような客観的視点からありのままに映し出したような写真ではありえない。まして、素朴実証主義者たちが陥りがちな、一次史料に真実のすべてが宿るということもありえない。歴史家の歴史記述は、少なくとも対象となる過去の現実からフィルターを通された事実を「語っている」ないしは「書いている」史料をさらにフィルターにかけて再構成している。だから、それが対象となる過去についてなまの現実を表現している、などということは絶対にありえないのである[18]。

このような歴史的事実の認識について、その構造を図式化すると以下のように示すことができよう（図４）。この場合、事実認識においてフィルターの役割を果たすのが「フレームワーク」だということになろう。

4.2　供給重視か需要重視か

このように歴史的事実の解釈をする歴史家の仕事には、幾重にもフレームワークのフィルターが介在していると見ることできる。そうなると、様々な歴史記述についても、いかなるフレームワークに乗っているかに意識的であらざるをえない。この点は、そのフレームワークに経済理論ないし経済思想の要素を含んでいる「経済史」においても重要な問題である。その典型が、経済を生産（供給）中心でみるか流通（需要）中心でみるか、という対立である。

川北稔によれば、生産主義経済史観とは「いかに頑張って働いて、どういうものを生産したか」に力点をおくものである。生産が効率的になっていくので、みんな色々なものを消費できるようになっていく、と考える〈supply side のモデル〉であるとされる。その系譜には、カール・マルクスとマックス・ヴェーバーが含まれるという。彼は直接名指ししないが、その典型として大塚史学（大塚久雄の経済史学）を念頭に置いていることは疑いようがない。

一方、川北の採用するフレームワークは流通主義経済史観だと言うことができよう。その見方では、頑張って働いて生産されたものが「なぜつくられたのか、なぜ売れたのか、人びとはなぜそういったものを消費したのか」に力点をおく。需要が経済を引っ張っていくと考える〈demand pull のモデル〉である。その系譜に、

川北はヴェルナー・ゾンバルトやソーススタイン・ヴェブレンを含める。川北はエマニュエル・ウォーラーステインの世界システム論をフレームワークの中枢に据えており、その観点から自分の見方に与する古典的経済学者を組み込もうとしている。

とりわけ、ゾンバルトは大塚から厳しく退けられた経済学者だが、川北はそれを意識して彼の大量需要の発生論と恋愛の経済学を結びつけた『奢侈と資本主義』(1913年)を〈demand pull のモデル〉の徹底された書物として紹介している。曰く、「とくに自由恋愛の世界では、男性が女性に、女性が男性に好かれるために化粧をしたい、服を着飾りたいと考えるようになり、そのために一生懸命働くのだ」と資本主義の発達を説明しようとしている、と[19]。

こうした史観の違いは、例えばイギリスにおける木綿工業発達の原因についての説明に大きな懸隔をもたらすことになる。生産主義的な経済史においては、イギリス木綿工業が十八世紀中頃から急速な発展をとげた背景には、イギリス国内における農村工業とマニュファクチュアの発達、一連の紡績・繊維機械の発明、それを企業として成功せしめた企業家の存在などの国内的要因が重要な役割を果したことが重視される。したがって、イギリス産業革命は国内的生産力の自生的発展の成果として理解されてきたと言われる。

しかし、木綿工業の発展は国際貿易と上流階級の大量需要という起点なしに成りたち得なかった、というのが流通主義的な経済史の見方である。これによれば、まず東インド会社によるインド産綿織物(キャラコ)の意図的な大量輸入とそのマーケティングによる需要喚起が主要因として挙げられている。そこではイギリスの伝統的生産物である毛織物に比べて安く色づけも鮮やかであり選択可能で清潔であることが綿織物普及を助けたとされるが、東インド会社はこの綿織物を王室・貴族・ジェントルマンに売り込んでいくことでファッション化していったと言われる。

そして、その風習がこれからジェントルマンになりたい層にも広がっていくことで大量の綿織物需要が形成されることで、毛織物産業からの圧力によるキャラコ輸入禁止法(1700年)や20年後のキャラコ使用禁止法にもかかわらず実際にはキャラコが使用されることになる。こうした禁止法の無意味化が輸入代替産業としての木綿工業の成長＝綿織物の国産化を助け、産業革命の促進要因となったと考えられるのである。

このように、イギリス産業革命の支柱となる木綿工業の成長において、流通主義的な経済史観は技術的要因よりも世界システムのなかでの交易関係を重視する。その点でとくに強調されるのが、イギリスの植民地主義的側面である。例えば、綿花の生産はカリブ海等における黒人奴隷の使用によって成りたっていたこと、その根幹をなす奴隷貿易ではアフリカ西海岸で奴隷を調達する際の交換する産物として綿織物が大きな役割を果たしていたことが指摘される。

また、産業革命後のイギリスが綿織物のインド輸出に際しては、関税政策や軍事的・政治的圧力によるインド綿業の撲滅政策が強調される。ここでは、インド産キャラコに対するイギリス産綿織物の競争力の優位は説かれない。その条件を人為的に作り出した「インド綿織物工を捕えてその眼をくり抜き、手を切る」という残酷な強制的低開発化の側面が強調されるのである[20]。

こうした流通主義的な経済史観は国内的要因に偏した生産主義的産業革命観の是正にきわめて重要な役割をはたしたといえる。しかし、そのことは必ずしも生産主義的な経済史観の根本的な否定となっているわけではない。いみじく

も川北が述べているように、どちらの史観も「部分的に正しい」と判断されるのが妥当で、一方の史観が他方の史観を全面的に駆逐する、といった議論ではない点に注意が必要である[21]。

実際、産業革命にかぎってみても、世界システム論的な議論は国外的要因を強調しすぎて国内的要因（生産技術の上昇やそれを支えた精神構造など）についての説明を回避する傾向があり、過去の生産主義的な経済史観による歴史研究の蓄積を全面否定するまでには至っていないと考えられる[22]。このことは、自らが経済史研究をするにあたっていかなるフレームワークに乗って議論を進めているのかについて、自覚的にその効用と限界を把握する必要があることを示している。学問的な歴史記述は、つねにその再構成された歴史像にかけられた何らかのフィルターを意識しているものなのである。

4.3　地代蓄積説と小経営者蓄積説

こうした生産主義と流通主義の対立は、形を変えるなら小規模経営と大規模経営のどちらが近代資本主義形成における資本蓄積において重要な役割を果たしたのか、という論点と通じている。

大塚史学に典型的な生産主義経済史観においては、地方の生活必需品を生産する小規模マニュファクチュアによる産業資本形成が近代資本主義形成の中心をなすものとされ、東インド会社のような遠隔地貿易を扱う都市の大規模商業資本は前期的（前近代的）なものとしてその中心とはなり得なかったと主張される。

だが、世界システム論のような流通主義経済史観においては、その東インド会社による遠隔地貿易の商品（奢侈品）の取引こそが近代資本主義形成の中心をなすものとされる。すなわち、その商品を購入したジェントルマンたちの地代が大規模商業資本へと移転されることによって近代資本主義形成がなされていった、というストーリーが暗黙の前提となっているのである[23]。

実は、こうした論点は決して新しいものではない。すでにドイツの近代資本主義の起源をめぐる論争においてすでに先取りされていたものである点が、学史上では興味を引く。

川北が〈demand pull のモデル〉に位置づけたゾンバルトは、『近代資本主義』初版（1902）のなかで将来の資本家となるべき主体を都市ブルジョアジーと見定め、その初発の資金は協会や君主にかかわる公的な収入や封建的な資産に負っているとして、近代資本主義形成の起点となる資本の源泉は封建的な土地所有とその権力者の資産の移転にあるとした。

これに対して、ゲオルク・フォン・ベロウはこの議論の前提となっている〈初発に大資本が必要である〉というテーゼに疑問を投げかけ、以下のように主張した。中世都市の手工業や商業は小規模であったかもしれないが、その砂粒の利益も積み重ねればいずれは山となる。近代資本主義の成立に大規模な資産が必要だという前提がそもそも間違っているのではないか。

ベロウの議論は後ほどヴェーバーの「資本主義の精神」論へとつながっていくものであり、その内容が大塚史学の生産主義的経済史観において地方での小規模マニュファクチュアによる産業資本形成論へと転用されるかたちでマルクスと接合されていくものである。この点で、ベロウの議論はヴェーバーを経て大塚史学に流れこむ時にズレを起こしている点に注意が必要である[24]。

しかしここで重要なのは、以上のような転轍過程をふまえつつも、基本的には近代資本主義の形成において大規模商業による地代移転を重視するのか、それとも小生産者と密接に関係した小規模経営の漸次的拡張による資本蓄積を重視するのか、という論点の間でつねに論争が交

わされていることにある。これは、すでにマルクスが『資本論』第３巻に遺した「二つの道」についての以下の論点をめぐって争われているものだと、学史的には整理することができる。

> 封建的生産様式からの移行は二重の仕方でなされる。農業における自然経済および中世都市的産業におけるツンフトに束縛された手工業とは反対に、生産者が商人かつ資本家になる。これは実際に革命をおこす道である。そうでなければ、商人が直接生産をわがものとする[25]。

このテーゼの解釈では戦後に大塚史学と反大塚史学の間で激しい論争が行われたが[26]、その内容はすでにゾンバルトとベロウに遡ることができる。そして、現在の川北による生産主義と流通主義の間における経済史観の対立の整理も、元を正せば戦後の大塚史学批判のなかで争われていた内容の延長線上にあるといってよい。このように、一見新しい印象を与える論争も過去から行われてきた学問的営為のなかに位置づけると、その論争枠組み（フレームワーク）は、時代ごとに変容を遂げつつも基本線は大きく変わっていないことがあり得る。決して自分たちの議論の枠組みが過去の学説史の蓄積から逃れ得ているわけではないことを、私たちは反省的に自覚する必要がある。この点だけでも、学史が基礎的な分野として重要な位置を占めることは十分に示されているだろう。

4.4　剰余価値の定義をめぐるすれ違い

上述のような生産主義と流通主義の対立に関して無視できないのは、その前提に経済理論的なフレームワークの齟齬が生じている恐れがある点である。川北がマルクスを生産主義の典型に位置づけてこれを流通主義の立場から批判するとき前提とされているのは、〈資本蓄積は生産過程からしか生まれない〉とマルクスが認識している、という理解であろうと推察される。

こうした理解については反論もあり得ようが、さしあたりマルクスの近代資本主義形成論（本源的蓄積論）の背後に剰余価値理論があることについて異論はあるまい。そこでは、産業資本が剰余価値を生産・領得するのであって、商業資本や利子付資本はその剰余価値を分配してもらうような資本の派生的形態にすぎないとされている[27]。そして、マルクスが剰余価値の源泉を生産過程に求める立場から、近代資本主義以前の商人資本や高利貸資本を「ノアの洪水以前」から存在しているにもかかわらず「資本の基本形態」の分析から捨象していることについても承認されるであろう[28]。

果たして、剰余価値は生産からしか生まれないのか。こうした『資本論』の議論に対する疑問は早くから存在した。ここでは一例として、ルーヨ・ブレンターノのマルクス経済学批判を一瞥しておこう。彼は「商業それ自体はパラサイトか？ マルキストその他への疑問」[29]において、剰余価値理論を次のように批判している。

> それゆえマルクスにとって商業資本は、それが歴史的にはその基本形態での資本の以前に、すなわちマルクスのいう意味で剰余価値をうみだす資本の以前に出現していたにもかかわらず、資本の派生的形態としか思われないのである。

ブレンターノにとってマルクスに納得ができないのは、商人を生産者のパラサイト＝寄生者（Parasit）とみなすことである。すなわち、歴史的には「剰余価値をうみだす資本」（＝産業資本）の以前から出現していた商業資本を「資本の派生的形態」とみなすマルクスの理論的処

理が、ブレンターノからすれば誤りなのである。その根拠は、以下の点にある。

マルクスによれば、剰余価値は生産からしか生まれない。なのに、交換（商業）の部面となると彼は、「使用価値のことであるかぎりにおいて、双方の交換者が得をするのは明らかだ」という。この発言でマルクスの価値理論はもたなくなってしまう。

> いまや、交換価値が生産物を作るための社会的必要労働時間によって条件づけられているというマルクス的価値理論を退け、使用価値と交換価値は一致するという主観的価値理論を奉ずるのであれば、マルクスに基づいてさえも、双方の交換者とも交換価値を増やすことができる、と結論される。しかしそのとき、この交換を媒介することで利益をもたらす原因となる商業は、購買する側の商品生産者と販売する側の商品生産者の双方からだまし取ることによってしか得をしないパラサイトなどではなく、商業資本は剰余価値をうみだす本当の価値なのである。

つまり、ブレンターノはマルクス的価値理論の根幹である労働価値説（交換価値は生産物を作るための社会的必要労働時間によって条件づけられている）を退け、主観的価値理論（念頭にあるのは限界効用理論）に基づき「使用価値と交換価値は一致する」という考えをとるべきだ、と主張している。それに従えば、双方の交換者とも交換価値を増やすことができる、と結論づけることになり、交換の仲立ちをする商業は、購買側の生産者と販売側の生産者の双方を収奪するパラサイトではなく、剰余価値をうみだすものであると正当に認識されるはずだ、というわけである。ブレンターノはこの自説を補強するためにわざわざリカードの比較生産費説までもちだしており、ここがマルクスの急所だといわんばかりの批判が延々とつづく。

では、こうしたブレンターノの批判はマルクス経済学を駆逐するような批判たりうるのか。残念ながら、そうはならないと考えられる。まず、マルクスは交換価値（その変動を規制するものとしての「価値」）と使用価値を厳密にわけている。次の引用をみてみよう。

> 使用価値のことであるかぎりにおいて、双方の交換者が得をするのはあきらかだ。双方が自分にとって得のない（nutzlos）商品を譲渡しあい、使用のために必要とする商品を受けとる。そしてこれが唯一の得（Nutzen）ではないだろう。ワインを売って穀物を買うAは、場合によっては、穀物栽培農家Bなら同じ労働時間で生産しうるであろう以上にワインを生産するであろうし、穀物栽培農家Bは同じ労働時間でワイン農家Aが生産しうるであろう以上に穀物を生産するであろう。そこで、AとBのそれぞれが、交換なしならば、ワインや穀物を自分自身で生産せねばならないであろう以上の、Aは穀物を、Bはワインを、同じ交換価値で受けとるのである[30]。

この箇所をブレンターノは使用価値＝交換価値の立場から商業による「剰余価値」生成の根拠とみなし、マルクス的価値理論の破綻を豪語するのであるが、それはマルクスの論理を我田引水しているにすぎない。ブレンターノは「双方が自分にとって得のない……」以下の箇所を引用していないのだが、この箇所をみるとマルクスは使用価値における「得」＝効用と交換価値形成における社会的必要労働時間＝生産性の問題とをはっきりと区別している。

マルクスからすれば、交換が生産者自身にとっての使用価値＝効用をもたない商品の相互譲渡を通じた、自身にとっての使用価値＝効用をもつ商品の獲得行動であることは認めうる。しかし、それは生産物の交換価値を規制する「価値」の形成において直接的な決定要因となるものではない。マルクスにとって「価値」形成の直接的決定要因はあくまで生産性＝社会的必要労働時間にある。すなわち、それぞれが自らの生産能力に鑑みて社会的必要労働時間の少ない（相対的に生産性の高い）生産物を作ることにし、互いにその生産物を交換しあうなら、交換によって手に入れた生産物についていえば、自力で生産するよりもはるかに多くの量を獲得しうる、というわけである。しかし、それは「同じ交換価値」で受けとるのであって、決して交換価値が増えるものではない、というのがマルクスの上記引用箇所の含意である。

ゆえに、「等価物どうしが交換されたとして、剰余価値は生じないし、非等価物どうしが交換されたとしても、剰余価値はまたしても生じない。流通つまり商品交換はなんの価値もうみださない」[31]というマルクス的価値理論の根幹をなす価値法則（等価交換の原理）から、比較生産費説も含めたブレンターノがマルクス的価値理論破綻のエビデンスだと思っているケースは、十分に論理的な破綻なく説明されている。ブレンターノのいう「主観的価値理論」なるものをもってきても、マルクス経済学の破綻を宣告するようなものにはなり得ない。あえていえば、マルクス的価値理論と異なるフレームワークに基づく説明の仕方が開陳されているだけである。

したがって、ブレンターノはこの異なるフレームワークに基づきマルクス的価値理論が見落とした論点のどこを補い、その生産主義の相対化にいかなる意義をもつのかについて、説明する必要があった。では、この点についてはどうだったのか。

4.5　商業利得の根拠について

ブレンターノが「商業それ自体はパラサイトか？」を書いた動機は、ゾンバルト批判にあった。彼からすればゾンバルトは、『近代資本主義 初版』[32]においてマルクスから解放されているにもかかわらずマルクス的解釈に留まっている、というのである。例えば、以下のように――。

> 利得は、双方の事例において年労働の生産性を上昇させたことの成果であり、この上昇は商人が彼のもたらした分業を通じて引き起こしたものである。……目下問題なのは、商人の利得の高さではなく、どこにその利得が由来するのか、マルクスや彼に基づくゾンバルトが主張するように、パラサイトが購買する側の商品生産者と販売する側の商品生産者の双方からだまし取ることに由来するのか、それとも商人のもたらした分業によって引き起こされた生産性の上昇に由来するのか、なのである[33]。

ブレンターノの設定する論点によれば、商人利得の由来が問題である。そこでゾンバルトはマルクスと同様に、買い手と売り手の双方の生産者からだまし取ったことだ、と誤解しているようだが、正しいのは商人のもたらした分業による生産性の上昇である、と言いたいらしい。そして、商人利得は双方にもたらした生産性上昇の対価であって生産者にパラサイトした結果の掠取などではない、と強調するのである。

しかし、このゾンバルト批判はあまりにも的外れであり、質が悪すぎた。そのことは、このブレンターノのゾンバルト批判が掲載された雑誌『国家』へ、あまり期間をおかずにゾンバルトの反論が掲載されたことにも表れている[34]。

そこでは、ブレンターノへの反批判が以下のようになされている。ブレンターノは、ゾンバルトがマルクスに引きずられて生産主義的な商人利得掠取説に陥っているというとき、『近代資本主義 初版』の次の箇所を根拠にしているようである。

> 二人の手工業者の商品を交換する商人に、両生産者の各々（あるいは一方）が自分の労働収益の割当を移譲（abtreten）させるならば、商人だけがつねに利潤を手に入れることができる（この世の全体に2人の手工業者と商人しか住んでいないと仮定する）[35]。

ゾンバルトがわざわざ「この世の全体に2人の手工業者と商人しか住んでいないと仮定する」と限定をかけている点についてブレンターノが引用していないのは気になるが、そのことをゾンバルトは問題視していない。ゾンバルトの反批判のポイントは、先の引用の直後にある以下の箇所をブレンターノが無視していることにある。

> にもかかわらず商人の媒介する活動によって、個々の手工業者に転がり込んだ財の量は以前よりも倍増させることができる。すなわち、労働の相対的生産性を上昇させるのである[36]。

一見して明らかなように、ゾンバルトは商人の活動が労働の相対的な生産性を上昇させることを認めている。批判対象の論理構成を正確に理解できないばかりか、そもそも簡単に確認可能な本人の主張さえもまともに見ようとしないブレンターノの「批判」は、もはや学問的な営為の体をなしておらず、有益どころか害悪であるとさえ言えそうである。

さらに、ブレンターノはゾンバルトのマルクス批判の中心論点までも捉え損ねている。ブレンターノは先述した商人利得の由来についてのゾンバルトの議論に対する疑問を提示した直後に、ゾンバルトへの揶揄を交えつつ以下のような自己の主張を開陳している。

> ご教示いただけると誠にありがたいのだが。この点でのご教示を納得のいく仕方でいただけぬかぎり、私には商業利得が寄生的な利得とは思われないし、商業資本は派生的なものではなく、資本の真の形態であると思われる。そして、商業企業は資本主義的企業家であると思われる。すなわち、ゾンバルトのために述べておけば、「貨幣換算した給付と反対給付に関する契約締結の総額を通じて物的財産を換価すること、すなわちプレミアム（利潤）でもって所有権者に物的財産を再生産してやることを目的とする経済形態」であると思われるのである[37]。

すなわち、ゾンバルトはマルクスと同様に商業資本を「資本の真の形態」と正確に認識していない、というのである。ところが、ゾンバルトの『近代資本主義 初版』を確認すれば、これがブレンターノによる全くの誤読ないし曲解であることが即座に判明する。

> 資本主義的企業家の利潤がつねに、本人のための職務であれ他人のための職務であれそれに従事している賃金労働者の労働収益からの分け前からしか成り立ちえない、というのは全く逆立ちした観念である。カール・マルクスが剰余価値学説のために選び取った見当違いの出発点――流通領域

から！――は、天才的な人を根本的に誤った直観へと駆り立てた。むしろはっきりと次のように断言すべきなのである。利潤は、留保された賃金労働者階級の労働収益と同じぐらいに、資本家に独立生産者（手工業者ないし農民）から流れ込んでいる分け前からも構成されうるのである。こうした事実のなかに、手工業的ないし農民的生産の中央に位置する資本主義的商業企業家の生存が可能な理由が含まれている。これは、マルクスが周知のとおりつねに正常ではない現象として解釈せざるを得なかった事例なのである[38]。

端的にいえば、ゾンバルトはマルクスの剰余価値学説を支持していない。ここでの引用が示唆するものとは、資本主義的企業家の「利潤」を構成するものが「留保された賃金労働者階級の労働収益」（＝マルクスの定義する剰余価値）だけではなく「独立生産者」の労働収益から商人に割り当てられた分け前も含まれる、というのである。そして、それこそが「手工業的ないし農民的生産の中央に位置する資本主義的商業企業家」の存立する根拠である、と。そして、マルクスの誤りは、賃金労働者の生産した剰余価値のみを資本の根拠として産業資本をその典型としてしまったために、この「商業企業家」（商業資本）を正常な資本から外すような理論構成にしたことにある、と明白に述べている。

ゆえに、もはやブレンターノのゾンバルト批判は、3つの点で非学問的な言いがかりと断じざるを得ない。第１に、ゾンバルトは商人利得が交換の両極にいる生産者たちへのパラサイトに基づいて成立しているとは考えていない。商人が生産者たちの生産性上昇に果たす役割は認めている。第２に、ゾンバルトはマルクスの剰余価値学説を支持していない。ゾンバルトは資本主義的商業企業家（商業資本）もまた資本主義において例外視できない資本であると主張している。第３に、ブレンターノがこだわっている資本の「真の形態」などという論点は、ゾンバルトにとって無意味である。ゾンバルトにとって重要なのは、資本-賃労働関係を前提とした産業資本だけを「正常」な資本とみなすマルクスの考えの相対化である。そして、「利潤」の根拠を独立生産者の労働収益の一部に求める資本主義的商業企業家（商業資本）の価値増殖運動を提示した点には、むしろマルクスの剰余価値学説の建設的な転用の跡さえみられるのである。

以上のように検討してくれば、ブレンターノとマルクスあるいはゾンバルトとを比較したとき、どちらが学問の名に資する議論をしているかは、もはや言葉を次ぐ必要もないであろう。むろん、ゾンバルトの提示した資本主義的商業企業家の資本の運動形態がマルクスの剰余価値学説の全面的否定ではなく、むしろそれを補足するものではないか、と評価することは可能である。それがブレンターノにとって大いに不満であったことは間違いない。しかし、そのような不満をぶちまけたところで、学問的に生産性のある議論へと発展することはまずあり得ない。この点で、ブレンターノの一連の行為は、根本的に学者としての資質を疑われてしかるべきものである。

それに比べれば、ゾンバルトの「資本主義的商業企業家」に関する提起はブレンターノの「主観的価値理論」なるものに基づく言いがかりよりもはるかに学問的な意義を有する。というのも、マルクスの提示した「二つの道」との関連で、商人主導による資本主義的企業の形成について理論的な説明がなされていることである。すなわち、マルクスが資本の基本形態を産業資本におき、賃金労働者の労働生産物をその

資本の源泉とみなしたのに対し、ゾンバルトはそれ以外に「独立生産者」の労働生産物から構成された商業資本の重要性を説いた。そして、その商業資本が利潤を得る根拠を交換の両極にいる生産者の生産性上昇を媒介・促進した点に求める。これらの一連の内容をみれば、ブレンターノではなくゾンバルトこそが、マルクス的生産主義経済史観に対置される流通主義経済史観の古典的提起者として評価されるに相応しいことは火を見るより明らかであろう。そして、このマルクスとゾンバルトの対立が、大塚史学から世界システム論へと至る戦後の経済史学の論争点とつながっているのである。

以上の点は、いかに流通主義経済史観といえども、ただ単純に〈商業資本は真の資本の形態である〉というテーゼを金科玉条のように振り回すことを意味するのではないことを示している。商業資本の基本構造をシェーマ化して産業資本のそれと対比し、論点を紡ぎだす。それは、過去のフレームワークであったマルクス的価値理論に造詣が深くなければ出来なかった作業である。このことは、世界システム論的な流通主義経済史観の成立には、逆説的ながらマルクス的価値理論に基づく生産主義経済史観の存在とそのフレームワークが前提されていなければならなかったことが示されている。ここまでくれば、過去のフレームワークの批判をその駆逐と取り違えることがいかに愚かで害悪をもたらすものであるかは、もはや言うを待たない。

4.6　経済史学のリアリティとは

今回のブレンターノのケースが深刻な意味をもつと思われるのは、他ならぬブレンターノが経済史や歴史学の世界で相当の貢献をしたとして評価されうる人物だからである。それは、彼の元で日本の経済史学の祖ともいえる福田徳三が学んでいたから、というような理由だけではない。例えば、彼はゾンバルトの〈ユダヤ人は根っからの商業民族であり資本主義の起源である〉という『ユダヤ人と経済生活』[39]の主張に対して、その問題点を「史実」（ユダヤ人には農耕体験があった、等）に即して咎めた人物としても大きな意義を有している[40]。ゾンバルトがのちにユダヤ人礼賛から「農民国家」としてのドイツの礼讃とともに「ドイツ社会主義」の提唱に突き進み、反ユダヤ主義の色彩を濃くしていったことに鑑みれば、ブレンターノの「史実」に基づく批判は同時代的にも今日的にみても重要なものであろう。新歴史学派においては最も自由主義的だとも言われる人物である。その彼がこのような学問的に稚拙な言いがかりという他ない議論を臆面もなく活字化しており、しかも大学者としてドイツで君臨していたという事実は、私たちに何らかの示唆を与えるのではないか。

これまでの議論からは、ブレンターノのような〈商業資本＝資本の真の形態〉という以外に何の中身もないテーゼに基づき発見された「史実」が説得力（リアリティ）を持ちうるためには、①一定レベル以上の理論的考察が必要であること、②その理論的精緻さは反対説の理論構成を「踏み台」とせざるを得ないこと、以上の小括が導かれる。

ゾンバルトに即していえば、①独立生産者の労働収益を源泉とする資本主義的企業家（商業資本）の成立を理論的に解き、②それがマルクスの留保された賃金労働者階級の労働収益を源泉とする資本主義的企業家（産業資本）のみを〈資本の真の形態〉とみなす考え方を相対化する意義をもつことを明らかにする、という具合である。先にみた流通主義経済史観でいえば、①巨大な商業利子付資本と大量需要の形成、そして植民地でのプランテーション経営による奴隷他の直接生産者からの搾取、これらが産業革

命の原因として重要なことを強調し、②これが小生産者（小経営者）の資本蓄積と技術革新（マニュファクチュアから機械制大工業へ）に傾斜しがちな生産主義経済史観を相対化する意義をもつことを明らかにする、ということになる。

いずれのケースでも重要なのは、自説のリアリティが反対説の存在によって担保されているというアイロニーである。ゾンバルト説にせよ、そこから派生して出てきた流通主義経済史観にせよ、その理論構成なしに「史実」の説明にリアリティを与えることは不可能であろうし、しかもその理論構成もマルクス的価値理論を前提としてその批判を通さなければ成立し得なかったであろう。批判対象はつねに乗り越えられたことによって不要となるのではなく、批判する主体がそのリアリティをもつための参照項として必要なのである。それが無いと、その議論がどこを精密にしたのか、という説得力のありかが不鮮明になる。挙句の果てには〈商業資本は真の資本の形態である〉・〈使用価値と交換価値は同じ価値である〉などの簡単すぎるテーゼだけを振り回して、批判対象の理論構成を曲解しその射程を矮小化するような愚を犯すことにより、せっかく集められた証拠（史実）のリアリティをも台無しにしてしまうのである。

以上の簡単な考察から端的にいえるのは、いかなる証拠（史実）といえども、それは一定のフレームワーク＝理論枠組みから説明されることによってしかリアリティ（説得力）をもちえない、ということである。しかも、そのリアリティ（説得力）は批判対象となる理論枠組みの説明を駆逐するためのものではなく、それを踏み台にして成立しているということである。こうした考えから敷衍すれば、様々な学説を踏み台にして現在の理論が展開されている社会科学において、学説史が当該分野の学説や理論、ないしそれに基づいた実証研究のリアリティを担保する上で極めて重要な役割を果たしていることは明らかであり、自らが異端とみなす学説についてそれを攻撃し駆逐を公言するなど、もってのほかである。一つのフレームワークだけが生存すれば後は滅びてよし、という思考が証拠のリアリティさえ減衰させるということを強調して、本節を終えることにしたい。

5．おわりに

経済学の全体像を理解するための「科学」のモデルはどうあればよいかを考えるために、経済学者集団がその議論においてどのようなことがらを根拠として説得力を感じるのか、すなわち、リアリティを実効的に支えている基盤は何なのか、について考察すること、それを経済学に関連する個別研究領域について具体的に明らかにしていこうというのがこのグループ研究の目的であり、今回の研究ノートでは経済史研究について分析を試みた。

なぜ経済学はかくも反・科学哲学的なのか、という問いを立てた当初は、経済学に関連した科学哲学の専門文献にその答はあるだろうと思っていたのだが、議論はより専門的になっていくばかりでわれわれの疑問に答えてくれそうには見えなかった[41]。グァラ［2005］はデュエム＝クワインテーゼに実験経済学はどう答えるかという従来からの帰納の妥当性の問題に加えて、その実験室における知見を実験室外部に対していかなる根拠をもって適用しうるのかという「外部的妥当性」という新しい問題を扱っているのだが、帰結の正当化の根拠を問うだけで、経済学が全体として「科学」として何を行っているのかという疑問には答えていないように思われた。その最大の理由は、演繹的推論がリードすべきパートで、科学哲学の想定よりも経済

学の営みが論理整合的でない点が認識されていないことにある。この問題は、制度化され、巨大化したSRPの中では自分がかかわる専門パート以外は信頼して受け容れることにして問題にされない一方で、分断された下位モデルの内部の整合性については非常に神経質になって数多くの論文が産出されるため、そのSRPに批判的であったり[42]、経済学史研究者のように外部から眺めようとしないかぎり、経済学に関わる科学哲学の専門論文ももっぱら正当化の文脈で議論を展開することになるのであろう。

経済学の基底層の全体としての整合性が高くないこと自体、もっと認識されるべきであり、その上で経済学がどのような「科学」的活動なのかを自覚的に捉えることは、経済学のこれからの在り方を考える上でも重要な課題である。

参考文献

石井寛治［2015］『資本主義日本の歴史構造』東京大学出版会

内井惣七［1995］『科学哲学入門　科学の方法・科学の目的』世界思想社

川北稔［2010］『イギリス近代史講義』講談社

川北稔［2016］『世界システム論講義――ヨーロッパと近代世界』筑摩書房

恒木健太郎［2013］『「思想」としての大塚史学――戦後啓蒙と日本現代史』新泉社

角山栄［1980］『茶の世界史――緑茶の文化と紅茶の社会』中央公論社

野家啓一［2016］『歴史を哲学する――七日間の集中講義』岩波書店

牧野雅彦［2003］『歴史主義の再建――ウェーバーにおける歴史と社会科学』日本評論社

牧野雅彦［2006］『マックス・ウェーバー入門』平凡社

牧野雅彦［2011］『新書で名著をモノにする『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』』光文社

八木紀一郎（代表）・有賀裕二・大坂 洋・大西 広・吉田雅明編集［2015］『経済学と経済教育の未来：日本学術会議（参照基準）を超えて』桜井書店

吉田雅明［2011］、「進化経済学の体系を構築する－『進化経済学基礎』出版に寄せて－」、『専修経済学論集』108、pp.103-111

吉田雅明［2013］、「経済学を理解するための科学の三層モデルとその学史研究への適用」、『経済学史学会第77回大会報告要旨集』、jshet.net/docs/conference/77th/yoshida.pdf

吉田雅明［2015］、「経済学の演繹的リアリティについての考察」、『専修経済学論集』120、pp.157-164

Brentano, Lujo [1916=1941]. *Die Anfänge des modernen Kapitalismus*, Verl. der K. B. Akademie der Wissenschaften, München. 田中善次郎訳『近世資本主義の起源』有斐閣

Brentano, Lujo [1905]. „Ist Handel an sich Parasit? Eine Frage an Marxisten und andere“, *Die Nation. Wochenschrift für Politik, Volkswirtschaft und Literatur*, Nr. 18, S. 275-276.

Guala, Francesco. [2005], *The Methodology of Experimental Economics*, Cambridge Univ. Press, 川越敏司訳『科学哲学から見た実験経済学』日本経済評論社、2013年

Jespersen, J.,[2011], *Macroeconomic Methodology: A Post-Keynesian Perspective*, Edward Elgar Pub

Kuhn, T.S., [1962], *The Structure of Scientific Revolutions*, University of Chicago Press, 中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房、1971年

Lakatos, I., [1978], *The Methodology of Scientific Research Programmes: Philosophical Papers* Volume 1. Cambridge University Press, 村上陽一郎他訳『方法の擁護－科学的研究プログラムの方法論』新曜社、1986年

Marx, Karl [1975a=2006]. *Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie*, Erster Band, 4. Auflage, durchgesehen und herausgegeben von Friedrich Engels, Dietz Verlag, Berlin. 長谷部文雄訳『資本論』第1部（上）績文堂出版、2006年

Marx, Karl [1975b=2006]. *Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie*, Dritter Band, herausgegeben von Friedrich Engels, Dietz Verlag, Berlin. 長谷部文雄訳『資本論』第3部（上）績文堂出版

Popper, K.R., [1934], *Logik der Forschung*, Mohr

Siebeck, 大内・森訳『科学的発見の論理（上下）』恒星社厚生閣、1971-72年

Quine, W.V.O., [1953], *From a Logical Point of View: 9 Logico-Philosophical Essays*, Harvard Univ. Press, 飯田隆訳『論理的観点から―論理と哲学をめぐる九章』勁草書房、1992年

Sombart, Werner [1902]. *Der moderne Kapitalismus, Erster Band ── Die Genesis des Kapitalismus*, Leipzig, Duncker &Humblot.

Sombart, Werner. [1905]. „Der Kaufmann — ein Parasit? Die Antwort an Herrn Geheimrat Brentano — und andere“, *Die Nation. Wochenschrift für Politik, Volkswirtschaft und Literatur*, Nr. 20, S. 311.

Sombart, Werner [1911=1994]. *Die Juden und das Wirtschaftsleben*, Duncker & Humbrot, Leipzig. 金森誠也・安藤勉訳『ユダヤ人と経済生活』荒地出版社

[1] 本稿は平成28年度専修大学社会科学研究所グループ研究助成B、および平成27年度専修大学個別研究助成の成果の一部である。

[2] 詮無きこととはいえ例示すれば､加藤涼［2007］p.33、マンキュー［2010］第1章など。現在主流のマクロ経済学をとても素朴に「科学」として紹介している。しかしわれわれが危惧するのは、これらの言説が違和感なく流通してしまう経済学業界の状況に対してである。

[3] 参照基準の第４節「経済学を学ぶ学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養」の（2）「経済学の学びを通じて獲得すべき基本的な能力」の①「経済学に固有な能力」である。

[4] M.フリードマン［1953］を引いて、モデルは対象の本質的なところのみを取り出すものであるから非現実的だという批判は意味がない、といううんざりする議論を思い起こさせるのである。

[5] この箇所に先立つ部分に､「学生が獲得すべき基本的な知識」が例示されていて、その中に､「需要と供給」､「市場の均衡と不均衡」､「機会費用」､「『限界』概念」､「インセンティブ」､「戦略的行動」､「不確実性と期待」が並べられていることから想像がつく。

[6] 参照基準の科学方法論が19世紀レベルであると言っているわけではない。仮説から観察可能な予測（経験的命題）を演繹し、その予測が真であるか否かを観察によって検証するという仮説演繹法は、経済学に関連する論者に限ってみても、J.S.ミルによる古典的なそれも、ジェヴォンズによる確率論的帰納法も、参照基準よりもはるかに厳密な科学の正当化の手順を論じている。内井惣七［1995］参照。

[7] 吉田が直接作成にかかわったものとしては進化経済学会「参照基準改定版素案に対する意見書」http://www.jafee.org/sanshokijun.html がある。

[8] 「「経済学分野の参照基準」を考えるシンポジウム」（2014.3.12慶應大学）では、執筆者の前で直接説明した。https://www.jspe.gr.jp/ja/node/110

[9] 詳細は、八木紀一郎（代表編）［2015］参照。

[10] 実在論vs反実在論をはじめ重要なトピックスはたくさんあるが、ここでは後節とのつながりで必要な科学のモデルのみ触れる。

[11] もちろん現在の主流をなす経済学を指している。ただ、新古典派という名前をつかうと、こちらの意図とは離れて狭くとられて反論されることが多いのでその呼称は使わないことにした。社会全体のモデルとして、現在の主流派マクロは明らかに一般均衡モデルを採用しているように見えるのだが、部分的な状況を分析するための非対称情報モデルや、他者の戦略的行動を明示的に考察するゲーム理論の展開を念頭に、もはや一般均衡理論など想定している者などいない、といわれると、いや暗黙にであれどのような経済社会全体のモデルを想定しているかを問題にしているのだ、といっても、おそらくそのようなものは想定していないといわれそうで、困惑してしまうのである。

[12] マルクス経済学、とくに数理モデルを整備した置塩派。あるいは、再生産理論を現代的に定式化したスラッファに続く研究者を想起されたい。

[13] かつてレイヨンフーブッドは「エコン族の生態」という戯画的エッセイでこの状態を表現した。

[14] 図および以下の議論の詳細につては、吉田

［2011］、吉田［2013］参照。

[15] たとえば未区分のままで、リカードを演繹的、ミルを帰納的として対比することは、意識的に自然科学の方法を探求したミルの側に偏った分析になりはしないだろうか。もちろんそれとは別に、そもそもレイヤーは区分できるのか、という根源的な反論が出てくることは予想できるので、新たな検討の必要は認める。

[16] 以下の詳細については吉田［2015］参照。

[17] スラッファ［1926］参照。

[18] 野家［2016］、pp.185-188。

[19] 川北［2010］、pp.53。

[20] 角山［1980］、pp.107-111: 川北［2010］、pp.158-171: 川北［2016］、p.26。

[21] 川北［2010］、p.55。

[22] 石井［2015］、pp.309-310。

[23] 恒木［2013］、第３章: 川北［2010］、pp.160-161。

[24] 牧野［2003］、pp.131-156: 牧野［2006］、pp.92-103: 牧野［2011］、pp.27-31。

[25] Marx [1975b=2006], S.347=p.474。

[26] 恒木［2013］、第３章。

[27] Marx [1975a=2006], S.589=pp.883-884。

[28] Marx [ibid.], S.178=p.310。

[29] Brentano [1905]。

[30] Marx [1975a=2006], S.171-172 = p.299。

[31] Marx [1975a=2006], S.177-178=p.309。

[32] Sombart [1902]。

[33] Brentano [1905]。

[34] Sombart [1905]。

[35] Sombart [1902], p.212: Brentano [1905]。

[36] Sombart [1902], 同箇所 : Sombart [1905]。

[37] Brentano [1905]。

[38] Sombart [1902], p.213。

[39] Sombart [1911=1994]。

[40] Brentano [1916=1941]。

[41] ファイヤアーベントのアナーキズムに続く科学知識社会学の立場からの経済学への言及については、次の検討課題としたい。しかし科学の全体像を描き出そうという試みは下火になっているように見える。

[42] 代表的なのはローソンであるが、あまり経済学の内部に踏み込んだ議論を行っていないように思われる。批判的実在論の流れで出されたJaspersen［2011］はポストケインジアンのフレームワークに言及するのみである。

＜研究ノート＞

チェンナイ（旧マドラス）市のスラム居住者の住宅政策と居住アーバニズム

福島　義和

目次：はじめに

Ⅰ章　世界の都市貧困層のための住宅政策と課題―インド、ブラジルを中心として
Ⅱ章　チェンナイ市のスラム立地とTNSCBの存在
Ⅲ章　カバリートッタムスラム調査と他地域の比較考察
Ⅳ章　スラム居住者の移転計画と居住アーバニズム論（S. Benjamin, 2008）

はじめに

ウーバーとオラが競う配車サービス業、メーク・マイ・トリップ、ヤトラ、クリアトリップの３社が急成長する旅行予約サイト業。これらの産業は13億人の巨大市場、特に拡大する新中間層が主たる利用者である。チェンナイの郊外には、大規模なショッピングセンターが進出し、こちらも大変賑わっている。モディ政権（2014年樹立）の「モディノミクス」なる経済改革が、企業の競争に拍車をかけている。しかし同時に、約４割近くの国民がトイレのない家で生活をしている。もちろん、国民の約8割が信仰するヒンドゥー教の「浄と不浄」の観念が背景にあることは間違いない。そしてムンバイ、コルカタ、チェンナイの各大都市におけるスラム人口は非常に高い割合であることも事実である（図１参照、2001年）。

本研究で取り扱うチェンナイのスラムは浸水

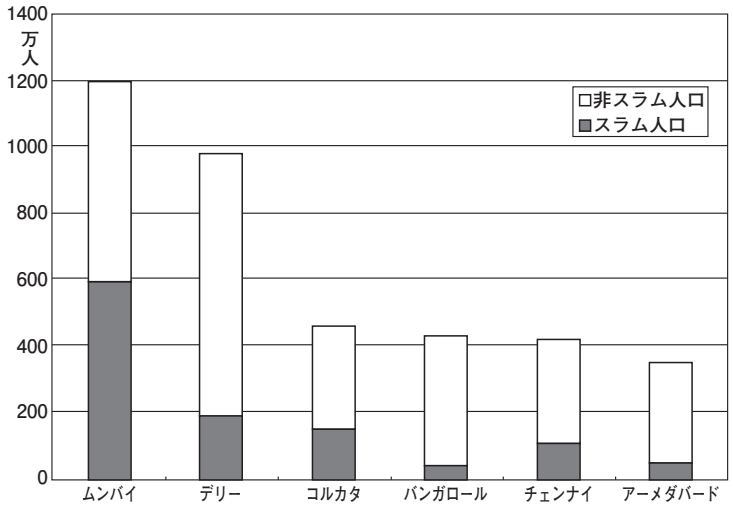

図１　インドのスラム人口の都市間比較（2001 年）

で多大な被害を頻繁に受ける。その理由は河川沿いや鉄道線路沿い、それに低地に形成されたスラムは非常に被害を受けやすい状況に常に置かれているからである（写真参照）。タミルナドゥスラムクリアランス局（Tamil Nadu Slum Clearance Board　以下TNSCB）によれば、2001年～2014年の間にスラムが約52%も増加している。再定住resettlementの移転計画の実効性が問われている（注1）。本稿では従来の住宅政策の流れを追いながら、現実の移転計画を検討する。後述する三つの事例は、いずれも23年前の1994年度の調査を追跡することになる。

Ⅰ章　世界の都市貧困層のための居住政策と課題―インド、ブラジルを中心に―

1970年代以降の貧困層に対する世界の居住政策を振り返っておこう。本章は穂坂光彦（2008）の言説に多くを依拠している。

セルフ・ヘルプ（自助）住宅の流れが、1970年代に入って居住政策に影響を及ぼすことになる。このセルフ・ヘルプによる建設行為は、行政の怠慢で、安価な労働力に依存した無策な政策が招いたものであるといった批判もみられるが、1970年代の初頭には世銀が意欲的に融資したサイト・アンド・サービス計画（低価格で最小限の施設サービスを小規模敷地に施した後、低所得者に分譲し、住宅の自助建設を促す計画）が一つの大きな流れとなる。

70年代の後半になると、除却再開発型の公共住宅から上記のサイト・アンド・サービス計画やスラム改善事業（スラム住民を移転させずに、水道、歩行路、排水、共同トイレ、電気などのインフラ改善や制度的改善）へと劇的に転換していくことになる（穂坂、2008）。この流れからすると、後述する23年前に調査したアルンバッカム地区のサイト・アンド・サービス計画は随分遅い時期の計画である、と判断できる。当時建築中の建物が多かったように記憶している。道路には建築材料の砂やレンガが散在しており、住民たち自身が家屋建設に従事している光景も見られた。そして住民たちは元スラム住民というより医者や公務員なども居住しており、多様な住民構成（後述する）からできあがっており、明らかに中産階級を対象にした住宅である。

1980年代は公共主導の住宅供給に問題があり、政府は単なる住宅供給者ではなく住宅関連セクターのさまざまな活動に支援する役割に徹底するべき（「イネーブリング原則enabling principle」と呼ばれる）だとされ、「2000年までにすべての人に適切な住宅を保証する施策」が国連総会（1988）で決議された（穂坂、2008）。しかし、この「適切な住宅」の概念が明瞭ではなく、夜露がしのげるシェルター程度の住宅を意味するのか、まだ政府が自助住宅の建設にどこか期待しているようにも垣間見えた。

そして1990年代に入ると、80年代のつけ（構造調整や経済のグローバル化）が一気に回ってきたように、人間開発指標の開発、貧困緩和、新たな貧困層の出現、そして人間の安全保障human securityが声高く叫ばれながら、現実には強制立ち退き（注2）が横行し、基本的人権としての「居住権利housing rights」を認め、最小限の住まいを保証させる運動が台頭することになった（穂坂、2008）。しかしこの「最小限のすまい」の概念も、前述の「適切な住宅」同様きわめて抽象的な概念である。結局、国連等の発するこれらの概念の具体化は、各国政府の住宅政策の在り方に強く依存している。もちろん、民間に任せるのか、住民の自助建設運動に任せるのか、あるいは斬新な公共住宅政策（社会住宅なども含む）を考案するのか、貧困層の住宅

政策は知恵の出しどころである。

現在注目すべきは、アジアを中心に拡大しつつあるマイクロファイナンス（マイクロクレジット）の運動が、貧困層の所得向上だけでなく、自立やエンパワーメントなども含めて、貧困層の人々の能力を高めることにも有効である、と言われている。1997年２月に開催されたマイクロクレジット・サッミト（ワシントンDC）は、ＮＧＯの新しい動きであり、貧困層の住宅政策に一つの指針を与えている（注3）。

最後にブラジルのフィールドから得られた知見に言及してこの章を終える。

1993年以降のサンパウロのシンガプーラ計画（ファベーラ撤去と住民移転を伴なわない住宅高層化と生活関連インフラおよび公共施設の設置による都市整備）は再開発費用が民間委託のために高額化することや住民が政策の意思決定に不参加であること、そして当時のヒヤリングによると高層住宅の居住予定者が、より所得の高い層、つまり中間層に住宅を譲渡してしまい、ファベーラの住民が定着しないといった課題が残った。さらに近田亮平（2002）によれば、ファベーラ住民の居住場所を変更しないことによってコミュニティの維持を意図する住宅計画が、「票田としてのファベーラ」という政治的利用がうかがえる、と指摘している。スラバヤのカンポンなども、政治的な「票田」になっている面は確かにある。

以上の大きな流れをRob Potter（1992）が低所得者層の住宅政策として整理している（図２）。ただし、21世紀の政策には言及していない。

Ⅱ章　チェンナイ市のスラム立地とTNSCBの存在

コルカタのスラム街で活動したマザー・テレサをわざわざ登場させなくても、インドの貧困は根深い。「死を待つ人の家」「孤児の家」「障害者の家」「女性・薄弱者の家」の諸施設で介護を続け、人々の「無関心さ」に警笛を鳴らし続けたことは余りにも有名なことである。彼女の死後、早くも20年が経過した。

1980年代、アーメダバード、ハイデラバード、

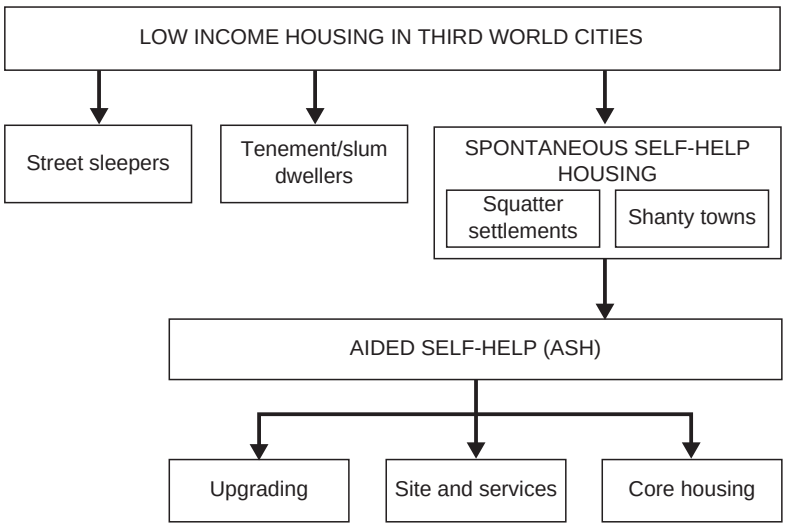

Different types of low-income housing in Third World cities

図２　第三世界の諸都市における低所得者用の住宅タイプ

コルカタ、ボンベイ、デリーなどで住民組織作りや移動セミナー等の活動により、貧困者や洪水の被害者に対して再建や移住の政策を行ってきたNPOの活動は、政府のプロジェクトと混在しており、前述した「住宅供給者としての政府」の役割は確実に弱体化している。その為州レベル（本研究ではタミルナドゥ州、以下TN州）の政策に注目する必要がある。

チェンナイ市は市域人口が約850万人（2017年）で、1981年の人口の３倍近くの増加を示すなか、初期のスラム（図3、1981年）はブラックタウン地区とベンガル湾に並行に流れるバッキンガム運河[注4]に沿ったトリプリケイン地区やマイラポール地区に集中していたが、3年後の1984年（図4）には浸水を受けやすい地域にもスラムが数多く形成されており、TNSCBが管轄する保有地tenements（図中の黒色の地域）も増加しつつある。このような地区の一つが、後述するカバリートッタムスラムKabali Thottam Slumである。このスラム居住者

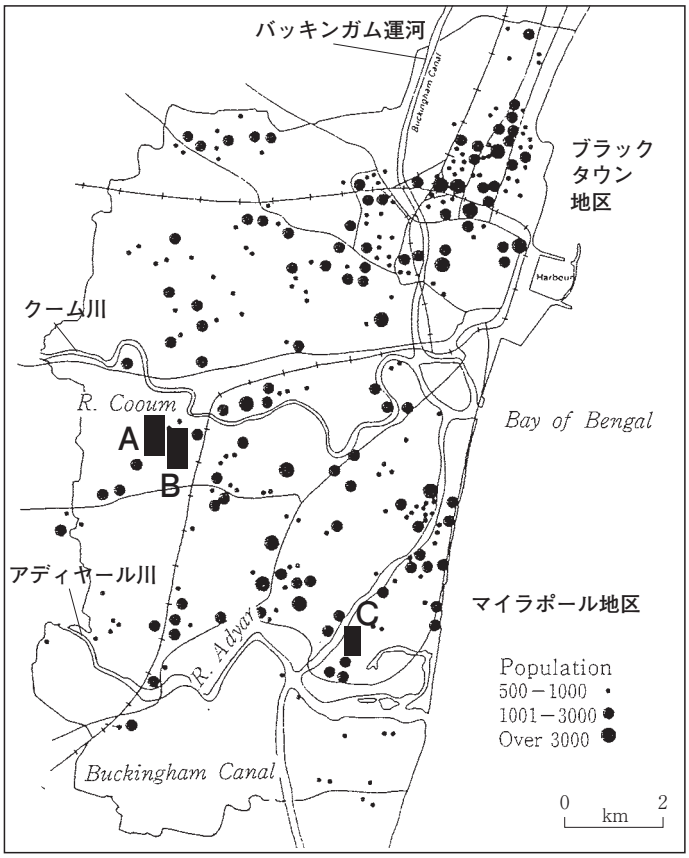

図３　マドラス市におけるスラムの分布（1981年）

A　アルンバッカム・サイトアンドサービス計画地域
Arumbakkam site & services programme area

B　アザド・ナガールスラム改善地域
Azad Nagal slum improvement area

C　マイラポールのバッキンガム運河沿のカバリー・トッタムスラム地域
Kabali Thottam slum along Buckingham Canal at Mylapore

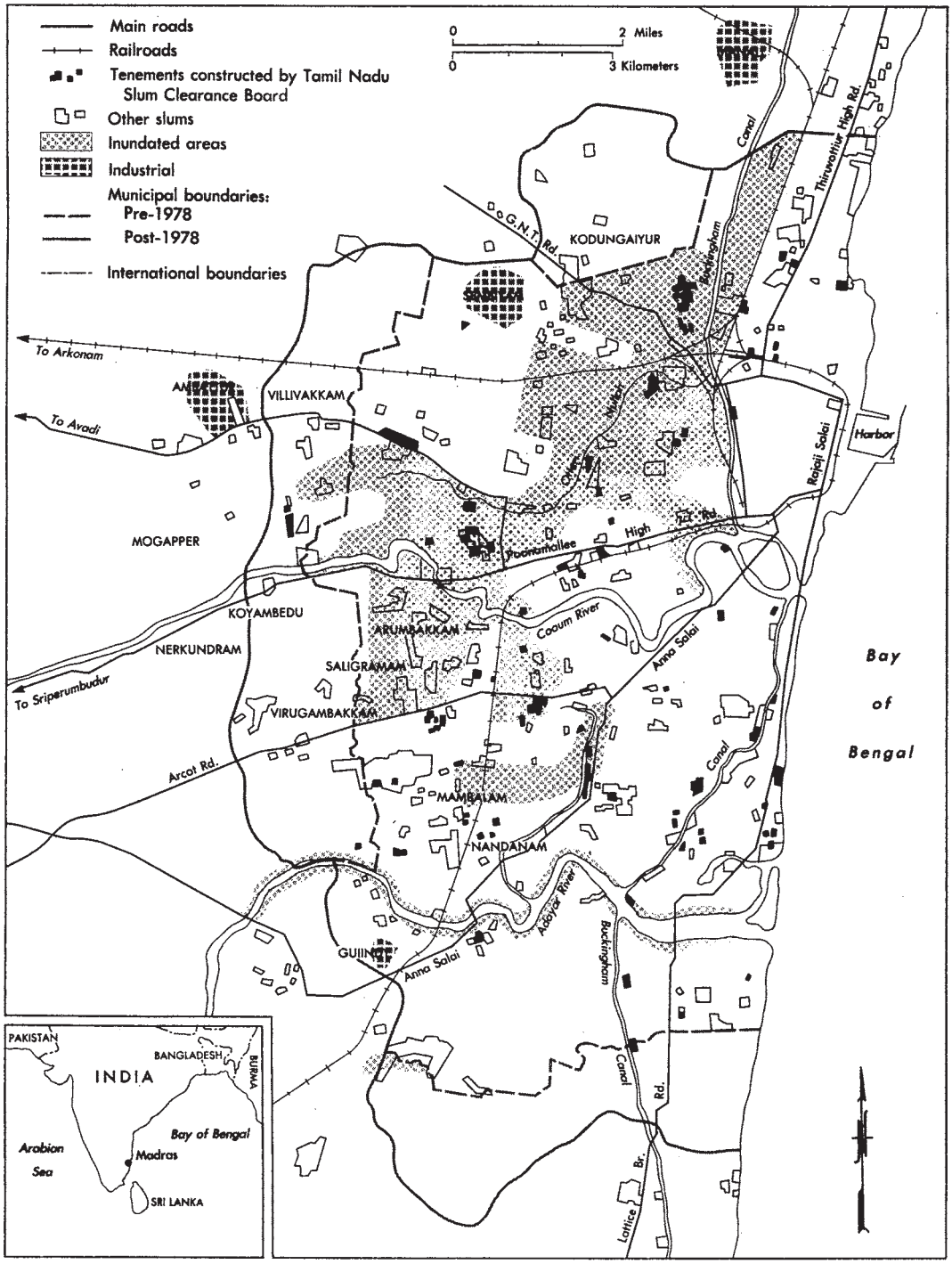

Sources: K. C. Sivaramakrishnan and Leslie Green
Metropolitan Management: The Asian Experience
(Oxford, Oxford University Press, 1986).

図4　マドラス市におけるスラム分布と TNSCB の保有地（1984 年）

が約20年間にわたる家賃の支払いを終えると（TNSCBに対して）、新しい住宅は住民の所有物件になる。詳細は後述する。

ここでチェンナイのスラムの全体像をみておこう。

まずインド都市部のスラムとTN州のスラムの人口増加率を比較すると、1981年から2001年の20年間で都市部のスラムの人口増加率がTN州の約２倍の122％を示している（図5）。都市部のスラムが急増していることが伺える。次にチェンナイ都市域のスラム人口の推移をみると（図６）、2001年の196万人の数字は、10年間（1991~2001年）におけるスラム人口の急激な増加分（約43万人）が影響しており、TN州全体のスラム人口の約45％にも相当する。また、チェンナイ都市域の人口の約28％（2001年）がスラム人口といえる（表1）。つまり人口の３人に一人がスラム人口である。ただし1981年以降、都市域に対するスラム人口比率は減少している。

スジャータP.Sujatha等（2010）が指摘するように、チェンナイ市のスラム居住者や都市貧困層にとって家族の生活保障、つまり健康状態や健康管理が重要な課題となっている。少し話はそれるが、後藤新平が関東震災後の東京の都市計画で「衛生」と「防貧」を重要な理念として

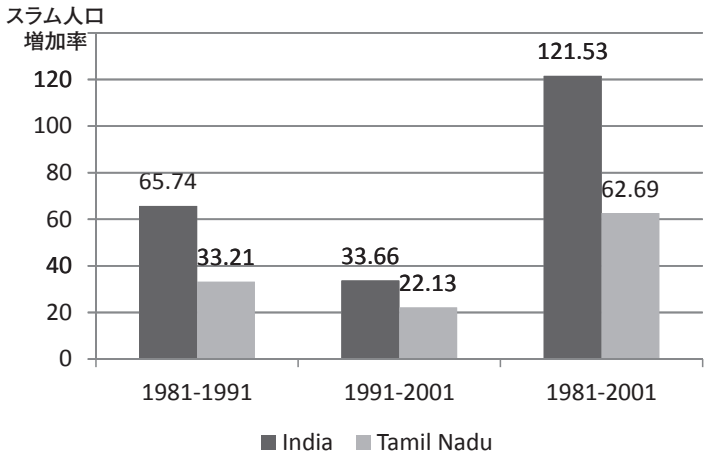

図５　インド都市部と TN（1981-2001）におけるスラム人口の増加率

Source: Compendium of Environment Statistics, 2001

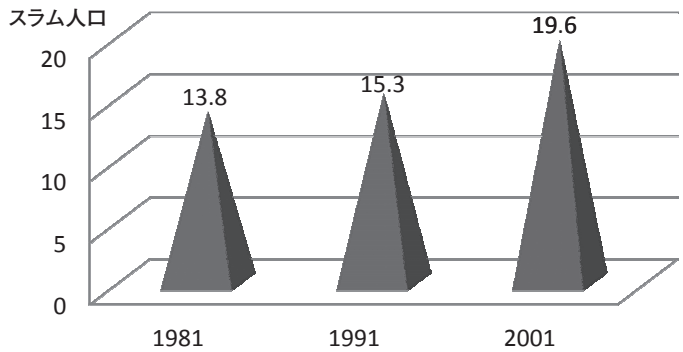

図６　チェンナイ都市域におけるスラム人口の推移（1981-2001）　単位は 10 万人

Source: Compendium of Environment Statistics, 2001

表１　TN 州とチェンナイ市の推定人口とスラム人口（1981~2001）

No.	Year	Population (Lakh)					
		Total			Slum		
		T.N.	Chennai U.A.	%	T.N.	Chennai U.A.	%
1.	1981	159.5	42.9	26.90	26.8	13.8	51.49
2.	1991	190.8	54.2	28.41	35.7	15.3	42.86
3.	2001	233.1	69.8	29.94	43.6	19.6	44.95

Source: Compendium of Environment Statistics, 2001

表２　チェンナイ市のスラム素描―Slum Profile Sheet より作成―

① 調査スラム数：1131（全スラム数の約 52%）
② 調査人口 / 世帯数：約 116 万人 / 約 30 万世帯
③ 土地所有：公共地（48%）、TNSCB（30%）、Patta（11%）、その他（11%）
④ 土地状態：宅地開発可能（79%）、居住不可能（21%）☜移住 relocation
　○ TNSCB が管轄する保有地数 tenements が約６万
⑤ 住　　宅：Pucca（50%）、Semi Pucca（35%）、Katcha（Kutcha）（15%）
　○ プッカはセメントなど使用した発注の永久住宅、クチャは地元の建築材料を使い、自助で建てた一時的な住宅だが、環境に優しい。
⑥ 住宅規模：20 ㎡以下（60%）、21~40 ㎡（29%）、41~60 ㎡（6%）、60 ㎡以上（5%）
⑦ 屋根材料：セメント（40%）、アスベスト（27%）、草・稲（22%）、タイル（5%）、タール（4%）、木（2%）
　☞アスベストの高率に驚きである。
⑧ 床 材 料：セメント（77%）、泥（11%）、石（9%）、レンガ（2%）、タイル（1%）
⑨ 下水設備：各戸に備え付いたタンク（49%）、土を掘った臨時便所（23%）、コミュニティ内に備え付いたタンク（12%）、シェアされたタンク（7%）、有料トイレ（5%）、屋根なし欠陥トイレ（4%）
⑩ 飲 料 水：公共用蛇口（36%）、各戸の蛇口（31%）、Tube Well（16%）、給水車（15%）、Open Well（2%）
　○ 前回の 23 年前、不規則にやってくる給水車の背後で飲料水を求めて奪い合っている住民の姿が鮮明に記憶されている。スラムの多くの住民が新聞を読めないため、給水車の情報が入らない。
⑫ 燃　　料：ガス（69%）、灯油（25%）、電気（3%）、薪（2%）、木炭（1%）
⑬ 世帯収入：10,001 以上（7%）、7,501~10,000（12%）、5,001~7,500（20%）、
（月額 Rs） 2,501~5,000（53%）、2,500 以下（8%）
　○ 貧困ライン（BPL）は 2.500Rs で約 8% であるが、指定カースト SC や指定部族 ST は約 51% と高い割合である。
⑭ 生　　計：臨時雇用（73%）、事務関連（11%）、建設労働（6%）、運転手（6%）、自動車修理・整備（2%）、警備関連（2%）

いたことを思いだす。

詳細なスラム分析は別稿に譲るとして、TN 政府の都市農村計画機関 Town and CountryPlanning Organization（以下、TCPO）の報告レポート Slum Profile Sheet（2003 年）を要約する（表２）。対象地域はチェンナイ市自治体 Chennai Corporation の管轄地域（チェンナイ市のほぼ中心部）である。

これらのスラムの現況に対して、TN 州の住宅政策を整理しておく。

TN 政府の住宅部門はチェンナイ大都市圏 CMDA、スラム、住宅協会、住宅開発等に分類されており、特に本研究とも関連があるスラム政策については図７として整理できる。

現在、チェンナイ市では 21,000 以上の家族が彼らの最初の居住地を追われ、25~30km も離れた市の周辺部に強制的に住まわされている（Dilip Diwakar G.and Vanessa Peter, 2016）。そして 31,912 の家族はこれらの再定住地 resettlement colonies に新たに向かおうとしている。州政府による都市コミュニティのための Rehabilitation and Resettlement 政策（以下、Ｒ＆Ｒ政策）が

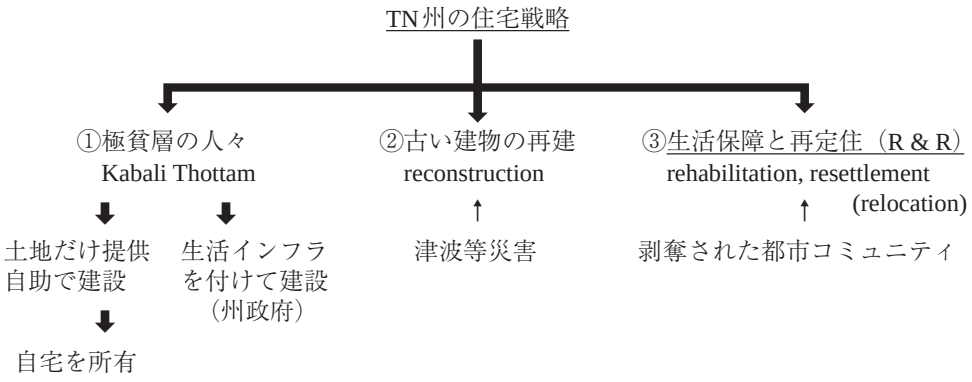

図7　タミルナドゥ（TN）州の住宅戦略（筆者作成）

多くの人権侵害を解決している（図7）。より具体的にはこのR＆R政策が適切な住宅、食料、飲料水、教育、健康、仕事と生活、人間や住居の安全を含んだ基本的な人権侵害を予防している。そしてTN州のR＆R政策によって、チェンナイ市周辺部に次々と住宅が建設されているのが現状である(注5)。

Ⅲ章　カバリートッタムスラムKabali Thottam Slum調査と他地域の比較考察

簡潔にいえば、23年前の1994年調査と比較すると表3にまとめることができる。前回の調査時には、運河沿いのマイラポールMylapore地区（特に図3参照）のKabali Thottam Slum（以下、KTスラム）はほとんどが茅葺き屋根の粗末な泥壁の住宅で占められており、3枚の写真からも明らかなように子供の遊ぶ元気な姿が印象的であった。当時の調査によると、クーリーcoolie（低賃金未熟練労働者）やホテル関係の労働者が多く、平均賃金は週給174ルピーで3地区の中では最低であった（アザド・ナガールAzad Nagarスラムでは週給283ルピー、アルンバッカム計画地区は月収4417ルピーで、KTスラムの低額性が鮮明）。

23年ぶりの今回の調査で、KTスラムの居住者への再定住化（4階建てのコンクリート建築）が進み、表3から明らかなように所得も上昇し、電気や水道も無料に近く、その上約20年間家賃をTNSCBに払い続ければ自宅になる政策（R＆R政策）が効果を上げている。しかし長年のスラム生活が身についており、ゴミ処理などがうまくいっていない面もある（移転先の建物の奥にゴミ山を見つけた）。ヒヤリングによると、完全なリーダー不足であるといった意見も聞かれた。教育不足の面も否めない。

ところで23年前にみた、水飲み場に女性たちが集まっておしゃべりをしている光景は、全体であまり見かけなかった。それよりも大きなビニールの容器（写真参照）が大量に建物の前に置かれてあり、飲料水をその多数の容器に集めている姿が印象的であった。おそらくいったん屋上のタンクに貯水するものと考えられる。部屋の中にはベッドやテレビがあり、意外と小物も多くあって住みやすそうに感じられた。23年後の現在、仕事は家政婦、運転手、塗装業と多様で、ビジネスをやっている人は月給10,000Rsと他地区と遜色がない給与をもらっている。以上の考察からスラム地区へのTNSCBによるR＆R政策は住民の生活向上には一定の効果があると判断できる。しかし、30年前に市

内から移転してKTスラムにたどり着いた50歳のある居住者が、現在全く収入無しであることも一つの事実である。なお、二つのスラムにおける住民の月収を比較した図8を掲載しておく。

ANスラムは水害の常習地であったが、今回23年ぶりに訪れると、立派な水路に変貌しており、水路に接した場所には金属加工（鍛冶屋）の工場やゴミ回収車も巡回している。23年前の写真を若い人に披露するとその変貌ぶりに驚き（写真参照）、私の撮影した写真を近くのコピー屋で大量に印刷していた。しかしゆっくりと歩くと、茅葺きの住宅も残存しており、室内には豪華な調度品が装備されていた。飲料水用に井戸も存在し、住宅の住み心地は良いが、メンテナンスが大変なようである。現在も多くの建設中の建物が見られた（写真参照）。

写真1　運河沿いに発達したKabali Thottem Slum―1994年（23年前）

バッキンガムスラム
住居の後ろがバッキンガム運河

バッキンガムスラム

バッキンガムスラム

このANスラム地区の住宅改良事業slum improvementは、住民を移動させずに水害常習地を安全な地域にするために、水路などのインフラ整備を施し住宅環境を上昇させる政策である。住民は非常に親交的でイスラム教を信仰する者もおり、居住年数も約40年間と3地区のなかでは長く、不動産業や他のビジネスそして仕立て屋や金属加工（鍛冶屋）の職人もみかけられた。住民のなかには大学卒で流通業に就業している人もいる（月収は10,000Rs）。

一方、アルンバッカム地区のsite and service projectは前述したように、1970年代初頭から世銀の融資を背景に展開された住宅政策である。土地を分譲し、住民たちの自助建設に期待する政策である。23年ぶりに歩いてみると、街路樹やきれいな区画整理の状況にも歳月を感じるが、一番の驚きは人や車の流れの多さである。

当時のMMDA（マドラス大都市開発局）による計画地区site and service projectは世界の流れの中では比較的遅い時期にあたり、分譲される大小の区画（所得階級ごとに区画分け）ごとに、さまざまな住宅が自力で建設されている（図9、参照）。日本のニュータウンの分譲地の景観に似ている。居住者の職業も大工から医者まで多彩に居住している。実に23年ぶりに伺った女医（既に死亡）の住宅では息子夫婦の家族

表３　チェンナイ市の３地区の比較（付表も参考）

カバリートッタムスラム	アザド・ナガールスラム	アルンバッカム計画地区
・駅前で運河沿いの本格スラム ・本格的な立ち退きと 4階建ての建物（3棟） へ再移住	・洪水常習地区で、 かつて1.5ｍの水位 ・都会の貧困地区	・区画整理された MMDA コロニーに 中産階級層が居住
R & R 政策（TNSCB）:	Slum Improvement:	Site & Service 計画：
・生活保障と再定住 ・クーリー、ホテル関係者	・住宅改善事業の住民は 移動せず、インフラ整備 ・住宅や電話関係の労働者	・分譲された大小の敷地 に住宅の自助建設 ・大工から医者まで多様
175Rs/W（週給）1994 年 ⇓ 12,250Rs/M　　2016 年	283Rs/W（週給） ⇓ 9,300Rs/M	4,417Rs/M（月給） ⇓ 22,000Rs/M

〈日給、週給を月給に換算〉
〈無給者は集計していない〉

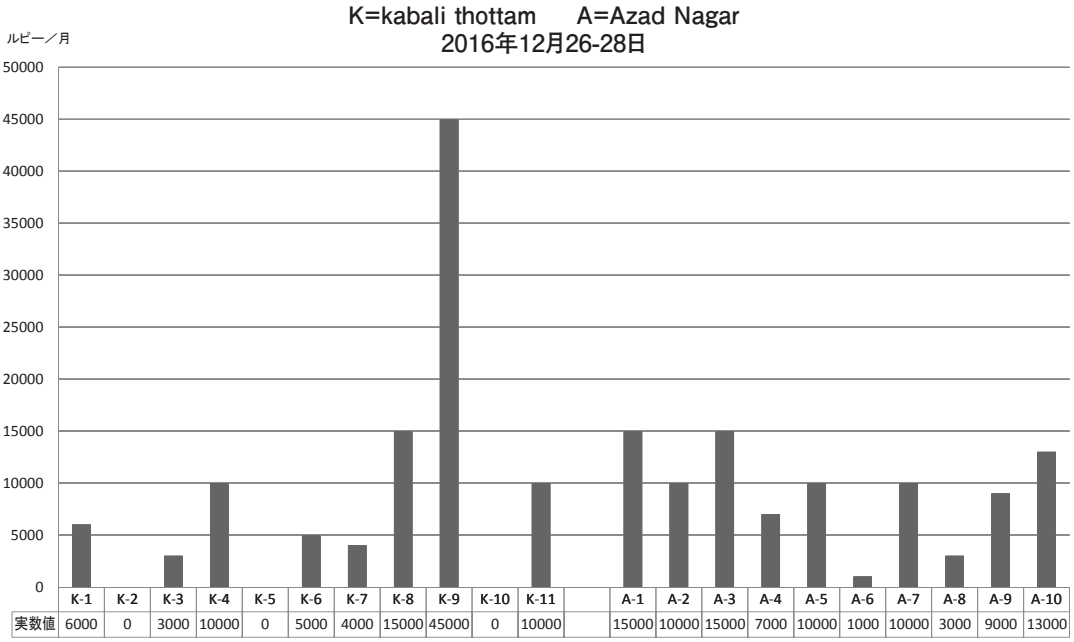

図８　チェンナイスラムの住民月収の比較（2016/12/26-28）

と会うことができた。当時、母親の女医が暑い夜は屋上の茅葺き屋根の下で寝ることがあると言っておられたことを思い出した。

この計画地区は格段に所得が高く、平均月収22.000Rs と高額であり、学歴も修士の学位を持つ住民が複数居住している。KT スラムの R & R 政策や AZ スラムのスラム改善政策が今後持続的に開発が進んでも、アルンバッカム地区のような街が形成されることは大変難しいとみられる。

図９　アルンバッカム地区 site and service project の住宅地の配置図

MMDA, *Report on the Study of ARUMBAKKAM SITES AND SERVICES PROJECT*, 1987

Ⅳ章　スラム居住者の移転政策と居住アーバニズム論（S. Benjamin, 2008）

貧困層の移転政策を小括すると以下のようになる（図10参照）。

スラムや都市の貧困問題はインドに限らず、世界の大都市に共通する課題である。特に最近では水路や道路等のインフラ整備中心のハードな改善・改良の政策に終わらず、貧困層住民の生活環境の向上、つまり貧しい住民の「生活の質（福祉・健康・教育そして自立のための能力等）」をアップグレイドする政策、つまりR＆R政策に重点が置かれている。それ故、穂坂（2008）が指摘するように、「住民による多様な生存戦略は、トップダウンの貧困削減策を否定するものではない。・・・・住民の多様で有効な居住戦略が育ちやすいように、マクロな政策で補完的に支えることが、都市居住政策の課題であり、これが公的介入の現代的な考え方となっている。」そしてマイクロファイナンス運動の意義を強調している。

一つの結論として、スラム住民に対する住宅建設に加え、かれらの生活保障をするためにはかれら自身が能力をつけることであり、S.ベンジャミンの「居住アーバニズム」の思想も同じところにある。つまりスラム住民が自らスラム地域でスモールビジネスを起業することを提唱している。それはとりもなおさず脱行政であり、自立、自治への近道かもしれない。

（注１）東日本大震災（2011）による仮設住宅、高台移転そして災害公営住宅など、石巻市を含め依然として多くの地方自治体が難問を抱えている。「南海トラフ巨大地震」「首都直下地震」に向けて住宅供給のあり方は喫緊の課題である。

（注２）1990年代に顕著に見られた第三世界の強制立ち退き（原因は地域紛争や災害）に対して、上海のリーロン地区などでの強制立ち退きは21世紀に入って見られるようになり、北京では2008年の北京五輪開催直前の開発ラッシュで強制立ち退きは一つのピークを迎えたようである。

なお、スラムの代表的な立ち退きは以下の通

世界的には1970年代～

①アザド・ナガール地区の Slum Improvement 政策 ➡道路や水路等のハード整備 洪水などから安全・安心で、重要なのは移住させない

②アルンバッカム地区の Site & Service Project 政策（図9参照） ➡土地分譲で所得階級（EWS・LIG・MIG）毎に区画指定 そして各自で建築（自助建設）

21世紀に向けて～

➡③カバリ－トッタムスラムのR＆R政策、すなわち rehabilitation ＆ resettlement

⬇

保健や福祉を含めた生活保障

A 電気や飲料水の無料化

B 家賃20年間払いで自宅に

C 雇用があり、相互交流

⬇

新しいコミュニティ

Occupancy Urbanism

「スラム地域でsmall businessを起業」

図10　貧困層住民の住宅政策と居住アーバニズム

りである。
香港（1950年）107,000人、ムンバイ（1976年）70,000人、ソウル（1988）800,000人、ラゴス（1990）300,000人、北京（1995）100,000人、ハラレ（2005）750.000人
また、上海リーロン地区の再開発と人口移動に関しては以下の論文を参考にせよ。
拙稿（2010,2012）「リーロン地区の再開発事業にともなう人口移動と上海大都市圏の発展（その１）（その2)）、専大社会科学研究所『社会科学年報』第44-46号

（注３）貧困とマイクロファイナンスについては以下の文献を参考にせよ。
ユヌス、ムハマド（1993）『参加型開発―貧困層のための小口金融：グラミンバンクの事例より』国際協力事業団・国際協力総合研修所
日本リザルツ（1997）『マイクロクレジット・サミット報告書』日本リザルツ
岡本眞理子（2008）「都市貧困層に立ち向かうマイクロファイナンスの課題」都市問題、99 - 5、76~82

（注４）バッキンガム運河はコロマンデル海岸に沿った重要な水路（約800km）として、英国統治時代に建設された。そして19世紀末から20世紀初頭には重要な水路の役割を果たした。現在のカバリー・トッタムスラムはこの運河沿いに形成されている。

（注5） 上海のリーロン開発においても、行政が上海周辺部に新しい核（副都心）を形成しようと計画する中で、かなり強引にリーロンの旧居住者を再定住させている。特に環状道路と将来の地下鉄ネットワークの結節点（副都心）への誘導がみられる。詳細は（注２）の文献を参考にせよ。

（参考文献）

1. ホルヘ・アンソレーナ/伊従直子（1984）『スラム－民衆生活誌』明石書店
2. アンソレーナ/伊従/内田/穂坂（1987）『居住へのたたかい―アジアのスラムコミュニティから』明石書店
3. 伊勢崎賢治（1987）『インドスラム・レポート』明石書店
4. Rob Potter (1992): Urbanisation in the Third Word. Oxford University Press.
5. 拙稿（1994）「マドラス大都市圏の居住問題―第三世界の地域研究―』現文研（専修大学）第70号、25~56.
6. 近田亮平（2002）「サンパウロ市のファヴェーラ－その形成と市当局の政策」ラテンアメリカレポート19 - 1 .10~22
7. 穂坂光彦（2008）「柔軟な政策メカニズムが居住空間を改善する」都市問題99 - 5、54~65
8. 橋本和孝/藤田弘夫/吉原直樹編（2008）『世界の都市社会計画―グローバル時代の都市社会計画』東信堂
9. S.J Benjamin (2008): Occupancy Urbanism: Radicalizing Politics and Econmy beyond Policy and Programs, Int. Journal of Urban and Regional research (IJURR) Vol.32 September
10. P.Sujatha and P. V. S. Janardhanam (2010): Urban health in India: Channai city as a Case study, Indian Journal of Science and Technology, 3-12, 1236-1246.
11. 竹内幸史（2012）「インド「中間層の革命」は何を意味するかー「現代のガンディー」アンナー・ハザレと支援者たちを現地に追う」世界1-3, 320~329.
12. Dilip Diwakar G., Vanessa Peter (2016) Resettlement of Urban Poor in Chennai, Tamil Nadu: Concerns in R & R Policy and Urban Housing Programs, Journal of Land and Rural Studies 4(1) 97-110

●本研究を進める段階で内田弘名誉教授から貴重なコメントと文献紹介を頂きました。ここに深く感謝する次第です。

●本研究におけるスラム調査は、Madha Suresh教授（マドラス大学）とK.S.Vignesh研究員（Doctoral Researcher）に多大なサポートをして頂いた。23年前はちょうどスレシュ教授がヴィグニシュ君と同じ身分の立場であったことが懐かしい。

●本研究は平成29年度専修大学研究助成（第一種）の費用の一部を使用しました。感謝。

SURVEY OF RESIDENTIAL AREA IN CHENNAI CITY

KABALI THOTTAM MYLAPORE CHENNAI

SL.NO	SAMPLE	ADDRESS	Name	AGE	SEX	EDUCATION	WORK
1	EWS	C-5	MAYAN	70	M	NO EDUCATION	HELPER
2	EWS	C 7	RAMADOSS	70	M	NO EDUCATION	NO WORK
3	EWS	B-4	MARIAMMAL	55	F	NO EDUCATION	HOUSE MAID
4	EWS	B-2	T.S PERUMAL	39	M	NO EDUCATION	BUSINESS
5	EWS	B-1	PUSHPAVANAM	50	F	NO EDUCATION	NO WORK
6	EWS	B-11	SELVI	49	F	NO EDUCATION	HOUSE MAID
7	EWS	A-50	LAKSHMI	44	F	NO EDUCATION	HOUSE MAID
8	EWS	A-8	BALACHANDAR	36	M	NO EDUCATION	DRIVER
9	EWS	A6	LINGADHARAN	31	M	NO EDUCATION	DRIVER
10	EWS	A 5	RANI	60	F	NO EDUCATION	NO WORK
11	EWS	A 10	SEKAR	50	M	NO EDUCATION	PAINTER

ARUMBAKKAM MMDA COLONY CHENNAI

SL.NO	SAMPLE	ADDRESS	Name	AGE	SEX	EDUCATION	WORK
1	MIG F TYPE	A 17	THANU SUBRAMANIAM	69	M	B.E	METRO WATER ENGINEER RETD
2	MIG F TYPE	A 31	THANGAPPAN	74	M	PUC	CHENNAI CORPORATTION MANAGER RETD
3	MIG F TYPE	A 13	GURUSWAMY	65	M	B.E	CHIEF PLANNER RETD
4	MIG F TYPE	A 14	SENTHIL KUMAR	38	M	MA.,MCOM., B.L	ADVOCATE
5	EWS A	F 184	RAMACHANDRAN	75	M	PUC	MEDICAL DEPARTMENT RETD
6	EWS A	F 182	RAMAMOORTHY	61	M	PUC	LIC RETD
7	EWS B	E48	MANNAYS	68	M	PUC	BUSINESS
8	EWS B	E 50	RAMAMOORTHY	68	M	NO EDUCATION	NO WORK
9	EWS B	E 47	KOTHANDARAMAN	78	M	PUC	CO OPTEX RETD
10	LIG D TYPE	D 94	MANI	75	M	NO EDUCATION	BUSINESS
11	LIG D TYPE	D 90	CHOCKALINGAM	78	M	NO EDUCATION	WATCHMAN
12	EWS A TYPE	C 24	KUPPUSWAMY	69	M	PUC	CHENNAI CORPORATTION MANAGER RETD
13	EWS B TYPE	C 32	DHIWAKAR	64	M	NO EDUCATION	PRINTING PRESS
14	MIG F TYPE	B 51	KRISHNAMOORTHY	70	M	MBA	ALSTOM PVT LTD
15	MIG E TYPE	B 54	LAKSHMI	85	F	SSLC	GOVT SCHOOL TEACHER
16	MIG F TYPE	R 61	JEYARAMAN	68	M	B.COM	FINANCE DEPART- DAE KALPAKKAM
17	MIG F TYPE	R 62	JEYA SHREE	69	F	MSC	SCHOOL CORRESPONDANT

AZAD NAGAR NEAR NUNGAMBAKKAM CHENNAI

SL.NO	SAMPLE	ADDRESS	Name	AGE	SEX	EDUCATION	WORK
1	EWS	42	ABDUL KAREEM	68	M	NO EDUCATION	BUSINESS
2	EWS	43	ABUBACKER	77	M	RIMP	SIDDHA DOCTOR
3	EWS	18	SEERAJUDEEN	53	M	NO EDUCATION	REAL ESTATE
4	EWS	33	GOVINDARAJ	76	M	NO EDUCATION	GOLD SMIDTH
5	EWS	6	AHAMED	57	M	PUC	BUSINESS
6	EWS	7	PAATHUMUTHU	75	F	NO EDUCATION	NO WORK
7	EWS	9	SYED SHIKANDAR	49	M	BA	LOGICTICS PVT LTD RETD
8	EWS	80	AMEEDHA	48	F	NO EDUCATION	NO WORK
9	EWS	68	CHINNA THAMBI	66	M	NO EDUCATION	MUSUEM ATTENDER RETD
10	EWS	72	MOHAMMED HASAN	57	M	PUC	TAILOR RETD

DATE : 26.12.2016 to 28.12.2016

凡例
EWS（生活貧困層）
LIG （低所得層）
MIG（中産階級層）

INCOME	TERM OF RESIDENCE	FORMER OCCUPANCY	OWNERSHIP	FAMILY	
				M	F
200/ Day	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	
NO INCOME	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	1
3000/ Month	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	2	1
10000/ Month	30 YEARS	THENI	OWNER	1	1
NO INCOME	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	–
5000/Month	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	1
4000/Month	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	2	1
500/ Per Day	25 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	
1500/ Per Day	25 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	1
NO INCOME	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	3	2
10000/ Month	15 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	1

INCOME	TERM OF RESIDENCE	FORMER OCCUPANCY	OWNERSHIP	FAMILY	
				M	F
25000/ Month	30 YEARS	KANYAKUMARI	OWNER	1	
15000/ Month	30 YEARS	KERELA	OWNER	1	2
50000/ Month	30 YEARS	TIRUNELVELI	OWNER		2
70000/ Month	30 YEARS	MADURAI	OWNER	1	
10000/ Month	30 YEARS	TIRUVARUR	OWNER	1	1
10000/ Month	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	3	
	25 YEARS	THRUVOOTIYUR	OWNER		
10000/ Month	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	
1500/Month	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	
15000/ Month	30 YEARS	CHENGALPET	OWNER	2	1
25000/ Month	30 YEARS	NAGAPATTINAM	OWNER		4
15000/ Month	30 YEARS	DINDIGUL	OWNER	1	2
20000/ Month	30 YEARS	VELLORE	OWNER	2	1
10000/ Month	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	2	
15000/ Month	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	1
15000/ MontH	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	1	4
60000/ Month	30 YEARS	PUDHUKOTTAI	OWNER	1	
10000/ Month	30 YEARS	CHENNAI	OWNER	NOT MARRIED	

INCOME	TERM OF RESIDENCE	FORMER OCCUPANCY	OWNERSHIP	FAMILY	
				M	F
15000/ Month	40 YEARS	RAMANATHAPURAM	OWNER	2	2
10000/ Month	40 YEARS	THENI	OWNER	1	6
15000/ Month	40 YEARS	TIRUNELVELI	OWNER	1	2
7000/ Month	40 YEARS	PONDICHERRY	OWNER	2	2
10000/ Month	40 YEARS	DINDIGUL	OWNER		
1000/ Month	40 YEARS	THENI	OWNER	2	4
10000/ Month	40 YEARS	DINDIGUL	OWNER		2
3000/ Month	40 YEARS	DINDIGUL	OWNER	3	1
9000/ Month	40 YEARS	THRICHY	OWNER	1	1
13000/ Month	40 YEARS	KAARAIKUDI	OWNER		2

写真２　Azad Nagar地区

23年前の1994年のAzad Nagar Slum

コーポレーション水路。洪水時には、1.5m の水位まで上昇

スラムの改善事業前（当時は茅葺きの住宅が密集）

スラム改善事業後の住宅

写真３　現在のAzad Nagar地区（2017年）

コーポレーション水路の現在（写真２と比較）

水路沿いを巡回するゴミ回収車

茅葺きの住宅と室内、そして井戸

写真４　Arumbakkam MMDA Colony（2017年）

水道関係の技師（MIG タイプ）

技師の家族

23 年前に訪れた女医の住宅（MIG タイプ）

現在は弁護士の息子夫婦が居住

住宅は EWS タイプ、つまり生活貧困者層の住宅

写真５　Kabali Thottam Slum (Mylapore)（2017年）

バッキンガム運河に沿うスラム。左端は高架鉄道

スラムの背後にある移転先の４階建て建物（３ヶ所）

自然堤防上の現在のスラム住宅

移転先の建物と業務用のオートリキシャ

飲料水用に集められたビニール製の容器

移転先の建物の室内

所　報　2017．1～12

2017年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである（2017年1月～3月は2016年度事業記録）。

1．機関及び人事

1．定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会科学の総合的研究を推進していくために努力してきた。今後も、所員の意見・希望等に積極的に応えていきたい。

(1) 第109回定例所員総会　2017年6月3日（土）10：00～12：00　生田キャンパス92B会議室
議事：新所長挨拶、所員等の異動、2017年度社研体制、2016年度事業報告、同会計報告、2017年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

(2) 第110回定例所員総会　2017年12月2日（土）15：00～17：00　生田校舎1号館第6会議室
議事：所長挨拶、所員等の異動、2017度活動報告、同会計報告、2018年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

2．所員の異動（2017.1.1以降）

1．所員の委嘱・解嘱

委嘱：井上幸孝（文）、武田　徹（文）、中村吉明（経）、長尾謙吉（経）、西部　忠（経）、ロンコープ、ピーター・D（文）、小川浩三（法）、矢野貴之（経済）
解嘱：相田慎一、荒木敏夫、池本正純、石村　修、梶原勝美、加藤茂夫、鐘ヶ江晴彦、川村晃正、黒田彰三、西岡幸一、前田和實、矢吹満男（以上、定年退職）
佐島直子（ご逝去）

2．研究参与の委嘱・解嘱

委嘱：相田慎一、荒木敏夫、池本正純、石村修、梶原勝美、鐘ヶ江晴彦、川村晃正、黒田彰三、前田和實、矢吹満男
解嘱：泉久雄（ご逝去）

3．客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱：大島久幸、所澤新一郎、李　春霞、中村　知子
解嘱：姜　徳洙、金　光日、John・Gaal、斉　穎賢、高橋　誠、マウジダ・アブドワイット、山口系一、ダン・ティ・ヴィエト・フォン

4．特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱：なし

解嘱：将　純青、姜　楠、李　春霞

※社知セのPD、RAは客員研究員（以前は所員）に配する。

3．運営委員、会計監査、事務局員の構成

1．2016年度社研体制

	運営委員		事務局員（○はチーフ）
所長	村上　俊介（経）	事務局長	大矢根　淳（人）
事務局長	大矢根　淳（人）	会計	○樋口　博美（人）
前事務局長	宮嵜　晃臣（経）		鈴木奈穂美（経）
運営委員	原田　博夫（経）	研究会	○石川　和男（商）
	白藤　博行（法）		佐藤康一郎（営）
	池本　正純（営）		永島　　剛（経）
	川村　晃正（商）		飯沼　健子（経）
	嶋根　克己（人）		徐　　一睿（経）
		編集	○枡田大知彦（経）
会計監査	永江　雅和（経）		飯　　考行（法）
			広瀬　裕子（文）
			佐藤　慶一（ネ）
		文献資料	○兵頭　淳史（経）
			恒木健太郎（経）
		ホームページ	○高萩栄一郎（商）
			吉田　雅明（経）

2．2017年度社研体制

	運営委員		事務局員　（○はチーフ）
所長	宮嵜　晃臣（経）	事務局長	樋口　博美（人）
事務局長	樋口　博美（人）	会計	○鈴木奈穂美（経）
前事務局長	大矢根　淳（人）		谷ヶ城秀吉（経）
運営委員	原田　博夫（経）	研究会	○石川　和男（商）
	白藤　博行（法）		飯沼　建子（経）
	蔡　イン錫（営）		徐　　一睿（経）
	神原　　理（商）		永島　　剛（経）
	宇都　榮子（人）		福島　義和（文）

		編集	○枡田大知彦（経）
			広瀬　裕子（文）
会計監査	永江　雅和（経）		佐藤　慶一（ネ）
			福島　義和（文）
		文献資料	○兵頭　淳史（経）
			恒木健太郎（経）
		ホームページ	○高萩栄一郎（商）
			吉田　雅明（経）

4．事務局会議・運営委員会

1．事務局会議

2016年度（2017.1.1以降）

(9) 2月3日（金）

①2016年度予算執行状況

②2016年度春季実態調査（3/14-18@釜山・対馬・福岡）の準備状況

③定例研究会等、開催・企画状況

④編集進捗状況：叢書、年報、月報

⑤文献（両文庫サンプル製本試行、VASS寄贈図書）

⑥規約の（弾力的）運用あるいは改訂に向けて

（グループ研究の旅費上限「8割」規定厳守、「G研究（特別研究）助成・研究計画書」の書式改訂（案））

⑦複数年特別研究・グループ研究の2年度目以降の研究費受渡し日程・段取り（現行：6月上旬総会後、翌週前半→改革案：4月末（理由・システム上の事情、段取り案））

(10) 3月21日（火）運営委員会との合同会議

①2017年度研究助成（特別／グループA複数年度継続分について、継続分申請書の改訂版についての審議）

②2016年度予算執行状況

③2016年度事業の進捗状況

（所報：月報、年報、叢書、今年度研究助成の会計〆、春季実態調査（3/14-18：釜山・対馬・福岡）実施報告、VASS寄贈図書の発送）

④その他：次期所長挨拶

2017年度

(1) 4月25日（火）第1回事務局会議

①2017社会科学研究所運営・事務局体制

（事務局・運営委員の体制、所員等の異動、参与・客員・特別研究員意向確認作業実施、客員

研究員の資格基準）

②2016年度報告（「2016年度事業報告書」に基づき）

（定例研究会／シンポジウム、夏季（メコン圏）・春季（釜山・対馬）実態調査、壇国大学合同シンポジウム（5/27～5/29@山中湖）、グループ研究助成／特別研究助成、所報刊行（年報・月報、叢書）、文献（定期購入、山田+藤本文庫）、HP・PC（機能機種更新、文献整理システムの検討）、これらをふまえた2016年度決算報告）

③2017年度方針

（予算案の大枠：平成29年度補助金の決定、研究会企画：夏季実態調査（江差～青森）+春季実態調査（大阪）、シンポジウム「中国の新常態」、グループ研究助成（継続・新規）の募集：助成決定～助成金受渡し段取り、月報刊行予定、年報募集・執筆要項、叢書（第20号）編集体制・契約書等作成段取り等、特別文庫の収集と整理、これらをふまえた2017年度予算案）

④2017年度前期社研総会（6/3）日程確認、事務局・運営委員会合同会議（5/23）と次回事務局会議（5/9）開催日程案の承認

（2）5月9日（火） 第2回事務局会議

①2017社会科学研究所運営・事務局体制

（所員の異動、参与・客員・特別研究員の新規申請、継続確認状況、客員研究員の資格基準）

②2017年度事業計画案（事務局承認）

（夏季実態調査企画（9月北海道東）、社研シンポジウム：中国の新常態（8/10）企画進捗状況、特別研究助成・グループ研究助成の継続と申請、所報刊行予定（月報進捗、年報応募と原稿の締切、月報と年報の印刷部数改定［研究所規定・細則・内規集改訂事項］、叢書第20号の編集体制・契約書作成日程）、特別文庫の収集と整理状況）

③2017年度予算案（事務局承認）

（第一回事務局会議からの変更点、内部監査（5/8）報告）

④2017年度前期社研総会後の事務局会議（6/27）開催日程案の承認

（3）5月23日（火）第3回事務局会議（運営委員会との合同会議）

①所長あいさつ

②2016年度事業報告／会計報告／内部監査報告

③2017年度事業計画案（運営委員会承認）

（今年度研究所運営体制、所員異動・新所員の承認、研究調査事業、シンポジウム開催準備状況、研究助成、所報の刊行と印刷部数、文献資料の収集・整理、HP/PC環境整備）

④2017年度予算案（運営委員会承認）

⑤第109回社研総会開催日程確認／研究助成金の受け渡し・日程案の承認

（4）6月27日（火）第4回事務局会議

①夏季実態調査進捗状況（北前船の足跡をたどる（9/10～13）応募状況と行程、事前研究会（7/18）承認）

②社研公開シンポジウム「中国の新常態」（8/10）進捗状況

③定例研究会の申請と承認（公開研究会：ネパールトリブバン大学長講演（10/21）企画含む承

認）

④月報編集進捗、年報応募状況

⑤文献資料（山田盛太郎文庫修復作業）

⑥研究助成金受渡し完了、外部監査（6/20）報告

⑦後期会議日程案（総会12/2@生田キャンパス含む）の承認

(5) 10月3日（火）第5回事務局会議

①WEBサイトリニューアルに伴うWEBサーバの変更及びCMS化への変更の承認

②2017年度春季実態調査の日程・行程案の承認

③定例研究会（ネパールトリブバン大学長講演（10/21））進捗状況

④檀国大学合同研究会開催（11/11@檀国大学）への参加承認

⑤月報編集進捗状況

⑥2018年度事業計画案・要求予算案検討

(6) 10月31日（火）第6回事務局会議

①2018年度事業計画案・要求予算案：学務提出用（事務局承認）

②定例研究会申請状況と承認

③月報・年報編集進捗状況

④叢書第20号編集進捗状況（見積もり提示）

⑤文献資料（書庫整理進捗／月報・年報の電子化・リポジトリ化提案／専門的知識提供者への協力依頼承認）

⑥2017予算執行状況報告（10/24現在）と今後の執行予定

⑦PC関連（神田分室PC設置）

(7) 11月14日（火）第7回事務局会議

①VASS東北アジア研究所日本研究センターとの協力協定更新（2018/2/4～7@ハノイ）の事務局承認

②社会科学研究所規程・細則・内規の改定（所員総会時期／研究助成の中間報告、成果報告義務の明記／専門的知識提供者への謝金追加他）（事務局承認）

③定例研究会申請状況と承認

④月報・年報編集進捗状況

⑤文献資料（藤本武文庫、山田盛太郎文庫、修復・整理状況／書庫整理予定／図書館宛所報寄贈承認／月報・年報の電子化・リポジトリ化承認）

⑥PC関連（神田分室PCネットワーク接続）

⑦後期総会議案書：2017年度事業報告・会計報告、2018年度事業計画案・予算案（事務局承認）

⑧報告：檀国大学との合同研究会（11/11@檀国大学）実施報告

(8) 11月21日（火）第8回事務局会議（運営委員会との合同会議）

①2017年度事業報告・会計報告（運営委員会承認）

②2018年度事業計画案および2018年度要求予算案（運営委員会承認）

③2017年度春季実態調査企画（運営委員会承認）

④VASS東北アジア研究所日本研究センターとの協力協定更新（運営委員会承認）
⑤書庫整理の日程と段取り（運営委員会承認）
⑥所報の保存（図書館への所報寄贈／所報電子化とリポジトリ化）（運営委員会承認）
⑦社会科学研究所規程・細則・内規の改定（運営委員会承認）

2．運営委員会

(1) 3月21日（火）事務局会議との合同会議：2016年度事務局会議（10）に同じ
(2) 5月23日（火）事務局会議との合同会議：2017年度事務局会議（3）に同じ
(3) 11月21日（火）事務局会議との合同会議：2017年度事務局会議（8）に同じ

5．研究調査活動

1．定例研究会（公開研究会、特別研究会、基準A･B･Cを含む）

全学部にまたがる所員、研究参与、所外研究員の幅広い問題関心を積極的に採用しつつ、現代社会の諸問題に対して多様な社会科学的アプローチを試み、研究成果を積極的に公表してきた。

今年度の研究会開催申請の提出〆切は、下記に示す日程で進めてきた。昨年度の経験を踏まえ、一定の条件を設けた上で緩やかな運用を行ってきた。なお、2016年度より特別研究助成とグループ研究助成Aの成果報告会は定例研究会として開催されることになっている。定例研究会の区分についても参考までに下記に示した。

★2017年度の研究会開催申込み〆切日（開催希望月／申込〆切）
（4月開催希望／2月末日）（5月開催希望／4月15日）（6月開催希望／4月15日）（7月開催希望／5月末日）（8月開催希望／6月末日）（9月開催希望／7月末日）（10月開催希望／7月末日）（11月開催希望／10月1日）（12月開催希望／10月20日）（1月開催希望／11月13日）（2月開催希望／12月15日）

★定例研究会の区分
［定例研究会A］ 月一回程度の開催として、一回の予算枠は最大10万円程度とする（謝金と交通費、懇親会費等を含む総額）。
［定例研究会B］ 定例研究会予算枠を使用しない研究会（予算はつかないが、広報は社研が担う）
［定例研究会C］ G研成果報告会として研究会（開催予算はG研予算）

さらに、今年度は特別研究助成、グループ研究助成の中間成果報告書と研究成果報告書の書式を整え、後期総会での中間報告、また年度末の提出書類（その後の前期総会での前年度成果報告）として活用してもらうこととした。これまで書式自由であったが、グループによって内容差が大きいこと、提出し忘れを防ぐための対応として作成、社研ホームページの所員コンテンツに掲載した。

2016年度（2017年1月以降）

定例研究会C：グループ研究助成B（吉田雅明グループ）

(8) 1月21日（土）14：00～17：00　場所　生田社研会議室

テーマ：新しいマルクス経済学の教科書を作る

報告者：吉田雅明（所員）

参加者：10名

定例研究会C：グループ研究助成A（田中隆之グループ）

(9) 1月21日（土）16：30～18：00　場所　神田校舎７７１教室

テーマ：中央銀行の独立性：再考―憲法的視点を踏まえ：試論―

報告者：髙橋　亘（大阪経済大学教授　元日銀金融研究所長）

参加者：4名

定例研究会C：グループ研究助成A（鈴木健郎ブループ）

(10) 1月31日（火）15：00～17：00　場所　生田サテライトキャンパス スタジオB

テーマ：宗教・民俗・文学における山岳と温泉

報告者：鈴木健郎（所員）「修験道と温泉・鉱山」

根岸徹郎（所員）「文学空間としての吉野」

川上隆志（所員）「ドキュメンタリーと温泉民俗」

参加者：5名

定例研究会C：グループ研究助成A（田中グループ）

(11) 2月17日（金）17：30～19：00　場所　神田校舎1号館4階、ゼミ43教室

テーマ：財政を巡る問題

報告者：小黒一正（法政大学教授）

参加者：8名

定例研究会A：（申請者：恒木健太郎）

(12) 2月24日（金）13：00～17：30　場所　サテライトキャンパス スタジオA

テーマ：小田急と自由民権運動からみる日本近現代史

第1部：13：00～15：00

永江雅和著『小田急沿線の近現代史』（クロスカルチャー出版、2016年）をめぐって

①小堀　聡（名古屋大学大学院経済学研究科准教授）

「京急沿線の近現代史」

②牧野邦昭（摂南大学経済学部准教授）

「東急田園都市線の近現代史」

コメント：永江雅和（所員）

第2部：15：30～17：30

松沢裕作著『自由民権運動―〈デモクラシー〉の夢と挫折』（岩波書店、2016年）をめぐって

①恒木健太郎（所員）
「自由民権運動は〈消える媒介者〉だったのか」
②白井　聡（京都精華大学人文学部専任講師）
「自由民権運動と永続敗戦の間」
コメント：松沢裕作（慶応義塾大学経済学部准教授）
参加者：15名

定例研究会C：グループ研究助成A（佐藤慶一グループ）
（13）3月9日（木）17：00～19：00　場所　渋谷区隠田区民会館2階談話室
テーマ：東京都心商業集積部の空間情報環境と災害対応に関する社会調査
報告者：佐藤慶一（所員）
参加者：18名

定例研究会C：（申請者：川崎　誠）
（14）3月10日（金）14：40～16：40　場所　生田校舎8号館4階、M841会議室
テーマ：すべてはじめはむずかしい －『資本論』に論理を読む－
報告者：川崎　誠（所員）
参加者：3名

定例研究会A：グループ研究助成A（恒木健太郎グループ）
（15）3月15日（水）14：30～17：00　場所　生田校舎8号館4階、M841会議室
テーマ：藤本　武と山田盛太郎
報告者：兵頭淳史（所員）「同一労働同一賃金論の現在―藤本文庫研究の今日的意義―」
恒木健太郎（所員）「山田盛太郎と唯物史観」
参加者：4名

2017年度

定例研究会C：グループ研究助成A（野口旭グループ）
（1）7月18日（火）16：00～17：30　場所：専修大学生田校舎9号館5階ゼミ95H
テーマ：アジア諸国の為替政策―1997年のアジア通貨危機との関連において―
報告者：矢野貴之（経済学部教授）
参加者：10名

特別研究会：社研夏季実態調査事前研究会
（2）7月18日（火）15：00～16：30　場所：社会科学研究所会議室
テーマ：北海道の産業化と北前船主
報告者：中西　聡（慶應義塾大学経済学部教授）
参加者：16名

定例研究会C：特別研究助成（大橋英夫グループ）
（3）7月29日（土）13：00～17：00　場所：社会科学研究所会議室
テーマ：新常態における中国の環境政策の展開

報告者：金　紅実（龍谷大学経済学部准教授）　何　彦旻（京都大学経済研究所研究員）

参加者：9名

定例研究会A：（申請者：大矢根淳）

（4）8月24日（木）13：00～15：00　場所：社会科学研究所会議室

テーマ：中国における家庭内暴力の法規制

報告者：張　光雲（四川師範大学法学院 教授）

コメント：李　栄（四川師範大学法学院 教授）

参加者：5名

定例研究会C：グループ研究助成A（野口旭グループ）

（5）9月8日（金）13：30～18：00　場所：専修大学神田校舎1号館5階53ゼミ室

テーマ１：ケインズ的失業を伴うグレアム型貿易モデル

－国際価値・賃金率・雇用量の同時決定－

報告者：佐藤秀夫（東北大学名誉教授）

テーマ２：生産可能集合に頼らない国際価値論の構成法について／失業の分析可能な国際貿易論のために

報告者：塩沢由典（大阪市立大学名誉教授）

共　催：国際価値論研究会

参加者：15名

定例研究会A：（申請者：西部　忠）

（6）10月7日（土）13：00～17：00　場所：専修大学サテライトキャンパス スタジオA

テーマ：地域通貨の現在

報告者：小林重人（北陸先端科学技術大学院大学）、吉田昌幸（上越教育大学）

「日本の地域通貨の歴史的変遷」

報告者：栗田健一（高崎経済大学）、宮崎義久（仙台高等専門学校）

「地域通貨を利用した子どもの報酬観に関する分析：戸田オールの事例から」

報告者：泉　留維（所員）「環境問題解決手法としての地域通貨」

報告者：西部　忠（所員）「グローバリゼーションと脱工業化の下での地域通貨の分化」

参加者：30名

定例研究会C：特別研究助成（大橋英夫グループ）（※専修大学公開研究会）

（7）10月21日（土）13：00～16：00　場所：専修大学神田校舎　5号館5階542教室

基調講演テーマ：Structure of the“One Belt One Road”of China and its impact on South Asia

報告者：Tirth Raj Khaniya（vice-chancellor Tribhuvan University）

コメント１：中国の一帯一路構想とインフラ建設

報告者：徐　一睿（所員）

コメント２：インドから見る一帯一路構想

報告者：ビシュワ ラズ カンデル氏（嘉悦大学経営経済学部准教授）

参加者：30名

定例研究会C：グループ研究助成A（田中隆之グループ）

(8) 12月9日（土）16：30～18：00　場所：専修大学神田校舎7号館6階、764教室

テーマ：「安倍一強」と揺らぐ日本銀行の独立性

報告者：上川龍之進（大阪大学法学部）

参加者：10名

定例研究会C：特別研究助成（土屋昌明グループ）

(9) 12月16日（土）14：50～17：00　場所：専修大学神田校舎204教室

テーマ：反右派運動と地下出版事件「聖火」の重要性

報告者：傅　国涌（杭州在住、インデペンデント歴史学者）

参加者：25名

その他、今年度1月以降、定例研究会Aが1回、Cが2回、特別研究会が1回開催予定である。

2．シンポジウム

(1) 8月10日（木）10：00～15：40　向ヶ丘遊園サテライト スタジオA

2017社会科学研究所シンポジウム「中国の新常態はどこに向かうのか―日本の経験から鑑みて」

基調講演　宮嵜晃臣（専修大学社会科学研究所所長）

「日本の高度成長から安定成長へ、安定成長から長期停滞への推移」

個別議題

1．環境から見る高度成長から安定成長への移行

報告者　孙　文远（南京審計大学）　討論者　佐藤一光（内閣府）

2．貿易から見る高度成長から安定成長への移行

報告者　刘　玉（南京審計大学）　討論者　大橋英夫（所員）

3．所得再分配から見る高度成長から安定成長への移行

報告者　陈　怡（南京審計大学）　討論者　柴田弘捷（研究参与）

※共 催：社研特別研究助成「中国の新常態はどこに向かうのか」

参加者：20名

3．特別研究会企画

特別研究会における実態調査は夏および春の休暇中に実施されている。夏と春の合宿・集中研究会は、定例研究会では実施が困難な実態調査や自治体関係者との特定のテーマに関する討論会や工場見学などを組み込んだ多様な実態調査を開催し、また所報で調査報告を行なっている。2017年3月（2016年度春季）では、釜山・対馬・福岡を実施した（2017.3.14-18）。2017年度の夏季には「北前船の足跡をたどるPart1：小樽～余市～室蘭～江差～函館」を実施した（2017.9.10-13）。

また、今年度は檀国大学との第10回合同研究会が、檀国大学にて開催され（2017.11.10-12）、プログラム等は檀国大学リム教授によってコーディネートされた。社研からは宮嵜晃臣所長、遠山浩所員、池本正純研究参与が参加した。

（1）2016度春季実態調査：釜山・対馬・福岡（2017.3.14-18）

第1日目：3月14日（火）

・移動：成田→釜山、釜山泊

第2日目：3月15日（水）

・昌原市商工会議所

・鳳凰台（古代遺跡）

・プギョン大学、釜山泊

第3日目：3月16日（水）

・福泉洞

・朝鮮通信使歴史博物館

・移動：釜山→対馬

・比田勝韓国展望台、対馬泊

第4日目：3月17日（木）

・金田城

・移動：対馬→博多

・研究会「北部九州と韓国南部の経済交流について」講師：島田　龍（九州経済調査協会）

・福岡泊

第5日目：3月18日（金）

・大宰府

・福岡現地解散

〔参加者：20名〕

（2）2017年度夏季実態調査：北前船の足跡をたどるPart1：小樽～余市～室蘭～江差～函館（2017.9.10-13）［行程はすべてバス移動］

第1日目：9月10日（日）

・新千歳空港駅集合

・北海道ワイン工場見学（浅里川温泉）視察

・小樽市総合博物館［運河館］訪問

・小樽市内宿泊

第2日目：9月11日（月）

・余市ワイン（畑とワイナリー）訪問

・函館どつく室蘭製作所［造船］訪問

・室蘭市内宿泊

第3日目：9月12日（火）

・室蘭新日鐵住金訪問

・江差追分会館（実演見学）、旧中村家住宅訪問

・江差町内宿泊

第4日目：9月13日（水）

・江差横山家訪問

・市立函館博物館郷土資料館：

旧金森洋物店訪問

・金森倉庫訪問、相馬株式会社等見学

・函館駅、函館空港にて解散

〔参加者：15名〕

☆今実態調査については、『月報』（2017年度12+1合併号）に掲載予定。

(3) 2017度春季実態調査：「大阪の底力：天王寺～西成～泉州」2018年2月28日～3月3日（予定）

今回の実態調査は、2012年の「大都市地域特別区設置法」を背景とした「大阪都構想」（住民投票で特別区が設置可能）が国家への地方からの異議申し立てになりうるのか、それと同時に大阪生まれの企業（自動車、薬品、繊維）がグローバル化のなか、どのような企業戦略で企業経営を行っているのか、についての現地調査となる。

(4) 第10回専修大学・檀国大学合同研究会

2017年11月10日（金）～12（日） 場所　檀国大学　※10周年記念牌交換〔参加者：14名〕

テーマ：韓日の質的成長のためのパラダイム転換

-Paradigm Shift Towards a Higher Quality of Korea- Japan。

参加者［社研から］宮嵜晃臣所長、池本正純研究参与、遠山　浩所員［経営研から］

廣石忠司所長、金　成洙所員

Opening

Chair ：Yim, Sang- Hyuk (Dankook Univ)

Opening Remark ：Kim, Ho (Dankook Univ)

Yim, Sang- Hyuk (Dankook Univ)

Welcome Remark ：Miyazaki, Teruomi (Senshu Univ)

Hiroishi, Tadashi (Senshu Univ)

Session 1

Presenter 1 ：Ikemoto Masazumi (Senshu Univ)

“Toward the Age of Entrepreneurs”

Commentator ：Nam, Bo-Woo (Dankook Univ)

Son, Sung-jin (Dankook Univ)

Presenter 2 ：Choi, Chang-Hwan (Dankook Univ)

“How Logistic Performance Promote the International Trade Volume”

-A Comparative Analysis of Developing and Developed Countries-

Commentator ：Kim, Sung-Su (Senshu Univ)

Toyama, Koh (Senshu Univ)

Session 2

Presenter 3　：Toyama, Koh (Senshu Univ)
“An expectation for new stage of Japan-Korea Open Innovation”
-According to an observer’s eye of the windening of industrial cluster in Keihin-area-
Commentator　：Jeong, Yoon-Say (Dankook Univ)
Kim, Joo-Tae (Dankook Univ)
Presenter 4　：Yim, Sang- Hyuk (Dankook Univ)
“A Study on the Hyundai Motor Wage System”
Commentator　：Miyazaki, Teruomi
Hiroishi, Tadashi

４．国際交流組織間協定

社研はベトナム社会科学院東北アジア研究所と国際交流組織間協定を結び、国際シンポジウムや定例研究会開催等の研究交流事業を活発に重ねてきています。その組織間協定が来年2018年2月6日をもって満了となるため、満了日を迎える前（年度内）に、社研事務局がベトナム社会科学院東北アジア研究所を訪問し、交流研究会も兼ねた交流協定の更新を年度内に行う（2018年2月5日予定）。

５．研究助成

(1)　グループ研究助成Ａ（所員4名以上・年50万円3年間・定例総会にて研究経過報告義務/1名以上論文発表義務・定例研究会にて成果報告会を開催すること）

2015年度発足

◇「社会における「治癒」文化の総合的研究―聖地・交易・復興拠点としての寺院・温泉・共同体」
（鈴木健郎（責）・根岸徹郎・山田健太・植村八潮・ロンコープ、ピーター・Dの5名）

◇「非伝統的金融政策の波及メカニズムに関する理論的・実証的研究」
（田中隆之（責）・大倉正典・山中　尚・鈴木将覚・小島　直・朝倉健男の6名）

◇「東京都心商業集積部の空間情報環境と災害対応に関する社会調査（3）」
（佐藤慶一（責）・大矢根　淳・飯　考行・植村八潮の4名）

2016年度発足

◇「国際経済の展開と地域の諸問題」
（野口　旭（責）・小川　健・鈴木直次・浅見和彦・稲田十一・飯沼健子・大倉正典・大橋英夫・加藤浩平・狐崎知己・泉　留維・永島　剛・室井義雄・野部公一・内川秀三・小島　直の16名）

◇「山田盛太郎文庫・藤本　武文庫の調査と研究」
（恒木健太郎（責）・谷ヶ城秀吉・永江雅和・兵頭淳史・高橋祐吉の5名）

2017年度発足　なし

(2)　グループ研究助成Ｂ（所員2名以上・年20万円1年間・定例所員総会にて研究経過報告義務）

2017年度発足

◇「復興ステークホルダーの探索的再構築に関する研究実践」
（飯　考行（責）・佐藤慶一・宮定　章・三澤一孔・所澤新一郎の5名）

◇「総合商社機能の歴史と現在―経済史・経営史的アプローチと産業調査・業界調査的アプローチの融合を目指して」
（遠山　浩（責）・田中隆之・永江雅和・谷ヶ城秀吉・大島久幸の5名）

◇「権力とジャーナリズム」
（山田健太（責）・武田　徹の2名）

◇「科学哲学と経済学の現在」
（吉田雅明（責）・恒木健太郎の2名）

(3)　特別研究助成（5名以上・年100万円3年間・定例所員総会にて研究経過報告義務、年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施・助成終了後2年以内に『社会科学研究叢書』刊行義務）

2015年度発足　なし

2016年度発足

◇「中国の新常態はどこに向かうか」
（大橋英夫（責）・徐　一睿・宮嵜晃臣・原田博夫・土屋昌明・柴田弘捷・町田俊彦・湯　進・李　春霞の9名）

2017年度発足

◇「多文化社会と視覚表象研究の可能性」
（土屋昌明（責）・下澤和義・上原正博・網野房子・根岸徹郎・井上幸孝の6名）

2017年度発足（今年度限り）

◇「専修大学社会科学研究所70周年の軌跡について」
（村上俊介（責）・石川和男・宮嵜晃臣・大矢根　淳・樋口博美・柴田弘捷の6名）

6．所報の刊行

1．『社会科学年報』第52号の刊行

所員の執筆申し込みに応じて『年報』第52号を編集する。450部以上印刷する。

なお、『年報』第52号の製作ならびに出版契約については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。

また、エントリーの締め切りは6月末に設定し、現在、入稿済、初校～再校中である。

論文

「インドネシアにおける自動車生産政策と流通」　石川和男（所員）
「戦後青森県の政治的争点③」　藤本一美（研究参与）
「『資本論』の原始的再帰関数」　内田　弘（研究参与）
「Why Koreans Became Taller Than Japanese?」　森　宏（研究参与）
「片倉製糸の新蚕品種開発と交雑種系格」　高梨健司（客員研究員）
「オーストリアのインフォーマル介護者の権利と支援施策の実態」　鈴木奈穂美（所員）
「戦後「岩手の医療」における保険と保健の一体化」　中村一成（客員研究員）

研究ノート

「「占拠」という形態をとる社会運動についての理論的一考察」　桑野弘隆（客員研究員）
「チェンナイ（旧マドラス）市のスラム居住者の移転計画とその背景」　福島義和（所員）
「経済学におけるリアリティの基底　－　経済学の全体像を捉えなおすために」
恒木健太郎（所員）／吉田雅明（所員）

所報　樋口博美（事務局長）

編集後記　枡田大知彦（編集担当チーフ）

２．『月報』の刊行

第642号～第653号を所員等の投稿に基づいて刊行した。なお、『月報』の制作については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。毎号400部印刷。

今年度については、昨年度春季の実態調査特集の合併号を刊行した。また、夏季の実態調査特集の合併号も刊行予定である。

2016年度（2017年1月以降）

(8) 12月20日号、1月20日号、合併号（642＋643合併号）：2016夏季実態調査特集号
「企画協力者が考えた調査旅行のテーマ」　米坂浩昭（アイ・シー・ネット）
「専大社研 2016 年度夏季実態調査（タイ・ラオス・ベトナム）行程概要ミニ・フォトエッセー）」
大矢根　淳（所員）
「地域統合下のタイ・ラオス・ベトナム国境地域の連結性」　飯沼健子（所員）
「ダナン市の経済開発と外資導入」　原田博夫（所員）
「ベトナム・ダナン市の成長戦略とキューバ経済改革の展望」　狐崎知己（所員）
「農業生産の国際化―ラオスに見るその可能性と展望―」　今井雅和（所員）
「ラオスにおけるフェアトレードの取り組み－フェアトレード・コーヒーを中心として－」
石川和男（所員）
「ラオスにおける ODOP（一郡一品活動）について」　飯田謙一（研究参与）
「経済発展（開発）の中のベトナム中央高原」　村上俊介（所員）
「擬似ブランド：一村一品、地域ブランド、GIブランド（地理的表示保護制度）」
梶原勝美（所員）

「Katu 族の棺」　嶋根克己（所員）
「ポール・クローデルの見た 1920 年代のフランス領インドシナ」　根岸徹郎（所員）
(9) 2月20日号（644号）
「政府間財政関係における集権と分権の諸課題―理論と実際―」
町田俊彦（参与）、張　忠任（島根県立大学）
「Stature: Key Determinants of Positive Height Trends― The Cases of Japan and South Korea」
Hiroshi Mori（研究参与）
(10) 3月20日号（645号）（2016年度社研シンポ「格差の諸相」特集号）
「開催の挨拶」　村上俊介（所員）
「分断社会を終わらせる－『だれかが受益者』から『だれもが受益者』へ－」
井手英策（慶応義塾大学）
「統計で発見する日本の格差－その量と質を問う－」　福島利夫（所員）
「非正社員とは何者か？－身分化した雇用をめぐって－」　高橋祐吉（所員）
「現代日本における相対的貧困－困窮の諸相に見る『貧困の幅』－」　小池隆生（所員）

2017年度

(1) 4月20日（第646号）
「加重相乗平均の加重相加平均による近似
～関数電卓なしに実効為替レートは近似計算可能か～」　小川 健（所員）
「琉球弧に見る非暴力抵抗運動 ～奄美と沖縄の祖国復帰闘争史～」　中村尚樹（客員研究員）
(2) 5月20日（647号）
「人口・生産活動の「首都圏集中」と政府間財政関係 ―日本と韓国の比較―」
町田俊彦（研究参与）
(3) 6月20日（648号）
「生産・流通構造の再編に向き合う横編ニットメーカーの試みとその構造的位置づけ」
勝俣達也（所員）
「導入時期における柔軟な主題設定の重要性 ～主体的な歴史学習を促すために～」
増田純一（客員研究員）
(4) 8月20日（649・650合併号）
「行程概要ミニ・フォトエッセー」　大矢根　淳（所員）
「対馬・釜山ボーダーツーリズム～実現までの取組から見えてきた
ボーダーツーリズム普及・展開への課題～」　島田　龍（九州経済調査会）
「釜山と対馬における朝鮮通信使の遺跡を辿る」　魏　聖銓（客員研究員）
「九州および韓国「東南圏」の人口・域内生産の動向」　町田俊彦（研究参与）
「国境離島対馬の住民と就業の場」　柴田弘捷（研究参与）
「消滅可能性都市の衝撃と地域おこし協力隊の活動
―長崎県対馬市における「島おこし協働隊」を中心に―」　石川和男（所員）

「日露戦争と対馬」　原田博夫（所員）
「玄界灘を渡って－2017年春、釜山、対馬、大宰府－」　高橋祐吉（所員）
「福岡―釜山超広域経済圏視察調査に参加して」　飯田謙一（研究参与）
「社研合宿特別研究会2013－2016年度」　村上俊介（所員）

（5）9月20日（651号）
「The Effect of Environmental Regulation on Technological Advancement: Based on Empirical Analysis of Chinese Provincial Panel Data」
徐　一睿（所員）、孫　文遠（南京審計大学）
「日本の「国土形成計画」・韓国の「広域発展ビジョン」と日韓超広域経済連携」
町田俊彦（研究参与）

（6）10月20日（652号）
「どうして日本の若者は身長で韓国の若者に追い越されたのだろうか」　森　宏（研究参与）
「書評 原　伸子著『ジェンダーの政治経済学』」　中根康弘（客員研究員）

（7）11月20日（653号）
「The Nature of UK Consumption System- Underlying Factors」　徳田賢二（所員）
（8）12月20日、1月20日（654号、655号合併号）：2017年度夏季実態調査特集号　［編集中］
（9）2月20日（656号）［調整中（投稿論文掲載予定）］
（10）3月20日（656号）［調整中］

3．『社研叢書』第20巻刊行について

特別研究助成2015年度終了（代表：土屋昌明）
『方法としてのドキュメンタリーの生成とアジアにおける発展』（仮）
（土屋昌明（責）・川上隆志・下澤和義・根岸徹郎・上原正博・劉　文兵・三田村圭子・森　瑞枝の8名）が、本年度2月刊行予定である。

4．執筆要項の作成、掲載

近年、投稿論文の中で書式上の問題がみられるものがあり、一方で社会科学研究叢書の各巻においては独自の執筆要綱を設けているケースもあり、これらをふまえて、投稿者に向けての一定の執筆要綱を参考として示しておくべきではないかと事務局では判断した。そして、あくまでも一つの参考として利用してもらうために、編集担当者が中心となって作成、社研ホームページに掲載することとなった。また、月報もこの参考基準に準じていただけるよう呼びかけている。

7．その他の研究活動

1．文献資料の収集・整理

社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの（辞書、統計、白書、年鑑等）、およ

び東アジア経済社会に関する文献の収集に重点をおく、という方針に基づく収集を、また所員からの文献購入希望を募り、予算枠を考慮しながら随時購入を行った。例年通り蔵書情報の電子化も進めてきた。今年度は特に、書庫の整理、特別文庫（山田盛太郎文庫、藤本武文庫）の整理や修復重点を置いた活動を行ってきた（現在継続中）。

(1) 特別文庫の整理・修復・データベース化

山田盛太郎文庫、藤本武文庫の整理・修復・データベース作成等を進め、広く所員が利用できる状態をめざした取り組みを行うことを目標に、今年度は劣化資料に関して業者とともに状態調査を行い、費用見積を取った上で修復作業に着手した。業者への委託、学外の専門的知識提供者に協力依頼をして進めている。

(2) 書庫の整理

所報バックナンバーを中心とする大量の重複雑誌等の在庫が書庫スペースを圧迫し、機動的・積極的な文献収集、特別文庫の整理・配架作業を妨げている現状に鑑み、今年度は、これらの取り扱いと書庫の利用状況の適正化について検討を進めてきた。その上で、図書館と重複して購入している和雑誌、過去の所報（月報、年報）のバックナンバー、寄贈図書および研究助成購入図書返却本（重複本）等について、頒布会開催（2017年12月11日～15日　社研会議室にて）による配布や廃棄作業を実施した。

(3) 所報のデジタル化とリポジトリ化

所報（月報、年報）のバックナンバーを社研の手元に5部残した上で、現在2003年度以前の月報のデジタル化、2005年以前のリポジトリ化作業を進める準備をおこなっている。前者は外部業者に委託し、リポジトリ化は図書館に協力を要請することが決まった。年度内に順次着手し、まずはこれらの作業のためにデジタル・リポジトリ化以前の執筆者への掲載許諾作業を進めていく予定である。

2．ホームページ（パーソナル・コンピュータ）

(1)　ホームページの充実

月報、年報等の論文を読みやすくするために、論文単位のPDFファイルによるHP掲示化を進めてきている。今年度は学内CMS化への対応を検討し、論文リンク等の問題に鑑みて、慎重を期すために、2018年度を目途に導入することが決定した。

(2)　電子メールの活用

電子メール活用による通信業務効率化を引き続き推進した。所員に対する案内等の原則電子メール化（2007年度開始）を継続しており、総会案内に関しても電子メール化が常態化した。（出欠確認、委任状集約等については、往復はがき、研究室受付での回収等、これまでもいくつかの手法を順次、試行している。）

(3)　神田分室のPCシステム

昨年度末に神田分室のPC設置準備のために購入した必要機材や周辺機器の神田分室セッティングが終了し（新PCセットの設置）、またネットワークの接続も完了し、所員の研究活動の充実に向けての整備を進めた。

8．社会科学研究所「規程・細則・内規」（2014年3月）の改定

今年度は、事務局新体制発足直後より、実態に合わなくなった規程、細則、内規についての検討を重ねてきた。特に、規程に関しては大学当局の承認が必要なことから、総会にて検討を行い承認得てから改定をおこなった。

主な内容は、1．所員総会開催時期、委任状の扱いについて（規程）、2．研究助成による研究中間報告、成果報告義務の明記（細則）、3．所報の印刷部数の変更（内規）、4．専門的知識提供者への謝金追加他）（内規）である。規程に関しては「新旧対照表」として、細則と内規に関しては「変更前と変更後」として示しておく。

1．規程改定

1．規程 第8条【所員総会】　社会科学研究所「規程・細則・内規集」（2014年3月）p.3
専修大学社会科学研究所規程新旧対照表

新	旧
第1条から第7条まで 〔省略〕	**第1条から第7条まで** 〔省略〕
（所員総会）	（所員総会）
第8条　所長は、研究所の組織及び運営に関する重要事項を審議するため、毎年2回の所員総会（前期総会及び後期総会）を招集しなければならない。	第8条　所長は、研究所の組織及び運営に関する重要事項を審議するため、毎年5月及び11月に所員総会を招集しなければならない。
2　〔現行に同じ。〕	2　所長は、所員の総数の4分の1以上の要求があるときは、前項の定めにかかわらず、臨時の所員総会を招集しなければならない。
3　〔現行に同じ。〕	3　所長は、必要があると認めるときは、前2項の定めにかかわらず、臨時に所員総会を招集することができる。
4　所員総会で議決するためには、委任状を含めて所員総数の過半数が出席し、出席所員の過半数の賛成がなければならない。	4　所員総会で議決するためには、所員総数の過半数が出席し、出席所員の過半数の賛成がなければならない。
第9条から第12条まで 〔省略〕	**第9条から第12条まで** 〔省略〕
（規程及び細則の改正）	（規程及び細則の改正）

新	旧
第13条　〔現行に同じ。〕	**第13条**　規程及び細則の改正は、運営委員会の議を経て、所員総会に提案し、その議決を経なければならない。
附　則	**附　則**
1　この規程は、昭和38年９月１日から施行する。	1　この規程は、昭和38年９月１日から施行する。
2　この規程施行の際、現に研究所の所長である専任教員は、第６条第１項の規定にかかわらず、この規程施行日に、この規程の定めるところによる所長に任命されたものとみなす。	2　この規程施行の際、現に研究所の所長である専任教員は、第６条第１項の規定にかかわらず、この規程施行日に、この規程の定めるところによる所長に任命されたものとみなす。
3　この規程の定めるところによる最初の所員は、第４条第１項の規定にかかわらず、所長が、社会科学研究所組織委員会の議を経て、この規程施行の際、遅滞なく、専任教員のうちから委嘱するものとする。	3　この規程の定めるところによる最初の所員は、第４条第１項の規定にかかわらず、所長が、社会科学研究所組織委員会の議を経て、この規程施行の際、遅滞なく、専任教員のうちから委嘱するものとする。
4　所長は、前項の所員の委嘱が、完了したときは、第９条の規定にかかわらず、遅滞なく所員総会を招集しなければならない。	4　所長は、前項の所員の委嘱が、完了したときは、第９条の規定にかかわらず、遅滞なく所員総会を招集しなければならない。
5　前項の所員総会は、所員の各部への所属、部長候補者の承認、運営委員となるべき所員の選任、事務局長候補者の選任その他研究所の組織及び運営に関する重要事項を審議するものとする。	5　前項の所員総会は、所員の各部への所属、部長候補者の承認、運営委員となるべき所員の選任、事務局長候補者の選任その他研究所の組織及び運営に関する重要事項を審議するものとする。
〔中略〕	〔中略〕
附　則	**附　則**
この規程は、平成24年６月９日から施行する。	この規程は、平成24年６月９日から施行する。
附　則	
この規程は、平成30年４月１日から施行する。	

２．細則改定

２．研究助成に関する細則３．（グループ研究助成Ａ）「規程・細則・内規集」（2014年3月）p.6

（変更前）

3）この研究助成を受けたグループは、毎年５月に開催される所員総会に研究経過報告書を提出しなければならない。

（変更後）

3）この研究助成を受けたグループは、所員総会に研究中間報告書および研究成果報告書を提出しなければならない。

３．研究助成に関する細則４．（グループ研究助成Ｂ）「規程・細則・内規集」（2014年3月）p.6

（変更前）

2）この研究助成を受けたグループは、毎年５月に開催される所員総会に研究経過報告書を提出しなければならない。

（変更後）

2）この研究助成を受けたグループは、所員総会に研究中間報告書および研究成果報告書を提出しなければならない。

４．研究助成に関する細則５．（特別研究助成）「規程・細則・内規集」（2014年3月）p.6

（変更前）

1）この研究助成の対象となるものは、所員５名以上をもって組織される研究会であり、この研究会に対して、運営委員会の議を経て３年を限度として毎年100万円以内の研究助成を行なうことができる。この研究助成を受けたグループは、助成終了後２年以内に研究成果を「社会科学研究叢書」として刊行しなければならない。

（変更後）

1）この研究助成の対象となるものは、所員５名以上をもって組織される研究会であり、この研究会に対して、運営委員会の議を経て３年を限度として毎年100万円以内の研究助成を行なうことができる。この研究助成を受けたグループは、所員総会に研究中間報告書および研究成果報告書を提出しなければならない。また、助成終了後２年以内に研究成果を「社会科学研究叢書」として刊行しなければならない。

３．内規改定

５．研究会に関する内規「規程・細則・内規集」（2014年3月）p.9

（変更前）

定例研究会の開催費用は、一回15万円を限度とする。また社会科学研究所外の研究グループとの共催の時は、それぞれ応分の費用を負担する。

（変更後）

定例研究会の開催費用は、一回15万円を限度とする。また特別研究・グループ研究との共催および社会科学研究所外の研究グループとの共催の時は、それぞれ応分の費用を負担する。

6．年報・月報の編集に関する内規　「規程・細則・内規集」（2014年3月）p.12

（変更前）

4．年報の編集 4）印刷部数は650部。執筆者用の抜き刷りは50部とし、その費用は研究所が負担する。

（変更後）

4．年報の編集 4）印刷部数は450部以上。執筆者用の抜き刷りは50部とし、その費用は研究所が負担する。

（変更前）

5．月報の編集 3）印刷部数は600部とし、特別号の部数については事務局会議で決定する。

（変更後）

5．月報の編集 3）印刷部数は400部以上とし、特別号の部数については事務局会議で決定する。

7．講師謝金に関する内規　タイトル　「規程・細則・内規集」（2014年3月）p.15

（変更前）　講師謝金に関する内規

（変更後）　謝金に関する内規

8．講師謝金に関する内規　1．謝金の分類　「規程・細則・内規集」（2014年3月）p.15

（変更前）

1．講師謝金等の分類は以下のように定める。

a．社会科学研究所主催の研究会講師謝金

同研究所所員でない講師※　33,333円（うち3,333円は税金）

同研究所所員の講師※　11,111円（うち1,111円は税金）

大学院生（博士課程）の講師　11,111円（うち1,111円は税金）

なお、同研究所員でない者がシンポジウムの講師となり、特に10時から17時の時間帯を拘束した場合、55,555円を支払う。

b．社会科学研究所主催の研究会コメンテーター謝金

同研究所所員でない者　11,111円

同研究所員　5,555円（同上）

c．研究会やシンポジウムで通訳を行なう場合、所員・所外を問わず1時間5,000円とし、3時間計算（5,000×3＝15,000円）を目安に支払う。またシンポジウムでの通訳の場合は、かかった時間に応じて計算し、支払う。

※講師謝礼に関して、客員研究員は外部者扱いとする。ただし、大学規定によって、客員研究員や所員であるなしにかかわらず、本学専任・兼任講師である場合、講師謝礼は社研所員と同額とする。

（変更後）

1．謝金等の分類は以下のように定める。

a．社会科学研究所および特別研究・グループ研究主催の研究会講師謝金

同研究所所員でない講師※　　33,333円（うち3,333円は税金）

同研究所所員の講師※　　11,111円（うち1,111円は税金）

大学院生（博士課程）の講師　　11,111円（うち1,111円は税金）

なお、同研究所員でない者がシンポジウムの講師となり、特に10時から17時の時間帯を拘束した場合、55,555円を支払う。

b．社会科学研究所および特別研究・グループ研究主催の研究会コメンテーター謝金

同研究所所員でない者　　11,111円

同研究所所員　　5,555円（同上）

c．研究会やシンポジウムで通訳を行なう場合、所員・所外を問わず1時間5,000円とし、3時間計算5,000×3＝15,000円）を目安に支払う。またシンポジウムでの通訳の場合は、かかった時間に応じて計算し、支払う。

d．社会科学研究所および特別研究・グループ研究主催の研究会、運営等に関わる専門的知識提供者への謝金金額は、

c．の通訳料に準ずる。

※謝金に関して、客員研究員は外部者扱いとする。ただし、大学規定によって、客員研究員や所員であるなしにかかわらず、本学専任教員および兼任講師である場合、謝金は社研所員と同額とする。

編集後記

『社会科学年報』第52号をお届けいたします。専修大学社会科学研究所は、2017年4月から新体制となりました。編集担当のスタッフにも入れ替わりがありましたが、新たに就任された宮寄晃臣所長、樋口博美事務局長を中心とした事務局のメンバーのご尽力もあり、無事に刊行することができました。ご労作をおよせいただきましたみなさま、関係者のみなさまに、こころより感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

本号には、英語論文1編を含む7編の論文、3編の研究ノートが掲載されております。以下では、それらの課題および対象について、掲載順に記しておきたいと思います。

石川論文は、日系メーカーが圧倒的に有利な位置にある、インドネシアにおける自動車生産およびその流通に焦点を当て、とりわけ2010年頃以降の販売（促進）のための新たな金融制度、個人信用制度等、自動車の普及に向けた取り組みについて考察します。内田論文は、長きにわたり幾重にも積み重ねられてきたマルクスを対象とする研究の歴史のなかで、ほとんど知られてこなかった問題とされる「アリストテレス難問のマルクス解法」の解明に取り組んでいます。鈴木論文は、オーストラリアが1990年代後半以降に実施している介護者支援施策の概要の整理を通じて、とりわけ介護者が有する権利、介護者支援において重視されている諸点等を分析し、同国の施策の特徴を明らかにしたうえで、そこから日本における介護者支援政策のあり方を考えるためのインプリケーションを引き出しています。高梨論文は、一次資料を基づき、1934年頃の片倉製糸が、いかなる交雑蚕品種によっていかなる糸格の生糸を生産していたのか、また蚕品種の改良・統一や製糸技術の改善によってどのように糸格の向上を図ってきたかを克明に描いています。中村論文は、戦後日本の医療システムを再検討する手掛かりとして、戦後医療の取り組みのなかで全国的にも注目され、かつ参照される存在であった「岩手の医療」の特質を明確にし、その歴史的な展開過程を検討しています。藤本論文は、1945年から2015年までの70年間を対象に、青森県で生じてきた、多様かつ数多くの「政治的争点」を取り上げ、それらの概要を紹介することを通じて、青森県における戦後政治の特色を抽出しています。森論文は、英語による論稿であり、数多くの統計でデータを駆使し、日本と韓国の若者の身長差を明確にしたうえで、それと日韓両国における食糧消費―とりわけ若年層の食生活、食文化、学校給食―のあり方との関係を分析しています。桑野客員研究員による研究ノートは、グレーバーとハーヴェイという二人の理論家を援用しながら、2011年に発生した「ウオール街を占拠せよ」にみられるような「二一世紀初頭に現れた革命的占拠運動」が提起した「古くて新しい」理論的諸問題を解き明かすことを試みています。恒木所員と吉田所員による研究ノートは、経済学の哲学的貧困の理由は何か、経済学方法論からの批判が弱いのは何故か、を考え、経済学者集団がその議論の説得力の実効的な基底はどこにあるのかを探る作業の一環として、経済史研究という領域を対象に事例研究を行っています。福島所員による研究ノートは、その地理的条件から浸水で多大な被害を受ける場合が多いインドの都市、チェンナイのスラムに住む貧困層を対象に、これまで行われきた住宅政策、移転計画・政策の内容と実態、それらの歴史的展開を検討しています。

昨年度の『年報』の編集後記を読み返してみますと、2016年にみられた、イギリスおよびアメリカという（かつての）「覇権国」における大きな「変化」について言及されていました。そこでは、2016年が歴史の「転換点」になる可能性にも触れられています。そうした「激動」の年の次の一年間、2017年は、みなさまにとってどのような年であったでしょうか。注目された同年9月のドイツの連邦議会選挙では、メルケル首相が「勝利」を宣言し、4選を確実にした一方で、新興の右翼政党が議席を獲得しました。とりわけ2016年に大きなうねりをみせた「自国第一主義」の波は、2017年も世界を覆っていたと評価すべきなのでしょうか。さらなる「変化」、少なくともその「きざし」があらわれたと評価すべきなのでしょうか。それぞれの評価・判断にしたがい、進んでいくほかないようにも思います。

なお、2017年、本研究所においては、『専修大学社会科学研究所月報』の英文タイトルが変更されました。編集担当にかかわる諸々の事柄のなかで、こうした「変化」があったことをあらためてお伝えしまして、筆を置かせていただきます。

（M）

編集スタッフ　枡田大知彦（経済学部）　広瀬　裕子（文学部）
福島　義和（文学部）　佐藤　慶一（ネットワーク情報学部）

執筆者紹介（執筆順）

石川　和男　本研究所所員（商学部）

内田　弘　本研究所研究参与

鈴木奈穂美　本研究所所員（経済学部）

髙梨　健司　本研究所客員研究員

中村　一成　本研究所客員研究員

藤本　一美　本研究所研究参与

森　宏　本研究所研究参与

桑野　弘隆　本研究所客員研究員

恒木健太郎　本研究所所員（経済学部）

吉田　雅明　本研究所所員（経済学部）

福島　義和　本研究所所員（文学部）

社会科学年報　第52号

2018年3月10日

編集　専修大学社会科学研究所
代表者　宮　嵜　晃　臣
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田２－１－１
電話 044(911)1089　FAX 044(900)7829

印刷　佐藤印刷株式会社
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前２－１０－２
電話 03(3404)2561　FAX 03(3403)3409

ISSN 0389-9519

THE SHAKAIKAGAKU-NENPO

(THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE)

No. 52 MARCH 2018

Articles:

Automobile Production Policies and Distribution in Indonesia
—Focusing on Expansion of Purchasing Layer and Increase of Purchasing Opportunities— ····· ***Kazuo Ishikawa***

Marx's *Capital* in Primitive Recursive Function
— His Solution of Aristotle's Aporias — ·····***Hiroshi Uchida***

Rights and Policies to Support Carers in Australia ····· ***Naomi Suzuki***

Development of New Silkworm Variety and the Raw Silk Grade in Katakura & Co., Ltd. ····· ***Kenji Takanashi***

"Integration of Medical Care and Insurance" at Postwar Iwate Prefecture ·····***Kazunari Nakamura***

The Political Issue of Aomori Prefecture in the Post-World War II 1945~2015, ③ ·····***Kazumi Fujimoto***

Why Koreans Became Taller Than Japanese?····· ***Hiroshi Mori***

Note:

A Theoretical Study about Social Movements in the Form of "Occupying" ····· ***Hirotaka Kuwano***

What Is the Basis of 'Reality' in Economics ?
—A Case-study on Economic History
····· ***Kentaro Tsuneki and Masaaki Yoshida***

Housing Policy of Slum Dwellers in Chennai and Occupancy Urbanism ····· ***Yoshikazu Fukushima***

Edited by
THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE
SENSHU UNIVERSITY
Tokyo & Kawasaki